

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年 8 月26日

【発行者の名称】 インドネシア国営電力公社  
(Perusahaan Perseroan (Persero) PT Perusahaan Listrik Negara)

【代表者の役職氏名】 財務担当エグゼクティブ・バイス・プレジデント  
スリスティヨ・ピアントロ  
(Sulistyo Biantoro, Executive Vice President of Finance)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 山 下 淳  
弁護士 及 川 界  
弁護士 町 田 雄 輝

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 山 下 淳  
弁護士 及 川 界  
弁護士 町 田 雄 輝

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注)

1. 別段の記載のない限り、本書において、「発行者」、「当公社」又は「PLN」とはインドネシア国営電力公社（プルサハン・ペルセロアン（ペルセロ）・ピー・ティー・プルサハン・リストリク・ネガラ（Perusahaan Perseroan (Persero) PT Perusahaan Listrik Negara））をいい、「インドネシア」又は「共和国」とはインドネシア共和国をいい、「政府」とはインドネシア共和国政府をいう。
2. 別段の記載のない限り、本書において、「ルピア」は共和国の通貨を、「米ドル」はアメリカ合衆国の通貨を、「ユーロ」は欧州共同体設立条約（その後の修正を含む。）に基づき単一通貨を採択する欧州連合の一部加盟国の通貨を、「円」及び「日本円」は日本国の通貨を指す。2019年 8 月21日現在における株式会社三菱UFJ銀行発表の対顧客直物電信売買相場のルピア（参考相場）及び米ドルの日本円に対する仲値は、100ルピア = 0.75円及び 1 米ドル = 106.36円であった。
3. PLNの会計年度は、12月31日に終了する。
4. 本書の表の計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。

## 主要な電気関連用語集

以下の説明は、技術的定義ではないものの、本書で使用されている用語の一部を理解するのに役立つ。

|             |                                                                       |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 設備利用率       | 設備利用率は、（i）総生産GWhを（ ）メガボルト（MV）容量に年間総時間数を乗じた数値で割ることによって計算される。           |
| 発電所         | 発電機及びそれを駆動するタービン又はその他の機器の総称をいう。                                       |
| ESC         | エネルギー販売契約をいう。                                                         |
| ギガワット（GW）   | 1,000,000,000ワット（1,000メガワット）をいう。                                      |
| ギガワット時（GWh） | 1ギガワットの電力を1時間供給又は消費する場合の電気量をいう。                                       |
| 設備容量        | 長期にわたる作動期間において連続的に生産され得る最大の電力をいう。なお、全ての設備は完全に稼働していると想定される。            |
| IPP         | 独立系発電事業者をいう。                                                          |
| IPP電力供給契約   | IPPとのPPA及びESCをいう。                                                     |
| キロメートル回路    | 送配電媒体が通過する実際の経路の長さをキロメートル単位で測定することにより決定される、収益を生み出す稼働中の回路のキロメートル経路をいう。 |
| キロボルト（KV）   | 1,000ボルトをいう。                                                          |
| キロワット（kW）   | 1,000ワットをいう。                                                          |

|                |                                              |
|----------------|----------------------------------------------|
| キロワット時（kWh）    | 1キロワットの電力を1時間供給又は消費する場合の電気量をいう。              |
| kVA            | キロボルトアンペアをいう。                                |
| メガボルトアンペア（MVA） | 1,000,000ボルトアンペアをいう。                         |
| メガワット（MW）      | 1,000,000ワット（1,000キロワット）をいう。                 |
| メガワット時（MWh）    | 1メガワットの電力を1時間供給又は消費する場合の電気量をいう。              |
| PPA            | 電力購入契約をいう。                                   |
| SAIDI          | システムの信頼度を測る指標である、システム平均停電継続時間指数をいう。          |
| SAIFI          | システムの信頼度を測る指標である、システム平均停電頻度指数をいう。            |
| 変電所            | 送配電システムにおける電気の電圧を切り替え、及び／又は変更させ、又は制御する設備をいう。 |
| VA             | ボルトアンペアをいう。                                  |
| ボルト            | 水圧に類似した、電気力の基本単位（ポンド／平方インチ）をいう。              |
| ボルトアンペア        | 皮相電力の基本単位をいう。                                |
| ワット            | 有効電力の基本単位をいう。                                |

テラワット時（TWh）

1 テラワットの電力を1時間供給又は消費する場合の電氣量をいう。

### 将来予想に関する記述及びそれに伴うリスク

本書には将来予想に関する記述が含まれる。本書に含まれる過去の事実に関する記述以外の全ての記述、とりわけ、インドネシアの経済、財政状況、債務又は見通し及び当公社の事業に関する記述は、将来予想に関する記述を構成する可能性がある。将来予想に関する記述は、一般に、「可能性がある」、「であろう」、「期待する」、「意図する」、「見積る」、「見込む」、「考える」、「引き続き行う」その他同様の表現の使用により識別することができる。当公社は、当公社の将来予想に関する記述に反映されている予想は現時点では合理的であると考えているが、その予想が正しいことを証明する保証はない。具体的には、以下の事項に関する記述には、将来に関する記述が含まれている。

- ・ 当公社の財務状況、事業戦略、予算並びに予測される財務及び営業データ
- ・ 当公社の予想設備投資
- ・ 競争力を維持し続ける当公社の能力
- ・ 将来の事業運営のための計画及び目標
- ・ 将来の売掛金の創出
- ・ 環境法令の遵守及び環境修復

これらの記述には、以下のようなリスク及び不確実性が内在している。

- ・ インドネシアの経済的、社会的及び政治的状況
- ・ 公共サービス義務（以下「PSO」という。）、配当義務、環境規制及び法令遵守コストなどのインドネシアにおける規制負担の増加
- ・ 事故、自然災害及びその他の災害
- ・ 競争的行為又はインフレや為替レートの変動等の経済的要因の結果としての、当公社が消費する主要な商品の市場価格又は需要の変動
- ・ 政府及びその他の政府機関、合併パートナー、当公社株主、共同投資家及びその他の取引相手との関係の変化
- ・ 当公社の規制及び／又は税制環境の変化
- ・ 当公社が事業を行うための契約の条件及び第三者の契約条件に従った履行能力の変化
- ・ 外国為替レートの変動
- ・ 上記及び後記「第二部 発行者情報 - 第3 発行者の概況 - 3 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合 - （4）業務の概況 - （B）リスク要因」の項目に記載の当公社のリスク並びにその他の未知の要因に対する当公社の管理能力

とりわけ、これらの不確実性やリスクのうちの1つ以上が具現化した場合、実績は、推定、予想又は予測される結果とは大きく異なる可能性がある。具体的には、資本コストが上昇したり、プロジェクトが遅れたり、予想された生産、容量又はパフォーマンスの改善が十分に実現されなかったりする可能性があるが、これらに限られない。当公社は、将来予想に関する記述に反映されている当公社の経営に関する予想は、現在当公社が入手している情報に基づいて合理的であると考えているが、その予想が正しいことを証明する保証はない。したがって、本債券の購入予定者は、将来予想に関する記述に過度に依拠しないように注意を払う必要がある。いずれにせよ、これらの記述はその日付時点においてのみ述べられており、新しい情報や将来の出来事の結果、記述内容が変わろうと、当公社はこれらの記述を更新又は改訂する義務を負うものではない。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集債券に関する基本事項】

注： 本「第1 募集債券に関する基本事項」には、インドネシア国営電力公社（以下「発行者」、「当公社」又は「PLN」という。）が発行する第1回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）（以下「第1回円貨債券」という。）、第2回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）（以下「第2回円貨債券」という。）、第3回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）（以下「第3回円貨債券」という。）及び第4回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）（以下「第4回円貨債券」という。）についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの回号ごとに異なる取扱いがなされる場合、又は別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、それぞれの回号ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜第1回円貨債券＞、＜第2回円貨債券＞、＜第3回円貨債券＞及び＜第4回円貨債券＞の見出しの下に記載された「本債券」、「本債権者」、「債券の要項」、「共同主幹会社」及び「財務代理人」という用語は、それぞれの回号に係る用語を指し、いずれかの回号に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該回号に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの回号の記載内容に差異がない場合又は一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの回号に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの債券、それぞれの債券の債権者及びそれぞれの債券の要項は単に、それぞれ「本債券」、「本債権者」及び「債券の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの債券が同一回号を構成することを意味するものではないことに留意されたい。債券の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの債券に従った当該債券に基づく権利を有する。

本書に記載されているとおり、発行者は、4本建てで債券を発行する予定であるが、債券の需要状況を勘案したうえで、その一本又は複数本について、本書の効力発生の当日までの間に募集を取り止める可能性がある。

## 1【発行主体】

本債券の発行は、以下により適切に授権されている。

- a．発行者の2019年度業務計画及び予算（*Rencana Kerja dan Anggaran Perusahaan*）（以下「RKAP」という。）（2019年1月7日付2019年度RKAPの認可に関するPLN株主総会議事録第RIS-07/D2.MBU/01/2019号に基づき、発行者の唯一の株主としてのインドネシア共和国の国営企業大臣により認可された。）
- b．発行者の2019年2月14日付取締役会書面決議第011/DIR/2019号
- c．2019年5月9日付発行者のコミサリス会（監査役会に相当する。）決定書第118/DK-PLN/05/2019号（以下「授権書面」という。）

発行者には、本債券の発行に関する特別の会計は存在しない。

本債券について、授権書面で定められたものを除き、法定の債券発行限度額は存在しない。

## 2【募集要項】

### < 第1回円貨債券 >

| 債券の名称    | 第1回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）      |      |                                          |
|----------|--------------------------------|------|------------------------------------------|
| 記名・無記名の別 | 該当なし（注1）                       | 券面総額 | 50億円（予定）（注2）                             |
| 各債券の金額   | 1億円                            | 発行価格 | 各債券の金額100円につき100円                        |
| 発行価額の総額  | 50億円（予定）（注2）                   | 利 率  | 年（未定）%<br>（年（未定）%～（未定）%を<br>仮条件とする。）（注3） |
| 償還期限     | 2022年9月20日（注4）                 | 申込期間 | 2019年9月12日（注5）                           |
| 申込証拠金    | なし                             | 払込期日 | 2019年9月20日（注6）                           |
| 申込取扱場所   | 別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店及び各支店 |      |                                          |

### < 第2回円貨債券 >

| 債券の名称    | 第2回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）      |      |                                          |
|----------|--------------------------------|------|------------------------------------------|
| 記名・無記名の別 | 該当なし（注1）                       | 券面総額 | 50億円（予定）（注2）                             |
| 各債券の金額   | 1億円                            | 発行価格 | 各債券の金額100円につき100円                        |
| 発行価額の総額  | 50億円（予定）（注2）                   | 利 率  | 年（未定）%<br>（年（未定）%～（未定）%を<br>仮条件とする。）（注3） |
| 償還期限     | 2024年9月20日（注4）                 | 申込期間 | 2019年9月12日（注5）                           |
| 申込証拠金    | なし                             | 払込期日 | 2019年9月20日（注6）                           |
| 申込取扱場所   | 別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店及び各支店 |      |                                          |

### < 第3回円貨債券 >

| 債券の名称    | 第3回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019） |      |              |
|----------|---------------------------|------|--------------|
| 記名・無記名の別 | 該当なし（注1）                  | 券面総額 | 50億円（予定）（注2） |

|         |                                |      |                                           |
|---------|--------------------------------|------|-------------------------------------------|
| 各債券の金額  | 1 億円                           | 発行価格 | 各債券の金額100円につき100円                         |
| 発行価額の総額 | 50億円（予定）（注 2）                  | 利 率  | 年（未定）％<br>（年（未定）％～（未定）％を<br>仮条件とする。）（注 3） |
| 償還期限    | 2026年 9 月18日（注 4）              | 申込期間 | 2019年 9 月12日（注 5）                         |
| 申込証拠金   | なし                             | 払込期日 | 2019年 9 月20日（注 6）                         |
| 申込取扱場所  | 別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店及び各支店 |      |                                           |

< 第 4 回円貨債券 >

|          |                                |      |                                           |
|----------|--------------------------------|------|-------------------------------------------|
| 債券の名称    | 第 4 回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）    |      |                                           |
| 記名・無記名の別 | 該当なし（注 1）                      | 券面総額 | 50億円（予定）（注 2）                             |
| 各債券の金額   | 1 億円                           | 発行価格 | 各債券の金額100円につき100円                         |
| 発行価額の総額  | 50億円（予定）（注 2）                  | 利 率  | 年（未定）％<br>（年（未定）％～（未定）％を<br>仮条件とする。）（注 3） |
| 償還期限     | 2029年 9 月20日（注 4）              | 申込期間 | 2019年 9 月12日（注 5）                         |
| 申込証拠金    | なし                             | 払込期日 | 2019年 9 月20日（注 6）                         |
| 申込取扱場所   | 別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店及び各支店 |      |                                           |

< 共通事項 >

（注 1） 本債券には、その全部について日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の譲渡及び本債券に関するその他の事項については、振替法及び振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他規則等（以下「業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注 2） 上記の券面総額及び発行価額の総額は、2019年 9 月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される券面総額及び発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注 3） 利率は、2019年 9 月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2019年 9 月中旬頃に決定される予定である。

（注 4） 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更になった場合、下記「3 利息支払の方法」に記載の利払日も同様に変更される可能性がある。

（注 5） 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね 1 週間程度繰り下げられる可能性がある。

（注 6） 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

引受けの契約の内容

本債券の発行及び募集に関する元引受契約を締結する金融商品取引業者（以下「共同主幹事会社」と総称する。）は、以下のとおりである。

< 第 1 回円貨債券 >

| 会 社 名                 | 住 所                                   | 引受金額<br>(百万円)                                   |
|-----------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区<br>丸の内二丁目５番２号                 | 共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。 |
| みずほ証券株式会社             | 東京都千代田区<br>大手町一丁目５番１号<br>大手町ファーストスクエア |                                                 |
| 野村證券株式会社              | 東京都中央区<br>日本橋一丁目９番１号                  |                                                 |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社          | 東京都千代田区<br>丸の内三丁目３番１号                 |                                                 |
| 合 計                   |                                       | 5,000（予定）                                       |

## &lt; 第２回円貨債券 &gt;

| 会 社 名                 | 住 所                                   | 引受金額<br>(百万円)                                   |
|-----------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区<br>丸の内二丁目５番２号                 | 共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。 |
| みずほ証券株式会社             | 東京都千代田区<br>大手町一丁目５番１号<br>大手町ファーストスクエア |                                                 |
| 野村證券株式会社              | 東京都中央区<br>日本橋一丁目９番１号                  |                                                 |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社          | 東京都千代田区<br>丸の内三丁目３番１号                 |                                                 |
| 合 計                   |                                       | 5,000（予定）                                       |

## &lt; 第３回円貨債券 &gt;

| 会 社 名                 | 住 所                                   | 引受金額<br>(百万円)                                   |
|-----------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区<br>丸の内二丁目５番２号                 | 共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。 |
| みずほ証券株式会社             | 東京都千代田区<br>大手町一丁目５番１号<br>大手町ファーストスクエア |                                                 |
| 野村證券株式会社              | 東京都中央区<br>日本橋一丁目９番１号                  |                                                 |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社          | 東京都千代田区<br>丸の内三丁目３番１号                 |                                                 |

|     |           |
|-----|-----------|
| 合 計 | 5,000（予定） |
|-----|-----------|

## &lt; 第4回円貨債券 &gt;

| 会 社 名                 | 住 所                                   | 引受金額<br>（百万円）                                   |
|-----------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区<br>丸の内二丁目５番２号                 | 共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。 |
| みずほ証券株式会社             | 東京都千代田区<br>大手町一丁目５番１号<br>大手町ファーストスクエア |                                                 |
| 野村證券株式会社              | 東京都中央区<br>日本橋一丁目９番１号                  |                                                 |
| S M B C 日興証券株式会社      | 東京都千代田区<br>丸の内三丁目３番１号                 |                                                 |
| 合 計                   |                                       | 5,000（予定）                                       |

## &lt; 共通事項 &gt;

## 元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で本債券の条件決定日に調印される予定の元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。上記以外の元引受けの条件は未定であるが、本債券の条件決定日に、発行条件の決定とともに決定される予定である。

## 債券の管理会社

本債券に関して、債券の管理会社は設置されない。

発行者は、本債券に関する一定の管理業務を日本における本債券の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」と総称する。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれら全ての資格で行為する代理人を意味する。）に委託するものとする。財務代理人の義務及び職務は、本債券の要項（以下「債券の要項」という。）、発行者及び財務代理人の間で本債券の条件決定日に調印される予定の財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）並びに業務規程等によって定められる。かかる職務の一部は、下記「７ 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」に記載されている。

財務代理人は、以下のとおりである。

| 財務代理人の名称   | 住 所               |
|------------|-------------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区丸の内一丁目１番２号 |

発行者は、随時財務代理人を変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に任命されるまで在職するものとする（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、業務規程等に基づき発行代理人及び支払代理人として行為する資格を有する者でなければならない。）。かかる変更の場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、事前にその旨を本債権者に対し公告する。

振替機関が発行者に対して財務代理人の発行代理人又は支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をした場合、発行者は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を任命し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、業務規程等に基づき発行代理人及び支払代理人として行為する資格を有

する者でなければならない。）、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、その旨を本債権者に対し公告する。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、あたかも債券の要項及び財務代理契約において当初から財務代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と交代し、債券の要項、財務代理契約及び業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

## 振替機関

本債券の振替機関は以下のとおりである。

| 振替機関の名称                        | 住 所                 |
|--------------------------------|---------------------|
| 株式会社証券保管振替機構<br>(以下「振替機関」という。) | 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 |

本「第1 募集債券に関する基本事項」において、振替機関という場合、主務大臣が振替法に従って今後指定する後継の振替機関を含む。

## 財務上の特約

担保提供制限条項については、下記「6 担保又は保証に関する事項(2)」を参照のこと。

債務不履行による期限の利益喪失については、下記「12 その他(3)」を参照のこと。

## その他

### (a) 信用格付業者による信用格付

本債券について、発行者は、2019年8月26日現在、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「登録格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からBBBの予備格付を付与されており、本債券の条件決定日に決定される発行価額の総額及び利率等の本債券の発行条件の決定後に、JCRから本格付を取得できる予定である。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

### (b) 無登録信用格付業者による信用格付

本債券について、発行者は、格付の付与をS&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）及びムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）に依頼しており、本債券の条件決定日に決定される発行価額の総額及び利率等の本債券の発行条件決定後に、かかる格付を取得できる予定である。

なお、発行者は、S&Pから2019年7月8日にBBBの長期発行体格付（外貨建）を、ムーディーズから2019年7月2日にBaa2の長期発行体格付（外貨建）をそれぞれ付与されており、本書の日付現在、かかる格付に変更はない。

これら2格付業者は、いずれも信用格付業者として登録されていない。これら2格付業者を、以下「無登録格付業者」という。

（注）無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P及びムーディーズについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）及びムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、S&P及びムーディーズは、上記信用格付業者それぞれの特定期限法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。S&P及びムーディーズそれぞれの信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されている（ ）S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（[https://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/home](https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（[https://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/regulatory/unregistered](https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」及び（ ）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)）の「信用格付事業」タブ）にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

### 3【利息支払の方法】

#### <第1回円貨債券>

本債券は2019年9月21日（当日を含む。）から利息を付し、かかる利息は、2020年3月20日を初回として、毎年3月20日及び9月20日の年2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を後払いで支払う。本「3 利息支払の方法」において定められた各利払いの日を、以下「利払日」という。

#### <第2回円貨債券>

本債券は2019年9月21日（当日を含む。）から利息を付し、かかる利息は、2020年3月20日を初回として、毎年3月20日及び9月20日の年2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を後払いで支払う。本「3 利息支払の方法」において定められた各利払いの日を、以下「利払日」という。

#### <第3回円貨債券>

本債券は2019年9月21日（当日を含む。）から利息を付し、かかる利息は、2020年3月20日を初回として、毎年3月20日及び9月20日の年2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を後払いで支払う。ただし、最終の利息は、2026年3月21日（当日を含む。）から2026年9月18日（当日を含む。）までの期間について2026年9月18日に支払う。本「3 利息支払の方法」において定められた各利払いの日を、以下「利払日」という。

#### <第4回円貨債券>

本債券は2019年9月21日（当日を含む。）から利息を付し、かかる利息は、2020年3月20日を初回として、毎年3月20日及び9月20日の年2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を後払いで支払う。本「3 利息支払の方法」において定められた各利払いの日を、以下「利払日」という。

#### <共通事項>

6か月以外の期間の利息については、1年365日の日割計算によりかかる期間中の実日数について支払われる。

本債権者のそれぞれに支払われる利息の総額は、業務規程等に従って計算されるものとする。

本債券の利息は、償還期日後はこれを付さない。ただし、発行者が償還期日に債券の要項に従ったいずれかの本債券の償還を怠った場合は、未償還の本債券の元金額に対して、償還期日（当日を含まない。）から当該

未償還の本債券の元金額の償還が実際に行われた日（当日を含む。）までの期間の実日数（1年365日の日割計算による。）につき上記「2 募集要項 - 利率」に定める利率による利息が日本円で支払われるものとする。ただし、かかる期間は、業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、自己が受領した本債券の全額償還のために必要な資金を、本債券の振替を行うために振替機関に口座を開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えないものとする。ただし、業務規程等のもとでかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は、下記「5 元利金支払場所」第2段落に従い財務代理人が最終の公告を行った日から14日を超えないものとする。

#### 4【償還の方法】

##### （1）満期償還

###### < 第1回円貨債券 >

本債券は、それまでに本「4 償還の方法」の（2）乃至（4）に規定される通りに償還され又は買入消却されない限り、2022年9月20日に、本債券の金額に等しい金額により償還される。

###### < 第2回円貨債券 >

本債券は、それまでに本「4 償還の方法」の（2）乃至（4）に規定される通りに償還され又は買入消却されない限り、2024年9月20日に、本債券の金額に等しい金額により償還される。

###### < 第3回円貨債券 >

本債券は、それまでに本「4 償還の方法」の（2）乃至（4）に規定される通りに償還され又は買入消却されない限り、2026年9月18日に、本債券の金額に等しい金額により償還される。

###### < 第4回円貨債券 >

本債券は、それまでに本「4 償還の方法」の（2）乃至（4）に規定される通りに償還され又は買入消却されない限り、2029年9月20日に、本債券の金額に等しい金額により償還される。

##### < 共通事項 >

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、発行者は、本債券の元利金の全部又は一部について、支払期日前に償還又は支払を行うことはできない。

##### （2）税務上の理由による償還

本債券の発行日以後に公表され効力が発生する（ ）課税に影響を与えるインドネシア共和国の法令（若しくは当該法令により施行される規制若しくは規則）若しくは条約の変更若しくは改正、又は（ ）当該法令、規制若しくは規則の既存の公的な見解、適用若しくは解釈、若しくは適用若しくは解釈に関する公的な見解の開示（管轄権を有する裁判所の判示、判決若しくは命令を含む。）の変更の結果、発行者又は承継会社（下記「12 その他（4）」に定義する。）（場合による。）が、次の利払日に、本債券に基づき支払期日の到来した支払に関して、本債券の発行日に適用される最低源泉徴収基準（以下に定義する。）により下記「9 課税上の取扱い（1）」に従って支払うこととなる金額を超える追加金額（以下「増額された追加金額」という。）の支払義務を負う場合であって、かつ当該義務を発行者又は承継会社（場合による。）が合理的な手段を用いても回避できない場合、本債券は、発行者又は承継会社の選択により、本債権者に対する30日以上60日以内の事前の公告（当該公告は取消不能とする。）を行うことにより、その全部（一部は不可。）について、本債券の金額の100%に相当する償還価格（追加金額（下記「9 課税上の取扱い（1）」に定義する。）を含む。）で、発行者又は承継会社（場合による。）により定められる償還日（当日を含む。）までの経過利息（もしあれば）（追加金額を含む。）を付して、いつでも償還することができる。かかる事前の公告を行う場合、発行者又は承継会社は、直ちに（遅くとも財務代理人により公告が行われる15日前までに）財務代理人に対してその旨、償還日及びその他の関連事項を書面により通知する。ただし、当該償還の公告は、本債券に関する支払期日が到来した場合に発行者又は承継会社（場合による。）が当該増額された追加金額の支払義務を負うこととなる最も早い日の90日より前に行うことはできず、さらに、当該増額された追加金額を支払う義務がインドネシア共和国（又はインドネシア共和国の若しくはその域内の下部行政組織若しくは課税当局）の税

金による場合、発行者又は承継会社は、義務を負う源泉徴収又は控除の税率が20.0%（以下「最低源泉徴収基準」という。）を超える場合に限り、上記の規定に従って本債券を償還することが認められる。

発行者又は承継会社が、下記「9 課税上の取扱い（1）」に従って当該追加金額の支払義務を負う場合であって、発行者又は承継会社が、下記「9 課税上の取扱い（1）」に規定又は言及される追加金額を支払う確約にもかかわらず、インドネシア共和国又はインドネシア共和国の若しくはその域内の下部行政組織若しくは課税当局の課税に影響を与える効力を有する法令（又は当該法令により施行される規制若しくは規則）により当該追加金額の支払を行うことを禁止される場合は、発行者又は承継会社は、その時点において未償還の本債券の全部（一部は不可。）について、本債券の金額の100%の償還価格で、償還日として定められる日（当日を含む。）までの経過利息を付して、実務上可及的速やかに、ただし、（ ）発行者又は承継会社に当該追加金額の支払義務を生ぜしめる事由が発生する日、又は（ ）当該法令が施行される日のいずれか遅い方から40日以内に償還しなければならない（ただし、当該法令の条件に従うものとする。）。

上記に基づく本債券の償還の場合、発行者又は承継会社（場合による。）は、下記を財務代理人に交付するものとする。

- （ ）（ a ）上記に定める当該変更又は改正が生じた旨及びそれに関する事実、（ b ）発行者又は承継会社（場合による。）が取り得る合理的な手段を用いても当該義務を回避することができない旨、（ c ）発行者又は承継会社（場合による。）が、本「4 償還の方法（2）」に従って本債券を償還することを選択する又は義務を負う旨、並びに（ d ）償還日として定められる日が記載された、発行者又は承継会社（場合による。）の取締役社長又は2名の取締役により署名された証明書
- （ ）当該追加金額の支払義務が上記に定める当該変更又は改正の結果である旨の国際的に定評のある弁護士による意見書又は国際的に定評のある税務コンサルタントによる意見書
- （ ）最低源泉徴収基準を超えて償還に至る場合には、発行者又は承継会社（場合による。）が増額された追加金額を支払う義務を負う旨又は負うこととなる旨の国際的に定評のある弁護士による意見書又は国際的に定評のある税務コンサルタントによる意見書

当該証明書及び意見書は、償還予定日の少なくとも30日前までに発行者により財務代理人に交付され、発行者は償還予定日の少なくとも14日前までに当該事項を本債権者に対して公告しなければならない。

財務代理人は、当該証明書及び意見書を、それにより確定的かつ本債権者を拘束するものとされる、前提条件の充足の十分な証拠として受領する。

本「4 償還の方法（2）」に基づき発行者より財務代理人に対して交付された当該証明書及び意見書は、（ ）財務代理人が受領後速やかに、また本「4 償還の方法（2）」に基づく本債券の償還日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、（ ）財務代理人の通常の営業時間内において、本債権者の閲覧又は謄写に供される。

本「4 償還の方法（2）」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「4 償還の方法（2）」に基づく手続に要する一切の費用は、発行者の負担とする。

### （3）支配権変更トリガー事由による償還

支配権変更トリガー事由（以下に定義する。）が生じる場合、各本債権者は、発行者に対して当該本債権者が保有する本債券の全部又は一部を本債券の金額の101%に相当する償還価格（追加金額を含む。）で（償還日までの未払の経過利息（もしあれば）（追加金額を含む。）を付して）償還するよう請求する権利（以下「期限前償還請求権」という。）を有する。ただし、本債券について各債券の金額の一部にかかる権利の行使はできないものとする。また、かかる権利の行使は行使手続期間（以下に定義する。）の最終日に効力が発生するものとみなされる。支配権変更トリガー事由の発生から30日以内に、発行者は、（ ）効力発生日（以下に定義する。）、（ ）各本債権者が期限前償還請求権を有していること、（ ）期限前償還日（以下に定義する。）、（ ）行使手続期間及び（ ）財務代理人との協議により発行者が関連するとみなすその他の事項について財務代理人に本債権者に対する公告を行わしめる。この場合、発行者は、直ちに（遅くとも財務代理人により公告が行われる15日前までに）財務代理人に対してその旨及びその他の関連事項を書面により通知する。

期限前償還請求権を行使しようとする本債権者は、行使手続期間中に、その旨を、発行者のために行う財務代理人に対してその本店において財務代理人が定める様式による書面通知（以下「行使通知」という。）（行使通知には、かかる通知を行う本債権者の保有証明書（下記「12 その他（3）」に定義する。）を添える。）を行わなければならない。期限前償還請求権を行使しようとする本債権者は、本「4 償還の方法（3）」に定める要件に従うほか、業務規程等に従い、直近上位機関（下記「12 その他（3）」に定義する。）である当該本債権者の口座管理機関（下記「5 元利金支払場所」に定義する。）に対して一切の必要な手続をとらなければならない。

本債権者は、財務代理人に対してその本店において行使通知を提出した後は、少なくとも行使通知の対象とされた本債券と同額の本債券を振替機関が運営する社債等の振替制度において譲渡又はその他の処分をすることはできず、また行使通知の提出対象となった本債券に基づくいかなる権利（ただし、当該提出時までに発生していた権利で、そのとき行使しうるものを除く。）も行使することはできない。

本「4 償還の方法（3）」において、

「支配権変更」とは、インドネシア共和国の政府が（×）発行者の払込済の発行済株式（発行者の議決権付有価証券を含む。）の50%を超えて所有及び支配（直接若しくは間接又はその組合せにより）しなくなること、又は（y）発行者の定款に定める独占的権利を有するインドネシア共和国の政府により保有される特別株式（発行される場合）を所有及び支配（直接若しくは間接又はその組合せにより）しなくなることという。

「支配権変更トリガー事由」とは、支配権変更をいう。ただし、（ ）支配権変更又は（ ）支配権変更の発生にかかる公示のうちいずれか早い方の90日前の日（以下「格付日」という。）において、本債券が2社の格付会社（以下に定義する。）によって投資適格（以下に定義する。）として格付されている場合は、支配権変更トリガー事由は、支配権変更及び格付低下（以下に定義する。）の両方が発生することを意味するものとする。ある支配権変更が実際に完了するまで、当該支配権変更に関する支配権変更トリガー事由が発生したとみなされないものとする。

「期限前償還日」とは、行使手続期間の最終日の20日後以降に到来する最初の利払日をいう。ただし、期限前償還請求権の行使による本債券の償還が、業務規程等上、利払日以外の日が可能となる場合、期限前償還日とは、本「4 償還の方法（3）」の第1段落に基づく最初の公告が行われた日の95日後の日（かかる95日後の日が営業日（下記「5 元利金支払場所」に定義する。）ではない場合は、翌営業日）をいう。

「効力発生日」とは、支配権変更トリガー事由の効力が生じる日をいう。

「投資適格」とは、S&P（以下に定義する。）若しくはその承継人若しくは譲受人による、「+」若しくは「-」の表示により加減された「AAA」、「AA」、「A」若しくは「BBB」の格付、若しくは当該上位4格付区分のいずれかに相当する格付、ムーディーズ（以下に定義する。）若しくはその承継人若しくは譲受人による、「1」、「2」、若しくは「3」の表示により加減された「Aaa」、「Aa」、「A」若しくは「Baa」の格付、若しくは当該上位4格付区分のいずれかに相当する格付、又は発行者がS&P若しくはムーディーズ、若しくはそれらの2社（場合による。）に代わるものとして指定した一若しくは複数の（場合による。）国際的に認知された格付機関による同等の格付をいう。

「行使手続期間」とは、本「4 償還の方法（3）」の第1段落に基づき最初の公告が行われた日（当日を含む。）に開始し、当該公告が行われた日の75日後に終了する期間をいう。かかる75日後の日が営業日ではない場合には、行使手続期間の最終日は翌営業日に繰延べられる。

「格付会社」とは、（ ）S&Pグローバル・レーティング及びその承継人（以下「S&P」という。）、並びに（ ）ムーディーズ・インベスターズ・サービス及びその承継人（以下「ムーディーズ」という。）をいう。ただし、S&P又はムーディーズの1社以上が本債券の格付を一般に縦覧可能としない場合、発行者が選択する一又は複数の（場合による。）国際的に認知された格付機関が、S&P、ムーディーズ又はそれらの2社（場合による。）に代わるものとする。

「格付低下」とは、支配権変更トリガー事由に関連して、支配権変更の日若しくは支配権変更の発生の公示の日、又は当該日から90日以内（当該期間は本債券の格付がいずれかの格付会社により格下げされる可能性がある」と公表された場合に限り（支配権変更の成立後さらに3か月まで）延長される。）に格付日に格付会社により投資適格と格付された本債券の格付のいずれかが投資適格を下回することをいう。

本「4 償還の方法（3）」に基づく手続に要する一切の費用は、発行者の負担とする。

債券の要項において本債券の元金という場合、これは、本「4 償還の方法（3）」に基づき支払われるべきプレミアム（もしあれば）も含まれるとみなされる。

#### （4）買入消却

発行者は、公開市場その他において本債券を随時任意の価格で買い入れることができ、また、適用ある法律及び業務規程等に別段の定めがある場合を除き、自己の選択により、買い入れた本債券を消却することができる。

### 5【元利金支払場所】

本債券の元利金は、振替法及び業務規程等に従い、支払代理人により本債権者に対して、（ ）当該本債権者が機構加入者の場合には、直接、（ ）その他の場合には、当該本債権者が本債券を記録させるために口座

を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を介して、日本円で支払われる。上記にかかわらず、支払代理人が発行者から受領した本債券の元利金の支払に必要な金額を関連する機構加入者に配分した時点で、発行者は、債券の要項に基づく支払義務から免除される。

支払代理人が、支払期日が到来している本債券の元利金の全額を、かかる支払期日より後に発行者から受領した場合、財務代理人は、本債権者に対し、その旨並びに支払方法及び支払日について実務上可及的速やかに、ただし、支払代理人がかかる金額を受領した後14日以内に公告する。支払代理人がかかる金額を受領した時点で、かかる支払方法若しくは支払日（又はその両方）を確定することができない場合、財務代理人は、本債権者に対し、支払代理人がかかる金額を受領した旨並びにその時点で確定している限度でかかる金額の支払方法及び（又は）支払日を公告し、後日、かかる金額の支払方法及び（又は）支払日が確定した場合には、実務上可及的速やかに、本債権者に対し、かかる支払方法及び（又は）支払日を公告する。かかる公告に関して生じた一切の費用は、発行者が負担するものとする。

本債券の元利金の支払期日が営業日ではない場合、本債権者は、翌営業日まで支払期日の到来したかかる金額の支払を受領する権利を有しないものとし、また、かかる支払の繰延べについての追加の利息の支払その他の支払を受領する権利を有しない。

本「第1 募集債券に関する基本事項」においては、「営業日」とは、日本国東京都において商業銀行が一般業務（外国為替取引及び外貨預金を含む。）を行うために営業している日をいう。

## 6【担保又は保証に関する事項】

### （1）本債券の地位

本債券は、現在及び将来において、（ ）発行者の直接、一般、無条件、無担保かつ非劣後の債務（本「6 担保又は保証に関する事項（2）」の規定に従い将来において本債券に対して担保が提供される場合を除く。）を構成し、（ ）支払の権利において明示的に本債券に劣後する発行者の債務に対して支払の権利において優先し、（ ）本債券相互間で支払の権利において優先劣後することなく、少なくとも、発行者の他の全ての無担保かつ非劣後の債務と支払の権利において同順位である（ただし、適用ある法律に基づく当該非劣後の債務の優先権に従う。）。

### （2）担保提供制限

本債券のいずれかが未償還である限り、発行者は、（ ）有価証券（以下に定義する。）に関する支払期日が到来した金額合計の支払、（ ）有価証券の保証に基づく支払、又は（ ）有価証券に関する補償若しくはその他類似の義務を担保するために、有価証券の保有者の利益のために、発行者の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部に対して、いかなる担保権（以下に定義する。）も設定せず、また担保権の存在を許可しないものとし、かつ発行者の主要子会社（以下に定義する。）をしていかなる担保権の設定も存在の許可もさせないものとする。ただし、いずれの場合においても、本債券に（x）当該有価証券を担保するために設定され若しくは存在する担保権と同じ担保権が同等かつ比例的に付される、又は（y）未償還の本債券の総額の過半数保有者の同意によりその他の担保権が付されることとなるような有効な条項が同時又は事前に規定される場合はこの限りでない。なお、下記の担保権に対して上記の制限は適用されない。

- （a）発行者による財産又は資産の取得時に当該財産又は資産に既に設定されていた担保権。ただし、当該担保権は当該取得を予定して又はそれに関連して設定されたものではないこと、当該担保権によって担保される有価証券の元本、資本又は額面の当該取得時における残高の金額が増加しないことを条件とする。
- （b）上記（a）において認められた担保権又は上記（a）において認められた担保権によって担保される有価証券の全部若しくは一部のリファイナンス、繰延べ、再調達若しくは更新から生じる担保権。ただし、当該有価証券の元本、資本又は額面の金額が増加しないこと、及び当該有価証券が追加の財産又は資産によって担保されないことを条件とする。

本「第1 募集債券に関する基本事項」において、以下の用語はそれぞれ下記の意味を有するものとする。

「取締役会」とは、ある者（以下に定義する。）に関して、その者の取締役会若しくはそれに相当する管理機関、又はそれらの機関の委員会で、当該委員会により行うものとされている行為の実施について適法に授權されている委員会をいう。

「担保権」とは、あらゆる種類の抵当権、質権、担保権、負担、先取特権又は留置権（条件付売却若しくはその他の所有権留保の契約若しくはその性質を有する賃貸借、又はあらゆる種類の抵当権、質権、担保権、先取特権、留置権、地役権若しくは負担を設定する契約を含むが、それらに限定されず、また法の適用により生じる先取特権を除く。）をいう。

「主要子会社」とは、主要財産（以下に定義する。）を所有する子会社（以下に定義する。）をいう。

「者」とは、個人、法人、組合、有限責任会社、合併事業、信託、法人格のない組織、又は政府若しくはその機関若しくは下部行政組織をいう。

「主要財産」とは、本債券の発行日において所有されているかその後取得されるかを問わず、発行者又は子会社の資産又は財産をいう（発行者及び子会社が総体的に行う事業全体に対して重要性がないと発行者が合理的に判断する資産若しくは財産及びそれらの一部を除く。）。

「有価証券」とは、当初の満期が発行日から１年を超える債券、債務証券、証券その他同様の有価証券で（１）証券取引所、店頭市場若しくはその他の証券市場において値付けされ、上場され又は通常売買されているもの、若しくはそれらにおいて値付けされ、上場され又は通常売買されることを意図して発行者が発行するもので、かつ（２）（Ａ）その要項により、インドネシア共和国の法定通貨であるルピア以外の通貨で支払われる、若しくはルピア以外の通貨で支払を受ける権利を付与する、又は（Ｂ）発行者の同意により若しくは発行者の同意を得て、ルピア建てで、当該国際投資証券の募集の元本総額の50%超がインドネシア共和国外で当初販売されるものをいう。

「子会社」とは、ある者に関して、

- （ ）法人、有限責任会社、団体又はその他の事業体で、（いかなる不測の事態の発生にも拘わらず）その時点において、取締役会の選任における投票権が付与された株式資本の議決権合計の50%を超えて、その者又はその者の他の一以上の子会社（若しくはその組み合わせ）によって直接又は間接に所有又は支配されるもの、及び
- （ ）（a）その単独のジェネラル・パートナー若しくはマネージング・ジェネラル・パートナーがその者若しくはその者の子会社である、又は（b）そのジェネラル・パートナーがその者若しくはその者の一以上の子会社（若しくはその組み合わせ）のみであるパートナーシップをいう。

別途記載される場合を除き、「子会社」とは発行者の子会社をいう。

本「6 担保又は保証に関する事項（２）」に従い発行者が本債権者に担保権を提供する場合、発行者は、適用ある法令に従い、本債権者の利益のために、かかる条項に必要な一切の手續（かかる担保権の適法かつ有効な設定及び対抗要件の具備を含むが、これらに限定されない。）をとり、又はとらしめるものとする。かかる手續（かかる担保権の適法かつ有効な設定及び対抗要件の具備が含まれるが、これらに限定されない。）が完了した場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い本債権者に対し、かかる担保権が本「6 担保又は保証に関する事項（２）」及び適用ある法令に従い、本債権者の利益のために、適法かつ有効に設定され、かつ対抗要件を具備している旨を公告する。本「6 担保又は保証に関する事項（２）」に定める手續並びにかかる担保権の維持及び実行に要する一切の費用（上記公告に関し生じる費用を含む。）は、発行者が負担するものとする。

発行者は、本債券の全額償還のために必要な資金が関連する機構加入者に配分された時点で本「6 担保又は保証に関する事項（２）」に基づくその義務から免除される。

## 7【債券の管理会社の職務】

本債券に関して、債券の管理会社は設置されない。

## 財務代理人の職務

財務代理人は、債券の要項、財務代理契約及び業務規程等に定める義務を履行し職務を行うものとする。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行うものとし、また、本債権者に対していかなる義務も負担せず、また、本債権者との間で代理若しくは信託関係を有するものではない。債券の要項が添付される財務代理契約の写しは、本債券の全額が償還された日から１年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、本債権者はこれを通常の営業時間に閲覧又は謄写することができる。謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

## 8【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する事項は、債券の要項に規定されている。かかる規定の内容は、以下のとおりである。

その時点で未償還の本債券の総額の10分の１以上に当たる本債券を保有する本債権者が書面により債権者集会の開催を発行者を代理する財務代理人に対しその本店において共同又は単独で請求した場合（かかる本債権者は財務代理人に対しその本店において保有証明書を提示しているものとする。）又は発行者が債権者集会の

開催を必要と認めて財務代理人に対し債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知を行った場合、発行者は本債権者の利害に関する事項を議題とする債権者集会の招集を行うものとする。

債権者集会が招集される場合、下記「11 公告の方法」に従って発行者は当該債権者集会の招集について当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本債権者に対して公告し、かつ、財務代理人に発行者のために、債権者集会の招集及び議事の進行のために必要な手続をとるようにさせるものとする。

本債権者は、自ら出席し又は代理人により債権者集会に出席することができる。発行者は、その代表者を債権者集会に出席させ、かかる集会において発行者の意見を明らかにすることができる。自らもまた代理人によっても債権者集会に出席しない本債権者は、書面により又は（発行者が電磁的方法による議決権の行使を認める場合は）電磁的方法により、発行者又は発行者のために財務代理人が定める規則に従い議決権を行使することができる。債権者集会において、各本債権者は、当該本債権者が保有する本債券の元金額（償還済みの額を除く。）の割合に応じた議決権を有するものとする。ただし、本債権者は、保有証明書を、当該債権者集会の開催日の少なくとも7日前までに財務代理人の本店において財務代理人に対して提示しなければならない。かつ、当該債権者集会の開催日にかかる集会において発行者又は財務代理人に対し提示しなければならないものとする。なお、本債権者は、交付を受けた保有証明書をかかる本債権者に振替機関又は関連する直近上位機関に返還するまでは、本債券の振替の申請又は抹消の申請をしないものとする。

当該債権者集会の決議は、当該債権者集会に出席し、当該債権者集会において議決権を行使する権利を有する本債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

- （a）全ての未償還の本債券に関してなされる支払の猶予、債務不履行によって生じた責任の免除又は和解（下記（b）に記載の事項を除く。）
- （b）全ての未償還の本債券に関する訴訟手続（破産手続その他類似の手続を含む。）に関する事項
- （c）債権者集会において決議すべき事項の決定について、債権者集会の決議により指名及び授權される本債権者の1名若しくは複数名の代表者（ただし、いずれも本債券の総額（償還済みの額を除く。）の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表債権者」という。）若しくは債権者集会の決議により指名及び授權される債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任若しくは解任、又は上記の者に委託した事項の変更

本「8 債権者集会に関する事項」において、「特別決議」とは、債権者集会において、その時点で未償還の本債券の総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該債権者集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

かかる決議は、適用ある法律により認められる範囲で、債権者集会に出席したか欠席したかにかかわらず、全ての本債権者を拘束するものとし、また、かかる決議は、代表債権者又は決議執行者により執行されるものとする。

本「8 債権者集会に関する事項」においては、（ ）代理人又は書面若しくは（発行者が電磁的方法による議決権の行使を認めている場合は）電磁的方法により議決権を行使した本債権者は、債権者集会に出席し、また議決権を行使したものとみなし、また、（ ）発行者又は子会社がその時点で保有する本債券及び発行者又は子会社が財務代理人に対し交付した本債券（ただし、上記「4 償還の方法」に従い財務代理人により消却されていないもの）は、これを除外し、未償還でないものとみなす。

債権者集会は、日本国東京都において開催される。

本「8 債権者集会に関する事項」に基づく手続に要する一切の費用は、発行者が負担するものとする。

## 9【課税上の取扱い】

### （1）税制変更による追加額の支払

本債券に関する元利金及びプレミアム（もしあれば）の発行者又は承継会社による一切の支払は、インドネシア共和国若しくはインドネシア共和国の若しくはその域内の下部行政組織若しくは課税当局により、又はそれらのために課され、又は徴収される現在又は将来の税金、課徴金、関税、賦課金、負担金その他のあらゆる種類の公租公課（以下「公租公課」という。）についての源泉徴収又は控除がなされることなく行われるものとする。ただし、インドネシア共和国の法律により発行者又は承継会社が公租公課について源泉徴収又は控除を義務づけられる場合は、この限りでない。かかる場合、発行者又は承継会社は、源泉徴収又は控除が行われなければ受領されるはずであった金額と同じ金額を受領するのに必要な追加金額（以下「追加金額」という。疑義を避けるために付言すると、「追加金額」という用語には「増額された追加金額」が含まれるものとする。）を本債権者に支払うものとする。ただし、インドネシア共和国の適用法令に基づき、当該公租公課の源泉徴収又は控除の税率が、当該追加金額を受領する権利を有する全ての本債権者について一律でない場合、発

行者又は承継会社は、全ての本債権者について、当該本債権者に適用される最も高い税率で源泉徴収又は控除を行い、本「9 課税上の取扱い（1）」の上記規定に義務づけられる通り当該追加金額を支払うものとする。ただし、下記の場合については、かかる追加金額は支払われないものとする。

（Ａ）（１）本債権者とインドネシア共和国との間で、単に本債券を所有若しくは保有している又は本債券についての元利金の支払を受けているという以上の関連性が存在する場合でなければ課税されない公租公課。

（２）何らかの不動産、相続、贈与、売却、付加価値、使用、行使、譲渡、個人的財産又はその他の類似のものに関する税金、負担金又はその他政府による課徴金。

（３）本債券の元金又は利息の支払又はそれらに関する支払の控除又は源泉徴収による場合以外に支払われるべき公租公課。

（４）上記（１）、（２）及び（３）に定める公租公課の組み合わせによるもの。

（Ｂ）本債権者が、受託者、法人、有限責任会社、組合である場合又はかかる支払に関する単独の実質的権利者でない場合。ただし、これは、かかる受託者に関する受益者若しくは委託者、かかる法人の株主、かかる組合若しくは有限責任会社のメンバー、又は実質的権利者が、本債権者であったならば追加金額を受領することができない受益者若しくは委託者、株主、パートナー又は実質的権利者であつて、税務上、かかる支払をそれらの収入に含めることが義務づけられている場合に限られる。

（Ｃ）上記（Ａ）及び（Ｂ）の組み合わせによるもの。

本債券の発行日現在で、前段落に基づき、発行者又は承継会社は、20.0%の税率で公租公課の源泉徴収又は控除を行い、前段落において義務づけられる通り追加金額を支払うものとする。何らかの理由で公租公課の当該税率が本債券の発行日より後に変更になった場合、発行者又は承継会社は、財務代理人に対し、当該変更後に適用される公租公課の税率、当該変更の効力発生日及びその根拠が合理的な程度に詳細に記載され、発行者又は承継会社（場合による。）の取締役社長又は2名の取締役によって署名された書面により、実務上可及的速やかに、ただし、次の利払日の30日前までに通知するものとする。

発行者又は承継会社が公租公課を源泉徴収又は控除し、本「9 課税上の取扱い（1）」第1段落に基づき追加金額を支払った場合、発行者又は承継会社は、財務代理人に対し、入手可能でありかつ実務的に可能である限りにおいて、発行者又は承継会社及びインドネシア共和国の課税当局により発行され、源泉徴収の税率が示され、適用される公租公課が源泉徴収され支払われたことが証明された書面を遅滞なく交付するものとする。当該公租公課の支払を証明する書類が複数存在する場合には、発行者又は承継会社は当該書類を全て財務代理人に交付するものとする。財務代理人に交付された当該書類の写しは、本債券の全額が償還された日から1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、請求する者に対して閲覧又は謄写に供される。当該謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「第1 募集債券に関する基本事項」（ただし、本「9 課税上の取扱い（1）」を除く。）において本債券の元金又は利息という場合、これは、本「9 課税上の取扱い（1）」に基づき支払対象となりうるそれらの追加金額も含まれるとみなされる。本「9 課税上の取扱い（1）」に基づく手続に要する一切の費用は、発行者の負担とする。

## （２）租税

以下は本債券に関するインドネシア共和国及び日本国における課税関係の取扱いにつき、それぞれ本書日付現在で適用あるインドネシア及び日本の税法及び実務に基づいて概略を述べたものにすぎない。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談すべきである。

### インドネシア共和国の租税

以下は、本書に基づく本債券に関する全ての支払に対してインドネシア共和国政府により課される税金に関する要約であり、本書の日付において施行され実際に適用される税法以外のいかなるインドネシアの法律も対象とするものではない。

以下の要約は、一般的な指針を示すものに過ぎず、税務上の助言を構成するものでもなく、本債権者はこれに依拠すべきではない。本債権者は、自らの事実及び状況に関連して、独立した税務上の助言を求めることが推奨される。

## 総則

本書の日付現在、インドネシアに居住する納税者は、通常、正味課税所得に対して、法人納税者については25%、個人納税者については累進税率（最高30%）の税率による所得税が課される。ただし、当該目的による正味課税所得の計算においては、特定の種類の所得を除外することができ、その代わりに、総額に対して最終源泉徴収税が課される。

本書の日付現在、インドネシアにおいて生じる所得（利息及びプレミアムがある場合にはそれらを含む。）を得るインドネシア非居住者である納税者は、当該所得がインドネシア非居住者のインドネシアにおける恒久的施設に実質的に関連しない限り、通常、20%の最終源泉徴収税の対象となる。この源泉徴収税は、二重課税回避を目的とする適用ある合意（以下「租税条約」という。）の規定に基づき軽減又は免除される可能性がある。当該所得がインドネシアにおける恒久的施設と実質的に関連する場合、当該所得は、当該恒久的施設によって得られた所得とみなされ、居住者である納税者と同様に課税される。さらに、恒久的施設の所得税税引後純利益に対しては、支店利益税が課される。支店利益税の税率は租税条約により異なる。租税条約に規定されない場合にはインドネシアの税法上20%の税率が適用される。

### 本債券の利息所得に対する源泉徴収税

2013年12月31日付2013年政府規則第100号により改正された2009年2月9日付2009年政府規則第16号、及び2012年1月13日付2012年財務大臣規則第07/PMK.011号により改正された2011年5月23日付2011年財務大臣規則第85/PMK.03号に基づき、満期が12か月を超える本債券の利息としては、インドネシア所得税法上最終源泉徴収税の対象となる。利息は総額に対して課税される。

インドネシアの居住者又は恒久的施設の場合、本債券の利息に対して15%の最終源泉徴収税が適用される。ただし、インドネシアの銀行又はインドネシアに恒久的施設を有する外資系銀行は、通常の税率（最終ではない）による所得税の対象となる。インドネシア金融庁（*Otoritas Jasa Keuangan*）に登録されているミューチュアル・ファンドの場合、2020年末までは当該ミューチュアル・ファンドが受け取る利息に対して5%の特別税率が適用され、2020年以降には10%になる。インドネシア非居住者である納税者は、20%の最終源泉徴収税が適用される。ただし、源泉徴収税率は、適用ある租税条約に基づき軽減又は免除される可能性がある。例えば、インドネシアと日本の間の租税条約に基づく場合、利息の源泉徴収税率は、10%に引き下げられる可能性がある。軽減された源泉徴収税率の適用は、租税条約及びインドネシアの税制に基づく要件を条件とする。

インドネシアは、米国、英国、オランダ、オーストラリア、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、日本、シンガポール、スウェーデン及びスイスを含む数多くの国と租税条約を締結している。関連する租税条約は、非居住者の定義及び本債券の支払に適用される源泉徴収税の水準に影響を与える可能性がある。

租税条約が存在し、当該条約の適格性の要件を充足する場合、利息（又はプレミアム又は割引など利息の性質を有する支払）に対して、軽減税率が適用され又は源泉徴収税が非課税となる可能性がある。

インドネシアには、租税条約に基づく免除の適用に関する特定の規定がある。2018年11月21日付2018年国税総局総局長規則第PER-25/PJ号により、当該要件として、租税条約の濫用がないこと、及び非居住者である納税者がインドネシアの税制に基づく行政上の要件を充足することが規定されている。また、一部の租税条約では、インドネシア国内の特定の資産の譲渡に起因する非居住者の譲渡所得に対するインドネシアの課税が免除されている。

### 印紙税

印紙税は現在大きな金額ではない。2000年4月20日付2000年政府規則第24号によれば、インドネシア居住者発行の債券の売却に関する文書は印紙税の対象となっている。現在、インドネシアの印紙税は、1,000,000ルピアを超える取引に対して6,000ルピア、250,000ルピアから最大1,000,000ルピアまでの取引に対して3,000ルピアとなっている。通常、印紙税は、文書が作成される時に支払われる。印紙税は、当事者間で別途規定しない限り、文書作成の受益者が支払う。

### その他のインドネシア租税

本債券の取得、所有又は処分に一般的に適用される遺産税、相続税、承継税又は贈与税はインドネシアには存在しない。

上記の要約は、本債券の所有に関連する全ての税務上の結果を完全に分析することを意図したものではない。本債券を購入しようとする者は、特定の状況の税務上の影響について、自らの税務顧問に相談すべきである。

## 日本国の租税

### 日本国の居住者及び内国法人

日本国の居住者及び内国法人が支払を受ける本債券の利息、償還差益（本債券の償還金額が本債券の取得価額を上回る場合の超過額）及び本債券の譲渡によって生ずる所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより原則として課税対象となる。

### 非居住者及び外国法人

日本国の非居住者及び外国法人が支払を受ける本債券の利息、償還差益（本債券の償還金額が本債券の取得価額を上回る場合の超過額）及び本債券の譲渡によって生ずる所得は、当該日本国の非居住者及び外国法人が日本国内に恒久的施設を有していない場合は、原則として日本国において課税対象とならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者及び外国法人が支払を受ける本債券の利息、償還差益（本債券の償還金額が本債券の取得価額を上回る場合の超過額）及び本債券の譲渡によって生ずる所得は、かかる利息、償還差益及び所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者又は外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定され又は免除されることがある。

## 10【準拠法及び管轄裁判所】

（ ）発行者による本債券の発行に関する授權（これはインドネシア共和国の法律に準拠するものとする。）並びに（ ）上記「6 担保又は保証に関する事項（2）」に規定される担保権の設定、有効性及び強制執行力に関する事項を除き、本債券並びに本債券に基づき生じる本債権者を含む関係する全ての当事者の一切の権利及び義務は、全ての点について日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従って解釈されるものとする。

債券の要項に別段の定めのない限り、本債券に関する債務の履行地は日本国東京都とする。

債券の要項又は本債券に起因又は関連する一切の訴訟、法的措置、手続に対し、発行者は、ここに、取消不能の形で東京地方裁判所の非専属的管轄権に服する。発行者は、当該裁判所に提起された訴訟、法的措置又は手続の裁判地の設定に対する発行者の現在又は将来の異議、及び当該裁判所に提起された訴訟、法的措置又は手続が不都合な裁判所に提起されたという旨の申し立てを、ここに法律で許容される最大限の範囲で取消不能の形で放棄する。発行者が自己若しくはその財産に関する裁判所の管轄権又は法的手続からの免除を有する場合又は将来取得する場合、発行者は、債券の要項及び本債券に基づくその義務に関する当該免除をここに取消不能の形で放棄する。発行者は、当該裁判所に提起された当該訴訟、法的手続又は手続の最終判決が確定的で、発行者を拘束すること、並びに当該最終判決が、適用法令で許容される範囲で発行者が当該判決により対象となる訴訟（場合による。）に管轄権を有する裁判所において執行可能であることに合意する。ただし、訴状の送達が決次の段落に定める方法又は法律で許容される方法で発行者になされる（場合による。）ことを条件とする。

発行者は、財務代理人、その他代理人又は（本債権者としての資格における）本債権者に対し、発行者による本債券の募集、債券の要項及び発行者が債券の要項に基づき本債券の発行及び販売に関連して発行者が締結する他の契約又はそれらにより企図される取引が、インドネシアの法律、規則、裁判所の命令若しくは判決に基づき現在若しくは過去において無効若しくは違法である、又は何らかの詐欺、改ざん、法的なねつ造、擬制、偽装若しくは他の欺瞞的手段により誘発されたという根拠に基づく請求又は法的措置を、インドネシア共和国の裁判所又は他の法廷に一切提起しない。

発行者は、本債券又は債券の要項に起因又は関連して日本国において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判上の手続につき、発行者の権限ある送達代理人として、（未定）を指名し、送達を受けるべき場所として、（未定）のその時々住所（現住所：（未定））を指定する。また、発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、常に当該指名及び指定が完全な効力を有し、かつ、かかる効力を維持させるために必要な一切の行為（一切の書類及び証書の作成及び提出を含む。）をその時々においてなすことをここに約束する。上記代理人がなんらかの理由によりかかる権限ある送達代理人としての職務を遂行することが不可能となった場合、発行者は、直ちに日本国東京都に所在する後任の権限ある送達代理人を指名し、かつ、当該指名が効力を有するために必要な一切の行為をなすことをここに約束する。発行者は、実務上可及的速やかに、財務代理人に対し、かかる後任の送達代理人を通知し、かつ、その旨を公告する。

本「10 準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本債権者が適用ある法律により認められるその他の方法により送達を行う権利に影響を及ぼすものではない。

## 11【公告の方法】

本債券に関する本債権者に対する全ての公告は、東京都及び大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行うものとする。当該公告は、かかる刊行物の刊行日に行われたものとみなされ、もし異なる日に刊行される場合、最初の刊行日に行われたものとみなされる。各本債権者に直接通知することは要さない。債券の要項に基づき発行者が行う全ての公告は、発行者の請求に基づき、財務代理人が発行者に代わりこれを行う。

本「11 公告の方法」に基づく手続に要する一切の費用は、発行者が負担するものとする。

## 12【その他】

### （1）本債券の債券

本債券の債券（以下「本債券の債券」という。）は、本債券の債権者が本債券の債券の発行を要求することができる振替法に定められる例外的な場合を除き、発行されない。本債券の債券が発行される場合、その発行に要する一切の費用は発行者の負担とする。当該要求により発行される本債券の債券は支払期日未到来の利払付無記名式に限り、また、本債権者は、本債券の債券の記名式への変更又は分割若しくは併合を要求することはできない。

本債券の債券が発行された場合、本債券の元利金の計算及び支払の方法、本債権者による本債券に基づく権利の行使及び本債券の譲渡、並びに本債券に関するその他一切の事項は、その時点で適用ある日本国の法律及び規則並びにその時点の日本国の一般的な市場慣行に従うものとする。債券の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法律及び規則並びにその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法律及び規則並びに日本国の市場慣行が優先する。発行者は、実務上可能な限り、かつ遅滞なく、上記事項について本債権者に対し公告する。

### （2）時効

本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

### （3）債務不履行事由

本「12 その他（3）」の下記（ ）乃至（ ）に定めるいずれかの事由（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）のうち、下記（ ）及び（ ）に定めるものを除く債務不履行事由が発生し継続する場合、本債権者は、その選択により、財務代理人の本店において、発行者に対して書面による通知（これには、振替機関又は関連する口座管理機関（以下「直近上位機関」という。）が発行する本債券の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）が添付される。）を行うことにより、当該本債権者が保有する本債券が直ちに期限の利益を喪失する旨を宣言することができるものとする。

（ ）支払期日の到来した本債券の利息の支払が、行われず、当該不払が連続する30日間継続する場合。

（ ）満期日、償還、買入れ、期限の利益喪失等の如何を問わず、支払期日の到来した本債券の元金又はプレミアム（もしあれば）の支払が行われない場合。

（ ）発行者が下記「12 その他（4）」に基づくその合意若しくは誓約に従わない場合、又は発行者が支配権変更トリガー事由による償還を上記「4 償還の方法（3）」に定める方法で実施及び成立させない場合。

（ ）発行者が、本債券におけるその他の合意又は誓約（上記（ ）、（ ）及び（ ）に定める不履行を除く。）を遵守しない場合で、当該不履行が、本債権者から発行者に対し、財務代理人の本店において、当該不履行について書面による通知が行われてから連続する60日間継続する場合。

（ ）発行者又は主要子会社の債務（現在存在する債務であるか本債券の発行日後に生じた債務であるかを問わない。）が発行、又は担保若しくは証明される抵当権、証書又はその他の文書若しくは契約に基づく不履行が発生し、かつ

（a）当該不履行が、支払期日の到来した当該債務の元本若しくはプレミアム（もしあれば）の支払（関連する書類に適用される猶予期間の条件に従う。）の不履行により生じた場合、又は

（b）当該不履行により、当該債務がその満期日より前に期限の利益を喪失する結果となる場合

であり、各場合において、上記（a）又は（b）に定める事由が発生し継続しているその他の債務と合わせた当該債務の元本の総額が50,000,000米ドル（又は、その他の通貨によるその相当額）以上である場合。

（ ）管轄権を有する一又は複数の裁判所により発行者又は主要子会社に対して金銭支払に関する一以上の最終の判決又は命令が提起され、それらが支払われず又は免除されず、かつ当該最終の判決又は命令の登録後連続する60日間が経過し、当該期間中に係属中の上訴等の理由による執行の停止が実施されず、当該者に対する最終の判決又は命令の全てに関する未払いの又は免除されなかった残高が総額で50,000,000米ドル（又はその他の通貨によるその相当額）を超えることになる場合。

（ ）発行者又は主要子会社が、適用ある破産若しくは倒産に関する法律若しくは債務者の救済のための類似の法律に従い又はそれらの範囲内において下記の行為を行う場合。

- （ a ）自己申立すること。
- （ b ）非任意で自らに対する救済命令の登録に同意すること。
- （ c ）発行者の管財人、清算人、譲受人、保管人、受託者、仮差押人若しくは類似する関係者の選任、又はそれらによる発行者の資産の全部若しくは実質的に全部の占有に対して同意すること。
- （ d ）自らの債権者の利益のために一括譲渡を行うこと。

（ ）管轄権を有する裁判所が、適用ある破産若しくは倒産に関する法律若しくは債務者の救済のための類似の法律に基づき下記の命令又は判決を登録する場合。

- （ a ）非任意で債務者としての発行者又は主要子会社に対する救済を目的とする命令又は判決。
- （ b ）発行者若しくは主要子会社、又は発行者若しくは主要子会社の資産の全部若しくは実質的に全部の管財人、清算人、譲受人、保管人、受託者、仮差押人又は類似する関係者を任命する命令又は判決。
- （ c ）発行者又は主要子会社の清算の命令又は判決。かつ上記（ a ）及び（ b ）の各場合における当該命令又は判決が執行停止されることなく連続する60日間有効に存続すること。

（ ）発行者の債務に関して支払猶予が合意若しくは宣言され、若しくは政府機関が発行者の資産の全部若しくは相当部分、若しくは発行者の株式資本若しくは本債券の全部若しくは相当部分を収用、差押え、国有化若しくは専有する措置を講じ、又は発行者がその財産の全部若しくは相当部分に対して通常の支配権を行使することを妨げられる場合。

（ ）発行者が本債券を否認し、又は本債券を否認する意思を証明する行為又は事項の実施、若しくはそれらを生じさせる又は許可する場合。

（ ）本債券の発行日にインドネシア共和国で実施されている資本及び／又は為替管理が、発行者が本債券に基づく支払義務を履行することを現在又は将来において妨げるような方法で修正又は変更される場合。

本債権者によるかかる宣言があった場合、財務代理人が発行者のために当該通知を受領するより前に発行者がかかる全ての債務不履行事由を治癒していない限り、当該本債権者が保有する本債券は直ちに期限の利益を喪失し、本債券の金額に等しい価額で経過利息（もしあれば）を付して支払われるものとする。上記（ ）又は（ ）に定める債務不履行事由が発行者又は主要子会社に関して発生し継続する場合、未償還の本債券の全ての元金及び未払の経過利息は、本債権者による通知、宣言その他の行為なく、その事実自体によって直ちに期限の利益を喪失するものとする。

いずれかの債務不履行が生じた場合、又は時の経過若しくは通知の付与若しくはその両方により債務不履行事由を構成することとなる事態若しくは状況が存在する場合、発行者は、財務代理人に対し直ちにその旨を通知したうえ、本債権者に対し、遅滞なくその旨を公告するものとする。

本債券について、本「12 その他（3）」に従いかかる本債券の満期前に期限の利益が失われた場合、発行者は、遅滞なくその旨を本債権者に対して公告するものとする。

本「12 その他（3）」に基づく手続に要する一切の費用は、発行者が負担するものとする。

#### （4）新設合併、吸収合併及び資産売却の制限

発行者は、下記の場合を除き、他の者との新設合併若しくは吸収合併を行わず、いずれの者にも発行者との新設合併若しくは吸収合併を許可せず、又は（単独の取引又は関連する一連の取引の全体又は実質的に全体として）子会社との連結ベースで計算される発行者の全部若しくは実質的に全部の財産及び資産の売却、譲渡、移転、賃貸若しくはその他の処分をしない。

（1）発行者が存続する者となる場合、又は（それ以外の場合で）当該新設合併若しくは吸収合併により設立された者、若しくは当該財産及び資産を取得した若しくは賃貸借を受けた者（以下「承継会社」という。）が、インドネシア共和国の法律に基づき設立され有効に存在する法人であって、追加金額の支払義務を含む債

券の要項及び財務代理契約並びに本債券に基づく発行者の全ての義務を明示的に引き受け、本債券が有効に存続し続ける場合。

（２）当該取引の効力発生直後に、いかなる債務不履行事由も発生しておらず、また継続していない場合。

（３）各場合において、発行者が財務代理人に対して、当該新設合併、吸収合併又は移転、及び当該取引に関連して財務代理契約の追補が必要とされる場合には関連する追補契約が財務代理契約及び本債券に適合し、当該取引に関して債券の要項に規定される全ての前提条件が遵守され、関連する財務代理契約の追補が執行可能である旨が記載された、発行者の取締役社長又は２名の取締役により署名された証明書及び国際的に定評のある弁護士による意見書が交付される場合。

本「12 その他（４）」の上記規定を遵守した当該取引の完了後、発行者は、遅滞なくその旨を本債権者に対して公告するものとする。

本誓約において、一又は複数の子会社の財産又は資産で、連結ベースで発行者及び子会社の財産又は資産の全部又は実質的に全部を構成するものの全部又は実質的に全部の譲渡、移転又は賃貸は、発行者の財産又は資産の全部又は実質的に全部の移転とみなされるものとする。

本「12 その他（４）」に基づき発行者より財務代理人に対して交付された当該証明書及び意見書は、（ ）財務代理人が受領後速やかに、また本債券の全額が償還された日から１年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、（ ）財務代理人の通常の営業時間内において、本債権者の閲覧又は謄写に供される。

本「12 その他（４）」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「12 その他（４）」に基づく手続に要する一切の費用は、発行者の負担とする。

発行者が本債券に基づく債務者ではなくなる発行者の新設合併、結合若しくは吸収合併、又は発行者の全て若しくは実質的に全ての資産の譲渡が本「12 その他（４）」に従って生じる場合、新設合併により設立される、若しくは発行者が吸収合併されることにより存続する事業体、又は発行者による譲渡、賃貸若しくは移転の相手方は、あたかも債券の要項及び財務代理契約並びに本債券において当該存続する事業体が発行者であった場合と同様に、発行者を承継及び代替し、債券の要項及び財務代理契約並びに本債券に基づく発行者の全ての権利及び権限を行使することができ、その後発行者は、賃貸借の場合を除き、本債券の元利金の支払義務及び債券の要項及び財務代理契約並びに本債券に基づくその他の発行者の全ての義務及び約束から免責される。

#### （５）債券原簿

本債券の債券原簿は、財務代理人が発行者に代わりこれを作成のうえ管理し、その本店に備え置くものとする。

#### （６）通貨の補償

本債券の元金若しくは利息又はその他本債券に基づいて支払われるべき金員の支払を命ずる判決又は命令がいずれかの裁判所でなされ、かかる判決又は命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決又は命令に関して本債権者がかかる通貨により受領した又は回収したいかなる金額も日本円で受領した又は回収した金額の範囲でのみ発行者を免責するものであり、また、関連する法律により認められる範囲に限り、発行者は本債権者に対し、（ ）日本円による表示額がかかる判決若しくは命令（又はその一部）のために当該他の通貨に換算された（又は換算されたものとみなされた）日と（ ）かかる判決若しくは命令（又はその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。上記の約束は、発行者の他の義務から独立した別個の債務であり、発行者に対する別個かつ独立の請求原因となり、本債権者がその時々を支払を猶予したか否かを問わず適用され、かつ、いかなる判決又は命令にもかかわらず完全かつ有効に存続するものである。

#### （７）言語

債券の要項は、拘束力のない英語訳とともに、インドネシア共和国の国旗、国語、国章及び国歌に関する2009年法律第24号（以下「言語法」という。）に定めるところに従い、日本語及びインドネシア語双方により作成される。債券の要項の日本語版及びインドネシア語版の間で意味に相違がある場合又は齟齬がある場合は、あらゆる点（債券の要項の解釈を含むが、これに限らない。）において日本語版が優先し、インドネシア語版は日本語版に従って、また日本語版と矛盾しないように解釈され、又は訂正されるものとする。疑義を避けるために付言すると、債券の要項のインドネシア語版の存在は、いかなる当事者によっても、日本語版に基づく当事者の権利義務を重複させ又は倍加させるものであると解釈されてはならない。

発行者は、また各本債権者は本債券を買い受けることにより、いかなる法域においても、その手段又は場所を問わず、言語法又はその施行規則（制定された場合）の不遵守を理由として、（ ）本債券、債券の要項若しくは債券の要項において企図される取引の有効性を争わないこと、又は異議を述べないこと若しくは異議の申立てを行わないこと、（ ）債券の要項に基づく発行者の義務の不履行又は違反に抗弁を主張しないこと、及び（ ）本債券若しくは債券の要項が公序良俗に反する旨、又は本債券若しくは債券の要項が、各々の条項に従い発行者に対して強制執行可能である発行者の適法、有効かつ拘束力を有する債務を構成するものではない旨の申立てを行わないことに合意し、また他の当事者がこれらを行うことを許可せず又は補助しないことに合意する。

#### （８）投資にあたり留意すべき事項

##### 本債券に関するリスク

本債券への投資は様々なリスクを伴うが、以下は主要なリスクを簡潔に述べたものである。本債券への投資を検討するにあたっては、本債券の取得検討者自ら又は必要に応じて外部からの助言等に基づいてリスク要因を調査、検討又は精査すべきである。

##### （ ）金利変動リスク

日本国における金利水準の変動は、円建債券である本債券の価格の変動要因となる。一般に、金利水準が上昇（低下）した場合には、債券価格は下落（上昇）する。

##### （ ）法令、税制及び会計制度等の変更

本債券に関連する法令、税制及び会計制度等（日本国及びインドネシア共和国に関するものを含むが、これらに限定されない。）は、今後変更される可能性がある。かかる変更により、本債券の義務の履行、債券価格等に悪影響が生じるリスクが存在する。

##### （ ）本債券の流動性が限られていることにより、本債券の市場価格に影響を及ぼす可能性がある。

本債券は、取引市場が確立していない有価証券の新規発行である。

本債券について、流動性の高い又は活発な取引市場が発達しない可能性がある。本債券の活発な取引市場が発達しておらず、また発達したとしてもそれが維持されない場合、本債券の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。本債券が取引される場合、実勢金利、類似有価証券の市場、発行者の業績及びその他の要因に応じて、発行価格よりも低い価格で取引されることがある。

##### （ ）格付が下がることにより、本債券の市場価格に影響を与える可能性がある。

信用格付は、発行者が無担保非劣後債務の元利金を適時に支払うことができる能力を反映している。信用格付は、有価証券を売買又は保有することを推奨するものではなく、随時、取消、停止又は撤回の対象となることがある。信用格付が一定期間有効に存続するという保証はなく、また当該格付が、将来、信用格付業者が状況に応じて正当と判断した場合に変更されないという保証はない。

（ ）発行者は、発行者の負債に基づく義務を履行するため、及びその事業を維持するために、多額の現金を必要とするが、発行者はそれらを自ら生み出すこと、又は調達することができない場合がある。

本債券に関して予定された支払を行う発行者の能力、発行者の負債及び発行者の契約上の債務に関する支払（下記「第二部 発行者情報 - 第3 発行者の概況 - 3 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合 - （４）業務の概況 - （Ｄ）経営者による財政状態及び経営成績の検討及び分析 - 負債」を参照）を行い、発行者の継続的な事業のために資金を調達する発行者の能力は、発行者の将来の業績及び発行者の現金を生み出す能力に依存し、これは、一般的な経済的、財政的、競争、立法、法律、規制及びその他の要因、並びに本「12 その他（８）」及び下記「第二部 発行者情報 - 第3 発行者の概況 - 3 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合 - （４）業務の概況 - （Ｂ）リスク要因」において論じられるその他の要因（その多くは発行者にとって制御不能である）に一定程度左右される。もし、事業活動や他の資本の源泉からの発行者の将来のキャッシュ・フローが、発行者の債務及び発行者の契約上の債務の支払、又は発行者のその他の流動性に対する需要を満たすための資金調達に不十分である場合、発行者は資産売却又は、既存の債務の繰延若しくは借換

を試みることを余儀なくされる場合がある。これらのいずれかの措置を発行者が適時に若しくは満足のいく条件で達成できるという保証はなく、また多少であれば達成できるという保証もない。

（ ）本債券に基づく支払は、子会社の特定の負債及び債務に構造的に劣後する。

発行者は、子会社の資産に関して株主としての請求権のみを有している。当該株主としての請求権は、当該子会社の債権者が有する債権に劣後する。その結果、本債券の発行日における子会社の全ての負債（子会社の取引債権者及び優先株主の請求権を含む。）は、実質的に支払の権利において本債券に優先する。2019年3月31日現在、子会社の第三者に対する負債及び債務（繰延税金負債を除く。）の総額は、元本残高総額3,667十億ルピア（257百万米ドル）（発行者が2019年3月31日現在保証を提供するMajapahit Holding B.V.の772百万米ドルの保証付債券の元本総額を除く。）であった。さらに、子会社の担保付の負債及び債務は全て、実質的に支払の権利において本債券に優先する。これらの子会社は、将来、相当の金額となり得るような債務（偶発債務及び担保付債務を含む。）を他にも負う可能性がある。

（ ）本債券は発行者の担保付債務に劣後する。

本債券は、発行者の直接、一般及び無条件の債務であり、支払の権利において発行者の全ての既存及び将来の無担保かつ非劣後の債務と同順位である。本債券は、資産が担保として提供されている限りにおいて、発行者の担保付債務に実質的に劣後する。破産においては、発行者の資産につき担保権を有する者は、当該資産の代金があるときは、本債権者の債権に充当される前に、当該代金を担保権を有する者に対する債権の弁済に充当させる権利を有する。2019年3月31日現在、発行者の担保付負債残高は16,215十億ルピア（1,138百万米ドル）である。担保付債務を発生させる発行者の能力は、債券の要項により制限されるが、発行者は、将来追加の担保付債務を発生させる可能性があり、当該債務の金額は非常に高額となる可能性がある。

（ ）政府は、本債券に関して本債権者が利用することができない発行者の商業上の義務を支援するために、第三者に財政的支援を提供することができる。

政府は、これまで、発行者の商業上の債務に対して第三者にサポート・レターの形式による財政的支援を行ってきた。さらに、政府は、2007年大統領規則第91号によって改正された石炭火力発電所の開発促進のための政府保証に関する2006年大統領規則第86号に基づき、第1次電源開発促進プログラムに関連する開発プロジェクトに資金を調達するための発行者の借入に対し、取消不能かつ無条件の保証を提供している。財務省規則2016年第130/PMK.08号に従って、発行者の申し出に基づき一定の条件の下で、政府は、大統領規則2016年第4号（大統領規則2017年第14号により改正）に従った電力インフラ・プロジェクトの加速に関連する事業性保証を提供することも求められている。政府はまた、電源開発促進プログラムに関連する輸出信用機関（以下「ECA」という。）に対する発行者の債務を含む、発行者の商業債務に関連する追加的なサポート・レターを、多国間貸付機関及び/又は商業貸付機関に提供することができる。当該政府による財政的支援がECA、多国間融資機関、商業融資機関に対して行われる場合、同様の財政的支援が本債権者に対しても行われるという保証はない。本債権者は政府からの財政的支援又は他の信用補完による恩恵を享受できない、又は債券の要項に基づき本債権者に提供されることが義務づけられない。この場合、本債権者が発行者の他の債権者よりも不利な立場となる可能性があり、本債券の信用格付に悪影響が及ぼされる可能性がある。

（ ）発行者は、債券の要項により要求されるとおり、支配権変更トリガー事由が発生した場合に、期限前償還請求権の行使による本債券の償還に必要な資金を調達することができない可能性がある。

上記「4 償還の方法（3）」において定義される支配権変更トリガー事由が発生した場合、発行者は本債券の金額の101%に相当する償還価格で本債権者による期限前償還請求権の行使に応じる必要がある。支配権変更トリガー事由が起きた場合に、発行者が本債券の償還金額を支払うために十分な資金を、その時点で調達可能であるという保証はない。支配権変更トリガー事由は、他の負債に関して債務不履行又は期限の利益の喪失を引き起こす場合がある。当該期限前請求権の行使に基づく本債券の償還は、たとえ支配権変更トリガー事由自身によって生じない場合であっても、当該債務不履行を引き起こす可能性がある。

債券の要項に規定される支配権変更トリガー事由の条項は、特定の重要な組織再編行為（組織再編、リストラクチャリング、合併、資本再編、全部又は実質的に全部の資産の売却又は本債権者に悪影響を及ぼす可能性のある発行者に関連するその他の同様の取引を含む。）が発生した場合、当該組織再編行為が議決権若しくは受益所有権の移転を伴わない可能性があるため、又はそれらを伴う場合であっても支配権変更トリガー事由を構成しない可能性があるため、必ずしも本債権者に対する保護とならない可能性がある。上記「4 償還の方法（3）」に記載されている場合を除き、組織再編、リストラクチャリング、合併、資本再編、全部又は実質

的に全部の資産の売却又は同様の取引の場合に本債券の買戻又は買戻を発行者に申し出ることを要求する条項は債券の要項には含まれていない。

（ ）当公社の事業又は本債券に関する契約は、インドネシア語で作成及び締結することを要求されることがあり、各当事者の権利は、最終的には、インドネシア語版文書に準拠することがある。

2009年7月9日、政府は言語法を制定した。言語法は、施行規則を制定日から2年以内に発令することを定めている。言語法第31条は、とりわけ、インドネシアの民間機関又は個人を含む覚書及び契約におけるインドネシア語の使用を義務付けている。言語法第31条の解釈によると、この文脈における契約とは、公の国際法の枠内で締結される国際契約を含むと定められている。言語法は、（ ）「インドネシアの民間機関」とは、インドネシア企業若しくは外国企業のインドネシア支店を含むか、又は（ ）「契約」とは、民間の商業契約を含むかを明記していない。

さらに、言語法第31条は、契約又は覚書が外国の当事者を含む場合、当該外国の当事者の言語及び／又は英語も使用できると規定している。これは、インドネシア語に追加して、の意味であると当公社では考えている。第31条の解釈では、複数の言語で作成された契約書の各バージョンも同様に原本であるとしている。

しかしながら、1つの契約に複数の言語が使用されている場合、言語法は、準拠言語について規定していない。言語法第40条は、言語法の制定日から2年以内に公布される大統領規則により、インドネシア語の使用に関する追加規定を定めるものとするを規定している。2014年、政府は2014年政府規則第57号を公布し、言語法の特定の規定を実施した。2014年政府規則第57号は、インドネシアの言語及び文学の推進及び保護に焦点を当てており、契約上の言語の問題については規定していないが、インドネシアの当事者に関連する契約は、インドネシア語で締結されなければならないことを注意喚起する役目を果たしている（ただし、その他の言語による契約も認められている）。国営企業大臣は、この施行規則に加えて、2009年11月3日付の2009年第SE-12 / MBU号回覧状を公布し、いかなる国有企業も、当該国有企業が当事者である全ての覚書又は契約においてインドネシア語を使用しなければならないことを勧告している。インドネシアの法務人権省は、言語法の適用及び実施の明確化に関する2009年12月28日付の第M.HH.UM.01.01-35 TAHUN 2009確認書を公布し、言語法の実施は大統領規則の制定を前提としていることを明確にし、当該大統領規則が制定されるまで、大統領規則の制定前に締結されたインドネシア語版を伴わない英語による契約は、依然として合法かつ有効であり、言語法に違反しないものとした。しかしながら、この確認書は意見書としてのみ公布されたものであり、法令としてみなされる法令の成立に関する法第12 / 2011号第7条に規定された階層には該当せず、したがって法的効力を有しないため、インドネシアの裁判所が英語版を優先させ、又は英語版を検討するかは、本書の日付においては確かではない。

また、2013年6月20日、西ジャカルタ地方裁判所が第451 / Pdt.G / 2012 / PN.Jkt Bar判決を下した（以下「2013年6月判決」という）。これにより、インドネシアの借入人であるPT バングン・カルヤ・プラタマ・レスタリ（PT Bangun Karya Pratama Lestari）を原告とし、インドネシア国外の貸付人であるナイン・エーエム・エルティーディー（Nine AM Ltd.）を被告とする融資契約は、インドネシア法に基づき無効とされた。融資契約の準拠法はインドネシア法であり、この契約は英語で書かれていた。裁判所は、この契約が言語法第31条第（1）項に違反しているとの判決をくだし、これを無効とした。この結論に達するにあたり、裁判所は、インドネシア民法第1320条、第1335条及び第1337条に依拠し、これらの条文を全体として取ると、とりわけ、契約に違法性がある場合、当該契約は無効であるとした。裁判所は、同契約が第31条第（1）項で要求されるインドネシア語で作成されていなかったことから、「合法的な理由」（*sebab yang halal*）の要件を満たすことができず、当初から無効であったと判断し、これはすなわち、有効かつ拘束力のある合意が一度も存在しなかったことを意味する。2013年6月判決に対する上訴は、2014年2月12日付けの第48 / PDT / 2014 / PT.DKI判決において原告に有利な判決が下された。また、2015年8月31日、最高裁判所は、2015年登録第601 K / PDT号事件について、ジャカルタ高等裁判所の判決を支持した。最高裁判所が2015年登録第601 K / PDT号事件を確認した結果、言語法の規定に該当する全ての契約は、インドネシア語で締結されなければならない（ただし、その他の言語による契約も認められている）。インドネシアの裁判所の判決は、一般的に拘束力のある判例ではなく、米国や英国のようなコモンロー管轄権で一般的にそうであるように司法階層のどのレベルにおいても法源を構成するものではない。しかしながら、裁判所が、英語で作成された契約の有効性及び執行可能性に関する2013年6月判決と同様の判決を将来的に行わないという保証はない。言語法は、不遵守に対する制裁を規定していないが、将来の施行規則若しくは裁判所の現行法の解釈が、不遵守の契約を無効にし、又は不遵守に対して制裁を課す可能性がある（インドネシア語でない契約を締結することに対する制裁を含むことがある）。）。かかる既存の契約の無効化又は制裁の可能性は、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

本債券に関連して締結される一定の契約及びその他の一定の文書は、言語法に基づき、日本語及び／又は英語及びインドネシア語の2か国語文書で作成される。当公社の事業又は本債券に関連する契約がインドネシア語への翻訳に準拠する場合、日本語版又は英語版が入手可能であっても、それらの文書の解釈は、通常日本語

版又は英語版に基づいて期待される解釈とは異なる可能性がある。日本語版又は英語版がインドネシア語翻訳の意味を正確に反映している、又はインドネシア語翻訳が日本語版又は英語版の意味を正確に反映しているという保証はない。また、これらの文書のインドネシア語と日本語又は英語翻訳文との間に不一致がある場合、インドネシアの裁判所が、そのような文書の日本語版又は英語版が優先されると判断するという保証もない。日本語又は英語の概念の中には、インドネシア語に対応する用語がないものもあれば、インドネシア語の翻訳では完全に捉えられないものもある。これが発生した場合、日本語及び／又は英語及びインドネシア語で作成されたそれらの契約及び文書の要項が本書に記載されたとおりであること、又はインドネシア裁判所によって意図した通りに解釈されることを保証することはできない。

（ ）インドネシア国外において投資家が当会社に対する訴状の送達を行い又は特定の判決を執行することは不可能である場合がある。

当会社は、インドネシアに設立された有限責任国営企業であり、当会社の資産と事業はインドネシアにある。また、当会社のコミサリス及び取締役は全員インドネシアに居住している。その結果、投資家が、インドネシア国外において、当会社若しくは当会社のコミサリス及び取締役に対して、判決を含む訴状の送達を実行すること、又は当会社若しくは当会社のコミサリス及び取締役に対してインドネシア以外の裁判所で得た判決を執行することが困難になる可能性がある。当会社のインドネシアの法律顧問から、インドネシア以外の裁判所の判決はインドネシアの裁判所では執行不可能であるとの助言を受けているが、インドネシアの裁判所における原請求の訴訟手続において、このような判決は確定的でない証拠として認められる可能性がある。インドネシアの裁判所が、インドネシア以外のその他の民事責任又は裁判管轄のみを前提とするインドネシアの裁判所に提起される本訴において判決を行うかどうかは疑問である。その結果、本債権者は、インドネシアの裁判所において当会社又は当会社のコミサリス及び取締役に対する請求を追及することを要求されることになる。インドネシア法に基づいて利用可能な請求や救済措置が、その他の法域で利用可能なものと同じか又は同様に広範囲であるという保証はない。

インドネシアの法的原則やインドネシアの裁判所によるかかる原則の実施は、日本で適用されるものとは大きく異なる。インドネシアの法制度は、法令に基づく民法制度であり、判決された訴訟は拘束力のある判例を構成せず、統一的に公表されていない。インドネシアの商法及び民法は、過去、1945年のインドネシア独立以前に有効であったオランダ法に基づいていたが、その一部は現代の金融取引や金融商品の複雑さを反映するように改正されていない。インドネシアの裁判所は、近代的な金融取引や金融商品の複雑さに関して必ずしもその他諸国の裁判所と同等の経験水準を有しておらず、洗練された商取引や金融取引に不慣れであるため、実際、インドネシアの法原則の解釈や適用において不確実性をもたらしめている。インドネシア法の適用は、取引当事者の誠実さや公共政策の原則などの主観的な基準に依存し、その実際的な効果は予測が困難又は不可能である。裁判所及び政府機関による法令の運用には、相当の裁量が必要となる場合がある。インドネシアの裁判所における手続がどの程度の期間で終結するかは不確実であり、インドネシアの裁判所における手続の結果は、その他の法域における同様の手続の結果よりも不確実性が高い可能性がある。インドネシアの裁判官は、糾問主義の下で活動しており、非常に広範な事実認定権と、それらの権限の行使方法に関連して高度な裁量権を有している。実際には、インドネシアの裁判所の判決は、訴訟で提示された問題についての法的・事実分析の明確な表現を省略している可能性がある。その結果、インドネシアの裁判所や政府機関による法律や規制の管理・執行には、かなりの裁量と不確実性が伴う可能性がある。

さらに、インドネシアの裁判所制度の汚職は、公に入手可能な情報源で広く報告されている。したがって、投資家が適時かつ公平にその法的権利を行使することができない可能性がある。

#### （ 9 ）強制執行

発行者はインドネシア共和国内の管轄裁判所における訴訟の対象となる。しかし、発行者が所有する財産又は資産につき差押えや仮差押えをすることは、インドネシア共和国の国庫に関する2004年法律第 1 号により禁止されている。また、インドネシア共和国以外の国の裁判所による判決は、インドネシア共和国の裁判所における原請求の訴訟手続において証拠として採用される可能性はあるものの、インドネシア共和国の裁判所において強制執行することはできない可能性がある。インドネシア共和国の裁判所において、原請求の再審査が改めて行われることになる。

本債券の強制執行に関する詳細は、上記「10 準拠法及び管轄裁判所」及び「（ 8 ） 投資にあたり留意すべき事項 （ ）インドネシア国外において投資家が当会社に対する訴状の送達を行い又は特定の判決を執行することは不可能である場合がある。」を参照のこと。

#### （ 10 ）本債券に関連する投資家の情報開示について

本債券の購入を予定している投資家の名称、投資方針や投資に関する検討状況、需要額・希望価格及び最終的な購入金額等の情報（個人情報を除く。）については、共同主幹事会社である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社及びＳＭＢＣ日興証券株式会社に対して投資家より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各共同主幹事会社を通じて、必要に応じて発行者に開示、提供及び共有される予定である。なお、発行者は当該情報について、本債券の募集又は発行に関する目的以外には使用しない。

#### （１１）米国における販売制限について

本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もない。本債券は、証券法に基づき登録されるか、同法が認める登録義務が免除される一定の場合を除き、米国内において若しくは米国人に対して若しくは米国人の計算において又は米国人の利益のために、募集又は売付けされてはならない。上記において用いられる用語は、証券法に基づくレギュレーションＳにより定義された意味を有する。

#### （１２）インドネシアにおける販売制限について

本債券の募集は、資本市場法（1995年法律第８号）に基づくインドネシアにおける公募を構成しない。本債券は、インドネシアにおいて、又はインドネシア国民（所在地を問わない。）若しくはインドネシア居住者に対して、インドネシアの法令に基づく公募を構成することとなる方法で、募集又は売付けされない。

### 第２【売出債券に関する基本事項】

該当事項なし

### 第３【資金調達の目的及び手取金の使途】

本債券の発行手取金は、設備投資の一部に充当する目的及び電力インフラ開発の促進に関連する一般事業目的に使用される予定である。

### 第４【法律意見】

インドネシア共和国の法律に関する法律顧問であるHadiputranto Hadinoto & Partnersにより、次の趣旨の法律意見書が提供されている。

- １ 本書において企図されている日本国における本債券の募集及び発行並びに本書の関東財務局長に対する提出は、インドネシア共和国の法律に従い発行者により適切に授權されており、インドネシア共和国の法律に従い適法である。
- ２ 本書において企図されている本債券の募集及び発行並びに本書の関東財務局長に対する提出は、発行者の定款及びインドネシア共和国の適用法令のいかなる規定にも違背又は抵触しない。
- ３ 本書における記載は、当該記載がインドネシア共和国の法律に基づく事項の要約である限り、本書日付現在、あらゆる重要な点において真実かつ正確である。

### 第５【その他の記載事項】

本債券の募集に関する債券発行届出目論見書の表紙に発行者の名称及びロゴ、本債券の名称並びに共同主幹事会社の名称を記載する。

債券発行届出目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

「本債券については、債券の管理会社は設置されておりません。このため、発行者が本債券に基づく義務を履行しないなど一定の場合には、本債券の元利金の支払を受け取り自らの権利を保全するための一切の行為

を、各々の本債券の債権者（以下「本債権者」といいます。）が必要に応じて自ら行わなければなりません。  
財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行うものとし、また、本債権者に対していかなる義務も  
負わず、また、本債権者との間で代理又は信託関係を有するものではありません。」

## 第二部【発行者情報】

### 第1【募集（売出）債券の状況】

該当事項なし

### 第2【外国為替相場の推移】

該当事項なし

### 第3【発行者の概況】

#### 1【発行者が国である場合】

該当事項なし

#### 2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

#### 3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

##### (1)【設立】

##### (A) 設立の目的及び根拠

PLNは、電力に関する法律（2009年法第30号）（以下「新電力法」という。）第56条に記載される1994年政府規則第23号に基づき、有限責任会社として設立された。PLNは、インドネシア国有企業法（以下「2003年法第19号」という。）及び新電力法に基づいて運営している。

当公社の目的及び目標は定款（以下に定義する。）第3条に以下のとおり規定されている。

##### 1. 当公社の目的及び目標は、以下のとおりとする。

電力供給の分野において、公益事業として十分な量及び質の電力を供給する事業を行い、利益を得るとともに、有限責任会社の原則を適用することにより、開発を支援する枠組みにおいて、電気分野における政府から任命された業務を実行すること。

##### 2. 当公社は、上記第一項の目的及び目標を達成するため、以下の事業活動を行うことができる。

- a. 現行の法令に従い、送電及び発電、配電、電力供給設備の企画及び建設並びに電力供給設備の発展という事業活動から成る電力供給の分野における業務を行うこと。
- b. 以下の事業活動から成る電力事業支援の分野における事業を行うこと。

- 1) 発電に関するコンサルティング
- 2) 発電設備の建設及び設置
- 3) 電力設備の維持管理
- 4) 電力供給を支援する技術の開発

##### c. 当公社は、上記の業務の他に、以下の事業活動を行うことができる。

- 1) 発電の提供に関する共同事業活動への参加並びに天然資源及びその他のエネルギー資源の利用。この発電には、とりわけ非再生可能エネルギー（とりわけ石炭、天然ガス及び石油）及び再生可能エネルギー（とりわけ水力、地熱、太陽光、風力、バイオマス、バイオ燃料、ハイブリッド及び海水波）、並びに原子力のように、技術の発展に伴い、また、法令の規定に従い、今後開発される可能性があるその他のエネルギー資源によるものがある。
- 2) 発電、送電、配電及び電力の小売の分野における運営業務及び給電指令の提供を遂行すること。
- 3) 発電の分野及び電気関連のその他の設備の分野におけるハードウェア及びソフトウェアの産業活動を行うこと。
- 4) 発電、財務、人的資源、研究及び開発に関連して利用可能な開発、電気通信及び情報の分野において、その事業分野又は当公社の事業を支えるために必要とみなされるその他の分野に準拠し、現行の法令に従って合併事業、収益分配協力、経営契約又はその他の形態のいずれかの形で、本国又は外国において、その他の事業体及びその他の関係者又は発電事業の役員会と協力関係を構築すること。

- 5) 現行の法令に従い、エンジニアリング・サービスのコンサルティング、建設、教育及び訓練、発電エンジニアリングの研究及び開発並びにその他のサービスを含む、発電の分野に関する事業を行うこと。

## (B) 法的地位及び特権

### 法的地位

PLNは、インドネシアの国営電力会社であり、国営企業省が代表する政府による100%国有企業である。当社は、2017年5月17日付2017年居住者証明書第401.27.1BU.1 / 31.74.07.1001 / 071.562 / e号に基づく、2016年8月10日付会社登録証（*Tanda Daftar Perusahaan*）第09.03.1.35.26296号に基づき登録された、インドネシア共和国12160南ジャカルタ市クバヨラン・バル、トルノジョヨ通りブロックM-I、135号に登録事務所を有する、インドネシアの南ジャカルタに所在する有限責任会社であり、国営電力会社（プルサハン・ウムム・リストリク・ネガラ（*Perusahaan Umum Listrik Negara*））に関する1972年政府規則第18号に基づき、業務を行っている。

PLNは1994年7月に有限責任会社（プルサハン・ペルセロアン（ペルセロ）（*Perusahaan Perseroan*（*Persero*）））として設立された。

2003年、PSOを遂行するよう任命された国有企業に対し、任命された事項が実行可能でない場合にその費用の全額及び予想される収益との差損を政府が補助することを規定する2003年法第19号が制定された。

2009年9月、政府は新電力法を公布した。新電力法の制定以前は、インドネシアの電力供給は国家の責任であり、政府の指示の下に当会社によって行われていた。当会社は、電力事業権限保持者（*Pemegang Kuasa Usaha Ketenagalistrikan*）（以下「PKUK」という。）としての地位を保有し、この地位の下で総合電力供給会社として運営していた。新電力法では、当会社はPKUKとしては認められておらず、電力供給事業免許（*Izin Usaha Penyediaan Tenaga Listrik*）（以下「IUPTL」という。）を取得したものみなされている。2011年9月30日、当会社は、インドネシア全域において事業を行う総合供給電力会社として、2016年9月27日にエネルギー・鉱物資源大臣（以下「MEMR」という。）から委任された投資調整庁（以下「BKPM」という。）の長官が認めた延長により、2046年まで有効なIUPTLを取得した。

### 特権

#### ツー・ステップ・ローン

これは、国際復興開発銀行（以下「IBRD」又は「世界銀行」という。）、アジア開発銀行（以下「ADB」という。）、ドイツ復興金融公庫（以下「KfW」という。）及び国際協力銀行（以下「JBIC」という。）などの事業体から政府に対する海外融資であり、同額が当会社のプロジェクトへの融資として提供されるものである。政府が主たる債務者となっているこれらの融資は、無担保である。2019年3月31日現在の当会社のツー・ステップ・ローン残高は37,834十億ルピア（2,656百万米ドル）である。

#### 投資ファンドアカウント番号RDI-393 / DP3 / 2001

2001年7月25日、財務省からの書簡に基づき、当会社及び政府は、ツー・ステップ・ローンの延滞元本5,288十億ルピアについて返済繰延に合意した。繰延べがなされたローンは無担保で、2年の猶予期間を含む20年の金利は年率4.0%である。当該ローンは、半年毎に147十億ルピアずつの分割払いで、2021年7月30日までに返済される予定である。

また、政府は、28,781十億ルピアの延滞利息及び罰金を追加の政府出資持分とする資本化を承認した。

#### 設備投資への融資

政府投資センターのPT プルサハン・リストリク・ネガラ（ペルセロ）に対するソフト・ローン提供に係る任務に関する2011年大統領規則第9号に基づき、政府は、一定の条件の下で、変圧器の調達及び交換、送配電線の強化及び設置並びにその他の投資プロジェクトに起因する、当会社が直面する資金不足を埋め合わせるため、当会社に対して7,500十億ルピアの融資を行うことが求められる。当該融資は、2010年度の歳入及び歳出の国家予算に関する2009年法第47号（その後の2010年法第2号による変更を含む。）に基づき決定された、2010年度の歳入及び歳出の国家予算から提供された。2019年3月31日現在、当該機関から貸し出された金額は7,500十億ルピアであった。当該融資は、変圧器の調達及び交換、送配電線の強化及び設置並びにその他の設備投資に充てられている。当該融資は、2015年度の歳入及び歳出の国家予算に関する2015年法第3号及び2015年政府

規則第95号に基づき、2015年12月23日付でPT サラナ・マルチ・インフラストラクチャー（ペルセロ）（PT Sarana Multi Infrastruktur (Persero)）（以下「SMI」という。）に承継されている。

## 事業実行可能性保証

電力インフラの加速化した発展における政府保証付与の実施要領に関する2016年財務省規則第130 / PMK.08 / 号に従い、政府は、当公社及び関連するIPPが締結したPPAに基づく、当公社のIPPに対する金銭債務の実現可能性を確保するという当該IPPの利益のために、事業実行可能性保証書を提供することを要求される。これには、（ ）電力を購入した際の支払義務及び / 又は（ ）電力以外を購入した際の支払義務が含まれる。電力以外の購入義務には、政治的リスク又は是正できないその他の事象（是正不可能な事象）が発生した場合に、関連PPAに定める公式に基づいた購入価格で当公社がプロジェクトを購入する義務を負う、PPAに基づく当公社の支払義務が含まれている。

事業実行可能性保証書は、電力インフラ開発の調達を行う前に、当公社が財務大臣に提出した申請書に基づいて付与される。

## 補助金

2003年、2003年法第19号が導入された。これにより、国有企業が公益事業を行うよう政府から明確に任命され、かつ、当該任命が財政的に実行可能でない場合、政府は、その費用の全額を補償しなければならない。

政府から受け取る補助金には政府の裁量があるものの、電力購入費、燃料及び潤滑油費（燃料油、天然ガス、地熱、石炭及び潤滑油など）、維持管理費（資材のためなど）、人件費、管理費、固定事業資産の減価償却費並びに資金調達費（当公社の事業のために当公社により発行された債券の元本や利息を含む。）が賄われる。当公社の電気通信子会社やエンジニアリング・サービス子会社の運営費など、発電に関連しない費用については、政府補助金を受けていない。PT プルサハン・リストリク・ネガラ（ペルセロ）の電力販売価格に関する2016年MEMR規則第28号（その後の2017年MEMR規則第18号及び2017年第41号による変更を含む。）（以下「2017年MEMR規則第41号」という。）に従い、政府は13種類の需要家に対して料金調整制度を適用した。しかし、当該料金調整制度は、2017年の国家予算で計画された売上高全体の65.0%に相当する12種類の需要家に対してのみ実施されていた。一部の家庭用料金の需要家の料金単価が当公社の生産コストを下回っているため、当公社の生産コストとこれらの料金単価との差額を補填するために、政府は当公社に電力補助金を支払い、設備投資関連の借入金の財務費用に充当するため、電力コストに7.0%上乗せして設定されたPSOマージンを支払う。補助金の仕組みは、電力補助金の提供、計算、支払及び会計に関する2017年財務大臣令第44 / PMK.02号（その後の2019年財務大臣令第18 / PMK.02号による直近の変更を含む。）（以下「2019年財務大臣令第18 / PMK.02号」という。）に定義されている。2017年、当公社のために確保された補助金は、政府予算の2.6%に相当した。

## 2018年度補助金

2018年12月31日に終了した年度に、政府により承認された補助金総額は56,508十億ルピアであり、その内訳は、2018年度の補助金52,660十億ルピア、2016年以降の補助金に関する売掛債権5,300十億ルピア、売掛債権として次年度に繰り越しされた5,000十億ルピア及び2018年度の追加の電力補助金である上限3,548十億ルピアである。2018年12月31日に終了した年度に、当公社は政府から48,102十億ルピアの電力補助金を得た。2018年度中、当公社は56,507十億ルピアの補助金の支払を受けた。その内訳は、2018年度の補助金51,208十億ルピア及び2016年度以降の補助金に関する見積売掛債権5,300十億ルピアである。

## 規制機関としての政府

政府は、MEMRを通じてインドネシアにおける発電、送電及び配電を規制している。特に、電気料金や補助金等に関する政府の政策は、当公社の競争上の地位、事業運営及び財務状況に重大な影響を及ぼす可能性がある。

## 規制の枠組み及び政府との関係

当公社は政府による100%国有企業である。当公社のコミサリス（監査役）及び取締役は、当公社の株主によって任命され、国営企業省によって代表される。以下に挙げる政府機関は、以下の監督上の役割を担っている。

- ・ インドネシア議会（以下「議会」という。）は国家予算を審査し、承認する。この予算には、当公社に支払われる補助金が含まれる。政府は、当公社の電気料金について議会と協議を行う。
- ・ 国営企業省は、補助金の額を含む当公社の年間予算、長期投資及び1年を超える資金調達計画を株主総会で承認する。
- ・ 財務省は当公社の財務を監視し、国外融資、助成金、補助金を当公社に提供する。財務省及び国家開発企画庁（以下「BAPPENAS」という。）は、政府予算の一部を構成する投資プロジェクトを承認する。
- ・ MEMRは当公社の主要な規制機関であり、当公社の電気料金案を作成する。電気料金は、その後、議会と協議の上、インドネシア大統領によって決定される。MEMRは、IPPからの電力販売及びIPPとの電力調達方法に関する許可、政策及び規制を発行し、国家電力総合計画を策定する。
- ・ BAPPENASは、当公社の国家投資政策を策定し、政府予算の一部を構成する国外融資、助成金及び投資プロジェクトを承認する責任を負う。BAPPENASは、政府予算により資金調達されるよう当公社が提案した電力プロジェクトを審査し、承認する。
- ・ 環境省は、環境関連法の遵守状況を監視する。

### (C) 設立年月日

当公社は、1994年7月に、有限責任会社（プルサハン・ペルセロアン（ペルセロ））として設立された。

### 設立の法的根拠

1. 1945年10月の政府規則第1号から第27号に従い、電力・ガス局（*Jawatan Listrik dan Gas*）として設立された。
2. 1961年政府規則第67号に従い、国有企業（プルサハン・ネガラ）に変更され、最終国有電気事業者と呼称されるようになった。
3. 1965年政府規則第19号に従い、国有電気事業者として設立された。
4. 1972年6月3日付1972年政府規則第18号に従い、国有電気事業者であると承認された。
5. ジャカルタにおいて、公証人である *Sutjipto, SH* の面前で作成された1994年7月30日付の証書第169号に従い、プルムPLN（*Perum PLN*）はPT PLN（ペルセロ）の名義で有限責任会社に変更された。

### (D) 歴史

インドネシアの電力事業は、数社のオランダ企業がインドネシアにおいて発電機を設置した1800年代末に始まった。これらの電力企業は、後に公益企業NV.NIGMを結成した。1945年8月のインドネシア独立後、政府がこれらの電力会社の支配権を握った。1945年10月27日、スカルノ大統領は電力・ガス局を設立し、総発電容量は157.5MWであった。

1961年1月1日、電力・ガス局は、電気、ガス及びコークス（石炭由来の燃料の一種）に注力するバダン・ピンピナン・ウムム・プルサハン・リストリク・ネガラ（*Badan Pimpinan Umum Perusahaan Listrik Negara*）（以下「BPU-PLN」という。）に転換された。

1965年5月13日、BPU-PLNは、電気エネルギーについてはプルサハン・リストリク・ネガラ（PLN）（*Perusahaan Listrik Negara (PLN)*）、天然ガスについてはPT プルサハン・ガス・ネガラTbk（*PT Perusahaan Gas Negara Tbk*）の2つの会社に分割された。当時のPLNの総発電容量は300MWであった。

1972年、政府は当公社の法的地位を国家電力会社（プルサハン・リストリク・ネガラ）から国営電力会社（プルサハン・ウムム・リストリク・ネガラ（PLN））へと変更した。1985年には、1985年電力法第15号（以下、「旧電力法」という。）が制定され、これにより当公社は、インドネシアにおいて電力供給事業を独占的に管理することができるようになった。1990年、1990年政府規則第17号（その後の1994年政府規則第23号による変更を含む。）により、政府はプルムPLNをインドネシアの発電事業全体の独占的管理者に任命した。

1989年、政府は電力供給事業を民間部門に開放した。この方針に基づき、1994年7月に当公社は法的地位をプルサハン・ウムム（*Perusahaan Umum*）から有限責任国有企業（プルサハン・ペルセロアン（ペルセロ））に変更した。

1998年、アジア金融危機を受け、当社は、IPPとのPPAに係る債務再編交渉を開始し、2003年に一部償却、一部現金支払及び買掛金の長期借入金への転換という再編を完了した。当該再編の一環として、当社はPPAの主要な条件及び期間について再交渉した。2001年には、一部の政府劣後ローンの再編を完了した。

2003年、PSOを遂行するよう任命された国有企業に対し、任命された事項が実行可能でない場合にその費用の全額及び予想される収益との差損を政府が補助することを規定する2003年法第19号が制定された。

2006年、政府は、PT PLN（ペルセロ）の石炭利用発電発展の加速化に係る任命に関する2006年大統領規則第71号（その後の2014年大統領規則第193号による直近の変更を含む。）（以下「2014年大統領規則第193号」という。）に基づき、第1次電源開発促進プログラムを導入し、これにより当社は42の石炭火力発電所の建設を義務付けられた。

2009年9月23日、政府は新電力法を公布した。新電力法の制定以前は、インドネシアの電力供給は国家の責任であり、政府の指示の下に当会社によって行われていた。当会社は、政府からPKUKとしての地位を付与され、この地位の下で総合電力供給会社として運営していた。新電力法では、当会社はPKUKとしては認められておらず、IUPTLを取得したものとみなされている。2011年9月30日、当会社は、インドネシア全域において事業を行う総合電力供給会社として、2016年9月27日にMEMRから委任されたBKPMの長官が認めた延長により、2046年まで有効なIUPTLを取得した。

2010年、政府は第2次電源開発促進プログラムを導入したが、これは、PT PLN（ペルセロ）のエネルギー、石炭及びガス利用発電発展の加速化に係る任命に関する2010年大統領規則第4号（その後の2014年大統領規則第194号による直近の変更を含む。）（以下「2014年大統領規則第194号」という。）並びに再生可能エネルギー、石炭及びガス燃料発電所及び関連送電設備の前倒しされたプロジェクトリストに関する2010年MEMR規則第15号（その後の2014年MEMR第40号による直近の変更を含む。）による補足を含む。これにより当会社は、5つの地熱発電所、4つの水力発電所、6つの石炭火力発電所及び1つの天然ガス火力発電所並びに関連する送電線の建設を義務付けられた。

2015年、政府は国家戦略開発プログラム、すなわち35,000MWプログラムを開始した。当該プログラムは、2015 - 2019年国家中期開発計画の文書において承認され、電力インフラ開発の加速に関する2016年大統領規則第4号（その後の2017年大統領規則第14号による変更を含む。）（以下「2017年大統領規則第14号」という。）が、当該プログラムを実施するために発行された。当会社は、35,000MWプログラムをIPPスキームにより民間セクターと共に実施する任務を負っている。2019年2月には、2019 - 2028年電力供給事業計画（以下「RUPTL」という。）に基づき、政府は当該プログラムに基づく目標完了日及び目標発電容量を、2019年末までに5,500MW、2028年末までに35,000MWに調整した。当会社は、調整後の目標完了日及び目標発電容量に従い、35,000MWプログラムのための計画を再調整した。

## (E) 日本との関係

設立に関して日本との関係はない。

## (2) 【資本構成】

2019年5月20日現在の当会社の株主の状況は以下のとおりである。

| 株主        | 株式数         | %   |
|-----------|-------------|-----|
| インドネシア共和国 | 115,181,002 | 100 |
| 合計        | 115,181,002 | 100 |

当会社は、2018年、2017年及び2016年12月31日現在、額面金額1株当たり1百万ルピアの439百万株式から成る資本金439兆ルピアをそれぞれ授権した。

## 資産及び負債の状況

当会社の2019年3月31日現在の資本構成は以下のとおりである。

| 実績           |
|--------------|
| 2019年3月31日現在 |

| 未監査                                                   |                          |
|-------------------------------------------------------|--------------------------|
| ルピア                                                   | 米ドル <sup>(5)</sup>       |
| (単位:十億ルピア及び百万米ドル)                                     |                          |
| <b>長期債務<sup>(1)</sup></b>                             |                          |
| <b>一年以内返済の長期債務<sup>(1)</sup></b>                      |                          |
| 担保付債務 <sup>(2)</sup>                                  | 16,215 1,138             |
| 無担保債務 <sup>(3)</sup>                                  | 392,618 27,564           |
| 一年以内返済の長期債務 <sup>(1)</sup> 合計                         | 408,833 28,702           |
| 長期債務 <sup>(1)</sup> - 一年以内返済の担保付債務 <sup>(2)</sup> 控除後 | 3,148 221                |
| 無担保債務                                                 | 156,990 11,022           |
| <b>長期債務<sup>(1)</sup> - 満期純額</b>                      | <b>160,138 11,243</b>    |
| <b>債務合計<sup>(1)</sup></b>                             | <b>568,971 39,945</b>    |
| <b>資本</b>                                             |                          |
| 資本金                                                   | 109,827 7,710            |
| 払込剰余金                                                 | 20,179 1,417             |
| 利益剰余金 <sup>(4)</sup>                                  | 135,161 9,489            |
| その他の包括利益                                              | 665,142 46,696           |
| 非支配持分                                                 | 788 55                   |
| <b>資本合計</b>                                           | <b>931,098 65,367</b>    |
| <b>総資本</b>                                            | <b>1,500,069 105,312</b> |

(注)

- (1) 負債とは、ツー・ステップ・ローン、政府借入金、リース負債、購入電力費未払金、銀行借入金、債券などの全ての有利子負債を指す。
- (2) 担保付債務は、当社のリース負債及びKIK-EBA（資産担保証券）から成る。
- (3) 2017年1月、当社はPLN XI 2010シリーズA債券（920十億ルピア）及びPLN IV 2010シリーズAスクーク・イジャラ（130十億ルピア）を全額返済した。2017年6月にはグローバル債券IIシリーズA（500百万米ドル）を全額返済し、2017年7月にはPLN IX 2007シリーズA債券（1,500十億ルピア）及びPLN II 2007スクーク・イジャラ（300十億ルピア）を全額返済した。
- (4) 利益剰余金とは、処分済利益剰余金及び未処分利益剰余金の合計である。
- (5) 便宜上、2019年3月31日現在及び同日に終了した3か月間に係るルピア金額は、1米ドル=14,244ルピアの為替レートにより米ドルに換算している。

2019年4月12日付2019年BUMN大臣決定書第S-220/MBU/04号に基づき、臨時株主総会としてのBUMN大臣の決定は以下の事項を承認した。

- 政府の資本参加5,354,475株（5,354,475百万ルピア）の追加により、引受済かつ払込済の資本は115,181,002百万ルピアに増加する。詳細は下記のとおりである。
- 132,967百万ルピアは、2018年5月8日付2018年政府規則第15号に基づく政府の出資によるものである。
- 5,221,508百万ルピアは、2018年12月31日付2018年政府規則第58号に基づく政府の出資によるものである。

2019年3月31日以降、当社は、総額18,250十億ルピアの2つのシンジケート投資クレジット・ファシリティ及び1つの二国間投資クレジット・ファシリティを締結しており、それぞれの満期日は2028年から2029年までの期間である。2019年4月23日、当社は、13,250十億ルピアの従来型のシンジケート投資クレジット・ファシリティを締結した。その年利率は合計で3か月分の預金の平均額に3.23%を加えたものに相当し、満期

日は2029年4月である。2019年4月23日、当社は、イジャラ原則に基づく3,500十億ルピアのシャリーア投資クレジット・ファシリティを締結した。その年間のイジャラ費用は3か月分の預金の平均額に3.23%を加えたものであり、満期日は2029年4月である。2019年4月24日、当社は、1,500十億ルピアの従来型の二国間投資クレジット・ファシリティを締結しており、その年利率は6か月分のジャカルタ銀行間取引金利（以下「JIBOR」という。）に1.47%を加えたものであり、満期日は2028年12月である。2019年6月25日、当社は、アレンジャーである各国の国際的な銀行との間で、元本1十億米ドルを限度とするシンジケート・ファシリティ契約を締結し、2019年6月28日に300百万米ドルを引き下げた。2019年7月11日、当社は、元本総額2,953.65十億ルピアの債券（利率は、それぞれ8.00%（5年満期）、8.50%（7年満期）、8.70%（10年満期）、9.50%（15年満期）及び9.975%（20年満期））並びに元本総額1,250.00十億ルピアのスクーク・イジャラ（利益率は、それぞれ8.00%（5年満期）、8.50%（7年満期）、8.70%（10年満期）、9.50%（15年満期）及び9.975%（20年満期））を発行することに合意する契約を締結した。当該取引は2019年8月1日に終了した。2019年7月18日、当社は、当社の5十億米ドルグローバル・ミディアム・ターム・ノート（以下「GMTN」という。）・プログラムの3回目のドローダウンにより、元本総額1.4十億米ドル建ての国外債券を発行しており、その利率の内訳は3.875%（10年満期）及び4.875%（30年満期）である。

また、2019年3月31日以降、当社は、2019年4月に満期を迎えたDKI銀行（Bank DKI）との電源開発促進プログラムに関連する4,732十億ルピアのクレジット・ファシリティ、2019年6月に満期を迎えたCIMBニアガ銀行（Bank CIMB Niaga）との4,000十億ルピアの二国間運転資金ローン・ファシリティ、2019年5月に満期を迎えたバンクネガラインドネシア（Bank BNI）との電源開発促進プログラムに関連する1,930十億ルピアのクレジット・ファシリティ、2019年5月に満期を迎えたマンディリ銀行（Bank Mandiri）との電源開発促進プログラムに関連する2,613十億ルピアのクレジット・ファシリティなどの銀行借入金を完済している。

2019年3月31日以降、上記の他に資本及び負債の部に重要な変動はなかった。

### 組織図

2018年12月31日現在の組織図



## 取締役会

| スマトラ地域事業担当<br>取締役<br>Wiluyo Kusdiharto                | ジャワ西部地域事業担当<br>取締役<br>Haryanto WS                                         | ジャワ中部地域事業担当<br>取締役<br>Amir Rosdin                         | ジャワ東部、バリ及び<br>メサ・トゥングガラ地域事業担当<br>取締役<br>Djoko R. Abumarian                             |                                                                | スラウェシ地域事業担当<br>取締役及び<br>カリマンタン地域事業担当<br>取締役<br>Syamsul Huda       | マルク及び<br>バプア地域事業担当<br>取締役<br>Ahmad Rofik                           |
|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| スマトラ地域開発担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Budi Pangestu | ジャワ西部地域開発担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>—                                | ジャワ中部地域開発担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Rustamadji       | ジャワ東部、バリ及び<br>メサ・トゥングガラ地域開発担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Paranal Subasanti           | カリマンタン地域開発担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Ruly Firmansyah      | スラウェシ地域開発担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Suwanto                  | マルク及びバプア地域開発担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Emran Rijono Wasto Adi |
| スマトラ地域建設担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Adi Lumakso   | ジャワ西部地域建設担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Hermison Adventus<br>Lumbantorja | ジャワ中部地域建設担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Dedy Martono     | ジャワ東部、バリ及び<br>メサ・トゥングガラ地域建設担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Aj Sutirno                  | カリマンタン地域建設担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Hatyadi Kristiyanito | スラウェシ地域建設担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Didik Mardiyanto         | マルク及びバプア地域建設担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Robert Aprianto Purba  |
| スマトラ地域事業運営担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Supriyadi   | ジャワ西部地域事業運営担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Bima Putrajaya                 | ジャワ中部地域事業運営担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Pumomo         | ジャワ東部、バリ及び<br>メサ・トゥングガラ地域<br>事業運営担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Ida Bagus Ari Wardana | カリマンタン地域<br>事業運営担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Mukhtar        | スラウェシ地域事業運営担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Yohanes Sukrisdimono   | マルク及びバプア地域事業運営担当<br>エグゼクティブ・バイス・<br>プレジデント<br>Indradil Setiawan    |
| 地域                                                    |                                                                           |                                                           |                                                                                        |                                                                |                                                                   |                                                                    |
| スマトラ開発総局<br>メインユニット長<br>Wedy Barnadi Sudirman         | スマトラ・ジャワ<br>開発総局<br>メインユニット長<br>Mayarudin                                 | ジャワ中部開発<br>メインユニット長 I<br>A. Daryanto Ariyadi              | ジャワ東部及びバリ開発<br>メインユニット長 I<br>Djarot Hutabrie BS                                        | カリマンタン西部開発<br>メインユニット長<br>Rachmad Lubis                        | スラウェシ北部開発<br>メインユニット長<br>Sigik Wijaksana                          | マルク開発<br>メインユニット長<br>Jonar M. Pardos                               |
| スマトラ北部開発<br>メインユニット長<br>Octavienus Padudung           |                                                                           | ジャワ中部開発<br>メインユニット長 II<br>Bjo Priyantono Arianzoro        | ジャワ東部及びバリ開発<br>メインユニット長 II<br>Henrik Kyat Pamungkas                                    | カリマンタン中部開発<br>メインユニット長<br>R. Dendi Kusuma Wardana              | スラウェシ南部開発<br>メインユニット長<br>I Putu Riza                              | バプア開発<br>メインユニット長<br>Relsal Rimantri Haslokan                      |
| スマトラ中部開発<br>メインユニット長<br>Henry Setijabudi              | ジャワ南部開発<br>メインユニット長<br>Ratnasari Spamsuddin                               | タンジュン・ジャティB発電<br>メインユニット長<br>Komang Pamita                | メサ・トゥングガラ開発<br>メインユニット長<br>Yuyun Mimar Saputra                                         | カリマンタン東部開発<br>メインユニット長<br>Irwani Pratostono                    | スラウェシ発電及び送電<br>メインユニット長<br>Pumomo                                 | マルク及びマルク北部地域<br>メインユニット長<br>Djoko Dwijaino                         |
| スマトラ南部開発<br>メインユニット長<br>Fajar Sutrojo                 | ジャワ南部送電<br>メインユニット長<br>Wanono                                             | ジャワ中部送電<br>メインユニット長<br>Edwin Nugraha Putra                | ジャワ東部及びバリ送電<br>メインユニット長<br>Suroso                                                      | カリマンタン東部送電<br>メインユニット長<br>Ikrar                                | スラウェシ北部、<br>スラウェシ中部及び<br>ゴロンダロ地域<br>メインユニット長<br>Christyono        | バプア及びバプア西部地域<br>メインユニット長<br>Johanes Amila Ari Darlomo              |
| スマトラ北部送電<br>メインユニット長<br>Bambang Irwanto               | ジャカルタ・ラバ配電<br>メインユニット長<br>Muhammad Ikhsan Asaad                           | ジャワ西部送電<br>メインユニット長<br>Iwan Purwana                       | ジャワ東部送電<br>メインユニット長<br>Bob Sarli                                                       | カリマンタン発電及び送電<br>メインユニット長<br>Ikrar                              | スラウェシ南部、<br>スラウェシ南部東部及び<br>スラウェシ西部地域<br>メインユニット長<br>Bambang Yusuf |                                                                    |
| スマトラ東部及び<br>総局センター<br>メインユニット長<br>Nur Wahyu Dhirianto | パンテン配電<br>メインユニット長<br>Daddy Banyamin<br>Pangertuan                        | ジャワ中部及び<br>ジョグジャカルタ特別州<br>配電<br>メインユニット長<br>Agung Nugraha | バリ配電<br>ユニット長<br>Nyoman S. Astawa                                                      | カリマンタン西部地域<br>メインユニット長<br>Agung Murni                          |                                                                   |                                                                    |
| アチェ地域<br>メインユニット長<br>Jefri Rosadi                     |                                                                           |                                                           | メサ・トゥングガラ西部地域<br>メインユニット長<br>Rudi Pumomo Ika Putra                                     | カリマンタン南部及び<br>カリマンタン中部地域<br>メインユニット長<br>Sudirman               |                                                                   |                                                                    |
| スマトラ北部地域<br>メインユニット長<br>Faby Joko Priharto            |                                                                           |                                                           | メサ・トゥングガラ東部地域<br>メインユニット長<br>Ignatius Rendoyoko                                        | カリマンタン東部及び<br>カリマンタン北部地域<br>メインユニット長<br>Riza Novanto Guram     |                                                                   |                                                                    |
| リアウ及びリアウ離島地域<br>メインユニット長<br>M. Iwanayah Putra         |                                                                           |                                                           |                                                                                        |                                                                |                                                                   |                                                                    |
| スマトラ西部地域<br>メインユニット長<br>—                             |                                                                           |                                                           |                                                                                        |                                                                |                                                                   |                                                                    |
| スマトラ東部、ジャンビ及び<br>ブンクル地域<br>メインユニット長<br>Daryono        |                                                                           |                                                           |                                                                                        |                                                                |                                                                   |                                                                    |
| パンカ・ブリトゥン地域<br>メインユニット長<br>Abdul Mukhlis              |                                                                           |                                                           |                                                                                        |                                                                |                                                                   |                                                                    |
| ランブン配電<br>メインユニット長<br>—                               |                                                                           |                                                           |                                                                                        |                                                                |                                                                   |                                                                    |

## 株主総会

株主総会は、1994年8月1日付法務大臣令第C2-11-519HT01.01TH'94号による認可を受け、ジャカルタにおいて、公証人である *Sutjipto, SH* の面前で作成された1994年7月30日付証書第169号（その後の随時の変更を含む（以下「定款」という。）。）及び現行の法令に定める範囲内で、コミサリス会（監査役会）又は取締役会には与えられていない権限を持つ会社組織である。

当該権限には、取締役及びコミサリスの任命及び解任、取締役間の経営責任及び権限の割当て、コミサリス会及び取締役会に対して当社の経営についての説明責任を持たせること、持分の変更、定款の変更、収益の活用計画の立案、当社の合併、連結、買収及び解散並びに子会社の設立が含まれる。

## コミサリス会及び取締役会

当社は、インドネシア法に基づき、コミサリス会及び取締役会を設置している。これらは別々のものであり、これらの両方には構成員として所属できない。

コミサリス会及び取締役会の各構成員の権利及び義務は、当社の定款及び株主総会の決議によって規定されている。定款に従い、取締役会は1名以上の取締役で構成されなければならない、そのうち1名が取締役社長に選定される。取締役社長は、取締役会においてその行為が承認された場合、当社のために、また、当社を代理して行為する権利を有する。コミサリス会は、1名以上のコミサリスで構成されなければならない、そのうちの1名がコミサリス会会長に任命される。

## コミサリス会

コミサリス会の主な機能は、取締役会の当社運営方針を監督し、取締役会に助言をすることである。

コミサリス会のメンバーは、株主が提案した候補者の中から株主総会で選任され、解任される。当該選任は、株主総会を拘束するものとする。コミサリス会は8名で構成される。当社は、発行者又は公開会社の取締役会及びコミサリス会に関するインドネシア金融庁（*Otoritas Jasa Keuangan*）（以下「OJK」という。）2014年規則第33号により要求されるとおり、独立コミサリスを新たに選任する。

コミサリス会のメンバーとして選任される者は、法的能力がある個人でなければならない。ただし、選任前5年以内に以下の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- a) 破産宣告を受けた者。
- b) 会社又は公開会社が破産宣告を受けたことに起因して、有罪の判決を受けた取締役会のメンバー、コミサリス会のメンバー又は監査役会のメンバーであった者。
- c) 国家財政及び／又は財務部門に関連して害を及ぼす犯罪行為を行ったことにより、罰せられた者。

上記の要件に加えて、法令に基づき、その他の専門機関が定める要件にも適合する者でなければならない。

本書の日付現在のコミサリス会のメンバーは、以下のとおりである。

| 氏名                                           | 地位                | 年齢 | 就任年  |
|----------------------------------------------|-------------------|----|------|
| イリヤ・アヴァンティ<br>( <i>Ilya Avianti</i> )        | コミサリス会会長代理及びコミサリス | 60 | 2017 |
| アロイシウス・キイク・ロー<br>( <i>Aloysius Kiik Ro</i> ) | コミサリス             | 58 | 2015 |
| ダルモノ ( <i>Darmono</i> )                      | 独立コミサリス           | 66 | 2014 |
| デデン・ジュハラ ( <i>Deden Juhara</i> )             | 独立コミサリス           | 58 | 2019 |
| ブディマン ( <i>Budiman</i> )                     | コミサリス             | 63 | 2014 |
| リオナルド・シラバン<br>( <i>Rionald Silaban</i> )     | コミサリス             | 53 | 2017 |
| リダ・ムルヤナ ( <i>Rida Mulyana</i> )              | コミサリス             | 56 | 2019 |
| ダルマワン・プラソジョ<br>( <i>Darmawan Prasodjo</i> )  | コミサリス             | 49 | 2018 |

## コミサリス会の任期

国有企業に関する2003年法第19号第28条第3項に従い、コミサリス会の任期は5年間であるが、各社の利益のために必要と認められる場合にはいつでも変更を行うことができる株主総会の権利に相応の注意を払いつつ、1任期再任されることがある。

## コミサリス会の義務及び責任

コミサリス会の義務、責任及び権限は、有限責任会社に関する2007年法第40号、定款及びコミサリス会に関するガイドラインに記載される。

コミサリス会の義務及び責任は、以下のとおりである。

1. 取締役会による当公社の経営方針を監督すること並びに当公社の発展計画、業務及び予算計画並びに定款の規定、株主総会決議及び現行の法令の実行に関して取締役会へ助言をすること。
2. 定款、株主総会決議及び現行の法令に従い、義務、権限及び責任を遂行すること。
3. 株主の利益を考慮し、株主総会に対して説明責任を負った上で、当公社の利益を実現すること。
4. 取締役会が作成した年次報告書を審査及び検討し、各報告書へ署名すること。
5. 当公社に取締役が全くいない場合に、取締役会の運営義務及び責任を引き継ぐこと。
6. 取締役会に利益相反が生じた場合に、当公社を代理すること。
7. 株主総会により決定される当公社の外部監査人の選任を主催すること。

## コミサリス会の権限

コミサリス会は、監督義務を遂行するにあたり、以下の権限を与えられている。

1. 集合的又は個別的に、常時以下の権限を与えられている。
  - ・ 当公社が使用又は所有する建物、庭及び区域へ立ち入ること。
  - ・ 帳簿、証拠、書類、棚卸資産を調査し、検証及びその他の目的のために資金繰りを調査し、証券を調査し、かつ、取締役会が講じた措置を承認すること。
2. コミサリス会の監督業務を補佐する委員会を設置すること又は専門家を任命すること。
3. 取締役会が説明しなければならない事項について、取締役会に説明を求めること。
4. 取締役会の承認により、取締役及び／又は当公社のその他の役員にコミサリス会への出席を促すこと。
5. 取締役会に出席し、審議事項について意見を述べること。
6. コミサリス会の秘書役を選任すること。
7. 1人以上の取締役会構成員を一時解任すること。

## コミサリス会下の取締役会パフォーマンス評価委員会の権利及び義務

コミサリス会は、その職務を執行するにあたり、コミサリス会の下に置かれた委員会、すなわち、監査委員会、リスク管理委員会（以下「KMR」という。）、指名・報酬委員会（以下「KNR」という。）の補佐を受けている。

監査委員会は、外部監査人による当公社の2018年度財務書類に対する監査の実効性を監督するとともに、株主総会に対し、2019年度財務書類に対する監査を行う推薦公認会計士事務所の提案を行った。監査委員会は、経営報告書、内部監査及び外部監査人の監査結果並びに不良債権、営業外固定資産並びにその他資産及び不良債権の償却など、コミサリス会の承認及び勧告を必要とする取締役会からの提案について、コミサリス会が意見を述べ、勧告を行う上で適切な参考資料をコミサリス会に付与するために、情報を検討し、コミサリス会に提供した。これらの業務に関連する全ての過程は、技術的、経済的及び法的に会計処理することができる。2018年度中の監査委員会の活動、検討及び分析から得られた知見、記録及び勧告は全て、経営陣、内部監査及び外部監査人に共有及び協議され、コミサリス会に報告された。

KMRは、当公社が直面する様々なリスクの評価、当公社のリスク管理戦略、体制及び方針の検証並びに方針、方法及びインフラを含む当公社の内部統制システムの有効性の検証において、コミサリス会を支援した。ま

た、KMRIは、取締役会がコミサリス会の検討及び／又は承認を求める当公社の戦略方針を見直す際に、独立鑑定人としての機能を果たす責任を負う。これには、当公社の業績に影響を及ぼす可能性のあるリスクを伴うコーポレート・アクションに関するリスク管理調査の結果も含まれる。2018年、KMRIは、組織変更、子会社への追加出資、資金調達案、企業課題、賃貸借契約、経営報告書の協議、業務計画及び予算並びに長期業務計画に関する取締役会の計画について調査し、助言を行った。

KNRIは、取締役会が指名及び報酬制度を適切に実行しているかを審査し、確認する。加えて、KNRIは、コミサリス会及び取締役会の給与及び謝礼、固定手当及び与信枠並びに変動報酬及び賞与という形での報酬方針の策定を支援している。

## 取締役会

取締役会のメンバーは、株主総会で選任され、解任される。取締役会は、取締役社長を含む取締役12名で構成されている。取締役会は、当公社の業務運営の責任を負っている。

将来の経営幹部を育成するため、当公社は人材育成プログラムを実施している。幹部候補者は、経営、事業開発戦略、戦略計画評価における能力向上及びその他これらに類する事項を主題とする一連の研修プログラムに参加する。リーダーを引き継ぐ際、当公社は、特別委員会が実施し、コミサリス会が促進する選考過程を通じて、社員を候補者として提案する。当該候補者は、適正試験を受けるべく、国営企業省に提案される。

取締役会のメンバーとして選任される者は、法的行為を行うことができる個人でなければならない。ただし、選任前5年以内に以下の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 破産宣告を受けた者。
- 会社又は公開会社が破産宣告を受けたことに起因して、有罪の判決を受けた取締役会のメンバー、コミサリス会のメンバー又は監査役会のメンバーであった者。
- 国家財政及び／又は財務部門に関連して財務損失をもたらす犯罪行為を行ったことにより、有罪判決を受けた者。

上記の要件に加えて、法令に基づき、その他の専門機関が定める要件にも適合する者でなければならない。

取締役会の選任及び任命に係る規定は、以下のとおりである。

- 株主総会で選任された取締役候補者は、株主に提案された社員とする。
- 取締役の任命は、国営企業省又は国営企業省によって任命された第三者が、取締役候補者に適正試験を実施することにより行われる。
- 取締役会の構成は、常に当公社のニーズ及び発展に応じて調整され、効果的で、適切かつ迅速な意思決定を可能にするものとする。
- 取締役候補者は、株主総会の承認を得ない限り、その他の国有企業／地域企業／民間企業／その他民間企業の取締役若しくはコミサリス又はその他の民間企業若しくは国有企業におけるその他の役職を兼任してはならない。

本書の日付現在の取締役会のメンバーは、以下のとおりである。

| 氏名                                         | オフィス／事業部              | 年齢 | 就任年  |
|--------------------------------------------|-----------------------|----|------|
| スリペニ・インテン・チャヤニ (Sripeni Inten Cahyani)     | 第一戦略的調達担当取締役及び取締役社長代理 | 51 | 2019 |
| ジョコ・ラハルジョ・アブマナン (Djoko Rahardjo Abu Manan) | 第二戦略的調達担当取締役          | 59 | 2019 |
| サルウォノ・スダルト (Sarwono Sudarto)               | 財務担当取締役               | 67 | 2014 |
| モハメド・アリ (Muhammad Ali)                     | 人事担当取締役               | 58 | 2015 |

|                                                         |                                           |    |      |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----|------|
| ショフビ・フェリエン<br>ティー・ロークマン<br>(Syofvi Felienty<br>Roekman) | 経営企画担当取締役                                 | 48 | 2017 |
| スパングカト・イワン・サ<br>ントソ (Supangkat Iwan<br>Santoso)         | 地域事業担当取締役（東ジャワ、バリ及び<br>ヌサ・トゥンガラ）          | 61 | 2019 |
| アミール・ロシディン<br>(Amir Rosidin)                            | 地域事業担当取締役（中部ジャワ）                          | 60 | 2014 |
| ハルヤント・W.S.<br>(Haryanto W.S.)                           | 地域事業担当取締役（西ジャワ）                           | 60 | 2015 |
| ウィルヨ・クストゥウィハ<br>ルト (Wiluyo<br>Kusdwiarto)               | 地域事業担当取締役（スマトラ）                           | 48 | 2017 |
| アーマド・ロフィク (Ahmad<br>Rofik)                              | 地域事業担当取締役（マルク及びパプア）                       | 51 | 2017 |
| シャムスル・フダ (Syamsul<br>Huda)                              | 地域事業担当取締役（スラウェシ）及び<br>地域事業担当取締役代理（カリマンタン） | 51 | 2017 |

#### 取締役会の在職期間

各取締役は、任命日から5年を上限として在任するが、株主総会により、1任期再任されることがある。ただし、株主は、定時株主総会又は臨時株主総会において、その任期が満了する前に取締役を解任することができる。

#### 取締役会の義務

取締役会の主な義務は以下のとおりである。

1. 当会社の目的及び目標に従って当会社を指導及び管理し、当会社の効率性及び有効性の向上に継続的に取り組むこと。
2. 当会社財産を習得し、維持し、かつ、管理すること。

#### 取締役会の権利義務

取締役会の権利義務は、定款及び取締役会に関するガイドラインに定められている。取締役会は、その主要な任務を遂行するにあたり、以下の権限を与えられている。

1. 当会社を主導し、管理する際の裁量を確立すること。
2. 適用法令及び株主総会決議に基づき、当会社の従業員の給与、年金、老齢年金及びその他収入の決定を含む、従業員の雇用に関する規定の取り決めを行うこと。
3. 当会社の就業規則及び適用法令に基づき、当会社の従業員を任命及び解任すること。
4. 取締役会が、裁判所内外において当会社を代表する権限を、任命を受けた取締役会の1人若しくは複数のメンバー、当会社の1人若しくは複数の従業員（個別に若しくは共同で）又はその他の個人若しくは団体に譲渡する際の取り決め。
5. 現行の法令に基づき、定款に定められ、株主総会によって採択された規定に従って、経営及び所有の両方に関するその他の行為を行うこと。

取締役会は、その主要な任務を遂行するにあたり、以下の事項を義務付けられている。

1. 意図、目的及び事業活動に従い、当会社の事業及び活動を遂行するよう取り組み、それを確保すること。
2. 当会社の事業及び活動の遂行に関するその他の計画を含む、企業発展計画、事業計画及び年度予算を適時に作成し、コミサリス会に、また、株主総会の承認を得るために株主に提出すること。

3. 当会社の会計帳簿及び管理を、現行の会社規則に従って実施し、維持すること。
4. 財務会計基準に準拠し、特に処理、記録、保管及び監督の機能についての内部統制の原則に基づいた会計システムを開発すること。
5. 株主総会に対して説明責任を果たし、年次計算を含む年次報告書の形で、状況及び当会社の事業に関する全ての情報を提供すること。
6. 株主が要求する度、適用規定及びその他の報告書に従った手順及び時期に、定期的な報告を行うこと。
7. 当会社の組織構成につき、職務内容を含めて詳細に作成すること。
8. 法令に基づき、株主総会で承認された財政状況計算書及び損益計算書をインドネシア共和国法務人権大臣のために作成すること。
9. 定款に記載された規定及び法令に従って株主総会で承認された規定に基づくその他の義務を履行すること。

## 報酬

コミサリス及び取締役への報酬の支払は、定時株主総会で決定される。2018年のコミサリス及び取締役の給与の合計は、205,428十億ルピア（14.2百万米ドル）であった。

## 従業員

2019年3月31日現在、当会社グループの従業員数は約53,453名である。そのうち、当会社の従業員数は約44,900名であり、子会社の従業員数は約8,553名である。

当会社は、正社員だけでなく、外部委託先の労働者にも依存している。とりわけ、プルサハン・ペニエディア・ジャサ・テナガ・ケルジャ（Perusahaan Penyedia Jasa Tenaga Kerja）、PT ハレヨラ・パワーインド（PT Haleyora Powerindo）及びPT ラクサナ・セジャーテラ（PT Laksana Sejahtera）との労務契約を通じて、外部委託先の労働者を雇用している。外部委託先の従業員は、それぞれの雇用主と契約を締結する。外部委託先の従業員の賃金及び手当並びに雇用条件及び労使紛争解決の仕組みは、当該雇用主が決定する。

2019年3月31日現在、約44,900名の従業員が労働組合員であるセリカト・ペケルジャ PT PLN（ペルセロ）（Serikat Pekerja PT PLN（Persero））に加入している。当会社は組合との関係は良好であると考えている。

### （４）【業務の概況】

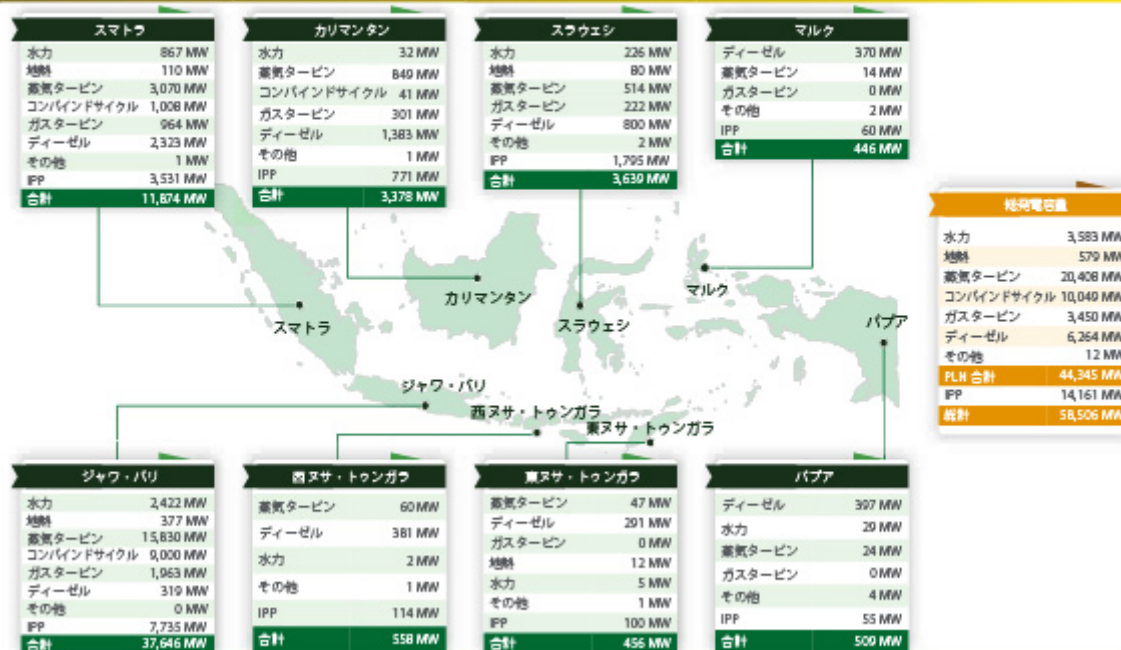
#### （A）当会社事業

当会社は、インドネシアの国営電力会社であり、国営企業省が代表する政府による100%国有企業である。当会社は、発電所の建設、発電、送電、配電及び電力の小売など、インドネシアにおける公共の電力及び電力インフラの大半を提供している。当会社は、インドネシア最大の発電事業者であり、2019年3月31日現在の発電容量は約44,345MW（IPP電力供給契約を締結したIPPの発電容量を除く。）で、これはインドネシアの総発電設備容量58,506MWの75.8%以上を占め、需要家の数は約72.8百万である。当会社は、2019年3月31日現在、燃料油火力発電所、天然ガス火力発電所、石炭火力発電所、地熱発電所及び水力発電所を含む、インドネシアにおける6,520の発電設備から成る1,644の発電所を所有及び運営している。また、当会社は、発電所を所有する民間企業であるIPPによりインドネシアにおいて発電された電力のほとんどを買い取っている。当会社は、2019年3月31日現在、インドネシアで操業するIPPとの間で、67の重要なIPP電力供給契約を締結しており、総契約容量は11,668MWである。

2019年3月31日現在、当会社の総発電導入ポートフォリオ（IPPの発電設備を含む。）の地域別及び発電形態別の内訳は以下のとおりである。

## 幅広い発電ネットワーク

PLNは、インドネシアの総発電導入容量58,506MWの76%を占める発電容量を有している。



注：2019年3月31日現在（未設置）



インドネシアの電力見通し

電力需要の増加は、インドネシアの 1 人当たり消費量及び供給率が比較的低く、アジアで最も低い水準にあることが原因である。2019-2028年RUPTLによれば、2019年から2028年にかけて、需要は年率6.42%超の成長が見込まれており、総電力需要は2019年から2028年にかけて 2 倍を超えると予測されている。

| インドネシアの2019-2028年エネルギー需要予測 |     |         |         |         |         |         |
|----------------------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
|                            | 単位  | 2019年   | 2021年   | 2024年   | 2026年   | 2028年   |
| エネルギー需要                    |     |         |         |         |         |         |
| インドネシア                     | TWh | 245,379 | 279,353 | 339,923 | 383,310 | 432,713 |
| ジャワ・バリ                     | TWh | 180,805 | 202,737 | 240,273 | 268,670 | 301,085 |
| 東インドネシア                    | TWh | 24,539  | 29,855  | 38,655  | 45,083  | 52,257  |
| 西インドネシア                    | TWh | 40,034  | 46,761  | 60,995  | 69,557  | 79,370  |
| 供給率                        |     |         |         |         |         |         |
| インドネシア                     | %   | 99.9    | 100.0   | 100.0   | 100.0   | 100.0   |
| ジャワ・バリ                     | %   | 100.0   | 100.0   | 100.0   | 100.0   | 100.0   |
| 東インドネシア                    | %   | 99.1    | 100.0   | 100.0   | 100.0   | 100.0   |
| 西インドネシア                    | %   | 100.0   | 100.0   | 100.0   | 100.0   | 100.0   |

出所：2019-2028年RUPTL、PLN

以下の表は、アジアの一部の国における供給率を示したものである。

|        | 供給率 |
|--------|-----|
|        | (%) |
| シンガポール | 100 |
| ブルネイ   | 100 |
| 中国     | 100 |
| マレーシア  | 99  |
| タイ     | 100 |
| スリランカ  | 100 |
| ベトナム   | 98  |
| モンゴル   | 91  |
| フィリピン  | 90  |
| インドネシア | 91  |
| インド    | 82  |
| パキスタン  | 74  |

出所：国際エネルギー機関（IEA）世界エネルギー展望特別報告書「エネルギー・アクセスの見通し2017 - 貧困から繁栄へ」2016年のデータに基づく。

以下の表は、アジアの一部の国における 1 人当たり電力消費量を示したものである。

|  | 1人当たり<br>電力消費量 |
|--|----------------|
|  | (MWh / 人)      |

|        |      |
|--------|------|
| 台湾     | 11.2 |
| 韓国     | 11.0 |
| シンガポール | 9.2  |
| 日本     | 8.2  |
| 香港     | 6.3  |
| マレーシア  | 4.8  |
| 中国     | 4.7  |
| タイ     | 2.8  |
| ベトナム   | 1.7  |
| インド    | 0.9  |
| インドネシア | 0.9  |
| フィリピン  | 0.8  |
| パキスタン  | 0.5  |

出所：エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（以下「EIU」という。）のデータに基づく計算（2018年12月現在）

さらに、主として製造業を基盤とする経済を有する国は、サービスを経済基盤とする国に比べて、電力消費量が多い傾向があり、したがって、国内総生産（以下「GDP」という。）1米ドル当たりの発電容量はより多くなる。インドネシア経済が相対的に製造業に重点を置いており、また相対的に見て発展段階にあることを考えると、インドネシアは電力業界において大きな成長の可能性を秘めていると考えられる。

以下の表は、アジアの一部の国の設備容量を示したものである。

|        | 設備容量<br>(GW) |
|--------|--------------|
| 中国     | 1,864        |
| インド    | 398          |
| 日本     | 344          |
| 韓国     | 115          |
| インドネシア | 60           |
| 台湾     | 55           |
| タイ     | 49           |
| ベトナム   | 48           |
| マレーシア  | 38           |
| パキスタン  | 30           |
| フィリピン  | 24           |
| シンガポール | 13           |
| 香港     | 13           |

出所：EIU（2018年12月現在）

以下の表は、アジアの一部の国の1人当たり電力消費量を示したものである。

|    | 電力消費量<br>(TWh) |
|----|----------------|
| 中国 | 6,456          |

|        |       |
|--------|-------|
| インド    | 1,395 |
| 日本     | 1,040 |
| 韓国     | 563   |
| 台湾     | 263   |
| インドネシア | 247   |
| タイ     | 197   |
| ベトナム   | 159   |
| マレーシア  | 158   |
| パキスタン  | 100   |
| フィリピン  | 87    |
| シンガポール | 52    |
| 香港     | 46    |

出所：EIU（2018年12月現在）

## 発電網

当社は、インドネシアで最も人口の多い地域である、ジャワ・バリ、北スマトラ、南スマトラ、西カリマンタン、中央カリマンタン、東カリマンタン、北スラウェシ、南スラウェシの8つの主要な送電網を運営している。インドネシアの総人口の約58.1%（約153.9百万人）がジャワ島及びバリ島に居住しており、当該地域は当社の2018年の総需要家消費電力の約63.4%を占めている。2019年3月31日現在、当社は約53,851kmの送電線及び約955,789kmの配電線を管理している。

当社の電気料金は、政府により定められ、2017年MEMR規則第41号で規定されている電気料金単価に基づいている。PT プルサハン・リストリク・ネガラ（ペルセロ）により提供される電気料金に関する2011年大統領規則第8号に基づき、政府は2010年7月1日以降、電力料金を遡及的に平均10.0%引き上げた。当社の一部の需要家、特に工業用料金の需要家からの反発の結果、政府は、2010年12月31日まで、電気料金の引き上げを最大で18.0%に制限することを決定した。

当社が需要家に課すことのできる料金には、（1）基本料金、（2）変動エネルギー料金、（3）最低料金及び（4）特別サービス料金の4種類がある。

政府が定めた料金は、しばらくの間、当社の生産コストを下回る水準に電力料金が設定されている特定の家庭用料金の需要家に対して、当社が販売する電力の生産コストを賄うには不十分であった。しかしながら、当社は2003年法第19号の意義の範囲内においてPSOを遂行しているため、政府は、当社が販売する電力の生産コストと、政府が設定した料金に基づいて当社が徴収を認められている電気料金との差額を当社に助成する義務を負っている。補助金の仕組みは、2019年財務大臣規則18 / PMK.02号に定義されている。

燃料油への依存度を低下させるため、2014年大統領規則第193号に基づき、政府は第1次電源開発促進プログラムを導入した。当該プログラムは当初、ジャワ・バリにおける6,900MWの総発電容量を有する10の発電所及びジャワ・バリ外における2,022MWの総発電容量を有する30の発電所を含む、40の石炭火力発電所をインドネシアに建設することを当社に義務付けるものだった。その後、第1次電源開発促進プログラムは2009年大統領規則第59号、2011年第47号、2014年第45号及び2014年第193号により変更され、これにより当該義務は、ジャワ・バリにおける7,490MWの総発電容量を有する10の発電所、ジャワ・バリ外における2,437MWの総発電容量を有する32の発電所を含む、42拠点到増加された。当初義務付けられていた42拠点のうち、2拠点は1拠点到集約され、3拠点は敷地の状況や設計、調達及び建設（以下「EPC」という。）業者の問題点により中止され、4拠点は将来の開発のために留保され、その結果、第1次電源開発促進プログラムの下では、34拠点において9,927MWの発電容量の開発に取り組んでいる。

2019年3月31日現在、計画されている34拠点の発電所のうち、28拠点の発電所の建設が完了し、稼働中の総発電容量9,647MWは、総計画発電容量9,927MWの約97.0%に相当する。総発電容量（280MW）の約3.0%に相当するその他6拠点の発電所は、それぞれ2019年（202.5MW）、2020年（27.5MW）、2021年（20MW）、2026年（30MW）に稼働を開始する予定である。第1次電源開発促進プログラムに基づいて建設される予定の発電所の約97.0%が竣工し、土地の可用性及び業者の能力上の理由により、当初計画より6年遅れて2018年に稼働を開始した。

その後、2014年大統領規則第194号に従い、政府は、上記の第1次電源開発促進プログラムの完了によってもたらされる電力を超える、インドネシアの増加する電力需要を満たすために、第2次電源開発促進プログラム

の第二段階において、再生可能エネルギー、ガス及び石炭火力発電所の5,799MWを調達することを当公社に義務付けた。第1次電源開発促進プログラムと同様に、2014年大統領規則第194号は、許可及び環境文書の取得、土地取得並びに送電線の取得及び補償のための承認プロセスの迅速化を支援することを目的としている。IPPが約11,139MWのエネルギー調達の提供を義務付けられているため、第2次電源開発促進プログラムにおいて、民間部門が電力開発に参加するよう呼びかけられている。最新の2019-2028年RUPTLは、第2次電源開発促進プログラムの総発電容量を17,134MWに改訂し、そのうち当公社は5,995MWの開発を担当し、IPPIは11,139MWの開発を担当している。

2019年3月31日現在、第2次電源開発促進プログラムにおいて総計画発電容量17,134MWのうち、総発電容量1,101MW（総計画発電容量17,134MWの約6.4%）から成る11の第2次電源開発促進プログラム（IPPを含む。）が稼働している。そのうち、5,788MW（総計画発電容量17,134MWの33.8%）が建設段階にあり、2,795MW（総計画発電容量17,134MWの16.3%）がファイナンス・クローズ（融資契約締結済み）段階にあり、7,450MW（総計画発電容量17,134MWの43.5%）が企画及び調達段階にあった。当公社は現在、義務づけられた拠点における残りの発電所に関して、EPC契約の計画及び交渉の諸段階にある。政府は、第2次電源開発促進プログラムの当初の完了年を2014年から2028年まで正式に延長した。電源開発促進プログラムにより、当公社の燃料油への依存度を低下させ、政府の補助金負担を軽減し、インドネシアにおける電力需要の増加に対応するために、総発電容量約27,061MWの108の発電所を開発することになるだろう。

当公社の収益合計、利益及び調整後EBITDAは、2018年12月31日に終了した年度においては、それぞれ272,898十億ルピア（19,159百万米ドル）、11,576十億ルピア（813百万米ドル）及び68,224十億ルピア（4,790百万米ドル）であり、2019年3月31日に終了した3か月間においては、それぞれ68,919十億ルピア（4,838百万米ドル）、4,158十億ルピア（292百万米ドル）及び17,669十億ルピア（1,242百万米ドル）であった。当公社の2018年の送配電量は、2017年の223,134GWhから5.1%増加して234,618GWhとなり、2019年3月31日に終了した3か月間の送配電量は、2018年3月31日に終了した3か月間の55,928GWhから5.6%増加して59,059GWhとなった。2010年から2018年までの当公社の平均年間送配電量の累積上昇率は5.3%であった。当公社のSAIDI及びSAIFIの実績は、2018年12月31日に終了した年度においては、それぞれ消費者1人当たり年間6.6時間及び消費者1人当たり年間16.0回の停電となり、2019年3月31日に終了した3か月間においては、それぞれ四半期中消費者1人当たり4.7時間、四半期中消費者1人当たり3.0回の停電となった。

当公社の事務所はインドネシア共和国南ジャカルタ市クバヨラン・バル、トルノジョヨ通りブロックM-I、135号にある。

## 事業の強み

当公社は、インドネシアの経済及び電力部門の発展に不可欠な戦略的機能を担っている。政府は、2025年までの経済成長率を年間6.7%とする目標を掲げており、これを支援し、97.4%の電力供給率を達成するため、当公社に対し、35,000MWプログラムの実施を義務付けている。当公社の主要な事業の強みは、以下の点にあると考えている。

## 政府との強固な関係

当公社は、国営企業省が代表する政府による100%国有企業である。当公社は、インドネシアにおける電力の安定供給の確保という目的の一環として、政府が当公社の財務健全性に責任を負うと考えている。政府の支援の一環として、政府は、当公社が負担した費用及び政府が決定した一定の電気料金に対して予想されるPSOマージンの超過分を補填するための補助金を当公社に提供する。電力補助金は国家予算に含まれており、当公社は2003年法第19号の意義の範囲内においてPSOを遂行していることから、当公社が需要家に請求する電気料金は、当公社が需要家に電力を提供する費用を賄うのに不十分なことから、政府は、当公社が負担する損失を補償する義務を負っている。また、政府は、政府の当公社支援の一環として、国家戦略計画の加速化に係る2016年大統領規則第3号（その後の2018年大統領規則第56号及び2017年大統領規則第14号による変更を含む。）を公布した。

2018年11月23日付の2018年法第12号によって、合計6.5兆ルピアの資本注入がインドネシアの国家予算として計上され、国有企業への資本注入の実施のために必要な政府規則についても2019年7月19日付の2019年政府規則第51号が制定されている。

## 急速に成長するインドネシアの電力市場における独占的な電力供給者

当公社は、成長するインドネシアの電力市場において、独占的な電力供給者である。規則により、当公社はインドネシアにおける唯一の送配電事業者であり、2019年3月31日現在、当公社はインドネシアにおける総発

電設備容量の75.8%以上を管理している。2016年、2017年及び2018年12月31日並びに2018年及び2019年3月31日現在の当公社の発電設備容量（IPPの発電設備容量を除く。）は、それぞれ43,144MW、42,656MW、44,187MW、42,880MW及び44,345MWであった。また、当公社はインドネシア様々な地域に亘って大きな存在感を示している。

また、当公社は、インドネシアの電力需要は同国の経済成長と密接に関連しており、インドネシアの電力需要は今後も拡大していくと考えている。インドネシアの実質GDPは、2017年から2018年にかけて5.2%、2016年から2017年にかけて5.1%増加した。また、国際エネルギー機関（世界エネルギー展望2016年版）によれば、インドネシアは、マレーシア、タイ又はベトナムなどのその他アジア新興国に比べて、1人当たりの電力消費量（1人当たり0.9MWh）及び1人当たりの発電容量が大幅に低いことから、当公社は、電力部門の成長に大きな可能性があると考えている。このため、政府は、2019年の拡大計画報告書である、2019年2月20日に公表された2019-2028年RUPTLにおいて、今後10年間で年率6.42%以上の電力需要の伸びを見込んでおり、2019年から2028年にかけて総電力需要が倍以上になると予測している。当公社は、インドネシアの大手電力供給者として、このような成長の恩恵を受けることを期待している。

### 経営の効率化及びコスト削減への注力

当公社はここ数年、経営の効率化及びコスト削減に注力してきた。当公社の送配電損失は、2016年は9.5%、2017年は8.8%、2018年は9.5%、2018年及び2019年3月31日に終了した3か月間は、それぞれ9.4%及び9.6%と比較的横ばいで推移した。新たな前払システム及びオンライン支払技術の導入及び実施により、当公社は需要家からの徴収の仕組みを改善した。また、路上での違法な照明利用及びエネルギー消費管理対策を実施し、電力網の損失率を低減することで、電力網の信頼性を向上させた。当公社は、燃料の限界費用及び当公社の営業費用を削減するためにエネルギー構成を多様化させ、引き続き燃料油への依存度を低下させていく。

### 経験豊富な取締役会、コミサリス会及び経営陣

当公社の取締役会メンバーの大半は、電力分野で25年以上の経験を有している。当公社は、当公社の経営陣は補完的な知識や技能を備えており、地域の電力市場についてよく理解していると考えている。当公社のコミサリス会のメンバーは評判が高く、国営企業省によって任命されており、そのうちの数名は政府と強い関係を持っている。

### 安定的な財務特性

当公社は、金融費用金利に対する調整後EBITDA、資本合計に対する相対的に控えめな借入金総額及び連結財政状態計算書に基づき、安定的な財務特性を有していると考えている。2017年12月31日に終了した年度における金融費用金利に対する調整後EBITDA（非GAAP）の倍率は3.1倍であり、資本合計に対する借入金総額（非GAAP）は36.5%であった。2018年12月31日に終了した年度における金融費用金利に対する調整後EBITDA（非GAAP）の倍率は3.2倍であり、資本合計に対する借入金総額（非GAAP）は41.9%であった。2018年3月31日に終了した3か月間における金融費用金利に対する調整後EBITDA（非GAAP）の倍率は2.3倍であり、資本合計に対する借入金総額（非GAAP）は37.4%であった。2019年3月31日に終了した3か月間における金融費用金利に対する調整後EBITDA（非GAAP）の倍率は2.6倍であり、資本合計に対する借入金総額（非GAAP）は42.2%であった。加えて、2016年から2018年の間に、調整後EBITDA（非GAAP）は、2016年12月31日に終了した年度の55,595十億ルピアから、2017年12月31日に終了した年度の56,590十億ルピアへと増加し、2018年12月31日に終了した年度の68,224十億ルピア（4,790百万米ドル）へと増加した。調整後EBITDA（非GAAP）は、2018年3月31日に終了した3か月間の12,652十億ルピアから、2019年3月31日に終了した3か月間の17,669十億ルピア（1,242百万米ドル）へと増加した。調整後EBITDAを調整後収益で除した調整後EBITDAマージン（非GAAP）は、2016年12月31日に終了した年度の19.8%から2017年12月31日に終了した年度の18.8%に低下し、2018年12月31日に終了した年度の21.4%に増加した。調整後EBITDAマージン（非GAAP）は、2018年3月31日に終了した3か月間の16.5%から、2019年3月31日に終了した3か月間の21.4%に増加した。

調整後EBITDAとは、期中の減価償却費、償却費及び数理計算上の従業員給付費用-支払純額を営業利益に加えたものである。本書に記載されている調整後EBITDA及び調整後EBITDAマージンは、インドネシアで一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「インドネシアGAAP」という。）/インドネシア財務会計基準（以下「IFAS」という。）によって要求されておらず、また、これらに準拠して表示されていない、当公社の業績及び流動性に関する補足指標である。

### 戦略

当公社は以下の戦略目標を掲げている。

### 35,000MWプログラムの成功裏の実施

35,000MWプログラムは、インドネシアの電力需要を満たし、経済成長を刺激する電化インフラの開発を加速させる目的で公布された2017年大統領規則第14号に基づき、インドネシア全土に発電所、送電設備及び変電所を建設するためのPLNと様々なIPPとの共同プログラムである。スマトラでは76の発電所、210の送電設備、398の変電所が建設される予定である。カリマンタンでは、40の発電所、68の送電設備、115の変電所が建設される予定である。スラウェシ及びヌサ・トゥンガラでは、83の発電所、90の送電設備、165の変電所が建設される予定である。ジャワとバリでは、49の発電所、349の送電設備、672の変電所が建設される予定である。マルク及びパプアでは、43の発電所、15の送電設備、25の変電所が建設される予定である。当社は、計画中の発電所の24.8%、送電設備の93.0%及び変電所の95.0%を建設する責任を有している。

発電所建設では、PLNが所有するプロジェクトにEPCスキームを活用する予定である。当社は、EPCスキーム及び潜在的なフルターンキー契約スキーム（現地PLNへの納入品に基づいて計算された出来高払いでEPC業者への支払いが行われ、又はプロジェクト管理コンサルタントの活用及び各プロジェクトの優先順位と性質に応じて異なるリスク配分手続を導入する）の活用により企画、資金調達、土地の取得及び発電所の操業に関連するコスト及び活動に責任を負う。変電所及び送電設備の建設では、EPCスキームを用いた委託業者の指名により実施する。民間請負業者が建設、資金調達及び送電設備の運営を行い、PLNが合意した期間にわたり、費用を払うBOT方式は、リスクを最小限に抑えるために利用される。

2019年3月31日現在、35,000MWプログラムの建設の約10.0%が完了しており（主にスラウェシ、スマトラ地域）、56.9%が建設中（主にジャワ、バリ、スマトラ）、27.0%が建設予定（主にジャワ、バリ、スマトラ）、3.5%は依然として入札過程にあり（主にスマトラ、スラウェシ）で2.6%は依然として計画中である（主にスマトラ）。当会社が単独で責任を負う8,985MWのうち、23.4%が完了、48.8%が建設中、17.4%が依然として入札過程にあり、10.4%が依然として計画中である。

2019年初めに、政府は、予想を下回る電力需要に対応するため、35,000MWプログラムの完了日を当初の計画より9年遅れである2028年までに調整した。35,000MWプログラムの実施に必要な投資を考慮し、当社は、健全な金融比率を維持するための資本構成を強化しつつ、資本市場又は金融機関からの資金調達を目指す。

### 電源開発促進プログラムの実施の成功

2014年大統領規則第193号に従い、政府は当会社に第1次電源開発促進プログラムを通じてインドネシアにおける石炭火力発電容量の開発を加速させることを命じた。

加えて、2014年大統領規則第194号に基づき、政府は、当会社に第2次電源開発促進プログラムを通じてインドネシアの電力需要の増加に対応するため、再生可能エネルギー、ガス及び石炭火力発電所の17,428MW（後に2019-2028年RUPTLに基づき17,134MWに改訂）（IPPの発電容量を含む。）の調達を命じた。最新の2019-2028年RUPTLは、第2次電源開発促進プログラムの総容量を17,134MWに修正した。電源開発促進プログラムでは、燃料油への依存度を低下させ、政府の補助金負担を軽減し、インドネシアの電力需要の増加に対応するため、総発電容量約27,061MWを有する108の発電所の開発が計画されている。第1次電源開発促進プログラムに関連して、当会社はすでにEPC契約を締結しており、計画されている34箇所のうち33箇所で融資を受けている。第1次電源開発促進プログラムに基づいて建設予定の総計画発電容量の97.0%を占めていた発電所が竣工し、2018年に稼働を開始した。第2次電源開発促進プログラムに関連して、第2次電源開発促進プログラムに基づく総計画発電容量17,134MWの約6.4%である総容量1,101MWを有する第2次電源開発促進プログラムの11の発電所（IPPを含む。）の建設を完了した。本書の日付現在、当社は、第2次電源開発促進プログラムに関する44件のEPC契約（IPPを除く。）に署名した。この戦略により、燃料油ベースの生産へのエクスポージャーを減らし、今後数年の需要拡大に対応するために必要な発電容量を増強していく。

### 政府からの電力補助金への依存度を下げるため、需要家に課す電気料金の引き上げに引き続き取り組む。

政府は、2010年7月から電気料金を平均10.0%引き上げ、2013年には平均15.0%引き上げた。この引き上げは2012年MEMR規則第30号に基づき四半期ベースで実施されていた。しかし、当会社が需要家に課すことのできる電気料金と、当会社の営業費用との間には大きな差がある。また、一部の需要家には、現在、補助料金で電力を供給している一方、他の需要家の大多数は自動料金調整のメリットを享受することになる。

当社は、引き続き、市場価格による企業間の電力販売を促進するイニシアチブや、地域毎に電気料金を課すことを通じて、当会社の事業を収益性のあるものとするために、当会社の需要家に課す電気料金の引き上げと、政府からの電力補助金への依存度の低減を目指していく。平均販売単価が電力提供費用を下回っている場合、当社は引き続き政府に補助金を請求し、投資プログラムを支援するための資金調達を行っていく。

## 営業費用の削減に注力

営業費用の削減については、以下の施策を実施する予定である。

- ・ 電源開発促進プログラムの一環として、燃料油発電への依存を減らし、石炭発電への依存度を高める。その他の燃料に比べて、インドネシアは石炭の供給量が豊富であり、燃料の供給源としてはかなり安価である。この戦略は、電源開発促進プログラムの一環として費用対効果の高い発電所や送配電施設を新たに開発することにより、既存及び新規の需要家からの需要の増加に対応することを意図している。
- ・ 供給サイドの管理による発電コストの削減。これは、ピーク時に自社燃料油以外の発電設備から余剰容量を購入し、低需要期に特定の発電設備を停止し、週末に特定の燃料油火力発電設備を停止することを含む。
- ・ スマトラ、中央及び東部インドネシアに3つの配送区域を設置し、関連鉱山の立地に応じて石炭を発電所に輸送することで、石炭の配送コストを削減する。発電所用石炭については、スマトラはスマトラ島の鉱山、中央インドネシアはスマトラ及び南カリマンタンの鉱山、また東インドネシアは東及び中央カリマンタンの鉱山における採掘により供給される予定である。
- ・ ガス源から発電所までの距離を考慮したガス供給ゾーニングシステムの設置によるガス火力発電所の生産コストの削減を行う。現在、当社は、北スマトラ、南スマトラ、西カリマンタン、南カリマンタン、東カリマンタン、南スラウェシ、ヌサ・トゥンガラ及びマルク-パプアをカバーする8つのガス供給ゾーンを設定し、それぞれクルエン・ニース、FSRU ベラワン、パンカ・プリトゥン-ポンティアナク（バベル-ポンティ）、LNGターミナル西ジャワ、LNGターミナル東ジャワ、中央インドネシア、FSRUゴロンタロ及びマルク-パプアの8箇所に供給地点を設けている。北スマトラのガス発電所はクルエン・ニース及びFSRUベラワンから、南スマトラ及び西カリマンタンはバベル・ポンティから、南カリマンタン、東カリマンタン及び南スラウェシの全土は中部ジャワから、ヌサ・トゥンガラは中部ジャワから、マルク-パプアはLNGタングーから供給される。当社は既に、FSRU ベラワン、LNGターミナル西ジャワ、LNGターミナル東ジャワ、FSRU ゴロンタロの4箇所のガス設備を所有及び運営している。現在、LNG貯蔵施設、LNG船、再ガス化施設、ガスパイプライン及び棧橋など、複数のガス設備について、フィージビリティ調査を実施し、調達準備を進めている。この戦略の目的は、各ガス発電所のテイク・オア・ペイ制度のもとで、当社が直面するコストを最小限に抑えることにある。

## 当社の事業運営の効率向上に向けた取り組みの導入

当社の事業運営の効率向上を図るため、さらなる電力網の損失率低下、保全システムの整備、発電効率の向上、在庫回転率／循環の向上及び回収期間の短縮を図るとともに、これらの目標を達成するための運用実績プログラムを実施している。また、等価計画外停止率、設備利用率及び従業員1人当たり需要家数など、その他のいくつかの業務効率化施策の強化も目指していく。加えて、P2APST（収益の一元管理及び監督）システムを活用した電気料金の一元的なオンライン決済を実施することで、キャッシュ・ブローリングによる財務効率の一層の向上を図っていく。

## 当社の事業

当社は、2019年3月31日現在、約53,851kmの送電線及び約132,289MVAの送電変圧容量、並びに約955,789kmの配電線及び約56,347MVAの配電変圧容量を有する送電網を通じて約72.8百万のインドネシアの需要家に提供している。

当社は、電力消費者を家庭用、商業用、工業用、公共用（主に庁舎、学校及び病院）の4つの料金区分に分類する。以下の表は、各区分における需要家の数を示したものである。

|     | 12月31日に終了した年度 |            |            | 3月31日に終了した3か月間 |
|-----|---------------|------------|------------|----------------|
|     | 2016年         | 2017年      | 2018年      | 2019年          |
| 家庭用 | 59,243,672    | 62,543,434 | 66,071,133 | 66,843,727     |
| 商業用 | 3,239,764     | 3,579,364  | 3,750,666  | 3,789,563      |
| 工業用 | 69,629        | 76,816     | 88,185     | 90,367         |

|     |            |            |            |            |
|-----|------------|------------|------------|------------|
| 公共用 | 1,729,428  | 1,868,669  | 2,007,413  | 2,046,510  |
| 合計  | 64,282,493 | 68,068,283 | 71,917,397 | 72,770,167 |

以下の表は、表示した期間において当公社が当公社の電力消費者の各区分に送電及び配電した電力の合計を示している。

|       | 12月31日に終了した年度 |         |         | 3月31日に終了した3か月間 |
|-------|---------------|---------|---------|----------------|
|       | 2016年         | 2017年   | 2018年   | 2019年          |
| (GWh) |               |         |         |                |
| 家庭用   | 93,635        | 94,457  | 97,832  | 24,513         |
| 商業用   | 40,074        | 41,695  | 44,027  | 11,104         |
| 工業用   | 68,145        | 72,238  | 76,947  | 19,360         |
| 公共用   | 14,150        | 14,743  | 15,812  | 4,082          |
| 合計    | 216,004       | 223,134 | 234,618 | 59,059         |

## 環境問題

2009年、インドネシアは自発的に温室効果ガス（以下「GHG」という。）排出量を26%削減し、2020年までには国際的なサポートを得て最大41%まで削減することを約束した。これらの目的を推進するため、インドネシアは、2011年大統領規則第61号及び2011年大統領規則第71号によるGHGインベントリに規定されているGHG排出削減に関する国家行動計画を含む関連法規を公布した。

2015年の国連気候変動会議において、インドネシアは2020年以降のさらに野心的な排出削減目標を設定した。インドネシアは、同国の最新の排出レベル評価に基づき、2030年までにGHG排出量を29%削減することを約束した。クリーンエネルギー源の開発も国家政策である。

エネルギー部門のGHG排出削減目標を達成するため、インドネシアは、国家エネルギー政策に定めるとおり、2025年までに新エネルギー及び再生可能エネルギーからエネルギー使用量の23%以上を調達することを目標とする複合エネルギー利用政策に着手した。電力部門に関しては、インドネシアは、2019-2028年RUPTLに定める通り、2025年までに消費されるエネルギーの少なくとも23.0%を新エネルギー及び再生可能エネルギーから調達し、石炭から生産されるエネルギーの比率をエネルギー構成全体の約54.46%に削減することを目指している。これらの政策を支援するため、当公社は多数の大規模石炭火力発電所を延期し、2019-2028年RUPTLに基づく新エネルギー及び再生可能エネルギーを燃料とする発電所開発を進めている。

当公社の事業は、水質汚染、大気汚染及び騒音公害、並びに有害・毒性廃棄物の管理に関するさまざまな環境法規の適用を受けている。当公社は、全ての重要な点でこれらの環境関連法規を遵守していると考えられ、当公社の事業活動には環境に関する費用及び負債のリスクが内在しており、今後、この点において重大な費用及び負債が発生しないことを保証するものではない。また、環境関連法規の遵守により、発電所及び送配電システムの拡張及び開発が遅れる可能性がある。

現行の環境規制、特に環境保護及び管理に関する2009年法第32号（以下「2009年法第32号」という。）及び環境影響評価（*Analisis Mengenai Dampak Lingkungan*）（以下「AMDAL」という。）の義務の対象となる計画的事業及び／又は活動の種類に関する2012年環境省規則第5号（以下「MOER 5 / 2012」という。）に従い、環境に実質的な影響を与える全ての事業及び／又は活動は、AMDALを受けなければならない。

また、2009年法第32号では、環境ライセンスの取得も義務付けられている。環境ライセンスに関する2012年政府規則第27号に従い、AMDAL（MOER 5 / 2012に規定）を受ける義務を負う会社は、「環境許可」（*Izin Lingkungan*）として知られる環境ライセンスの申請も義務付けられている。環境許可は、関連するビジネスライセンスを取得するための前提条件であり、環境許可が取り消された場合には、付与されたビジネスライセンスは取り消される。環境許可の申請、承認及び付与の手順は、2012年政府規則第27号に規定されている。2009年法第32号では、全ての現行の環境許可を、本法の制定から1年以内に、かかる環境許可に統合することが求められている。

2012年政府規則第27号の経過規定に基づき、2012年政府規則第27号の制定以前に承認された環境ライセンスは引き続き有効であり、2012年政府規則第27号に基づく環境ライセンスと同様に取り扱われる。したがって、当社は、2009年法第32号を遵守しており、AMDAL、環境管理計画（以下「RKL」という。）及び環境監視計画（以下「RPL」という。）の提出書類についても最新のものであると考えているため、環境許可を取得する必要はない。しかしながら、2012年政府規則第27号では、当社の容量を増やすか又は発電所をさらに建設するかのような変更を当社が計画する場合には、既存の環境許可の修正を申請することが求められている。

インドネシアの現行の環境規制では、事業や活動が環境の品質基準に違反することは禁止されている。当社は、品質基準の維持に関して、いくつかの政府規則、閣僚規則並びに州及び地方の規則に従う。電力事業部門から排出される可能性のある廃棄物は、水、大気、騒音公害、有害・毒性廃棄物である。当社は、当社が排出する廃棄物の種類に応じて、監視、予防、管理及び報告の義務を負っている。当社がこれらの義務に違反した場合、当社は、損害を受けた当事者に損害賠償を支払い、汚染の状態を是正し、及び／又は刑事制裁を受けなければならない。

## 直接子会社

当社には11社の直接子会社がある。

- ・ **PT インドネシア・パワー（PT Indonesia Power）（以下「IP」という。）及びその子会社**

IPは、ジャワ・バリで発電業を行っており、2019年3月31日現在、ジャワ・バリにおける発電容量の約23.1%（8,677MW）を占めている。また、その他関連事業も行っている。IPは、1995年10月3日に社名をPT PLN PJB Iとして設立され、2000年9月1日にIPの社名に変更した。2019年3月31日現在、当社はIPの株式99.99%を保有している。

- ・ **PT ペムバングキタン・ジャワ・バリ（PT Pembangkitan Jawa Bali）（以下「PT PJB」という。）及びその子会社**

PT PJBは、ジャワ・バリで発電業を行っており、2019年3月31日現在、ジャワ・バリにおける発電容量の約18.6%（6,993MW）を占めている。また、その他関連事業も行っている。PT PJBは、1995年10月3日に社名をPT PLN PJB IIとして設立され、2000年9月1日にPT PJBの社名に変更した。2019年3月31日現在、当社はPT PJBの株式99.99%を保有している。

- ・ **PT ペラヤナン・リストラク・ナショナル・バタム（PT Pelayanan Listrik Nasional Batam）（以下「PT PLN Batam」という。）**

PT PLN Batamは、バタムで公共向けの発電業及び配電業を行っている。2019年3月31日現在、PT PLN Batamは容量約714.7MWの発電設備39基を15ヶ所に所有している。この子会社は2000年10月3日に設立された。2019年3月31日現在、当社はPT PLN Batamの株式99.99%を保有している。

- ・ **PT インドネシア・コムネッツ・プラス（PT Indonesia Comnets Plus）**

PT インドネシア・コムネッツ・プラスは、光ファイバー通信ネットワーク提供業を行い、電力分野及び公共向け用途でのサービス並びに関連事業に対するサービスも提供している。この子会社は2000年10月3日に合法的に設立された。2019年3月31日現在、当社はPT インドネシア・コムネッツ・プラスの株式99.99%を保有している。

- ・ **PT プリマ・ラヤナヌ・ナショナル・エンジニアリング（PT Prima Layanan Nasional Enjiniring）（以下「PT PLNE」という。）**

PT PLNEは、電気技術コンサルタント業及び電気技術工事サービスの提供を行っている。この子会社は2002年10月3日に合法的に設立された。2019年3月31日現在、当社はPT PLNEの株式99.90%を保有している。

- ・ **PT ブラヤナヌ・リストラク・ナショナル・タラカン（PT Pelayanan Listrik Nasional Tarakan）（以下「PT PLN タラカン」という。）**

PT PLN タラカンは、2016年12月31日までタラカン（Tarakan）で公共向けの発電及び配電を行っていた。2017年1月1日付で、PT PLN タラカンはその事業をタラカン及び東インドネシアにおける発電所の操業及び保守並びに技術サービスに変更した。2019年3月31日現在、PT PLN タラカンは容量約27.7MWの発電設備8基を所有している。この子会社は2003年12月15日に合法的に設立された。2019年3月31日現在、当社はPT PLN タラカンの株式99.97%を保有している。

- ・ **PT PLN バツバラ（PT PLN Batubara）（以下「PLN バツバラ」という。）**

PLN バツバラは、石炭採鉱取引業を行っている。この子会社は2008年9月3日に合法的に設立され、当社の発電所に70.0百万トンを超える石炭を供給しており、うち半分は過去2年間に供給された。2019年3月31日現在、当社はPLN バツバラの株式99.99%保有している。

・ **PT PLN ガス&ジオサーマル (PT PLN Gas & Geothermal)**

PT PLN ガス&ジオサーマルは、ガス及び地熱エネルギー関連サービスを中心とした発電関連の操業及び保守サービス業を行うために設立された。2017年7月10日より前の社名はPT PLN ジオサーマルであった。2017年7月10日付で、PT PLN ジオサーマルはその事業範囲にガス中流事業を加えたため、ガス及び地熱発電所プロジェクトを扱う子会社となり、このことから、PT PLN ガス&ジオサーマルの社名に変更した。この子会社は2009年1月28日に設立された。2019年3月31日現在、当社はPT PLN ガス&ジオサーマルの株式99.99%を保有している。

・ **マジャパヒト・ホールディング B.V. (Majapahit Holding B.V.)**

マジャパヒト・ホールディング B.V.は、オランダ、アムステルダムを本拠地とする完全子会社である。マジャパヒト・ホールディング B.V.は、主に金融事業体として機能する特別目的事業体である。この子会社は2006年10月3日に設立された。2019年3月31日現在、当社はマジャパヒト・ホールディング B.V.の株式100%を保有している。

・ **PT プラヤラン・パッテラ・アディグナ (PT Pelayaran Bahtera Adhiguna) (以下「PT BAG」という。)**

PT BAGは、石炭輸送を中心とした海上輸送業を行っている。政府がPT BAGを当会社に譲渡し、当社は2011年8月12日に合法的にPT BAGの株主となり、2019年3月31日現在、当社はPT BAGの株式99.99%を保有している。

・ **PT ハレヨラ・パワー (PT Haleyora Power)**

PT ハレヨラ・パワーは、送配電業及び関連サービス業を行っている。この子会社は2011年10月18日に合法的に設立された。2019年3月31日現在、当社はPT ハレヨラ・パワーの株式99.99%を保有している。

## IPPの発展

1994年以降、政府はIPPに対して、インドネシア国内使用向け発電を行う免許を与えている。この免許により、IPPは一定量のインドネシア国内使用向け発電を行うことができ、IPPと当会社との間で締結されたPPAに基づいて、電力は確実に当会社へ販売されなければならない。2019年3月31日現在、インドネシアの総発電設備容量のうち約23.6% (24.2MW) がIPPによるものである。

2019年3月31日現在、当社は253件のIPP電源供給契約を締結している。IPPとの合意は、すでに操業を開始した発電所に関して67件の重要な契約、開発中の発電所に関して68件の契約から構成されている。石炭火力IPPとのPPAはそれぞれ商業的操業開始後約30年間、天然ガスIPPとのPPAはそれぞれ約20年間となっている。当社は、一定の制約を条件に、これらIPPの多くと合意しており、それぞれの事案において、信頼できる容量（全部で総利用可能MWの約80.0%が見込まれる。）を固定価格（容量料金）で購入し、配送された電気につき、操業、保守及び燃料に係る費用に連動した変動価格（従量料金）で購入することになる。

典型的に、当会社のPPAは、IPPの利益のための限定的な契約解除条項を含んでいる。例えば、当会社による不履行又は政府による不可抗力事由を原因とするものである。

## 法的手続

当社は、通常の業務過程に付随する法的手続に関与している。その他の法的手続で当社が一般的に当事者となっているものは、海洋ケーブルの損傷、事業協力及び土地紛争に関する事案を含んでいる。2019年3月31日現在、当社が被告となっており、訴訟上の請求が重要であると考えられる事案は以下のとおりである。

2015年、当社の元従業員の一部が、インドネシア共和国最高裁判所から、それぞれ最低8年最高10年の禁錮及び最低500百万ルピア最高1十億ルピアの罰金の言渡しを受けた。これらの元従業員は、メダン (Medan)、ベラワン (Belawan) のインテグレートッド・ガシフィケーション・コンバインド・サイクル・プラント (Integrated Gasification Combined Cycle Plants) (PLTGU) におけるライフ・タイム・エクステンション (LTE) メジャー・オーバーホールズ・ガス・タービン (Life Time Extension (LTE) Major Overhauls Gas Turbine) の調達に関連する汚職で有罪とされた。

2015年11月、当社の経営陣を含む従業員の一部が、中央ジャカルタ地方裁判所の反汚職法廷から汚職で有罪を宣告された。これにより、当社の調達委員会9名が、それぞれ（個々の拘留期間として）1年4か月の禁錮及び50百万ルピアの罰金の言渡しを受けた。これらの従業員は、全員、とりわけジャワ・バリ及びヌサ・

トゥンガラの開発事業に関連する工事進行報告書の偽造という態様の汚職で有罪とされた。これらの従業員の刑期は2016年8月16日に終了した。釈放後、また、当公社の社内管理処分後、当該従業員については、重要な技術的スキル及び経験を有していたことから、意思決定以外の役割で当公社が再雇用した。特に35,000MWプログラムに沿った進行中及び将来の事業の日程、規模及び複雑さの中で、当公社が適切な代替人材を見つけることは困難であったからである。しかしながら、当公社は内部監督及び統制システムを維持しており、最近では説明責任及び透明性を向上するためインドネシア汚職撲滅委員会（以下「KPK」という。）及びインドネシアの国家会計検査院（以下「BPK」という。）との一定の取組みを実施している。

また、同様の事案に関連して、2009年から2011年にかけて当公社の前取締役社長兼最高経営責任者であったダフラン・イスカンも、汚職の容疑で調査を受けた。ただし、2015年7月3日に、彼の却下申立がジャカルタ地方裁判所から認められた。したがって、彼に関連する訴訟は中止された。

2016年1月11日、ネッティ・パルドシ及びパンダボタン・カスミン・シマンジュンタクが、PLTA アサハン（Asahan）IIIを建設予定の6.2ヘクタールに及び土地の権利の取得に関する請求を行った。原告らは、土地の権利の取得の取消しを求めた。原告らは、54.5十億ルピアに上る損失を被ったと主張した。2016年9月6日、バリゲ地方裁判所が原告の請求を一部認容し、当該判決につき、当公社は2016年9月15日に控訴した。2017年2月7日、メダン高等裁判所は、地方裁判所の評決を強調して当公社の控訴を却下し、次いで2017年4月17日、当公社は最高裁判所に上告した。2017年12月22日、最高裁判所が当公社の上告を認容し、当公社に有利な判決を下した。最高裁判所は、当公社とネッティ・パルドシ及びパンダボタン・カスミン・シマンジュンタクとの間の土地購入契約について、当公社が土地の購入代金の支払を行い買主としての義務を履行していたことから、有効であり拘束力を有すると判断した。

2017年9月20日、PT プテラ・ダヤ・ペルカサ（PT Putera Daya Perkasa）が、タンゲランのパサール・ケミスにおける発電所開発のための、面積17,002平方メートルの土地の権利の当公社による取得に係る補償義務の履行に関する請求を行った。原告は、重大な損失については86.1十億ルピアに上り、軽微な損失については18十億ルピアに上る損失を主張し、土地の権利の取得の取消しを求めた。2019年4月1日、南ジャカルタ地方裁判所は、当公社が第一審で勝訴したことにより、原告の請求を棄却した。本書の日付現在、この事案は依然としてジャカルタ高等裁判所における申し立て手続の最中である。

2018年3月2日、当公社の子会社であるPLN バツバラの元取締役社長が、PT タンスリ・マジド・エナジー（PT Tansri Majid Energy）に対するムアラ・エニム（Muara Enim）、グヌング・メガング（Gunung Megang）の山元発電所の供給に向けた石炭採鉱開拓に関連し、汚職疑惑の調査を受ける被疑者として、南ジャカルタの主席検察庁及び司法長官により、それぞれ逮捕された。本書の日付現在、この事案の法的手続は依然として高等裁判所における申し立て手続の最中である。

2018年6月、当公社は、KPKがリアウ1蒸気発電所IPP事業についての収賄工作疑惑に関連して調査を開始したことを知った。KPKは、当公社の事務所及び当時の取締役社長だったソフィアン・バシルの住居を含む数多くの搜索を行った。この調査の一環として、当公社及びいくつかの子会社の役員及び取締役の多くがKPKへの情報提供を求められ、KPKに協力している。当公社及び子会社は、当公社の社内方針に従って、KPKの調査に全面的に協力している。また、ソフィアン・バシルは、2019年4月23日に被疑者に指定され、2019年5月27日にはリアウ1蒸気発電所IPP事業についての収賄工作に関連してKPKに拘束された。ソフィアン・バシルの公判は2019年6月24日に行われた。2019年5月29日、当公社は、国営企業省令に従って、当公社定時株主総会の決議によりソフィアン・バシルを取締役社長から解任した。本書の日付現在、当公社及び当公社の子会社の知る限りにおいて、それらの役員又は取締役のうち、この調査において被疑者に指定されている者は存在せず、また、当公社及び当公社の子会社のいずれも、当該調査の当事者又はその他の法的手続又は行政手続の当事者に指定されていない。

2018年5月、コンソルシウム・キナルヤ・リマン・マルガセタ（Konsorsium Kinarya Liman Margaseta）（以下「KKLM」という。）が、IPを被告相手方、PT ブルサハン・ガス・ネガラTbk及び当公社を共同被告相手方として、インドネシア仲裁委員会（Indonesian National Board of Arbitration）（以下「BANI」という。）への仲裁請求を行った。KKLMは、プリオクでのIPによるPLTGU向けガス燃料供給施設契約のリース終了により、500十億ルピア超に上る重大な損失及び軽微な損失を被ったと主張している。2019年7月、当公社の子会社であるIPは、債務不履行を言い渡され、約170十億ルピアの賠償金をKKLMに支払うよう命じられた。

2018年8月、PT カリマンタン・ジャワ・ガス（PT Kalimantan Jawa Gas）（以下「KJG」という。）が、PC ムリア Ltd.（PC Muriah Ltd.）（以下「PCML」という。）及び当公社を相手方として、国際商業会議所（以下「ICC」という。）への仲裁請求を行った。KJGは、スマランのタンバク・ロロク（Tambak Lorok）発電所に通じるムリア沖で実施されたケポダン（Kepodang）のパイプライン契約による、ガス輸送に関する既合意のシップ・オア・ペイ（以下「SOP」という。）メカニズムに伴う多額の金銭を要求した。当初、SOPメカニズムは、ガスが輸送されなかった場合でもKJGが投資費用を回収することを確実にするために実施されており、輸送され

たガスの量が契約で定められた量を満たさなかった場合でも、ガス輸送の料金の支払を当公社及びPCMLがKJGに対して行うことを誓約できるようになっていた。

PCMLは、恒久的なガス埋蔵量の枯渇を理由に不可抗力事由の発生を宣言し、PCMLのSOP決済が免除されるよう主張した。しかしながら、KJGによると、PCMLはガス輸送契約で合意された不可抗力事由の要件を満たしていなかった。2018年4月、当公社は、KJGが任意と判断した月額ガス輸送料金の支払控除を開始した。KJGは、当公社又はPCMLに対して、2016年及び2017年の29百万米ドルを超える未払いのSOP決済の責任を負うことを要請する。この事案は依然としてICCの仲裁が進行中である。

## (B) リスク要因

本債券への投資には、特定のリスクが伴う。投資家は、本債券に投資する前に、本書に記載されている事項に加えて、以下の全ての要素を慎重に考慮しなければならない。一般的に、インドネシアのような新興市場国の企業への証券投資に伴うリスクは、より先進国の企業への証券投資に伴う典型的なリスクとは異なる。本項の記述は、政府又はインドネシアのマクロ経済データに関係する範囲において、政府の公式刊行物又はその他の第三者機関から引用されたものであり、当公社が独自に検証したものではない。

### 当公社の事業運営に関するリスク

**当公社は、政府の支配下にあり、政府の利害は当公社の利害と一致しない可能性がある。**

当公社は、定款に基づいて設立された。政府は当公社の唯一の株主であり、その代理人を通じて当公社を支配し続ける可能性が高い。当公社が歴史的に政府サービスの提供者として運営していたことから、政府は歴史的に当公社の戦略及び運営に対して影響を及ぼしており、今後も影響を及ぼし続ける可能性が高い。また、政府は、最近まで当公社が燃料油の主要な供給者として取引を行っていたインドネシア国営石油ガス会社であるPTプルタミナ（ペルセロ）（PT Pertamina (Persero)）（以下「プルタミナ社」という。）を含む、その他の政府関連事業体にも影響を及ぼし、支配することができる。政府は、過半数の株式保有を通じて当公社への支配を存続する可能性が高く、これにより、コミサリス及び取締役の選任及び解任、当公社定款の変更、当公社資本構成の変更並びに合併及び買収、統合又は清算等の事項の承認に関して、政府に権限が与えられる。

政府が、当公社の利益のためにその支配力及び影響力を行使するという保証はない。当公社が政府の利益のために行動しなければならず、政府の利益が当公社の利益と異なる場合、又は政府がその他の利益のために行動する場合、当該行動は当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を与え得る。

**燃料油、天然ガス及び石炭の価格が上昇した場合、当公社の将来の営業費用が増加することになり、このことは、当公社の経営成績に重大な悪影響を与え得る。**

当公社の収益性は、燃料油、天然ガス及び石炭の価格に大きな影響を受け得る。例えば、それぞれ2016年、2017年及び2018年の12月31日に終了した各年度並びに2019年3月31日に終了した3か月間の当公社のGWh生産量の8.2%、6.6%、6.8%及び5.4%は、燃料油使用によるものだったが、同期間の燃料油に係る費用は、当公社の総燃料・潤滑油費の22.0%、19.9%、23.1%及び18.7%であった。燃料油、天然ガス及び/又は石炭の価格が上昇した場合、当公社の営業費用が増加することになり、このことは、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を与え得る。

2005年10月に政府が化石燃料補助金を支給しなくなったことから、当公社による燃料油の支払価格は、前月の特定石油製品（ミッド-オイル・プラッツ・シンガポール（Mid-Oil Platts Singapore））の日平均（シンガポール高値及びシンガポール安値の平均）である市場価格（以下「MOPS」という。）に基づき、毎月変動している。これにより、当公社は燃料油についてより高い価格の支払を要することになった。例えば、2005年1月に政府が燃料補助金を支払っていた際、当公社が必要とする燃料の中で最も高価な燃料油である高性能軽油の価格は1リットル当たり1,650ルピアに固定され、これは2005年12月31日に終了した年度における燃料油費の約84.1%の割合を占めていた。2005年10月までに、政府が燃料油への補助金を停止し、高性能軽油の価格は原油市況を反映して1リットル当たり6,000ルピアに上昇した。2018年12月31日に終了した年度において、当公社市場地域での当公社による高性能軽油の支払平均価格は、最安1リットル当たり7,267ルピアから最高1リットル当たり10,350ルピアにわたっており、2019年3月31日に終了した3か月間については、最安1リットル当たり7,153ルピアから最高1リットル当たり7,719ルピアにわたっている。当公社の燃料油費のうち、高性能軽油が占める割合は、2018年12月31日現在及び2019年3月31日現在につき、それぞれ約82.5%及び約83.5%となっていた。ルピア建て1リットル当たりの燃料油価格は、世界の燃料油価格に連動して変動し、対ルピア米ドル為替相場の影響を受ける。世界市場における燃料油の価格は、当公社の制御が及ばない様々な要因に左右される。これらの要因にはとりわけ以下のものが含まれる。

- ・ 石油産出地域における、国際的な事由及び事情並びに政治的な情勢及び不安定性
- ・ 生産水準の設定及び維持を図り、市場価格に影響を及ぼそうとする、石油輸出国機構及びその他の石油産出国の政策
- ・ 石油及びエネルギー産業全般に関する国内外の政府規則
- ・ 石油投機家による活動の水準及び範囲
- ・ 天候及び季節性
- ・ 国内全体及び地域別の経済状況

近年、電気料金単価に関する政府規則により、当公社が燃料価格の上昇分を料金の引き上げによって消費者に料金転嫁できない状況が続いている。また、当公社は必要とする石炭の一部を現物市場又は短期市場において市場実勢価格で調達しており、このことが、高値購入リスクを上昇させている。

**当公社は、追加的な発電所の開発及びその他の発電資産の取得に伴う一定のリスクにさらされている。**

政府の第1次電源開発促進プログラムに基づき、当公社は、当初、ジャワ・バリ内に総発電容量7,490MWの10ヶ所、ジャワ・バリ外に総発電容量2,769MWの32ヶ所という内訳で、インドネシアに42ヶ所の石炭火力発電所を建てることを命じられていた。最初に命じられた42ヶ所のうち、2ヶ所は1ヶ所に集約され、3ヶ所は用地及びEPC業者の状況悪化により中止され、4ヶ所は将来の開発のために留保された。その結果、第1次電源開発促進プログラムに基づく稼働中の発電所は9,927MWの34ヶ所となっている。当公社は、2019年3月31日現在、ジャワ・バリ内には10ヶ所、ジャワ・バリ外には27ヶ所ある、石炭火力発電所37ヶ所に係る37件のEPC契約を締結している。

現行の第1次電源開発促進プログラムに関する34件のEPC契約の全ての条件に基づき、当公社は業者に対して契約価格の約15.0%を直接支払うことが求められ、契約価格の残り約85.0%については、契約日から通常90日又は120日以内に、輸出信用又はその他銀行融資を通じて、一つ又は複数の銀行から取得することが求められている。当公社は、本書の日付現在、計画されている34ヶ所のうち33ヶ所の発電所で、輸出信用及びその他銀行融資の形で資金を確保し、操業している9,647MWの発電所28ヶ所について建設が完了しており、これは、計画された総容量9,927MWの約97.0%に相当する。2019年3月31日現在、発電開発プロジェクトの建設及び改修、送電開発プロジェクト並びに資産化された借入費用に係る第1次電源開発促進プログラム関連費用として、総額168,572十億ルピア（11,835百万米ドル）が当公社に発生している。

インドネシアで増加する電力需要のうち、第1次電源開発促進プログラムの完了により提供される電力で賄い切れない分を満たすため、当公社は、第2次電源開発促進プログラムに沿って、17,134MWの再生可能エネルギー、ガス及び石炭火力による発電所を用意することが命じられている。第2次電源開発促進プログラムで必要とされる建設の半分以上はIPPが建設し、残りの発電所を当公社が建設することが見込まれている。これらの発電所の必要資金は、国家予算、ツー・ステップ・ローン、銀行借入金、資本市場及び内部留保からの割当金を組み合わせて調達されることが期待されている。

政府は、増幅する電力需要に対応し、政府の電気供給率目標を達成するため、2015年に35,000MWプログラムを発表した。35,000MWプログラムでは、総額1,127兆ルピア（87十億米ドル）を超えると推定される多額の投資が必要となる。この経済的負担を軽減するために、当公社が総量約8,649MWの発電所を建設し、残りの26,620MWはIPPが分担する予定である。

当公社は、第2次電源開発促進プログラム及び35,000MWプログラムに基づく当公社及びIPPのEPC契約に必要なとされる総投資額が、発電開発プロジェクトについては約89,893百万米ドル、送電開発プロジェクトについては約24,570百万米ドルに上ると推定している。2019年3月31日現在、IPPを除く第2次電源開発促進プログラム及び35,000MWプログラムの建設に関連する借入金から、当公社は約23,575十億ルピアを引き出している。2018年12月31日に終了した年度及び2019年3月31日に終了した3か月間の設備投資として、それぞれ8,127百万米ドル及び1,632百万米ドルが当公社に発生しており、電源開発促進プログラム及び35,000MWプログラムを含む新規事業を実行し、かつ、営業資産及びインフラを更新するための、追加的かつ相当額の設備投資も発生すると推測している。これらの設備投資は、社内で生み出された現金及びその他の社外からの調達を組み合わせることで資金を調達することが期待されている。

これらのプログラムの実施及び完了には、当公社及びIPPが多額の資金を調達する必要がある。日程どおり又は商業的に合意可能な条件で、当公社及びIPPが追加資金を調達することができるという保証はなく、このことは、当公社の事業の見通し、財政状態及び当公社の戦略実行能力又はこれらのプログラムを予定どおり若しくは予定を問わず実行する能力に負の影響又は悪影響を与えかねない。

**当社は、追加的な発電所の開発及びその他の発電資産の取得、特に電源開発促進プログラムの成功裏な完了及び35,000MWプログラムの実施に伴うリスクにさらされている。**

電源開発促進プログラムの完了及び35,000MWプログラムの実施は、当社の経営資源、運営資源及び財源を逼迫させる可能性がある。当社の事業、技術及び人員の統合が拡大する中で、当社が困難な状況に直面する可能性もある。これらのプログラムを実施し、資金を調達する当社の能力は、運営を効果的に監視し、費用を管理し、効果的な品質管理を維持し、内部管理、技術及び会計システムを強化する当社の能力に依存する。当社のプログラムに必要な資金を確保できるかどうかについては、政府との借入契約の制限、政府の予算承認の遅延、現金投資の必要性及び正味キャッシュ・フローが目標を下回ることにより、困難だと判断される可能性がある。

これらのプログラムの成否は、石炭を海外から輸入することになる場合よりも安い価格で、国内において十分な供給量の石炭を調達する能力に大きく依存する。これらの発電所に必要な石炭を、合理的な価格で又は価格を問わず調達できなかった場合、当社は電源開発促進プログラムに関連する当社の予測及び目標を達成できない可能性がある。

さらに、これらのプログラムの成否は、当社が業者を選定し、労働力を確保し、その他国有企業と連携し、新規のPPA及び調達工事契約を締結する能力並びに土地の取得及び新規発電所の土台となる送配電施設の建設に依存する。必要な施設を予定どおり又は予定を問わず建設できるという保証はない。

2015年、当社は、2019年末までにインドネシアの電化率を97.4%以上にすることを目標として、民間セクターと協力して35,000MWプログラムを実施する責務を負った。2019年2月には、2019-2028年RUPTLに沿って、政府は2019年末までに5,500MW、2028年末までに35,000MWという、目標完了日及び容量の調整を行った。当社は、調整された目標完了日及び容量に従って、35,000MWプログラム向けの当社の計画を再補正した。このプロジェクトの提案された日程、規模及び複雑さのため、人的資本及び財源を含む多くの資源を動員する必要がある。政府及び地方自治体による強力な支援にもかかわらず、35,000MWプログラムに必要とされる発電所、変電所及び送配電網の建設には、技術、建設、設計、操業及びその他の課題に関連するリスク、プロジェクト管理の専門知識の利用可能性、設備及び労働力に係る潜在的増加費用又は設備及び労働力の不足、規制及び環境の遵守の問題、地域規模及び世界規模の経済状況並びに現在計画されている35,000MWプログラムの成功裏な実施の完了を大幅に遅延させ、又は妨げる自然災害の可能性等、様々なリスク及び不確実性が伴う。また、インドネシアにおける許認可の発行は、政府及び行政の様々な認可に左右され、とりわけ建設現場の環境への負の影響に対応して計画の修正又は改善が必要となる可能性がある。このような複雑で大胆なプログラムを完了させるためには、多数の業者、IPP及びその他の取引先を秩序立った効率的な方式で選定することも必要となる。加えて、土地取得手順には、用地の適切性を分析し、入札、選別及び応札を行う手順が含まれており、そのいずれも遅延を生じさせる可能性がある。これらのリスクによって、35,000MWプログラムの建設及び開業に向けた実際の設備投資が、現在計画されている水準を大きく上回る可能性がある。

以上の要因から、35,000MWプログラムを予定どおり又は予算内で完了することができない可能性があり、このことは、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響を与え得る。

**当社の拡張計画は、土地の権利の取得手順における遅延又は困難な状況によって中断され得る。**

35,000MWプログラム等の当社のプロジェクトに関連して締結された、又は締結される予定の調達工事契約において、関係用地での建設プロジェクトに必要な土地につき、関係土地権原を取得することが求められている。

政府規則は、発電所、送電線及び配電網の新設又は既存施設の拡張に必要な土地の権利の追加取得を遅延させ、又は制限する可能性がある。2012年大統領規則第71号（その後の2015年大統領規則第148号による直近の変更を含む。）を通じて許可証を取得する手順を早めることに政府が努めているにもかかわらず、関係土地権原を取得する手順は多段階で時間もかかり、各段階において遅延のきっかけが生じる。これにより、当社が土地権原を適時又は時機を問わず取得することが妨げられる可能性がある。関係土地権原が取得できなかった場合、当社による当該土地の使用能力が損なわれ、当社のプロジェクトは中断されることになり、当該土地の取得に関連する費用を回収できない、又は代替土地の取得に係る新たな費用の手当ができない可能性がある。また、地方自治体と中央政府との間のバランス並びに土地使用権の取得手続、許認可の更新及び環境規制の遵守状況の監視の点が不透明である。

当社のプロジェクトに関連する土地の権原が取得できなかった場合、又は取得が大幅に遅延した場合、当社の事業、財政状態及び成長見通しに悪影響を与え得る。

**当社は、今後政府が発電に係る費用を賄う補助金を当社に提供し続け、又は今後何らかの補助金が適時提供されることを保証できない。**

当公社の販売電力料金単価は、政府により規制されている。当公社が家庭用料金の需要家の特定グループに請求することを認められている電気料金単価は、歴史的に、当公社がこれらの需要家に販売する電力の生産コストよりも低いため、これらの需要家への電力の提供に際して、当公社のコストと収益との間の差異を完全に賄うべく、当公社は政府の補助金に頼ってきた。従来、政府補助金の算定及び支出方法は随時変更されてきた。従来、承認を受けた当公社の年間予算補助金は、その後の監査委員会による監査に基づき、より低い金額に調整されてきた。これらの改定により、補助金の受入額が実費を大幅に下回る結果となった。これらの改定は、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を与える可能性がある。

2019年財務大臣規則第18 / PMK.02号は、補助金の算定において、見積額に不足した場合の引当金を設け、補助金支払の迅速な支出を可能にする。しかしながら、将来の補助金の支払が適時又は時機を問わず行われるという保証はない。また、補助金の算定及び交付の方法については、当公社に不利な態様で随時改定される可能性がある。これらの改定は、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を与える可能性がある。

**今後、政府規制下の料金体制に基づく当公社の電力価格決定への制約によって、当公社が請求できる最大料金単価が、当公社の生産コストを下回ったままとなる、又は削減された場合、当公社は損失を被る可能性がある。**

政府は、販売する電力に対して当公社が請求できる料金の水準を設定する。販売電力料金については、MEMRが提案し、大統領の承認を受ける。2016年MEMR規則第28号（その後の2017年MEMR規則第18号及び2017年第41号による変更を含む。）に沿って、政府は13種類の需要家に料金調整制度を適用した。しかしながら、料金調整は、2017年の国家予算に基づき計画された販売額総額の65.0%に相当する12種類の需要家に対してのみ実施されるものであり、政府が定めた料金単価は、当面の間、一定の家庭用料金の需要家について当公社の生産コストを下回っている。その結果、当該需要家への電力の供給に際して、当公社が2003年法律第19号の範囲内でPS0を行っているため、政府は、当公社に対して、当該生産コストとそれを下回る水準で設定された料金との差額を補填する電力補助金の支払を行い、また、設備投資に関連する借入金の財務費用に充当するための、電力費用を7.0%上回るよう設定されたPS0マージンの支払を行う。

政府が、PS0マージンの現行水準を将来も維持する、又は、特に景気後退の際、基本電気料金として知られる *Tarif Dasar Listrik* の将来的な上昇を承認するという保証はない。従来、国民一般のネガティブなセンチメントが、低料金単価を維持する政府の意欲に影響を及ぼしてきた。電気料金が、現行水準のまま存続し、削減され、又は十分に上昇しなかった場合で、特に当公社の営業費用が変わらない、又は上昇し続けるとき、当公社の事業、財政状態、経営成績、見通しに重大な影響を与え得る。

**当公社は、当公社の事業に悪影響を与え得る建設リスク及び開業リスクに直面している。**

発電所の建設には、以下のような多くのリスクが伴う。

- ・ 資機材の不足
- ・ 作業停止
- ・ 気象障害
- ・ 予期しない技術、設計、環境及び地質の問題
- ・ 必要な免許又は許可の受領の遅延
- ・ ストライキ又は労働不安若しくは労働災害
- ・ 想定外の費用増加

これらのリスクはいずれも、遅延又は費用超過を生じさせ得る。建設が遅延した場合、収益が逸失する可能性がある。発電所の建設又は開発中のその他のプロジェクトの建設が、予定どおり及び予算内で完了するという保証はない。建設及び開業の大幅な遅延は、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を与え得る。

**当公社は、政府及び関連の認可を受ける際に、遅延又はその他の困難な状況に見舞われる可能性があり、このことは、当公社の事業に悪影響を与え得る。**

当公社は、追加的な発電所の開発に関連する適切な政府の認可を確保することが求められており、そのような政府の認可を受ける手順は複雑で、長期化し得る。インドネシアにおける発電所の新設及び既存発電所の拡張には、関係規制当局から主に以下の認可を受けることを必要とする。

- ・ プロジェクト案の認可
- ・ フィージビリティ調査（及び主要プロジェクトの場合は、初期設計及びプロジェクト予算）の認可
- ・ 着工報告書の認可

発電所を開発する過程で、立地、建設、環境問題、操業免許及びその他の事項について、関係する国家、州及び地方自治体の当局から、数多くの許可、認可及び同意を得なければならない。また、新規の電力プロジェクトを支援するために必要となる付随的なインフラの開発及び建設に関して、政府の認可を受けなければならない。また、当社は、一定の基準を超える期間1年以上の契約を締結する場合には、当社の唯一の株主としての政府から承認を受けなければならない。追加的な発電所及び既存発電所の拡張について、今後、適時又は時機を問わず必要な認可を全て受けられるという保証はない。必要な認可を受ける際、大幅に遅延し、又は認可を受けられなかった場合、当社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を与え得る。

**当社は、当社のプロジェクトに必要な資金の確保が困難な状況に陥る可能性があり、このことは、当社の事業に悪影響を与え得る。**

当社が開発を計画している各発電所は、将来的に開発を決定する可能性のある発電所と同様、多額の資本投資を必要とする。当社は、政府に株式保有されているため、従来、政府から、又は政府を通じて、IBRD、ADB、国際協力機構（以下「JICA」という。）、JBIC又はKfW等、外国の準政府機関から調達した長期借入金を、商業的に入手可能な条件よりも有利な条件で調達することができた。将来、政府又は外国の準政府機関から、同様の条件で、又は条件を問わず、追加資金を調達することができるという保証はない。また、政府方針では、国有企業について、かかる借入金への依存度を徐々に下げていくとしている。

当社は、2013年以降、スタンダードチャータード銀行、フランス開発庁、JBICの協調融資団、韓国輸出入銀行の協調融資団、カナダ輸出開発公社（以下「EDC」という。）、ハンガリー輸出入銀行（以下「HEXIM」という。）、KfW-IPEX、スペイン輸出信用機関、イタリア外国貿易保険株式会社及び韓国貿易保険公社から、この他には、クレディ・アグリコル、スイス連邦輸出信用機関及びポーランド開発銀行から、複数件の無保証の長期オフショア直接借入を受け、ADB、IBRD及び米州開発銀行からは、保証付の長期オフショア直接借入を受けた。また、2011年以降、現地銀行から無保証の借入金を確保し、総額83.3兆ルピアの設備投資を行っている。

当社がこれまでに締結した第1次電源開発促進プログラムの全てのEPC契約の条件において、また、当社が将来締結する契約の条件において、当社が輸出信用機関（以下「ECA」という。）の貸付人又はその他の銀行融資を通じて契約価格の約85.0%の融資を受けることが規定されている。総額ベースで、当社は、ECAの融資が、第1次電源開発促進プログラムを完了するために必要な推定融資総額につき、およそ、34.4兆ルピアのうち26.6兆ルピア、6.9十億米ドルのうち5.3十億米ドルになると推定している。複数の貸付人が、第1次電源開発促進プログラムに関連する当社の信用融資義務を、完全かつ無条件の保証の形で政府に提供するように要請しており、他の貸付人も今後政府に要請する可能性がある。政府の一般方針として、国有企業に対する民間融資につき政府保証は行われえないものの、第1次電源開発促進プログラムは政府の主導であることから、特定の政府規則により、第1次電源開発促進プログラムに関連する貸付人に対する債務を政府が完全に保証することが認められている。この点に関して、政府は、財務省を通じて、関係する第1次電源開発促進プログラムでの発電所の建設のために当社が受けた融資に関連する貸付人に対して、無条件かつ取消不能の保証を提供している。当該保証は、当社が債務不履行に陥った場合に、これらの債務に関して政府が支払を行うことを定めている。また、第2次電源開発促進プログラムについても、政府は、当社からの提案により、一定の条件の下で、PPAに基づく電力購入の請求書に記載されている、当社のIPPIに対する金融債務を履行する能力を保証する実行可能性保証を提供することが求められている。

また、当社が、関係EPC契約の条件に従って輸出信用融資を受けなかった場合、資金調達方法について合意するために関係業者と交渉する必要がある。当社が業者との間で資金調達に関する合意に至らなかった場合、又は当社が許容可能な条件で貸付人と合意することができなかった場合、当社の電源開発促進プログラムでの発電所の開発が大幅に遅延する可能性があり、このことは、当社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに悪影響を与え得る。

十分な条件で、又は条件を問わず、適切な長期資金が調達できなかった場合、当社は将来の資本集約プロジェクトを遅らせ、又は放棄しなければならない可能性がある。これらのプロジェクトの多くは、当社の事業の将来の見通し及び発展の根幹となるものである。また、今後の事業活動及び拡張計画により、資本構成の変更が必要となる可能性がある。当社が事業活動に必要な資金を十分に確保できなかった場合、当社の見通し及び成長戦略に重大な悪影響を与えることになる。さらに、そのような資金調達を行えなかった場合、当社が提供するサービスの質及び信頼性を低下させ、将来の収益性に悪影響を与える可能性もある。

当社による資金調達の能力は、一般的な経済状況及びキャピタル・マーケットの状況、銀行又はその他の貸付人からの借入枠、当社の信用格付及び財務実績、政府からの必要な認可の獲得、外国からインドネシアへの投資に対する制限の程度並びに適用されるインドネシアの税引当、会社法及び証券法等、多くの要因に依存する。当社が通常又は代替の資金源から資金を調達することができるという保証はなく、当社が許容可

能な条件でそのような資金調達が行われる、又は遅延しないという保証もない。当社が許容可能な条件で必要な資金を調達できなかった場合、又はそのような資金調達が遅延した場合、当社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を与え得る。

**国民一般のネガティブなセンチメントが当社の開発計画に影響を与える可能性があり、このことは、当社の事業に悪影響を与え得る。**

当社は、従来、当社の発電所及びその他の施設の開発及び操業に関して、国民のネガティブなセンチメント及び意見の相違に対峙しており、今後も対峙し続ける可能性がある。例えば、健康上の懸念から、超高圧送電（500kV）又は高圧送電（150kV）を開発する当社の計画を批判する声もあった。国民一般との意見の相違は、発電所又は送電インフラの建設及び拡張計画に負の影響を与える可能性があり、このことは、当社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を与え得る。

**新電力法の下では、料金設定の手続が変更され、料金の統一性が低下し、収益の減少につながる可能性がある。**

旧電力法に基づき、当社が請求する電気料金は、MEMRの提案に基づいてインドネシア大統領の承認を受ける必要があった。しかしながら、新電力法の下では、IUPTLを当社が保有しているため、当社の請求する電気料金は、議会の事前承認を得てインドネシア大統領が決定する。この決定は、国家、地域、消費者及び電力事業者の利害の均衡を考慮してなされることが求められる。リスクとして、料金を設定する手順の変更により、料金変更の決定が遅延する可能性があり、値上がった料金を当社が生かす能力が妨げられ得る。加えて、新電力法は、中央政府が規定し指定する、IUPTLを有する事業者がその事業を行うことができる単一の領域内の異なる分野について、政府が複数の料金を設定することを認めている。

当社が、現在、当社に発生する費用よりも低い料金を請求しているため、料金の値下げ又は変更により、当社が販売する電力を生産するコストと、政府補助金の対象外である電力について当社が請求することを認められた価格との差額が更に増加すると、当社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を与え得る。

**当社は、当社の契約から生じる負債にさらされる可能性がある。**

当社は、当社が締結した、又は将来締結する契約に基づく負債にさらされる可能性がある。2019年3月31日現在、政府は、第2次電源開発促進プログラム及び35,000MWプログラムの政府による調整の一環として、43件の既存PPAの検討を完了した。これらの検討の結果、当社は総契約容量4,572MWを反映した35件のPPAを変更し、これらのPPAに基づいて当社が購入する電力の価格は上昇することになった。検討後、当社は、31MWの総契約容量に相当する2件のPPAを終了し、299MWの総契約容量に相当する4件のPPAを当社と締結したIPPによる契約履行は、それらのIPPの社内問題のために延期された。

また、当社は、インドネシアの顧問弁護士から、当社の一定の現行EPC契約（電源開発促進プログラムに関連する。）の起草方法に起因して、これらのEPC契約のうち何件かは契約締結時点において有効であり拘束力を有する一方で、その他の何件かは、成功裏に必要な輸出信用融資を受けること等の前提条件を満たす場合にのみ有効であり拘束力を有するという旨の助言を得ている。適時又は時機を問わず、当社がそのような融資を受けず、契約の他方当事者が当社に対して訴訟上の請求を提起した場合、準拠法条項を含む契約条件について当社による執行が困難になる可能性があり、このことにより、当社は費用責任及び潜在的な損害賠償責任並びに／又は知見のない法体制にさらされ得る。

当社の現行及び将来の契約（PPA及びEPC契約を含むがこれらに限定されない。）から生じる負債に対する当社のエクスポージャーが重大な損失をもたらさない、又は当社の将来の契約が商業的に許容可能な条件で負債に対する適切な保護をもたらすという保証はない。当社がそのような重大な損失を被った場合、当社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を与え得る。

**当社は、保険未加入の損失又は十分な保険を欠く損失を被る可能性があり、このことは、当社の事業に悪影響を与え得る。**

当社の事業運営は、天候不順、環境災害、火災、機械的故障、戦争、テロ、自然災害及びその他の事情又は事由による損失のリスクを伴っている。このような事由が発生した場合、財産の損失、収益の損失及び／又は保険金によって完全に補償できない分の増加費用を招く可能性がある。また、一定のリスク（戦争リスク及びテロ行為並びに一定の災害等）については、リスクに見合う保険がかけられない、又は保険の費用がリスク

に見合わない法外なものとなる可能性がある。万が一、保険未加入の損失若しくは保険限度額を超える損失が発生した場合、又は当公社が保険金を適時若しくは時機を問わず受領しなかった場合、当公社は、損害賠償金の支払を求められ、並びに／又は悪影響を受けた財産に投資した資金及び当該財産からの予想将来収益の消失が起り得る。

さらに、当公社のEPC契約の条件に基づき、業者は、当公社が満足及び賛同でき、当公社の利益となる、建設業者リスク保険、第三者賠償責任保険、海上貨物保険を含む保険契約に加入することが求められる。本書の日付現在、当公社はそのような保険契約の有効な証券を何件か受領している。残りの保険契約は、当該保険契約に関連しEPC契約に基づく条件がEPC業者によって満たされていないため、まだ有効ではない。万が一、保険未加入の損失又は保険限度額を超える損失が発生した場合、関係業者は当該プロジェクトを完了する能力を弱め得る多額の損失にさらされ、その結果、当公社のプロジェクトへの資本投資は消失し得る。

保険金を超える重大な損失が今後発生しないという保証はなく、当公社の事業若しくは資産について、商業的に許容可能な条件で、若しくは条件を問わず、将来適切な保険適用を享受できるという保証はない。当公社がそのような重大な損失を被った場合、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を与え得る。

**当公社は、十分な供給量の天然ガス又は石炭を確保できない可能性があり、このことは、当公社の事業に悪影響を与え得る。**

当公社の発電事業の一部は、天然ガス供給に依存している。当公社は、過去において、供給能力の不足及び／又は納入量が契約数量に比べて少ないことにより、当公社の需要を満たす適切な供給量の天然ガスを確保することが困難な状況を経験したことがある。当公社は、2003年以降、天然ガス不足に直面し、一部の発電所を閉鎖させ、一定の二元火力発電所では燃料油を活用したことがあった。また、当公社の天然ガス供給業者からは、当公社が現在供給を受けている天然ガス田が枯渇しつつあるとの声を聞いている。このような供給不足を解消するために、当公社では、当公社発電所向けに天然ガスの追加資源を確保するための様々な対策を実施している。プルタ・アルン・ガス（Perta Arun Gas）が操業を行うアルンのLNG再ガス化ターミナルが2015年3月に操業を開始したため、同施設から平均約111BBTUD、PLTMG アルンの184MW用、PLTGU ペラワンの750MW用、MPP パヤ・パシール（MPP Paya Pasir）の83MW用として、LNGを仕入れている。2015年2月には、当公社のPLTGU タンバク・ロク（PLTGU Tambak Lok）の1,034MW用として、ペトロナス・カリガリ・ムリアーLtd.（Petroneas Carigali Muriah Ltd.）から平均116BBTUD、LNGを仕入れ始めた。政府は、2016年、当公社のPLTG タンジュン・バツ（PLTG Tanjung Batu）の発電所から約55km離れたバダク（Badak）輸送マニホールド主要パイプに40BBTUDを追加提供した。供給不足を解消するため、現在、当公社はバダク輸送マニホールド主要パイプ専用のパイプラインを建設中である。これ以降、ガスの供給不足は最小限に抑えられ、東カリマンタン地域に限られてきた。また、当公社への天然ガス供給は、当公社の天然ガス購入契約が米ドル建てであることによる価格変動に左右される。当公社は、天然ガスへの依存度を低下させるために、追加サプライヤーとの交渉を続け、発電網の拡張を進めているものの、既存発電所向けの十分かつ追加的な天然ガス供給量を確保するため、当公社が必要なインフラ及び供給契約を今後も成立させ、若しくは維持し、又は遅滞なく若しくは緩急を問わず成長戦略を実施することができるという保証はない。

当公社の発電事業の一部は、石炭供給に依存している。第1次電源開発促進プロジェクトでの現行の石炭火力発電所25ヶ所を操業し、電源開発促進プログラム及び35,000MWプログラムで予定されている石炭火力発電所21ヶ所を建てる計画を成功裏に実施するために、当公社は、合理的な価格で石炭の安定的な供給を確実にする必要がある。インドネシアの石炭埋蔵量が豊富であることから、石炭を海外から輸入することになる場合よりも安い価格で、石炭を現地調達することができるというのが、電源開発促進プログラムの基本的な前提となっている。しかしながら、計画されている拡張の必要想定を満たすためには、電源開発促進プログラムの実施期間中に、現地で利用可能な石炭の量が現行の生産量の2倍以上になる必要がある。当公社が、合理的な価格で又は価格を問わず、これらの発電所に必要な石炭を入手できなかった場合、電源開発促進プログラムに関連する当公社の予測及び目標を達成できない可能性がある。

また、石炭及び天然ガスの入手可能性についても、当公社のサプライヤーとの間の紛争に左右される。例えば、当公社のバトン石炭火力発電所を擁する当公社の子会社であるPT PJBの主要石炭供給元であったPT アダロ・インドネシア（PT Adaro Indonesia）は、石炭の価格をめぐる紛争により、2009年4月にPT PJBへの石炭供給を停止した。2009年7月1日、BANIが、PT アダロ・インドネシアの価格上昇は公正であり、契約価格は2009年7月1日を効力発生日として調整されなければならないとの最終的かつ拘束力を有する意見を表明した。この判決の結果、PT PJBは、その後2年間、PT アダロ・インドネシアからの石炭供給のために約100百万米ドルの追加的な支払を行うことが必要になると見込まれた。2009年7月23日、新価格を反映した両当事者間の契約の付属書が締結され、これに沿ってPT PJBはその後PT アダロ・インドネシアから石炭を仕入れ続けている。石炭の価格は、2010年9月以降、鉱物石炭販売基準価格の約定手続に関する2010年MEMR規則第17号（その後の2017年MEMR規則第07号による一部削除及び2018年MEMR規則第19号による直近の変更を含む。）、石炭基

準価格の決定方式に関する2011年鉱物石炭総局長規則第515.K / 32 / DJB号並びに特定種及び特定需要（山元）石炭基準価格の約定指針に関する2014年鉱物石炭総局長規則第480K / 30 / DJB号により、また、発電所における石炭活用及び余剰電力購入に関する2017年MEMR規則第19号並びに公共向け電力供給における石炭価格についての2018年MEMR令第1395K / 30 / MEM号（その後の2018年MEMR令第1925K / 30 / MEM号による直近の変更を含む。）により規制されているものの、当公社、当公社の子会社又は当公社が当事者となるその他の合併会社が操業する石炭火力発電所が、将来同様の紛争に直面しないという保証はない。十分な供給量の天然ガス又は石炭を商業的に許容可能な条件で確保できなかった場合、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を与え得る。

**当公社の実際の業績は、本書に記載されている予測及び見積りとは大幅に異なる可能性がある。**

本書には、一定の予測、見積り及びその他の将来予想に関する情報が含まれている。当該情報は、当公社の取締役会及び経営陣による想定及び見積り並びに業界で入手可能なデータ及びその他入手可能なデータに基づいている。また、当該情報は、予想される状況及び当公社の方向性に関する当公社の取締役会及び経営陣の判断に基づくものであるが、これらは変更される可能性がある。

これらの予測及び見積りは、多くの想定に基づくものであり、様々な要因（上記「表紙 - 注記 - 将来予想に関する記述及びそれに伴うリスク」に記載されたものを含むがこれらに限られない。）により本質的に不確実性が伴う。これらの要因の多くは、当公社がコントロールできないものであり、将来の経営判断、戦略及び業界の成長に関する想定には、変更される可能性があるものもある。具体的には、資本コストが増加し、プロジェクトが遅延し、生産、能力又は業績が予想どおりに実現されない可能性があるが、これらに限定されない。当公社は、将来予想に関する記述に記載された当公社の経営陣の予想は、当公社が現在入手可能な情報に基づき合理的であると考えるが、かかる予想が正確である保証はない。当公社の実際の業績が、本書に記載されている予測及び見積りと大幅に異ならないという保証はない。

**ルピアの価値の下落は、当公社の事業、財政状態又は経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。**

ルピアの価値の下落は、これまで当公社の事業、財政状態又は経営成績に重大な悪影響を及ぼしており、将来的にも及ぼす可能性がある。1997年半ばにインドネシアで始まった経済危機の最も重大で直接的な原因の一つは、米ドル等その他の通貨に対するルピアの価値の下落及び不安定性であった。ルピアは、1998年1月の1米ドル当たり約17,000ルピアという低水準から、2019年3月31日には1米ドル当たり約14,244ルピアまで大幅に上昇しているものの、依然として著しく不安定な状態が続いている。

ルピアは一般に自由に交換及び送金可能である（ただし、インドネシアの銀行は、真正な取引を行わない又は投資目的のないインドネシア内外の銀行における非インドネシア国民の口座にルピアを振替えない場合がある。）。しかし、インドネシア銀行は、その政策を推進するため、ルピアの売却又は外貨準備金によるルピアの購入のいずれかの方法で、為替市場に随時介入してきた。インドネシア銀行の現行の変動為替相場制が変更されないこと、米ドルを含むその他通貨に対するルピアの追加的な下落が発生しないこと、又はルピアの価値を安定化、維持若しくは上昇させるために政府が追加的措置を講じることについての保証はなく、追加的措置が講じられたとしても成功するという保証はない。

当公社の収益は全てルピア建てである。しかしながら、IPPからの電力購入、天然ガス、燃料油及び地熱エネルギーの購入などの営業費用並びに維持管理費は、米ドル建て、米ドルに連動する通貨建て、又はその他の外貨建てである。2017年12月31日及び2018年12月31日に終了した事業年度及び2019年3月31日に終了した3か月間において、当公社の燃料費のそれぞれ約43.3%、42.8%及び43.6%が外貨建てであり、当公社の負債合計のそれぞれ約60.9%、51.2%及び51.3%が外貨建てであった。その結果、その他の外貨に対してルピアの価値が下落した場合、当公社の経済的負担は増大する可能性がある。ルピア安により、外貨建て債務、特に米ドル建て債務の返済コストが上昇する可能性がある。例えば、2017年及び2018年には、2016年の4兆195十億ルピアの差益計上に対し、それぞれ2兆935十億ルピア及び10兆927十億ルピアの為替差損を計上したが、これは主に、2018年及び2019年第1四半期に米ドル及びその他の外貨に対するルピアの価値が下落したことによるものである。

インドネシアの現在の変動為替相場制の変更は、国内金利の著しい上昇、流動性不足、資本若しくは為替管理又は多国籍金融機関による追加的な資金援助の差し控えを招く可能性がある。これらの変化は、経済活動の低下、経済の不況、貸倒れ及び輸入品の価格の上昇を招く可能性がある。上記のいずれかにより、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**当社の経営陣、従業員及び仲介業者には、告発された者、調査された者又は調査中の者がおり、その中には、不正及び腐敗の有罪判決を受けた者がいるため、当社が、過去又は将来の事実を発見及び／又は防止できず、当社の事業に悪影響を及ぼす又は当社の経営陣の注意をそらす可能性がある。**

経営幹部や従業員には、調査を受けた者や調査中の者がおり、その中には過去に腐敗及び不正の罪で有罪判決を受けた者もいる。その結果、個別に懲役や罰金を科されたケースもある。上記の事実は、当社に制裁や罰則を与えるものではなく、当社の事業に直接関連するものではないが、これらの事案に関する追加調査や訴訟が発生しない、又は、当該調査若しくは訴訟が当社、当社の役員、コミサリス若しくは取締役に対して制裁や罰金を科さないという保証はない。そのような調査又は訴訟が発生した場合には、当社の事業、信用及び評判に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、2018年6月、インドネシアのKPKが、リアウ州で提案されている600MW規模の石炭火力IPPプロジェクト（以下「リアウ1蒸気発電所IPPプロジェクト」という。）の開発に関連する贈収賄事案の疑惑について調査を開始したことを認識した。KPKは、当時の当社取締役社長のソフィアン・バシルの住居や当社の事務所を含め、多くの捜索を行った。上記調査の一環として、当社及び一部の子会社の役員及び取締役は、KPKへの情報提供を求められ、KPKに協力している。ソフィアン・バシルは、2019年4月23日に被疑者に認定され、同年5月27日、リアウ1蒸気発電所IPPプロジェクトに係る贈収賄事案の疑惑でKPKに拘束された。ソフィアン・バシルの第一審は6月24日に行われた。当社は、2019年5月29日、国営企業省令に従って、株主総会の決議により、ソフィアン・バシルを当社の取締役社長から解任した。本書の日付現在、KPKの調査は依然として進行中であり、現在、リアウ1蒸気発電所IPPプロジェクトは、ソフィアン・バシルの調査及び逮捕とは無関係の理由で保留されており、2020年又は2021年には、この事業に関連した調達プロセスの再開が予定されている。この調査又はソフィアン・バシル裁判の結果によっては、追加調査又は訴訟が発生する可能性がある。万一、追加調査又は訴訟が発生し、当社の経営幹部、役員又は従業員のいずれかが関与している場合には、当社の事業、信用及び評判に悪影響を及ぼし、当社の経営陣の注意をそらす可能性がある。

当社の経営陣、従業員又は当社と取引のある第三者（サプライヤー若しくは仲介業者など）の過去、現在又は将来の不正行為（不正行為、腐敗行為、贈収賄、不正取引、社内の方針・手続の違反及びその他の法令違反など）を発見又は防止することは困難である可能性がある。当社は、贈収賄、腐敗行為その他類似の不正取引を含む違法行為を防止、発見、処罰するための社内方針及び手続を実施している。これらの取り組みにもかかわらず、当社は、違反又は不審な行為若しくは取引を、適時に又は全く、防止、特定又は対応できない可能性がある。腐敗行為、贈収賄若しくは不正取引の事例又はその他の当社の社内方針及び手続の違反若しくは適用法の違反があった場合、当社は財務損失を被る可能性があり、また、政府当局が課す制裁を受ける可能性がある。したがって、当社は、将来的に不正行為、腐敗行為その他の違法行為が発生するリスクに直面し続け、当社の事業、信用、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、当社の評判は、需要家、投資家、取引先及び従業員を引き付けるために重要である。当社の評判は、特に、上記のような違法行為、その他の不利な訴訟若しくは規制上の決定又は関連する法執行機関若しくは政府機関による調査若しくは検査の不利な結果など、様々な状況において損なわれる可能性がある。実際の違反行為の有無や訴訟その他の規制措置が、実質的に当社の事業に悪影響を及ぼすか否かにかかわらず、当社の評判に悪影響を及ぼす不利なマスコミ報道が行われた場合、それにより、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性がある。特に、契約の帰属や更新に伴う従業員若しくは経営陣の腐敗疑惑又はこれに関連する法執行機関からの調査の可能性について不利な公表があった場合、当社の評判、当社が金融機関やその他投資家から有利な条件で資金を調達する能力又は当社の事業活動を損ねる可能性がある。当社の方針は、法執行当局や政府機関と協力することであり、また、当社は、上述のとおり、リアウ1蒸気発電所IPPプロジェクトに関連した贈収賄事案の疑惑に係る進行中の調査に関連して、KPKと協力している。本件の公表又はその他の不利な公表は、たとえ根拠のない事実に基づいて作成されたとしても、当該第三者行為の結果として、当社は、政府又は規制当局の調査又は照会の対象となり、当社が自らを弁護するために多大な時間と多額の費用を被る可能性があり、当社が合理的な期間内にその主張を争う余地もなく反駁することができるという保証はなく、全くできない場合もある。このような不利な公表は、当社の評判を損ない、当社の経営陣の注意をそらす可能性があり、当社の事業の評判、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

**当社の事業は、ネットワーク損失、盗電及び不可抗力等のオペレーショナル・リスクに左右される。**

発電所の事業運営は複雑であり、予期せぬ摩耗、誤用、予期せぬ劣化又は計画的若しくは強制的な停電の増加、自然災害及び政府の方針の変更などにより、発電設備、送電線、その他機器の故障若しくは不具合、又は、出力若しくは効率性が予想を下回るなど、多くのリスクを伴う。また、当社は、当社のために電力を発電するIPPと契約を締結しており、当該IPPも、同様のリスクにさらされている。IPPとの契約において、IPPによる出力又は効率性が不具合を起こすこと又は契約レベルを下回る結果となることを想定し、損害賠償について定めているが、当社が被った損失又は損害の全額を補填するには十分でない可能性がある。これらは、

当公社収益に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、当公社が現在権利を保有している若しくは将来保有する可能性がある発電所又はその他発電所の運営、維持、修繕費用を増加させ、当期純利益及び当公社が利用可能な資金が減少する可能性がある。

さらに、発電機から発生する電力の一部は、ネットワーク損失や盗電などにより失われるため、販売できない。ネットワーク損失とは、当公社の配電網の修復に投資することにより、損失を軽減できる技術的な現象である。また、当公社の需要家及び非需要家による盗電も、当公社の利益を減少させている。2019年3月31日現在の電力損失量の値は、総生産量の8.6%（2018年の自社利用分を除く。）となっている。ネットワーク損失と盗電を明確に区別することはできないが、当公社は、当公社の業界経験と社内計算に基づき、これらの損失のほとんどは技術的なものであると考えている。当公社が生産する電力量が増加しても、ネットワーク損失や盗電により販売できない場合、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

また、供給源の不足又は適切な輸送手段やインフラの不足により、燃料が不十分又は粗悪になり、当公社の事業運営に悪影響を及ぼす可能性がある。当公社は、事業運営に関連するこれらのリスクの一部に保険を付保しており、将来の事業運営に関連するこれらのリスクの一部に対し、同等規模の発電及び送配電会社に一般的な金額及び適用範囲の保険を維持する又は維持させる予定であるが、当該保険金は、上記のいずれかの事象が発生した場合に生じる収益の減少、費用の増加又はその他の債務を補填するのに十分でない可能性がある。上記の事象はまた、当該保険の適用対象外となる可能性がある。上記のリスクは、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### **当公社の事業活動は、インドネシアの中央、州、地方政府の環境保護に関する法律及び規制の対象となっている。**

当公社の事業運営は、現在、インドネシアの中央、州、地方政府の環境保護法及び規制の対象となっている。これらの法及び規制は、様々な汚染物質に対して基準レベルの排出料金を課し、適用基準を超える廃棄物の排出に対する段階的な料金を課し、法律、規制又は法令違反に対する罰金の支払を要求し、環境被害を引き起こす特定の活動の中止又は是正を要求する命令に従わない発電所の中央、州又は地方政府による閉鎖の可能性を規定している。

当公社は、様々な環境規制の遵守、当公社の活動の影響に関するAMDAL、RKL及びRPLなどの文書の提出並びにRKL及びRPLの実施状況についての報告が求められている。また、当公社の発電所による汚染状況を監視及び管理するためのシステムを構築することが求められている。AMDALの要求事項を遵守することに加え、2009年法第32号に基づき、当公社は環境ライセンスの取得も要求されている。

当公社は、これらの環境法を全ての重要な点において遵守していると考えている。しかしながら、政府が、環境保護のために追加支出を要とする新たな、より厳格な法令を課さない、又は、環境法を遵守するための費用が実質的に増加しないという保証はない。また、当公社の事業が環境に与える影響に起因する責任を負う可能性がある。環境法令の遵守により、発電所や送配電システムの拡張及び開発が遅れる可能性がある。環境法の遵守に要するコストが増加した場合、又は、当公社の事業が環境に与える影響に起因する負債が発生した場合には、当公社の経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### **将来の資金調達による大きなレバレッジ及び債務返済義務は、当公社の事業債務に悪影響を及ぼす可能性がある。**

本債券の要項に基づく制限があるが、当公社は、将来追加の負債を負うことを認められる。連結ベースでの追加的な負債による資金調達及び将来的な当公社のレバレッジの程度は、以下を含むがこれらに限定されない形で当公社を制限し、本債権者に重大な影響を及ぼす可能性がある。

- ・ 一般的に厳しい経済状況及び業界状況に対する当公社の脆弱性を高め、これに対応するための当公社の柔軟性を減少させること。
- ・ 事業活動によるキャッシュ・フローの大部分を、当公社の連結負債の元本及び利息の支払に充当することが必要となり、運転資本、設備投資、買収、合併会社又はその他の一般的な事業目的の資金調達のために、当該キャッシュ・フローを利用する可能性が減少すること。
- ・ 当公社の事業、競争環境及び業界の変化に対する計画や対応の柔軟性を制限すること。
- ・ 追加資金の借入を制限し、かかる借入費用を増加させること。

これらの結果若しくは事由その他のいずれかが、当公社の債務の返済能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**当社は、将来的な事業活動及び資本需要に対して資金調達し、事業機会及び活動を追求する能力を制限する可能性のある、制限的な負債条項に従う義務が課されている。**

当社の既存債務の要項に基づき、当社は、特に、以下について制限されており、また今後も制限される。

- ・ 追加債務を負担又は保証すること。
- ・ 一定の担保権を設定又は発生させること。
- ・ 当会社株式に関する配当金又はその他の分配を行うこと。
- ・ 劣後債又は持分の期限前償還又は償還。
- ・ 当会社の制限付子会社から当会社への資産の譲渡に伴う配当金その他の分配、貸付金又は前渡金の支払に対して担保権又は制限を設定すること。
- ・ 特定の資産（制限付子会社の株式を含む。）の売却、リース又は譲渡。
- ・ 関連会社と一定の取引を行うこと。
- ・ 関連のない事業を行うこと又は禁止された活動を行うこと。
- ・ その他の事業体を統合又は合併すること。

当社はまた、資産合計に対する金融負債総額の比率80.0%以下、利息費用に対する調整後EBITDAの比率2:1又は1.5:1以上、一部の負債については、特定の担保によらない有利子負債に対する発電所・送配電設備の比率150.0%又は125.0%以上といった一定の比率を維持するなど、既存債務の要項で様々な財務制限条項を遵守することが求められている。

これらの条項は、当社の将来の事業や資金需要に対する資金調達能力及び当社が関心を持つ可能性のある事業機会や活動を追求する能力を制限する可能性がある。

**当社が燃料油の主要供給元であるプルタミナ社と有利な燃料価格交渉を成功させることができない可能性がある。**

プルタミナ社は、1945年の当会社設立時から2008年にかけて、燃料油の唯一の供給者であった。2008年以降、当社はプルタミナ社への依存度を低下させてきたが、当社の主要な燃料油の供給者であり続けている。2016年、2017年及び2018年12月31日に終了した会計年度並びに2019年3月31日に終了した3か月間の燃料油消費量は、それぞれ約4,667百万リットル、3,553百万リットル、3,553百万リットル及び699百万リットルであった。

当社は、2007年5月16日、プルタミナ社との間で、当社の発電所及び支援施設向けに高速ディーゼル油、中間ディーゼル油及び船舶用燃料油の販売及び供給について定めた契約を締結した。同契約は、その後数多くの修正を経て、現在、2020年12月31日まで有効である（以下「プルタミナ契約」という。）。プルタミナ契約の条件に基づき、当社は、プルタミナ社との間で、翌年初頭の少なくとも1か月前に燃料油の価格を交渉し、最終決定することが求められている。燃料油価格が合意されない場合は同価格は前年と同額となり、新価格が決まった時点で調整される。毎年プルタミナ社と燃料油の値段を交渉する必要があるため、プルタミナ社が当会社又は当会社の子会社に有利な価格で当会社又は当会社の子会社に燃料を供給し続けるという保証はできず、全く有利ではない価格になる可能性がある。

例えば、プルタミナ社が2014年及び2015年に供給する高速ディーゼル油及び船舶用燃料油の販売価格については、共和国の財務大臣及びMEMRの勧告に従った一方で、2018年から2020年の販売価格については、公共電力提供の為に石炭販売価格に関する2018年エネルギー・鉱物資源省令第1410 K / 30 / MEM号で定められた価格上限に従うことを条件として、具体的な算定式に基づいて、当社とプルタミナ社で合意した。

当社は、燃料油の供給について、依然としてプルタミナ社に依存している。プルタミナ社との有利な燃料油価格の交渉に成功しない場合、又は燃料需要や燃料価格の上昇に対応できない場合には、当社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

## インドネシアに関するリスク

当社は、インドネシアで設立され、ほぼ全ての資産及び事業拠点をインドネシアに置いている。その結果、インドネシアにおける将来の政治的、経済的、法的及び社会的状況並びに政府による一定の措置若しくは

方針の作為又は不作為の可能性が、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**国内、地域、世界の経済状況の変化が、インドネシア経済及び当公社の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。**

インドネシア経済は、1997年のアジア金融危機の影響を大きく受け、特に、通貨の下落、実質GDPの大幅な減少、高金利、社会不安及び特殊な政治動向などが特徴であった。これらの状況は、当公社の事業及び財政状態を含め、インドネシアの事業に重大な悪影響を及ぼした。インドネシアは、1999年から2002年にかけて比較的低い成長率で景気後退局面に入った。近年、インドネシアは、世界経済成長率の鈍化により、2008年には6.1%、2009年には4.6%へと成長率が低下していることから明らかなように、2007年後半から始まった世界的な経済危機の影響を受けている。政府は、公的債務の不履行を防ぐために、国際機関や国外の政府の支援に頼らざるを得なかった。近年、成長率は高水準で安定している。インドネシアのGDP成長率は、2012年は6.0%、2013年は5.6%、2014年は5.0%、2015年は4.8%、2016年は5.0%、2017年は5.1%、2018年は5.2%であった。

インドネシア以外では、近年の国際金融セクターを取り巻く困難、米国及び世界規模の信用・金融市場の不況と不安定性、石油・商品価格の変動、グローバル経済の全般的な弱さが、グローバル経済の先行きの全体的な不透明感を高めている。国際金融資本市場では、2008年以降、米国の信用市場やサブプライム住宅ローン市場の流動性不足に起因する大きな混乱が生じ、今後も続く可能性がある。この混乱によって、多くの金融機関の破綻につながる流動性の問題が生じ、主要政府は銀行及びその他の機関に対して大規模な救済策を講じた。また、2010年には、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ポルトガル及びスペインにおいて、高い財政赤字と直接的かつ偶発的な公的債務の増大に端を発した欧州金融危機が発生し、これらのEU諸国の公的債務の債務返済能力が懸念された。現在の世界経済の回復は、各地域で様々なスピードで進行しており、先進国の財政脆弱性、開発途上国の成長鈍化、公的債務の債務水準の高さ、きわめて緩和的なマクロ経済政策、与信設定の困難の継続などに起因する下振れリスクにさらされている。特に、世界経済の不確実性の継続や中華人民共和国の経済成長の鈍化に対する懸念は、金融市場の混乱を継続させ、欧州連合、アジア太平洋地域、米国、その他の地域における消費者需要を低迷させている。英国の将来的なEU離脱、2017年1月の米国の環太平洋パートナーシップ（TPP）離脱、2017年のフランス及びドイツなどの主要欧州諸国の選挙は、世界金融市場の不確実性を増大させている。世界経済の悪化が続くと、インドネシア経済や当公社の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。2011年8月5日、当時マグローヒル・ファイナンシャル・インク（McGraw Hill Financial, Inc.）の部門であったS&P グローバル・レーティング（S&P Global Ratings）（以下「スタンダード・アンド・プアーズ」という。）は、米国政府のソブリン信用格付をAAAからAA+に引き下げ、その後もAA+の格付を維持している。ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's Investors Service）（以下「ムーディーズ」という。）は、2011年7月13日、米国政府の信用格付の引き下げの可能性を検討し、2011年8月2日、ムーディーズは米国政府の既存のソブリン格付を維持したが、格付の見通しをネガティブとした。2011年8月2日、フィッチ・レーティングス（Fitch Ratings Ltd.）（以下「フィッチ」という。）は米国政府の既存のソブリン格付を据え置いたが、当該格付は見直し中であるとした。米国財務省証券の格付や、ファニー・メイ及びフレディ・マックなど一部の政府系企業の格付を含め、米国政府のさらなるソブリン信用格付の引き下げリスクが依然として存在している。米国政府に直接結びついた機関、当局又は支部によって発行され、保険がかけられ、又は保証された商品の格付及び認識された信用力も、かかる格下げによって相応に影響を受けることが予想される。

また、本書の提出日において、ムーディーズによる日本のソブリン信用格付はA1、フィッチによる日本の信用格付の見通しは安定的である。

インドネシア及びその他の東南アジア諸国連合諸国は、先進国の金融・経済情勢により、世界の新興国とともにマイナスの影響を受けている。このような未曾有の事態に対し、政府は経済の安定とインドネシア経済に対する国民の信頼を維持するために様々な対応を行ってきたが、これらの未曾有の事態の継続は、経済成長、政府の財政状況、ルピアの為替レート、その他のインドネシア経済に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、政府は、依然として大きな財政赤字と高いレベルの公的債務を抱えており、外貨準備金はわずかであり、ルピアは依然として変動が激しく、流動性も乏しく、銀行セクターは脆弱であり、高水準の不良債権を抱えている。2004年12月の津波及びその他の自然災害の影響を受けた地域に対する政府の資金需要及び石油価格の上昇は、政府の財政赤字を増大させる可能性がある。1997年に始まったアジア経済危機の際にインドネシアが直面した経済的困難は、特に、金利の変動をもたらし、多くのインドネシア企業の債務返済能力に重大な悪影響を及ぼした。1か月物JIBORは、1998年8月のピーク時の70.8%から、2018年3月29日には5.03%まで低下しているが、最近の景気の改善が続く保証はなく、インドネシアを始めとするアジア太平洋地域における過去の厳しい経済情勢が今後も起こらない保証もない。特に、新興国・その他国の金融システムに対する投資家の信頼が失われること、又はその他の要因が、インドネシアの金融市場の不安定性を高め、インドネシア経済の

成長を阻害又は後退させる可能性がある。かかる変動性の上昇、景気の減速又はマイナス成長は、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**インドネシアのガバナンス法の解釈及び実施は不透明であり、当公社に悪影響を及ぼす可能性がある。**

スハルト元大統領政権下において、中央政府は、ほぼ全ての面で国家及び地域行政を支配していた。1998年の政権終焉後、政府は地域自治を強化するために多くの法律を制定した。これらの法律に基づき、地域政府は、国家資産の使用に関してより大きな権限と責任を有し、中央政府とより均衡がとれた公平な財政関係が構築された。新たな規制及びこれらの解釈及び実施は、現行の立法上及び規制上の枠組み並びに現在の解釈及び実施とは著しく異なる可能性がある。当公社はまた、特に、当公社の事業運営に対する管轄権及び新規又は増額された地方税について、中央政府と地域政府との間で相反する主張に直面する可能性がある。当公社が事業運営を展開している地域の政府は、当公社の事業運営及び見通しに悪影響を及ぼす規制を採用する又は地域自治法を解釈及び施行する可能性がある。インドネシア内務大臣は、2016年2月16日及び2016年4月4日に、2つの通達を発出した。この通達は、主として、インドネシアの全ての知事及び市長／区長に対し、地域政府及び市長／区長が発出した、投資官僚制及び免許を妨げる全ての地域規制及び法令を撤回／修正するよう指示するものである。当公社の事業及び事業運営は、インドネシア全土に展開しており、該当する地域当局が課す可能性のある競合する又は追加の制限、税金及び課徴金によって悪影響を受ける可能性がある。

**インドネシアなどの新興市場は、先進市場よりもリスクが大きく、そのリスクが顕在化した場合、その影響により事業が混乱し、投資損失を招く可能性がある。**

当公社は、これまで、全ての収益をインドネシアでの事業運営から得てきたが、今後もほぼ全ての収益をインドネシアから得るものと予想している。インドネシアのような新興国市場はこれまで高い変動性を特徴としており、その政治的、社会的及び経済的状況は、先進国の経済とは大きく異なる可能性がある。当公社の事業、経営成績、キャッシュ・フロー及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下が含まれる。

- ・ 政治的、社会的及び経済的不安定性
- ・ 為替レートの変動性
- ・ 戦争、テロ及び内戦行為
- ・ 関税、保護主義及び補助金を含む国の介入
- ・ 規制、税制及び法制度の変更
- ・ 安全衛生規則に基づく是正措置に対する責任
- ・ 適切な保険適用範囲の費用及び利用可能性
- ・ 免許、許可及び認可の取得又は更新における困難及び遅延
- ・ 恣意的又は一貫性のない政府の行動
- ・ 輸送、エネルギー、その他のインフラの欠陥
- ・ 資産の収用

一般的に、新興市場への投資は、当該市場への投資に伴うリスクの重要性を十分に理解している洗練された投資家にのみ適している。また、過去には予測不可能であったインドネシアの政治的・社会的発展が急速に変化し、その結果、本書に記載されている情報が比較的早く時代遅れになる可能性があることにも留意する必要がある。新興市場、特にインドネシアへの投資に伴うリスクが顕在化した場合には、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、投資額が著しく減少する可能性がある。

**インドネシアの政治的・社会的不安定性が経済に悪影響を及ぼし、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。**

1998年のスハルト大統領体制崩壊以降、インドネシアは民主化へ向かい、インドネシアの政治情勢の変化が予測不可能であることを浮き彫りにした政治的・社会的事象をもたらした。インドネシアは、新たな民主主義国家として、様々な社会・政治問題に直面し続けており、時には政治的不安定や社会不安及び内紛を経験している。このような混乱は、インドネシアの政治情勢の変化が予測不可能であることを浮き彫りにしている。インドネシアには多数の政党が存在し、これまでに明らかな過半数を獲得した政党は一党も存在しない。これらの事由は、政治的不安定をもたらし、また近年、全般的な社会不安及び内紛を招いている。

例えば、2000年以降、ジャカルタやその他のインドネシアの都市において、政府及び政府関係者に対する賛成及び反対の立場の両方において、また燃料補助金の削減、国家資産の民営化、汚職防止対策、地方分権化・地方自治、元政府職員やその家族の行動、アフガニスタン及びイラクにおける米国主導の軍事キャンペーン、電力料金の値上げの可能性などの具体的な問題に対して、数千人のインドネシア国民がデモに参加している。これらのデモはおおむね平和的であったが、一部には暴力的なものもあった。2001年6月、政府が燃料価格の30.0%の引き上げを命じた後、少なくとも19の都市でデモ及びストライキが発生した。2003年1月に、政府が再び燃料価格、電気料金及び電話料金の引き上げを試みた際にも同様のデモが行われた。いずれの場合も、政府は、提案した増額を撤回又は大幅に削減することを余儀なくされた。2005年3月、政府は約29.0%の燃料価格の上昇を実施した。2005年10月、政府は新たな政策を実施し、燃料価格は120.0%上昇した。これを受けて、石油関連の燃料価格の上昇に反対する非暴力的な大衆抗議がいくつか組織され、政府の決定により政治的緊張が生じた。このような事態が将来さらに政治的・社会的に不安定につながらないという保証はない。2011年大統領規則第8号に従い、政府は、電力料金を平均10.0%引き上げ、2010年7月1日から遡及して実施された。一部の当公社の需要家、特に工業用料金の需要家は、料金の引き上げに反対した。その結果、政府は、料金増加の上限を18.0%とすることを決定し、その効力は2010年12月31日までとした。2011年1月以降、料金に上限は設けられていない。料金の引き上げが更なる抗議や改正につながらないという保証はない。追加の料金引き上げは、同様の抗議及び/又は需要家の電力需要の低下を招く可能性がある。このようなデモや将来の不満の種が、さらなる政治的・社会的に不安定につながらないという保証はない。また、インドネシアの一部では、分離主義運動や宗教・民族間の衝突が社会不安及び内紛を引き起こしている。アチェ州及びパプア州（旧イリアン・ジャヤ州）では、分離主義運動支持者とインドネシア軍との衝突が発生している。パプアでは、分離主義反逆者による活動の継続により暴力的な事件が発生し、マルクでは、宗教団体間の衝突により死傷者や避難民が発生し、カリマンタン州では過去数年間、民族間の衝突により死亡者や難民が発生している。近年、政府は、これらの問題地域との交渉（2005年8月に政府及びアチェの分離主義運動の指導者らによってヘルシンキで調印された和平合意を含む。）を進めてきたが、全ての懸案事項の解決には至っておらず、政府と分離派との間で合意に至った条件が維持される保証はない。近年、インドネシアでは、特に、東ティモール（Timor Leste）（旧東ティモール（East Timor））、アチェ、パプア及びマルクで発生したとされる違反について、上級軍事職を含む人権侵害者が積極的に訴追されるようになっている。しかし、こうした訴追の成功はまちまちであり、解説者及びデモ参加者の多くは、政府がインドネシアにおける人権侵害をより積極的に訴追しなかったことを批判した。

2004年には、インドネシア国民は大統領、副大統領及び議会の代表を初めて直接選出した。インドネシア国民は、また、地方及び地域政府の首長及び代表の直接選出も開始した。選挙活動の活発化は、インドネシアの政治活動の活発化を伴う可能性が高い。2009年4月には、議会の代表者（国、地域及び地方の代表を含む。）を選出する選挙が実施された。2009年7月のインドネシア大統領選挙の結果、スシロ・バンバン・ユドヨノ大統領が再選された。2014年7月の大統領選挙では、ジョコ・ウィドグダがインドネシア大統領に選出された。2009年4月、2009年7月、2014年7月の選挙は平和的に実施されたが、近年の2014年の大統領選挙の敗者からの異議申立て、選挙結果の遅延並びにインドネシアの政治キャンペーンは、インドネシアにおける政治的・社会的に不確実性を高める可能性がある。2014年8月、インドネシア憲法裁判所は、2014年8月8日付の2014年決定第1 / PHPU.PRES-XII号に基づき、選出された大統領に賛成することを決定した。また、最近では、2017年2月及び4月にジャカルタにおける知事選挙では、宗教色ある大規模な抗議が行われた。インドネシアにおける政治的及び関連する社会的発展は、直接的又は間接的に、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性のある市民的混乱を引き起こす可能性がある。

インドネシアの政治・社会発展は、これまで予測不可能な状況が続いており、その結果、インドネシア経済に対する信頼は低いままである。政治的不安定の再発は、インドネシア経済に悪影響を及ぼす可能性があり、当公社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。社会的・市民的混乱が将来、また広範囲に発生しない、又はそのような混乱が、直接的若しくは間接的に、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに悪影響を及ぼさないという保証はない。

**インドネシアは、地震地帯に位置し、社会不安や経済的損失を招きかねない重大な地質リスク及びその他の自然災害にさらされている。**

インドネシア諸島は、世界で最も火山活動が活発な地域の一つである。3つの主要なリソスフェア・プレートの収束帯に位置するため、破壊的な火山、地震、津波又は高波を引き起こす可能性のある重大な地震活動にさらされている。近年、インドネシアでは、大地震をはじめとする多くの自然災害が発生し、津波や火山活動をもたらしている。また、これらの地質学的な事象に加え、豪雨や洪水などのその他の自然災害にも見舞われている。上記のいずれも生命の喪失、多数の人々の退避及び広範な財産の破壊をもたらした。

2015年、ソロン、西パプア及びアロール島で発生した地震では、東ヌサ・トゥンガラ州において7,843戸の住宅及び74件の公共施設が被害を受けた。2016年6月には、ジャワ州中部のブルウォレジョに洪水や地滑りが発生し、死亡者81名、推定被害総額は15.7十億ルピアであった。2016年12月7日、アチェで新たな地震が発生

し、122名が死亡、数百人が負傷した。この地震では、11,668戸の住宅、265件の公共施設、10件の官庁施設が被災した。2017年12月には、北スマトラ州のシナブン山で年間最大の噴火が発生し、2018年2月には大灰雲が発生した。4世紀にわたって沈黙していた火山は、2010年に活発化し、2015年以降絶え間なく噴火し、3,000世帯以上が避難を余儀なくされた。当局は、シナブン山が引き続き火山活動の兆候を示しており、火山噴火の可能性が残っていると指摘している。シナブン山の警報レベルは、急に変更される場合がある。また、2017年9月以降、バリ島のアグン山も噴火し、14万人が避難している。当局は、アグン山が引き続き火山活動の兆候を示しており、火山噴火の可能性が残っていると指摘している。これらの災害により、死亡者及び行方不明者は377名、負傷者は1,005名となった。また、2018年1月には、首都ジャカルタを震源とする大地震が発生し、オフィスやタワーマンション及び病院等から人々がパニック状態で街路に避難した。インドネシアにおける2017年の自然災害は、洪水787件、竜巻716件、土砂災害614件、森林・土地火災96件、洪水・土砂災害76件、干ばつ19件、地震20件、高波・浸食11件、火山噴火2件の計2,341件であった。2018年7月には、ロンボク島を震源とするマグニチュード7.0リヒター・スケール（SR）の地震が発生し、ロンボク島、バリ島、スンバワ島、東ジャワ島の一部で震災が発生した。インドネシアの国家防災庁の報告によれば、地震による死亡者は564名、負傷者は1,886名であった。2018年9月28日、マグニチュード7.4SRが中部スラウェシ州のパルを襲った。地震により津波が発生し、インドネシア国家防災庁によると、死亡者及び行方不明者は4,340名、負傷者は4,438名となった。2018年12月23日には、スンダ海峡で発生したアナク・クラカタウ火山の噴火に伴う津波が、バンテン州セラン、バンテン州パンデグラテン及び南ランブンの沿岸部を襲い、437名が死亡、10名が行方不明、31,943名が負傷した。最近の地震、気象、自然災害はインドネシアに大きな経済的影響を及ぼしていないが、政府は緊急援助や再定住のために多額の資源を投入しなければならなかった。2016年、2017年、2018年及び2019年の国家予算によると、自然災害後の救援活動に関連する政府支出総額は、それぞれ、4.5兆ルピア、5.2兆ルピア、6.7兆ルピア及び15.0兆ルピアとなっている。これらの費用の大部分は、外国政府や国際援助機関によって引き受けられている。しかし、そのような援助が今後も継続的に提供されるという保証はなく、また、援助が受給者に適時に提供されるという保証もない。政府が被災コミュニティに外国援助を適時に提供できない場合、政治的・社会的混乱が生じる可能性がある。さらに、復旧・復興活動は、引き続き政府の財政を圧迫し、公的債務の履行能力に影響を及ぼす可能性がある。政府側のかかる不履行又は政府による公的債務支払延期宣言は、当公社を含む多数の民間セクターの借入の債務不履行を引き起こす可能性があり、それにより当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大かつ悪影響を及ぼす可能性がある。

加えて、将来の地質的又は気象的な出来事がインドネシア経済を著しく損なわないという保証はない。インドネシアの人口が多い都市及び／又は金融センターで発生する大規模な地震やその他の地質的混乱や天候に関連した自然災害は、インドネシア経済を著しく混乱させ、投資家の信頼を損なう可能性がある。その結果、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**テロ攻撃及びテロ活動並びに一定の不安定要因により、インドネシアにおける重大かつ継続的な経済・社会不安が継続しており、当公社に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。**

米国、英国、パリ、モスクワ、ムンバイ、パリ、タイ及びジャカルタにおけるテロ攻撃、並びに、アフガニスタンにおける米国及び同盟国の軍事的対応、イラクにおける軍事活動の継続及びシリアにおける内戦の継続などにより、東南アジア地域では、重大かつ継続的な経済不安及び社会混乱がもたらされている。これらの事象又はその他の類似の事象がさらに発展した場合、さらなる不安定性を引き起こす可能性がある。米国及び／又はその同盟国による追加的な重大な軍事的若しくはその他の対応、又は更なるテロ活動は、国際金融市場及びインドネシア経済に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

インドネシアでは、過去20年間に於いて、政府、外国政府並びに国際ホテル、ジャカルタ証券取引所ビル及びジャカルタのソエカルノハッタ国際空港など、外国人が頻繁に利用する公共・商業施設に対する様々な爆弾テロ事件が発生している。2002年、バリ島の観光地で爆破事件が発生し、200名以上が死亡した。2003年、ジャカルタのJW マリオット・ホテルで爆弾が爆発し、少なくとも13名が死亡、149名が負傷した。2004年には、ジャカルタのオーストラリア大使館で自動車爆弾が爆発し、6名以上が死亡した。2005年、中部スラウェシ州で爆弾が爆発し、少なくとも22名が死亡し、60名以上が負傷した。また、2005年にバリ島で爆弾が爆発し、少なくとも23名が死亡し、101名以上が負傷した。インドネシア、オーストラリア及び米国の政府関係者は、これらの爆発が国際テロ組織と結びついている可能性を指摘している。また、インドネシアでは、イラクにおける米国、英国及びオーストラリアの軍事行動計画に対するデモが行われている。2009年7月17日、ジャカルタのリッツ・カールトン及びJW マリオット・ホテルで爆弾が爆発し、7名が死亡、50名以上が負傷した。2016年1月14日、ジャカルタ中部のサリナショッピングモール付近で多発爆発・銃撃が発生し、8名が死亡、23名が負傷した。イスラム国（ISIL）は責任を認めた。2017年5月24日、東ジャカルタ市のカンブン・ムラユのバスターミナルで2件の爆発事件が発生した。この爆発事件で民間人5名、警察官3名、加害者2名が死亡した。2018年5月8日、ケラパ・デュアの重警備区刑務所において、ブリモブ（*Brimob*）及びデンスス88（*Densus 88*）（インドネシア国家警察の特別警察隊）の複数のメンバーが、156名のテロ捕虜により36時間にわたり人質となった。この事件では、警察官5名と捕虜1名が死亡し、警察官4名が重傷を負った。2018年5月13日、東

ジャワ州スラバヤの4つの教会において、4件の自爆テロが発生した。爆破により、民間人15名が死亡し、数十名が負傷した。翌日、スラバヤの警察署で家族による自爆テロが発生した。この事件で4名が死亡し、1名の子どもが助かった。

2018年5月16日、リアウ州の警察本部がテロ組織に襲撃され、警察官1名が殺害され、警察官2名及びジャーナリスト2名が負傷した。この事件では、4名全てのテロリストが殺害されたが、その一方で、同グループの運転手として行動した1名のテロリストが逃亡した。最近では、2019年3月13日、デンスス88は、北スマトラ州のシボルガ市においてテロリスト3名を逮捕した。被疑者の妻が子ども2名と共に自爆し、警察官が1名殺害された。国家警察は、容疑者は、イラク・シリア・イスラム国（ISIS）と関係するネットワークの一員であるとし、その後の総選挙及び当該地域への大統領訪問とは関係ないと考えている。

今後、テロ行為が発生しないという保証はない。このようなテロ行為は、インドネシアを不安定にし、かかる不安定化及び混乱への対応を検討する中で政府の内部分裂を増加させることにより、インドネシア及びインドネシア経済に対する投資家の信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。過去において、不安定性及び混乱が発生させ、それに伴う暴力行為は、インドネシア経済への投資及び信頼並びに経済動向、ひいては当公社の事業に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぶ可能性がある。また、将来のテロ行為は、当公社の資産又は需要家若しくは施設を標的とする可能性があり、当公社の保険契約は、通常、テロ攻撃を対象としていない。当公社の資産、インフラの損壊又は当公社の需要家に対する攻撃などのテロ攻撃が発生した場合、当公社の事業の一部が中断され、当公社の財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**感染症その他の重大な公衆衛生上の問題がアジア（インドネシアを含む。）で発生した場合、当公社の事業及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。**

アジア等（インドネシアを含む。）で感染症が流行し、旅行制限又は検疫が課される場合、インドネシアの経済活動及び事業活動に悪影響を及ぼす可能性があり、それにより、当公社の収益に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、2004年及び2005年の鳥インフルエンザのアジアでの流行、2009年のインフルエンザA型の流行、2015年の中東呼吸器症候群コロナウイルス（以下「MERS」という。）の流行、並びに最近のジフテリア（子どもに最も頻発する死に至る可能性の高い疾患）の発生などである。2014年5月31日現在、政府はインドネシアにおける鳥インフルエンザのヒト症例を197例報告し、そのうち165例が死亡したと報告している。鳥インフルエンザの予防及び管理措置は実施されているが、インドネシアの多くの州で鳥インフルエンザが風土病である限り、動物、特に鳥類及びヒトにおける流行は、随時発生することが予想される。ヒト症例は、2006年に55例、2007年に42例、2008年に24例、2009年に21例、2010年に9例、2011年に12例、2012年に9例、2013年に3例、2014年第1四半期に1例となっており、2011年を除いて毎年減少している。2014年6月5日現在、インドネシアにおけるMERSの報告は確認されていない。インドネシアの19州で発生した疑わしい症例129例のうち、臨床検査で126例の陰性結果が確認され、さらに3例が結果待ちの状態であった。世界的に、WHOは、MERSは19カ国で、計681例の症例が確認されていることを示している。完全に有効な鳥インフルエンザワクチンやMERSワクチンは開発されておらず、パンデミックの可能性を防ぐ前に効果的なワクチンが発見されない可能性がある。今後、これらの若しくはその他の伝染性の病気又はその他の重大な公衆衛生上の問題が発生した場合、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。また、伝染病が発生する可能性があるとの認識が、インドネシアを含むアジア諸国の経済状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

**労働行動主義、混乱又は労働コストの上昇が、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。**

2003年3月、政府は、労働に関する2003年法第13号（以下「労働法」という。）を制定し、その後、従業員が組合を結成し、雇用者からの望ましくない干渉を防止することを可能にする規則を施行した。労働法では、特に、労働協約の交渉にあたり、当公社の従業員の50.0%以上が参加する雇用者及び従業員による二者間協議を義務付け、ストライキのより許容的な手続を定めている。労働組合の結成を認める規則の自由化は、低迷する経済状況と相まって、インドネシアにおける労働不安と行動主義をもたらし、今後も継続することが見込まれる。

2013年10月11日、当公社は、当公社と当公社の労働組合である「PT PLN（ペルセロ）労働組合（United Workers of PT PLN（Persero）」との間で締結していた既存の包括的労働協約の付属文書に署名した。この付属文書は、2012年に失効した労働協約（以下「2012年相互労働協約」という。）の有効期間を新たな包括的労働協約が合意され署名されるまで延長することを定めるものである。その後、2014年に、当公社は、2012年相互労働協約の2つめの付属文書に合意し、署名した。この付属書により、ヘルスケアの実施、従業員の雇用終了、従業員間の結婚、適任証明書及び従業員業績管理システムに関する複数の規定が改正された。本文書の日付現在、PT PLN（ペルセロ）労働組合との包括的労働協約の交渉は開始されていない。PT PLN（ペルセロ）労働組合との将来的な交渉により、包括的労働協約が商業的に受け入れ可能な条件で合意に至る保証はなく、

全くそうならない可能性もある。かかる合意に重大な遅延又は合意できなかった場合、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

インドネシアにおける労働不安や行動主義により、当公社の事業、供給業者又は請負業者が混乱し、インドネシア企業全般の財政状態に影響を及ぼし、ジャカルタ若しくはその他の証券取引所におけるインドネシアの証券の価格及びその他通貨に対するルピアの価値が下落する可能性がある。かかる事態は、当公社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

また、労働法では、雇用者が、州、地域又は市が毎年定める最低賃金を下回る賃金を支払うことは認められていない。最低賃金は、経済の生産性及び成長を勘案して、適切な生活水準の必要性に応じて設定される。しかし、最低賃金の引き上げ額をどのように決定するかについては具体的な規定がないため、最低賃金の引き上げは予測不可能な場合がある。例えば、最近、ジャカルタ州政府は、2019年1月1日に発効した2018年DKI Jakarta州知事令第114号により、2019年の最低賃金は月約3.9百万ルピアと定め、2018年の最低賃金の月約3.6百万ルピアから引き上げた。

特に、安全性、清掃、配達人及び労働者に対する費用は、最低賃金の上昇の影響を受ける。地域政府は、最低賃金要件を設定する権限を有し、各暦年の初頭から施行する。過去10年間で、インドネシア各地の最低賃金水準は大幅に上昇した。例えば、ジャカルタの最低賃金は2015年から2016年の間に14.8%、2016年から2017年の間に8.3%、2017年から2018年の間に8.7%増加し、タンゲランの最低賃金は2015年から2016年の間に12.3%、2016年から2017年の間に8.2%、2017年から2018年の間に8.7%増加し、セランの最低賃金は2015年から2016年の間に11.5%、2016年から2017年の間に8.3%、2017年から2018年の間に8.7%増加した。全国的又は地域的な賃金の上昇は、直接的かつ間接的に当公社の営業費用を増加させ、その結果、当公社の利益率を低下させる。

#### **インドネシア及びインドネシア企業の信用格付の低下は、当公社に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。**

ムーディーズ及びスタンダード＆プアーズなどの格付会社は、これまでに政府並びに数多くのインドネシアの銀行及びその他企業の様々な信用証券のソブリン格付及び信用格付を引き下げてきた。本書の提出日において、インドネシアのソブリン外貨建長期債務の格付は、ムーディーズが「Baa2（安定）」、スタンダード＆プアーズが「BBB（安定）」、フィッチが「BBB（安定）」としている。これらの格付は、債務を支払う政府の総合的な財務能力と、支払期日が到来した時点でその金融上の債務を履行する政府の能力又は意欲を反映している。インドネシアのソブリン格付の最近の動向はポジティブであり、フィッチは2017年12月にインドネシアのソブリン格付を「BBB-」から「BBB」に引き上げ、ムーディーズは2012年にインドネシアのソブリン格付を「投資適格」に引き上げ、2018年3月に再確認した。また、ムーディーズは、2018年4月13日にBaa3からBaa2に格上げし、スタンダード＆プアーズは、2019年5月31日にはインドネシアのソブリン格付をBBB-からBBBに格上げした。ムーディーズ、スタンダード＆プアーズ、フィッチ又はその他の格付機関が、将来、インドネシア又はインドネシア企業全般の格付を格下げしないという保証はない。このような格下げは、インドネシアの金融市場の流動性、政府及び当公社を含むインドネシア企業の追加的な資金調達能力並びに追加的な資金調達が可能な金利及びその他の商業条件に悪影響を与える可能性があり、当公社に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

#### **当公社のインドネシア国内における外貨建支払義務は、制裁措置の対象となる可能性がある。**

2011年6月28日、政府は、通貨に関する2011年法第7号（以下「通貨法」という。）を制定した。通貨法第21条第（1）項は、インドネシア国内で行われている金銭その他の金融取引により履行されなければならないその他債務の決済のために、支払として意図された取引ごとにルピアを強制的に使用することを義務付けている。さらに、第23条は、ルピアで支払われなければならない支払若しくはその義務の履行、及び／又は支払われたルピアの真正性に疑いがある場合を除きインドネシアにおけるその他の金融取引において、ルピアの受け入れを拒否することを禁止している。第21条第（2）項は、（ ）国家予算を実施する枠組みにおける特定の取引、（ ）オフショア資金源への贈与又はオフショア資金源からの贈与、（ ）国際貿易取引、（ ）外貨銀行預金、及び（ ）国際金融取引について、ルピアの強制的な利用に対する一定の例外を含んでいる。第23条第（2）項は、外貨建債務の支払又は決済が書面により合意されている場合には、ルピアの強制的な使用を免除する追加的な規定を含んでいる。上記に従わない場合、1年以下の懲役及び200百万ルピアを上限とする罰金が科され、違反が企業によって行われた場合、3分の1分以上乗せの懲役と罰金が科される。

2015年3月31日、インドネシア銀行は、2015年6月1日にインドネシア銀行第17/11/DKSP号回覧状（以下「SEBI 17/11/2015」という。）により実施されたBI規則（以下「PBI」という。）17/3/2015を発行した。PBI 17/3/2015では、各当事者は、（ ）支払を目的とする取引、（ ）金銭で行わなければならないその他債務の決済、又は（ ）その他の金融取引（需要家から銀行への様々な金額及び種類のルピアの預金を含む。）を含む、インドネシア領域内で行われる現金及び非現金取引にルピアを使用することが要求されている。PBI 17/3/2015に基づくさらなる要求に従うことを要件として、ルピアを使用する義務は、（ ）国の収

益及び支出の実施に関連する一定の取引、（ ）海外の財源からの若しくはそれらへの補助金の受領又は付与、（ ）インドネシア国外からの商品の輸出入及びサービス分野のクロスボーダー取引に関連する活動を含む、国際貿易取引（ ）外貨建ての銀行預金、（ ）国際資金調達取引並びに（vi）適用法に基づいて行われるルピア以外の通貨による取引（とりわけ、従来のシャリーア式銀行に関する適用法に基づいて行われるルピア以外の通貨における銀行の業務活動、適用法に基づいて発行市場若しくは流通市場で政府が発行するルピア以外の通貨での証券、並びにインドネシア銀行に関する法律、投資に関する法律及びレムバガ・ペイアンビ・ア・エクスボル・インドネシア（インドネシア輸出入銀行）に関する法律を含む適用法に基づいて行われるルピア以外の通貨での適用法及びその他の取引を含む。）には適用されない。

加えて、通貨法及びPBI 17/3/2015は、現金取引に関して受領したルピアの真正性に関する不確実性がある場合又は取引当事者が外貨での債務の支払又は決済について書面で合意している場合を除き、インドネシア国内のその他金融取引に関して債務決済のためのルピアの支払を拒否することを禁止している。PBI 17/3/2015の第10条はさらに、両当事者間のかかる書面による合意に基づく免除は、上記の種類の免除された取引又は戦略的インフラ・プロジェクトに関連する取引のうちの1つに関してなされた合意にのみ適用可能であることを説明している。

PBI 17/3/2015は2015年3月31日から適用され、非現金取引にルピアを使用する要件は2015年7月1日から適用されている。2015年7月1日より前に締結された非現金取引についてルピア以外の通貨での債務の支払又は決済に関する規定を含む契約書は、当該契約の満了まで有効に存続する。しかしながら、かかる契約の延長又は修正は、PBI及び決済活動の禁止に従わなければならない。

さらに、SEBI 17/11/2015では、地熱からの電力供給や送配電を含む発電所を含む電力インフラなどの特定のインフラ・プロジェクトに対して、条件付き免除が適用される可能性があることが規定されている。これらの免除は、次の場合に適用される。（a）プロジェクトが、プロジェクトの所有者に関する関係省庁／機関からの正式な確認書により証明されるように、中央又は地方政府によって戦略的インフラ・プロジェクトとして宣言されており、かつ（b）インドネシア銀行から免除承認が得られている場合。

現金取引においてルピアを使用する義務を遵守しない場合、罰金及び懲役の形で犯罪者に制裁を科すことができる。非現金取引におけるルピアの使用義務の不履行は、（ ）書面による警告、（ ）罰金、又は（ ）支払行為の禁止という形で行政処分の対象となる。インドネシア銀行はまた、非現金取引においてルピアを使用する義務を遵守しない当事者の営業許可を取り消し、又は営業活動を停止するよう関係当局に勧告することができる。

当社は、インドネシア国内において、ツー・ステップ・ローン、ペンバンギタン・タンジュン・ジャティB社とのリース契約、並びに一部のガス供給契約、PPA及び予備部品の契約に基づき、米ドル建ての支払義務を負っている。当会社がルピアで当該決済を行うことを通貨法により要求される場合、当社はこれらの契約に基づく当会社の支払義務に違反する可能性がある。

### **インドネシアのコーポレート・ガバナンス基準は、特定の他国のものとは異なる場合がある。**

インドネシアにおけるコーポレート・ガバナンス基準は、取締役会、コミサリス会及び監査委員会の独立性、並びに社内外の報告基準など、その他の法域で適用されるものと重要な点で異なる可能性がある。従って、インドネシアの企業の取締役及びコミサリスは、一般的に株主の利益と相反する利害を有する可能性が高く、その結果、本債権者の利益に反する行動をとる可能性がある。

### **(C) 主要な財務情報**

以下の検討は、（ ）下記「（4）業務の概況 - （D）経営者による財政状態及び経営成績の検討及び分析 - 負債」の項目、並びに（ ）本書の別の箇所に含まれる、2016年、2017年及び2018年12月31日現在並びに同日に終了した各年度に係る当会社監査済連結財務書類並びにそれらの注記と併せて読まなければならない。2016年、2017年及び2018年12月31日現在並びに同日に終了した各年度に係る当会社連結財務書類は、それぞれの場合において、本書の別の箇所に含まれる監査報告書の訳文に記載されているとおり、インドネシア公認会計士協会が定めた監査基準に従って、KAP アミル・アバディ・ユスフ（Amir Abadi Jusuf）、アリヤント（Aryanto）、マワール・アンド・レカン（Mawar & Rekan）（RSMネットワークの一員）により監査されている。

本書の別の箇所に含まれる、2016年、2017年及び2018年12月31日現在並びに同日に終了した各年度に係る当会社連結財務書類は、インドネシアGAAPに準拠して作成されており、当会社の報告通貨であるルピアで表示されている。インドネシアGAAP / IFASは、日本GAAPを含むインドネシア以外の国及び管轄区域で一般に公正妥当と認められている会計原則とは、いくつかの点で異なる。投資の意思決定にあたっては、本募集の条件及び本書に記載されている財務情報について、購入者自身の審査に依拠しなければならない。インドネシアGAAP / IFASと、日本GAAPを含む購入者がより精通しているその他のGAAPとの相違、及びこれらの相違が本書に記載さ

れている財務情報にどのような影響を与えるかについては、ご自身のファイナンシャル・アドバイザーに相談すべきである。

単に便宜上、本項ではルピアの一部の金額を米ドルに換算している。

## 損益及びその他の包括利益計算書

|                                    | 12月31日に終了した年度    |                  |                  |                  |                  |                  |                    | 3月31日に終了した3か月間  |                  |                 |                  |                    |
|------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|--------------------|
|                                    | 2016年            |                  | 2017年            |                  | 2018年            |                  |                    | 2018年           |                  | 2019年           |                  |                    |
|                                    |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                    |                 |                  | 未監査             |                  |                    |
|                                    | ルピア              | % <sup>(1)</sup> | ルピア              | % <sup>(1)</sup> | ルピア              | % <sup>(1)</sup> | 米ドル <sup>(2)</sup> | ルピア             | % <sup>(1)</sup> | ルピア             | % <sup>(1)</sup> | 米ドル <sup>(2)</sup> |
| （単位：十億ルピア及び百万米ドル）                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                    |                 |                  |                 |                  |                    |
| <b>収益</b>                          |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                    |                 |                  |                 |                  |                    |
| 電力売上                               | 214,140          | 76.2             | 246,587          | 81.9             | 263,478          | 76.6             | 18,497             | 62,916          | 82.1             | 66,848          | 81.0             | 4,693              |
| 需要家接続<br>手数料                       | 7,052            | 2.5              | 7,113            | 2.4              | 7,309            | 2.1              | 513                | 1,777           | 2.3              | 1,608           | 1.9              | 113                |
| その他                                | 1,630            | 0.6              | 1,595            | 0.5              | 2,111            | 0.6              | 148                | 388             | 0.5              | 463             | 0.6              | 33                 |
| <b>収益合計</b>                        | <b>222,822</b>   | <b>78.7</b>      | <b>255,295</b>   | <b>84.8</b>      | <b>272,898</b>   | <b>79.3</b>      | <b>19,159</b>      | <b>65,081</b>   | <b>84.9</b>      | <b>68,919</b>   | <b>83.5</b>      | <b>4,838</b>       |
| <b>営業費用</b>                        |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                    |                 |                  |                 |                  |                    |
| 燃料・潤滑油費                            | (109,492)        | (39.0)           | (116,948)        | (38.8)           | (137,267)        | (39.9)           | (9,637)            | (33,527)        | (43.7)           | (32,957)        | (39.9)           | (2,314)            |
| 購入電力費                              | (59,730)         | (21.3)           | (72,427)         | (24.1)           | (84,268)         | (24.5)           | (5,916)            | (18,148)        | (23.7)           | (19,952)        | (24.2)           | (1,401)            |
| リース                                | (6,545)          | (2.3)            | (6,592)          | (2.2)            | (4,272)          | (1.2)            | (300)              | (1,603)         | (2.1)            | (935)           | (1.1)            | (66)               |
| 維持管理費                              | (21,227)         | (7.6)            | (19,516)         | (6.5)            | (20,737)         | (6.0)            | (1,456)            | (4,404)         | (5.4)            | (4,221)         | (5.1)            | (296)              |
| 人件費                                | (22,660)         | (8.1)            | (23,124)         | (7.7)            | (22,950)         | (6.7)            | (1,611)            | (4,984)         | (6.5)            | (5,616)         | (6.8)            | (394)              |
| 減価償却費                              | (27,512)         | (9.8)            | (29,160)         | (9.7)            | (30,745)         | (8.9)            | (2,158)            | (7,445)         | (9.7)            | (8,198)         | (9.9)            | (576)              |
| その他                                | (7,284)          | (2.6)            | (7,707)          | (2.6)            | (7,950)          | (2.3)            | (558)              | (1,748)         | (2.3)            | (1,756)         | (2.1)            | (123)              |
| <b>営業費用合計</b>                      | <b>(254,450)</b> | <b>(90.6)</b>    | <b>(275,474)</b> | <b>(91.5)</b>    | <b>(308,189)</b> | <b>(89.5)</b>    | <b>(21,636)</b>    | <b>(71,859)</b> | <b>(93.7)</b>    | <b>(73,635)</b> | <b>(89.2)</b>    | <b>(5,170)</b>     |
| <b>補助金計上前営業<br/>損失</b>             | <b>(31,628)</b>  | <b>(11.3)</b>    | <b>(20,179)</b>  | <b>(6.7)</b>     | <b>(35,291)</b>  | <b>(10.3)</b>    | <b>(2,478)</b>     | <b>(6,778)</b>  | <b>(8.8)</b>     | <b>(4,716)</b>  | <b>(5.7)</b>     | <b>(331)</b>       |
| 政府からの<br>電力補助金                     | 58,043           | 20.7             | 45,738           | 15.2             | 48,102           | 14.0             | 3,377              | 11,589          | 15.1             | 11,528          | 14.0             | 809                |
| 受取補償金                              | -                | -                | -                | -                | 23,173           | 6.7              | 1,627              | -               | -                | 2,113           | 2.6              | 148                |
| <b>営業利益</b>                        | <b>26,415</b>    | <b>9.4</b>       | <b>25,559</b>    | <b>8.5</b>       | <b>35,984</b>    | <b>10.5</b>      | <b>2,526</b>       | <b>4,811</b>    | <b>6.3</b>       | <b>8,924</b>    | <b>10.8</b>      | <b>627</b>         |
| 補助金計上後その他<br>他利益                   |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                    |                 |                  |                 |                  |                    |
| -純額                                | 1,092            | 0.4              | 3,410            | 1.1              | 15,663           | 4.3              | 1,100              | (230)           | (0.3)            | (137)           | (0.2)            | (10)               |
| 金融収益                               | 579              | 0.2              | 1,067            | 0.4              | 804              | 0.2              | 56                 | 526             | 0.7              | 184             | 0.2              | 13                 |
| 金融費用                               | (18,703)         | (6.7)            | (18,557)         | (6.2)            | (21,624)         | (6.3)            | (1,518)            | (5,214)         | (6.8)            | (6,727)         | (8.1)            | (472)              |
| 為替差損益                              | 4,195            | 1.5              | (2,935)          | (1.0)            | (10,927)         | (3.2)            | (767)              | (4,284)         | (5.6)            | 4,007           | 4.9              | 281                |
| <b>税引前利益 /<br/>（損失）</b>            | <b>13,578</b>    | <b>4.8</b>       | <b>8,544</b>     | <b>2.8</b>       | <b>19,901</b>    | <b>5.8</b>       | <b>1,397</b>       | <b>(4,391)</b>  | <b>(5.7)</b>     | <b>6,251</b>    | <b>7.6</b>       | <b>439</b>         |
| 税務便益<br>（費用）                       | (5,428)          | (1.9)            | (4,116)          | (1.4)            | (8,325)          | (2.4)            | (584)              | 631             | 0.8              | (2,093)         | (2.5)            | (147)              |
| <b>当期利益</b>                        | <b>8,150</b>     | <b>2.9</b>       | <b>4,428</b>     | <b>1.5</b>       | <b>11,576</b>    | <b>3.4</b>       | <b>813</b>         | <b>(3,760)</b>  | <b>(4.9)</b>     | <b>4,158</b>    | <b>5.0</b>       | <b>292</b>         |
| 当公社株主に帰属<br>する当期利益                 | 8,113            | 2.9              | 4,410            | 1.5              | 11,568           | 3.4              | 812                | (3,766)         | (4.0)            | 4,143           | 5.0              | 291                |
| 非支配持分に帰属<br>する当期利益                 | 37               | 0.0              | 18               | 0                | 7                | 0.00             | 0                  | 6               | 0.0              | 15              | 0.0              | 1                  |
| <b>合計</b>                          | <b>8,150</b>     | <b>2.9</b>       | <b>4,428</b>     | <b>1.5</b>       | <b>11,576</b>    | <b>3.4</b>       | <b>813</b>         | <b>(3,760)</b>  | <b>(4.0)</b>     | <b>4,158</b>    | <b>5.0</b>       | <b>292</b>         |
| <b>基本的1株当たり<br/>利益（全額ルビ<br/>ア）</b> | <b>150,009</b>   | <b>0.0</b>       | <b>50,541</b>    | <b>0.0</b>       | <b>105,332</b>   | <b>0.0</b>       | <b>7,395</b>       | <b>(34,291)</b> | <b>17.7</b>      | <b>37,722</b>   | <b>45.7</b>      | <b>3</b>           |

(注)

- (1) 収益合計及び政府からの電力補助金に対する比率。
- (2) 便宜上、2018年12月31日現在及び同日に終了した年度並びに2019年3月31日現在及び同日に終了した3か月間に係るルピア金額は、1米ドル＝14,244ルピアの為替レートにより米ドルに換算している。

## 財政状態計算書

| 12月31日現在          |           |           |                    | 3月31日現在   |           |                    |
|-------------------|-----------|-----------|--------------------|-----------|-----------|--------------------|
| 2016年             | 2017年     | 2018年     |                    | 2018年     | 2019年     |                    |
| ルピア               | ルピア       | ルピア       | 米ドル <sup>(1)</sup> | ルピア       | 未監査       |                    |
|                   |           |           |                    |           | ルピア       | 米ドル <sup>(1)</sup> |
| (単位：十億ルピア及び百万米ドル) |           |           |                    |           |           |                    |
| 1,145,530         | 1,204,568 | 1,336,478 | 93,827             | 1,213,143 | 1,346,701 | 94,545             |
| 1,850             | 4,446     | 5,724     | 402                | 4,762     | 5,896     | 414                |
| 1,325             | 4,723     | 5,125     | 360                | 4,723     | 5,126     | 360                |
| 1,980             | 2,433     | 3,003     | 211                | 2,502     | 3,717     | 261                |
| 9,882             | 9,566     | 7,578     | 532                | 10,669    | 6,809     | 478                |
| 263               | 237       | 1,031     | 72                 | 237       | 1,031     | 72                 |
| 7,464             | 7,488     | 5,689     | 399                | 10,087    | 7,161     | 503                |
| 350               | 635       | 961       | 67                 | 642       | 955       | 67                 |
| 4,964             | 7,064     | 13,483    | 947                | 7,672     | 13,208    | 927                |
| 1,173,608         | 1,241,160 | 1,379,072 | 96,818             | 1,254,437 | 1,390,604 | 97,627             |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
| 41,909            | 42,292    | 33,295    | 2,337              | 28,568    | 21,236    | 1,491              |
| 375               | 287       | 1,217     | 85                 | 289       | 957       | 67                 |
| 21,711            | 22,467    | 23,803    | 1,671              | 23,618    | 24,219    | 1,700              |
| 12,446            | 7,589     | -         | -                  | 9,530     | 3,479     | 244                |
| -                 | -         | 23,173    | 1,627              | -         | 25,286    | 1,775              |
| 2,411             | 1,672     | 9,508     | 668                | 2,108     | 10,273    | 721                |
| 11,570            | 12,828    | 15,506    | 1,089              | 13,873    | 15,586    | 1,094              |
| 7,206             | 4,997     | 5,894     | 414                | 5,709     | 6,914     | 485                |
| 898               | 1,630     | 1,008     | 71                 | 1,102     | 1,481     | 104                |
| 37                | 5         | 6         | 0                  | 13        | 4         | 0                  |
| 6                 | 30        | 6         | 0                  | 42        | 30        | 2                  |
| 98,569            | 93,797    | 113,416   | 7,962              | 84,852    | 109,465   | 7,685              |
| 1,272,178         | 1,334,958 | 1,492,488 | 104,780            | 1,339,289 | 1,500,069 | 105,312            |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |

| 12月31日現在          |           |           |                    | 3月31日現在   |           |                    |
|-------------------|-----------|-----------|--------------------|-----------|-----------|--------------------|
| 2016年             | 2017年     | 2018年     |                    | 2018年     | 2019年     |                    |
| ルピア               | ルピア       | ルピア       | 米ドル <sup>(1)</sup> | 未監査       |           |                    |
|                   |           |           |                    | ルピア       | ルピア       | 米ドル <sup>(1)</sup> |
| (単位：十億ルピア及び百万米ドル) |           |           |                    |           |           |                    |
| 60                | 2,066     | 13,420    | 942                | 2,623     | 14,333    | 1,006              |
| 29,134            | 31,485    | 36,105    | 2,535              | 32,677    | 35,398    | 2,485              |
| 7,258             | 6,309     | 5,344     | 375                | 6,183     | 5,213     | 366                |
| 17,933            | 15,713    | 14,468    | 1,016              | 16,653    | 14,175    | 995                |
| 100,362           | 116,017   | 152,966   | 10,739             | 120,085   | 153,244   | 10,758             |
| 68,825            | 100,440   | 131,682   | 9,245              | 105,040   | 133,160   | 9,348              |
| 7,315             | 7,026     | 7,116     | 500                | 7,043     | 6,899     | 484                |
| -                 | 2,908     | 2,221     | 156                | 2,742     | 2,040     | 143                |
| 2                 | -         | 1         | 0                  | 2         | 0         | 0                  |
| 41,110            | 43,559    | 43,760    | 3,072              | 47,708    | 47,244    | 3,317              |
| 156               | 940       | 94        | 7                  | 25        | 104       | 7                  |
| 272,155           | 326,466   | 407,178   | 28,586             | 340,779   | 411,811   | 28,911             |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
| 7,773             | 11,215    | 9,045     | 635                | 4,806     | 8,508     | 597                |
| 22,419            | 32,496    | 39,563    | 2,778              | 33,545    | 34,798    | 2,443              |
| 1,951             | 2,388     | 2,560     | 180                | 1,867     | 2,995     | 210                |
| 10,645            | 11,477    | 14,809    | 1,040              | 14,110    | 17,000    | 1,193              |
| 12,050            | 12,642    | 13,466    | 945                | 12,812    | 13,651    | 958                |
| 385               | 724       | 316       | 22                 | 555       | 208       | 15                 |
| 1,147             | 1,218     | 930       | 65                 | 1,179     | 997       | 70                 |
| 2,562             | 2,736     | 2,530     | 178                | 2,629     | 2,436     | 171                |
|                   |           |           |                    |           |           |                    |
| 1,044             | 1,044     | 1,861     | 131                | 1,044     | 1,861     | 131                |
| 3,789             | 4,872     | 2,625     | 184                | 5,217     | 2,446     | 172                |
| 26,395            | 26,549    | 28,146    | 1,976              | 23,492    | 35,085    | 2,463              |
| 9,568             | 914       | 2,121     | 149                | 914       | 1,950     | 137                |
| 329               | 350       | 394       | 28                 | 360       | 393       | 28                 |
| -                 | 631       | 687       | 48                 | 644       | 702       | 49                 |
| 3,494             | 8,563     | 5,874     | 412                | 4,055     | 4,015     | 282                |
| 18,073            | 21,255    | 32,971    | 2,315              | 25,102    | 30,115    | 2,114              |
| 121,623           | 139,075   | 157,896   | 11,085             | 132,330   | 157,160   | 11,033             |
| 393,779           | 465,541   | 565,074   | 39,671             | 473,109   | 568,971   | 39,945             |
| 1,272,178         | 1,334,958 | 1,492,488 | 104,780            | 1,339,289 | 1,500,069 | 105,312            |

(注)

- (1) 便宜上、2018年12月31日現在及び同日に終了した年度並びに2019年3月31日現在及び同日に終了した3か月間に係るルピア金額は、1米ドル = 14,244ルピアの為替レートにより米ドルに換算している。

## キャッシュ・フロー計算書

| 12月31日に終了した年度 |       |       | 3月31日に終了した3か月間 |       |
|---------------|-------|-------|----------------|-------|
| 2016年         | 2017年 | 2018年 | 2018年          | 2019年 |
| 未監査           |       |       |                |       |

|                    | ルピア               | ルピア      | ルピア       | 米ドル <sup>(1)</sup> | ルピア      | ルピア      | 米ドル <sup>(1)</sup> |
|--------------------|-------------------|----------|-----------|--------------------|----------|----------|--------------------|
|                    | (単位：十億ルピア及び百万米ドル) |          |           |                    |          |          |                    |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー   | 29,588            | 56,844   | 35,042    | 2,460              | (2,518)  | 2,524    | 177                |
| 投資活動に使用したキャッシュ・フロー | (54,800)          | (87,108) | (100,156) | (7,031)            | (13,114) | (24,679) | (1,733)            |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー   | 43,595            | 30,610   | 55,638    | 3,906              | 1,818    | 10,173   | 714                |

(注)

- (1) 便宜上、2018年12月31日現在及び同日に終了した年度並びに2019年3月31日現在及び同日に終了した3か月間に係るルピア金額は、1米ドル＝14,244ルピアの為替レートにより米ドルに換算している。

## 主要な財務データ

（政府からの電力補助金計上後）営業利益の、記載された期間における調整後EBITDA及びその他の財務データとの調整は以下のとおりである。

|                                             | 12月31日に終了した年度     |               |               |                    | 3月31日に終了した3か月間 |                    |                    |
|---------------------------------------------|-------------------|---------------|---------------|--------------------|----------------|--------------------|--------------------|
|                                             | 2016年             | 2017年         | 2018年         |                    | 2018年          | 2019年              |                    |
|                                             | 未監査               |               |               |                    |                |                    |                    |
|                                             | ルピア               | ルピア           | ルピア           | 米ドル <sup>(8)</sup> | ルピア            | ルピア                | 米ドル <sup>(8)</sup> |
|                                             | (単位：十億ルピア及び百万米ドル) |               |               |                    |                |                    |                    |
| 営業利益                                        | 26,415            | 25,559        | 35,984        | 2,526              | 4,811          | 8,924              | 627                |
| 減価償却費                                       | 27,512            | 29,161        | 30,745        | 2,158              | 7,445          | 8,198              | 576                |
| 償却費                                         | 276               | 286           | 222           | 16                 | 68             | 53                 | 4                  |
| 数理計算上の従業員給付費用-<br>支払額控除後                    | 1,391             | 1,586         | 1,273         | 89                 | 328            | 494                | 35                 |
| <b>調整後EBITDA<sup>(1)</sup></b>              | <b>55,595</b>     | <b>56,590</b> | <b>68,224</b> | <b>4,790</b>       | <b>12,652</b>  | <b>17,669</b>      | <b>1,242</b>       |
| 営業利益／調整後収益（％） <sup>(2)</sup>                | 9.4               | 8.5           | 10.5          | -                  | 6.3            | 10.8               | -                  |
| 調整後EBITDAマージン <sup>(3)</sup> （％）            | 19.8              | 18.8          | 19.8          | -                  | 16.5           | 21.4               | -                  |
| 借入金総額（借入金総額及び<br>資本合計） <sup>(4)</sup> （％）   | 23.8              | 26.7          | 29.5          | -                  | 27.2           | 29.7               | -                  |
| 資本合計に対する借入金総額（％）                            | 31.2              | 36.5          | 41.9          | -                  | 37.4           | 42.2               | -                  |
| 調整後EBITDAに対する借入金<br>総額（倍率） <sup>(6)</sup>   | 4.9               | 5.6           | 5.7           | -                  | -              | 5.4 <sup>(6)</sup> | -                  |
| 調整後EBITDAに対する純借入金<br>総額 <sup>(5)</sup> （倍率） | 4.2               | 4.9           | 5.2           | -                  | -              | 5.1 <sup>(7)</sup> | -                  |

(注)

- (1) 当社は、調整後EBITDAを、営業利益に減価償却費、償却費及び数理計算上の従業員給付費用-支払額控除後を加算したものと定義している。当社は、調整後EBITDAの表示により、資本構成の変動（支払利息に影響する）、税務ポジション（実効税率又は純営業損失の変動の期間又は企業に及ぼす影響など）並びに有形資産及び繰延費用の経過年数及び帳簿上の減価償却（相対的な減価償却費及び償却費に影響する）による潜在的差異を消去することにより、業績の期間毎の及び企業間の比較が容易になると考えている。特に、当社の調整後EBITDAの表示は、繰延費用の償却、数理計算上の従業員給付費用-当期中における数理計算上の仮定から生じる支払額控除後、及び公益事業の資本集約的性質から生じる減価償却費などの非現金項目を消去している。また、当社の調整後EBITDAの表示は、負債返済能力の有用な補足措置であると考えている。最後に、当社の調整後EBITDAは、証券アナリストや投資家が類似企業の評価に頻繁に用いていると考えられるため、当社はそれを提示している。
- (2) この比率の算出に用いた「調整後収益」は、収益合計と政府からの電力補助金の合計である。
- (3) 調整後EBITDAマージンは、調整後EBITDAを調整後収益で除して算出している。
- (4) 借入金総額には、ツー・ステップ・ローン、政府借入金、債券、銀行借入金及びミディアム・ターム・ノート、特定のリース負債及び購入電力費未払金が含まれる。
- (5) 純借入金総額は借入金総額から現金及び現金同等物を差し引いたものをいう。
- (6) 2019年3月31日に終了した12か月間の調整後EBITDAに対する借入金総額（倍率）
- (7) 2019年3月31日に終了した12か月間の調整後EBITDAに対する純借入金総額（倍率）
- (8) 便宜上、2018年12月31日現在及び同日に終了した年度並びに2019年3月31日現在及び同日に終了した3か月間に係るルピア金額は、1米ドル＝14,244ルピアの為替レートにより米ドルに換算している。

## 主要な営業データ

3月31日に終了  
した3か月間

12月31日に終了した年度

| 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|-------|-------|-------|-------|
|-------|-------|-------|-------|

（単位：％、GWh及び平均販売価格を除き、MW）

設備容量<sup>(1)</sup>

|                           |                       |         |         |        |
|---------------------------|-----------------------|---------|---------|--------|
| PLN                       | 43,294                | 42,656  | 44,187  | 44,345 |
| IPP <sup>(2)</sup>        | 11,371 <sup>(3)</sup> | 13,270  | 13,635  | 14,161 |
| システム設備容量合計 <sup>(4)</sup> | 54,665                | 55,926  | 57,823  | 58,506 |
| ピーク需要 <sup>(5)</sup>      | 36,882                | 37,044  | 38,770  | 38,187 |
| 純出力可能容量 <sup>(6)</sup>    | 48,309                | 49,049  | 51,343  | 50,911 |
| 供給予備容量                    | 17,783                | 18,882  | 19,053  | 20,319 |
| 供給予備率 <sup>(7)</sup>      | 48.2%                 | 51.0%   | 49.1%   | 53.2%  |
| 運転予備率 <sup>(8)</sup>      | 31.0%                 | 37.7%   | 32.4%   | 33.3%  |
| 平均需要 <sup>(9)</sup>       | 28,687                | 29,070  | 30,849  | 31,494 |
| 販売電力量（GWh）                | 216,004               | 223,134 | 234,618 | 59,059 |
| 平均販売単価（ルピア / kWh）         | 994                   | 1,105   | 1,127   | 1,132  |

(注)

(1) 設備容量は、プラント及び設備に重大な損害を与えるリスクなしに継続的に維持される可能性のある、合計出力レベルを表す。

(2) 該当するIPP契約に規定された契約容量を表す。

(3) オペレーティング・リース及び自家発電所として扱われたIPPを除く。

(4) システム設備容量合計は当公社の設備容量とIPPの設備容量を表す。

(5) ピーク需要とは、各システムの期中の任意の時点における実際の最大ピーク需要の総計を表す。

(6) 純出力可能容量は、定格容量及び関連するIPP契約に明記されているIPPの契約容量を表す。

(7) 供給予備率は、システム設備容量合計とピーク需要との差をピーク需要に対する割合で表したものに等しい。

(8) 運転予備率は、純出力可能容量とピーク需要との差をピーク需要に対する割合で表したものに等しい。

(9) 平均需要は期中の当公社システムの平均需要に等しい。

## 主要な業績データ

3月31日に終了  
した3か月間

12月31日に終了した年度

| 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|-------|-------|-------|-------|
|-------|-------|-------|-------|

|                            |       |       |       |       |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 等価計画外停止率（％） <sup>(1)</sup> | 7.7   | 5.0   | 10.2  | 4.0   |
| 設備利用率（％）                   | 53.6  | 49.4  | 52.7  | 53.8  |
| 送配電損失（％）                   | 9.5   | 8.8   | 9.5   | 9.6   |
| 配電損失（％）                    | 7.2   | 6.5   | 7.2   | 7.5   |
| 送電損失（％）                    | 2.3   | 2.4   | 2.3   | 2.3   |
| SAIFI（需要家当たり頻度）            | 15.1  | 12.7  | 9.9   | 3.0   |
| SAIDI（需要家当たり時間）            | 25.5  | 19.3  | 16.0  | 4.7   |
| 従業員1人当たり需要家数               | 1,245 | 1,492 | 1,596 | 1,638 |

(注)

(1) ジャワ・バリのみ。2019年3月31日現在、本データを提供する統合接続システムはジャワ・バリでしか完了していない。

## (D) 経営者による財政状態及び経営成績の検討及び分析

以下の検討は、上記「(C) 主要な財務情報」の項目、並びに本書の別の箇所に含まれる当公社連結財務書類及び関連注記と併せて読まなければならない。2016年、2017年及び2018年12月31日現在並びに同日に終了した各年度に係る当公社連結財務書類は、それぞれの年度において、本書の別の箇所に含まれる監査報告書の訳文

に記載されているとおり、インドネシア公認会計士協会が定めた監査基準に従って、KAP アミル・アバディ・ユスフ、アリヤント、マワール・アンド・レカン（RSMネットワークの一員）により監査されている。

この検討は、本書の上記「（B）リスク要因」の項目に記載されているものを含むがそれらに限定されない多数のリスク及び不確実性の対象となる将来予想に関する記述を含んでいる。実際の業績等は、将来予想に関する記述に含まれるものと大きく異なる可能性がある。

「2016年」、「2017年」及び「2018年」は、特記しない限り、それぞれ2016年、2017年及び2018年12月31日に終了した各会計年度を指している。

単に便宜上、本項ではルピアの一部の金額を米ドルに換算している。

## 概要

当社は、インドネシアの国営電力会社であり、国営企業省が代表する政府による100%国有企業である。当社は、発電所の建設、発電、送電、配電及び電力の小売など、インドネシアにおける公共の電力及び電力インフラの大半を提供している。当社は、インドネシア最大の発電事業者であり、2019年3月31日現在の発電容量は約44,345MW（IPP電力供給契約を締結したIPPの発電容量を除く。）で、これはインドネシアの総発電設備容量58,506MWの75.8%以上を占め、需要家の数は約72.8百万である。当社は、2019年3月31日現在、燃料油火力発電所、天然ガス火力発電所、石炭火力発電所、地熱発電所及び水力発電発電所を含む、インドネシアにおける6,520の発電設備から成る1,644の発電所を所有及び運営している。また、当社は、IPPによりインドネシアにおいて発電された電力のほとんどを買い取っている。

2016年、2017年及び2018年12月31日に終了した各年度及び2019年3月31日に終了した3か月間の生産量は以下のとおりである。

|                               | 12月31日に終了した年度  |                |                | 3月31日に終了した3か月間 |
|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|                               | 2016年          | 2017年          | 2018年          | 2019年          |
| (単位：GWh)                      |                |                |                |                |
| <b>PLN施設</b>                  |                |                |                |                |
| 燃料油                           | 4,673          | 3,612          | 6,058          | 1,184          |
| 石炭                            | 91,701         | 101,244        | 109,563        | 28,690         |
| 天然ガス                          | 51,890         | 46,356         | 47,360         | 10,951         |
| 地熱                            | 3,958          | 4,341          | 4,483          | 1,207          |
| 水力                            | 14,235         | 12,425         | 10,729         | 3,337          |
| <b>PLN生産量合計<sup>(1)</sup></b> | <b>166,457</b> | <b>167,978</b> | <b>178,193</b> | <b>45,369</b>  |
| 他社からの購入 <sup>(2)</sup>        | 82,153         | 86,682         | 88,892         | 21,901         |
| <b>総発電量</b>                   | <b>248,611</b> | <b>254,660</b> | <b>267,085</b> | <b>67,270</b>  |
| 補助的使用 <sup>(3)</sup>          | (9,900)        | (10,041)       | (10,523)       | (2,664)        |
| 送配電損失                         | (22,706)       | (21,485)       | (21,945)       | (5,547)        |
| 販売電力量                         | 216,004        | 223,134        | 234,617        | 59,059         |

(注)

(1) ディーゼル賃料を含む。

(2) 他社からの正味購入量。

(3) 発電所、送配電変電所の使用を含む。

下表は、2018年12月31日及び2019年3月31日現在の当社の発電所の設備容量（レンタル発電機を含み、IPPからの契約容量を除く。）を示したものである。

| 発電所の種類 | 2018年12月31日現在 |    |    |    |    |     |    |
|--------|---------------|----|----|----|----|-----|----|
|        | 燃料の種類         |    |    |    |    |     |    |
|        | 石油            | 石炭 | ガス | 地熱 | 水力 | その他 | 合計 |
|        | ( 単位 : MW )   |    |    |    |    |     |    |

|            |       |        |        |     |       |    |        |
|------------|-------|--------|--------|-----|-------|----|--------|
| コンバインドサイクル | 1,556 | -      | 8,806  | -   | -     | -  | 10,362 |
| ディーゼル      | 4,686 | -      | 10     | -   | -     | -  | 4,696  |
| 地熱         | -     | -      | -      | 580 | -     | -  | 580    |
| ガスタービン     | 1,919 | -      | 3,242  | -   | -     | -  | 5,161  |
| 水力タービン     | -     | -      | -      | -   | 3,583 | -  | 3,583  |
| 蒸気タービン     | 560   | 18,207 | 1,025  | -   | -     | -  | 19,792 |
| その他        | -     | -      | -      | -   | -     | 14 | 14     |
| 合計         | 8,720 | 18,207 | 13,084 | 580 | 3,583 | 14 | 44,187 |

## 2019年3月31日に終了した3か月間

| 発電所の種類     | 燃料の種類   |        |        |     |       |     | 合計     |
|------------|---------|--------|--------|-----|-------|-----|--------|
|            | 石油      | 石炭     | ガス     | 地熱  | 水力    | その他 |        |
|            | (単位：MW) |        |        |     |       |     |        |
| コンバインドサイクル | -       | -      | 10,049 | -   | -     | -   | 10,049 |
| ディーゼル      | 4,574   | -      | 1,690  | -   | -     | -   | 6,264  |
| 地熱         | -       | -      | -      | 579 | -     | -   | 579    |
| ガスタービン     | 1,255   | -      | 2,195  | -   | -     | -   | 3,450  |
| 水力タービン     | -       | -      | -      | -   | 3,583 | -   | 3,583  |
| 蒸気タービン     | 360     | 18,783 | 1,265  | -   | -     | -   | 20,408 |
| その他        | -       | -      | -      | -   | -     | 12  | 12     |
| 合計         | 6,189   | 18,783 | 15,199 | 579 | 3,583 | 12  | 44,345 |

当社は、インドネシアで最も人口の多い地域である、ジャワ・バリ、北スマトラ、南スマトラ、西カリマンタン、中央カリマンタン、東カリマンタン、北スラウェシ、南スラウェシの8つの主要グリッドを運営している。インドネシアの総人口の約58.1%（約153.9百万人）がジャワ島及びバリ島に居住しており、当該地域は当社の2018年の総需要家消費電力の約63.4%を占めている。2019年3月31日現在、当社は約53,851kmの送電線及び約955,789kmの配電線を管理している。

当社の電気料金は、政府により定められた電気料金単価に基づいている。電気料金単価は、2017年MEMR規則第41号で規定されている。ただし、政府が定めた料金は、しばらくの間、当社の生産コストを下回る水準に電力料金が設定されている特定の家庭用料金の需要家に対して、当社が販売するエネルギーの生産コストを賄うには不十分であった。しかしながら、当社は2003年法第19号の意義の範囲内においてPSOを遂行しているため、政府は、当社が販売する電力の生産コストと、政府が設定した料金に基づいて当社が徴収を認められている電気料金との差額を当社に助成する義務を負っている。この補助金には、設備投資に関連する借入金の財務費用に充当するための、電力費用を7.0%上回るよう設定されたPSOマージンが含まれている。補助金の仕組みは、2019年財務大臣規則18 / PMK.02号に定義されている。

当社の電力料金には、需要家の類型に基づき、家庭用、工業用、商業用及び公共用（官公庁、病院など）の4種類がある。需要家の類型別に、月額最低料金又は要求料金及び従量料金のいずれかがある。また、以下に記載されるとおり、特別サービス料金もある。

- ・ **需要料金**：固定需要料金（1 kVA当たりルピア / 月）については、電力接続容量に応じて料率変動する。この料金は、当社が補助金を受領する容量が450VA又は900VAの需要家など小口家庭用料金の需要家にも適用される。
- ・ **従量料金**：従量料金（1 kWh当たりルピア）については、需要家区分に応じて固定料率を請求する。当社は、午後6時から午後10時までのピーク利用の料金を、大口の工業用、商業用及び公共用料金の需要家について増額するが、家庭用料金の需要家については増額しない。
- ・ **最低支払額**：容量が450VA又は900VAの需要家以外の各需要家に対しては、毎月最低支払額を請求する。最低支払額は、40時間の固定期間と接続VAを1,000で除した値に、適用される電気料金を乗じた金額である。

- ・ **特別サービス料金**：特別な事情について、また特に特別なサービスを必要とする商業用又は工業用料金の需要家に対して請求する特別サービス料金（1 kWh当たりルピア）がある。この料金は、企業間取引アプローチに基づいている。

## 経営成績及び財政状態に影響を与える要因

多くの要因が当公社の経営成績及び財政状態に影響を与えるが、これには以下が含まれる。

### 電気料金

当公社の収益は、当公社が請求することが認められている電気料金により大きく影響される。インドネシアでは、電気料金はMEMRが提案し、インドネシア大統領が決定する。MEMRの規則に従って、販売価格を少なくとも対応する生産コストに等しくするために、電気料金は定期的に及び／又は四半期毎に調整される。2017年MEMR規則第41号は、2017年及び2018年に係る電気料金を定めている。政府は13種類の需要家に料金調整制度を適用した。その結果、当該需要家への電力の供給に際して、当公社が2003年法律第19号の範囲内でPSOを行うことを理由に、政府は、当公社に対して、当該生産コストとそれを下回る水準で設定された料金との差額を補填する電力補助金の支払を行い、また、設備投資に関連する借入金の財務費用に充当するための、電力費用を7.0%上回るよう設定されたPSOマージンの支払を行う。電力接続容量が450VAから900VAまでの小口家庭用料金の需要家以外の需要家（別の固定需要料金の料金制度の対象となり、当公社が政府の補助金を受けることができる需要家）について、政府は、適用される電気料金を、以下の年平均で引き上げた。

- ・ 2011年大統領規則第8号に基づき、2010年7月1日より10.0%
- ・ 2012年MEMR規則第30号に基づき、2013年1月1日から15.0%
- ・ 2014年MEMR規則第09号に基づき、2014年5月1日から22.0%

さらに、2014年MEMR規則第31号は2015年1月1日から、また2015年MEMR規則第09号は2015年5月1日から、以下を含む8つの需要家区分について、電気料金を年平均0.63%引き上げた。

- ・ 電力接続容量が3,500VAから5,500VAまでの家庭用料金の需要家
- ・ 電力接続容量が6,600VAを超える家庭用料金の需要家
- ・ 電力接続容量が6,600VAから200kVAまでの商業用料金の需要家
- ・ 電力接続容量が200kVAを超える商業用料金の需要家
- ・ 電力接続容量が200kVAを超える工業用料金の需要家
- ・ 電力接続容量が30,000kVAを超える工業用料金の需要家
- ・ 電力接続容量が6,600VAから200kVAまでの公共用料金の需要家
- ・ 電力接続容量が200kVAを超える公共用料金の需要家

さらに、2017年1月1日から適用された2017年MEMR規則第41号は、以下を含む13種類の需要家区分について為替レート、インドネシア原油価格及びインフレ率という3つの変数により四半期毎の料金調整を実施した。

- ・ 電力接続容量が900VA-RTMの家庭用料金の需要家
- ・ 電力接続容量が1,300VAの家庭用料金の需要家
- ・ 電力接続容量が2,200VAの家庭用料金の需要家
- ・ 電力接続容量が3,500VAから5,500VAまでの家庭用料金の需要家
- ・ 電力接続容量が6,600VAの家庭用料金の需要家
- ・ 電力接続容量が6,600VAから200kVAまでの商業用料金の需要家
- ・ 電力接続容量が200kVAを超える商業用料金の需要家
- ・ 電力接続容量が200kVAを超える工業用料金の需要家
- ・ 電力接続容量が30,000kVAを超える工業用料金の需要家
- ・ 電力接続容量が6,600VAから200kVAまでの公共用料金の需要家
- ・ 電力接続容量が200kVAを超える公共用料金の需要家

- ・ 公共の街路照明
- ・ 特別サービス

2018年1月1日より、当公社は、電力接続容量が900VA-RTMの家庭用料金の需要家に対して、3つの変数（すなわち、為替レート、インドネシア原油価格及びインフレ率）により四半期毎の料金調整を実施した。

下表は、2016年、2017年及び2018年12月31日に終了した年度並びに2019年3月31日に終了した3か月間の各需要家区分の平均販売価格を示したものである。

|                | 12月31日に終了した年度 |       |       | 3月31日に終了した3か月間 |
|----------------|---------------|-------|-------|----------------|
|                | 2016年         | 2017年 | 2018年 | 2019年          |
| (単位：ルピア / kWh) |               |       |       |                |
| 家庭用            | 845           | 1,056 | 1,105 | 1,107          |
| 工業用            | 1,056         | 1,089 | 1,090 | 1,100          |
| 商業用            | 1,203         | 1,246 | 1,251 | 1,254          |
| 公共用            | 1,085         | 1,102 | 1,101 | 1,100          |
| 総平均販売価格        | 994           | 1,105 | 1,127 | 1,132          |

ある需要家区分に適用される電気料金の動向は、平均販売価格の全体的な動向とは異なる可能性がある。これは、各需要家区分の中で、電力消費量の水準に応じて当公社が請求することができる料金に違いがあることを反映している。一般的に、同じ区分内でより多くの電力を消費する需要家に対して、より高い料金を請求することができる。

## 補助金

政府から受け取る補助金により、電力購入費、燃料及び潤滑油費（燃料油、天然ガス、地熱、石炭及び潤滑油など）、維持管理費（資材のためなど）、人件費、管理費、固定事業資産の減価償却費並びに資金調達費が賄われる。当公社の電気通信子会社やエンジニアリング・サービス子会社の運営費など、発電に関連しない費用については、政府補助金を受けていない。各年において補助金を受ける典型的な手続は以下のとおりである。

### ・ 提案

当公社は、一般的に、毎年7月に原価と期待される収益に基づいた補助金案を準備し、MEMRの一部である電力・エネルギー利用総局（以下「DGEEU」という。）に当公社の補助金案を提示する。この提案には、当公社が来期に達成できると考えられるネットワーク送配電損失も含まれる。これは、とりわけ、需要家の使用量及び需要、年間の燃料価格、並びにより効率的な水準を達成するための年度の拡大計画に基づいている。いずれの年度においても、当公社がこれらの目標又は拡大計画を達成できる保証はない。

### ・ 議会の承認

DGEEUの検討を経た改訂案は、MEMRにより財務省に提出され、議会の承認を得るための政府予算案に盛り込まれる。

### ・ 政府予算

承認された補助金（提案の作成に使用される前提条件の変更に応じて一定の場合には増減することがある。）は、議会が採択した政府予算に含まれている。ある予算年度において当公社が政府から受領する電力補助金の最終金額は、財務省予算局が任命した監査人である会計検査院が実施した電力補助金の使用状況の準拠性監査の結果に基づいている。ある予算年度において当公社が政府から受ける電力補助金の最終金額は、当該年度中に発生した実際原価に応じて、当該年度に収益として当公社が認識する電力補助金の額とは異なる場合がある。政府の電力補助金は、2016年は58,043十億ルピア、2017年は45,738十億ルピア、2018年は52,960十億ルピア、2019年は59,323十億ルピアであった。固定需要料金の対象であり、よって当公社に支払われる政府の補助金を受領する資格を当公社が有することとなる電力接続容量が450VA及び900VAの家庭用料金の需要家の数が減少することが見込まれることから、政府の電力補助金の金額は今後さらに減少するものと予想される。

### ・ 月次の支払

当社は、毎月、販売実績や予算原価などの根拠資料を財務省予算局長に提出し、補助金の支払請求を行っている。財務省は、通常、各年3月から毎月、予算原価と実際の収益との差額の95.0%に相当する金額の補助金を当公社に支給する。例えば、3月には通常1月の予算原価と実際の収益との差額の95.0%について支払を受ける。12月分の補助金はエスクロー口座に入金され、当公社は翌年1月に受領する。

#### ・ 四半期の支払精算

当公社は、四半期毎に、財務省予算局長に実際の原価の未監査報告書を提出した後、実際原価に基づく補助金の残額を受領する。例えば、6月には第1四半期に係る補助金の残額を、9月には第2四半期に係る補助金の残額を受け取ることになる。

#### ・ 議会の審査

議会の審査により、年度初めに設定された補助金予算が不十分な場合には、毎年中央以降に、当該年度の補助金予算が改訂される。

#### ・ 期末の支払精算

年度中に当公社が毎月政府から受領する補助金の総額と、当該年度に発生した当公社の実際原価との差額は、会計検査院の監査を経て、未払補助金として支払われることが見込まれる。この支払は通常、翌年の9月以降に行われる。

#### ・ 支払請求

当公社が補助金の支払申請を提出した時点から、補助金が支給されるまでには通常2週間から1か月かかる。状況によっては、当公社の補助金の支払は、当公社からプルタミナ社への仕入債務によって相殺される可能性がある。

下表は、表示年度において当公社が政府から受領した補助金に関する一定の情報を示したものである。

|               | 政府が承認した補助金予算 | 会計検査院による準拠性監査の結果としての政府の電力補助金 |
|---------------|--------------|------------------------------|
|               | (単位：十億ルピア)   |                              |
| 12月31日に終了した年度 |              |                              |
| 2016年         | 63,098       | 58,043                       |
| 2017年         | 50,595       | 45,738                       |
| 2018年         | 56,508       | 48,102                       |
| 2019年         | 59,323       | -                            |

政府から受領した補助金の総額は、以下に記載されるとおり、調整を受け、事前に定められた計算式に基づくこととなる。

- ある年度に当公社が最終的に受領する補助金の総額は、会計検査院による政府監査後の当公社の実際原価に基づいて上方調整されることがある。
- 当公社の供給原価は、DGEEUによって決定された計算式に基づいて計算される。
- 供給原価の決定において計算に入れられるネットワーク送配電損失の計算は、実際の損失に基づいて、四半期毎にDGEEUにより調整される。
- DGEEUは、ネットワーク送配電損失の実現量に関する当公社からの完全なデータを受領後15日以内に、四半期及び年間のネットワーク送配電損失の実現量を決定する。
- 当公社は、毎月、電力補助金の支払要請書を提出する。かかる要請書は、書面で非税国家収入局長に伝達され、その写しが財務局長に提供される。電力補助金の支払要請書には、供給暫定原価等を含む裏付け資料が添付される。供給暫定原価（1 kWh当たりルピア）のデータは、以下である。
  - 年間国家予算又は改定年間国家予算における電力補助金の金額の決定に使用される。
  - 当公社の実施計画企業予算を監査する権限を与えられた機関による監査の結果に基づく。
- 当公社は、各月の補助金として、予算生産原価（PS0マージンを含む。）と実際の収益との差額の95.0%を翌月に受領し、残額は、当公社の実際原価の未監査報告書に基づき四半期毎に支給される。

- ・ 11月の補助金は12月に支払われ、12月の補助金はエスクロー口座に入金されて1月に支給される。いずれの場合も、実際の販売額と電気の予算原価に基づいており、年度の最後の2か月間の実際原価と販売額をより反映した補助金となる。

電力補助金の具体的な計算式は以下のとおりである。

$$S = - (HJTL - BPP (1 + m)) \times V$$

上記において、

|      |   |                                   |
|------|---|-----------------------------------|
| S    | = | 電力補助金                             |
| HJTL | = | 各料金区分における電力の平均販売価格（ルピア / kWh）     |
| BPP  | = | 各料金区分における各種電圧での電力供給の原価（ルピア / kWh） |
| m    | = | PSOマージン（％）                        |
| V    | = | 各料金区分の販売電力量（kWh）                  |

ある年度の電力補助金の金額を算定する際に、DGEEUは、電力補助金の合計額の計算においてプラスの値（粗利益）を出すため、また年間国家予算又は改定年間国家予算に定める電力補助金の金額を出すためにPSOマージンが加算される場合には、国営企業担当国務大臣が勧告するPSOマージンを考慮することができる。

各年度の電力補助金の最終金額は、財務大臣に提出される会計検査院の監査報告書に基づいて定められる。

電力補助金には上限はない。すでに当公社に支払われている電力補助金と監査結果との間に差異がある場合、マイナスの差異の金額は、（財務大臣の承認を得て）翌予算年度の国家予算（*Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara*）に割り当てることを提案することができる。しかしながら、結果がプラスの差異である場合は、当公社は、現行法に従って、過払額を非税国家収入として国庫現金口座に速やかに入金することを要求される。

### 燃料及び非燃料資材の原価

燃料費及び非燃料費の一部は、米ドル建てであるか又は米ドルに連動している。2018年12月31日及び2019年3月31日現在、当公社の燃料費及び非燃料費のそれぞれ36.4％及び34.5％は米ドル建てであるか米ドルに連動しており、当公社の燃料費及び非燃料費のそれぞれ63.6％及び65.5％はルピア建てである。したがって、米ドルに対するルピアの為替レートの変動は、ルピア（当公社の表示通貨）ベースでの当公社の営業費用に影響を及ぼす。例えば、米ドルに対するルピアの下落は、一般的に、ルピアベースの営業費用を上昇させる。

下表は、表示期間における当公社の燃料費及び非燃料費の営業費用に対する割合を、米ドルとルピアを比較して示したものである。

|                | 12月31日に終了した年度 |       |       | 3月31日に終了した3か月間 |
|----------------|---------------|-------|-------|----------------|
|                | 2016年         | 2017年 | 2018年 | 2019年          |
|                | （単位：％）        |       |       |                |
| 燃料費及び非燃料費（米ドル） | 35.3          | 36.0  | 36.4  | 34.5           |
| 燃料費及び非燃料費（ルピア） | 64.7          | 64.0  | 63.6  | 65.5           |

下表は、表示期間における燃料種別毎の燃料費及び非燃料費の当公社営業費用に対する割合を、燃料の種類毎に示したものである。

|      | 12月31日に終了した年度 |       |       | 3月31日に終了した3か月間 |
|------|---------------|-------|-------|----------------|
|      | 2016年         | 2017年 | 2018年 | 2019年          |
|      | （単位：％）        |       |       |                |
| 潤滑油  | 0.1           | 0.1   | 0.1   | 0.1            |
| 燃料油  | 9.5           | 8.5   | 10.3  | 8.4            |
| 天然ガス | 20.1          | 17.3  | 18.0  | 18.5           |

|    |      |      |      |      |
|----|------|------|------|------|
| 石炭 | 12.1 | 15.4 | 15.0 | 16.6 |
| 地熱 | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.1  |
| 水力 | 0.1  | 0.1  | 0.1  | 0.2  |
| 合計 | 43.0 | 42.5 | 44.6 | 44.9 |

当社は、特に電源開発促進プログラム及び35,000MWプログラムの下で、燃料油火力発電所の一部を石炭火力発電所や天然ガス火力発電所に置き換えることを引き続き検討している。しかしながら、石炭や天然ガスの安定した供給を適正な価格で確保できるという保証はなく、まったく確保できない可能性もある。

### 維持管理費

当社は、発電所に多額の維持管理費を投じてきており、今後もその傾向が続くと予想している。当社がインドネシアでは入手不能である部品や維持管理の専門知識に大きく依存しているため、当社の維持管理費の大部分は外貨建てである。ルピア安又は当社が維持管理費の増加を制限できないことは、当社の営業費用及び業績に影響を及ぼす可能性がある。

### インドネシアの経済成長とエンドユーザーの電力需要

電力需要の増加は、インドネシア経済の成長によっても左右される。インドネシア経済が工業用及び商業用料金の需要家基盤の拡大という点で変化を続けていることは、電力需要の拡大に特に重要な役割を果たしている。当社は、工業用、商業用及び家庭用料金のエンドユーザーが、電力消費市場における当社の主要なエンドユーザーであり続けると考えており、当社の業績は、これらの分野の電力需要の増加に主に依存すると考えている。

下表は、表示期間に係る当社の各料金区分における電力消費者の割合と前期との増減率を示したものである。

|     | 12月31日現在 |      |        |      |        |      | 3月31日現在 |      |        |      |
|-----|----------|------|--------|------|--------|------|---------|------|--------|------|
|     | 2016年    |      | 2017年  |      | 2018年  |      | 2018年   |      | 2019年  |      |
|     | (単位：%)   | 増減率  | (単位：%) | 増減率  | (単位：%) | 増減率  | (単位：%)  | 増減率  | (単位：%) | 増減率  |
| 家庭用 | 92.2     | 4.7  | 91.9   | 5.6  | 91.9   | 5.6  | 91.8    | 5.6  | 91.9   | 5.6  |
| 商業用 | 5.0      | 11.9 | 5.3    | 10.5 | 5.2    | 4.8  | 5.3     | 10.0 | 5.2    | 3.9  |
| 工業用 | 0.1      | 10.0 | 0.1    | 10.3 | 0.1    | 14.8 | 0.1     | 10.8 | 0.1    | 14.8 |
| 公共用 | 2.7      | 7.8  | 2.7    | 8.1  | 2.8    | 7.4  | 2.8     | 6.7  | 2.8    | 7.6  |
| 合計  | 100.0    | 5.1  | 100.0  | 5.9  | 100.0  | 5.7  | 100     | 5.8  | 100    | 5.6  |

下表は、表示期間に係る当社の電力消費者の各料金区分における消費電力量の割合と前期との増減率を示したものである。

|     | 12月31日現在 |     |        |     |        |     | 3月31日現在 |     |        |     |
|-----|----------|-----|--------|-----|--------|-----|---------|-----|--------|-----|
|     | 2016年    |     | 2017年  |     | 2018年  |     | 2018年   |     | 2019年  |     |
|     | (単位：%)   | 増減率 | (単位：%) | 増減率 | (単位：%) | 増減率 | (単位：%)  | 増減率 | (単位：%) | 増減率 |
| 家庭用 | 43.4     | 5.6 | 42.3   | 0.9 | 41.7   | 3.6 | 41.0    | 1.4 | 41.5   | 6.6 |
| 商業用 | 18.6     | 8.4 | 18.7   | 4.0 | 18.8   | 5.6 | 18.7    | 5.5 | 18.8   | 5.7 |
| 工業用 | 31.5     | 6.3 | 32.4   | 6.0 | 32.8   | 6.5 | 33.5    | 5.9 | 32.8   | 2.9 |
| 公共用 | 6.6      | 8.0 | 6.6    | 4.2 | 6.7    | 7.2 | 6.8     | 7.1 | 6.9    | 7.7 |
| 合計  | 100.0    | 6.5 | 100.0  | 3.3 | 100.0  | 5.1 | 100     | 4.0 | 100    | 5.3 |

### 当社のプロジェクトの完了と商業生産の達成

当社グループの売上高及び業績は、IPPを中心とした当社のプロジェクトの開発段階及び完了次第で変動するものと予想している。当社及び当社の子会社は、特に電源開発促進プログラム及び35,000MWプログラムに関連して、事業戦略を実行し、発電能力を増強するため、いくつかの合併会社を設立した。これらのプロジェクトに伴う設備投資の予想外の増加により、当社の子会社からの追加的な出資が必要となる可能性があ

り、それによって、追加的な外部資金調達が必要となった場合には当公社の金融費用が増大する可能性もある。当公社がかかる支出の資金調達ができない場合には、当公社の事業及び業績に悪影響が及ぶ可能性もある。

当公社の経営成績及び財政状態は、これらのプロジェクトの成功裏かつ適時の完了、及び当公社が信頼できる合弁会社パートナーを発見できるか否かにかかっている。需要が十分にあると仮定すると、新規発電プロジェクトや商業生産の完了は、一般的に電力売上を増加させる。さらに、IPPとの間のPPAに基づき、当公社はテイク・オア・ペイ義務を負っており、新しい発電所が当公社の送電線に適切かつ適時に接続されることを保証しなければならない。このような接続を完了できない場合、発電容量の増加に関連して電力の販売が行われず又は予想を下回り、当該PPAに基づき発生した原価が売上と見合わないこととなり、これが当公社の業績及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

## 資金調達の利用及びコスト

当公社は、特に当公社のプロジェクトの実施及び関連する設備投資に関連して、当公社の資金調達の必要性につき、主として借入金（ター・ステップ・ローンなど）、需要家からの当公社の収益、及び政府からの補助金（当公社は近い将来において減少すると予想している。）に依存している。加えて、当公社は随時、負債証券を発行している。当公社の資金調達能力及び資金調達コストは、当公社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす。当公社の資金調達及び資金調達コストは、当公社の借入残高や、さらなる負債の発生に関する当公社の借入契約、債務証券その他の借入書類に基づく制限等の要因によっても影響を受ける。

## ルピア安の影響

一定の通貨（主に米ドル、日本円及びユーロ）とルピアとの間の為替レートの変動は、当公社のキャッシュ・フロー、経営成績及び財政状態に影響を及ぼしており、今後も影響を及ぼす。当公社の営業費用及び借入金の一部は、外貨建てである。ルピアは、2016年1月1日から2016年12月31日までは米ドル及びその他の多くの外貨に対して上昇し、2017年に米ドル及びその他の多くの外貨に対して下落し、2018年1月1日から2018年12月31日までは米ドル及びその他いくつかの外貨に対して下落したが、2019年1月1日から2019年3月31日までは米ドル及びその他いくつかの外貨に対して上昇した。

外貨に対するルピア安により、当公社の外貨建ての又は外貨の価値に紐付いた営業費用が増加する可能性があり、当公社の外貨建て設備投資のルピアによるコストが増加することとなる。かかる設備投資には、設備及び機器のための支出並びに電源開発促進プログラム及び35,000MWプログラムに関連する当公社費用の多くが含まれる。また、外貨に対するルピア安は、ルピアベースでの外貨建て債務の元本返済額を増加させるとともに、ルピアベースでの外貨建て債務の支払利息を増加させる。2019年3月31日現在、当公社の借入残高総額（ター・ステップ・ローン、政府借入金、銀行借入金及び購入電力費未払金を含む。）のうち、約65.7%が米ドル及びその他の外貨建てとなっている。したがって、ルピア安は、当公社の連結財務書類においてルピアで報告されている米ドル建て債務の金額の増加に加えて、支払利息の大幅な増加につながる可能性がある。

当公社は、ヘッジ比率を次の2期連続の3か月間に期限が到来する外貨建て負債が当公社の外貨資産を上回る金額の20%に限定するよう命じる、非金融公社の対外債務管理における健全性原則実施に関する2014年PBI第16/21号に従ってヘッジを行っている。また、当公社は、流動性比率（3か月以内に償還期限を迎える外貨建て負債に対する外貨建て資産の比率として定義される。）は50%を維持することが求められた。2016年1月1日より、最低ヘッジ比率は25%に引き上げられ、最低流動性比率は70%に引き上げられた。本書作成日現在、最低ヘッジ比率及び最低流動性比率は変更されていない。ルピアと米ドルの為替レートの変動は、当公社の負債返済費用、燃料費及び営業費用、IPPに対する義務並びに設備投資に影響を及ぼす。当公社の収益の大半はルピア建てであり、当公社はルピアで連結財務書類を作成している。

最後に、当公社の子会社2社（マジャパヒト・ホールディング B.V.及びマジャパヒト・ファイナンス B.V.（Majapahit Finance B.V.））の財務書類の表示通貨はルピアではない。したがって、ルピアの為替レートの変動は、これらの子会社の財務書類のルピアへの換算に重大な影響を及ぼす可能性があり、そのため当公社の連結財務書類に影響を及ぼす可能性がある。

現在の変動為替相場制の変更は、国内金利の著しい上昇、流動性不足、資本若しくは為替管理又は多国籍金融機関による追加的な資金援助の差し控えを招く可能性もある。これにより、経済活動の低下、経済の不況、貸倒れ及び輸入品の価格の上昇が生じる可能性があり、その全てが当公社の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

## 季節性

電力需要は季節的なものであり、例えば、４月から９月の乾季には一般的に低くなる。ラマダンの終わりなど、一定の休日には需要が大幅に減少する。また、年度後半には、一般的に生産サイクルを反映して、工業用料金の需要家の電力需要の増加を経験している。これらの季節的なパターンの結果として、当公社の売上高及び業績は、一定の四半期期間には低くなる可能性があるが、かかる期間は、とりわけ、ラマダンの設定日によって毎年変わる可能性がある。

## 経営成績

下表は、下記記載の期間に係る当公社連結事業の収益及び費用の項目を示している。

|                         | 12月31日に終了した年度    |                  |                  |                  |                  |                  |                    | 3月31日に終了した3か月間  |                  |                 |                  |                    |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|--------------------|
|                         | 2016年            |                  | 2017年            |                  | 2018年            |                  |                    | 2018年           |                  | 2019年           |                  |                    |
|                         |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                    |                 |                  | 未監査             |                  |                    |
|                         | ルピア              | % <sup>(1)</sup> | ルピア              | % <sup>(1)</sup> | ルピア              | % <sup>(1)</sup> | 米ドル <sup>(2)</sup> | ルピア             | % <sup>(1)</sup> | ルピア             | % <sup>(1)</sup> | 米ドル <sup>(2)</sup> |
| (単位：％を除き、十億ルピア及び百万米ドル)  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                    |                 |                  |                 |                  |                    |
| <b>収益</b>               |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                    |                 |                  |                 |                  |                    |
| 電力売上                    | 214,140          | 76.2             | 246,587          | 81.9             | 263,478          | 76.6             | 18,497             | 62,916          | 82.1             | 66,848          | 81.0             | 4,693              |
| 需要家接続手数料                | 7,052            | 2.5              | 7,113            | 2.4              | 7,309            | 2.1              | 513                | 1,777           | 2.3              | 1,608           | 1.9              | 113                |
| その他                     | 1,630            | 0.6              | 1,595            | 0.5              | 2,111            | 0.6              | 148                | 388             | 0.5              | 463             | 0.6              | 33                 |
| <b>収益合計</b>             | <b>222,822</b>   | <b>78.7</b>      | <b>255,295</b>   | <b>84.8</b>      | <b>272,898</b>   | <b>79.3</b>      | <b>19,159</b>      | <b>65,081</b>   | <b>84.9</b>      | <b>68,919</b>   | <b>83.5</b>      | <b>4,838</b>       |
| <b>営業費用</b>             |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                    |                 |                  |                 |                  |                    |
| 燃料・潤滑油費                 | (109,492)        | (39.0)           | (116,948)        | (38.8)           | (137,267)        | (39.9)           | (9,637)            | (33,527)        | (43.7)           | (32,957)        | (39.9)           | (2,314)            |
| 購入電力費                   | (59,730)         | (21.3)           | (72,427)         | (24.1)           | (84,268)         | (24.5)           | (5,916)            | (18,148)        | (23.7)           | (19,952)        | (24.2)           | (1,401)            |
| リース                     | (6,545)          | (2.3)            | (6,592)          | (2.2)            | (4,272)          | (1.2)            | (300)              | (1,603)         | (2.1)            | (935)           | (1.1)            | (66)               |
| 維持管理費                   | (21,227)         | (7.6)            | (19,516)         | (6.5)            | (20,737)         | (6.0)            | (1,456)            | (4,404)         | (5.4)            | (4,221)         | (5.1)            | (296)              |
| 人件費                     | (22,660)         | (8.1)            | (23,124)         | (7.7)            | (22,950)         | (6.7)            | (1,611)            | (4,984)         | (6.5)            | (5,616)         | (6.8)            | (394)              |
| 減価償却費                   | (27,512)         | (9.8)            | (29,160)         | (9.7)            | (30,745)         | (8.9)            | (2,158)            | (7,445)         | (9.7)            | (8,198)         | (9.9)            | (576)              |
| その他                     | (7,284)          | (2.6)            | (7,707)          | (2.6)            | (7,950)          | (2.3)            | (558)              | (1,748)         | (2.3)            | (1,756)         | (2.1)            | (123)              |
| <b>営業費用合計</b>           | <b>(254,450)</b> | <b>(90.6)</b>    | <b>(275,474)</b> | <b>(91.5)</b>    | <b>(308,189)</b> | <b>(89.5)</b>    | <b>(21,636)</b>    | <b>(71,859)</b> | <b>(93.7)</b>    | <b>(73,635)</b> | <b>(89.2)</b>    | <b>(5,170)</b>     |
| <b>補助金計上前営業損失</b>       | <b>(31,628)</b>  | <b>(11.3)</b>    | <b>(20,179)</b>  | <b>(6.7)</b>     | <b>(35,291)</b>  | <b>(10.3)</b>    | <b>(2,478)</b>     | <b>(6,778)</b>  | <b>(8.8)</b>     | <b>(4,716)</b>  | <b>(5.7)</b>     | <b>(331)</b>       |
| 政府からの電力補助金              | 58,043           | 20.7             | 45,738           | 15.2             | 48,102           | 14.0             | 3,377              | 11,589          | 15.1             | 11,528          | 14.0             | 809                |
| 受取補償金                   | -                | -                | -                | -                | 23,173           | 6.7              | 1,627              | -               | -                | 2,113           | 2.6              | 148                |
| <b>営業利益</b>             | <b>26,415</b>    | <b>9.4</b>       | <b>25,559</b>    | <b>8.5</b>       | <b>35,984</b>    | <b>10.5</b>      | <b>2,526</b>       | <b>4,811</b>    | <b>6.3</b>       | <b>8,924</b>    | <b>10.8</b>      | <b>627</b>         |
| 補助金計上後<br>その他利益、純額      | 1,092            | 0.4              | 3,410            | 1.1              | 15,663           | 4.3              | 1,100              | (230)           | (0.3)            | (137)           | (0.2)            | (10)               |
| 金融収益                    | 579              | 0.2              | 1,067            | 0.4              | 804              | 0.2              | 56                 | 526             | 0.7              | 184             | 0.2              | 13                 |
| 金融費用                    | (18,703)         | (6.7)            | (18,557)         | (6.2)            | (21,624)         | (6.3)            | (1,518)            | (5,214)         | (6.8)            | (6,727)         | (8.1)            | (472)              |
| 為替差損益、純額                | 4,195            | 1.5              | (2,935)          | (1.0)            | (10,927)         | (3.2)            | (767)              | (4,284)         | (5.6)            | 4,007           | 4.9              | 281                |
| <b>税引前当期純利益（損失）</b>     | <b>13,578</b>    | <b>4.8</b>       | <b>8,544</b>     | <b>2.8</b>       | <b>19,901</b>    | <b>5.8</b>       | <b>1,397</b>       | <b>(4,391)</b>  | <b>(5.7)</b>     | <b>6,251</b>    | <b>7.6</b>       | <b>439</b>         |
| 税務便益（費用）                | (5,428)          | (1.9)            | (4,116)          | (1.4)            | (8,325)          | (2.4)            | (584)              | 631             | 0.8              | (2,093)         | (2.5)            | (147)              |
| <b>当期利益</b>             | <b>8,150</b>     | <b>2.9</b>       | <b>4,428</b>     | <b>1.5</b>       | <b>11,576</b>    | <b>3.4</b>       | <b>813</b>         | <b>(3,760)</b>  | <b>(4.9)</b>     | <b>4,158</b>    | <b>5.0</b>       | <b>292</b>         |
| 帰属当期利益：                 |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                    |                 |                  |                 |                  |                    |
| 親会社株主                   | 8,113            | 2.9              | 4,410            | 1.5              | 11,568           | 3.4              | 812                | (3,766)         | (4.0)            | 4,143           | 5.0              | 291                |
| 非支配持分                   | 37               | 0.0              | 18               | 0                | 7                | 0.00             | 0                  | 6               | 0.0              | 15              | 0.0              | 1                  |
| <b>合計</b>               | <b>8,151</b>     | <b>2.9</b>       | <b>4,428</b>     | <b>1.5</b>       | <b>11,576</b>    | <b>3.4</b>       | <b>813</b>         | <b>(3,760)</b>  | <b>(4.0)</b>     | <b>4,158</b>    | <b>5.0</b>       | <b>292</b>         |
| <b>基本1株当たり利益（全額ルピア）</b> | <b>150,009</b>   | <b>0.0</b>       | <b>50,541</b>    | <b>0.0</b>       | <b>105,332</b>   | <b>0.0</b>       | <b>7,395</b>       | <b>34,291</b>   | <b>17.7</b>      | <b>37,722</b>   | <b>45.7</b>      | <b>3</b>           |

(注)

(1) 収益合計及び政府からの電力補助金に対する比率。

(2) 便宜上、2018年12月31日現在及び同日に終了した年度並びに2019年3月31日現在及び同日に終了した3か月間に係るルピア金額は、1米ドル＝14,244ルピアの為替レートにより米ドルに換算している。

## 経営成績の主要な要素

### 収益

#### 電力売上

収益は、主に電力売上によるものである。

#### 需要家接続手数料

需要家接続手数料は、電気の接続及び電力のアップグレードに対して請求する料金である。当社は、配電サービスに対して需要家の接続が完了した後に、需要家接続手数料を収益として認識する。接続料は、需要家の種類（家庭用、商業用、工業用、公共用など）、電圧量、所在地、敷地条件及びその他の設置要件（新たな電線の設置の必要性など）等に基づいて決定される。

#### その他

その他収益の内訳は、変圧器レンタルサービス及びその他の事務サービスであり、当公社の子会社であるPTインドネシア・コムネッツ・プラスが第三者に情報通信サービスを提供したことにより認識した収益を含んでいる。

### 営業費用

#### 燃料・潤滑油費

主な費用は、燃料油、石炭、天然ガス及び地熱の購入費である。プルタミナ社からの燃料油の購入費は、MOPSIにプルタミナ社との間で取り決めたマージンを加算した金額に基づくものである。石炭、天然ガス及び地熱のエネルギー・コストは契約価格に基づくものである。燃料費の大部分は米ドル建て、又は米ドルに連動している。当公社は、機械用潤滑油も購入している。2015年度の燃料・潤滑油費は、当公社のIPP電力供給契約に関する燃料・潤滑油費を含んでいた。IPP電力供給契約は、当公社が当該費用を弁済することを規定している。

#### 購入電力費

購入電力費とは、PPA契約を締結したIPPからの電力の購入費である。購入電力費は、通常、PPAに規定されており、固定費及び変動費の両方を含んでいる。

#### リース

リースの価格には、主に発電設備の使用料及び営業リースの支払が含まれている。

#### 維持管理費

維持管理費には、主要な維持管理に関連する日常的な維持管理の費用、労務費、外注費、部品の調達費用が含まれる。

#### 人件費

人件費には、給与、手当、報奨金、並びに年金及び健康保険料などの福利厚生費が含まれている。

#### 減価償却費

減価償却費には、設備及び発電所、配電設備、送電設備、建物、貯水池及びインフラ、一般機器、自動車、予備部品並びに通信・情報処理機器などの有形固定資産に関する減価償却費用が含まれている。

## その他

その他費用には、旅費、謝礼、検針、料金回収、マーケティング、保険、請求書の印刷など、さまざまな管理費が含まれている。

## 政府からの電力補助金

政府は、当会社がPSOを果たすことを前提として当会社に補助金を提供している。補助対象費用は、電力購入費、燃料費（燃料油、天然ガス、地熱、石炭費、潤滑油など）、維持管理費（資材費など）、人件費、管理費、固定業務資産の減価償却費、電力供給を目的とした資金調達費である。

## 金融収益

金融収益は、定期預金並びに短期投資及び長期債権による収入である。

## 金融費用

支払利息及び金融費用とは、銀行借入金、ツー・ステップ・ローン、政府借入金及び債券に係る利息、仕入債務に係るIPPに対する費用、並びに金融商品に係る支払利息をいう。2015年の金融費用は、IPP電力供給契約に関連する資金調達のための利払い、一部のIPPに対する偶発的な賃借料、及びIPP電力供給契約に関連して支払われた一部のマージン回収費用を含んでいた。

## その他利益、純額

この勘定科目の内訳は、主に、電気容量のアップグレードを希望する需要家から徴収した管理料及び契約名義の変更による管理料、並びに電線の移設に伴う手数料、遅延損害金、役務収益、公共電灯回収サービスに係る手数料である。また、この勘定科目には謝礼が含まれており、これは主に電線維持管理のために第三者に支払われる手数料から構成されている。

## 流動性及び資本の源泉

当社は、営業活動からのキャッシュ・フロー、政府からの補助金、運転資金ファシリティ、及びリボルビング・クレジット・ファシリティ等の短期借入金により短期運転資金を調達している。2016年、2017年及び2018年12月31日現在、並びに2018年及び2019年3月31日現在の当会社が保有する現金及び現金同等物は、それぞれ41,909十億ルピア、42,292十億ルピア、33,295十億ルピア、28,568十億ルピア及び21,236十億ルピアであった。

当社は、営業活動からのキャッシュ・フロー及び政府からの補助金が、今後12か月間の運転資金需要を充足するのに十分であると考えている。

## キャッシュ・フロー

下表は、下記に示された会計期間の連結キャッシュ・フロー計算書の要約を示したものである。

|                             | 12月31日に終了した年度 |          |           |                    | 3月31日に終了した3か月間 |          |                    |
|-----------------------------|---------------|----------|-----------|--------------------|----------------|----------|--------------------|
|                             | 2016年         | 2017年    | 2018年     |                    | 2018年          | 2019年    |                    |
|                             | ルピア           | ルピア      | ルピア       | 米ドル <sup>(1)</sup> | ルピア            | ルピア      | 米ドル <sup>(1)</sup> |
| (単位：十億ルピア及び百万米ドル)           |               |          |           |                    |                |          |                    |
| 営業活動から生じた /<br>(に使用した) 正味資金 | 29,588        | 56,844   | 35,042    | 2,460              | (2,519)        | 2,524    | 177                |
| 投資活動に使用した正味資金               | (54,800)      | (87,108) | (100,156) | (7,031)            | (13,114)       | (24,679) | (1,733)            |
| 財務活動から生じた正味資金               | 43,595        | 30,610   | 55,638    | 3,906              | 1,818          | 10,173   | 714                |
| 現金及び現金同等物の純増加<br>/(減少)      | 18,383        | 345      | (9,475)   | (665)              | (13,815)       | (11,982) | (841)              |

|                         |        |        |        |       |        |        |       |
|-------------------------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|
| 現金及び現金同等物による<br>為替変動の影響 | (70)   | 38     | 478    | 34    | 91     | (77)   | (5)   |
| 期首現在の現金及び現金<br>同等物      | 23,596 | 41,909 | 42,292 | 2,969 | 42,292 | 33,295 | 2,337 |
| 期末現在の現金及び現金<br>同等物      | 41,909 | 42,292 | 33,295 | 2,338 | 28,568 | 21,236 | 1,491 |

(注)

- (1) 便宜上、2018年12月31日現在及び同日に終了した年度並びに2019年3月31日現在及び同日に終了した3か月間に係るルピア金額は、1米ドル＝14,244ルピアの為替レートにより米ドルに換算している。

営業活動から生じた正味資金は、政府からの補助金を含め、2016年1月1日から2018年12月31日までの期間及び2019年3月31日に終了した3か月間において主要な流動性の源泉であった。主な資金使途は、運転資金の充当並びに発電所の増設、送配電網の整備等に関する設備投資である。現金支出には、一般管理費、外国の準政府機関からの借入金、ルピア建債券、ツー・ステップ・ローンに係る元利金返済が含まれている。本書の日付現在、内部キャッシュ・フロー、補助金並びに借入枠及び債券による借入金は、当社の事業資金及び運転資金需要を充足するのに十分なものである。

当社は、営業活動からのキャッシュ・フロー、政府からの補助金、当社の拡張計画の進捗状況、及び市場環境に照らして、資金需要を定期的に再評価している。営業活動から生じた正味資金が十分ではない場合で、市場環境によっては、当社は、その他の財務活動に依存し、追加的なエクイティ・ファイナンス又はデット・ファイナンスを行わなければならない場合がある。

## 負債

当社の負債は、ツー・ステップ・ローン、政府借入金及びノンバンク政府系金融機関からの借入金、銀行借入金並びにメディアム・ターム・ノートを含む未償還債務証券（ルピア又は外貨建）で構成されている。

当社の借入総額（ツー・ステップ・ローン、政府借入金、債券、銀行借入金及びメディアム・ターム・ノート、一定のリース負債及び購入電力費未払金を含む。）は、2016年、2017年及び2018年12月31日現在それぞれ274,513十億ルピア、316,995十億ルピア及び387,448十億ルピア、2018年及び2019年3月31日現在それぞれ324,721十億ルピア及び394,185十億ルピアであった。

当社は、2019年3月31日現在、35,000MWプログラムに基づく地熱エネルギープロジェクトに関して、元本金額150,000,000ユーロを上限とする新規の借入契約を締結している。また、中部ジャワ送变电所について、元本4,507十億ルピアを上限とする政府保証銀行借入も取得した。本書作成日現在、当社は、これらの長期無担保銀行借入に基づきいかなる金額も引き出していない。

長期借入金は、2016年、2017年及び2018年12月31日現在それぞれ230,827十億ルピア、279,898十億ルピア及び349,902十億ルピア、2018年及び2019年3月31日現在それぞれ290,421十億ルピア及び350,130十億ルピアであり、当社の未償還債券の平均利率は、2016年、2017年及び2018年12月31日現在それぞれ9.4%、5.3%及び4.9%、2018年及び2019年3月31日現在それぞれ2.2%及び2.2%であった。当社のツー・ステップ・ローンの平均利率は、2016年、2017年及び2018年12月31日現在はいずれも2.5%、2018年及び2019年3月31日現在それぞれ0.2%及び0.3%であった。

2019年3月31日現在、当社の長期債務残高総額は、350,130十億ルピアであった。2019年3月31日現在、ツー・ステップ・ローンの長期部分は35,398十億ルピア、銀行借入金の長期部分は153,244十億ルピア、当社の未償還の米ドル及びルピア建て債券の長期部分は133,160十億ルピア、当社のリース負債の長期部分は14,175十億ルピアであった。

2016年、2017年及び2018年12月31日現在、当社の未償還債券及びスクーク・イジャラ残高は、それぞれ78,393十億ルピア、101,354十億ルピア及び133,802十億ルピアであった。2018年及び2019年3月31日現在、当社の未償還債券及びスクーク・イジャラ残高は、それぞれ105,594十億ルピア及び135,110十億ルピアであった。

2019年3月31日現在、当社の未使用クレジット・ファシリティの総額は、合計74,950十億ルピアであった。

下表は、2016年、2017年及び2018年12月31日現在並びに2018年及び2019年3月31日現在の当社の連結短期借入金総額、長期銀行借入金（1年内返済分を含む。）、ツー・ステップ・ローン、政府及びノンバンク政府系金融機関借入金、債券、購入電力費未払金並びに一定のリース負債の残高を示したものである。

12月31日現在

3月31日現在

|                                | 2016年   | 2017年   | 2018年   | 2018年   | 2019年   |                    |
|--------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------------|
|                                |         |         |         |         | 未監査     |                    |
|                                | ルピア     | ルピア     | ルピア     | ルピア     | ルピア     | 米ドル <sup>(1)</sup> |
| (単位：十億ルピア及び百万米ドル)              |         |         |         |         |         |                    |
| 短期借入金                          | 14,730  | 7,810   | 6,870   | 8,179   | 6,535   | 459                |
| うち、長期銀行借入金の1年内返済分              | 26,395  | 26,549  | 28,146  | 23,492  | 35,085  | 2,463              |
| うち、ツー・ステップ・ローンの1年内返済分          | 2,562   | 2,736   | 2,530   | 2,629   | 2,436   | 171                |
| 長期銀行借入金（1年内返済分を除く）             | 100,362 | 116,017 | 152,966 | 120,085 | 153,244 | 10,758             |
| ツー・ステップ・ローン（1年内返済分を除く）         | 29,134  | 31,485  | 36,105  | 32,677  | 35,398  | 2,485              |
| 政府及びノンバンク政府系金融機関借入金（1年内返済分を除く） | 7,258   | 6,309   | 5,344   | 6,183   | 5,213   | 366                |
| 債券及びスクーク・イジャラ（1年内返済分を除く）       | 68,825  | 100,440 | 131,682 | 105,040 | 133,160 | 9,348              |
| リース負債（1年内返済分を除く）               | 17,933  | 15,713  | 14,468  | 16,653  | 14,175  | 995                |
| 購入電力費未払金（1年内返済分を除く）            | 7,315   | 7,026   | 7,116   | 7,043   | 6,899   | 484                |
| KIK-EBA                        | -       | 2,908   | 2,221   | 2,742   | 2,040   | 143                |
| 負債合計                           | 274,514 | 316,995 | 387,448 | 324,721 | 394,185 | 27,674             |

(注)

- (1) 便宜上、2018年12月31日現在及び同日に終了した年度並びに2019年3月31日現在及び同日に終了した3か月間に係るルピア金額は、1米ドル＝14,244ルピアの為替レートにより米ドルに換算している。

下表は、2018年12月31日現在及び2019年3月31日現在の当公社の借入金残高（リース負債、購入電力費未払金、ツー・ステップ・ローン、政府借入金、債券、銀行借入金及びミディアム・ターム・ノートを含む。）の満期構成の概要を示したものである。

|                   | 2018年12月31日現在 |                    | 2019年3月31日現在 |                    |
|-------------------|---------------|--------------------|--------------|--------------------|
|                   | ルピア           | 米ドル <sup>(1)</sup> | ルピア          | 米ドル <sup>(1)</sup> |
| (単位：十億ルピア及び百万米ドル) |               |                    |              |                    |
| <b>期限毎の支払額</b>    |               |                    |              |                    |
| 1年未満              | 37,546        | 2,636              | 44,056       | 3,093              |
| 1年 - 3年           | 77,748        | 5,458              | 78,550       | 5,515              |
| 3年 - 5年           | 81,640        | 5,732              | 81,318       | 5,709              |
| 5年超               | 190,514       | 13,375             | 190,262      | 13,357             |
| 合計                | 387,448       | 27,201             | 394,185      | 27,674             |

(注)

- (1) 便宜上、2018年12月31日現在及び同日に終了した年度並びに2019年3月31日現在及び同日に終了した3か月間に係るルピア金額は、1米ドル＝14,244ルピアの為替レートにより米ドルに換算している。

## ツー・ステップ・ローン

ツー・ステップ・ローンは、当公社がプロジェクトの資金調達に使用する、JICA、IBRD、ADB、JBIC、中国輸出入銀行など、多くの海外の銀行や金融機関から得られる無担保の政府系融資である。政府は、当公社に対するツー・ステップ・ローンを仲介するが、当公社の貸付人に対する主たる債務者であり続ける。2019年3月31日現在、当公社の未返済のツー・ステップ・ローンは、元本残高総額が37,834十億ルピア（2,656百万米ドル）

であった。これらの借入金は、主に日本円、米ドル及びユーロ建てである。満期は10年から40年である。当公社のツー・ステップ・ローンの金利は、固定金利が変動金利のいずれかである。

下表は、2019年3月31日現在の当公社の主なツー・ステップ・ローンの詳細を示したものである。

| 2019年3月31日現在       |                           |           |                           |                   |
|--------------------|---------------------------|-----------|---------------------------|-------------------|
|                    | 外貨建て <sup>(1)</sup>       | 金額        | 金利（年率）                    | 期間 <sup>(2)</sup> |
|                    | （単位：別段の記載のない限り、<br>百万ルピア） |           | （単位：％）                    |                   |
| <b>IBRD</b>        | <b>米ドル</b>                |           |                           |                   |
| IBRD-7940 IND-1238 | 168,002,485               | 2,395,345 | 年率LIBOR + 変動スプレッド + 0.45% | 2011年-2034年       |
| IBRD-8280 ID-1256  | 75,750,308                | 1,079,825 | 年率LIBOR + 変動スプレッド + 0.45% | 2014年-2034年       |
| <b>ADB</b>         | <b>米ドル</b>                |           |                           |                   |
| ADB-1982 INO-1170  | 109,873,094               | 1,591,072 | 年率LIBOR + 0.35%           | 2004年-2027年       |
| ADB-1983 INO-1171  | 74,628,025                | 1,080,688 | 年率LIBOR + 0.35%           | 2004年-2027年       |
| <b>JBIC・JICA</b>   | <b>日本円</b>                |           |                           |                   |
| JBIC IP 512-1163   | 38,301,576,000            | 4,924,120 | 年率1.8% + 0.35%            | 2004年-2033年       |
| JBIC IP 513-1164   | 11,689,523,000            | 1,502,826 | 年率1.8% + 0.35%            | 2004年-2033年       |
| JBIC IP 515-1177   | 41,412,180,000            | 5,324,024 | 年率1.3% + 0.35%            | 2004年-2034年       |
| JBIC IP 525-1197   | 13,697,840,000            | 1,761,019 | 年率0.75% + 0.35%           | 2005年-2045年       |
| JBIC IP 527-1211   | 8,966,328,000             | 1,152,727 | 年率1.75%                   | 2007年-2037年       |
| JBIC IP 538-1221   | 18,755,624,596            | 2,411,257 | 年率1.2%                    | 2009年-2047年       |
| JBIC IP 539-1222   | 8,821,656,000             | 1,134,128 | 年率1.95%                   | 2009年-2037年       |
| <b>中国輸出入銀行</b>     | <b>米ドル</b>                |           |                           |                   |
| 中国輸出入銀行1248        | 91,560,836                | 1,304,124 | 年率3% + 0.35%              | 2013年-2027年       |
| 中国輸出入銀行1260        | 227,567,615               | 3,239,935 | 年率3% + 0.35%              | 2015年-2029年       |
| 中国輸出入銀行1261        | 209,719,465               | 2,985,902 | 年率3% + 0.35%              | 2015年-2029年       |

(注)

(1) 借入極度額。

(2) 猶予期間を含む。

## 政府及びノンバンク政府系金融機関からの借入

2019年3月31日現在、政府からの借入金（420十億ルピア）及びSMIからの借入金（5,837十億ルピア）の残高は、合計で6,257十億ルピアとなっている。いずれの借入金も無担保である。政府からの借入金は、年率4.0%の金利が付され、2021年に満期となる。SMIからの借入金は、5.25%の金利が付され、2026年に満期となる。

## 銀行借入金

2019年3月31日現在、当公社は、中国銀行、中国輸出入銀行、バンクネガラインドネシア、中国開発銀行、DKI銀行、バンク・ラヤット・インドネシア、マンディリ銀行、バンク・メガ（Bank Mega）、バンク・ブコピン（Bank Bukopin）、バンク・セントラル・アジア等の国内外の銀行からの総額96,731十億ルピア（米ドル建部分3,958百万米ドルまでを含む。）の無担保長期クレジット・ファシリティ（シンジケート・ローンを含む。）を利用し、当行の電源開発促進プログラムに含まれるプロジェクトに関連して締結されたエンジニアリング調達及び建設契約の総額の85%の資金を調達している。これらのクレジット・ファシリティに基づく借入金は、政府により保証され、変動金利であり、満期は2019年4月から2025年12月までの間である。2019年3月31日現在、これらのクレジット・ファシリティに基づき利用可能な未実行残高の総額は104十億ルピアであった。

下表は、2019年3月31日現在における電源開発促進プログラムに関連して取得した主な銀行借入枠の詳細を示したものである。

| 2019年3月31日現在        |    |        |    |
|---------------------|----|--------|----|
| 外貨建て <sup>(1)</sup> | 金額 | 金利（年率） | 満期 |

（単位：別段の記載のない限り、  
百万ルピア）

（単位：％）

|                                          |     |           |                 |          |
|------------------------------------------|-----|-----------|-----------------|----------|
| 中国銀行（シンジケート・ローン）<br>（百万米ドル）              | 592 | -         | 0.785％＋6か月LIBOR | 2021年5月  |
| 中国輸出入銀行（百万米ドル）                           | 331 | -         | 0.84％＋6か月LIBOR  | 2023年1月  |
| DKI銀行                                    | -   | 4,732,000 | 1％＋3か月JIBOR     | 2019年4月  |
| 中国輸出入銀行（百万米ドル）                           | 284 | -         | 0.84％＋6か月LIBOR  | 2023年1月  |
| パークレイズ・バンク・ピーエルシー及び中国<br>開発銀行<br>（百万米ドル） | 262 | -         | 3.25％＋6か月LIBOR  | 2021年12月 |
| バンク・ブコピン                                 | -   | 1,606,612 | 0.71％＋6か月JIBOR  | 2021年7月  |
| バンク・ブコピン                                 | -   | 1,045,924 | 0.71％＋6か月JIBOR  | 2021年7月  |
| 中国輸出入銀行（百万米ドル）                           | 482 | -         | 2.8％＋6か月LIBOR   | 2025年2月  |
| 中国輸出入銀行（百万米ドル）                           | 124 | -         | 2.8％＋6か月LIBOR   | 2025年1月  |
| 中国銀行（百万米ドル）                              | 455 | -         | 2.30％＋6か月LIBOR  | 2022年5月  |
| 中国輸出入銀行（百万米ドル）                           | 293 | -         | 2.8％＋6か月LIBOR   | 2025年7月  |
| バンク・ラヤット・インドネシア（シンジケ<br>ート・ローン）          | -   | 3,941,772 | 1.5％＋3か月JIBOR   | 2019年10月 |
| マンディリ銀行（シンジケート・ローン）                      | -   | 2,613,012 | 1.5％＋3か月JIBOR   | 2019年12月 |
| 中国開発銀行（百万米ドル）                            | 625 | -         | 3.85％＋6か月LIBOR  | 2022年10月 |
| 中国開発銀行（百万米ドル）                            | 138 | -         | 3.85％＋6か月LIBOR  | 2022年10月 |
| 中国銀行（百万米ドル）                              | 372 | -         | 2.30％＋6か月LIBOR  | 2022年12月 |
| バンクネガラインドネシア（シンジケート・<br>ローン）             | -   | 1,930,063 | 1.50％＋3か月JIBOR  | 2019年12月 |
| バンク・セントラル・アジア（シンジケート・<br>ローン）            | -   | 1,080,598 | 1.50％＋3か月JIBOR  | 2019年12月 |
| バンク・ラヤット・インドネシア（シンジケ<br>ート・ローン）          | -   | 1,067,684 | 1.05％＋3か月JIBOR  | 2019年12月 |
| DKI銀行（シンジケート・ローン）                        | -   | 2,225,000 | 1.50％＋3か月JIBOR  | 2025年11月 |
| バンクネガラインドネシア（シンジケート・<br>ローン）             | -   | 2,449,963 | 1.20％＋3か月JIBOR  | 2025年12月 |

(注)

(1) 借入極度額。

また、当公社は、電源開発促進プログラムの資金調達とは無関係である長期企業向け貸付及び運転資金貸付という形式によるクレジット・ファシリティを利用することもできる。2019年3月31日現在、当公社は、マンディリ銀行、バンク・ラヤット・インドネシア、バンクネガラインドネシア、バンク・セントラル・アジア、バンク・メイバンク・インドネシア（Bank Maybank Indonesia）、CIMBニアガ銀行、DKI銀行、バンクHSBCインドネシア（Bank HSBC Indonesia）、バンクDBSインドネシア（Bank DBS Indonesia）、スタンダードチャータード銀行（Standard Chartered Bank）、フランス開発庁（Agence Francaise De Developpement）、KfW、ADB、EDC、HEXIM、JBIC、IBRD、韓国輸出入銀行（Korea Exim Bank）、チェコ共和国輸出保証・保険公社（Export Guarantee and Insurance Corporation、以下「EGAP」という。）、イタリア外国貿易保険株式会社（Servizi Assicurativi del Commercio Estero、以下「SACE」という。）、イスラム開発銀行（Islamic Development Bank）、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（Australia and New Zealand Banking Group Limited）、KfW-IPEX及びクレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（Credit Agricole - CIB）等の国内外の銀行からの総額115,487十億ルピア（この総額には、日本円、ユーロ及び米ドル建ての部分が含まれる。）を上限とする無担保の長期（ただし、クレジット・リボルビング・ファシリティ1件を除く。）クレジット・ファシリティ（シンジケート・ローンを含む。）を利用可能であった。これらの借入金は、固定金利又は変動金利であり、満期は2019年4月から2037年10月までの間である。2019年3月31日現在、これらのクレジット・ファシリティに基づき利用可能な未実行残高の総額は、74,846十億ルピアであった。

下表は、2019年3月31日現在における上記の銀行借入金の詳細を示したものである。

| 2019年3月31日現在        |    |        |    |
|---------------------|----|--------|----|
| 外貨建て <sup>(1)</sup> | 金額 | 金利（年率） | 満期 |

（単位：別段の記載のない限り、  
百万ルピア）

（単位：％）

**マンディリ銀行**

|                            |   |            |                                   |          |
|----------------------------|---|------------|-----------------------------------|----------|
| シンジケート投資クレジット・ファシリティ（2011） | - | 7,000,000  | シンジケート債権者の3か月ルピア定期預金金利の加重平均＋3.42％ | 2021年10月 |
| シンジケート投資クレジット・ファシリティ（2016） | - | 12,000,000 | 1.92％＋3か月JIBOR                    | 2026年12月 |
| シンジケート投資クレジット・ファシリティ（2018） | - | 9,900,000  | 平均3か月預金金利の年利率＋3.06％               | 2023年8月  |

**バンク・ラヤット・インドネシア**

|                            |   |            |                                   |          |
|----------------------------|---|------------|-----------------------------------|----------|
| 投資クレジット・ファシリティ（2012）       | - | 8,500,000  | 3か月定期預金金利の平均＋3.2％                 | 2022年11月 |
| 投資クレジット・ファシリティ（2014）       | - | 2,000,000  | バンク・ラヤット・インドネシアの3か月定期預金金利＋2.75％   | 2024年12月 |
| シンジケート投資クレジット・ファシリティ（2015） | - | 12,000,000 | シンジケート債権者の3か月ルピア定期預金金利の加重平均＋2.61％ | 2025年12月 |

**バンクネガラインドネシア**

|                            |   |            |                     |          |
|----------------------------|---|------------|---------------------|----------|
| シンジケート投資クレジット・ファシリティ（2014） | - | 6,500,000  | 3か月定期預金金利の加重平均＋3％   | 2024年12月 |
| シンジケート投資クレジット・ファシリティ（2016） | - | 12,000,000 | 3か月定期預金金利の加重平均＋2.6％ | 2026年9月  |

**バンク・セントラル・アジア**

|                            |   |            |               |          |
|----------------------------|---|------------|---------------|----------|
| シンジケート投資クレジット・ファシリティ（2013） | - | 7,000,000  | 2.4％＋3か月JIBOR | 2023年12月 |
| シンジケート投資クレジット・ファシリティ（2017） | - | 12,000,000 | 2.6％＋6か月JIBOR | 2027年11月 |

**バンク・メイバンク・インドネシア**

|                            |   |           |               |          |
|----------------------------|---|-----------|---------------|----------|
| シンジケート投資クレジット・ファシリティ（2017） | - | 4,300,000 | 2.6％＋6か月JIBOR | 2027年11月 |
|----------------------------|---|-----------|---------------|----------|

**スタンダードチャータード銀行**

百万ユーロ

|                      |    |   |      |         |
|----------------------|----|---|------|---------|
| 輸出クレジット・ファシリティ（2013） | 90 | - | 2.1％ | 2027年9月 |
| 輸出クレジット・ファシリティ（2013） | 71 | - | 2.1％ | 2027年9月 |

**CIMBニアガ銀行**

|                            |           |                      |         |
|----------------------------|-----------|----------------------|---------|
| バイラテラル運転資金ローン・ファシリティ（2018） | 4,000,000 | 0.6％＋1か月JIBOR        | 2019年6月 |
| シンジケート投資クレジット・ファシリティ（2018） | 4,000,000 | 3か月定期預金金利の加重平均＋3.06％ | 2023年8月 |

**DKI銀行**

|                            |           |               |         |
|----------------------------|-----------|---------------|---------|
| バイラテラル運転資金ローン・ファシリティ（2018） | 1,000,000 | 0.6％＋1か月JIBOR | 2019年6月 |
|----------------------------|-----------|---------------|---------|

**バンクHSBCインドネシア**

|                              |           |               |         |
|------------------------------|-----------|---------------|---------|
| バイラテラル一般目的クレジット・ファシリティ（2018） | 1,400,000 | 0.6％＋3か月JIBOR | 2019年6月 |
|------------------------------|-----------|---------------|---------|

**バンクDBSインドネシア**

|                              |           |             |         |
|------------------------------|-----------|-------------|---------|
| バイラテラル一般目的クレジット・ファシリティ（2018） | 2,000,000 | 1％＋6か月JIBOR | 2019年7月 |
|------------------------------|-----------|-------------|---------|

**フランス開発庁**

百万ユーロ

|                    |     |   |              |         |
|--------------------|-----|---|--------------|---------|
| クレジット・ファシリティ（2015） | 100 | - | 変動／固定最大5.89％ | 2030年5月 |
| クレジット・ファシリティ（2015） | 1   | - | 0％           | 2020年5月 |

**KfW**

百万ユーロ

|                    |    |   |       |         |
|--------------------|----|---|-------|---------|
| クレジット・ファシリティ（2015） | 60 | - | 1.70％ | 2030年5月 |
| クレジット・ファシリティ（2015） | 65 | - | 2.20％ | 2030年5月 |

**ADB**

百万米ドル

|                    |     |   |                 |         |
|--------------------|-----|---|-----------------|---------|
| クレジット・ファシリティ（2015） | 575 | - | LIBOR＋0.6％-0.1％ | 2035年9月 |
| クレジット・ファシリティ（2015） | 25  | - | LIBOR＋1.4％      | 2035年9月 |
| クレジット・ファシリティ（2017） | 600 | - | LIBOR＋0.6％-0.1％ | 2037年5月 |

**EDC及びHEXIM**

百万米ドル

|                                              |              |   |                   |           |
|----------------------------------------------|--------------|---|-------------------|-----------|
| クレジット・ファシリティ（2016）                           | 436          | - | 2.56%             | 2029年 1 月 |
| クレジット・ファシリティ（2016）                           | 14           | - | 3.30%             | 2029年 1 月 |
| <b>JBIC</b>                                  | <b>百万円</b>   |   |                   |           |
| クレジット・ファシリティ（2016）                           | 108          | - | 2.85% + 1.06%     | 2031年10月  |
| クレジット・ファシリティ（2016）                           | 72           | - | 1.1% + 6 か月LIBOR  | 2031年10月  |
| クレジット・ファシリティ（2016）                           | 27           | - | 3.52%             | 2031年 4 月 |
| クレジット・ファシリティ（2016）                           | 18           | - | 0.7% + 6 か月LIBOR  | 2031年 4 月 |
| <b>JBIC</b>                                  | <b>百万円</b>   |   |                   |           |
| クレジット・ファシリティ（2016）                           | 16,430       | - | 1.03% + 0.55%     | 2031年10月  |
| クレジット・ファシリティ（2016）                           | 31,763       | - | 1.58%             | 2031年 4 月 |
| <b>IBRD</b>                                  | <b>百万米ドル</b> |   |                   |           |
| クレジット・ファシリティ（2016）                           | 500          | - | 基準金利 + 変動スプレッド    | 2036年 3 月 |
| <b>三井住友銀行</b>                                | <b>百万米ドル</b> |   |                   |           |
| クレジット・ファシリティ（2017）                           | 73           | - | 1.43% + 6 か月LIBOR | 2031年 3 月 |
| タームローン・クレジット・ファシリティ・オフショア（2018）              | 938          | - | 0.92% + LIBOR     | 2023年 8 月 |
| タームローン・クレジット・ファシリティ・オンショア（2018）              | 262          | - | 1.02% + LIBOR     | 2023年 8 月 |
| リボルビング・クレジット・ファシリティ・オフショア（2018）              | 210          | - | 0.75% + LIBOR     | 2023年 8 月 |
| リボルビング・クレジット・ファシリティ・オンショア（2018）              | 90           | - | 0.85% + LIBOR     | 2023年 8 月 |
| <b>クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク・パリ</b> | <b>百万米ドル</b> |   |                   |           |
| クレジット・ファシリティ（2017）                           | 280          | - | 0.98% + 6 か月LIBOR | 2032年 5 月 |
| <b>イスラム開発銀行</b>                              | <b>百万米ドル</b> |   |                   |           |
| クレジット・ファシリティ（2017）                           | 330          | - | 1.3% + 6 か月LIBOR  | 2033年 8 月 |
| <b>韓国輸出入銀行</b>                               | <b>百万米ドル</b> |   |                   |           |
| クレジット・ファシリティ - ダイレクト（2016）                   | 36           | - | 2.35% + 6 か月LIBOR | 2031年 1 月 |
| クレジット・ファシリティ - 保証付（2016）                     | 35           | - | 0.98% + 6 か月LIBOR | 2031年 1 月 |
| <b>EGAP</b>                                  | <b>百万米ドル</b> |   |                   |           |
| クレジット・ファシリティ - ダイレクト（2016）                   | 17           | - | 0.98% + 6 か月LIBOR | 2031年 1 月 |
| <b>SACE</b>                                  | <b>百万ユーロ</b> |   |                   |           |
| クレジット・ファシリティ - ダイレクト（2016）                   | 40           | - | 1.09%             | 2031年 1 月 |

(注)

(1) 借入極度額。

## 債券

当社は、2019年 3 月31日現在、無担保国内ルピア建て債務証券を発行しており、その元本残高総額は22,783十億ルピアであった。これらのルピア建て債務証券には、年率6.50%から13.75%までの固定金利が付され、満期は2020年 1 月から2039年 2 月までの間である。

2019年 3 月31日現在、当社は、2028年満期1.0十億米ドル5.45%利付シニア無担保債券、2048年満期1.0十億米ドル6.15%利付シニア無担保債券、2029年満期500百万米ドル5.375%利付シニア無担保債券、2049年満期500百万米ドル6.25%利付シニア無担保債券及び2025年満期500百万ユーロ2.875%利付シニア無担保債券を発行している。また、当社は、2027年満期1.5十億米ドル4.125%利付シニア無担保債券、2037年満期500百万米ドル5.25%利付シニア無担保債券、2042年満期1.0十億米ドル5.25%利付シニア無担保債券及び2021年満期1.0十億米ドル5.50%利付シニア無担保債券を、それぞれ当社のグローバル・メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行しており、( ) 2020年満期338百万米ドルシニア無担保債券、( ) 2019年満期146百万米ドル8.00%利付シニア無担保債券、及び( ) 2037年満期288百万米ドル7.87%利付シニア無担保債券（いずれもマジヤパヒト・ホールディング B.V.（完全子会社）が発行したもの）を保証している。

## 誓約事項

借入金及び国内外の債券の要項に基づき、当社は、総資産に対する総金融負債の比率、支払利息に対するEBITDAの比率、又は固定費用カバレッジ比率などの一定の比率を維持することを含む様々な財務及びその他の誓約事項を遵守することが求められている。これらの誓約事項には、以下のものが含まれるが、これらに限定されない。

- ・ 負債の負担の制限
- ・ 配当金支払の制限
- ・ 保証の発行の制限
- ・ 合併、併合及び資産売却の制限
- ・ 関係会社との一定の取引の制限
- ・ 先取特権、担保又は質権設定の制限
- ・ 当社の事業の一般的性質に対する大幅な変更の制限
- ・ セール・リースバック取引の制限

当社は現在、これらの誓約事項の全てを遵守している。インドネシアの経済環境、電力需要、電気料金の許容水準及び政府補助金における変化、並びに燃料油価格の上昇により、当社のキャッシュ・フローが減少し、流動性不足の可能性及び当社が発行する債券について一定の誓約事項の遵守ができなくなる可能性が生じ得る。このような誓約事項を遵守することができない場合、当社は、財務制限条項の修正を申請するか、又は債務不履行（誓約違反から生じるクロス・デフォルトを含む。）における権利放棄を求める必要が生じる可能性がある。当社は、当社が満足のいく条件でかかる修正又は放棄を得ることができると保証することはできず、まったく得られない可能性もある。当社の債務が期限の利益を喪失した場合には、当社は、大幅な流動性制約に直面することとなり、また、全ての返済義務を履行できなくなる可能性がある。本書に記載されている当社の「EBITDA」及び「調整後EBITDA」の数値並びにその他の財務比率は、本項で言及されている誓約事項において定義されている同様の名称の数値及び比率と比較することができない可能性があることに留意されたい。

## 設備投資及び契約債務

### 設備投資

当社は、上記の負債による支払義務に加えて、設備投資及び契約債務の継続的な支払義務を有している。2016年、2017年及び2018年12月31日に終了した各会計年度及び2018年及び2019年3月31日に終了した3か月間について、当社の設備投資（現金及び現金支出を伴わない有形固定資産の追加及び建設仮勘定を含む。）は、それぞれ59,448十億ルピア、94,230十億ルピア及び115,764十億ルピア（8,127百万米ドル）、並びに16,299十億ルピア及び23,250十億ルピア（1,632百万米ドル）であった。最近の（及び継続的な）設備投資の増加は、35,000MWプログラムの展開によるものであり、発電所、送電及び配電施設の建設が含まれている。支出額は、必要とされる大規模な建設とプロジェクトの進捗状況と整合している。本債券及び当社のグローバル・ミディウム・ターム・ノート・プログラムに基づく国外債券の募集による手取金以外に、当社は、営業活動から生じる資金及び銀行のクレジット・ファシリティ（多国籍機関及び二国間機関からの直接融資又はツー・ステップ・ローンを含む。）が、引き続き当社の主な流動性の源泉となると予想している。

下表は、表示期間における発電、送電及び配電プロジェクトの設備投資の内訳を示したものである。

|    | 12月31日に終了した年度 |        |         |                               | 3月31日に終了した<br>3か月間 |                               |
|----|---------------|--------|---------|-------------------------------|--------------------|-------------------------------|
|    | 2016年         | 2017年  | 2018年   |                               | 2019年              |                               |
|    | (単位：十億ルピア)    |        |         |                               | (単位：十億<br>ルピア)     | (単位：百万米<br>ドル) <sup>(1)</sup> |
|    |               |        |         | (単位：百万米<br>ドル) <sup>(1)</sup> |                    |                               |
| 発電 | 21,549        | 35,187 | 42,609  | 2,991                         | 12,225             | 858                           |
| 送電 | 19,587        | 30,629 | 44,056  | 3,093                         | 6,622              | 465                           |
| 配電 | 18,312        | 28,414 | 29,099  | 2,043                         | 4,403              | 309                           |
| 合計 | 59,448        | 94,230 | 115,764 | 8,127                         | 23,250             | 1,632                         |

(注)

- (1) 便宜上、2018年12月31日現在及び同日に終了した年度並びに2019年3月31日現在及び同日に終了した3か月間に係るルピア金額は、1米ドル = 14,244ルピアの為替レートにより米ドルに換算している。

下表は、当社の設備投資プログラムに基づき、2018年に設備投資を約定した額を示したものである。予算額は、第1次電源開発促進プログラム、第2次電源開発促進プログラム、インドネシアの35,000MWプログラムの実施、建設される施設数及び建設時期の変更、ルピアと外貨の為替レートの変動、金利の変動及びその他の要因を含むさまざまな理由により、当社の実際の設備投資額と異なる可能性がある。

下表は、2018年12月31日現在及び2019年3月31日現在の、2019年に向けての発電、送電及び配電プロジェクトに対する当社の約定済み設備投資の内訳を示したものである。

|    | 12月31日に終了した年度        |                      | 3月31日に終了した3か月間       |                      |
|----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|    | 2018年 <sup>(1)</sup> | 2018年 <sup>(2)</sup> | 2019年 <sup>(1)</sup> | 2019年 <sup>(2)</sup> |
|    | 約定済み<br>(単位：十億ルピア)   |                      | 約定済み<br>(単位：十億ルピア)   |                      |
|    | (単位：百万米ドル)           |                      | (単位：百万米ドル)           |                      |
| 発電 | 49,929               | 3,505                | 12,482               | 876                  |
| 送電 | 35,986               | 2,526                | 8,996                | 632                  |
| 配電 | 37,136               | 2,607                | 9,284                | 652                  |
| 合計 | 123,051              | 8,638                | 30,762               | 2,160                |

(注)

(1) 建設中の利息5,156十億ルピア、クレジット・ファシリティ3,950十億ルピアを除く。

(2) 便宜上、2019年3月31日現在及び同日に終了した3か月間に係るルピア金額は、1米ドル=14,244ルピアの為替レートにより米ドルに換算している。

## その他契約債務

上記の借入金及び債券に基づく返済義務及び設備投資に加え、当社は、燃料供給契約、PPA及びESC、並びに維持管理契約など、多くの請負業者、供給業者及びIPPとの重要な契約債務を有している。これらの契約及び取り決めの一部に基づき、当社は、一定期間内に最低購入量の燃料又は電力を購入し、支払うことを要求される。このような契約及びそれに対応する約定の一覧は、本書の別の箇所に含まれる当公社連結財務書類の注記55に記載されている。

2019年3月31日現在、当社は52件のガス供給契約並びに253件のPPA及びESCを締結している。IPPとの合意は、すでに操業を開始した発電所に関して67件の重要な契約、開発中の発電所に関して186件の契約から構成されている。

電源開発促進プログラムに関連して、当社は、2019年3月31日現在、発電所からなる44件のEPC契約も締結している。このような契約の条件に基づき、当社は、請負業者に対して契約金額の約15.0%を頭金として支払うことを要求された。残りの約85.0%は銀行からのクレジット・ファシリティで調達される。

下表は、2019年3月31日現在における、合意された返済期間を伴う当公社の残存する金融負債の契約上の満期日を示したものである。

|                     | 2019年3月31日現在 |         |         |         |         | 合計 <sup>(1)</sup> |
|---------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|-------------------|
|                     | 1年未満         | 1年超3年未満 | 3年超5年未満 | 5年超     | 合計      |                   |
|                     | (単位：十億ルピア)   |         |         |         |         | (単位：百万米ドル)        |
| ター・ステップ・ローン         | 2,436        | 5,392   | 5,545   | 24,462  | 37,834  | 2,656             |
| 政府及びノンバンク政府系金融機関借入金 | 1,861        | 1,647   | 1,500   | 2,066   | 7,074   | 497               |
| リース負債               | 2,446        | 5,417   | 1,323   | 7,436   | 16,621  | 1,167             |
| 銀行借入金               | 35,085       | 47,466  | 63,337  | 42,441  | 188,328 | 13,222            |
| 債券及びスクーク・イジャラ       | 1,950        | 16,044  | 8,351   | 108,764 | 135,110 | 9,485             |
| 購入電力費未払金            | 393          | 853     | 953     | 5,093   | 7,292   | 512               |
| KIK-EBA借入金          | 701          | 1,732   | 308     | -       | 2,742   | 193               |
| 関係当事者支払金            | -            | 92      | -       | -       | 92      | 6                 |
| 買掛金                 | 43,306       | -       | -       | -       | 43,306  | 3,040             |
| 需要家保証金              | 13,651       | -       | -       | -       | 13,651  | 958               |
| プロジェクト費用未払金         | 208          | -       | -       | -       | 208     | 15                |
| 未払費用                | 17,000       | -       | -       | -       | 17,000  | 1,193             |

|           |                |               |               |                |                |               |
|-----------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| その他の支払債務  | 30,219         | 104           | -             | -              | 30,323         | 2,129         |
| <b>合計</b> | <b>149,257</b> | <b>78,746</b> | <b>81,319</b> | <b>190,262</b> | <b>499,581</b> | <b>35,073</b> |

(注)

- (1) 便宜上、2019年3月31日現在及び同日に終了した3か月間に係るルピア金額は、1米ドル＝14,244ルピアの為替レートにより米ドルに換算している。

上表には、発電所の取得に関するファイナンス・リース契約（以下「FLA」という。）から生じる一定のファイナンス・リース負債が含まれている。下表は、2019年3月31日現在における、かかる金融リース取引に基づく各表示期間に係る支払債務残高を示したものである。

|                             | 2019年3月31日現在      |                    |
|-----------------------------|-------------------|--------------------|
|                             | ルピア               | 米ドル <sup>(1)</sup> |
|                             | (単位：十億ルピア及び百万米ドル) |                    |
| <b>期間別の最低リース料</b>           |                   |                    |
| 1年以内                        | 37,484            | 2,632              |
| 2年 - 5年                     | 144,753           | 10,162             |
| 5年超                         | 408,811           | 28,701             |
| <b>最低リース料合計</b>             | <b>591,049</b>    | <b>41,495</b>      |
| 支払利息部分                      | 405,707           | 28,483             |
| <b>最低リース料合計 - 支払利息部分控除後</b> | <b>185,341</b>    | <b>13,012</b>      |

(注)

- (1) 便宜上、2019年3月31日現在及び同日に終了した3か月間に係るルピア金額は、1米ドル＝14,244ルピアの為替レートにより米ドルに換算している。

1998年3月、当社は、当社のPPA及びESCに定められている購入電力費未払金の金額の支払を延期した。1999年、当社は、当社のPPA及びESCにおいて事前に合意された電力価格の再交渉を促進するため、政府の指示に基づいて、特別契約再交渉に関する作業部会を設立した。当社は、大部分のIPPとの電気料金の再交渉に成功した。

2019年3月31日現在、この再交渉に係る購入電力費未払金は、7,292十億ルピアであった。PT Paiton Energy及びPT Jawa Powerに対する購入電力費未払金は、それぞれ年利が4.81％と18.45％となっており、2031年12月1日まで360回の月次分割払いで支払われる。これらの購入電力費未払金は、合意された返済期間を伴う当社の残存する金融負債の契約上の満期日を示した上記の表に含まれている。

下表は、2019年3月31日現在における、各表示期間に係る支払債務残高を示したものである。

|                         | 2019年3月31日現在      |                    |
|-------------------------|-------------------|--------------------|
|                         | ルピア               | 米ドル <sup>(1)</sup> |
|                         | (単位：十億ルピア及び百万米ドル) |                    |
| <b>期間別の購入電力費未払金の支払額</b> |                   |                    |
| 1年以内                    | 393               | 28                 |
| 2年目に期限到来                | 414               | 29                 |
| 3年目に期限到来                | 438               | 31                 |
| 4年目に期限到来                | 463               | 33                 |
| 5年目以降に期限到来              | 5,583             | 392                |
| <b>最低リース料合計</b>         | <b>7,292</b>      | <b>512</b>         |

(注)

- (1) 便宜上、2019年3月31日現在及び同日に終了した3か月間に係るルピア金額は、1米ドル＝14,244ルピアの為替レートにより米ドルに換算している。

## 市場リスクに関する定量的及び定性的開示

市場リスクとは、金融商品の市場価格（金利及び為替レートを含む。）の不利な変化に関連する損失のリスクである。当社は、通常の事業活動において、金利及び為替レートの変動を含むさまざまな種類の市場リスクの影響を受ける。

当社は、ルピアにより会計記録を保持し、連結財務書類を作成している。

## 為替リスク

為替リスクとは、当社の表示通貨であるルピアの外貨（特に米ドル、日本円及びユーロ）に対する為替レートの変動から生じるリスクであり、金融商品の公正価値又は将来キャッシュ・フローが変動するリスクにつながるものをいう。当社が影響を受ける主な外貨は米ドルである。PPAに基づきIPPから購入した電力について当社が支払う価格は、米ドルに連動している。当社は、一定の制約を条件に、IPPの多くと合意しており、電力を固定価格（容量料金）で購入し、配送された電気につき、操業、保守及び燃料に係る費用に連動した変動価格（従量料金）で購入することになる。

また、当社の負債の大部分は外貨建てである。下表は、表示期間における当社の外貨建ての負債エクスポージャー（ルピアによる相当額）に関する一定の情報を示したものである。

|                  | 12月31日現在 |         |         | 3月31日現在 |
|------------------|----------|---------|---------|---------|
|                  | 2016年    | 2017年   | 2018年   | 2019年   |
| （単位：％を除き、十億ルピア）  |          |         |         |         |
| 外貨建負債合計          | 165,141  | 193,038 | 258,152 | 252,372 |
| 負債合計における外貨建負債の割合 | 60.2％    | 60.9％   | 66.7％   | 63.9％   |

当社は、適用あるインドネシア銀行の規制に従い、為替予約等の外貨建て商品を購入することにより、為替リスクを最小限に抑えることを目指している。

## 金利リスク

キャッシュ・フロー金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の将来キャッシュ・フローが変動するリスクである。当社は、金利リスクの影響を受ける。金利変動に対する市場リスクへの当社のエクスポージャーは、主に長期変動金利付債務に関連している。2019年3月31日現在、当社の借入残高は総額356,351十億ルピアであり、そのうち175,148十億ルピア（当該年度の当社の借入残高の49.2％に相当）は、実質的に固定金利により利息が生じている。残りの181,203十億ルピア（2019年3月31日現在の借入残高の50.8％に相当）は、変動金利により利息が生じている。

## 信用リスク

信用リスクとは、当社の需要家が当社に対する契約上の義務を履行できなくなった場合に、財務上の損失を被るリスクである。このリスクは主に、需要家への電力販売からの売掛債権から生じる。商品の価値は市場変数、予測キャッシュ・フロー及び時間の経過に応じて変化するため、信用エクスポージャーの推定は複雑であり、モデルの使用を必要とする。このリスクを軽減するために、当社は、需要家からの保証金の回収や、3か月を超える支払不履行に陥った需要家への電力接続を終了するなど、さまざまな施策を実施している。当社は、債権の回収状況を綿密に監視し、売掛債権の減損の客観的な証拠に基づいて減損引当金を計上している。当社の現金残高及び定期預金は、高い信用格付又は銀行評価を有する信頼できる取引先に預け入れられている。

## 流動性リスク

流動性リスクとは、支払期日が到来した時点で当社が債務を履行できないリスクである。当社は、キャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローを監視・評価し、債務を決済するための資金を確保する。当社は、金融負債の満期構成に見合った適切な現金、準備金、銀行のファシリティ及び借入を維持している。

## 商品リスク

当社は、燃料油、天然ガス及び石炭など、一定の商品の価格変動の影響を受ける。燃料油、天然ガス又は石炭の価格が上昇すると、それに応じて当社の営業費用が増加することとなる。2019年3月31日現在、燃料油、天然ガス及び石炭の費用は、当社の営業費用合計のそれぞれ8.4%、18.5%及び16.6%を占めている。プルミナ社との燃料油供給契約など、当社の主要な供給契約は、当社の価格を市場価格に連動させている。当社は、燃料油、天然ガス及び石炭の購入に関して、現時点ではデリバティブ及びその他のヘッジ・サービスを利用していない。

## 簿外取引

本書日現在、当社は、簿外取引を行っていない。

## 課税

当社は、一般的にインドネシアの現行税率で税金を納めている。2018年については、最高法人税率は25%であった。本書日現在、インドネシアにおける法人税の最高税率は25%である。

## インフレ

インドネシア統計局（*Badan Pusat Statistik*）（以下「BPS」という。）によると、消費者物価指数（以下「CPI」という。）で測定したインドネシアの年間総インフレ率は、概算で2016年が3.0%、2017年が3.6%、2018年で3.1%、2019年3月31日に終了した3か月間が2.5%（それぞれ2012年のCPIを100として算出）であった。当社は、当社の全ての事業が現在所在しているインドネシアにおけるインフレが当社の業績に重大な影響を与えているとは考えていない。

## (E) 日本との関係

当社は、ツー・ステップ・ローン、輸出信用融資及び銀行融資、EPC契約、PPA及びFLAなどを通じて、日本の企業との間で事業上の関係を有しております。

（５）【経理の状況】

当公社の会計年度は、毎年１月１日に始まり、12月31日に終了する。

当公社は、2011年国営企業省規則第１号（国有企業におけるGCG (Good Corporate Governance)実施に関する国営企業省規則）第31条及び第34条に従い、国有企業として、財務書類及び年次報告書において必要な情報を開示する義務を負う。当公社の財務書類は、独立した外部監査人の監査を受ける必要がある。当該外部監査は株主総会で選任される。さらに、政府の監査部門が、適用される規則に従って、当公社の財務書類の検査及び調査を実施する権限を有している。このことは、2003年法第19号第71条及びその解説に規定されている。取締役会及びコミサリス会の責任を免除するかどうかを判断するために、株主により財務書類及び年次計算に関する外部監査人の意見が要求される。

現在、2016年、2017年及び2018年12月31日現在並びに同日に終了した各年度に係る当公社連結財務書類は、監査報告書に記載されているとおり、インドネシア公認会計士協会が定めた監査基準に従って、KAP アミル・アバディ・ユスフ、アリヤント、マワール・アンド・レカン（RSMネットワークの一員）により監査されている。ただし、当該監査を受けたのはかかる連結財務書類の原文であって、本書に掲載される訳文が当該監査を受けているわけではない。

当連結財務書類は、インドネシアGAAP / IFASに準拠して作成されており、インドネシアGAAP / IFASは、投資を検討する者が精通しているであろう日本GAAPなどのその他の国の会計原則及び監査基準とは異なる点がある。

（訳文）

## インドネシア国営電力公社

南ジャカルタ市 12160 クバヨラン・バル、トルノジョヨ通りブロックM I、135号

電話番号：(021) 7261875、7261122、7262234 ファックス：(021) 7221330 ホームページ：www.pln.co.id  
(021) 7251234、7250550

---

### 取締役宣誓書

（2018年、2017年及び2016年12月31日現在の並びに  
2018年、2017年及び2016年12月31日終了年度の連結財務書類に係る責任に関する宣誓）

---

我々、下記の署名者は、

- |           |                                                                                     |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.氏名      | : ジョコ・ラハルジョ・アブマナン                                                                   |
| 事務所の所在地   | : インドネシア国営電力公社<br>南ジャカルタ市クバヨラン・バル、トルノジョヨ通りブロックM I、135号                              |
| 身分証に記載の住所 | : バンドン<br>ダゴ コブロン<br>RT 005 RW 003<br>JI ブキット ダゴ ウタラ II No.25                       |
| 電話番号      | : (021) 7392038                                                                     |
| 役職        | : 取締役社長代理                                                                           |
| 2.氏名      | : サルウォノ・スダルト                                                                        |
| 事務所の所在地   | : インドネシア国営電力公社<br>南ジャカルタ市クバヨラン・バル、トルノジョヨ通りブロックM I、135号                              |
| 身分証に記載の住所 | : 中央ジャカルタ<br>チュンパカ・プティー、ラワサリ<br>JIn プラムカサリIV RT 009 RW 005<br>コンプレックBRI ブロックA No.45 |
| 電話番号      | : (021) 7392038                                                                     |
| 役職        | : 財務担当取締役                                                                           |

以下の事項を宣誓する。

1. 我々は、連結財務書類の作成及び表示について責任を負っている。
2. 連結財務書類は、インドネシアの一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成及び表示されている。
3. a. 連結財務書類に含まれる全ての情報は、完全かつ正確である。  
b. 連結財務書類に誤解を生じさせる重要な情報又は事実の記載はなく、かつ、重要な情報及び事実の記載が欠けていない。

4. 我々は、当公社及び当公社の子会社の内部統制システムに対して責任を負っている。

この宣誓書は、誠実に作成されている。

2019年 6 月14日

署名

ジョコ・ラハルジョ・アブマナン

---

取締役社長代理

署名

サルウォノ・スダルト

---

財務担当取締役

〔（訳文）〕

アミル・アバディ・ユスフ、アリヤント、  
マワール・アンド・レカン  
公認会計士

インドネシア 12190 ジャカルタ  
スディルマン通り Kav.59  
プラザ・アジア10階  
RSMインドネシア

番号：  
00666/2.1030/AU.1/02/0499-3/1/VI/2019

T+62 21 5140 1340  
F+62 21 5140 1350  
www.rsm.id

## 独立監査人の監査報告書

株主、コミサリス会及び取締役会 御中

## インドネシア国営電力公社

我々は、添付の2018年、2017年及び2016年12月31日現在の連結財政状態計算書並びに同日に終了した各年度の連結損益計算書及びその他の包括利益計算書、連結持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約及びその他の説明情報から構成される、インドネシア国営電力公社（以下「当公社」という。）及びその子会社の連結財務書類の監査を実施した。

## 連結財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、インドネシアの一般に公正妥当と認められる会計原則に従い、これらの連結財務書類を作成し、公正に表示する責任を負っており、また、不正又は誤謬による重大な虚偽表示のない連結財務書類を作成するために経営陣が必要と判断した内部統制について責任を負う。

## 監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づき連結財務書類に対する意見を表明することにある。我々は、インドネシア公認会計士協会（Indonesian Institute of Certified Public Accountants）の定める監査基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、我々に倫理的要件を遵守し、連結財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために監査を計画及び実施することを求めている。

監査においては、連結財務書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。選択される手続は、不正又は誤謬による連結財務書類の重要な虚偽表示のリスクの評価を含め、監査人の判断に基づく。これらのリスク評価を行うに当たって、監査人は、企業の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、企業の連結財務書類の作成及び公正な表示に関連する内部統制を考慮する。また、監査には、経営陣が採用した会計方針及び経営陣による会計上の見積りの合理性の評価に加え、連結財務書類の全体的な表示の評価が含まれる。

我々は、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと考えている。

## 意見

我々は、添付の連結財務書類が、インドネシアの一般に公正妥当と認められる会計原則に従って、インドネシア国営電力公社及びその子会社の2018年、2017年及び2016年12月31日現在の連結財政状態並びに同日に終了

した各年度の連結財務業績及び連結キャッシュ・フローを全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 重点事項

我々は、当公社が、2016年1月1日に開始する会計年度について、予め2017年金融サービス庁規則第6 POJK.04号を適用することにより、電力購入契約に基づく取引に関する会計方針を変更したことを説明する添付の連結財務書類の注記2.aに注意を引き付けた。このような会計方針の変更の影響は、添付の連結財務書類の注記57に開示されている。我々の意見は、本件によって変更されていない。

## その他の事項

我々は、本報告書に先立ち、2019年5月18日付の独立監査人報告書第00620/2.1030/AU.1/02/0499-3/1/V/2019号を、2018年12月31日現在及び同日に終了した各年度の連結財務書類に対して発行したが、意見は変わっていない。当公社は、負債証券の募集を行う計画に関し、添付の連結財務書類の注記59に記載されているとおり、連結財務書類を再発行した。

**アミル・アバディ・ユスフ, アリヤント, マワール・アンド・レカン**

*Saptoto Agustomo*

公認会計士免許番号：AP.0499

2019年6月14日

**インドネシア国営電力公社  
及びその子会社**

**連結財政状態計算書**

2018年、2017年及び2016年12月31日現在

|               | 注記 | 2018年度<br>百万ルピア      | 2017年度<br>百万ルピア      | 2016年度<br>百万ルピア      |
|---------------|----|----------------------|----------------------|----------------------|
| <b>資産</b>     |    |                      |                      |                      |
| <b>固定資産</b>   |    |                      |                      |                      |
| 有形固定資産        | 6  | 1,336,478,233        | 1,204,568,429        | 1,145,529,527        |
| 投資不動産         | 7  | 5,125,448            | 4,723,070            | 1,325,297            |
| 関連会社に対する投資    | 8  | 3,002,665            | 2,432,830            | 1,980,118            |
| 共同支配企業に対する投資  | 8  | 5,723,674            | 4,445,668            | 1,849,864            |
| 繰延税金資産        | 48 | 7,578,386            | 9,566,473            | 9,882,003            |
| 関係当事者に対する債権   | 9  | 1,031,237            | 237,181              | 263,064              |
| 制限付現金及び定期預金   | 10 | 5,688,712            | 7,487,709            | 7,464,260            |
| その他の債権        | 17 | 961,377              | 634,949              | 350,465              |
| その他の固定資産      | 11 | 13,482,762           | 7,064,097            | 4,964,300            |
| <b>固定資産合計</b> |    | <b>1,379,072,494</b> | <b>1,241,160,406</b> | <b>1,173,608,898</b> |
| <b>流動資産</b>   |    |                      |                      |                      |
| 現金及び現金同等物     | 12 | 33,294,560           | 42,291,959           | 41,909,223           |
| 短期投資          | 13 | 1,216,886            | 286,697              | 374,771              |
| 売掛債権          |    |                      |                      |                      |
| 関係当事者         | 14 | 593,646              | 580,993              | 565,458              |
| 第三者           | 14 | 23,209,017           | 21,885,850           | 21,145,503           |
| 電力補助金に係る債権    | 15 | -                    | 7,588,977            | 12,446,110           |
| 補償債権          | 16 | 23,173,464           | -                    | -                    |
| その他の債権        | 17 | 9,507,768            | 1,672,237            | 2,411,384            |
| 棚卸資産          | 18 | 15,506,567           | 12,828,118           | 11,569,596           |
| 前払税金          | 19 | 5,894,120            | 4,997,393            | 7,206,530            |
| 前払費用及び前受金     | 20 | 1,007,572            | 1,629,609            | 898,039              |
| 関係当事者に対する債権   | 9  | 5,954                | 5,294                | 36,548               |
| その他の流動資産      | 56 | 5,697                | 30,124               | 5,915                |
| <b>流動資産合計</b> |    | <b>113,415,251</b>   | <b>93,797,251</b>    | <b>98,569,077</b>    |
| <b>資産合計</b>   |    | <b>1,492,487,745</b> | <b>1,334,957,657</b> | <b>1,272,177,975</b> |

添付の注記は、これらの連結財務書類全体の一部を構成している。

|                             | 注記 | 2018年度<br>百万ルピア    | 2017年度<br>百万ルピア    | 2016年度<br>百万ルピア    |
|-----------------------------|----|--------------------|--------------------|--------------------|
| <b>負債及び資本</b>               |    |                    |                    |                    |
| <b>資本</b>                   |    |                    |                    |                    |
| 親会社株主に帰属する持分                |    |                    |                    |                    |
| 株式資本 - 額面金額 1 株当たり百万ルピア     |    |                    |                    |                    |
| 授權 - 2018年及び2017年12月31日現在で  |    |                    |                    |                    |
| 439,000,000株、2016年12月31日現在で |    |                    |                    |                    |
| 204,000,000株、               |    |                    |                    |                    |
| 2018年及び2017年12月31日現在で       |    |                    |                    |                    |
| 109,826,526株、2016年12月31日現在で |    |                    |                    |                    |
| 55,666,007株をそれぞれ引受済かつ払込済    |    |                    |                    |                    |
|                             | 21 | 109,826,526        | 109,826,526        | 55,666,007         |
| 払込剰余金                       | 22 | 20,179,333         | 20,871,265         | 21,797,016         |
| 発行手続における政府による株式引受           | 21 | -                  | -                  | 54,160,519         |
| 利益剰余金                       |    |                    |                    |                    |
| 処分済                         | 21 | 52,766,610         | 48,665,115         | 40,304,040         |
| 未処分                         | 21 | 78,251,316         | 71,093,240         | 77,194,942         |
| その他の包括利益                    |    | 665,849,322        | 618,462,276        | 629,159,943        |
| 親会社株主に帰属する持分                |    | 926,873,107        | 868,918,422        | 878,282,467        |
| 非支配持分                       |    | 540,750            | 498,182            | 116,990            |
| <b>資本合計</b>                 |    | <b>927,413,857</b> | <b>869,416,604</b> | <b>878,399,457</b> |
| <b>固定負債</b>                 |    |                    |                    |                    |
| 繰延税金負債                      | 48 | 13,420,136         | 2,066,364          | 59,725             |
| 長期負債 - 1 年以内債権控除後           |    |                    |                    |                    |
| ツー・ステップ・ローン                 | 24 | 36,105,279         | 31,485,476         | 29,133,756         |
| 政府及びノンバンク政府系金融機関借入金         | 25 | 5,343,629          | 6,309,173          | 7,257,810          |
| リース負債                       | 26 | 14,468,336         | 15,713,269         | 17,933,075         |
| 銀行借入金                       | 27 | 152,965,997        | 116,017,364        | 100,362,498        |
| 債券及びスクーク・イジャラ               | 28 | 131,681,821        | 100,440,360        | 68,824,683         |
| 購入電力費未払金                    | 29 | 7,115,916          | 7,026,434          | 7,315,422          |
| KIK-EBA借入金                  | 28 | 2,221,167          | 2,907,986          | -                  |
| 関係当事者未払金                    | 30 | 1,000              | 794                | 2,301              |
| 従業員給付債務                     | 50 | 43,760,226         | 43,559,022         | 41,110,112         |
| その他の支払債務                    | 32 | 94,427             | 940,153            | 155,781            |
| <b>固定負債合計</b>               |    | <b>407,177,934</b> | <b>326,466,395</b> | <b>272,155,163</b> |
| <b>流動負債</b>                 |    |                    |                    |                    |
| 買掛金                         |    |                    |                    |                    |
| 関係当事者                       | 31 | 9,044,530          | 11,215,239         | 7,772,693          |
| 第三者                         | 31 | 39,563,144         | 32,496,186         | 22,419,391         |
| 未払税金                        | 33 | 2,560,128          | 2,387,864          | 1,950,946          |
| 未払費用                        | 34 | 14,809,018         | 11,477,437         | 10,644,559         |
| 需要家保証金                      | 35 | 13,465,735         | 12,642,333         | 12,049,554         |
| プロジェクト費用未払金                 | 36 | 315,828            | 723,992            | 384,739            |
| 繰延収益                        | 23 | 929,947            | 1,218,400          | 1,147,227          |

## 1年以内返済の長期債務

|                     |    |                      |                      |                      |
|---------------------|----|----------------------|----------------------|----------------------|
| ツー・ステップ・ローン         | 24 | 2,530,273            | 2,735,992            | 2,562,332            |
| 政府及びノンバンク政府系金融機関借入金 | 25 | 1,860,649            | 1,043,793            | 1,043,793            |
| リース負債               | 26 | 2,624,629            | 4,871,908            | 3,789,317            |
| 銀行借入金               | 27 | 28,145,737           | 26,548,747           | 26,394,780           |
| 債券及びスクーク・イジャラ       | 28 | 2,120,612            | 914,000              | 9,568,000            |
| 購入電力費未払金            | 29 | 394,403              | 349,968              | 328,683              |
| KIK-EBA借入金          | 28 | 686,819              | 630,600              | -                    |
| 従業員給付債務             | 50 | 5,873,558            | 8,562,927            | 3,494,487            |
| その他の支払債務            | 32 | 32,970,944           | 21,255,272           | 18,072,854           |
| <b>流動負債合計</b>       |    | <b>157,895,954</b>   | <b>139,074,658</b>   | <b>121,623,355</b>   |
| <b>負債合計</b>         |    | <b>565,073,888</b>   | <b>465,541,053</b>   | <b>393,778,518</b>   |
| <b>負債及び資本合計</b>     |    | <b>1,492,487,745</b> | <b>1,334,957,657</b> | <b>1,272,177,975</b> |

## 連結損益及びその他の包括利益計算書

2018年、2017年及び2016年12月31日に終了した年度

|                   | 注記 | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|-------------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|
| <b>収益</b>         |    |                 |                 |                 |
| 電力売上              | 37 | 263,477,551     | 246,586,856     | 214,139,834     |
| 需要家接続手数料          | 23 | 7,309,172       | 7,113,454       | 7,052,136       |
| その他               | 39 | 2,111,019       | 1,594,933       | 1,629,986       |
| 収益合計              |    | 272,897,742     | 255,295,243     | 222,821,956     |
| <b>営業費用</b>       |    |                 |                 |                 |
| 燃料・潤滑油費           | 40 | 137,266,678     | 116,947,824     | 109,492,383     |
| 購入電力費             | 41 | 84,267,611      | 72,426,641      | 59,729,390      |
| リース               | 42 | 4,272,082       | 6,592,161       | 6,545,114       |
| 維持管理費             | 43 | 20,737,601      | 19,515,606      | 21,226,736      |
| 人件費               | 44 | 22,950,087      | 23,124,511      | 22,659,965      |
| 減価償却費             | 6  | 30,744,712      | 29,160,597      | 27,512,150      |
| その他               | 45 | 7,950,118       | 7,706,754       | 7,284,064       |
| 営業費用合計            |    | 308,188,889     | 275,474,094     | 254,449,802     |
| <b>補助金計上前営業損失</b> |    |                 |                 |                 |
|                   |    | (35,291,147)    | (20,178,851)    | (31,627,846)    |
| 政府の電力補助金          | 38 | 48,101,754      | 45,738,215      | 58,043,265      |
| 受取補償金             | 16 | 23,173,464      | -               | -               |
| <b>補助金計上後営業利益</b> |    |                 |                 |                 |
|                   |    | 35,984,071      | 25,559,364      | 26,415,419      |
| その他利益、純額          | 47 | 15,663,363      | 3,409,941       | 1,092,366       |
| 為替差損益、純額          |    | (10,926,741)    | (2,935,144)     | 4,195,210       |
| 金融収益              |    | 804,321         | 1,066,842       | 578,507         |
| 金融費用              | 46 | (21,624,176)    | (18,556,931)    | (18,703,276)    |
| 税引前利益             |    | 19,900,838      | 8,544,072       | 13,578,226      |
| 税金費用              | 48 | (8,325,082)     | (4,115,955)     | (5,427,843)     |
| 当期利益              |    | 11,575,756      | 4,428,117       | 8,150,383       |

|                                  | 注記 | 2018年度<br>百万ルピア   | 2017年度<br>百万ルピア     | 2016年度<br>百万ルピア    |
|----------------------------------|----|-------------------|---------------------|--------------------|
| <b>当期利益</b>                      |    | <b>11,575,756</b> | <b>4,428,117</b>    | <b>8,150,383</b>   |
| <b>当期その他の包括利益</b>                |    |                   |                     |                    |
| 期末日以降において損益に組替される可能性のある項目        |    |                   |                     |                    |
| 関連会社及び共同支配企業によるその他<br>包括持分利益（損失） | 8  | 240,274           | 461,901             | (9,313)            |
| 損益に組替されない項目                      |    |                   |                     |                    |
| 有形固定資産再評価益の変動                    | 6  | 48,336,627        | (6,933,307)         | 2,287              |
| 確定給付制度の再測定                       | 50 | 4,319,690         | (5,635,015)         | (2,766,341)        |
| 関連法人税等便益                         | 48 | (5,509,545)       | 1,408,754           | 691,585            |
| <b>税引後当期その他の包括利益</b>             |    | <b>47,387,046</b> | <b>(10,697,667)</b> | <b>(2,081,782)</b> |
| <b>当期包括利益合計</b>                  |    | <b>58,962,802</b> | <b>(6,269,550)</b>  | <b>6,068,601</b>   |
| 以下に帰属する当期利益：                     |    |                   |                     |                    |
| 親会社株主                            |    | 11,568,286        | 4,410,210           | 8,113,656          |
| 非支配持分                            |    | 7,470             | 17,907              | 36,727             |
| <b>合計</b>                        |    | <b>11,575,756</b> | <b>4,428,117</b>    | <b>8,150,383</b>   |
| 以下に帰属する当期包括利益：                   |    |                   |                     |                    |
| 親会社株主                            |    | 58,955,332        | (6,287,457)         | 6,031,874          |
| 非支配持分                            |    | 7,470             | 17,907              | 36,727             |
| <b>合計</b>                        |    | <b>58,962,802</b> | <b>(6,269,550)</b>  | <b>6,068,601</b>   |
| 基本的 1 株当たり利益<br>（全額ルピア）          | 49 | 105,332           | 50,541              | 150,009            |

[次へ](#)

連結持分変動計算書

2018年、2017年及び2016年12月31日に終了した年度

その他の包括利益

| 注記                        | 引受済かつ<br>払込済の<br>株式資本<br>百万ルピア | 発行手続<br>における<br>政府による<br>株式引受<br>百万ルピア | 利益剰余金<br>払込剰余金<br>百万ルピア | 利益剰余金             |                   | 有形固定資産<br>再評価益<br>百万ルピア | 確定給付制度<br>の再測定<br>百万ルピア | 関連会社及び<br>共同支配企業<br>によるその他<br>包の括持分利益<br>百万ルピア | 親会社株主に<br>帰属する持分<br>百万ルピア | 非支配持分<br>百万ルピア | 資本合計<br>百万ルピア      |
|---------------------------|--------------------------------|----------------------------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------------------------------|---------------------------|----------------|--------------------|
|                           |                                |                                        |                         | 処分済<br>百万ルピア      | 未処分<br>百万ルピア      |                         |                         |                                                |                           |                |                    |
| <b>2016年 1 月 1 日調整済残高</b> |                                |                                        |                         |                   |                   |                         |                         |                                                |                           |                |                    |
|                           | <b>46,197,380</b>              | <b>9,468,627</b>                       | <b>49,707,027</b>       | <b>26,872,493</b> | <b>84,650,585</b> | <b>638,105,386</b>      | <b>(6,900,639)</b>      | <b>36,978</b>                                  | <b>848,137,837</b>        | <b>81,234</b>  | <b>848,219,071</b> |
| 払込剰余金からの組替                | 21                             | 9,468,627                              | 21,131,892              | (30,600,519)      | -                 | -                       | -                       | -                                              | -                         | -              | -                  |
| 当年度中追加資本                  | 21                             | -                                      | 23,560,000              | 2,596,131         | -                 | -                       | -                       | -                                              | 26,156,131                | -              | 26,156,131         |
| 当年度中の処分                   | 20                             | -                                      | -                       | -                 | 13,431,547        | (13,431,547)            | -                       | -                                              | -                         | -              | -                  |
| 租税特赦に係る資産及び<br>負債にの差違     | 21                             | -                                      | -                       | 94,377            | -                 | -                       | -                       | -                                              | 94,377                    | 127            | 94,504             |
| 配当金                       | 20                             | -                                      | -                       | -                 | (2,137,752)       | -                       | -                       | -                                              | (2,137,752)               | (1,098)        | (2,138,850)        |
| 当期包括利益合計                  |                                | -                                      | -                       | -                 | 8,113,656         | 2,287                   | (2,074,756)             | (9,313)                                        | 6,031,874                 | 36,727         | 6,068,601          |
| <b>2016年12月31日残高</b>      |                                | <b>55,666,007</b>                      | <b>54,160,519</b>       | <b>21,797,016</b> | <b>40,304,040</b> | <b>638,107,673</b>      | <b>(8,975,395)</b>      | <b>27,665</b>                                  | <b>878,282,467</b>        | <b>116,990</b> | <b>878,399,457</b> |
| 払込剰余金からの組替                | 20                             | 54,160,519                             | (54,160,519)            | -                 | -                 | -                       | -                       | -                                              | -                         | -              | -                  |
| 当年度中追加資本                  | 21                             | -                                      | -                       | (972,738)         | -                 | -                       | -                       | -                                              | (972,738)                 | -              | (972,738)          |
| 当年度中の処分                   | 20                             | -                                      | -                       | -                 | 8,361,075         | (8,361,075)             | -                       | -                                              | -                         | -              | -                  |
| 租税特赦に係る資産及び<br>負債の差違      | 21                             | -                                      | -                       | 46,987            | -                 | -                       | -                       | -                                              | 46,987                    | -              | 46,987             |
| 非支配持分に係る追加資<br>本及び公正価値の増加 |                                | -                                      | -                       | -                 | -                 | -                       | -                       | -                                              | -                         | 365,666        | 365,666            |
| 配当金                       |                                | -                                      | -                       | -                 | (2,150,837)       | -                       | -                       | -                                              | (2,150,837)               | (2,381)        | (2,153,218)        |
| 当期包括利益合計                  |                                | -                                      | -                       | -                 | 4,410,210         | (6,933,307)             | (4,226,261)             | 461,901                                        | (6,287,457)               | 17,907         | (6,269,550)        |
| <b>2017年12月31日残高</b>      |                                | <b>109,826,526</b>                     | <b>-</b>                | <b>20,871,265</b> | <b>48,665,115</b> | <b>631,174,366</b>      | <b>(13,201,656)</b>     | <b>489,566</b>                                 | <b>868,918,422</b>        | <b>498,182</b> | <b>869,416,604</b> |
| 当年度中追加（控除）                | 21                             | -                                      | -                       | (691,932)         | -                 | -                       | -                       | -                                              | (691,932)                 | -              | (691,932)          |
| 当年度中追加資本                  | 21                             | -                                      | -                       | -                 | -                 | -                       | -                       | -                                              | -                         | -              | -                  |

|               |    |             |   |            |             |            |             |             |         |             |         |
|---------------|----|-------------|---|------------|-------------|------------|-------------|-------------|---------|-------------|---------|
| 当年度中の処分       | -  | -           | - | 4,101,495  | (4,101,495) | -          | -           | -           | -       | -           | -       |
| 非支配持分に係る追加資   |    |             |   |            |             |            |             |             |         |             |         |
| 本及び公正価値の増加    | 20 | -           | - | -          | -           | -          | -           | -           | -       | 36,200      | 36,200  |
| 配当金           |    | -           | - | -          | -           | (308,715)  | -           | -           | -       | (308,715)   | (1,102) |
| 当期包括利益合計      | 20 | -           | - | -          | -           | 11,568,286 | 43,907,005  | 3,239,767   | 240,274 | 58,955,332  | 7,470   |
| 2018年12月31日残高 |    | 109,826,526 | - | 20,179,333 | 52,766,610  | 78,251,316 | 675,081,371 | (9,961,889) | 729,840 | 926,873,107 | 540,750 |
|               |    |             |   |            |             |            |             |             |         |             |         |

[次へ](#)

連結キャッシュ・フロー計算書

2018年、2017年及び2016年12月31日に終了した年度

|                          | 2018年度<br>百万ルピア      | 2017年度<br>百万ルピア     | 2016年度<br>百万ルピア     |
|--------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|
| <b>営業活動からのキャッシュ・フロー</b>  |                      |                     |                     |
| 需要家からの現金収入               | 275,178,934          | 257,336,702         | 220,970,461         |
| サプライヤーへの支払額              | (255,587,400)        | (207,558,346)       | (200,943,180)       |
| 従業員への支払額                 | (20,897,306)         | (21,206,851)        | (20,370,584)        |
| 営業活動から生じた / ( に使用した ) 資金 | (1,305,772)          | 28,571,505          | (343,303)           |
| 受領済政府補助金                 | 56,507,588           | 50,595,348          | 49,568,244          |
| 受取利息                     | 804,321              | 1,066,842           | 578,507             |
| 支払利息                     | (19,730,285)         | (17,894,129)        | (18,285,840)        |
| 法人税還付金                   | 444,367              | 725,365             | -                   |
| 法人税支払額                   | (1,678,194)          | (6,218,927)         | (1,927,652)         |
| 租税特赦支払額                  | -                    | (2,349)             | (1,896)             |
| <b>営業活動から生じた正味資金</b>     | <b>35,042,025</b>    | <b>56,843,655</b>   | <b>29,588,060</b>   |
| <b>投資活動からのキャッシュ・フロー</b>  |                      |                     |                     |
| 事業で使用されていない資産の売却収入       | 88,550               | 45,983              | 27,705              |
| 子会社の取得                   | (144,800)            | (521,447)           | -                   |
| 有形固定資産の取得                | (100,273,650)        | (85,210,519)        | (55,800,543)        |
| 関連会社及び共同支配企業からの配当収入      | 220,734              | 241,505             | 207,875             |
| 関連会社及び共同支配企業の持分の取得       | (640,737)            | (2,016,929)         | (381,767)           |
| 関係当事者貸付金からの返済            | -                    | 24,270              | 33,111              |
| 関係当事者からの借入金返済額、純額        | (719,276)            | (1,507)             | (265)               |
| 制限付現金及び定期預金の引出（預入）       | 2,244,558            | 245,332             | 1,368,632           |
| 預入短期投資                   | (930,976)            | 85,077              | (254,712)           |
| <b>投資活動に使用した正味資金</b>     | <b>(100,155,597)</b> | <b>(87,108,235)</b> | <b>(54,799,964)</b> |
| <b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>  |                      |                     |                     |
| 発行手続における政府による株式引受からの収入   | -                    | -                   | 23,560,000          |
| 株式引受に係る非支配持分からの収入        | -                    | 18,333              | -                   |
| 配当金支払                    | (308,715)            | (2,150,837)         | (2,137,752)         |
| 非支配持分に対する配当金支払           | (1,102)              | (2,382)             | (1,098)             |
| ツー・ステップ・ローンの支払           | (2,950,612)          | (2,588,952)         | (2,594,441)         |
| 政府及びノンバンク政府系金融機関借入金の返済   | (1,043,793)          | (1,043,793)         | (293,793)           |
| 銀行借入による収入 - 短期           | 44,210,450           | 37,257,322          | 34,500,000          |
| 銀行借入による収入 - 長期           | 49,181,404           | 28,713,548          | 36,341,659          |
| 銀行借入の支払 - 短期             | (43,881,381)         | (37,800,000)        | (21,000,000)        |
| 銀行借入の支払 - 長期             | (13,704,479)         | (12,901,106)        | (11,629,553)        |
| 債券からの収入                  | 31,236,379           | 31,836,000          | -                   |
| 債券に係る支払                  | (914,000)            | (9,509,500)         | (9,122,350)         |
| KIK-EBAからの収入             | -                    | 3,688,000           | -                   |
| KIK-EBAに係る支払             | (630,600)            | (149,414)           | -                   |

|                       |                    |                   |                   |
|-----------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| リース負債に係る支払            | (5,186,938)        | (4,429,331)       | (3,705,740)       |
| 購入電力費未払金の支払           | (368,142)          | (328,199)         | (321,879)         |
| <b>財務活動から生じた正味資金</b>  | <b>55,638,471</b>  | <b>30,609,689</b> | <b>43,595,053</b> |
| <b>現金及び現金同等物の純増加</b>  | <b>(9,475,101)</b> | <b>345,109</b>    | <b>18,383,149</b> |
| 為替変動の影響               | 477,702            | 37,627            | (70,265)          |
| <b>期首現在の現金及び現金同等物</b> | <b>42,291,959</b>  | <b>41,909,223</b> | <b>23,596,339</b> |
| <b>期末現在の現金及び現金同等物</b> | <b>33,294,560</b>  | <b>42,291,959</b> | <b>41,909,223</b> |

非現金取引に関する追加情報は、注記51に記載されている。

## 連結財務書類に関する注記

2018年、2017年及び2016年12月31日に終了した年度

## 1. 一般

## a. 設立及び一般情報

インドネシア国営電力公社（以下「PLN」又は「当公社」という。）は、エネルギー・公共事業省の部門として1961年に設立された。当公社は、インドネシア共和国政府（以下「政府」という。）に引き継がれたオランダの電力会社数社の事業が継続しているものである。そのオランダの電力会社には、NV ANIEM、NV SEM、NV OJEM、NV EMS、NV EMBALOM、NV GEBEO、NV OGEM及びNV WEMIなどが含まれる。1965年政府規則第19号に基づき、当公社の地位は法人に変更された。その後、1972年政府規則第18号により改正された1970年政府規則第30号に基づき、当公社は公社となった。ジャカルタの公証人 *Sutjipto, S.H.* の1994年7月30日付第169号の公正証書に基づき、当公社の地位は有限責任会社に変更され、プルサハン・ペルセロアン・ピー・ティー・プルサハン・リストリク・ネガラ又はPT PLN（ペルセロ）と名付けられた。この変更は、法務大臣により、1994年8月1日付決定書第C2-11.519.HT.01.01.Th.94号において承認され、1994年9月13日付の共和国の官報第73号、補足第6731号において公表された。

当公社の定款は直近で、ジャカルタの公証人 *Lenny Janis Ishak, S.H.* の2017年5月30日付公正証書第39号により修正された。

当公社はジャカルタに拠点を置き、インドネシア全土56箇所に事業所を展開している。当公社の本社は南ジャカルタ市クバヨラン・バル、トルノジョヨ通りブロックM 1、135号に所在している。

当公社の事業目的は、当公社の定款第3条に基づき、有限責任会社の原則を適用した上で、量的にも質的にも満足のいく公共目的の電気事業を営み、発展を支援するために、利益を得て、政府の任務を遂行することである。

「国有企業（以下「BUMN」という。）」に関する2003年法律第19号に基づき、政府は、特別任務を遂行するために任命されたこれらのBUMNに対し、予想された利益（マージン）を含む全ての経費を補償する義務を負う。当公社はBUMNであり、補助金付きの電力を公衆に提供する特別な任務を遂行している（注記38）。

2018年、2017年及び2016年12月31日現在の当公社及びその子会社の従業員数は、それぞれ54,124名（未監査）、54,820名（未監査）、51,158名である。全従業員数には、業務の性質が人材サービスであるPT ハレヨラ・パワーインドの従業員は含まれていない。PT ハレヨラ・パワーインドは当公社の子会社であるPT ハレヨラ・パワーの子会社である。

## b. 当公社の債券の募集

当公社は、以下のとおり、いくつかのPLN債及びノートを発行している。

|                          | 発効日         | 上場取引所*      | 上場日         | 募集額<br>(百万ルピア) |
|--------------------------|-------------|-------------|-------------|----------------|
| ルピア債                     |             |             |             |                |
| Shelf Registration Bonds |             |             |             |                |
| III PLN Phase II Year    |             |             |             |                |
| 2018                     | 2018年10月10日 | インドネシア証券取引所 | 2018年10月10日 | 832,000        |
| Shelf Registration Sukuk |             |             |             |                |
| Ijara III PLN Phase II   |             |             |             |                |
| Year 2018                | 2018年10月10日 | インドネシア証券取引所 | 2018年10月10日 | 224,000        |
| Shelf Registration Bonds |             |             |             |                |
| III PLN Phase I Year     |             |             |             |                |
| 2018                     | 2018年6月29日  | インドネシア証券取引所 | 2018年7月10日  | 1,278,500      |
| Shelf Registration Sukuk |             |             |             |                |
| Ijara III PLN Phase I    |             |             |             |                |
| Year 2018                | 2018年6月29日  | インドネシア証券取引所 | 2018年7月10日  | 750,000        |

|                                                                  |              |                |               |           |
|------------------------------------------------------------------|--------------|----------------|---------------|-----------|
| Shelf Registration Bonds<br>III PLN Phase III Year<br>2018       | 2017年 6 月21日 | インドネシア証券取引所    | 2018年 2 月23日  | 2,535,000 |
| Shelf Registration Sukuk<br>Ijara III PLN Phase III<br>Year 2018 | 2017年 6 月21日 | インドネシア証券取引所    | 2018年 2 月23日  | 698,500   |
| Shelf Registration Bonds<br>II PLN Phase II Year<br>2017         | 2017年 6 月21日 | インドネシア証券取引所    | 2017年11月 2 日  | 2,545,500 |
| Shelf Registration Sukuk<br>Ijara II PLN Phase II<br>Year 2017   | 2017年 6 月21日 | インドネシア証券取引所    | 2017年11月 2 日  | 694,500   |
| Shelf Registration Bonds<br>II PLN Phase I Year 2017             | 2017年 6 月21日 | インドネシア証券取引所    | 2017年 7 月12日  | 1,600,000 |
| Shelf Registration Sukuk<br>Ijara II PLN Phase I<br>Year 2017    | 2017年 6 月21日 | インドネシア証券取引所    | 2017年 7 月12日  | 400,000   |
| Shelf Registration Bonds<br>I PLN Phase II Year 2013             | 2013年 6 月27日 | インドネシア証券取引所    | 2013年12月11日   | 1,244,000 |
| Shelf Registration Sukuk<br>Ijara I PLN Phase II<br>Year 2013    | 2013年 6 月27日 | インドネシア証券取引所    | 2013年12月11日   | 429,000   |
| Shelf Registration Bonds<br>I PLN Phase I Year 2013              | 2013年 6 月27日 | インドネシア証券取引所    | 2013年 7 月 8 日 | 879,000   |
| Shelf Registration Sukuk<br>Ijara I PLN Phase I Year<br>2013     | 2013年 6 月27日 | インドネシア証券取引所    | 2013年 7 月 8 日 | 121,000   |
| PLN XII Bonds Year 2010                                          | 2010年 6 月30日 | インドネシア証券取引所    | 2010年 7 月 9 日 | 2,500,000 |
| Sukuk Ijara V PLN Year<br>2010                                   | 2010年 6 月30日 | インドネシア証券取引所    | 2010年 7 月 9 日 | 500,000   |
| PLN XI Bonds Year 2010                                           | 2009年12月31日  | インドネシア証券取引所    | 2010年 1 月13日  | 2,703,000 |
| Sukuk Ijara IV PLN Year<br>2010                                  | 2009年12月31日  | インドネシア証券取引所    | 2010年 1 月13日  | 297,000   |
| PLN X Bonds Year 2009                                            | 2008年12月31日  | インドネシア証券取引所    | 2009年 1 月12日  | 1,440,000 |
| Sukuk Ijara III PLN Year<br>2009                                 | 2008年12月31日  | インドネシア証券取引所    | 2009年 1 月12日  | 760,000   |
| PLN IX Bonds Year 2007                                           | 2007年 6 月29日 | スラバヤ証券取引所      | 2007年 7 月11日  | 2,700,000 |
| Sukuk Ijara II PLN Year<br>2007                                  | 2007年 6 月29日 | スラバヤ証券取引所      | 2007年 7 月11日  | 300,000   |
| PLN VIII Bonds Year 2006                                         | 2006年 6 月12日 | スラバヤ証券取引所      | 2016年 6 月22日  | 2,200,100 |
| Sukuk Ijara I PLN Year<br>2006                                   | 2006年 6 月12日 | スラバヤ証券取引所      | 2016年 6 月22日  | 200,000   |
| PLN VII Bonds Year 2004                                          | 2004年11月 3 日 | スラバヤ証券取引所      | 2004年11月12日   | 1,500,000 |
| PLN VI Bonds Year 1997                                           | 1997年 6 月27日 | スラバヤ証券取引所      | 1997年 8 月12日  | 600,000   |
| PLN V Bonds Year 1996                                            | 1996年 6 月28日 | スラバヤ証券取引所      | 1996年 8 月28日  | 1,000,000 |
| PLN IV Bonds Year 1995                                           | 1995年 6 月30日 | インドネシア・パラレル取引所 | 1995年 9 月 4 日 | 680,000   |
| PLN III Bonds Year 1995                                          | 1995年 1 月30日 | インドネシア・パラレル取引所 | 1995年 4 月18日  | 318,430   |
| PLN II Bonds Year 1993                                           | 1993年 9 月28日 | インドネシア・パラレル取引所 | 1993年11月 8 日  | 600,000   |
| PLN I Bonds Year 1992                                            | 1992年 9 月25日 | インドネシア・パラレル取引所 | 1992年11月10日   | 300,000   |

## 合計

32,829,530

\*) 1995年7月22日、インドネシア・パラレル取引所はスラバヤ証券取引所に買収された。

2007年10月30日、スラバヤ証券取引所はジャカルタ証券取引所に正式に吸収合併され、インドネシア証券取引所に名称変更された。

|                                  | 発効日         | 上場取引所       | 上場日         | 募集額 *) 米ドル    |
|----------------------------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| グローバル・メディア<br>ム・ターム・ノート<br>- 米ドル |             |             |             |               |
| 2018年発行                          | 2018年10月25日 | シンガポール証券取引所 | 2018年10月25日 | 1,000,000,000 |
|                                  | 2018年5月21日  | シンガポール証券取引所 | 2017年5月16日  | 2,000,000,000 |
| 2017年発行                          | 2017年5月15日  | シンガポール証券取引所 | 2017年5月16日  | 2,000,000,000 |
| 2012年発行                          | 2012年10月24日 | シンガポール証券取引所 | 2012年10月25日 | 1,000,000,000 |
| 2011年発行                          | 2011年11月22日 | シンガポール証券取引所 | 2011年11月23日 | 1,000,000,000 |
| 合計                               |             |             |             | 7,000,000,000 |

グローバル・メディア  
ム・ターム・ノート -  
ユーロ

|         |             |             |             |             |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 2018年発行 | 2018年10月25日 | シンガポール証券取引所 | 2018年10月25日 | 500,000,000 |
|         |             |             |             | 500,000,000 |

\*) 総額

当社の完全子会社であるマジヤパヒト・ホールディング B.V. (オランダ) は、下記のとおり保証付ノートを発行した。

|              | 発効日         | 上場取引所       | 上場日         | 募集額 *) 米ドル    |
|--------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 保証付ノート - 米ドル |             |             |             |               |
| 2009年発行      | 2009年11月6日  | シンガポール証券取引所 | 2009年11月9日  | 1,250,000,000 |
| 2009年発行      | 2009年8月7日   | シンガポール証券取引所 | 2009年8月11日  | 750,000,000   |
| 2007年発行      | 2007年6月28日  | シンガポール証券取引所 | 2007年6月29日  | 1,000,000,000 |
| 2006年発行      | 2006年10月16日 | シンガポール証券取引所 | 2006年10月17日 | 1,000,000,000 |
| 合計           |             |             |             | 4,000,000,000 |

\*) 総額

2009年及び2007年に発行された保証付ノートの一部は、2018年グローバル・メディアム・ターム・ノート(注記28)の発行により、2018年5月21日に前倒して返済された。

## c. 経営陣及びその他の情報

2018年、2017年及び2016年12月31日現在における当社の経営陣は下記のとおりである。

|               | 2018年度      | 2017年度          | 2016年度          |
|---------------|-------------|-----------------|-----------------|
| <b>コミサリス会</b> |             |                 |                 |
| タスク執行者        | イリヤ・アヴァンティ  | ハサン・ピスリ         | ハサン・ピスリ         |
| コミサリス会会長      |             |                 |                 |
| コミサリス         | ダルマワン・ブラソジョ | ハリー・スセツティオ・ヌグロホ | ハリー・スセツティオ・ヌグロホ |

|                           |                                                                                                |                                                                                                |                                                                      |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
|                           | ブディマン<br>アロイシウス・<br>キイク・ロー<br>リオナルド・シラバン<br>アンディ・ヌルサマン・<br>ソンメン<br>イリヤ・アヴァンティ<br>エグロセノ<br>ダルモノ | ブディマン<br>アロイシウス・<br>キイク・ロー<br>リオナルド・シラバン<br>アンディ・ヌルサマン・<br>ソンメン<br>イリヤ・アヴァンティ<br>エグロセノ<br>ダルモノ | ジャーマン<br>ハサン・ピスリ<br>ブディマン<br>アロイシウス・<br>キイク・ロー<br>-<br>エグロセノ<br>ダルモノ |
| 独立コミサリス                   |                                                                                                |                                                                                                |                                                                      |
| <b>職務と権限</b>              |                                                                                                |                                                                                                |                                                                      |
| 取締役社長                     | ソフィアン・バシル                                                                                      | ソフィアン・バシル                                                                                      | ソフィアン・バシル                                                            |
| 財務担当                      | サルウォノ・スダルト                                                                                     | サルウォノ・スダルト                                                                                     | サルウォノ・スダルト                                                           |
| 経営企画担当                    | ショフビ・フェリエン<br>ティー・ロークマン                                                                        | ショフビ・フェリエン<br>ティー・ロークマン                                                                        | ニック・ウイドヤワティ                                                          |
| 人事担当                      | モハメド・アリ                                                                                        | モハメド・アリ                                                                                        | モハメド・アリ                                                              |
| 調達担当                      | -                                                                                              | -                                                                                              | スバングカト・イワン<br>・サントソ                                                  |
| 第一戦略的調達担当                 | ソフィアン・バシル                                                                                      | ソフィアン・バシル                                                                                      | -                                                                    |
| 取締役代理                     |                                                                                                |                                                                                                |                                                                      |
| 第二戦略的調達担当                 | スバングカト・イワン<br>・サントソ                                                                            | スバングカト・イワン<br>・サントソ                                                                            | -                                                                    |
| ジャワ西部地域事業担当               | ハルヤント・W.S                                                                                      | ハルヤント・W.S                                                                                      | ムルタキ・シャムスディン                                                         |
| ジャワ中部地域事業担当               | アミール・ロシディン                                                                                     | アミール・ロシディン                                                                                     | ナスリ・セバヤン                                                             |
| ジャワ東部及びバリ地域事業<br>担当       | -                                                                                              | -                                                                                              | アミン・スペクティ                                                            |
| ジャワ東部、バリ及びヌサ南<br>東部地域事業担当 | ジョコ・ラハルジョ<br>・アブマナン                                                                            | ジョコ・ラハルジョ<br>・アブマナン                                                                            | -                                                                    |
| スマトラ地域事業担当                | ウィルヨ・<br>クストゥウィハルト                                                                             | ウィルヨ・<br>クストゥウィハルト                                                                             | アミール・ロシディン                                                           |
| スラウェシ及びヌサ南東部地<br>域事業担当    | -                                                                                              | -                                                                                              | マクニゾン                                                                |
| カリマンタン地域事業担当              | マクニゾン                                                                                          | マクニゾン                                                                                          | ジョコ・ラハルジョ・アブマナ<br>ン                                                  |
| スラウェシ地域事業担当               | シャムスル・フダ                                                                                       | シャムスル・フダ                                                                                       | -                                                                    |
| マルク及び<br>パプア地域事業担当        | アーマド・ロフィク                                                                                      | アーマド・ロフィク                                                                                      | ハルヤント・W.S.                                                           |
| <b>監査委員会</b>              |                                                                                                |                                                                                                |                                                                      |
| 委員長                       | ダルモノ                                                                                           | ダルモノ                                                                                           | ダルモノ                                                                 |
| メンバー                      | アクマド・ワヒュディ<br>リオナルド・シラバン<br>イリヤ・アヴァンティ<br>クリスナ・シムバプトラ                                          | アクマド・ワヒュディ<br>リオナルド・シラバン<br>イリヤ・アヴァンティ<br>クリスナ・シムバプトラ                                          | ハサン・ピスリ<br>スゲング・ロチャディ<br>アクマド・ワヒュディ<br>-                             |
| <b>会社秘書役</b>              |                                                                                                |                                                                                                |                                                                      |
| 会社秘書役                     | バンバン・ドゥヤント                                                                                     | バンバン・ドゥヤント                                                                                     | バンバン・ドゥヤント                                                           |

2014年10月16日付2014年インドネシア共和国BUMN大臣決定書第SK-211/MBU/10号に基づき、エグロセノ及びダルモノが独立コミサリスに任命された。

2014年12月23日付2014年インドネシア共和国BUMN大臣決定書第KEP-273/MBU/12号に基づき、ハサン・ビスリがコミサリスに任命された。2016年5月24日付2016年インドネシア共和国BUMN大臣決定書第SK-106/MBU/05号に基づき、ハサン・ビスリがコミサリス会会長のタスク執行者（以下「TE」という。）に任命された。

2015年9月25日付2015年インドネシア共和国BUMN大臣決定書第SK-183/MBU/09号に基づき、アロイシウス・キイク・ローがコミサリスに任命された。

2017年2月28日付2017年インドネシア共和国BUMN大臣決定書第SK-41/MBU/02号に基づき、リオナルド・シラバンがコミサリスに任命された。その後、2017年3月7日に、2017年コミサリス決定書第01/SK/DK-PLN号に基づき、リオナルド・シラバンが監査委員に任命された。

2017年7月12日付2017年インドネシア共和国BUMN大臣決定書第SK-128/MBU/07号に基づき、アンディ・ヌルサマン・ソンメンがコミサリスに任命された。

2017年7月28日付2017年インドネシア共和国BUMN大臣決定書第SK-145/MBU/07号に基づきイリヤ・アヴァンティがコミサリスに任命され、その後2017年8月8日にイリヤ・アヴァンティは、2017年コミサリス決定書第8/SK/DK-PLN号に基づき監査委員会に任命された。

2018年5月25日付2018年インドネシア共和国BUMN大臣決定書第SK-139/MBU/05号に基づき、ハリー・スセッティオ・ヌグロホはコミサリスを解任された。

2018年8月6日付2018年インドネシア共和国BUMN大臣決定書第SK-224/MBU/08号に基づき、ダルマワン・プラソジョがコミサリスに任命され、イリヤ・アヴァンティがコミサリス会会長代理に任命され、ハサン・ビスリがコミサリスを解任された。

2014年12月23日付2014年インドネシア共和国BUMN大臣決定書第SK-272/MBU/12号に基づき、ソフィアン・バシル（*Sofyan Basir*）が当公社の取締役社長に任命され、サルウォノ・スダルト、スパンガト・イワン・サントソ及びアミール・ロシディンが当公社の取締役に任命された。

2015年10月30日付2015年インドネシア共和国BUMN大臣決定書第SK-211/MBU/10号に基づき、モハメド・アリ、ジョコ・ラハルジョ・アブマナン、マクニゾン及びハルヤント・W.Sが当公社の取締役に任命された。

2017年7月24日付2017年インドネシア共和国BUMN大臣決定書第SK-138/MBU/07号に基づき、ショフビ・フェリエンティー・ロークマン、シャムスル・フダ、アーマド・ロフィク及びウィルヨ・クストゥウィハルトが当公社の取締役に任命された。

2017年取締役決定書第108/DIR号に基づき、ソフィアン・バシルが第一戦略的調達担当の取締役代理に任命された。

2015年10月16日付2015年公社コミサリス会決定書第198/SK/DK-PLN号に基づき、ダルモノが議長に任命された。その後、2016年7月28日付の2016年当公社コミサリス会SK第19/SK/DK-PLN号に基づき、アクマド・ワヒュディ（*Achmad Wahyudi*）が監査委員会の委員に任命された。

2017年9月20日付の2017年当公社コミサリス会決定書第16/SK/DK-PLN号に基づき、クリスナ・シムバプトラ（*Krisna Simbaputra*）が監査委員会の委員に任命された。

2016年12月30日付2016年取締役会決議第3210.K/SDM.00.03/DIR号に基づき、バンバン・ドゥヤントが会社秘書役に任命された。

2018年7月10日、2018年コミサリス決定書第11/SK/DK-PLN号に基づき、ムハマド・サリムが監査委員に任命された。その後2018年12月5日、2018年コミサリス決定書第23/SK/DK-PLN号に基づき、ムハマド・サリムは監査委員を解任された。

## 2. インドネシアにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「インドネシアGAAP」という。）の適用

- a. 電力購入契約に基づく取引のための会計処理に関する2017年金融サービス庁規則第6/POJK.04号（以下「POJK第6号」という。）の適用

当公社及びその子会社は、独立系発電事業者（以下「IPP」という。）との間に電力購入契約（以下「PPA」という。）及びエネルギー販売契約（以下「ESC」という。）を締結している。当該IPPは、公共利用に供するための電力事業免許を保有している。同免許は、公共利用に供するための電気を発電する責任を有する他の事業者が付与される場合がある。

2016年1月1日以前に、当公社及びその子会社は、IPPとのPPA及びESCにリースが含まれるか否かを評価するに当たって、ISFAS第8号：契約にリースが含まれているか否かの判断（以下「ISFAS第8号」という。）を適用した（注記3.1）。

2017年3月1日、金融サービス庁（以下「FSA」という。）は、上場企業及び公開企業に適用されるPOJK第6号を発行した。POJK第6号に基づき、電力購入契約に基づく取引は、電力購入契約に売買以外の要素が含まれている場合であっても、売買取引として取り扱われる。POJK第6号は、2017年1月1日に開始する年度から非遡及的に適用され、早期適用は2016年1月1日に開始する年度から認められる。POJK第6号は、大統領規則に従った電力インフラ開発の推進に関する任務の終了まで有効である。

当公社は、2016年1月1日よりPOJK第6号を非遡及的に早期導入することを決定した。そのため、2016年1月1日以降のリースを含む電力購入契約（注記3.1）に基づく電力売買取引については、発生時に、購入電力費として損益計算書及びその他の包括利益に記載される。2016年1月1日、当公社及びその子会社は、関連する資産及び負債の調整を行った。

関連する資産及び負債の調整純額43,428,454百万ルピアは2016年1月1日時点の利益剰余金の調整として計上されており、その詳細は下記のとおりである。

|                         | 2016年1月1日<br>調整前<br>百万ルピア | 期首残高調整<br>百万ルピア | 2016年1月1日<br>調整後<br>百万ルピア |
|-------------------------|---------------------------|-----------------|---------------------------|
| 有形固定資産                  | 1,187,879,590             | (72,227,600)    | 1,115,651,990             |
| 繰延税金資産                  | 29,088,271                | (14,787,769)    | 14,300,502                |
|                         | 1,216,967,861             | (87,015,369)    | 1,129,952,492             |
| 固定負債                    |                           |                 |                           |
| 購入電力費未払金                | 7,093,280                 | 755,783         | 7,849,063                 |
| リース負債                   | 149,621,763               | (128,065,144)   | 21,556,619                |
| 流動負債                    |                           |                 |                           |
| リース負債                   | 6,759,138                 | (3,313,534)     | 3,445,604                 |
| 未払費用                    | 10,627,055                | (2,216,084)     | 8,410,971                 |
| 購入電力費未払金                | 311,196                   | 9,968           | 321,164                   |
| 買掛金                     |                           |                 |                           |
| 関係当事者                   | 8,910,438                 | 380,409         | 9,290,847                 |
| 第三者                     | 17,715,563                | 1,998,142       | 19,713,705                |
| その他の支払債務                | 20,188,608                | 6,637           | 20,195,245                |
|                         | 221,227,041               | (130,443,823)   | 90,783,218                |
| POJK第6号適用による期首利益剰余金への影響 |                           | 43,428,454      |                           |

電力購入契約に基づく取引を行っていない子会社であるPT PLN Batam及びIPは、上場企業又は公開企業ではないため、POJK第6号はこれらの子会社には適用されない。

連結のため、PT PLN Batam及びIPの電力購入契約に基づく取引に関する会計方針がPOJK第6号に一致するよう両社の財務書類を調整している。

- b. 2018年1月1日以降に開始する年度より適用される新たな及び改訂された財務会計基準書（以下「SFAS」という。）及び財務会計基準の解釈（以下「ISFAS」という。）

2018年1月1日に開始する年度より適用されるインドネシア財務会計基準審議会（以下「DSAK-IAI」という。）が発行したSFAS及びISFASの改訂及び改善の追認は下記のとおりである。

- ・ 投資不動産の譲渡に関するSFAS第13号（2017年改訂）：投資不動産。
- ・ 関連会社及び共同支配企業への長期持分に関するSFAS第15号（2017年改善）：関連会社及び共同支配会社への投資。
- ・ 株式報酬取引の分類及び測定に関するSFAS第53号（2017年改訂）：株式報酬。
- ・ 要約財務情報を除き、売却目的保有に分類された事業体への持分に関するSFAS第67号（2017年改訂）：他事業体への持分の開示。
- ・ キャッシュ・フロー計算書において、キャッシュ・フローが財務活動として分類されたか又は分類されるであろう負債の調整について説明することを事業体に要求するSFAS第2号（2016年改訂）：キャッシュ・フロー計算書の開示に関する取組み。
- ・ 未実現損失に係る繰延税金資産の認識に関する要件の明確化に関するSFAS第46号（2016年改訂）：法人税：未実現損失に係る繰延税金資産の認識。
- ・ 果実生成型植物の定義を満たす生物資産を固定資産として計上することの明確化に関するSFAS第16号（2015年改訂）：有形固定資産 - 農業：果実生成型植物
- ・ SFAS第69号：農業
- ・ SFAS第111号：*Wa'd*（シャリーア金融及び事業取引における誓約に関する2012年ファトゥワ第84/DSN-MUI/XII号に記載された誓約）に係る会計

下記に示すのは、当公社及びその子会社の連結財務書類に関連性があり重要な基準及び基準の解釈の改訂及び改善の影響である。

- ・ SFAS第2号（2016年改訂）：キャッシュ・フロー計算書の開示に関する取組み

この改訂は、当公社及びその子会社に対し、キャッシュ・フロー又は非現金変動から生じる変動を含む財務活動から生じる負債の変動を評価するために、財務書類の利用者に対して開示することを要求している。

当公社及びその子会社は、この基準の改訂において要求される要件を満たしている（注記51）。

- ・ SFAS第46号（2016年改訂）：法人税に関する未実現損失に係る繰延税金資産の認識

この改訂は、課税対象利益が将来減算一時差異を利用できるようになるかどうかを決定するため、将来の課税対象利益の可能性の見積りには企業の資産の一部について帳簿価額を超える回収が含まれる可能性があることを明確にしている。

- ・ SFAS第13号（2017年改訂）：投資不動産

この改訂は、運用財産との間の移転を明確にするものであり、使用の変更には、投資不動産の定義に合致するか、又は合致しなくなるかの評価に加え、使用の変更が生じたことを裏付ける証拠が含まれるという原則が反映されている。

#### c. 2019年1月1日以降に開始する年度より適用されるSFAS及びISFASの作成及び改訂

早期適用が認められている、2019年1月1日以降開始する年度から適用される基準及び基準の改訂及び解釈。

- ・ SFAS第22号（2018年改善）：企業結合
- ・ SFAS第24号（2018年改訂）：従業員給付に係る制度改訂、縮小又は精算
- ・ SFAS第26号（2018年改善）：借入費用
- ・ SFAS第46号（2018年改善）：法人所得税
- ・ SFAS第66号（2018年改善）：共同支配の取り決め
- ・ SFAS第33号：外貨建取引及び前払・前受対価
- ・ SFAS第34号：法人所得税務処理に関する不確実性

早期適用が認められている、2020年1月1日以降開始する年度から適用される基準及び基準の改訂は、下記のとおりである。

- ・ SFAS第15号（改訂）：関連会社及び共同支配会社に対する投資：関連会社及び共同支配会社に対する長期の持分
- ・ SFAS第62号（改訂）：保険契約 - SFAS第62号：保険契約と共にSFAS第71号：金融商品を適用
- ・ SFAS第71号：金融商品
- ・ SFAS第71号（改訂）：金融商品：負の補償を伴う期限前償還要素
- ・ SFAS第72号：顧客との契約から生じる収益
- ・ SFAS第73号：リース

早期適用が認められている、2021年1月1日以降開始する年度から適用される基準は、下記のとおりである。

- ・ SFAS第112号：寄付金会計

これらの連結財務書類の承認日時点で、当公社及びその子会社は、これらの新しい基準、改訂及び基準の解釈が当公社及びその子会社の連結財務書類に与える潜在的な影響を評価している。

### 3. 重要な会計方針

#### a. 遵守声明書

2016年1月1日以降、連結財務書類は、下記を含むインドネシアGAAPに準拠して作成及び表示されている。

- (a) DSAK-IAIが発行した財務会計基準は、SFAS及びISFAS。
- (b) インドネシア・シャリーア会計基準審議会が発行した財務会計基準。
- (c) 財務書類の表示に係る指針に関する規則第VIII.G.7号、資本市場・金融機関監督庁（以下「CM-FISB」という。）の上場会社及び公開会社の財務書類の表示及び開示に関する2012年長官令第KEP-347/BL号、並びにPOJK第6号を含む、FSAが公表した適用ある資本市場規則。

2016年1月1日より前は、連結財務書類は、インドネシア財務会計基準に準拠して作成及び表示されている。これらの財務会計基準には、下記が含まれる。

- (a) SFAS及びISFASを含む、DSAK-IAIが公表した財務会計基準。
- (b) 財務書類の表示に係る指針に関する規則第VIII.G.7号及び上場会社及び公開会社の財務書類の表示及び開示に関する2012年CM-FISB長官令第KEP-347/BL号を含む、FSAが公表した適用ある資本市場規則。

#### b. 作成基準

連結キャッシュ・フロー計算書以外の連結財務書類は、発生主義に基づいて作成されている。連結財務書類の作成に使用される表示通貨は、当公社及びその子会社の機能通貨であるインドネシア・ルピア（以下「ルピア」という。）である。連結財務書類の作成及び表示は継続企業の公準に基づいており、測定基準は取得原価である。ただし、関連する会計方針に記載された方法に基づいて測定される一部の勘定は除く。

連結キャッシュ・フロー計算書は、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動及び財務活動に区分して作成されている。

#### c. 連結の基準

連結財務書類は、当公社及びその子会社（特別目的事業体含む。）の財務書類を含んでいる。支配は、会社が当該事業体との関係から変動リターンにさらされているか、又は変動リターンに対する権利を有しており、当該事業体に対する支配力を通じて変動リターンに影響を与えることができる場合に達成される。

当該期間中に取得又は処分された子会社の業績は、取得の発効日から、又は処分の発効日までの連結損益及びその他の包括利益計算書に含まれている。

必要に応じて、子会社の財務書類を修正し、当公社が採用している会計方針と一致させる。

全てのグループ内取引、残高、収益及び経費は連結上消去される。

支配の喪失を伴わない当公社及びその子会社の持分変動は、持分取引として会計処理される。当公社及びその子会社の持分及び非支配持分の帳簿価額は、それらの子会社に対する持分の変動を反映するように調整される。非支配持分の調整額と支払対価又は受取対価の公正価値との差額は、直接、持分として認識し、当公社株主に帰属させる。

当公社が子会社の支配を喪失した場合、当公社は下記のことを行う。

- (a) 支配終了日の帳簿価額で子会社の資産（のれんを含む）及び負債を認識しない。
- (b) 支配が終了した日における旧子会社の非支配持分（当該非支配持分に帰属するその他の包括利益の構成要素を含む）の帳簿価額の認識を中止する。
- (c) 支配の停止に至った取引、事象又は状況から受け取った対価（もしあれば）の公正価値を認識する。
- (d) 支配が終了した日の公正価値で、旧子会社に留保されている投資を認識する。
- (e) 旧子会社に係るその他の包括利益に認識された金額を、その他の財務会計基準で要求される場合、純損益に組み替えるか、利益剰余金に直接振り替える。
- (f) その結果生じた差異は、親会社の所有者に帰属する損益として認識する。

#### d. 企業結合

企業結合とは、買収者が1つ又は複数の事業の支配権を獲得する取引又はその他の事象である。企業結合は、取得法を用いて会計処理される。企業結合により移転された対価は、当公社及びその子会社が移転した資産、当公社及びその子会社が被取得企業の旧所有者に対して負担した負債並びに被取得企業の支配と引き換えに当公社及びその子会社が発行した持分の取得日における公正価値の合計として計算される公正価値で測定される。取得関連費用は発生時に純損益で認識している。

取得日時点で、識別可能な取得資産及び引き受け負債は、関連する基準に従って測定される特定の資産及び負債を除き、公正価値で認識される。

現在の持分権であり、かつ、清算の場合に当該所有者に当該企業の純資産の比例持分を与える非支配持分は、公正価値又は被取得企業の識別可能な純資産の非支配持分の比例持分のいずれかで当初測定される。測定基準の選択は、取引ごとに行われる。その他の種類の非支配持分は、公正価値で測定するか、該当する場合、他の会計基準で規定された方法に基づいて測定される。

当公社及びその子会社が企業結合において移転した対価に、条件付対価契約から生じる資産又は負債が含まれている場合、取得日の公正価値で測定し、企業結合において移転した対価の一部として含める。測定期間調整として適格な条件付対価の公正価値の変動は、のれんに対して対応する調整を行って遡及的に調整される。測定期間調整とは、測定期間中（取得日から1年を超えない期間）に取得された追加情報から発生する、取得日に存在した事実及び状況に関する調整である。

その後、測定期間調整に該当しない条件付対価の公正価値の変動に関する会計処理は、条件付対価がどのように分類されるかに依存する。持分に分類される条件付対価は、その後の報告日に再測定されず、その後の清算は持分の範囲内で会計処理される。資産又は負債に分類される条件付対価は、該当する場合、関連する会計基準に従って、報告日後に再測定され、対応する損益は、純損益又はその他の包括利益として認識される。

企業結合が段階的に達成された場合、当公社及びその子会社の被取得企業に対するこれまで保有していた持分を取得日の公正価値に再測定し、その結果生じた損益があれば、純損益として認識される。取得日以前の被取得企業の持分から発生した、その他の包括利益に認識されていた金額は、当該持分が処分された場合に当該処理が適切であると考えられる場合、損益に組替される。

企業結合が発生した報告期間末までに企業結合に関する当初の会計処理が完了していない場合、当公社及びその子会社は、当該会計処理が完了していない項目について暫定的な金額を報告する。これらの暫定的な金額は、測定期間中に調整されるか、追加的な資産若しくは負債が認識され、もし把握されれば、その時点で認識された金額に影響を与えたであろう、取得日時点で存在していた事実や状況について得られた新たな情報が反映される。

#### e. 外貨建て取引及び換算

当公社及びマジャパヒト・ホールディング B.V.（以下「MH」という。）及びマジャパヒト・ファイン  
ンス B.V.（以下「MF」という。）を除く当公社の子会社の勘定は、事業を行う主要な経済環境の通貨  
（機能通貨）であるルピアで維持されている。外貨が関わる期間中の取引は、取引時の為替相場で計上  
される。報告日時点で、外貨建て金銭資産及び負債は、その日の為替レートを反映するように調整され  
る。その結果生じた損益は、借入費用として資本化される為替差額を除き、損益に計上される。

MH及びMFの営業活動は、当公社の活動に不可欠なものであるため、外貨で維持されているMH及びMFの勘  
定は、当公社が採用した会計方針と同じ会計方針を用いてルピアに換算される。

2018年、2017年及び2016年12月31日現在の当公社及びその子会社の換算レートは下記のとおりである。

|            | 2018年度 | 2017年度 | 2016年度 |
|------------|--------|--------|--------|
|            | 中心レート  | 中心レート  | 中心レート  |
|            | ルピア*)  | ルピア*)  | ルピア*)  |
| 通貨         |        |        |        |
| 日本円        | 131    | 120    | 115    |
| 米ドル        | 14,481 | 13,548 | 13,436 |
| ユーロ        | 16,560 | 16,174 | 14,162 |
| オーストラリアドル  | 10,211 | 10,557 | 9,724  |
| スイスフラン     | 14,710 | 13,842 | 13,178 |
| 英国ポンド      | 18,373 | 18,218 | 16,508 |
| ニュージーランドドル | 9,718  | 9,613  | 9,360  |
| *) 全額      |        |        |        |

#### f. 関係当事者との取引

関係当事者とは、当公社及び当公社の子会社（報告主体）に関連する人物又は事業体である。

（a） ある者又はその親族の近親者が、下記の場合に、報告主体と関係がある。

1. 報告主体に対する支配又は共同支配を有する。
2. 報告主体に重大な影響を及ぼす。
3. 報告主体又は報告主体の親会社の主要な経営陣のメンバー。

（b） 下記の条件のいずれかが適用される場合、事業体は報告主体に関係している。

1. 事業体及び報告主体が同一グループのメンバーである（すなわち、各親会社、子会社及び兄弟会社が互いに関連していることを意味する）。
2. 一方の事業体が、他方の事業体の関連会社又は共同支配企業（又は、他方の事業体がメン  
バーであるグループのメンバーの関連会社又は共同支配企業）である場合
3. 両事業体が、同一の第三者の共同支配企業である。
4. 一方の事業体は第三の事業体の共同支配企業であり、他方の事業体は第三の事業体の関連会  
社である。
5. 事業体は、報告主体又は報告主体に関連する事業体の従業員のための退職給付制度である。  
報告主体自体がそのような制度である場合、制度提供事業者も報告主体に関係している。
6. 当該事業体が（a）に定める者によって支配されている、又は共同で支配されている。
7. （a）（i）に特定された者が、当該事業体に対して重大な影響力を有するか、当該事業体の  
（又は当該事業体の親会社の）主要な経営陣のメンバーであること。
8. 事業体、又はその一部であるグループのメンバーは、報告主体又は報告主体の親会社に対し  
て、重要な管理人事サービスを提供している。

政府関連事業体とは、政府によって支配、共同支配され、又は大きく影響される事業体をいう。政府と  
は、地方、国内、又は国際の政府、政府機関及び同様の団体を指す。

政府関連事業体とは、株主である財務省又は地方政府が当該事業体、若しくはBUMN省を株主代表とする政府が支配又は大きな影響を与える事業体である。

関係当事者との全ての重要な取引及び残高は、関連する注記に開示される。

## g. 金融資産

### 当初認識及び測定

金融資産は全て、金融資産の売買が、当該市場で設定された期間内に当該金融資産を引き渡すことを条件とする契約に基づく取引日に認識及び認識中止され、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定される。ただし、純損益を通じて公正価値に分類される金融資産は、公正価値で当初測定される。

### 金融資産の事後測定

当公社及びその子会社の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、貸出金及び債権、売却可能金融資産に分類される。

#### 1. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下「FVTPL」という。）

FVTPLの金融資産は、売買目的又は当初認識時に保有している金融資産であり、純損益を通じて公正価値で計上されている。主として短期間の売却及び買戻しを目的として取得又は発生した場合、一緒に管理され、最近の実際の短期的な利食いパターンの証拠がある特定の金融商品のポートフォリオの一部である場合、又は、指定された有効なヘッジ金融商品であるデリバティブ以外のデリバティブである場合に売買目的保有に分類される金融資産。

当初認識後、FVTPLの金融資産は公正価値で測定される。金融資産の公正価値の変動から生じる損益は、純損益として認識される。

#### 2. 貸出金及び債権

貸出金及び債権は、下記を除き、活発な市場で取引されていない固定又は決定可能な支払を伴う非デリバティブ金融資産である。

- (a) 純損益を通じて公正価値で指定された当初認識時に、直ちに又は短期間で売却しようとしているもの
- (b) 当初認識時に売却可能と指定されたもの
- (c) 又は、信用力の低下以外の理由で、保有者が実質的に全ての初期投資を回収できない可能性のあるもの

当初認識後、貸出金及び債権は実効金利法を用いて償却原価で測定される。

#### 3. 売却可能資産（以下「AFS」という。）

AFS金融資産は、非デリバティブ金融資産であり、AFSとして指定されているか、又はFVTPLにおいて満期保有投資又は金融資産に分類されていない。

その後の測定において、AFSは公正価値で繰り越され、減損損失及び為替差損益を除き、認識が中止されるまでその他の包括利益に計上される。その時点で、以前にその他の包括利益に認識された累積損益は、組替調整として持分から損益に組替される。

当公社は、合理的な前提に基づく評価手法を適用することにより、非上場株式商品の公正価値を測定している。万が一、合理的な公正価値の測定範囲が著しく広く、さまざまな見積りの可能性を合理的に評価することができない場合、当公社は当該AFS商品を減損控除後の原価で計上している。

AFS株式に係る配当金は、当公社及びその子会社の配当金受領権が確定した時点で損益として認識している。

### 実効金利法

実効金利法は、金融商品の償却原価を計算し、当該期間にわたって受取利息を配分する方法である。実効金利とは、金融商品の予想年数を通じて、又は、適切な場合、当初認識時の純帳簿価額までのより短い期間を通じて、推定将来現金受取額（実効金利、取引費用、その他のプレミアム又は割引に不可欠な部分を形成する全ての手数料及びその他の形態を含む）を正確に割り引くレートである。

利益は、金融商品について実効金利ベースで認識される。

## 金融資産の減損

金融資産は、各報告日末における減損の指標について評価される。金融資産は、金融資産の当初の認識後に発生した1つ又は複数の事象の結果として、投資の将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受けたという客観的な証拠がある場合には減損される。

AFSに分類される上場及び非上場株式投資については、有価証券の公正価値がその原価を下回る、著しい又は長期にわたる下落は、減損の客観的証拠とみなされる。

他の全ての金融資産について、減損の客観的証拠には、下記のものが含まれる。

- ・ 発行者又は相手方の重大な財政的困難
- ・ 金利又は元本の支払の不履行又は延滞などの契約違反
- ・ 債務者が破産又は財務再建に陥る可能性が高い状態
- ・ 債務者の返済状況の悪化、債務不履行と相関する経済状況の悪化など、当初の認識以降、金融資産のグループから見積もられた将来のキャッシュ・フローが測定可能な水準で減少していることを示す観察可能なデータ。

債権などの特定の種類の金融資産のうち、個別に減損していないと判断された資産は、さらに、全体として減損について評価されている。債権のポートフォリオの減損に関する客観的な証拠には、当公社及びその子会社の過去の支払回収経験、平均与信期間を過ぎたポートフォリオの支払遅延件数の増加、並びに債権の債務不履行と相関する国内又は地域の経済状況の観察可能な変化が含まれる。

償却原価で計上されている金融資産に関する減損額は、当該金融資産の帳簿価額と当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額である。

金融資産の帳簿価額は、債権を除く全ての金融資産について減損損失を引当金勘定を用いて直接減額している。債権が回収不能と判断された場合、引当金勘定と相殺される。前もって償却費として計上された金額のその後の回収は、引当金勘定に計上される。引当金勘定の帳簿価額の変動は、損益として認識される。

AFS金融資産が減損していると判断された場合、以前に持分で認識された累積利益は、純損益として認識される。

AFS持分金融商品を除き、その後の期間において、減損額が減少し、その減少が減損が認識された後に発生した事象に客観的に関連する場合、減損が解消された日における投資の帳簿価額を減損が認識されなかったと仮定した場合の償却原価を超えない範囲で、以前に認識された減損損失は損益を通じて戻入される。

AFS持分に関しては、以前に損益として認識されていた減損損失は、損益を通じて戻入されない。減損損失が発生した後の公正価値の増加は、その他の包括利益に直接計上される。

## 金融資産の認識中止

当公社及びその子会社は、資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、金融資産並びに当該資産の所有に係る実質的に全てのリスク及び報酬が他の事業体に移転した場合にのみ、金融資産の認識を中止する。当公社及びその子会社が所有権に係る実質的に全てのリスク及び報酬を移転又は保持せず、移転された資産を引き続き支配していない場合、当該資産に係る保有持分及び関連する負債及び支払義務が生じうる金額に対する義務を認識する。当公社及びその子会社が、譲渡された金融資産の所有に伴う実質的に全てのリスク及び報酬を保有している場合、当公社及びその子会社は、引き続き当該金融資産を認識し、受領した収益について担保付借入金を認識する。

金融資産の全額の認識を中止した場合、資産の帳簿価額と受取対価及び受取対価の合計額と、その他の包括利益に認識され持分に累積された累積損益の差額は、純損益として認識される。

全体におけるものを除き金融資産の認識を中止した場合（例えば、当公社及びその子会社が譲渡資産の一部を買い戻すオプションを保有している場合）、当公社及びその子会社は、継続的関与のもとで引き続き認識している部分と、譲渡日における当該部分の相対的な公正価値に基づいて認識しなくなった部分との間で、以前の帳簿価額を配分する。認識されなくなった部分に配分された帳簿価額と、認識されなくなった部分に配分された対価及びその他の包括利益に認識された累積損益の合計額の差額は、純損益として認識される。その他の包括利益に認識されていた累積損益は、認識され続ける部分と、それらの部分の相対的な公正価値に基づいて認識されなくなった部分との間で配分される。

## 組替

当公社及びその子会社は、デリバティブ商品が当初認識された時点で純損益を通じて公正価値で測定する金融商品として指定されていた場合、デリバティブ商品が保有又は発行されている間は、デリバティブ商品を純損益を通じて公正価値で測定するカテゴリーから組替してはならず、また、いかなる金融商品も純損益を通じて公正価値で測定するカテゴリーから組替しない。当公社及びその子会社は、金融資産が短期間で売却又は買戻しの目的で保有されなくなった場合、純損益を通じて公正価値で測定するカテゴリーから組替することができる。当公社及びその子会社は、金融商品を当初認識した後、純損益を通じて公正価値で測定するカテゴリーに組替しない。

当公社及びその子会社の意思又は能力の変化により、満期保有目的の投資として分類することが適当でなくなった場合、売却可能投資に組替え、公正価値で再測定する。満期保有投資の売却又は組替がわずかな額である場合、残存する有価証券は、売却可能として組替えるものとする。ただし、売却又は組替の中でも、満期又は金融資産の償還日に非常に近いもの、全ての当初元本が予定された支払又は期限前返済を通じて実質的に回収された後に発生するもの、又は管理不能で非経常的で合理的に予測できなかった単独の事象に起因するものは除外する。

## 公正価値測定

公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受領される、又は負債を移転するために支払われる価格である。

金融資産及び金融負債の公正価値は、認識及び測定又は開示目的で見積もられる。

公正価値は、測定へのインプットが観察可能である程度及び公正価値測定へのインプットの全体としての重要性に基づいて、公正価値の階層構造において異なるレベルに分類される。

- （１） 測定日に利用可能な同一の資産又は負債の活発な市場における（調整前）見積価格（レベル１）
- （２） レベル１に含まれる見積価格以外で、資産又は負債について直接的又は間接的に観察可能なインプット（レベル２）
- （３） 資産又は負債の観察不能なインプット（レベル３）。

当公社及びその子会社は、資産又は負債の公正価値を測定する際に、可能な限り市場で観察可能なデータを使用している。資産又は負債の公正価値が直接観察可能でない場合、当公社及びその子会社は状況に応じて適切な評価手法を使用し、関連する観察可能なインプットの使用を最大化し、観察不能なインプットの使用を最小化する。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の移転は、変更が生じた報告期間末に当公社及びその子会社によって認識される。

## ヘッジ

当公社及びその子会社は、通常の事業活動において、為替リスク及び金利リスクにさらされている。当公社及びその子会社は、これらのリスクを経営陣の財務方針書に従ってヘッジするため、デリバティブ及びその他のヘッジ手段を利用している。SFAS第55号は3種類のヘッジ関係がある。

- ・ 公正価値ヘッジ
- ・ キャッシュ・フローヘッジ
- ・ 海外事業への純投資のヘッジ。

当公社及びその子会社は、ヘッジ開始時に以下の条件が満たされた場合にのみヘッジ会計を採用している。

- ・ ヘッジ手段とヘッジ対象が明確に特定されている。
- ・ ヘッジ関係の正式な指定及び文書化が行われている。当該ヘッジ文書には、ヘッジ戦略及びヘッジの有効性を評価するために用いられた方法が含まれる。
- ・ ヘッジ関係は、ヘッジ期間を通じて非常に有効であると期待される。

上記の文書は、ヘッジが残存期間にわたって依然として高度に有効であると予測されるかどうかを評価するために、報告日ごとに更新される。

### キャッシュ・フローヘッジ

ヘッジ手段に係る損益のうち、有効なヘッジ手段であると判断された部分は、その他の包括利益（税引後）に計上され、ヘッジ積立金に累積され、ヘッジ手段に係る損益の有効でない部分は損益として認識される。

ヘッジ対象は調整されない。

予測取引のヘッジがその後に金融資産又は金融負債の認識をもたらす場合、その他の包括利益で認識された関連する損益は、同じ期間又はヘッジされた予測キャッシュ・フローが損益に影響を及ぼす期間において、組替調整として持分から損益に組替えられる。

予測取引のヘッジが非金融資産若しくは非金融負債の認識につながる、又は非金融資産若しくは非金融負債の予測取引が公正価値ヘッジ会計が適用される確定約定となる場合、当社は、以前にその他の包括利益に計上されていた、関連する損益を、組替調整として純損益に組替える。

## h. 金融負債及び持分金融商品

### 負債又は資本としての分類

当公社及びその子会社が発行する金融負債及び持分金融商品は、契約内容、並びに金融負債及び持分金融商品の定義に基づいて分類される。

### 持分金融商品

持分金融商品とは、当公社及びその子会社の資産に対する全ての負債を差し引いた残余持分を証明する契約のことである。持分金融商品は、直接発行費用控除後の受領した清算金として計上される。

### 金融負債

ツー・ステップ・ローン、政府及びノンバンク政府系金融機関からの借入金、銀行借入金、メディアム・ターム・ノート、債券（スクーク・イジャラを除く。）、電力買掛金及びその他の借入金は、取引費用控除後の公正価値で当初測定し、その後実効金利法を用いて償却原価で測定し、金利費用は実効利回りで認識している。

調達額（取引費用控除後）と借入金の清算又は償還額との差額は、実効金利法を用いて借入期間にわたり認識している。

スクーク・イジャラは、スクーク・イジャラの発行条項に拘束される部分となった時点で認識される。スクーク・イジャラは、発行に関連する手数料又は割引及び取引費用で調整した額面価格で認識している。

当初認識後、帳簿価額が手数料又は割引に起因する額面価格と異なる場合、その差額は、スクーク・イジャラの期間にわたって定額法で償却される。

### 金融負債の認識中止

当公社及びその子会社は、当公社及びその子会社の債務が免責、解約又は消滅した場合にのみ、金融負債の認識を中止する。認識を中止した金融負債の帳簿価額と支払済み対価及び支払対価との差額は、純損益として認識される。

## i. 金融資産と金融負債のネットティング

当公社及びその子会社は、金融資産及び金融負債を相殺するだけであり、下記の場合、財政状態計算書に純額を表示している。

- ・ 現在、認識された金額を相殺する法的強制力のある権利を有している。
- ・ 純額ベースで決済するか、資産を実現し、同時に負債を決済することを意図している。

## j. 有形固定資産 - 直接取得

2015年12月31日、当公社及びその子会社は、下記の資産クラスの会計方針を原価モデルから再評価モデルに変更した。

- ・ 土地
- ・ 建物、貯水場及びインフラストラクチャー
- ・ 設備及び発電所
- ・ 送電設備
- ・ 配電設備
- ・ 電力供給のための電気通信及びデータ処理機器
- ・ 主要予備部品

当該会計方針の変更は、SFAS第25号（2015年改訂）に基づき予め適用される。

上記の資産クラスは、公正価値からその後の減価償却費及び減損損失を差し引いた金額で表示される。土地は減価償却されない。これらの資産の評価は、FSAに登録された外部独立評価人によって行われる。再評価を行った資産の公正価値が帳簿価額と著しく異なることのないように、評価は十分な規則性をもって行われる。公正価値が著しく変動しない資産は、少なくとも3年毎に再評価することが義務付けられている。再評価日における減価償却累計額は、資産の帳簿価額の総額から消去され、純額は有形固定資産の再評価額に修正される。

その他の有形固定資産は、取得原価から減価償却費及び減損損失を控除した額を計上している。取得原価には、当該資産の取得に直接起因する支出が含まれる。

再評価モデルを用いた有形固定資産の再評価に係る帳簿価額の増加は、その他の包括利益の一部として「資産再評価剰余金」に計上している。同一資産の過去の増加分を相殺する減少分は、その他の包括利益の一部として「資産再評価剰余金」に対して借方計上され、その他の減少分は全て純損益に計上される。

土地を取得するために発生した初期費用は、土地の取得原価の一部として認識され、これらの費用は償却されない。土地を除く資産は、下記のとおり、予想耐用年数にわたり定額法により残存価額まで減価償却される。

2018年、2017年及び2016年  
(年)

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 建物、貯水場及びインフラストラクチャー   | 10-50 |
| 設備及び発電所               | 12-40 |
| 送電設備                  | 40    |
| 配電設備                  | 40    |
| 一般機器                  | 5     |
| 自動車                   | 5     |
| 主要予備部品                | 10-50 |
| 電力供給のための電気通信及びデータ処理機器 | 10    |
| その他の電気通信及びデータ処理機器     | 10    |
| 船舶及び設備                | 10-47 |

ファイナンス・リースで保有する資産は、リース期間終了時に当公社及びその子会社が所有権を取得することが合理的に確実ではない場合、所有する資産と同じ基準で、又はリース期間が短い場合には当該リース期間にわたって、減価償却を行う。

予想耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、見積りの変更による影響を見越して、年度末ごとに再検討される。

維持費及び修繕費は、発生時に損益として処理される。有形固定資産の項目の追加、交換、又は維持管理のために後に発生したその他費用は、当該項目に関連する将来の経済的利益が事業体に流れ、当該項目の費用が信頼性をもって測定できる場合に限り、資産として認識される。

有形固定資産が使用されなくなった、又は処分された場合、帳簿価額が勘定から消去される。その結果生じた損益は、損益に反映される。

一時的に営業活動に使用されていない資産は、有形固定資産の一部として計上される。営業活動に使用されていない資産は、有形固定資産の経済的耐用年数に基づき、同じ方法で償却される。

#### k. 非金融資産の減損

減価償却の対象となる資産は、帳簿価額で回収できない可能性があることを示す事象又は状況の変化が生じた場合、減損の有無について検討される。減損損失は、資産の帳簿価額が回収可能価額を上回る金額について認識される。回収可能価額は、資産の公正価値から売却原価を控除した額と使用価値のうち、いずれが高い額である。減損の評価にあたっては、資産は、個別に識別可能なキャッシュ・フロー（資金生成単位）が存在する最低水準に分類される。減損を生じた非金融資産は、各報告日において減損の戻入の可能性について検討される。

資産の減損損失の戻入は、前回の減損テストが実施されてから、資産の回収可能価額を決定するために使用された見積りが変更された場合にのみ、認識される。減損損失の戻入は、直ちに損益として認識される。この戻入によって、資産の帳簿価額が、減損が戻入された日に減損が認識されなかった場合の減価償却費相当額を超えることはない。

#### l. リース

##### 契約にリースが含まれているかどうかの判断

##### **2016年1月1日以前の会計処理**

ISFAS第8号：契約にリースが含まれているか否かの判断（以下「ISFAS第8号」という。）は、契約が実質的にSFAS第30号（2011年改訂）：リース（以下「SFAS第30号」という。）に従って会計処理すべきリースであるかどうかを判断する際の指針を示している。

インドネシアの電力事業は、政府が統括し、同社がBUMNとして行っており、電気事業代理店としての役割を果たしている。電気事業代理権者及び公共の用に供する電気事業の許可を受ける者は、その業務を行う区域ごとに、電気の供給の適格性を確保しなければならない。

当公社及びその子会社は、IPPと電力購入契約（PPA及びESC）を締結している。当該IPPは、公共利用に供するための電力事業免許を保有している。同免許は、公共利用に供するための電気を発電する責任を有する他の事業者に交付される場合がある。

後にFSAに統合されたCM-FISBの議長からの2009年3月30日付の2009年書簡第S-2366/BL号に基づき、IPPによる当公社及び当公社の子会社への電力供給契約で官民契約に分類されるものは、DSAK-IAIが当該取引に具体的に対応できる会計解釈を公表するまで、ISFAS第8号の適用が免除される。

経営陣は、ISFAS第16号：サービス委譲契約（以下「ISFAS第16号」という。）（2012年1月1日発効）が当公社及びその子会社のIPPとの電力供給契約に及ぼす影響を評価し、当該取引が官民コンセッション契約の運営者の会計処理を対象とする解釈の適用範囲に該当しないと判断した。その後、2011年12月22日付のCM-FISB委員長あての書簡により、経営陣は、2012年1月1日以降、SFAS第30号に従い、ISFAS第8号の規定を電力供給契約に適用することを決定した。

##### **2016年1月1日以降の会計処理**

2017年3月1日、FSAは、POJK第6号を発行した。当該取引に売買以外の要素が含まれているかどうかにかかわらず、IPPとのPPA及びESCに基づく全ての取引におけるPOJKの適用は、売買取引として扱われないため、IPPとのPPA及びESCにリースが含まれるかどうかの評価は実施されない（注記2.a）。

#### **リースの分類**

リースの条件が資産の所有に関連する実質的に全てのリスクと便益を賃借人に移転する場合、リースはファイナンス・リースとして分類される。その他のリースは全てオペレーティング・リースに分類される。

リース料は、リース債務の残高に対する一定の金利を達成するために、金融費用とリース債務の減額に配分される。条件付賃借料は発生した期間において費用として認識される。

オペレーティング・リースの支払（賃借人から受け取ったインセンティブ控除後）は、リース期間にわたって定額法で費用として認識される。ただし、リース資産から生じる経済的便益が消費される時間パターンをより代表する規則的な基準が他にある場合を除く。オペレーティング・リースで発生する条件付賃借料は発生した期間において費用として認識される。

2015年において、当公社及びその子会社は、当公社及びその子会社、並びにIPPが発電所から実質的に全量の電力及びエネルギーを受け取る契約を行っていることを根拠に、特定の電力購入契約及びIPPとのエネルギー販売契約がリース契約に該当すると判断した。この種の契約は、リース期間が資産の経済的耐用年数の大部分であり、リース期間終了時に割安な購入オプションが存在することを前提として、特定の発電所の所有権に係るリスク及び便益の大部分が当公社及びその子会社に移転しているファイナンス・リースであると判断される。

#### m. 建設仮勘定

建設仮勘定は、有形固定資産の建設に直接関連する費用である。建設仮勘定には、建設資金の借入、建設に使用した有形固定資産の減価償却費及び試運転期間中の電力売上を控除した後の資産が正常に機能しているかどうかを検証するための原価が含まれる。建設仮勘定は、完成し、使用可能になった時点で、それぞれの有形固定資産勘定に振り替えられる。

#### n. 借入費用

適格資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入費用は、当該資産が実質的に意図された用途又は売却の準備が整うまで、当該資産の意図された用途又は売却の準備ができ、当該資産の原価に加算されるまでに必然的にかなりの期間を要する資産である。

適格資産に直接帰属しない借入金については、当該適格資産に係る費用にキャップレートを適用して資本化額を決定している。キャップレートとは、適格資産を取得することを目的とした借入を除く、当該期間の総借入残高に対応する借入原価総額の加重平均である。

資本化額が、貸付が機能通貨建てであった場合に発生した可能性のある借入費用の金額を超えない範囲で、借入費用は為替差損から資本化される。

投資収益は、適格資産に対する支出を保留する特定の借入金の一時的な投資から得られるものであり、資産化の対象となる借入費用から控除される。

その他の借入費用は全て、発生した期間の損益として認識される。

#### o. 投資不動産

投資不動産とは、所有者若しくは賃借人が、物品又はサービスの生産又は供給、若しくは管理目的で使用するのではなく、賃借料又はキャピタルゲイン、若しくはその両方を得るためにファイナンス・リースの下で保有する不動産（土地、建物又は建物の一部、若しくはその両方）である。

投資不動産は、当該投資不動産に関連する将来の経済的便益が事業体に流入する可能性が高く、かつ、当該投資不動産の原価が信頼性をもって測定できる場合にのみ、資産として認識される。

投資不動産は、購入価格及び直接帰属される支出（弁護士費用、所有権移転税及びその他の取引費用）からなる投資不動産の当初原価で測定されるものとする。取引費用は、当初の測定に含まれる。

当初認識後、当公社及びその子会社は公正価値モデルを使用し、全ての投資不動産を公正価値で測定することを選択している。投資不動産の公正価値の変動から生じる損益は、発生した期間の損益として認識している。

投資不動産の公正価値は、認知された、関連する専門的資格を有し、評価される投資不動産の所在地及び区分に関する最近の経験を有する独立評価人による評価に基づいている。

所有権が消滅し、他者へのオペレーティング・リースが開始されたことにより使用方法が変更された場合にのみ、投資不動産への移転が行われる。

所有権が発効し、売却目的での開発が開始されたことにより使用方法が変更された場合にのみ、投資不動産への移転が行われる。

処分された場合、又は投資不動産の使用が恒久的に中止され、その処分による将来の経済的利益が見込まれない場合、投資不動産の認識が中止される。使用中又は処分から生じる損益は、正味処分受取金と資産の帳簿価額との差額として決定され、使用中又は処分の期間に損益として認識される。

#### p. 関連会社に対する投資

##### 関連会社に対する投資

関連会社とは、当公社及びその子会社が重要な影響力を有しているが支配していない全ての事業体であり、通常、議決権の20%から50%の株式を所有している。関連会社に対する投資は、持分法で会計処理される。持分法では、投資は原価で当初認識され、帳簿価額は取得日以降の損益又は被投資会社の損失に対する投資家の持分を認識するために増減される。当公社及びその子会社の関連会社に対する投資には、取得時に識別されたのれんが含まれている。

関連会社の経営成績、資産及び負債は、SFAS第58号(2009年改訂)売却目的で保有する非流動資産および廃止事業に基づき、投資が売却目的保有に分類される場合を除き、持分法を使用して連結財務書類に反映されている。持分法を適用するにあたり、当公社及びその子会社の関連会社の取得後の損益は損益として認識され、取得後のその他の包括利益はその他の包括利益として認識される。これらの取得後の変動及び関連会社から受け取った配当金は、投資の帳簿価額に対して調整される。当公社及びその子会社の当該関連会社に対する持分を超過する関連会社の損失（実質的に当公社及びその子会社の当該関連会社に対する純投資の一部を構成する長期的持分を含む）は、当公社及びその子会社が関連会社のために法的又は推定的債務を負担したか、支払を行った場合にのみ認識される。

関連会社に関する当公社と子会社との間の取引に係る未実現利益は、当公社及びその子会社の持分の範囲内で消去される。また、取引が譲渡資産の減損の証拠とならない限り、未実現損失は消去される。関連会社の会計方針は、当公社及びその子会社が採用する会計方針との整合性を確保するため、必要に応じて変更される。

当公社及びその子会社は、当公社及びその子会社の関連会社に対する投資について減損損失を認識する必要があるかどうかを判断するために、減損指標が存在することを示す客観的な証拠があるかどうかを各報告日において判断する。減損指標が存在する場合、SFAS第48号（2014年改訂）資産の減損に基づき、投資（のれん含む）の帳簿価額全体について、回収可能価額（使用価値と売却費用控除後の公正価値のいずれか高い方）を帳簿価額と比較することにより、単一の資産としての減損テストを行っている。認識された減損損失は、投資の帳簿価額の一部を構成する。当該減損損失の戻入は、投資の回収可能価額がその後増加する範囲において、SFAS第48号に従って認識される。

当公社及びその子会社は、下記のとおり、投資が関連会社への投資ではなくなった日に持分法の適用を中止する。

- （a） 当該投資が子会社となった場合
- （b） 旧関連会社の留保持分が金融資産である場合、当公社及びその子会社は、留保持分を公正価値で測定する。
- （c） 当公社及びその子会社が持分法の適用を中止した場合、当公社及びその子会社は、投資先が関連する資産又は負債を直接処分していた場合に必要とされるのと同じ基準で、当該投資に関連するその他の包括利益に認識されていた全ての金額を会計処理する。

当公社及びその子会社が関連会社と取引を行った場合、関連する関連会社に対する持分の範囲内で損益は消去される。

##### 共同支配企業への投資

SFAS第66号（2015年改訂）に基づき、共同契約への投資は、各投資家の契約上の権利及び義務に応じて、共同経営又は共同支配企業のいずれかに分類されている。当公社及びその子会社は、共同契約の性質を評価し、共同支配企業であると判断した。

共同支配企業の業績、資産及び負債は、これらの連結財務書類において持分法を用いて表示される。持分法を適用するにあたり、当公社及びその子会社の共同支配企業の取得後の損益は損益として認識され、取得後のその他の包括利益はその他の包括利益として認識される。これらの取得後の変動及び共同支配企業から受け取った配当金は、投資の帳簿価額に対して調整される。

共同支配企業の損失に対する当公社及び当公社の子会社の持分が、他の無担保非流動受取勘定を含む共同支配企業に対する持分と同等か、それを上回る場合、共同支配企業に代わって支払義務を負っているか、支払済みである場合を除き、当公社及びその子会社はさらなる損失を認識しない。

連結財務書類では、当公社及びその子会社と共同支配企業間の取引に係る未実現損益のうち、当公社及びその子会社の持分を消去するように調整を行う。当公社及びその子会社は、共同支配企業に関する共同契約が終了する日まで、当該共同支配企業に持分法を適用する。

共同支配企業の会計方針は、当公社及びその子会社が採用する方針との整合性を確保するため、必要に応じて変更される。

当公社及びその子会社は、共同支配企業が子会社又は関連会社とならない限り、支配の喪失に伴い公正価値で残存する投資を測定及び認識する。支配の喪失に伴う共同支配企業の帳簿価額と、残存投資及び売却収入の公正価値の合計額との差額は、損益として認識される。残存投資が重要な影響を与える場合、関連会社への投資として会計処理している。

#### q. 無形資産

##### 1. ソフトウェア開発費

コンピュータソフトウェアプログラムの保守に関連する費用は、発生時に費用として認識される。当公社及びその子会社が所有する識別可能でユニークなソフトウェア製品の設計及びテストに直接起因する開発費用は、無形資産として認識される。資産として認識されるコンピュータソフトウェアの開発費は、予想耐用年数にわたり定額法で償却される。

##### 2. 土地所有権更新に伴う法的費用

土地所有権の更新に関連する法的費用は、無形資産として認識し、土地所有の存続期間にわたって償却する。

当初認識後、無形資産は取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いた金額で計上される。無形資産の耐用年数は、有限又は無限と評価される。

#### 耐用年数が確定できる無形資産

耐用年数を確定できる無形資産は、定額法（又は、当該資産の将来の経済的便益が事業体によって消費されると予想されるパターンを反映するその他の方法）を用いて、経済的耐用年数にわたって償却される。

ソフトウェア開発費は、20%の定額法により償却される。

土地所有権更新の法的費用は、法的権利の有効期間又は土地の経済的耐用年数のいずれか短い期間にわたって償却される。

耐用年数が確定できる無形資産の償却期間及び償却方法は、少なくとも各会計年度末に見直される。

#### 耐用年数を確定できない無形資産

耐用年数を確定できない無形資産は償却しない。償却されていない無形資産の耐用年数は、事象及び状況を考慮して、当該資産の無期限の耐用年数評価が適切であるかを継続的に判断するため、毎年見直される。見直しを行わない場合、耐用年数の評価における不確定から有限への変更は、見込みベースで会計処理される。

耐用年数が確定できない無形資産については、毎年、また、無形資産が減損している可能性があることを示す兆候がある場合、減損テストを実施する。

#### r. 前払費用

前払費用は、定額法により、利益のある期間にわたり減価償却される。

s. 現金及び現金同等物

キャッシュ・フロー表示のため、現金及び現金同等物は、手持ちの現金、銀行預金及び期限が発行日から3か月以内の全ての非制限投資から構成される。

制限付現金及び定期預金は、貸出金及び債権に分類される。貸出金及び債権の会計方針については、注記3.gを参照のこと。

t. 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価又は正味実現価額のいずれか低い方で表示される。原価は移動平均法により算定される。

正味実現価額を決定するにあたり、当公社及びその子会社が棚卸資産の原価を上回る電力を販売できる場合、当公社及びその子会社は、発電用に使用されている棚卸資産をそれらの原価を下回る価額で評価しない。

u. 借入金及び債券（スクーク・イジャラを含む）

借入金及び債券は金融負債に分類される。金融負債に関する会計方針については、注記3.hを参照のこと。

v. 収益及び費用の認識

電力売上

電力売上による収益は、電力使用量（kWh）に基づいて認識される。費用は発生時（発生主義）に認識される。

政府からの電力補助金

政府からの電力補助金は、エネルギー・鉱物資源（以下「ESDM」という。）大臣規則2017年第41号の直近の改正によって、インドネシア国営電力公社が提供する電気料金に関する2017年インドネシア共和国財務大臣規則第162/PMK.02号及びESDM大臣規則2016年第28号で改正された、適用される2017年インドネシア共和国財務大臣令第44/PMK.02号の規定に従って計算される、発生主義の収益として認識される。

受取補償金

電力販売に対する料金が発電コスト（以下「BPP」という。）より低く、補助金として算定されていないいくつかの区分の需要家のBPPの返還に対する政府からの補償は、発生主義で収益として認識される。

需要家接続手数料

当公社は、需要家とネットワークを接続するための有形固定資産の建設又は取得に使用された需要家からの接続手数料を、当公社が接続サービスを完了した時点で収益として認識している。

その他収益

その他収益は、電気通信ネットワーク及びサービス、変圧機レンタル、その他の管理サービスから構成される。その他収益は、報告日における取引の完了段階を基準として認識される。

受取利息

受取利息は、発生主義に基づき、元本残高及び適用利率を基準として認識される。

## 費用

費用は発生主義で認識される。

### W. 電力売上

当公社及びその子会社は、IPPとのPPA及びESCにおいて、PPAの容量及びエネルギー構成、ESCの資源及び発電構成、運用保守構成など、各種原価構成に対する支払が、契約書に規定されたエネルギー供給レベルやその他の変数に依存する支払方法に従って決定された金額を電力供給の対価としてIPPに支払っている。

2016年1月1日以前に、当公社及びその子会社は、ISFAS第8号を導入し、IPPとのPPA及びESCにリースが含まれているかどうかを評価した。リースが特定された場合、当公社及びその子会社は、当該リースがファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類されるかどうかについて評価を行う（注記3.1）。IPPとのPPA及びESCがリースを含まない場合、IPPからの購入電力原価は発生時に購入電力費として認識され、連結損益及びその他の包括利益計算書に表示される。

### 2016年1月1日以降の会計処理

当該取引に売買以外の要素が含まれているかどうかにかかわらず、IPPとのPPA及びESCに基づく全ての取引における2016年1月1日からのPOJK第6号の事前導入は、売買取引として扱われない。IPPからの購入電力原価は発生時に購入電力費として認識され、連結損益及びその他の包括利益計算書に表示される（注記2.a）。

### x. 福利厚生

#### 退職給付

当公社及びその子会社は、全ての適格正社員を対象とする確定給付型年金制度を設けている。また、当公社及びその子会社は、当公社及びその子会社の方針に基づき、資格を有する従業員に対し、他の非積立型の確定給付型退職給付制度を提供している。

確定給付型年金制度の財政状態計算書で認識される負債は、報告期間末における確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を差し引いたものである。確定給付債務は、予測単位積立方式を用いて独立した保険数理人により毎年計算される。確定給付債務の現在価値は、給付が支払われる通貨建てで、関連する年金債務の条件に近似した満期を有する国債（質の高い債券には厚みのある市場がないことを考慮して）の金利を用いて将来の予想キャッシュ・アウトフローを割り引くことによって決定される。

実績による修正及び保険数理上の前提の変更に起因する保険数理上の損益は、その発生期間のその他の包括利益の持分に計上される。

過去勤務費用は、直ちに損益として認識される。

#### 長期給付

長期給付は、予測単位積立方式を用いて決定される。過去勤務費用は、直ちに損益として認識される。当公社及びその子会社は、確定給付型年金制度の縮小又は清算に伴う損益を、縮小又は清算が発生した時点で認識する。確定給付制度の縮小又は清算による損益は、縮小又は清算が発生した時点で損益として認識される。

実績による修正及び保険数理上の前提の変更に起因する保険数理上の損益は、その発生期間のその他の包括利益の持分に計上される。

連結財政状態計算書で認識される長期従業員給付債務は、確定給付債務の現在価値を表している。

### y. 引当金

引当金は、当公社及びその子会社が過去の事象の結果として現在債務（法的又は推定的）を有しており、当公社及びその子会社が債務の支払いを要求される可能性が高く、債務の金額について信頼性のある見積りを行うことができる場合に認識される。

引当金として認識される金額は、当該債務を取り巻くリスクと不確実性を考慮した、報告期間末に現在の債務を決済するために必要な対価の最善の見積りである。引当金が現在の債務を清算するために見積もられたキャッシュ・フローを用いて測定される場合、その帳簿価額はそれらのキャッシュ・フローの現在価値である。

引当金の精算に必要な経済的便益の一部又は全てが第三者から回収されると見込まれる場合、回収が行われ、その金額が確実に測定できることがほぼ確実であれば、債権が資産として認識される。

## z. 法人税

税金費用は当期税金及び繰延税金に関する損益の決定に含まれる総額である。当期税金費用は、実勢税率を用いて計算された当該年度の課税所得に基づいて決定される。

当期税金及び繰延税金は、（その他の包括利益として、又は直接持分として）損益外で認識される項目に関連する場合を除き、費用又は損益として認識される。この場合、税金は、損益外又は企業結合の当初の会計処理から発生した部分で認識される。企業結合の場合、税効果は企業結合の会計処理に含まれる。

最終的な課税所得については、法人税の基準を満たさないため、税金費用は当期の営業費用勘定の一部として認識及び表示された会計収益と比例的に認識される。

当期及びそれ以前の当期税金は、未払いの範囲で負債として認識される。当期及び過去の期間に関して既に支払われた金額がそれらの期間の未払金額を上回る場合、その超過額は資産として認識されるものとする。当期及びそれ以前の期間の当期税金負債（資産）は、報告期間末までに制定された、又は実質的に制定された税率（及び税法）を用いて、税務当局に支払われる（回収される）と見込まれる金額で測定される。

前期の税金を回収するために繰戻可能な税務便益は、資産として認識される。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金及び未使用の税額控除を使用できる将来の課税所得がある可能性が高い範囲において、未使用の税務上の欠損金及び未使用の税額控除の繰越額として認識される。

繰延税金負債は、繰延税金負債が下記から生じる範囲を除き、全ての課税一時差異について認識されるものとする。

a) のれんの当初認識

b) 又は、企業結合ではない取引における資産又は負債の当初認識及び取引時点での会計利益又は課税利益（税務上の欠損金）に影響を及ぼさない。

繰延税金資産及び負債は、連結財務書類上の資産及び負債の帳簿価額とそれらの税基盤との差異に起因する将来の税効果に対して認識される。繰延税金負債は全ての課税一時差異に対して認識され、繰延税金資産は控除可能な一時差異が利用できる将来の期間において課税所得が利用できる可能性が高い範囲で、控除可能な一時差異として認識される。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、報告期間末までに制定された、又は実質的に制定された税率（及び税法）に基づき、負債が決済された期間又は実現された資産に適用されると見込まれる税率で測定される。

繰延税金資産及び繰延税金負債の測定は、当公社及びその子会社が報告期間末に帳簿価額を回収又は決済することを想定している方法に従った結果を反映する。

繰延税金資産の帳簿価額は、各報告期間末に見直され、資産の全て又は一部を回収するために十分な課税所得がある可能性が高くなった場合には減額される。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、法的に強制力のある形で当期税金資産と当期税金負債を相殺する権利があり、それらが同一の税務当局により課された法人税に関連しており、当公社及びその子会社が重要な繰延税金負債又は繰延税金資産が相殺又は回収されると見込まれる将来の各期間において、当期税金資産及び当期税金負債を純額で決済するか、それらの資産を実現し、同時に負債を決済することを意図している場合にのみ相殺される。

## aa. 政府出資資産

政府が会社の株主としての立場で出資した資産は、株主との持分取引として会計処理される。資産は、政府と合意した取引費用で計上される。当公社は、政府出資資産を株主による追加的な資本の支払に対応する増加分を含む有形固定資産の取得として計上する。

bb. 租税特赦資産及び負債

租税特赦資産及び負債は、共和国の財務大臣による租税特赦承認レター（以下「TAAL」という。）の発行時に認識され、純額（相殺）として認識されない。租税恩赦資産と租税恩赦負債の差額は、払込剰余金として認識される。

租税特赦資産は、TAALに記載された価額で当初認識される。

租税特赦負債は、各租税特赦資産の取得に関する契約上の義務に従って当公社が決済する現金又は現金同等物の金額で当初測定される。

租税恩赦を得るために会社が支払った報酬は、会社がTAALを受け取った期間に費用として認識される。

当初認識後、租税特赦資産及び負債は、各租税特赦資産及び負債の分類に基づいて、それぞれの関連するFASに従って測定される。

当公社及びその子会社は、認識された租税特赦資産及び負債に関して、下記の事項を財務書類に開示している。

- a. TAALの日付
- b. TAALに基づき租税特赦資産として認識される金額
- c. 租税特赦負債として認識された金額

cc. 基本的 1 株当たり利益

基本的 1 株当たり利益は、当公社の所有者に帰属する当期利益を、当期の発行済株式数の加重平均で除して算出される。

希薄化後 1 株当たり利益は、当公社が保有する希薄化潜在的普通株式が全て転換されたと仮定して、発行済普通株式の加重平均を調整して算出される。当公社は希薄化潜在的普通株式を有していない。

dd. セグメント情報

営業セグメントへの資源の配分及びその業績の評価のため、営業セグメントは、当公社及びその子会社の構成に関する内部報告書に基づいて特定され、「最高経営意思決定者」が定期的に見直しを行い、

要報告セグメントは、セグメント情報を別途報告しなければならない個別の事業セグメント又は事業セグメントのグループである。特定の条件が満たされている場合、1つ以上の営業セグメントを単一の要報告セグメントに集約することが認められている（必須ではない）。主な条件は、当該営業セグメントが類似の経済的特性（例えば、利益率、スプレッド、売上高成長率など）を有していることである。複数の営業セグメントを単一の要報告セグメントに集約できるかどうかは、重要な判断である。

ジャワ西部、ジャワ中部及びジャワ東部は、消費者の特性が類似しているため、単一の要報告セグメントとして集計している。

資源配分及び業績評価の目的で、最高経営意思決定者に報告された情報は、電力販売の地理的一に基づいてグループ分けされている。

## 4. 重要な会計判断及び重要な会計上の見積り

注記3に記載されている当公社及びその子会社の会計方針の適用にあたり、経営陣は、資産及び負債の帳簿価額について、他の情報源から容易に明らかにならない判断、見積り及び仮定を行う必要がある。見積り及び関連する仮定は、過去の経験及び関連すると考えられるその他の要因に基づいている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積り及び基礎となる仮定は、継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、修正がその期間のみに影響を及ぼす場合には修正された期間に、修正が現在及び将来の期間に影響を及ぼす場合には修正された期間及び将来の期間に認識される。

### 会計方針の適用に当たっての重要な判断

注記3に記載されている会計方針の適用の過程において、当公社及びその子会社は、重要な判断を下すために下記の事項を特定している。

#### ファイナンス・リースで保有する発電所の公正価値

SFAS第30号に従い、多くの有形固定資産がFLAに基づき計上される。当公社は、リース開始時に、発電所の公正価値又はリース開始時に決定された最低リース料の現在価値のいずれか低い方に相当する金額でファイナンス・リース資産及び負債を認識する。

当公社は、発電所を建設するための期待費用、リースの潜在金利、契約終了時の資産の残存価額を含む適切な評価手法と仮定を適用することにより、ファイナンス・リース発電所の公正価値を決定した。開始時の公正価値を測定するために用いられた仮定のその後の変更は、リース資産のその後の測定額に影響を及ぼさない。

#### 需要家接続手数料からの収益

当公社及びその子会社は、需要家が支払った接続料に係る収益認識の正確なタイミングを決定するために、全ての関連する事実及び状況を検討した。そのためには、当公社が接続料を受け取った結果としてどのような履行義務を負うかを判断する必要がある。

当公社及びその子会社は、継続的な電気の供給義務が新電力法に規定されており、政府が定めた電気使用料金（需要家が支払った接続料にかかわらず）を全ての需要家に課金している事実を考慮した。したがって、接続料の受領は、当公社及びその子会社が需要家に継続的な電力供給を行うための個別の履行義務を創出するものではない。

当公社及びその子会社は、需要家を当公社のネットワークに接続することが、接続料と引き換えに提供される唯一のサービスであると結論付けている。サービス接続は、需要家に配信され、その需要家のスタンドアローン価値を示す。そのため、当公社及びその子会社は、需要家とネットワークを接続するための有形固定資産の建設又は取得に使用された需要家からの接続手数料を、当公社が接続サービスを完了した時点で収益として認識している。

#### 共同支配の取り決めに対する持分

いつ当公社及びその子会社が共同支配を得るか、どちらが当該活動の評価が必要であるか、当該活動に関連する決定に全会一致の同意が必要であるかを判断する必要がある。当公社及びその子会社は、共同支配の取り決めに関連する活動は、当該取り決めの運転上及び資本上の決定に関するものであると判断した。

また、共同支配の取り決めを共同経営又は共同支配企業に分類するかどうかの判断が必要である。当公社及びその子会社は、当該取り決めを分類するにあたり、当該取り決めから生じる権利及び義務を評価する必要がある具体的には、下記の事項を考慮する。

- ・ 共同支配の取り決めの構造 - それが独立の事業体を介して構成されているかどうか
- ・ 独立の事業体を通じて取り決めを構成する場合、当公社及びその子会社は下記の事項から生じる権利及び義務についても考慮する。
  - 独立の事業体の法的形式
  - 取り決めの条件
  - その他の事実及び状況（該当する場合）

この評価には、多くの場合、共同支配に関する重要な判断と別個の結論が必要となり、当該取り決めが共同経営か共同支配企業かは会計に重大な影響を与える可能性がある。

当公社及びその子会社は、共同支配企業（PT Rajamandala Electric Power、PT Perta Daya Gas、PT Bajradaya Sentranusa、PT Komipo Pembangkitan Jawa Bali、PT Bukit Pembangkit Innovative、PT Rekind Daya Mamuju、PT Unelec Indonesia、PT Crompton Prima Switchgear Indonesia、PT Shenhua Guohua Pembangkitan Jawa Bali、PT Guohua Taidian Pembangkitan Jawa Bali、PT GCL Indotenaga、PT North Sumatera Hydro Energy及びPT Indo Raya Tenaga）を通じた共同支配の取り決めを構成した。これらの構成及び取り決めの条件は、当公社及びその子会社が当該取り決めの純資産に対する権利を有していることを示している。また、当公社及びその子会社は、当該取り決めに関するその他の事実及び状況を評価し、最終的な結論として、当該取り決めは共同支配企業であると判断した（注記8）。

## 見積りの不確実性の原因

次会計年度の資産及び負債の帳簿価額に重要な調整を生じさせる重大なリスクがある、報告期間末における将来及びその他の重要な見積りの前提条件は、下記のとおりである。

### 貸出金及び債権に対する貸倒損失

当公社及びその子会社は、各報告日において、貸付金及び債権の貸倒損失の有無を評価する。貸倒損失を損益に計上すべきかどうかを判断するにあたり、経営陣は損失事象が発生したことを示す客観的証拠があるかどうかを判断する。また、経営陣は、損失見積りと実際の損失との差異を抑えるために定期的に見直される将来キャッシュ・フローの額とタイミングを見積もる方法と仮定についても判断する。貸出金及び債権の帳簿価額は、注記14及び17に開示されている。

### 有形固定資産及び投資不動産の予想耐用年数

有形固定資産及び投資不動産の帳簿価額は、それぞれ注記6及び7で開示している。

有形固定資産の予想耐用年数の変更は、減価償却費の計上及び有形固定資産の帳簿価額に影響を及ぼす。

### 再評価モデルを用いた有形固定資産及び投資不動産の予想耐用年数

2015年12月31日、当公社及びその子会社は、一部の資産クラスについて、会計方針を原価モデルから再評価モデルに変更した。有形固定資産の再評価は、独立した公的価格査定人によって行われている。

経営陣は、独立した公的価格査定人の支援を得て、データの入力と仮定を決定し、評価方法を評価し、評価プロセスの一環として評価人と話し合いを行う。再評価に使用されるアプローチ及び方法は、資産クラスに依存する。当公社及びその子会社のデータ及び仮定は合理的かつ妥当なものであると考えられるが、データの入力内容の著しい変更又は仮定の著しい変更は、再評価モデルを用いた資産の価値に重要な影響を及ぼす可能性がある。

再評価に係る有形固定資産及び投資不動産の評価方法及び重要なデータインプットの詳細は、それぞれ注記6及び7に記載している。

### 退職給付

退職給付の決定は、数理計算上の一定の前提条件の選択に依存している。これらの仮定には、割引率、昇給率などが含まれる。当公社及びその子会社の仮定と異なる結果は、将来の期間にわたって累積及び償却されるため、通常、当該将来の期間に計上される費用及び負債に影響を与える。当公社及びその子会社の仮定は合理的かつ妥当なものであると考えられるが、結果の著しい変更又は仮定の著しい変更は、当公社及びその子会社の退職後給付に重要な影響を及ぼす可能性がある。

退職後給付の計算に用いた仮定は、注記50に開示されている。

### 法人税

当公社及びその子会社の法人税費用の計算には、見積りプロセスにおける特定の費用の控除可能性を決定する際の判断及び仮定が必要となる。経営陣が下した判断及び見積りは全て、税務総局（以下「DGT」という。）から異議を申し立てられる可能性がある。その結果、最終的な税務判断が不確実となる。当公社及びその子会社が、税務当局との交渉を通じて行った税務ポジションの解決には、完了するまでに数年を要することがあり、場合によっては最終的な結果を予測することが困難な場合がある。これらの事項の最終的な結果が当初計上された金額と異なる場合、当該差異は、当該決定が行われた年度における所得税及び繰延税金引当金に影響を及ぼす。

繰延税金資産は、繰越欠損金及び一時差異から生じるものを含め、回収可能性が回収不能と判断される場合にのみ認識され、将来の十分な課税所得の発生に依存している。将来の課税所得の創出に関する仮定は、予想される売上高水準、並びにリスク及び不確実性の影響を受けやすい関連費用に関する経営陣の見積りに大きく影響されるため、状況の変化によって将来の課税所得の見積りが変わる可能性がある。

## ５． 子会社

当社は、以下の子会社に対して、直接的又は間接的に所有権を有している。

| 子会社                                                            | 住所    | 事業内容                               | 出資比率        |             |             | 営業年度 | 消去前総資産 **)      |                 |                 |
|----------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------|-------------|-------------|-------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                                                                |       |                                    | 2018年度<br>% | 2017年度<br>% | 2016年度<br>% |      | 2018年度<br>十億ルピア | 2017年度<br>十億ルピア | 2016年度<br>十億ルピア |
| PT Indonesia Power (IP)<br>及びその子会社                             | ジャカルタ | 発電                                 | 99.99       | 99.99       | 99.99       | 1995 | 196,133         | 218,339         | 220,755         |
| PT Cogindo DayaBersama (CDB)<br>*)                             | ジャカルタ | コージェネレーショ<br>ン、配電、エネルギー<br>サービス、経営 | 99.99       | 99.99       | 99.99       | 1999 | 1,177           | 1,041           | 915             |
| PT Artha Daya Coalindo (ADC)<br>*)                             | ジャカルタ | 石炭取引                               | 80.00       | 80.00       | 80.00       | 1998 | 157             | 397             | 182             |
| PT Indo Ridlatama Power (IRP)<br>*)                            | クタイ   | 発電                                 | 90.00       | 90.00       | 93.96       | 2018 | 1,719           | 1,187           | 607             |
| PT Indo Tenaga Hijau (ITH)<br>*)                               | ジャカルタ | 新エネルギー及び再生<br>可能エネルギーの開発           | 95.21       | 95.21       | 95.21       | ***) | 96              | 82              | 84              |
| PT Putra Indotenaga (PIT) *)                                   | ジャカルタ | 電気とエネルギー                           | 99.99       | 99.99       | 99.99       | 2016 | 870             | 711             | 417             |
| PT PJB及びその子会社                                                  | スラバヤ  | 発電                                 | 99.99       | 99.99       | 99.99       | 1995 | 174,391         | 193,321         | 191,738         |
| PT PJB Services (PJBS) *)<br>及びその子会社                           | スラバヤ  | サービス                               | 98.00       | 98.00       | 98.00       | 2001 | 1,277           | 993             | 985             |
| PT Mitra Karya Prima (MKP)<br>*)                               | スラバヤ  | サービス                               | 92.00       | 92.00       | 92.00       | 2013 | 87              | 82              | 69              |
| PT Sertifikasi Kompetensi<br>Pembangkitan Tenaga<br>Listrik *) | ジャカルタ | サービス                               | 95.00       | 95.00       | 95.00       | 2015 | 5               | 5               | 2               |
| PT Rekadaya Elektriika (RE)<br>*) 及びその子会社                      | ジャカルタ | 電気及びエンジニアリ<br>ング                   | 98.90       | 98.90       | 98.90       | 2004 | 1,513           | 1,130           | 981             |
| PT Rekadaya<br>Elektriika Consult (REC)<br>*)                  | ジャカルタ | 監督及びコンサルティ<br>ング                   | 99.80       | 99.80       | 99.80       | 2011 | 172             | 141             | 87              |
| PT Navigat Innovative<br>Indonesia (NII) *)                    | バレンバン | 貿易、建設、鉱業、農<br>業                    | 72.97       | 72.97       | 72.97       | ***) | 307             | 253             | 220             |
| PT PJB Investasi (PJBI) *)                                     | ジャカルタ | 電気                                 | 99.99       | 99.99       | 99.99       | 2016 | 4,444           | 3,036           | 327             |

|                                             |        |                          |        |        |        |       |        |        |        |
|---------------------------------------------|--------|--------------------------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| PT PLN Batam及びその子会社                         | バタム    | 電力供給事業者                  | 99.99  | 99.99  | 99.99  | 2000  | 20,035 | 19,154 | 16,138 |
| PT Pelayanan Energi Batam<br>(PEB)          | バタム    | ガスパイプラインの建設及びその他のエネルギー部門 | 99.99  | 99.99  | 99.90  | 2016  | 881    | 845    | 821    |
| PT Indonesia Comnets Plus<br>(ICON)         | ジャカルタ  | 通信事業者                    | 99.99  | 99.99  | 99.99  | 2000  | 3,098  | 2,606  | 2,296  |
| PT PLNE<br>及びその子会社                          | ジャカルタ  | エンジニアリング、調達、建設           | 99.99  | 99.90  | 99.90  | 2003  | 1,245  | 1,031  | 878    |
| PT Prima Power Nusantara<br>(PPN)           | ジャカルタ  | エンジニアリング、調達、建設           | 99.99  | 99.99  | 99.99  | 2017  | 260    | 114    | 45     |
| PT PLN タラカン及びその子会社                          | タラカン   | 保守及び運用                   | 99.97  | 99.97  | 99.97  | 2004  | 355    | 304    | 350    |
| PT Paguntaka Cahaya Nusantara<br>(PCN) * )  | バリクパバン | 保守及び運用                   | 99.96  | 99.96  | -      | 2018  | 3      | 2      | -      |
| マジャバヒト・ホールディング<br>B.V.(MH)<br>及びその子会社       | オランダ   | 財務担当                     | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 2006  | 13,173 | 35,524 | 41,896 |
| マジャバヒト・ファイナンス<br>B.V.(MF) * )               | オランダ   | 財務担当                     | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 2006  | 36,458 | 34,109 | 33,827 |
| PLN バツバラ<br>及びその子会社                         | ジャカルタ  | 石炭取引                     | 99.99  | 99.99  | 99.99  | 2009  | 5,977  | 4,424  | 1,265  |
| PT Jambi Prima Coal (JPC)                   | ジャンビ   | 石炭鉱業                     | 60.00  | 60.00  | -      | 2010  | 175    | 869    | -      |
| PT PLN Batubara Investasi<br>(BBI)          | ジャカルタ  | 投資                       | 99.99  | 0.00   | -      | 2018  | 240    | -      | -      |
| PT Bangun Persada Jambi<br>Energi (BPJE)* ) | ジャンビ   | 石炭鉱業                     | 80.00  | 0.00   | -      | *** ) | 50     | -      | -      |
| PT Mahakarya Abadi Prima<br>(MAP)* )        | ジャンビ   | 石炭鉱業                     | 80.00  | 0.00   | -      | *** ) | 5      | -      | -      |
| PT PLN ガス& ジオサーマル                           | ジャカルタ  | 発電                       | 99.99  | 99.99  | 99.99  | 2010  | 147    | 17     | 21     |
| PT Pelayaran Bahtera Adhiguna               | ジャカルタ  | 運送                       | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 2011  | 1,431  | 1,472  | 1,257  |
| PT PBM Adhiguna putra (PBM<br>AP)**** )     | ジャカルタ  | 運送                       | 0.00   | 24.95  | 99.95  | 1987  | -      | -      | 147    |

|                                                   |       |                                                              |        |        |       |      |     |     |     |
|---------------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------|--------|--------|-------|------|-----|-----|-----|
| PT Haleyora Power (HP)<br>及びその子会社                 | ジャカルタ | 保守及び運用                                                       | 99.99  | 99.99  | 99.99 | 2013 | 825 | 739 | 586 |
| PT Haleyora Powerindo (HPI)<br>*)                 | ジャカルタ | サービス                                                         | 90.00  | 90.00  | 90.00 | 2013 | 408 | 312 | 311 |
| PT Prima Layanan Niaga<br>Suku Cadang (PLN SC) *) | ジャカルタ | 電力部門における業<br>務・サービス取引、エ<br>ンジニアリング・サブ<br>ライチェーン、コンサ<br>ルティング | 100.00 | 100.00 | -     | 2018 | 197 | 151 | -   |

\*) 間接所有

\*\*) 十億ルピア単位

\*\*\* ) 開発中

\*\*\*\* ) 関連会社への地位変更

2017年7月31日付公正証書第73号により、PT Pengembang Listrik Nasional Gedothermal (PLN Geothermal) は、PT PLN ガス&ジオサーマルに社名を変更し、特に中流ガスに関連するインフラとともに、ガス管理事業の範囲を拡大した。

2017年6月16日、子会社であるPT PJB及びIPIは、それぞれPLN SCの51%及び49%の株式に相当する76,500百万ルピア及び73,500百万ルピアの株式を所有するPLN SCを設立した。

2017年、子会社であるPLN バツバラは、取得価額521,471百万ルピアでJPCの60%の株式を取得した。

2017年、子会社であるPT PLN タラカンの業種が保守運用会社に変更された。

2017年、子会社であるPLN バツバラは、PCNの株式99.96%に相当する2,499百万ルピアの株式投資を行った。

2017年、子会社であるIP及び非支配者であるPT Ridlatama Bangun Mandiriは、それぞれ22,965百万ルピア及び18,333百万ルピアのIRPの株式を取得した。この持分増加により、IPのIRPに対する持分比率は90%に変わった。

2016年、子会社であるIPがIRPに対する追加出資を135,000百万ルピアに引き上げ、IPのIRPに対する払込資本を増加させ、IRPの93.96%に相当する337,035百万ルピアとなった。

2017年11月7日付のジャカルタの公証人Hasbulla Abdul Rasyid, S.H., M.Kn.の公正証書第33号により、IPの子会社であるPT Tangkuban Parahu Geothermal Power (TPGP)は、社名をPT Indo Tenaga Hijau (ITH)に変更し、新エネルギー及び再生可能エネルギーの事業範囲を拡大した。

2017年、子会社であるIPがPITの追加出資を278,957百万ルピアまで増やしたが、持分変動はなかった。

2017年5月2日、子会社であるPT BAGIは、PBM APのPT BAG株式の75%をDana Pensiun PLN (以下「DP PLN」という。)に売却したことにより、PBM APに対する支配を喪失し、収益は54,250百万ルピアに達し、PBM APの地位を関連会社に変更した。

2016年、子会社であるPT PLNEIは、PPNの株式99.99%に相当する15,000百万ルピアの株式投資を行った。

2018年1月19日、子会社であるPLN BBIは、PLN BB Investasiの株式99.99%に相当する2,499百万ルピアの株式保有でPLN BB Investasiを設立した。

2018年12月20日、子会社のPLN BBIは、BPJE及びMAPの株式80%を取得価額66,500百万ルピア及び78,300百万ルピアで取得した。

## 6. 有形固定資産

| 2018年度        |             |             |             |             |                       |               |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|---------------|
| 期首残高<br>百万ルピア | 追加<br>百万ルピア | 控除<br>百万ルピア | 減損<br>百万ルピア | 組替<br>百万ルピア | 再評価に係る<br>増加<br>百万ルピア | 期末残高<br>百万ルピア |

## 取得原価

## 直接取得

|                               |               |             |             |   |              |              |               |
|-------------------------------|---------------|-------------|-------------|---|--------------|--------------|---------------|
| 土地                            | 118,995,469   | 18,468      | -           | - | 756,210      | 31,803,271   | 151,573,418   |
| 建物、貯水場及び<br>インフラストラク<br>チャー   | 61,859,190    | 167,940     | -           | - | 2,993,049    | (790,119)    | 64,230,060    |
| 設備及び発電所                       | 607,283,907   | 1,105,497   | -           | - | 15,232,064   | (66,137,929) | 557,483,539   |
| 送電設備                          | 101,635,932   | 18,091      | -           | - | 10,933,050   | 12,234,644   | 124,821,717   |
| 配電設備                          | 175,139,301   | 272,388     | -           | - | 25,004,621   | (4,773,775)  | 195,642,535   |
| 一般機器                          | 12,244,185    | 462,321     | -           | - | 1,155,965    | -            | 13,862,471    |
| 自動車                           | 1,519,782     | 76,307      | -           | - | 179,048      | -            | 1,775,137     |
| 主要予備部品                        | 1,240,090     | 423,148     | -           | - | 683,789      | (127,503)    | 2,219,524     |
| 電力供給のための<br>電気通信及びデー<br>タ処理機器 | 4,350,037     | 102,735     | -           | - | 1,139,992    | (1,048,036)  | 4,544,728     |
| その他の電気通信<br>及びデータ処理機<br>器     | 2,091,899     | 2,051       | -           | - | 339,544      | -            | 2,433,494     |
| 船舶及び設備                        | 1,166,918     | 61,165      | -           | - | -            | -            | 1,228,083     |
| 小計                            | 1,087,526,710 | 2,710,111   | -           | - | 58,417,332   | (28,839,447) | 1,119,814,706 |
| <b>リース資産</b>                  |               |             |             |   |              |              |               |
| 土地                            | 276,355       | -           | -           | - | -            | -            | 276,355       |
| 設備及び発電所                       | 41,325,730    | -           | -           | - | 58,767       | -            | 41,384,497    |
| 小計                            | 41,602,085    | -           | -           | - | 58,767       | -            | 41,660,852    |
| 建設仮勘定                         | 145,296,494   | 113,011,653 | -           | - | (59,129,140) | -            | 199,179,007   |
| 営業活動に使用しな<br>かった資産            | 16,311,885    | -           | (1,111,469) | - | (5,433,641)  | -            | 9,766,775     |
| 合計                            | 1,290,737,174 | 115,721,764 | (1,111,469) | - | (6,086,682)  | (28,839,447) | 1,370,421,340 |

減価償却累計額/減損累  
計額

## 直接取得

|                               |            |            |   |   |           |              |            |
|-------------------------------|------------|------------|---|---|-----------|--------------|------------|
| 建物、貯水場及び<br>インフラストラク<br>チャー   | 3,696,613  | 1,753,538  | - | - | (249,105) | (5,201,046)  | -          |
| 設備及び発電所                       | 31,971,794 | 17,391,337 | - | - | (222,640) | (49,140,491) | -          |
| 送電設備                          | 4,821,695  | 2,686,037  | - | - | 20,041    | (7,527,773)  | -          |
| 配電設備                          | 9,143,419  | 5,616,206  | - | - | (25,284)  | (14,734,341) | -          |
| 一般機器                          | 9,460,642  | 1,139,582  | - | - | 31,683    | -            | 10,631,907 |
| 自動車                           | 1,060,893  | 160,235    | - | - | (5,735)   | -            | 1,215,393  |
| 主要予備部品                        | 166,841    | 59,581     | - | - | 5,932     | (232,354)    | -          |
| 電力供給のための<br>電気通信及びデー<br>タ処理機器 | 1,005,064  | 531,666    | - | - | (11,529)  | (1,525,201)  | -          |
| その他の電気通信<br>及びデータ処理機<br>器     | 1,454,810  | 190,048    | - | - | (5,355)   | -            | 1,639,503  |
| 船舶及び設備                        | 369,658    | 88,062     | - | - | 78        | -            | 457,798    |
| 小計                            | 63,151,429 | 29,616,292 | - | - | (461,914) | (78,361,206) | 13,944,601 |

| リース資産              |               |            |             |         |             |              |               |
|--------------------|---------------|------------|-------------|---------|-------------|--------------|---------------|
| 設備及び発電所            | 11,831,265    | 1,143,691  | -           | -       | 352,665     | -            | 13,327,621    |
| 営業活動に使用し<br>なかった資産 | 11,186,051    | 301,965    | (1,111,189) | 907,039 | (4,823,086) | -            | 6,460,780     |
| 合計                 | 86,168,745    | 31,061,948 | (1,111,189) | 907,039 | (4,932,335) | (78,361,206) | 33,733,002    |
| 減損引当金              | -             | -          | -           | -       | -           | 210,105      | 210,105       |
| 帳簿価額、純額            | 1,204,568,429 |            |             |         |             |              | 1,336,478,233 |

## 2017年度

|                           | 期首残高<br>百万ルピア | 追加<br>百万ルピア | 控除<br>百万ルピア | 減損<br>百万ルピア | 組替<br>百万ルピア  | 期末残高<br>百万ルピア |
|---------------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------------|
| 取得原価                      |               |             |             |             |              |               |
| 直接取得                      |               |             |             |             |              |               |
| 土地                        | 122,946,829   | 296,727     | -           | -           | (4,248,087)  | 118,995,469   |
| 建物、貯水場及びインフ<br>ラストラクチャー   | 53,221,708    | 573,948     | -           | -           | 8,063,534    | 61,859,190    |
| 設備及び発電所                   | 601,857,994   | 1,404,228   | -           | -           | 4,021,685    | 607,283,907   |
| 送電設備                      | 94,212,569    | 217,711     | -           | -           | 7,205,652    | 101,635,932   |
| 配電設備                      | 156,955,477   | 917,265     | -           | -           | 17,266,559   | 175,139,301   |
| 一般機器                      | 10,734,882    | 316,985     | -           | -           | 1,192,318    | 12,244,185    |
| 自動車                       | 1,195,896     | 82,865      | -           | -           | 241,021      | 1,519,782     |
| 主要予備部品                    | 1,017,197     | 49,161      | -           | -           | 173,732      | 1,240,090     |
| 電力供給のための電気通<br>信及びデータ処理機器 | 3,248,184     | 79,566      | -           | -           | 1,022,287    | 4,350,037     |
| その他の電気通信及び<br>データ処理機器     | 1,886,524     | 275         | -           | -           | 205,100      | 2,091,899     |
| 船舶及び設備                    | 1,146,053     | 20,865      | -           | -           | -            | 1,166,918     |
| 小計                        | 1,048,423,313 | 3,959,596   | -           | -           | 35,143,801   | 1,087,526,710 |
| リース資産                     |               |             |             |             |              |               |
| 土地                        | 47,400        | 228,955     | -           | -           | -            | 276,355       |
| 設備及び発電所                   | 37,921,931    | 3,403,799   | -           | -           | -            | 41,325,730    |
| 小計                        | 37,969,331    | 3,632,754   | -           | -           | -            | 41,602,085    |
| 建設仮勘定                     | 102,994,657   | 89,059,011  | -           | -           | (46,757,174) | 145,296,494   |
| 営業活動に使用しなかつ<br>た資産        | 8,559,805     | -           | (3,582,368) | (4,384,773) | 15,719,221   | 16,311,885    |
| 合計                        | 1,197,947,106 | 96,651,361  | (3,582,368) | (4,384,773) | 4,105,848    | 1,290,737,174 |
| 減価償却累計額/減損累計額             |               |             |             |             |              |               |
| 直接取得                      |               |             |             |             |              |               |
| 建物、貯水場及びインフ<br>ラストラクチャー   | 2,291,307     | 1,640,227   | -           | -           | (234,921)    | 3,696,613     |
| 設備及び発電所                   | 15,317,088    | 16,519,913  | -           | -           | 134,793      | 31,971,794    |
| 送電設備                      | 2,341,006     | 2,475,531   | -           | -           | 5,158        | 4,821,695     |
| 配電設備                      | 4,311,364     | 4,865,522   | -           | -           | (33,467)     | 9,143,419     |
| 一般機器                      | 8,326,941     | 1,076,274   | -           | -           | 57,427       | 9,460,642     |
| 自動車                       | 953,985       | 119,008     | -           | -           | (12,100)     | 1,060,893     |

|                       |                      |            |           |           |          |                      |
|-----------------------|----------------------|------------|-----------|-----------|----------|----------------------|
| 主要予備部品                | 155,689              | 40,634     | -         | -         | (29,482) | 166,841              |
| 電力供給のための電気通信及びデータ処理機器 | 543,804              | 443,054    | -         | -         | 18,206   | 1,005,064            |
| その他の電気通信及びデータ処理機器     | 1,259,180            | 194,094    | -         | -         | 1,536    | 1,454,810            |
| 船舶及び設備                | 291,820              | 77,838     | -         | -         | -        | 369,658              |
| 小計                    | 35,792,184           | 27,452,095 | -         | -         | (92,850) | 63,151,429           |
| <b>リース資産</b>          |                      |            |           |           |          |                      |
| 設備及び発電所               | 10,106,163           | 1,725,102  | -         | -         | -        | 11,831,265           |
| 営業活動に使用しなかった資産        | 6,519,232            | 964,343    | (871,177) | 4,223,731 | 349,922  | 11,186,051           |
| 合計                    | 52,417,579           | 30,141,540 | (871,177) | 4,223,731 | 257,072  | 86,168,745           |
| <b>帳簿価額、純額</b>        | <b>1,145,529,527</b> |            |           |           |          | <b>1,204,568,429</b> |

## 2016年度

|                       | 期首残高<br>百万ルピア | POJK第6号適用<br>調整後<br>百万ルピア | 調整後<br>期首残高<br>百万ルピア | 追加<br>百万ルピア | 控除<br>百万ルピア | 組替<br>百万ルピア  | 期末残高<br>百万ルピア |
|-----------------------|---------------|---------------------------|----------------------|-------------|-------------|--------------|---------------|
| <b>取得価額/再評価</b>       |               |                           |                      |             |             |              |               |
| <b>直接取得</b>           |               |                           |                      |             |             |              |               |
| 土地                    | 119,569,383   | -                         | 119,569,383          | 890,624     | -           | 2,486,822    | 122,946,829   |
| 建物、貯水場及びインフラストラクチャー   | 49,456,429    | -                         | 49,456,429           | 115,018     | -           | 3,650,261    | 53,221,708    |
| 設備及び発電所               | 572,134,451   | -                         | 572,134,451          | 1,923,345   | -           | 27,800,198   | 601,857,994   |
| 送電設備                  | 86,701,829    | -                         | 86,701,829           | 120,233     | -           | 7,390,507    | 94,212,569    |
| 配電設備                  | 141,446,484   | -                         | 141,446,484          | 2,845,940   | -           | 12,663,053   | 156,955,477   |
| 一般機器                  | 9,848,947     | -                         | 9,848,947            | 269,422     | -           | 616,513      | 10,734,882    |
| 自動車                   | 841,123       | -                         | 841,123              | 44,662      | -           | 310,111      | 1,195,896     |
| 主要予備部品                | 667,054       | -                         | 667,054              | 274,874     | -           | 75,269       | 1,017,197     |
| 電力供給のための電気通信及びデータ処理機器 | 2,603,090     | -                         | 2,603,090            | 26,345      | -           | 618,749      | 3,248,184     |
| その他の電気通信及びデータ処理機器     | 1,646,470     | -                         | 1,646,470            | 915         | -           | 239,139      | 1,886,524     |
| 船舶及び設備                | 1,413,716     | -                         | 1,413,716            | 11,342      | -           | (279,005)    | 1,146,053     |
| 小計                    | 986,328,976   | -                         | 986,328,976          | 6,522,720   | -           | 55,571,617   | 1,048,423,313 |
| <b>リース資産</b>          |               |                           |                      |             |             |              |               |
| 土地                    | 48,388        | -                         | 48,388               | -           | -           | (988)        | 47,400        |
| 設備及び発電所               | 144,432,130   | (103,659,494)             | 40,772,636           | -           | -           | (2,850,705)  | 37,921,931    |
| 小計                    | 144,480,518   | (103,659,494)             | 40,821,024           | -           | -           | (2,851,693)  | 37,969,331    |
| 建設仮勘定                 | 104,984,687   | -                         | 104,984,687          | 51,324,191  | -           | (53,314,221) | 102,994,657   |

|                       |                      |                     |                      |            |           |           |                      |
|-----------------------|----------------------|---------------------|----------------------|------------|-----------|-----------|----------------------|
| 営業活動に使用しなかった資産        | 8,055,240            | -                   | 8,055,240            | -          | (467,359) | 971,924   | 8,559,805            |
| 合計                    | 1,243,849,421        | (103,659,494)       | 1,140,189,927        | 57,846,911 | (467,359) | 377,627   | 1,197,947,106        |
| <b>減価償却累計額</b>        |                      |                     |                      |            |           |           |                      |
| <u>直接取得</u>           |                      |                     |                      |            |           |           |                      |
| 建物、貯水場及びインフラストラクチャー   | -                    | -                   | -                    | 2,029,031  | -         | 262,276   | 2,291,307            |
| 設備及び発電所               | -                    | -                   | -                    | 15,511,262 | -         | (194,174) | 15,317,088           |
| 送電設備                  | -                    | -                   | -                    | 2,314,178  | -         | 26,828    | 2,341,006            |
| 配電設備                  | -                    | -                   | -                    | 4,313,743  | -         | (2,379)   | 4,311,364            |
| 一般機器                  | 7,433,553            | -                   | 7,433,553            | 975,895    | -         | (82,507)  | 8,326,941            |
| 自動車                   | 759,513              | -                   | 759,513              | 107,290    | -         | 87,182    | 953,985              |
| 主要予備部品                | -                    | -                   | -                    | 77,316     | -         | 78,373    | 155,689              |
| 電力供給のための電気通信及びデータ処理機器 | -                    | -                   | -                    | 519,696    | -         | 24,108    | 543,804              |
| その他の電気通信及びデータ処理機器     | 1,043,768            | -                   | 1,043,768            | 185,555    | -         | 29,857    | 1,259,180            |
| 船舶及び設備                | 287,944              | -                   | 287,944              | 90,269     | -         | (86,393)  | 291,820              |
| 小計                    | 9,524,778            | -                   | 9,524,778            | 26,124,235 | -         | 143,171   | 35,792,184           |
| <u>リース資産</u>          |                      |                     |                      |            |           |           |                      |
| 設備及び発電所               | 39,529,187           | (31,431,894)        | 8,097,293            | 1,404,427  | -         | 604,443   | 10,106,163           |
| 営業活動に使用しなかった資産        | 6,915,866            | -                   | 6,915,866            | 234,698    | (338,501) | (292,831) | 6,519,232            |
| 合計                    | 55,969,831           | (31,431,894)        | 24,537,937           | 27,763,360 | (338,501) | 454,783   | 52,417,579           |
| <b>帳簿価額、純額</b>        | <b>1,187,879,590</b> | <b>(72,227,600)</b> | <b>1,115,651,990</b> |            |           |           | <b>1,145,529,527</b> |

減価償却費は、次のとおり配分される。

|           | 2018年度<br>百万ルピア   | 2017年度<br>百万ルピア   | 2016年度<br>百万ルピア   |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 営業費用      | 30,744,712        | 29,160,597        | 27,512,150        |
| 建設仮勘定     | 15,271            | 16,600            | 16,512            |
| その他       | 301,965           | 964,343           | 234,698           |
| <b>合計</b> | <b>31,061,948</b> | <b>30,141,540</b> | <b>27,763,360</b> |

当公社及びその子会社は、建設権（以下「HGB」という。）が付された土地を複数所有している。使用権に有効期限はなく、HGBの有効期間は2018年から2051年までであるが、当公社が更新できる。当公社及びその子会社には、建物の用途が複数あり、現在も更新及び当公社及びその子会社への認証の移管の手段中である。

2018年12月31日現在において、建物、設備、発電設備、送電設備、その他の通信及びデータ処理機器及び船舶に保険を付保している保険会社が数社あり、PT Asuransi Jasa Indonesiaが主な保険会社であり、その他にはPT Asuransi Dayin Mitra Tbk及びPT Asuransi Tugu Kresna Pratamaがあり、火災及びその他の危険に対して

それぞれ23,095,847,808米ドル（334,450,972百万ルピア相当）及び2,180,390百万ルピアが保険の対象となっている。2018年12月31日現在において、*Tanjung Jati B* 蒸気発電所（以下「PLTU」という。）4×660MWのリース資産は、PT Asuransi Mitsui Sumitomo Indonesia（以下、PT）に、火災及びその他の危険についてそれぞれ436,481,765,104円（57,231,489百万ルピア相当）及び4,320,000米ドル（62,558百万ルピア相当）の保険が付保されている。

2018年、2017年及び2016年12月31日現在において、減価償却済で使用中の有形固定資産の帳簿価額の総額は、それぞれ9,872,249百万ルピア、7,505,609百万ルピア及び5,969,347百万ルピアである。

経営陣は、複数の有形固定資産を、資産の効率性及び経済性を考慮して、営業活動に使用されない資産に分類している。資産の価額は回収可能価額に調整されている。再評価モデルを用いた有形固定資産の調整額は、再評価超過額を超えないものについては、その他の包括利益に計上し、持分の積立剰余金再評価価額を減額している。

2018年、有形固定資産の再評価剰余金の増減43,907,005百万ルピアは、主に有形固定資産の回収可能価額の調整によるものである。

有形固定資産の移動における組替は、有形固定資産勘定の純増加額及び純控除額であり、その他の勘定には、営業有形固定資産の建設仮勘定、有形固定資産から営業活動に使用されない資産への組替及び有形固定資産の種類間の組替から成る。

有形固定資産再評価剰余金の移動は、下記のとおりである。

|                  | 2018年度<br>百万ルピア    | 2017年度<br>百万ルピア    | 2016年度<br>百万ルピア    |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| <b>期首残高</b>      | <b>631,174,366</b> | <b>638,107,673</b> | <b>638,105,386</b> |
| 有形固定資産の公正価値の調整   | 49,521,759         | -                  | -                  |
| 有形固定資産の回収可能価額の調整 | (907,039)          | (4,223,731)        | -                  |
| 有形固定資産等の解体       | (278,093)          | (2,709,576)        | 2,287              |
| 小計               | 48,336,627         | (6,933,307)        | 2,287              |
| 繰延税金調整           | (4,429,622)        | -                  | -                  |
| 当年度中移動           | 43,907,005         | (6,933,307)        | 2,287              |
| <b>期末残高</b>      | <b>675,081,371</b> | <b>631,174,366</b> | <b>638,107,673</b> |

原価モデルによる有形固定資産の回収可能価額の調整及び再評価モデルによる有形固定資産の回収可能価額の調整及び有形固定資産の再評価剰余金の超過額は、その他収益（費用）、純額に計上している。

2018年12月31日現在で、当公社及びその子会社は、2019年3月4日付の2019年報告書第00073/2.0012-00/PI/02/0006/1/III号において、ライセンス許可書第2.09.0012号及びFSAで財務省に登録された独立価格査定人である*Kantor Jasa Penilai Publik Rengganis, Hamid & Rekan*（以下「KJPP RHR」という。）が実施する有形固定資産の公正価値の再評価を行っている。

使用される評価基準は、インドネシア評価基準第VI版 - 2015年（Indonesian Valuation Standards edition VI - 2015）であり、下記の評価アプローチを採用している。

### 1. 市場アプローチ

このアプローチは、類似の資産又は取替資産の売却及び関連する市場情報を考慮したものであり、比較プロセスによる価値の推定を提供する。基本的に、評価対象財産（評価対象）は、売買取引において取引された、又は売買の申出を受けたその他の類似財産と比較される。

市場アプローチは、土地所有権の資産クラスに適用される。

### 2. 収益還元法

このアプローチは、評価対象資産に関連する収益と費用を考慮し、資本化プロセスを通して価値を推定する。資本化は、利益（通常、純利益）を、推定価額に変換することにより、一定の価額の定義と結びつける。このプロセスでは、直接還元法、DCF法、又はその両方が用いられる。

収益還元法は、開発規模とともに商業用土地所有権又は土地権の資産クラスに適用される。

### 3. コストアプローチ

このアプローチは、市場で買い手が評価対象資産に対して支払うと思われる価格は、時間と時間外手当のコストを考慮に入れず、最新の同等資産を購入又は構築するためのコストを超えないという原則に基づいている。

新規ではない資産について、コストアプローチには、物理的減価及びその他の陳腐化（機能的及び外部的）を含む減価償却の推定が含まれる。建設費と減価償却費は、建設費の分析と、市場又は評価プロセスにおける普及に応じた減価償却費の推定から決定される。

コストアプローチは、建物、貯水場及びインフラストラクチャー、設備及び発電所、送電設備、配電設備、主要予備部品及び通信設備、並びに電力供給のための電気通信及びデータ処理機器の資産クラスに適用される。

2018年12月31日現在の再評価された資産のクラス別の再評価に関する情報は下記のとおりである。

|                       | 再評価前の帳簿価額、純額<br>2018年12月31日<br>百万ルピア | 利益（損失）<br>再評価<br>百万ルピア | 公正価値<br>2018年12月31日<br>百万ルピア |
|-----------------------|--------------------------------------|------------------------|------------------------------|
| 再評価額                  |                                      |                        |                              |
| 直接取得                  |                                      |                        |                              |
| 土地所有権                 | 119,770,147                          | 31,803,271             | 151,573,418                  |
| 建物、貯水場及びインフラストラクチャー   | 65,020,179                           | (790,119)              | 64,230,060                   |
| 設備及び発電所               | 623,621,468                          | (66,137,929)           | 557,483,539                  |
| 送電設備                  | 112,587,073                          | 12,234,644             | 124,821,717                  |
| 配電設備                  | 200,416,310                          | (4,773,775)            | 195,642,535                  |
| 主要予備部品                | 2,347,027                            | (127,503)              | 2,219,524                    |
| 電力供給のための電気通信及びデータ処理機器 | 5,592,764                            | (1,048,036)            | 4,544,728                    |
| 小計                    | 1,129,354,968                        | (28,839,447)           | 1,100,515,521                |
| 減価償却累計額               |                                      |                        |                              |
| 直接取得                  |                                      |                        |                              |
| 建物、貯水場及びインフラストラクチャー   | (5,201,046)                          | 5,201,046              | -                            |
| 設備及び発電所               | (49,140,491)                         | 49,140,491             | -                            |
| 送電設備                  | (7,527,773)                          | 7,527,773              | -                            |
| 配電設備                  | (14,734,341)                         | 14,734,341             | -                            |
| 主要予備部品                | (232,354)                            | 232,354                | -                            |
| 電力供給のための電気通信及びデータ処理機器 | (1,525,201)                          | 1,525,201              | -                            |
| 小計                    | (78,361,206)                         | 78,361,206             | -                            |
| 帳簿価額、純額               | 1,050,993,762                        | 49,521,759             | 1,100,515,521                |

再評価後資産の帳簿価額の増加額の合計は、49,521,759百万ルピアの「資産再評価剰余金」として計上されている。

再評価剰余金、当該繰延法人税純額及び有形固定資産再評価に対する最終税額は、その他の包括利益に充当され、その他の包括利益の有形固定資産再評価益に表示される。

SFAS第68号：公正価値測定の公正価値ヒエラルキーに基づき、公正価値で計上された非金融資産を分析する。公正価値の各レベルは下記のように定義される。

- ・ 同一の資産又は負債の活発な市場における（調整前）公表価格（レベル1）
- ・ レベル1に含まれる公表価格以外で、資産又は負債について直接的又は間接的に観察可能なインプット（レベル2）
- ・ 直接的にも間接的にも観察可能な市場データに基づかない資産又は負債のインプット（レベル3）。

| 2018年12月31日現在のレベル別公正価値測定 |               |               |             |
|--------------------------|---------------|---------------|-------------|
| レベル1<br>百万ルピア            | レベル2<br>百万ルピア | レベル3<br>百万ルピア | 合計<br>百万ルピア |

リカーリング公正価値測定

|                       |   |            |               |               |
|-----------------------|---|------------|---------------|---------------|
| 土地所有権                 | - | 21,912,134 | 129,661,284   | 151,573,418   |
| 建物、貯水場及びインフラストラクチャー   | - | 1,967,422  | 62,262,638    | 64,230,060    |
| 設備及び発電所               | - | -          | 557,483,539   | 557,483,539   |
| 送電設備                  | - | -          | 124,821,717   | 124,821,717   |
| 配電設備                  | - | -          | 195,642,535   | 195,642,535   |
| 主要予備部品                | - | -          | 2,219,524     | 2,219,524     |
| 電力供給のための電気通信及びデータ処理機器 | - | -          | 4,544,728     | 4,544,728     |
|                       | - | 23,879,556 | 1,076,635,965 | 1,100,515,521 |

レベル１の公正価値に分類できる有形固定資産はなかった。

土地所有権のレベル２公正価値は、市場アプローチと収益還元法により算定し、建物はコストアプローチにより算定している。データインプットは、特に下記の事項から構成される市場から入手した。

- １平方メートル当たりの販売価格又は賃貸価格
- 入居率
- 成長率
- 割引率及びキャップレート
- １平方メートル当たりの現在原価
- 減価償却費、機能的及び外部的陳腐化

規模、位置、形状、仕様、土地所有権及びその他の比較要素に基づいて調整を行った。

レベル３公正価値は、観察不能なインプットを用いて、市場アプローチ、収益還元法及びコストアプローチによって計算される。

市場から観察されたデータインプットの他に、KJPP RHRは、観察不能な市場データインプットも用いて、発電所、送配電網、変電所などの特殊資産に分類される資産に関する特別な仮定を使用した。

規模、容量、築年数、位置、形状、仕様、土地所有権及びその他の比較要素に基づいて調整を行った。

重要な観察不能インプット（レベル３）を用いた公正価値の測定に関する情報は下記のとおりである。

|               | 2018年12月31日<br>現在の公正価値 | 評価手法                             | 観察不能なインプット                 | 観察不能な<br>インプットの範囲 | 観察不能なインプットと公正価値の関係       |
|---------------|------------------------|----------------------------------|----------------------------|-------------------|--------------------------|
| 土地            | 129,661,284            |                                  |                            |                   |                          |
| タワーサイト用地      | 76,742,361             | Across the Fenceメソッドを使用した市場アプローチ | 補償<br>通行権（以下「ROW」という。）     | 15%               | ROW報酬が高ければ高いほど、公正価値は高くなる |
| 変電所及びオフィスビル用地 | 23,316,948             | ランドアプローチメソッドを使用した収益還元法           | - ゾーニングの変更<br>- パラメータ開発の調整 | 0.30 - 3.00       | KLBが高ければ高いほど、公正価値は高くなる   |
| 発電所用地         | 29,601,975             | ランドアプローチメソッドを使用した収益還元法           | - ゾーニングの変更<br>- パラメータ開発の調整 | 0.30 - 3.00       | KLBが高ければ高いほど、公正価値は高くなる   |

|                           |                   |                                          |        |                |                                  |
|---------------------------|-------------------|------------------------------------------|--------|----------------|----------------------------------|
|                           |                   | Across the Fenceメ<br>ソッドを使用した市場<br>アプローチ | ソフトコスト | 5.00 - 10.00   | ソフトコストが高い<br>ほど、公正価値は高<br>くなる    |
| <b>建物</b>                 | <b>62,262,638</b> |                                          |        |                |                                  |
| 建物                        | 26,793,835        | コストアプローチ                                 | 物理的減価  | 0.00% - 90.00% | 機能的減価が高いほ<br>ど、公正価値は低く<br>なる     |
| 貯水場とインフラストラ<br>クチャー       | 35,468,803        | トレンド                                     | 機能的減価  | 0.00% - 6.00%  | 機能的減価が高いほ<br>ど、公正価値は低く<br>なる     |
|                           |                   |                                          | インデックス | 1.00           | インデックスレート<br>が高いほど、公正価<br>値は高くなる |
| 設備及び発電所                   | 557,483,539       | コストアプローチ                                 | 機能的減価  | 1.00% - 10.00% | インデックスレート<br>が高いほど、公正価<br>値は高くなる |
|                           |                   |                                          | インデックス | 1,005 - 3,866  | インデックスレート<br>が高いほど、公正価<br>値は高くなる |
| 送電設備                      | 124,821,717       | コストアプローチ                                 | インデックス | 1.00% - 10.00% | インデックスレート<br>が高いほど、公正価<br>値は高くなる |
|                           |                   |                                          | インデックス | 1.00 - 1.66    | インデックスレート<br>が高いほど、公正価<br>値は高くなる |
| 配電設備                      | 195,642,535       | コストアプローチ                                 | インデックス | 1.00 - 1.49    | インデックスレート<br>が高いほど、公正価<br>値は高くなる |
| 主要予備部品                    | 2,219,524         | コストアプローチ                                 | インデックス | 1.00 - 1.16    | インデックスレート<br>が高いほど、公正価<br>値は高くなる |
| 電力供給のための電気通<br>信及びデータ処理機器 | 4,544,728         | コストアプローチ                                 | インデックス | 1.00 - 1.49    | インデックスレート<br>が高いほど、公正価<br>値は高くなる |

また、当公社及びその子会社は、税務上、有形固定資産の再評価を行っている。2016年2月、当公社は、2016年1月1日に発効した税務上の有形固定資産の再評価に関する承認書として、租税規制総局から2016年第KEP-331/WPJ.10号を受領した。

当公社及びその子会社が再評価モデルを適用していない場合、2018年、2017年及び2016年12月31日現在の有形固定資産の帳簿価額純額は、それぞれ470,836,453百万ルピア、455,676,297百万ルピア及び410,115,061百万ルピアである。

2017年及び2016年12月31日現在で、当公社及びその子会社の経営陣は、有形固定資産の公正価値は帳簿価額と大きく異なるものではないと考えており、有形固定資産の再評価は行っていない。

再評価モデルを適用した資産以外の有形固定資産の公正価値と帳簿価額との間に大きな差異はない。

## 建設仮勘定

この勘定は、電力供給設備の建設及び改修・改良に関連して発生した費用を下記のとおり計上している。

|                         | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 必須プロジェクト - 電源開発促進プログラム： |                 |                 |                 |
| 発電所                     | 11,372,601      | 9,116,037       | 13,473,959      |
| 送電                      | 6,675,455       | 6,509,844       | 6,983,868       |
| 小計                      | 18,048,056      | 15,625,881      | 20,457,827      |
| 一般建設：                   |                 |                 |                 |
| 発電所                     | 67,707,162      | 44,849,557      | 29,123,314      |
| 送電                      | 96,831,203      | 69,885,866      | 46,854,170      |
| 配電                      | 14,763,414      | 13,136,053      | 5,675,889       |
| 設備                      | 1,829,172       | 1,799,137       | 883,457         |
| 小計                      | 181,130,951     | 129,670,613     | 82,536,830      |
| 合計                      | 199,179,007     | 145,296,494     | 102,994,657     |

### （１） 電源開発促進プログラム

電源開発促進プログラムは、政府から当公社に委任されたプログラムを表している。電源開発促進プログラムによる建設仮勘定には、建設業者への前払金、借入費用、その他資産化された支出が含まれる。

#### 発電所

建設中の発電所の電源開発促進プログラムは、主に *PLTU 1 Kalimantan Barat - Parit Baru 2×50 MW* 及び *PLTU 2 Kalimantan Barat - Bengkayang 2×27.5 MW* から成る。

#### 送電

建設中の送電の電源開発促進プログラムは、主に超高压変電所 *500 kV New Rawalo (Kesugihan)*、地下ケーブル (UGC) *150 kV Gunung Sahari - Kemayoran - Package 1* 及び変電所 *150 kV Bekasi Utara* から成る。

### （２） 一般建設

#### 発電所

建設中の発電所は主に *PLTU Lontar Extension 1×315MW*、*PLTU Pangkalan Susu Unit 3* 及び *4 2×200MW*、*PLTGU Jawa 1×800MW* 及び *PLTA Peusangan 2×88MW* から成る。

#### 送電

建設中の送電は、主にジャワ - バリ内の500 kV、ジャワ - バリ外の150 kV、150 kVの変電所及び送電プロジェクトの相互接続のプロジェクトから成る。

#### 配電

建設中の配電は、主に20 kVの中低圧配電線のプロジェクトと配電変電所プロジェクトから成る。

#### 設備

建設中の設備は、発電及び配電を支援するために使用される特殊な材料及び設備から成る。

建設仮勘定は、2019年から2021年の間に竣工する見込みである。

2018年12月31日現在における当公社の建設中プロジェクトの推定完成率は下記のとおりである。

| プロジェクト名                                                | 建設仮勘定の価額<br>百万ルピア  | 完成率<br>% |
|--------------------------------------------------------|--------------------|----------|
| <i>PLTU Lontar Extension 1x315 MW</i>                  | 6,433,108          | 86%      |
| <i>PLTU Pangkalan Susu Unit 3及び4 2x200 MW</i>          | 5,420,982          | 93%      |
| <i>PLTGU Jawa 1x800 MW</i>                             | 4,544,438          | 99%      |
| <i>PLTA Peusangan 2x88 MW</i>                          | 3,849,246          | 84%      |
| <i>PLTGU Grati Peaker 1x450 MW</i>                     | 2,987,032          | 99%      |
| <i>PLTU 3 Kalimantan Barat Site Bangkayang 2x50 MW</i> | 2,671,217          | 94%      |
| <i>PLTU 1 Kalimantan Barat - Parit Baru 2x50 MW</i>    | 1,861,916          | 86%      |
| <i>PLTA Jatigede 2x55 MW</i>                           | 1,668,565          | 51%      |
| <i>PLTGM Arun 2x185 MW</i>                             | 1,561,900          | 99%      |
| <i>PLTU 2 Kalimantan Barat - Bengkayang 2x27.5 MW</i>  | 853,787            | 85%      |
| 各種送電線                                                  | 103,506,657        | 2%-98%   |
| その他の発電所                                                | 47,227,574         | 2%-98%   |
| その他                                                    | 16,592,585         | 2%-98%   |
| <b>合計</b>                                              | <b>199,179,007</b> |          |

2017年12月31日現在における当公社の建設中プロジェクトの推定完成率は下記のとおりである。

| プロジェクト名                                                | 建設仮勘定の価額<br>百万ルピア  | 完成率<br>% |
|--------------------------------------------------------|--------------------|----------|
| <i>PLTGU Grati Peaker 1x450 MW</i>                     | 3,771,957          | 93%      |
| <i>PLTU Lontar Extension 1x315 MW</i>                  | 3,333,331          | 33%      |
| <i>PLTA Peusangan 2x88 MW</i>                          | 2,926,853          | 70%      |
| <i>PLTGU Jawa 1x800 MW</i>                             | 2,713,674          | 64%      |
| <i>PLTU Pangkalan Susu Unit 3及び4 2x200 MW</i>          | 2,418,034          | 69%      |
| <i>PLTU 3 Kalimantan Barat Site Bengkayang 2x50 MW</i> | 2,290,845          | 94%      |
| <i>PLTU 1 Kalimantan Barat - Parit Baru 2x50 MW</i>    | 1,785,466          | 86%      |
| <i>PLTU Talakar 2x100 MW</i>                           | 1,388,703          | 93%      |
| <i>PLTA Jatigede 2x55 MW</i>                           | 1,377,883          | 26%      |
| <i>PLTU 2 Kalimantan Barat - Bengkayang 2x27.5 MW</i>  | 780,583            | 81%      |
| 各種送電線                                                  | 76,395,709         | 2%-98%   |
| その他の発電所                                                | 31,178,264         | 2%-98%   |
| その他                                                    | 14,935,192         | 2%-98%   |
| <b>合計</b>                                              | <b>145,296,494</b> |          |

2016年12月31日現在における当公社の建設中プロジェクトの推定完成率は下記のとおりである。

| プロジェクト名                                                  | 建設仮勘定の価額<br>百万ルピア | 完成率<br>% |
|----------------------------------------------------------|-------------------|----------|
| <i>PLTU Kalimantan Timur - Teluk Balikpapan 2x100 MW</i> | 3,205,292         | 97%      |
| <i>PLTA Peusangan 2x88 MW</i>                            | 2,409,116         | 66%      |
| <i>PLTU 3 Kalimantan Barat - Site Bengkayang 2x50 MW</i> | 1,870,414         | 78%      |

|                                                |                    |          |
|------------------------------------------------|--------------------|----------|
| PLTU 1 Kalimantan Barat - Parit Baru 2x50 MW   | 1,743,571          | 86%      |
| PLTGU Grati Peaker 1x450 MW                    | 1,565,751          | 28%      |
| PLTU Pangkalan Susu Unit 3及び4 2x200 MW         | 1,457,456          | 45%      |
| PLTU Takalar 2x100 MW                          | 1,226,060          | 49%      |
| PLTU Gorontalo - Anggrek 2x25 MW               | 1,143,687          | 51%      |
| PLTU 2 Kalimantan Barat - Bengkayang 2x27.5 MW | 759,499            | 81%      |
| PLTU Sampit 2x25 MW                            | 527,677            | 34%      |
| 各種送電線                                          | 53,838,038         | 2% - 98% |
| その他の発電所                                        | 26,688,750         | 2% - 98% |
| その他                                            | 6,559,346          | 2% - 98% |
| <b>合計</b>                                      | <b>102,994,657</b> |          |

上記の表で開示された完成率に関する情報は、エンジニアリング、調達及び建設フェーズの間の推定進捗率を示している。事業認定（Certified For Operations）を受けるまでには、試運転段階で実施する必要のあるテストはまだ数多くある。

建設仮勘定に資本化された借入費用は下記のとおりである。

|                | 2018年度<br>百万ルピア  | 2017年度<br>百万ルピア  | 2016年度<br>百万ルピア  |
|----------------|------------------|------------------|------------------|
| 電源開発促進プログラム    |                  |                  |                  |
| 債券発行費償却を含む支払利息 | 196,661          | 375,043          | 1,251,994        |
| 為替差損           | 22,482           | 8,109            | 407              |
| 合計             | 219,143          | 383,152          | 1,252,401        |
| 一般建設           |                  |                  |                  |
| 支払利息           | 5,879,130        | 4,329,063        | 1,549,207        |
| 為替差損           | 1,026,926        | 309,619          | 242,528          |
| 合計             | 6,906,056        | 4,638,682        | 1,791,735        |
| <b>合計</b>      | <b>7,125,199</b> | <b>5,021,834</b> | <b>3,044,136</b> |

借入費用は、2018年、2017年及び2016年において、それぞれ4.42%、7.10%、6.62%の一般借入の加重平均利率で資本化された。

### 営業活動に使用されなかった資産

営業活動に使用されなかった資産の内訳は、移転予定の資産、一時的に営業活動に使用されなかった資産及び修理予定の資産である。

2018年、2017年及び2016年の営業活動に使用されなかった資産の減損損失は、それぞれ301,965百万ルピア、327,986百万ルピア及び167,941百万ルピアであり、その他収益（費用）、純額に計上される（注記47）。

営業活動に使用されなかった特定の資産は、2018年に売却価格88,550百万ルピア、2017年に売却価格45,983百万ルピア、2016年に売却価格27,705百万ルピアで売却された。当該資産の帳簿価額はゼロであるため、特定の資産の売却による収入は全て、営業活動に使用されない資産の売却益である（注記47）。

経営陣は、営業活動に使用されなかった資産の加速償却は、当該資産の減損損失を対象とするのに十分であると考えている。

## 7. 投資不動産

## 2018年度

|      | 期首残高<br>百万ルピア | 公正価値の増加<br>百万ルピア | 控除<br>百万ルピア | 組替<br>百万ルピア | 期末残高<br>百万ルピア |
|------|---------------|------------------|-------------|-------------|---------------|
| 直接取得 |               |                  |             |             |               |
| 土地   | 4,723,070     | 421,760          | -           | (19,382)    | 5,125,448     |

## 2017年度

|      | 期首残高<br>百万ルピア | 公正価値の増加<br>百万ルピア | 控除<br>百万ルピア | 組替<br>百万ルピア | 期末残高<br>百万ルピア |
|------|---------------|------------------|-------------|-------------|---------------|
| 直接取得 |               |                  |             |             |               |
| 土地   | 1,325,297     | 1,051,363        | -           | 2,346,410   | 4,723,070     |

## 2016年度

|      | 期首残高<br>百万ルピア | 公正価値の増加<br>百万ルピア | 控除<br>百万ルピア | 組替及び調整<br>百万ルピア | 期末残高<br>百万ルピア |
|------|---------------|------------------|-------------|-----------------|---------------|
| 直接取得 |               |                  |             |                 |               |
| 土地   | 1,000,974     | 878,619          | -           | (554,296)       | 1,325,297     |

当会計は、HGBを含む、当公社及び当公社の子会社（パデマンガン - ジャカルタ北部、 Peyton - 東ジャワ州、ベカシ - 西ジャワ州、プルート - ジャカルタ北部、アサハン - スマトラ北部及びクラマツワトゥ - セラン州に所在するIP、PT PJB及びPT PLN Batam）が所有する土地に係るものである。それらの土地は、2032年までの7年間から40年間にわたり、PT Paiton Energy、PT Jawa Power、PT Pertamina (Persero)、PT Pertamina Hulu Energi ONWJ、PT Nusantara Regas、PT Bajradaya Sentranusa、PT Karya Semesta Gemilang、PT Shenhua Guohua Pembangkitan Jawa Baliに賃借され、いくつかの土地が第三者に賃借されている。

2018年、2017年及び2016年12月31日現在の投資不動産から生じる賃貸料収入は、それぞれ49,705百万ルピア、68,511百万ルピア及び9,253百万ルピアであった。

修理、保守又は更新を含む投資不動産の購入、建設及び開発に関する契約上の義務はない。

2018年から2017年の投資不動産の実現には制約がない。

2018年12月31日現在で、当公社及びその子会社は、2019年3月4日付の2019年報告書第00073/2.0012-00/PI/02/0006/1/III号において、ライセンス許可書第2.09.0012号及びFSAで財務省に登録された独立価格査定人であるKantor Jasa Penilai Publik Rengganis, Hamid & Rekan（以下「KJPP RHR」という。）が実施する不動産投資の公正価値の再評価を行った。

2017年12月31日現在で、当公社及びその子会社は、2018年1月31日付の投資不動産評価書第RHR00R1P0118036.1号において投資不動産の公正価値の再評価を行った。

使用される評価基準は、インドネシア評価基準第VI版 - 2015年（Indonesian Valuation Standards edition VI - 2015）であり、下記の評価アプローチを採用している。

## 1. 市場アプローチ

このアプローチは、類似の資産又は取替資産の売却及び関連する市場データを考慮したものであり、比較プロセスによる価値の推定を提供する。一般的に、評価対象財産（評価対象）は、売買取引において取引された、又は売買の申出を受けた類似財産取引と比較される。

## 2. 収益還元法

このアプローチは、評価対象不動産に関連する収益と費用を考慮し、資本化プロセスを通して価値を推定する。資本化は、利益（通常、純利益）を、推定価額に変換することにより、一定の価額の定義と結びつける。このプロセスでは、直接還元法、DCF法、又はその両方が用いられる。

### 3. コストアプローチ

このアプローチは、開発の遅れや時間外労働費用を考慮することなく、土地の取得と、その上に建設された新たな施設（建設物）を同等の施設で置き換えるか、又は旧不動産を同じ用途に適応させることによって、不動産の価値を確定するものである。古い不動産について、コストアプローチには、物理的減価及びその他の陳腐化（機能的及び外部的）を含む減価償却の推定が含まれる。建設費と減価償却費は、建設費の分析と、市場又は評価プロセスにおける普及に応じた減価償却費の推定から決定される。

レベル1及びレベル3の公正価値に分類できる投資不動産はなかった。

投資不動産の公正価値は、公正価値ヒエラルキーのレベル2の範囲内である。

土地のレベル2公正価値は、市場アプローチ及び収益還元法を用いて算出している。データインプットは、下記の事項から構成される市場アプローチから入手した。

- a. 1平方メートル当たりの販売価格又は賃貸価格
- b. 入居率
- c. 成長率
- d. 割引率及びキャップレート

規模、位置、形状、仕様、土地所有権及びその他の比較要素に基づいて調整を行った。

## 8. 関連会社に対する投資

関連会社及び共同支配企業に対する投資の詳細は下記のとおりである。

| 事業体                                                | 住所    | 事業内容       | 営業活動 | 出資比率        |             |             |
|----------------------------------------------------|-------|------------|------|-------------|-------------|-------------|
|                                                    |       |            |      | 2018年度<br>% | 2017年度<br>% | 2016年度<br>% |
| 関連会社                                               |       |            |      |             |             |             |
| PT Geo Dipa Energi ( GDE )                         | ジャカルタ | 電力供給事業者    | 2002 | 6.67        | 6.67        | 6.67        |
| PT Mitra Energi Batam ( MEB )                      | バタム   | 電力供給事業者    | 2004 | 30.00       | 30.00       | 30.00       |
| PT Indo Pusaka Berau ( IPB )                       | ベラウ   | 石炭取引       | 2005 | 46.53       | 46.53       | 46.53       |
| PT Sumber Segara Primadaya<br>( S2P )              | チラチャブ | 電力供給事業者    | 2006 | 49.00       | 49.00       | 49.00       |
| PT Dalle Energy Batam ( DEB )                      | バタム   | 電力供給事業者    | 2006 | 20.00       | 20.00       | 20.00       |
| PT Tanjung Kasam Power ( TJK )                     | バタム   | 電力供給事業者    | 2012 | 10.00       | 10.00       | 10.00       |
| PT Energi Pelabuhan Indonesia<br>( EPI )           | ジャカルタ | 電力供給事業者    | 2013 | 45.00       | 45.00       | 45.00       |
| PT PBM Adhiguna Putera ( PBM<br>AP )               | ジャカルタ | 運送         | 1987 | 25.00       | 25.00       | -           |
| 共同支配企業                                             |       |            |      |             |             |             |
| PT Unelec Indonesia ( Unindo )                     | ジャカルタ | 電気サポート     | 1988 | 32.35       | 32.35       | 32.35       |
| PT Bajradaya Sentranusa ( BDSN )                   | アサハン  | 電力供給事業者    | 2010 | 36.61       | 36.61       | 36.61       |
| PT Komipo Pembangkitan Jawa Bali<br>( Komipo PJB ) | ジェバラ  | 運用及び保守     | 2010 | 49.00       | 49.00       | 49.00       |
| PT Crompton Prima Switchgear<br>Indonesia ( CPSI ) | ジャカルタ | 電気制御装置及び配電 | 2014 | 49.00       | 49.00       | 49.00       |

|                                                    |       |            |      |       |       |       |
|----------------------------------------------------|-------|------------|------|-------|-------|-------|
| PT Bukit Pembangkit Innovative<br>（BPI）            | パレンバン | 電力供給事業者    | 2015 | 37.25 | 37.25 | 37.25 |
| PT Perta Daya Gas（PDG）                             | ジャカルタ | LNGの輸送及び貯蔵 | 2015 | 35.00 | 35.00 | 35.00 |
| PT Rajamandala Electric Power<br>（REP）             | ジャカルタ | 電力供給事業者    | ＊）   | 51.00 | 51.00 | 51.00 |
| PT Rekind Daya Mamuju（RDM）                         | ジャカルタ | 電力供給事業者    | 2018 | 10.00 | 10.00 | 10.00 |
| PT Shenhua Guohua Pembangkitan<br>Jawa Bali（SGPJB） | ジャカルタ | 電力供給事業者    | ＊）   | 30.00 | 30.00 | 30.00 |
| PT GCL Indotenaga（GCL）                             | ジャカルタ | 電力供給事業者    | ＊）   | 35.00 | 35.00 | 35.00 |
| PT Guohua Taidian Pembangkitan<br>Jawa Bali（GTPJB） | ジャカルタ | 電力供給事業者    | 2015 | 30.00 | 30.00 | 30.00 |
| PT North Sumatra Hydro Energy<br>（NSHE）            | 北スマトラ | 電力供給事業者    | ＊）   | 25.00 | 25.00 | -     |
| PT Indo Raya Tenaga（IRT）                           | ジャカルタ | 電力供給事業者    | 2017 | 51.00 | 51.00 | -     |

＊） 開発段階

全ての関連会社及び共同支配企業は、当公社及び当公社の子会社が持分法を適用して計上している。それらは民間企業であり、その株式の取引相場価格は存在しない。

2018年、2017年及び2016年12月31日現在で、経営陣は、関連会社及び共同支配企業への投資には制約及び重大なリスクはないと考えている。

関連会社及び共同支配企業に対する投資の変動は下記のとおりである。

|                                  | 帳簿価額<br>2018年<br>1月1日<br>百万ルピア | 追加<br>百万ルピア | 配当金<br>百万ルピア | 利益（損失）<br>の割合<br>百万ルピア | その他の<br>包括利益の割合<br>百万ルピア | 帳簿価額<br>2018年<br>12月31日<br>百万ルピア |
|----------------------------------|--------------------------------|-------------|--------------|------------------------|--------------------------|----------------------------------|
| <b>関連会社</b>                      |                                |             |              |                        |                          |                                  |
| PT Geo Dipa Energi               | 92,661                         | -           | -            | 11,344                 | 4                        | 104,009                          |
| PT Mitra Energi Batam            | 113,276                        | -           | (6,000)      | 17,327                 | -                        | 124,603                          |
| PT Sumber Segara<br>Primadaya    | 1,881,671                      | -           | (135,633)    | 642,648                | -                        | 2,388,686                        |
| PT Dalle Energy Batam            | 90,490                         | -           | (527)        | 8,548                  | -                        | 98,511                           |
| PT Indo Pusaka Berau             | 111,656                        | -           | (1,242)      | 7,165                  | -                        | 117,579                          |
| PT Energi Pelabuhan<br>Indonesia | 42,522                         | -           | (2,293)      | 6,683                  | -                        | 46,912                           |
| PT Tanjung Kasam Power           | 75,789                         | -           | -            | 15,904                 | -                        | 91,693                           |
| PT PBM Adhiguna Putera           | 24,765                         | -           | (2,746)      | 8,653                  | -                        | 30,672                           |
| 小計                               | 2,432,830                      | -           | (148,441)    | 718,272                | 4                        | 3,002,665                        |

#### 共同支配企業

|                            |         |   |          |        |        |         |
|----------------------------|---------|---|----------|--------|--------|---------|
| PT Unelec Indonesia        | 55,018  | - | -        | 20,884 | -      | 75,902  |
| PT Bajradaya<br>Sentranusa | 687,856 | - | (45,665) | 94,612 | 59,248 | 796,051 |

|                                             |           |         |           |           |         |           |
|---------------------------------------------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
| PT Bukit Pembangkit<br>Innovative           | 1,095,535 | -       | -         | 81,008    | 116,145 | 1,292,688 |
| PT Komipo Pembangkitan<br>Jawa Bali         | 41,313    | -       | (26,628)  | 23,824    | -       | 38,509    |
| PT Rekind Daya Mamuju                       | 54,604    | -       | -         | 2,771     | -       | 57,375    |
| PT Indo Raya Tenaga                         | 320       | -       | -         | (320)     | -       | -         |
| PT Pertadaya Gas                            | 3,129     | -       | -         | 15,524    | 1,115   | 19,768    |
| PT Rajamandala<br>Electric Power            | 108,574   | -       | -         | 8,544     | 7,375   | 124,493   |
| PT Crompton Prima<br>Switchgear Indonesia   | 32,040    | -       | -         | (5,130)   | -       | 26,910    |
| PT Shenhua Guohua<br>Pembangkitan Jawa Bali | 1,291,950 | 254,293 | -         | 219,642   | 71,610  | 1,837,495 |
| PT GCL Indotenaga                           | 327,221   | 99,597  | -         | (7,288)   | -       | 419,530   |
| PT Guohua Taidian<br>Pembangkitan Jawa Bali | 2,024     | -       | -         | 2         | (4)     | 2,022     |
| PT North Sumatera<br>Hydro Energy           | 746,084   | 286,847 | -         | -         | -       | 1,032,931 |
| 小計                                          | 4,445,668 | 640,737 | (72,293)  | 454,073   | 255,489 | 5,723,674 |
| 合計                                          | 6,878,498 | 640,737 | (220,734) | 1,172,345 | 255,493 | 8,726,339 |

|                                  | 帳簿価額<br>2017年<br>1月1日<br>百万ルピア | 追加<br>百万ルピア | 配当金<br>百万ルピア | 利益（損失）<br>の割合<br>百万ルピア | その他の包括<br>利益の割合<br>百万ルピア | 帳簿価額<br>2017年<br>12月31日<br>百万ルピア |
|----------------------------------|--------------------------------|-------------|--------------|------------------------|--------------------------|----------------------------------|
| <b>関連会社</b>                      |                                |             |              |                        |                          |                                  |
| PT Geo Dipa Energi               | 83,824                         | -           | -            | 9,154                  | (317)                    | 92,661                           |
| PT Mitra Energi Batam            | 97,905                         | -           | (3,450)      | 18,821                 | -                        | 113,276                          |
| PT Sumber Segara<br>Primadaya    | 1,506,386                      | -           | (111,992)    | 487,277                | -                        | 1,881,671                        |
| PT Dalle Energy Batam            | 83,802                         | -           | -            | 6,688                  | -                        | 90,490                           |
| PT Indo Pusaka Berau             | 111,599                        | -           | (1,163)      | 1,220                  | -                        | 111,656                          |
| PT Energi Pelabuhan<br>Indonesia | 37,576                         | -           | -            | 4,946                  | -                        | 42,522                           |
| PT Tanjung Kasam<br>Power        | 59,026                         | -           | -            | 14,184                 | 2,579                    | 75,789                           |
| PT PBM Adhiguna<br>Putera        | -                              | 2,855       | -            | 22,207                 | (297)                    | 24,765                           |
| 小計                               | 1,980,118                      | 2,855       | (116,605)    | 564,497                | 1,965                    | 2,432,830                        |

**共同支配企業**

|                                   |         |   |          |         |         |           |
|-----------------------------------|---------|---|----------|---------|---------|-----------|
| PT Unelec Indonesia               | 34,703  | - | -        | 20,315  | -       | 55,018    |
| PT Bajradaya<br>Sentranusa        | 402,571 | - | (87,897) | 87,578  | 285,604 | 687,856   |
| PT Bukit Pembangkit<br>Innovative | 823,514 | - | -        | 117,707 | 154,314 | 1,095,535 |

|                        |           |           |           |          |         |           |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|---------|-----------|
| PT Komipo              |           |           |           |          |         |           |
| Pembangkitan Jawa Bali | 51,940    | -         | (37,003)  | 26,376   | -       | 41,313    |
| PT Rekind Daya Mamuju  | 24,404    | 21,046    | -         | 9,154    | -       | 54,604    |
| PT Indo Raya Tenaga    | -         | 510       | -         | (190)    | -       | 320       |
| PT Pertadaya Gas       | -         | -         | -         | 3,016    | 113     | 3,129     |
| PT Rajamandala         |           |           |           |          |         |           |
| Electric Power         | 114,808   | -         | -         | (21,126) | 14,892  | 108,574   |
| PT Crompton Prima      |           |           |           |          |         |           |
| Switchgear             | 35,318    | -         | -         | (7,779)  | 4,501   | 32,040    |
| PT Shenhua Guohua      |           |           |           |          |         |           |
| Pembangkitan Jawa Bali | 319,944   | 959,808   | -         | 11,690   | 508     | 1,291,950 |
| PT GCL Indotenaga      | 40,642    | 286,626   | -         | (47)     | -       | 327,221   |
| PT Guohua Taidian      |           |           |           |          |         |           |
| Pembangkitan Jawa Bali | 2,020     | -         | -         | -        | 4       | 2,024     |
| PT North Sumatera      |           |           |           |          |         |           |
| Hydro Energy           | -         | 746,084   | -         | -        | -       | 746,084   |
| 小計                     | 1,849,864 | 2,014,074 | (124,900) | 246,694  | 459,936 | 4,445,668 |
| 合計                     | 3,829,982 | 2,016,929 | (241,505) | 811,191  | 461,901 | 6,878,498 |

|                       | 帳簿価額<br>2016年<br>1月1日<br>百万ルピア | 追加<br>百万ルピア | 配当金<br>百万ルピア | 利益（損失）<br>の割合<br>百万ルピア | その他の包括<br>利益の割合<br>百万ルピア | 帳簿価額<br>2016年<br>12月31日<br>百万ルピア |
|-----------------------|--------------------------------|-------------|--------------|------------------------|--------------------------|----------------------------------|
| <b>関連会社</b>           |                                |             |              |                        |                          |                                  |
| PT Geo Dipa Energi    | -                              | -           | -            | 83,824                 | -                        | 83,824                           |
| PT Mitra Energi Batam | 101,933                        | -           | (1,500)      | (2,528)                | -                        | 97,905                           |
| PT Sumber Segara      |                                |             |              |                        |                          |                                  |
| Primadaya             | 1,288,685                      | -           | (52,816)     | 270,517                | -                        | 1,506,386                        |
| PT Dalle Energy Batam | 76,060                         | -           | -            | 7,742                  | -                        | 83,802                           |
| PT Indo Pusaka Berau  | 101,350                        | -           | -            | 10,249                 | -                        | 111,599                          |
| PT Energi Pelabuhan   |                                |             |              |                        |                          |                                  |
| Indonesia             | 33,146                         | -           | -            | 4,430                  | -                        | 37,576                           |
| PT Tanjung Kasam      |                                |             |              |                        |                          |                                  |
| Power                 | 44,239                         | -           | (2,231)      | 17,018                 | -                        | 59,026                           |
| 小計                    | 1,645,413                      | -           | (56,547)     | 391,252                | -                        | 1,980,118                        |

|                        |         |        |           |          |         |         |
|------------------------|---------|--------|-----------|----------|---------|---------|
| <b>共同支配企業</b>          |         |        |           |          |         |         |
| PT Unelec Indonesia    | 112,033 | -      | -         | (77,330) | -       | 34,703  |
| PT Bajradaya           |         |        |           |          |         |         |
| Sentranusa             | 418,423 | -      | (115,787) | 104,176  | (4,241) | 402,571 |
| PT Bukit Pembangkit    |         |        |           |          |         |         |
| Innovative             | 777,217 | -      | -         | 51,369   | (5,072) | 823,514 |
| PT Komipo              |         |        |           |          |         |         |
| Pembangkitan Jawa Bali | 61,601  | -      | (35,541)  | 25,880   | -       | 51,940  |
| PT Rekind Daya Mamuju  | 20,403  | 4,001  | -         | -        | -       | 24,404  |
| PT Perta Daya Gas      | -       | -      | -         | -        | -       | -       |
| PT Rajamandala         |         |        |           |          |         |         |
| Electric Power         | 102,347 | 13,447 | -         | (986)    | -       | 114,808 |

|                                             |                  |                |                  |                |                |                  |
|---------------------------------------------|------------------|----------------|------------------|----------------|----------------|------------------|
| PT Crompton Prima<br>Switchgear Indonesia   | 37,261           | -              | -                | (1,943)        | -              | 35,318           |
| PT Shenhua Guohua<br>Pembangkitan Jawa Bali | -                | 319,944        | -                | -              | -              | 319,944          |
| PT GCL Indotenaga                           | -                | 42,355         | -                | (1,713)        | -              | 40,642           |
| PT Guohua Taidian<br>Pembangkitan Jawa Bali | -                | 2,020          | -                | -              | -              | 2,020            |
| 小計                                          | 1,529,285        | 381,767        | (151,328)        | 99,453         | (9,313)        | 1,849,864        |
| <b>合計</b>                                   | <b>3,174,698</b> | <b>381,767</b> | <b>(207,875)</b> | <b>490,705</b> | <b>(9,313)</b> | <b>3,829,982</b> |

次の表は、持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業の2018年、2017年及び2016年12月31日現在の要約財務情報を示している。

## 関連会社

|                | 2018年度                            |                                           |                                    |                       |             |
|----------------|-----------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------|-------------|
|                | PT Mitra Energi<br>Batam<br>百万ルピア | PT Sumber<br>Segara<br>Primadaya<br>百万ルピア | PT Tanjung Kasam<br>Power<br>百万ルピア | その他<br>百万ルピア          | 合計<br>百万ルピア |
| <u>流動</u>      |                                   |                                           |                                    |                       |             |
| 現金及び現金同等物      | 117,277                           | 778,313                                   | 83,532                             | 476,405               | 1,455,527   |
| その他の流動資産（現金除く） | 134,501                           | 1,825,590                                 | 181,597                            | 540,672               | 2,682,360   |
| 流動資産合計         | 251,778                           | 2,603,903                                 | 265,129                            | 1,017,077             | 4,137,887   |
| 金融負債           |                                   |                                           |                                    |                       |             |
| 買掛金            | 20,664                            | 1,024,885                                 | 84,297                             | 165,844               | 1,295,690   |
| その他の流動負債       | 40,603                            | 2,548,754                                 | 29,247                             | 351,791               | 2,970,395   |
| 流動負債合計         | 61,267                            | 3,573,639                                 | 113,544                            | 517,635               | 4,266,085   |
| <u>固定</u>      |                                   |                                           |                                    |                       |             |
| 資産             | 545,678                           | 19,773,962                                | 2,665,885                          | 3,979,314             | 26,964,839  |
| 負債             |                                   |                                           |                                    |                       |             |
| 金融負債           | 286,320                           | 7,866,475                                 | 1,426,538                          | 727,289               | 10,306,622  |
| その他の負債         | 35,833                            | 8,068,457                                 | 473,998                            | 206,398               | 8,784,686   |
| 固定負債合計         | 322,153                           | 15,934,932                                | 1,900,536                          | 933,687               | 19,091,308  |
| 純資産            | 414,036                           | 2,869,294                                 | 916,934                            | 3,545,069             | 7,745,333   |
| <b>有効所有割合</b>  | <b>30%</b>                        | <b>49%</b>                                | <b>10%</b>                         | <b>6.67% - 46.80%</b> | <b>-</b>    |
| 関連会社の純資産に対する持分 | 124,211                           | 1,405,954                                 | 91,693                             | 424,115               | 2,045,973   |
| 持分法の調整         | 392                               | 982,732                                   | -                                  | (26,432)              | 956,692     |
| 帳簿価額合計         | 124,603                           | 2,388,686                                 | 91,693                             | 397,683               | 3,002,665   |

|    | 2018年度                            |                                        |                                    |              |             |
|----|-----------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------|--------------|-------------|
|    | PT Mitra Energi<br>Batam<br>百万ルピア | PT Sumber Segara<br>Primadaya<br>百万ルピア | PT Tanjung<br>Kasam Power<br>百万ルピア | その他<br>百万ルピア | 合計<br>百万ルピア |
| 収益 | 188,475                           | 7,055,191                              | 443,069                            | 907,640      | 8,594,375   |

|                   |            |             |            |                       |             |
|-------------------|------------|-------------|------------|-----------------------|-------------|
| 売上原価              | (30,683)   | (4,590,602) | (100,181)  | (557,784)             | (5,279,250) |
| 減価償却費             | -          | (939,286)   | -          | 10,520                | (928,766)   |
| 受取利息              | -          | 3,860       | -          | 34,663                | 38,523      |
| 支払利息              | (22,793)   | (1,071,049) | (92,157)   | (19,698)              | (1,205,697) |
| 営業費用              | (72,406)   | 927,124     | (40,926)   | (89,854)              | 723,938     |
| その他収益（費用）、純額      | 13,700     | 1,462       | -          | 13,261                | 28,423      |
| 法人税費用             | (18,536)   | (75,173)    | (50,765)   | (21,014)              | (165,488)   |
| 当期利益              | 57,757     | 1,311,527   | 159,040    | 277,734               | 1,806,058   |
| <b>有効所有割合</b>     | <b>30%</b> | <b>49%</b>  | <b>10%</b> | <b>6.67% - 46.80%</b> | <b>-</b>    |
| 関連会社の当期利益に対する持分   | 17,327     | 642,648     | 15,904     | 42,393                | 718,272     |
| その他の包括利益（損失）      | -          | -           | -          | 40                    | 40          |
| 関連会社のその他の包括利益（損失） | -          | -           | -          | 4                     | 4           |
| 関連会社からの受取配当金      | (6,000)    | (135,633)   | -          | (6,808)               | (148,441)   |

## 2017年度

|                | PT Mitra Energi<br>Batam<br>百万ルピア | PT Sumber Segara<br>Primadaya<br>百万ルピア | PT Tanjung<br>Kasam Power<br>百万ルピア | その他<br>百万ルピア        | 合計<br>百万ルピア |
|----------------|-----------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------|---------------------|-------------|
| <u>流動</u>      |                                   |                                        |                                    |                     |             |
| 現金及び現金同等物      | 99,471                            | 1,283,427                              | 60,970                             | 372,132             | 1,816,000   |
| その他の流動資産（現金除く） | 130,399                           | 1,224,788                              | 134,113                            | 630,903             | 2,120,203   |
| 流動資産合計         | 229,870                           | 2,508,215                              | 195,083                            | 1,003,035           | 3,936,203   |
| 金融負債           |                                   |                                        |                                    |                     |             |
| 買掛金            | 73                                | 629,038                                | 109,773                            | 222,758             | 961,642     |
| その他の流動負債       | 80,127                            | 3,097,254                              | 49,201                             | 416,266             | 3,642,848   |
| 流動負債合計         | 80,200                            | 3,726,292                              | 158,974                            | 639,024             | 4,604,490   |
| <u>固定</u>      |                                   |                                        |                                    |                     |             |
| 資産             | 559,559                           | 12,598,918                             | 2,563,318                          | 4,118,842           | 19,840,637  |
| 負債             |                                   |                                        |                                    |                     |             |
| 金融負債           | 299,189                           | 7,492,044                              | 1,338,542                          | 797,437             | 9,927,212   |
| その他の負債         | 32,454                            | 1,105,648                              | 502,995                            | 214,768             | 1,855,865   |
| 固定負債合計         | 331,643                           | 8,597,692                              | 1,841,537                          | 1,012,205           | 11,783,077  |
| 純資産            | 377,586                           | 2,783,149                              | 757,890                            | 3,470,648           | 7,389,273   |
| <b>有効所有割合</b>  | <b>30%</b>                        | <b>49%</b>                             | <b>10%</b>                         | <b>20% - 46.80%</b> | <b>-</b>    |
| 関連会社の純資産に対する持分 | 113,276                           | 1,363,743                              | 75,789                             | 418,582             | 1,971,390   |
| ISFAS第16号の調整   | -                                 | -                                      | -                                  | -                   | -           |
| 持分法の調整         | -                                 | 517,928                                | -                                  | (56,488)            | 461,440     |
| 帳簿価額合計         | 113,276                           | 1,881,671                              | 75,789                             | 362,094             | 2,432,830   |
| 収益             | 221,346                           | 6,531,936                              | 427,087                            | 1,767,617           | 8,947,986   |
| 売上原価           | (33,736)                          | (3,265,831)                            | (90,821)                           | (1,155,582)         | (4,545,970) |

|                   |            |             |            |                     |             |
|-------------------|------------|-------------|------------|---------------------|-------------|
| 減価償却費             | -          | (383,765)   | -          | (20,401)            | (404,166)   |
| 受取利息              | -          | 3,507       | -          | 62                  | 3,569       |
| 支払利息              | (27,796)   | (553,875)   | (81,411)   | (95,323)            | (758,405)   |
| 営業費用              | (77,326)   | (1,006,981) | (93,801)   | (215,069)           | (1,393,177) |
| その他収益（費用）、純額      | (19,139)   | 841         | 79,339     | 70,681              | 131,722     |
| 法人税費用             | (22,446)   | (331,388)   | (40,263)   | (68,965)            | (463,062)   |
| 当期利益              | 40,903     | 994,444     | 200,130    | 283,020             | 1,518,497   |
| <b>有効所有割合</b>     | <b>30%</b> | <b>49%</b>  | <b>10%</b> | <b>20% - 46.80%</b> | <b>-</b>    |
| 関連会社の当期利益に対する持分   | 12,271     | 487,277     | 20,013     | 44,936              | 564,497     |
| その他の包括利益（損失）      | -          | -           | 25,790     | (5,941)             | 19,849      |
| 関連会社のその他の包括利益（損失） | -          | -           | 2,579      | (614)               | 1,965       |
| 関連会社からの受取配当金      | 3,450      | 111,992     | -          | 1,163               | 116,605     |

## 2016年度

|                    | PT Mitra Energi<br>Batam<br>百万ルピア | PT Sumber Segara<br>Primadaya<br>百万ルピア | PT Tanjung<br>Kasam Power<br>百万ルピア | その他<br>百万ルピア        | 合計<br>百万ルピア           |
|--------------------|-----------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------|---------------------|-----------------------|
| <u>流動</u>          |                                   |                                        |                                    |                     |                       |
| 現金及び現金同等物          | 73,707                            | 1,493,572                              | 102,880                            | 906,426             | 2,576,585             |
| その他の流動資産<br>（現金除く） | 102,241                           | 1,383,392                              | 164,620                            | 340,067             | 1,990,320             |
| 流動資産合計             | 175,948                           | 2,876,964                              | 267,500                            | 1,246,493           | 4,566,905             |
| 金融負債               |                                   |                                        |                                    |                     |                       |
| 買掛金                | 14,261                            | 618,177                                | 1,727                              | 157,213             | 791,378               |
| その他の流動負債           | 68,210                            | 2,362,789                              | 425,915                            | 275,624             | 3,132,538             |
| 流動負債合計             | 82,471                            | 2,980,966                              | 427,642                            | 432,837             | 3,923,916             |
| <u>固定</u>          |                                   |                                        |                                    |                     |                       |
| 資産                 | 571,333                           | 11,284,922                             | 2,586,670                          | 3,692,868           | 18,135,793            |
| 負債                 |                                   |                                        |                                    |                     |                       |
| 金融負債               | 319,826                           | 8,746,836                              | 1,525,333                          | 1,147,900           | 11,739,895            |
| その他の負債             | 18,636                            | 9,163                                  | 310,928                            | 153,177             | 491,904               |
| 固定負債合計             | 338,462                           | 8,755,999                              | 1,836,261                          | 1,301,077           | 12,231,799            |
| 純資産                | 326,348                           | 2,424,921                              | 590,267                            | 3,205,447           | 6,546,983             |
| <b>有効所有割合</b>      | <b>30%</b>                        | <b>49%</b>                             | <b>10%</b>                         | <b>20% - 46.80%</b> | <b>6.67% - 46.80%</b> |
| 関連会社の純資産に対する持分     | 97,904                            | 1,188,211                              | 59,026                             | 381,049             | 1,726,190             |
| 持分法の調整             | 1                                 | 318,175                                | -                                  | (64,248)            | 253,928               |
| 帳簿価額合計             | 97,905                            | 1,506,386                              | 59,026                             | 316,801             | 1,980,118             |
| 収益                 | 130,419                           | 5,094,718                              | 407,943                            | 1,330,497           | 6,963,577             |
| 売上原価               | (23,781)                          | (3,466,817)                            | (83,389)                           | (883,456)           | (4,457,443)           |
| 減価償却費              | (2,244)                           | (648,583)                              | -                                  | (27,372)            | (678,199)             |
| 受取利息               | -                                 | 1,975                                  | -                                  | 4,961               | 6,936                 |
| 支払利息               | (33,179)                          | (388,258)                              | (98,942)                           | (43,437)            | (563,816)             |
| 営業費用               | (77,239)                          | (15,398)                               | (7,725)                            | (167,436)           | (267,798)             |

|                         |            |            |            |                     |                       |
|-------------------------|------------|------------|------------|---------------------|-----------------------|
| その他収益（費用）、純額            | (186)      | 122,332    | -          | 1,157,768           | 1,279,914             |
| 法人税費用                   | (2,217)    | (147,893)  | (47,701)   | (46,669)            | (244,480)             |
| 当期利益（損失）                | (8,427)    | 552,076    | 170,186    | 1,324,856           | 2,038,691             |
| <b>有効所有割合</b>           | <b>30%</b> | <b>49%</b> | <b>10%</b> | <b>20% - 46.80%</b> | <b>6.67% - 46.80%</b> |
| 関連会社の当期利益（損失）<br>に対する持分 | (2,528)    | 270,517    | 17,018     | 106,245             | 391,252               |
| その他の包括利益（損失）            | -          | -          | -          | -                   | -                     |
| 関連会社のその他の包括利益<br>（損失）   | -          | -          | -          | -                   | -                     |
| 関連会社からの受取配当金            | 1,500      | 52,816     | 2,231      | -                   | 56,547                |

## 共同支配企業

|                      | 2018年度                          |                                     |                                               |                  |             |
|----------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------|-------------|
|                      | PT Unelec<br>Indonesia<br>百万ルピア | PT Bajradaya<br>Sentranusa<br>百万ルピア | PT Bukit<br>Pembangkit<br>Innovative<br>百万ルピア | その他<br>百万ルピア     | 合計<br>百万ルピア |
| <u>流動</u>            |                                 |                                     |                                               |                  |             |
| 現金及び現金同等物            | 18,674                          | 381,296                             | 287,262                                       | 1,665,227        | 2,352,459   |
| その他の流動資産<br>（現金除く）   | 946,795                         | 187,297                             | 193,914                                       | 681,328          | 2,009,334   |
| 流動資産合計               | 965,469                         | 568,593                             | 481,176                                       | 2,346,555        | 4,361,793   |
| 金融負債                 |                                 |                                     |                                               |                  |             |
| 買掛金                  | 268,839                         | 61,537                              | 437,369                                       | 83,463           | 851,208     |
| その他の流動負債             | 568,902                         | 70,883                              | 794,314                                       | 1,403,663        | 2,837,762   |
| 流動負債合計               | 837,741                         | 132,420                             | 1,231,683                                     | 1,487,126        | 3,688,970   |
| <u>固定</u>            |                                 |                                     |                                               |                  |             |
| 資産                   | 113,713                         | 3,545,454                           | 5,974,154                                     | 27,858,867       | 37,492,188  |
| 負債                   |                                 |                                     |                                               |                  |             |
| 金融負債                 | -                               | 2,851,963                           | 1,587,371                                     | 15,293,919       | 19,733,253  |
| その他の負債               | 42,350                          | 105,132                             | 772,360                                       | 410,667          | 1,330,509   |
| 固定資産合計               | 42,350                          | 2,957,095                           | 2,359,731                                     | 15,704,586       | 21,063,762  |
| 純資産                  | 199,091                         | 1,024,532                           | 2,863,916                                     | 13,013,710       | 17,101,249  |
| <b>有効所有割合</b>        | <b>32.35%</b>                   | <b>36.61%</b>                       | <b>40.25%</b>                                 | <b>10% - 51%</b> | <b>-</b>    |
| 共同支配企業の純資産に対す<br>る持分 | 64,406                          | 375,081                             | 1,266,059                                     | 3,699,770        | 5,405,316   |
| ISFAS第16号の調整         | -                               | -                                   | -                                             | -                | -           |
| 持分法の調整               | 11,498                          | 420,970                             | 26,629                                        | (140,738)        | 318,358     |
| 帳簿価額合計               | 75,904                          | 796,051                             | 1,292,688                                     | 3,559,032        | 5,723,674   |
| 収益                   | 1,197,402                       | 800,051                             | 972,887                                       | 4,480,974        | 7,451,314   |
| 売上原価                 | (1,021,225)                     | -                                   | (325,552)                                     | (3,202,389)      | (4,549,166) |
| 減価償却費                | -                               | (385)                               | -                                             | 44,155           | 43,770      |
| 受取利息                 | -                               | 729                                 | 455                                           | 165              | 1,349       |

|                       |               |               |               |                  |           |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|------------------|-----------|
| 支払利息                  | (31,742)      | (447,633)     | (144,392)     | (198,644)        | (822,411) |
| 営業費用                  | (29,686)      | (59,121)      | (168,426)     | 3,082            | (254,151) |
| その他収益（費用）、純額          | (13,013)      | (35,209)      | 12,598        | (162,583)        | (198,207) |
| 法人税費用                 | (37,180)      | -             | (146,307)     | (127,101)        | (310,588) |
| 当期利益                  | 64,556        | 258,432       | 201,263       | 837,659          | 1,361,910 |
| <b>有効所有割合</b>         | <b>32.35%</b> | <b>36.61%</b> | <b>40.25%</b> | <b>10% - 51%</b> | <b>-</b>  |
| 共同支配企業の当期利益に対する持分     | 20,884        | 94,612        | 81,008        | 257,569          | 454,073   |
| その他の包括利益              | -             | 161,836       | 288,559       | 256,346          | 706,741   |
| 共同支配企業のその他の包括利益に対する持分 | -             | 59,248        | 116,145       | 80,096           | 255,489   |
| 共同支配企業からの受取配当金        | -             | (45,665)      | -             | (26,628)         | (72,293)  |

## 2017年度

|                    | PT Unelec<br>Indonesia<br>百万ルピア | PT Bajradaya<br>Sentranusa<br>百万ルピア | PT Bukit<br>Pembangkit<br>Innovative<br>百万ルピア | その他<br>百万ルピア     | 合計<br>百万ルピア |
|--------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------|-------------|
| <u>流動</u>          |                                 |                                     |                                               |                  |             |
| 現金及び現金同等物          | 4,312                           | 298,673                             | 418,954                                       | 1,283,778        | 2,005,717   |
| その他の流動資産<br>（現金除く） | 762,443                         | 232,188                             | 103,087                                       | 2,290,260        | 3,387,978   |
| 流動資産合計             | 766,755                         | 530,861                             | 522,041                                       | 3,574,038        | 5,393,695   |
| 金融負債               |                                 |                                     |                                               |                  |             |
| 買掛金                | 336,393                         | 205,067                             | 360,731                                       | 573,930          | 1,476,121   |
| その他の流動負債           | 671,599                         | 174,718                             | 331,888                                       | 186,365          | 1,364,570   |
| 流動負債合計             | 1,007,992                       | 379,785                             | 692,619                                       | 760,295          | 2,840,691   |
| <u>固定</u>          |                                 |                                     |                                               |                  |             |
| 資産                 | 371,325                         | 5,483,604                           | 5,525,950                                     | 14,332,155       | 25,713,034  |
| 負債                 |                                 |                                     |                                               |                  |             |
| 金融負債               | -                               | 2,637,109                           | 2,135,612                                     | 7,916,630        | 12,689,351  |
| その他の負債             | 41,705                          | 808,114                             | -                                             | 101,977          | 951,796     |
| 固定資産合計             | 41,705                          | 3,445,223                           | 2,135,612                                     | 8,018,607        | 13,641,147  |
| 純資産                | 88,383                          | 2,189,457                           | 3,219,760                                     | 9,127,291        | 14,624,891  |
| <b>有効所有割合</b>      | <b>32.35%</b>                   | <b>36.61%</b>                       | <b>37.25%</b>                                 | <b>10% - 51%</b> | <b>-</b>    |
| 共同支配企業の純資産に対する持分   | 28,592                          | 801,560                             | 1,199,361                                     | 2,611,060        | 4,640,573   |
| ISFAS第16号の調整       | -                               | -                                   | -                                             | -                | -           |
| 持分法の調整             | 26,426                          | (113,704)                           | (103,825)                                     | (3,802)          | (194,905)   |
| 帳簿価額合計             | 55,018                          | 687,856                             | 1,095,536                                     | 2,607,258        | 4,445,668   |
| 収益                 | 972,228                         | 603,700                             | 893,348                                       | 7,114,905        | 9,584,181   |
| 売上原価               | (817,449)                       | (17,701)                            | (242,520)                                     | (6,386,436)      | (7,464,106) |
| 減価償却費              | -                               | (310)                               | -                                             | (55,060)         | (55,370)    |
| 受取利息               | -                               | -                                   | 632                                           | 13,009           | 13,641      |

|                       |               |               |               |                  |           |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|------------------|-----------|
| 支払利息                  | (41,529)      | (241,181)     | (96,250)      | (274,276)        | (653,236) |
| 営業費用                  | (29,604)      | (33,522)      | (161,918)     | (119,158)        | (344,202) |
| その他収益（費用）、純額          | (15,936)      | 19,109        | 25,322        | (71,253)         | (42,758)  |
| 法人税費用                 | (4,912)       | (90,877)      | (102,622)     | (54,464)         | (252,875) |
| 当期利益                  | 62,798        | 239,218       | 315,992       | 167,267          | 785,275   |
| <b>有効所有割合</b>         | <b>32.35%</b> | <b>36.61%</b> | <b>37.25%</b> | <b>10% - 51%</b> | <b>-</b>  |
| 共同支配企業の当期利益に対する持分     | 20,315        | 87,578        | 117,707       | 21,094           | 246,694   |
| その他の包括利益              | -             | 780,126       | 414,266       | 40,415           | 1,234,807 |
| 共同支配企業のその他の包括利益に対する持分 | -             | 285,604       | 154,314       | 20,018           | 459,936   |
| 共同支配企業からの受取配当金        | -             | 87,897        | -             | 37,003           | 124,900   |

## 2016年度

|                    | PT Unelec<br>Indonesia<br>百万ルピア | PT Bajradaya<br>Sentranusa<br>百万ルピア | PT Bukit<br>Pembangkit<br>Innovative<br>百万ルピア | その他<br>百万ルピア     | 合計<br>百万ルピア      |
|--------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------|------------------|
| <b>流動</b>          |                                 |                                     |                                               |                  |                  |
| 現金及び現金同等物          | 14,714                          | 380,139                             | 160,539                                       | 417,238          | 972,630          |
| その他の流動資産<br>（現金除く） | 680,162                         | 214,200                             | 28,998                                        | 178,601          | 1,101,961        |
| 流動資産合計             | 694,876                         | 594,339                             | 189,537                                       | 595,839          | 2,074,591        |
| 金融負債               |                                 |                                     |                                               |                  |                  |
| 買掛金                | 166,396                         | 130,046                             | 250,735                                       | 233,759          | 780,936          |
| その他の流動負債           | 765,026                         | 245,967                             | 287,592                                       | 150,876          | 1,449,461        |
| 流動負債合計             | 931,422                         | 376,013                             | 538,327                                       | 384,635          | 2,230,397        |
| <b>固定</b>          |                                 |                                     |                                               |                  |                  |
| 資産                 | 387,801                         | 5,503,025                           | 5,432,027                                     | 1,658,333        | 12,981,186       |
| 負債 金融負債            | -                               | 2,786,202                           | 2,055,971                                     | 1,030,917        | 5,873,090        |
| その他の負債             | 43,896                          | 760,082                             | 488,686                                       | 43,778           | 1,336,442        |
| 固定負債合計             | 43,896                          | 3,546,284                           | 2,544,657                                     | 1,074,695        | 7,209,532        |
| 純資産                | 107,359                         | 2,175,067                           | 2,538,580                                     | 794,842          | 5,615,848        |
| <b>有効所有割合</b>      | <b>32.35%</b>                   | <b>36.61%</b>                       | <b>37.25%</b>                                 | <b>10% - 51%</b> | <b>10% - 51%</b> |
| 共同支配企業の純資産に対する持分   | 34,731                          | 796,292                             | 945,621                                       | 277,421          | 2,054,065        |
| 持分法の調整             | (28)                            | (393,721)                           | (122,107)                                     | 311,655          | (204,201)        |
| 帳簿価額合計             | 34,703                          | 402,571                             | 823,514                                       | 589,076          | 1,849,864        |
| 収益                 | 715,054                         | 611,731                             | 734,398                                       | 976,749          | 3,037,932        |
| 売上原価               | (686,296)                       | -                                   | (173,517)                                     | (825,038)        | (1,684,851)      |
| 減価償却費              | -                               | (259)                               | -                                             | (8,397)          | (8,656)          |
| 受取利息               | -                               | 26,792                              | 4,739                                         | 13,077           | 44,608           |
| 支払利息               | (33,661)                        | (254,229)                           | (121,159)                                     | (6,191)          | (415,240)        |
| 営業費用               | (80,653)                        | (24,032)                            | (297,005)                                     | (99,800)         | (501,490)        |
| その他収益（費用）、純額       | (162,213)                       | 5,792                               | (9,552)                                       | 2,546            | (163,427)        |

|                           |               |               |               |                  |                  |
|---------------------------|---------------|---------------|---------------|------------------|------------------|
| 法人税費用                     | 8,727         | (81,239)      | -             | (30,579)         | (103,091)        |
| 当期利益（損失）                  | (239,042)     | 284,556       | 137,904       | 22,367           | 205,785          |
| <b>有効所有割合</b>             | <b>32.35%</b> | <b>36.61%</b> | <b>37.25%</b> | <b>10% - 51%</b> | <b>10% - 51%</b> |
| 共同支配企業の当期利益（損失）に対する持分     | (77,330)      | 104,176       | 51,369        | 21,238           | 99,453           |
| その他の包括利益（損失）              | -             | (11,583)      | (13,617)      | -                | (25,200)         |
| 共同支配企業のその他の包括利益（損失）に対する持分 | -             | (4,241)       | (5,072)       | -                | (9,313)          |
| 共同支配企業からの受取配当金            | -             | 115,787       | -             | 35,541           | 151,328          |

これらの事業体は、当公社及びその子会社と同じ電気事業を営んでいるため、これらの事業体への投資は主として長期的な成長のために保有されている。

#### GDE

GDEは、Himpurna California Energy Limited及びPatuha Power Limitedが以前所有していた*Dieng*及び*Patuha*発電所プロジェクトの開発を継続するために設立された。

GDEの所有比率はわずか6.67%であるが、GDEに対して大きな影響力を有している。主要業績評価指標（KPI）を導入し、GDE事業を推進することができたことは、当公社の影響力の大きさを示している。

#### MEB

2018年、2017年及び2016年、子会社であるPT PLN BatamはMEBからそれぞれ6,000百万ルピア、3,450百万ルピア及び1,500百万ルピアの配当金を受けた。

#### S2P

2018年、2017年及び2016年、子会社であるPT PJBはS2Pからそれぞれ9,212,002米ドル（135,633百万ルピア相当）、8,266,312米ドル（111,992百万ルピア相当）及び3,920,000米ドル（52,816百万ルピア相当）の配当金を受け取った。

#### DEB

2018年、子会社のPT PLN Batamは、DEBから527百万ルピアに相当する配当金を受け取った。

#### IPB

2018年及び2017年、子会社であるIPIは、IPBからそれぞれ1,242百万ルピア及び1,163百万ルピアの現金配当金を受け取った。

#### EPI

2018年、子会社であるHPはEPIから2,293百万ルピアの配当金を受け取った。

#### TJK

子会社であるPT PLN Batamは、TJKの取締役で代表を務めることを検討することにより、TJKに対して重要な影響力を有している。

#### IRT

2017年、IPの子会社であるPIT及びPT Barito Wahana Lestariが株式所有によってIRTを設立した結果、それぞれ510百万ルピア及び490百万ルピアの株式を保有し、IRTにおける株式所有率は51%及び49%となった。重要な意思決定には全会一致の同意が必要であるため、PITはIRTにおいて共同支配を有している。

#### BDSN

2018年及び2017年、子会社であるPT PJBは、BDSNから3,163,479米ドル（45,665百万ルピア相当）、6,487,821米ドル（87,897百万ルピア相当）、8,786,400米ドル（115,787百万ルピア相当）の配当金を受け取った。

#### Komipo PJB

2018年、2017年及び2016年、当社はKomipo PJBからそれぞれ26,628百万ルピア、37,003百万ルピア及び33,541百万ルピアの配当金を受け取った。2018年、当社は14,700百万ルピアの現金配当金を受け取り、11,928百万ルピアの受取配当金として計上された。

#### RDM

重要な意思決定には全会一致の同意が必要であるため、PT PJBの子会社であるREはRDMにおいて共同支配を有している。2017年及び2016年、REは持分比率を変更することなく、21,046百万ルピア及び4,001百万ルピアの追加投資を行った。

#### SGPJB

2018年、2017年及び2016年、PT PJBの子会社であるPJBIIは、それぞれ17,033,467米ドル（254,293百万ルピア相当）、72,000,000米ドル（959,808百万ルピア相当）及び24,000,000米ドル（319,944百万ルピア相当）の投資を、持分比率を変更することなく追加した。

#### GTPJB

2016年9月23日、PT PJBの子会社であるPJBII及びGuangdong Guohua Yuedian Taishan Power Generation Company Limitedは、株式30%に相当する150,000米ドル（2,020百万ルピア相当）の初期投資によってGTPJBを設立した。

#### GCL Indotenaga

2018年及び2016年、PITはそれぞれ6,877,771米ドル（99,597百万ルピア相当）と3,150,000米ドル（42,355百万ルピア相当）の追加投資を行ったが、持分比率は変わっていない。

#### NSHE

2017年8月29日、PT PJBの子会社であるPJBIIは、NSHEに対し、株式総額の25%に相当する30,497,203米ドル（407,076百万ルピア相当）を取得することにより出資を行った。2017年12月28日、当社は25,000,611米ドル（339,008百万ルピア相当）の追加投資を行った。

2018年、PT PJBの子会社であるPJBIIは、20,831,307米ドル（286,847百万ルピア相当）の投資を追加したが、持分比率は変わっていない。

#### PBM AP

2017年5月2日、子会社であるPT BAGは、PBM APのPT BAG株式の75%をDP PLNに売却したことにより、PBM APに対する支配を喪失し、収益は54,250百万ルピアに達し、PBM APの地位を関連会社に変更した。

2018年、子会社のPT BAGはPBM APから2,746百万ルピアの配当金を受け取った。

## 9. 関係当事者に対する債権

|                                                  | 2018年度<br>百万ルピア  | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|--------------------------------------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| PT Shenhua Guohua PJB (SGPJB)                    | 830,188          | -               | -               |
| PT Perta Daya Gas                                | 199,576          | 224,742         | 260,085         |
| PT Komipo Pembangkitan Jawa Bali<br>(Komipo PJB) | 5,582            | 11,447          | 16,747          |
| PT Mitra Energi Batam                            | 1,845            | 683             | 683             |
| PT Dalle Energy Batam                            | -                | 5,603           | 9,632           |
| PT Tanjung Kasam Power                           | -                | -               | 12,465          |
| 合計                                               | 1,037,191        | 242,475         | 299,612         |
| <b>1年以内債権控除後</b>                                 | <b>5,954</b>     | <b>5,294</b>    | <b>36,548</b>   |
| <b>長期部分</b>                                      | <b>1,031,237</b> | <b>237,181</b>  | <b>263,064</b>  |

### SGPJB

2018年11月20日、子会社であるPT PJBは、SGPJBに対して56,516,733米ドルの長期融資を提供し、金利は6か月LIBOR + 4%となった。同融資は2033年12月15日に満期を迎える。利息は、毎年1月15日と7月15日が支払期限であり、第1回目の元本返済は2021年12月15日に行われる。

### PDG

2013年6月12日、子会社であるIPIは、PLTU Tambak Lorok, SemarangにおけるCompressed Natural Gas（以下「CNG」という。）プロジェクトに融資するため、共同支配企業PDGに対し18,837,112米ドルの長期融資を行った。2015年11月30日、IPIは、PDGに対する長期融資の修正を行い、2014年1月9日までに移転した資金に基づき、融資総額を18,191,529米ドルに改定し、融資期間を8年、返済期限は2023年12月1日とした。この融資には年率6.5%の利息がついている。同プロジェクトの建設中の元本（建設利息）の合計利息は、現金引出日から2014年5月30日まで有効であり、2016年6月1日に全額払い込まれた。元本は、2016年6月1日から2023年12月1日までの間、6か月ごとに徴収する。2018年12月31日現在で、受取債権の未払元本及び未収利息は、13,498,180米ドルであり、195,467百万ルピア（2017年：16,197,815米ドル、219,448百万ルピア）に相当する。2018年、2017年及び2016年12月31日現在のその他の債権の金額は、それぞれ4,109百万ルピア、5,294百万ルピア及び6,179百万ルピアであり、それぞれ受取利息及び従業員の移転費用を表している。

### Komipo PJB

2010年12月29日、子会社であるPT PJBは、年利率14%の株主融資の形で、Komipo PJBに融資することに合意した。本融資の目的は、PT PJBとの間で締結された拡張保守運用契約に定める契約上の義務を履行するために、Komipo PJBに現金を提供することであり、契約期間中いつでも、Komipo PJBは、発電所の保守運用のための6か月分の現金準備金を維持する必要がある。2014年12月29日、PT PJBは、2019年12月29日まで期日を延長するため、Komipo PJBに対する融資契約の修正を行った。利息は、毎年12月29日が支払期限であり、第1回目の元本返済は2012年12月29日に行われた。

### MEB及びDEB

これらの債権は、電力購入契約の違約金に対する債権である。

当公社及びその子会社の経営陣は、これらの関係当事者からの債権は回収可能であると考える。

## 10. 制限付現金及び定期預金

|                    | 2018年度<br>百万ルピア  | 2017年度<br>百万ルピア  | 2016年度<br>百万ルピア  |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>リース割賦及び運転保証</b> |                  |                  |                  |
| 銀行預金               |                  |                  |                  |
| 三井住友銀行シンガポール支店     |                  |                  |                  |
| 日本円                | 4,844,193        | 6,587,157        | 6,797,365        |
| 米ドル                | 690,780          | 623,962          | 603,573          |
| バンク・プロピン - 百万ルピア   | 267              | 49,339           | 49,855           |
| 銀行保証               |                  |                  |                  |
| 銀行預金 - 百万ルピア       |                  |                  |                  |
| 関係当事者：             |                  |                  |                  |
| マンディリ銀行            | 82,412           | 22,909           | 12,159           |
| バンクネガラインドネシア       | 1,348            | 1,313            | 1,269            |
| 第三者：               |                  |                  |                  |
| CIMBニアガ銀行          | 67,293           | 22,829           | -                |
| バンク・ウリィ・サウダラ       | 2,419            | -                | 39               |
| 定期預金               |                  |                  |                  |
| 関係当事者：             |                  |                  |                  |
| バンク・ラヤット・インドネシア    | -                | 75,200           | -                |
| バンクネガラインドネシア       | -                | 70,000           | -                |
| マンディリ銀行            | -                | 35,000           | -                |
| <b>合計</b>          | <b>5,688,712</b> | <b>7,487,709</b> | <b>7,464,260</b> |
| 定期預金の年利率           |                  |                  |                  |
| ルピア                | 6% - 6.75%       | 4.5% - 6%        | 8.25%            |
| 米ドル                | 1.25% - 1.37%    | 1.25% - 1.37%    | 1.03% - 1.13%    |
| 日本円                | -                | -                | 0.0001% - 0.065% |
| 満期                 |                  |                  |                  |
| ルピア                | 4～6か月            | 4～6か月            | 1年               |
| 米ドル                | 1年               | 1年               | 1年               |
| 日本円                | -                | -                | 1年               |

当社は、FLAの要件を満たすため、三井住友銀行シンガポール支店との間で、2018年12月31日現在で36,946,110,237円及び47,702,501米ドルの総額54,793,251,283円、2017年12月31日現在で46,055,654米ドル、2016年12月31日現在で58,900,167,541円及び44,922,075米ドルの準備金を積み立てている。

制限付銀行預金及び外貨定期預金の内訳は下記のとおりである。

|     | 2018年度         |             | 2017年度         |             | 2016年度         |             |
|-----|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-------------|
|     | 外貨建て*)         | 相当<br>百万ルピア | 外貨建て*)         | 相当<br>百万ルピア | 外貨建て*)         | 相当<br>百万ルピア |
| 日本円 | 36,946,110,237 | 4,844,193   | 54,793,251,283 | 6,587,157   | 58,900,167,541 | 6,797,365   |
| 米ドル | 47,702,501     | 690,780     | 46,055,654     | 623,962     | 44,922,075     | 603,573     |

|    |           |           |           |
|----|-----------|-----------|-----------|
| 合計 | 5,534,973 | 7,211,119 | 7,400,938 |
|----|-----------|-----------|-----------|

\*) 総額

## 11. その他の固定資産

|                | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 繰延資産           | 352,344         | 187,941         | -               |
| 前払費用           |                 |                 |                 |
| ガス購入           | 7,017,236       | 1,189,825       | 862,060         |
| その他            | 141,623         | 93,737          | 505,222         |
| 小計             | 7,511,203       | 1,471,503       | 1,367,282       |
| 前渡金            |                 |                 |                 |
| プロジェクト開発       | 3,077,867       | 3,032,454       | 2,152,425       |
| 石炭購入           | 874,422         | 942,922         | 818,232         |
| 小計             | 3,952,289       | 3,975,376       | 2,970,657       |
| 無形資産           |                 |                 |                 |
| ソフトウェア         | 727,921         | 605,360         | 567,522         |
| 土地所有権更新に係る法的費用 | 230,042         | 132,441         | 57,872          |
| 小計             | 957,963         | 737,801         | 625,394         |
| 鉱業資産           | 1,056,556       | 875,453         | -               |
| 非上場株式への投資      | 4,751           | 3,964           | 967             |
| 合計             | 13,482,762      | 7,064,097       | 4,964,300       |

無形資産の償却

2018年、2017年及び2016年における無形資産の償却は、それぞれ221,851百万ルピア、285,676百万ルピア及び275,918百万ルピアであった。

## 12. 現金及び現金同等物

|                 | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 手元の現金           | 9,662           | 8,578           | 16,529          |
| 銀行預金            |                 |                 |                 |
| 関係当事者           |                 |                 |                 |
| バンク・ラヤット・インドネシア |                 |                 |                 |
| ルピア             | 5,747,560       | 8,025,347       | 11,982,982      |
| 米ドル             | 2,991,865       | 4,131,047       | 1,312,360       |
| ユーロ             | 1,278,887       | 57,016          | 47,647          |
| 日本円             | 204,061         | 6,003           | 732             |
| バンクネガラインドネシア    |                 |                 |                 |
| ルピア             | 5,452,526       | 8,391,017       | 9,626,030       |
| 米ドル             | 1,946,655       | 664,703         | 318,455         |

|                       |                   |                   |                   |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 日本円                   | 241,461           | 25,119            | 25,234            |
| ユーロ                   | 20,922            | 20,809            | 39,686            |
| スイスフラン                | -                 | -                 | 6,150             |
| マンディリ銀行               |                   |                   |                   |
| ルピア                   | 3,771,647         | 8,028,389         | 9,880,319         |
| 米ドル                   | 1,355,590         | 399,383           | 545,650           |
| ユーロ                   | 182,933           | 11,001            | 11,635            |
| 日本円                   | 11,228            | 5,275             | 1,942             |
| バンク・タブンガン・ネガラ         |                   |                   |                   |
| ルピア                   | 1,001,303         | 1,505,072         | 1,003,076         |
| DKI銀行                 |                   |                   |                   |
| ルピア                   | 318,382           | 737,233           | 721,440           |
| 米ドル                   | 45,449            | 98,686            | 39,169            |
| 日本円                   | 997               | 914               | 878               |
| 関係当事者合計               | 24,571,466        | 32,107,014        | 35,563,385        |
| 第三者                   |                   |                   |                   |
| バンク・ブコピン              |                   |                   |                   |
| ルピア                   | 3,223,061         | 1,497,183         | 2,459,059         |
| 米ドル                   | 960,820           | 2,614,659         | 152,947           |
| 日本円                   | 170,402           | 81,621            | 55,100            |
| ユーロ                   | -                 | 40,772            | -                 |
| バンク・セントラル・アジア         |                   |                   |                   |
| ルピア                   | 260,947           | 435,310           | 391,801           |
| 米ドル                   | 25,479            | 23,838            | 23,641            |
| ダナモン銀行                |                   |                   |                   |
| ルピア                   | 242,387           | 174,829           | 122,318           |
| バンク・インターナショナル・インドネシア  |                   |                   |                   |
| ルピア                   | 1,479             | 1,467             | 1,451             |
| 米ドル                   | 3                 | 5                 | 510               |
| その他（いずれも構成比5%未満）      |                   |                   |                   |
| ルピア                   | 1,821,303         | 1,422,147         | 422,864           |
| 米ドル                   | 86,738            | 365,489           | 5,649             |
| ユーロ                   | -                 | 4,991             | 4,398             |
| 第三者合計                 | 6,792,619         | 6,662,311         | 3,639,738         |
| <b>手元の現金及び銀行預金の合計</b> | <b>31,373,747</b> | <b>38,777,903</b> | <b>39,219,652</b> |
| 現金同等物 - 定期預金          |                   |                   |                   |
| 関係当事者                 |                   |                   |                   |
| バンクネガラインドネシア          |                   |                   |                   |
| ルピア                   | 966,238           | 970,160           | 654,432           |
| 米ドル                   | 7,241             | -                 | -                 |
| マンディリ銀行               |                   |                   |                   |
| ルピア                   | 330,442           | 72,442            | 452,886           |
| バンク・ラヤット・インドネシア       |                   |                   |                   |
| ルピア                   | 242,380           | 1,823,842         | 520,298           |
| 関係当事者合計               | 1,546,301         | 2,866,444         | 1,627,616         |

|                      |            |            |            |
|----------------------|------------|------------|------------|
| 第三者                  |            |            |            |
| バンク・ブコピン             |            |            |            |
| ルピア                  | 329,000    | 460,000    | 914,607    |
| 日本円                  | -          | -          | 57,235     |
| その他<br>(いずれも全体の5%未満) |            |            |            |
| ルピア                  | 45,512     | 187,612    | 90,113     |
| 第三者合計                | 374,512    | 647,612    | 1,061,955  |
| 定期預金計                | 1,920,813  | 3,514,056  | 2,689,571  |
| 現金及び現金同等物合計          | 33,294,560 | 42,291,959 | 41,909,223 |

## 定期預金の年利率

|     |            |          |               |
|-----|------------|----------|---------------|
| ルピア | 5.75% - 6% | 6% - 7%  | 7.16% - 7.81% |
| 米ドル | 0.80%      | -        | 0.5% - 1.49%  |
| 日本円 | -          | -        | 0.15%         |
| 満期  | 1 か月       | 1 ～ 3 か月 | 1 か月          |

外貨建ての現金及び現金同等物の内訳は下記のとおりである。

|         | 2018年度        |             | 2017年度      |             | 2016年度        |             |
|---------|---------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|
|         | 外貨建て*)        | 相当<br>百万ルピア | 外貨建て*)      | 相当<br>百万ルピア | 外貨建て*)        | 相当<br>百万ルピア |
| 米ドル     | 512,384,448   | 7,419,840   | 612,474,922 | 8,297,810   | 178,504,121   | 2,398,381   |
| ユーロ     | 89,538,915    | 1,482,742   | 8,321,241   | 134,588     | 7,299,106     | 103,367     |
| 日本円     | 4,790,819,800 | 628,149     | 989,283,918 | 118,932     | 1,222,842,324 | 141,122     |
| その他 **) | -             | -           | -           | -           | 457,750       | 6,150       |
| 合計      |               | 9,530,731   |             | 8,551,330   |               | 2,649,020   |

\*) 総額

\*\*) 他の通貨建ての現金及び現金同等物については、報告日現在の為替レートを用いて米ドル相当額を表示している。

### 13. 短期投資

|                      | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 定期預金                 |                 |                 |                 |
| 関係当事者                |                 |                 |                 |
| バンク・ラヤット・インドネシア      | 1,184,511       | 260,000         | 367,200         |
| マンディリ銀行              | 20,000          | 20,000          | -               |
| 関係当事者合計              | 1,204,511       | 280,000         | 367,200         |
| 第三者                  |                 |                 |                 |
| その他<br>(いずれも全体の5%未満) | 11,707          | -               | -               |
| その他の投資               |                 |                 |                 |
| ルピア                  | 668             | 6,697           | 7,571           |
| 短期投資合計               | 1,216,886       | 286,697         | 374,771         |

## 定期預金の年利率

|     |              |            |               |
|-----|--------------|------------|---------------|
| ルピア | 6.5% - 7.25% | 6% - 6.75% | 5.50% - 7.25% |
| 満期  | 6 ～12か月      | 6 か月       | 6 か月          |

これらの金融資産の信用リスクは、相手方が質の高い外部信用格付を有する信頼性の高い銀行であることから、無視できるものと考えられる。

## 14. 売掛債権

## a. 債務者別

|            | 2018年度<br>百万ルピア   | 2017年度<br>百万ルピア   | 2016年度<br>百万ルピア   |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 関係当事者      |                   |                   |                   |
| 国有企業       | 596,016           | 583,539           | 568,123           |
| 貸倒引当金      | (2,370)           | (2,546)           | (2,665)           |
| 関係当事者合計、純額 | 593,646           | 580,993           | 565,458           |
| 第三者        |                   |                   |                   |
| 一般         | 22,747,315        | 21,330,953        | 20,444,950        |
| インドネシア国軍   | 499,429           | 634,603           | 603,286           |
| その他の機関     | 1,248,971         | 1,095,398         | 1,120,444         |
| 小計         | 24,495,715        | 23,060,954        | 22,168,680        |
| 貸倒引当金      | (1,286,698)       | (1,175,104)       | (1,023,177)       |
| 第三者合計、純額   | 23,209,017        | 21,885,850        | 21,145,503        |
| <b>純額</b>  | <b>23,802,663</b> | <b>22,466,843</b> | <b>21,710,961</b> |

## b. 減損していない債権の期限別

|             | 2018年度<br>百万ルピア    | 2017年度<br>百万ルピア    | 2016年度<br>百万ルピア    |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 期限前         | 21,628,281         | 20,607,638         | 19,806,412         |
| 期限後         |                    |                    |                    |
| 1 ～90日      | 1,424,523          | 1,125,249          | 1,120,873          |
| 91 ～360日    | 708,925            | 631,327            | 735,436            |
| 360日超       | 1,330,002          | 1,280,279          | 1,074,082          |
| <b>合計</b>   | <b>25,091,731</b>  | <b>23,644,493</b>  | <b>22,736,803</b>  |
| 貸倒引当金の増減    |                    |                    |                    |
| 期首残高        | (1,177,650)        | (1,025,842)        | (862,624)          |
| 追加          | (213,327)          | (231,295)          | (243,244)          |
| 償却          | 101,909            | 79,487             | 80,026             |
| <b>期末残高</b> | <b>(1,289,068)</b> | <b>(1,177,650)</b> | <b>(1,025,842)</b> |

当公司及びPT PLN Batamの売掛債権は、債務不履行の場合に需要家保証金により担保されている（注記35）。

貸倒引当金は、支払期限が来た全ての売上債権に対して一括して準備された。

経営陣は、貸倒引当金が十分であると考えている。2018年12月31日現在で、当公社の受取債権残高のうち、期限が来ていないもの及び減損していないものは、21,628,281百万ルピアである。経営陣は、インドネシア全土のさまざまな市場セグメント及び地域に分散した幅広い需要家基盤を有しているため、売掛金の低信用度リスクは高くないと考えている。この評価は、当公社の過去における売掛金の回収率が良好であることから裏付けられている。

## 15. 電力補助金に係る債権

|      | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 予算年度 |                 |                 |                 |
| 2015 | -               | -               | 5,220,148       |
| 2016 | -               | 7,225,962       | 7,225,962       |
| 2017 | -               | 363,015         | -               |
| 合計   | -               | 7,588,977       | 12,446,110      |

当公社は、2018年12月31日、電力補助金に係る債権の全額を受領した。

2018年、2016年度予算の電力補助金に係る債権5,300,000百万ルピアを回収した。また、2018年度予算における電力補助金の超過受取額は3,105,834百万ルピア（注記38）であった。なお、816,856百万ルピアに相当する電力補助金の超過受取額の残高は、政府融資として計上している（注記25）。

## 16. 補償債権

補償債権は、発生主義で収益として認識される、電力販売に対する料金がBPPより低い、補助金として算定されていないいくつかの区分の需要家のBPPの払戻に対する政府からの報酬である。

2018年12月31日現在で、当公社の補償債権は23,173,464百万ルピアである。

## 17. その他の債権

|           | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 関係当事者     |                 |                 |                 |
| 政府売掛金     | 7,456,452       | -               | -               |
| 小計        | 7,456,452       | -               | -               |
| 第三者       |                 |                 |                 |
| 従業員       | 376,212         | 419,355         | 373,652         |
| その他       | 2,636,481       | 1,887,831       | 2,388,197       |
| 小計        | 3,012,693       | 2,307,186       | 2,761,849       |
| 合計        | 10,469,145      | 2,307,186       | 2,761,849       |
| 1年以内債権控除後 | 9,507,768       | 1,672,237       | 2,411,384       |
| 長期部分      | 961,377         | 634,949         | 350,465         |

### 政府売掛金

2018年6月28日付の2018年インドネシア共和国財務大臣第S-440/MK.02号からの書簡に基づき、政府は、電力販売率がBPPより低く設定されているが、2017年の電力補助金7,456,452百万ルピアには入っていないいくつかの需要家区分について、電力供給原価補償（以下「CCE」という。）を承認した。

## 従業員

従業員からの売掛金は、給与控除を通じて毎月支払われる住宅ローンを表す。

上記の債権に関して、貸倒損失は計上されていない。これらの債権に関連する金額は、期日経過に分類されない。当会社の経営陣は、これらの債権は回収可能であると考えている。

## 18. 棚卸資産

|                | 2018年度<br>百万ルピア   | 2017年度<br>百万ルピア   | 2016年度<br>百万ルピア   |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 石炭、燃料及び潤滑油     | 9,751,303         | 6,834,510         | 6,066,737         |
| 一般消耗品          | 2,935,361         | 2,841,745         | 2,827,297         |
| スイッチギア及びネットワーク | 1,643,804         | 1,941,795         | 1,701,724         |
| 計器記録装置及び制御装置   | 1,042,662         | 966,924           | 745,438           |
| 変圧機            | 139,098           | 243,968           | 250,364           |
| 配線             | 136,156           | 120,214           | 93,361            |
| 合計             | 15,648,384        | 12,949,156        | 11,684,921        |
| 価格下落引当金        | (141,817)         | (121,038)         | (115,325)         |
| <b>純額</b>      | <b>15,506,567</b> | <b>12,828,118</b> | <b>11,569,596</b> |
| 価格下落引当金の増減額    |                   |                   |                   |
| 期首残高           | (121,037)         | (115,325)         | (115,553)         |
| 回収（追加）         | (20,780)          | (5,713)           | 228               |
| <b>期末残高</b>    | <b>(141,817)</b>  | <b>(121,038)</b>  | <b>(115,325)</b>  |

経営陣は、棚卸資産の価値の下落に伴う損失に備えるための引当金が十分であると考えている。

当公司及びその子会社は、棚卸資産の損失を補填する保険を有していない。

2018年、2017年及び2016年における棚卸資産の総額は、それぞれ84,908,100百万ルピア、73,262,154百万ルピア及び62,683,687百万ルピアである。

## 19. 前払税金

|          | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 法人税の超過納付 |                 |                 |                 |
| 当会社      |                 |                 |                 |
| 2018年    | 174,702         | -               | -               |
| 2017年    | -               | 91,988          | -               |
| 2016年    | -               | -               | 105,548         |
| 2015年    | -               | -               | 2,323,797       |
| 2014年    | -               | -               | 147,993         |

|               |                  |                  |                  |
|---------------|------------------|------------------|------------------|
| 子会社           |                  |                  |                  |
| 2018年         | 992,952          | -                | -                |
| 2017年         | 521,690          | 521,690          | -                |
| 2016年         | 716,827          | 716,827          | 716,827          |
| 2015年         | -                | -                | 126,990          |
| 印紙税           | 48,370           | 37,343           | 23,977           |
| 付加価値税         | 918,877          | 1,198,810        | 821,211          |
| 過少支払の税務査定書の前払 | 2,520,702        | 2,430,735        | 2,940,187        |
| <b>合計</b>     | <b>5,894,120</b> | <b>4,997,393</b> | <b>7,206,530</b> |

法人税費用の情報及び税務査定書 については、注記48を参照のこと。

## 20. 前払費用及び前受金

|           | 2018年度<br>百万ルピア  | 2017年度<br>百万ルピア  | 2016年度<br>百万ルピア |
|-----------|------------------|------------------|-----------------|
| 前払費用      |                  |                  |                 |
| 賃料        | 115,158          | 58,450           | 119,351         |
| 保険        | 9,628            | 75,706           | 79,261          |
| 小計        | 124,786          | 134,156          | 198,612         |
| 前渡金       |                  |                  |                 |
| 購入        | 65,452           | 864,840          | 199,749         |
| その他       | 817,334          | 630,613          | 499,678         |
| 小計        | 882,786          | 1,495,453        | 699,427         |
| <b>合計</b> | <b>1,007,572</b> | <b>1,629,609</b> | <b>898,039</b>  |

## 21. 資本金及び利益剰余金

### 資本金

当会社の株式は、政府が100%保有している。

2018年及び2017年 12月31日現在で、当会社の授權資本は、それぞれ439,000,000株、439,000,000百万ルピアであり、1株当たり百万ルピアとなっている。2016年12月31日現在の当会社の授權資本は204,000,000株、204,000,000百万ルピア（1株当たりの額面金額は百万ルピア）であったが、授權資本は増加した。

2001年7月18日開催の臨時株主総会（以下「臨時株主総会」という。）に基づき、ジャカルタの公証人 Haryanto, S.H. の2001年10月26日付の証書第43号に記載されているとおり、株主総会において下記のとおり承認された。

- ・ ツー・ステップ・ローンの遅滞利息及び違約金から発生する当会社の政府に対する債務28,781,355百万ルピアを政府参加資本に転換する。この転換は、2001年6月20日付の2001年決定書第S-352/MK.06号において共和国の財務大臣に承認された。
- ・ 引受済かつ払込済の資本を28,781,354百万ルピア増やすことにより、当会社の引受済かつ払込済の資本の総額は46,107,154百万ルピアとなり、その内訳は1株当たり百万ルピアの株式46,107,154株である。

2001年8月1日、政府の追加資本参加は2001年政府規則第61号に記載された。

2011年3月4日、政府は、2011年政府規則第20号を公布し、90,226百万ルピア相当の90,226株からなる政府の当公社に対する出資の増額を決定した。当公社に対する政府の出資比率の増加は、PT BAGの政府持分の譲渡によるものである。

ジャカルタの公証人Lenny Janis Ishak、S.H.の2011年8月5日付詔書第4号に記載されたとおり、2011年5月27日の株主総会における当公社株主の決定に基づき、株主は、90,226百万ルピア（90,226株相当）の当公社株式を株式として政府に新規発行することを承認した。政府に対する株式の追加発行は、政府が保有するPT BAGの株式21,674株を当公社に譲渡したことによるものである。本決定は、2011年にPT BAGの株式を政府から当公社に譲渡する証書を当公社が受領した日から有効となった。

2016年1月25日付のBUMN大臣の2016年書簡第S-82/MBU/01号に基づき、2016年2月22日付の公正証書第12号に記載されているとおり、臨時株主総会承認項目としてのBUMN大臣の決定は下記のとおりである。

- ・ 授權資本は204,000,000百万ルピアに増加する。
- ・ 政府の資本参加9,468,627株（9,468,627百万ルピア）の追加により、引受済かつ払込済の資本は55,666,007百万ルピアに増加する。

2017年5月4日付のBUMN大臣の2017年書簡第S-271/MBU/05号に基づき、臨時株主総会承認項目としてのBUMN大臣の決定は下記のとおりである。

- ・ 授權資本は439,000,000百万ルピアに増加する。
- ・ 政府の資本参加54,160,519株（54,160,519百万ルピア）の追加により、引受済かつ払込済の資本は109,826,527百万ルピアに増加する。詳細は下記のとおりである。
  - 2016年5月25日付政府規則第16号及び第17号に基づき、8,860,208百万ルピア及び11,159,688百万ルピアである。
  - 10,580,623百万ルピアは、2016年8月8日付政府規則第33号に基づく政府の出資によるものである。
  - 23,506,000百万ルピアは、2016年12月30日付政府規則第91号に基づく政府の出資によるものである。

政府参加の承認後、発行手続における政府による株式引受は、引受済かつ払込済の資本に組替られた。

## **利益剰余金**

利益剰余金の内訳は下記のとおりである。

### **1. 処分済利益剰余金**

インドネシアの会社法では、当公社の引受済かつ払込済の資本から20%以上の法定準備金を積み立てることが要求される。

2015年臨時株主総会2016年6月30日付2016年第SKU-146/MBU/06号に基づき、2015年の利益剰余金から13,431,547百万ルピアの配分がある。

2016年臨時株主総会2017年5月26日付2017年第RIS-08/D2.MBU/05号に基づき、2016年の利益剰余金から8,361,075百万ルピアの配分がある。

2017年臨時株主総会2018年4月11日付2018年第RIS-01/D2.MBU/04号に基づき、2017年の利益剰余金から4,101,495百万ルピアの配分がある。

2018年、2017年及び2016年12月31日現在の利益処分による利益剰余金の残高は、52,766,610百万ルピア（引受済かつ払込済資本の48%）、46,665,115百万ルピア（同44%）及び40,304,040百万ルピア（同72%）である。

### **2. 未処分利益剰余金**

2018年、2017年及び2016年12月31日現在の未処分利益剰余金の残高は、それぞれ78,251,316百万ルピア、71,093,240百万ルピア及び77,194,942百万ルピアである。

## **1株当たり配当金**

2018年、2017年及び2016年、当社は、2017年、2016年及び2015年の配当金として、それぞれ308,715百万ルピア（1株当たり2,811ルピア（全額））、2,150,837百万ルピア（1株当たり19,584ルピア（全額））、2,137,752百万ルピア（1株当たり38,403ルピア（全額））を支払った。

## 22. 払込剰余金及び発行手続における政府による株式引受

### a. 払込剰余金

払込剰余金は、当社が受け取った政府の追加出資のうち、その状態が確定していないもの及び下記の内容で当社が租税特赦制度に参加した結果として受け取ったもので構成さる。

|                      | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| どのような状態にあるかが確定されていない |                 |                 |                 |
| 政府の参加                |                 |                 |                 |
| プロジェクト援助             | 2,117,922       | 2,117,922       | 2,117,922       |
| プロジェクト資金一覧           | 17,920,047      | 18,611,979      | 18,303,679      |
|                      | -               | -               | 1,281,038       |
| 小計                   | 20,037,969      | 20,729,901      | 21,702,639      |
| 租税特赦：                |                 |                 |                 |
| 租税特赦資産               | 141,364         | 141,364         | 94,377          |
| 合計                   | 20,179,333      | 20,871,265      | 21,797,016      |

プロジェクト援助とは、政府を通じて当社が受領した電力プロジェクトに対する海外からの援助を指す。

プロジェクト基金リスト（LFP）は、政府からESDM省を通じて受領した電力プロジェクトを表している。

地方政府参加とは、地方政府から当社に寄付された土地及び電力設備を指す。

政府が拠出した資産のうち、資産の追加として認識された総額。

2017年及び2016年、当社及びその子会社が租税特赦に参加したことによる払込剰余金は、それぞれ46,987百万ルピア及び94,693百万ルピアであった（注記48）。

2017年4月5日付2017年インドネシア共和国財務省発行第KET-295/PP/WPJ.19号の税務特赦承認書（*Surat Keterangan Pengampunan Pajak* (SKPP)）に基づき、当社は税金特赦資産の総額を46,987百万ルピアと宣言した。2017年12月31日において、払込剰余金として計上されている。

### b. 発行手続における政府による株式引受

2015年12月28日、政府は、2015年規則第42号及び2015年第125号を公布し、それぞれにおいて4,468,627百万ルピア及び5,000,000百万ルピアの追加株式資本（政府資本参加）を公表した。5,000,000百万ルピアは現金であり、4,468,627百万ルピアは払込剰余金から組替えられた。

2016年12月31日現在で、2016年2月22日付のLenny Janis Ishak, S.H.の公正証書に基づき、この勘定は引受済かつ払込済の資本に組替えられた。

政府は、2016年政府規則第16号、第17号及び第33号を公布し、それぞれにおいて8,860,208百万ルピア、11,159,688百万ルピア及び10,580,623百万ルピアの追加株式資本（政府資本参加）を公表した。それらは、払込剰余金から組替えられた。

2016年12月30日、政府は、2016年政府規則第91号を公布し、23,560,000百万ルピアの追加株式資本（政府資本参加）を公表した。

当社は、2017年5月4日付BUMN大臣の2017年書簡第S-271/MBU/05号に基づき、発行手続における政府による株式引受から54,160,519百万ルピアを引受済及び払込済の株式資本に組替えた。

## 23. 繰延収益

この勘定は、当会社が接続サービスを完了していない需要家から受け取る接続料である。繰延収益の詳細は下記のとおりである。

|           | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア  | 2016年度<br>百万ルピア  |
|-----------|-----------------|------------------|------------------|
| 当期収益として認識 | (7,309,172)     | (7,113,454)      | (7,052,136)      |
| 期首残高      | 1,218,400       | 1,147,227        | 1,533,703        |
| 当期増加額     | 7,020,719       | 7,184,627        | 6,665,660        |
| 期末残高      | <b>929,947</b>  | <b>1,218,400</b> | <b>1,147,227</b> |

## 24. ツー・ステップ・ローン

この勘定は、政府の海外の担保不要融資であり、プロジェクトの資金調達のために当公社に移転された。ツー・ステップ・ローンの詳細は下記のとおりである。

|                              | 2018年度      |             |                     |               |                                          | 期間 **)      |
|------------------------------|-------------|-------------|---------------------|---------------|------------------------------------------|-------------|
|                              | 外貨<br>建て *) | 相当<br>百万ルピア | 当期満期<br>部分<br>百万ルピア | 長期部分<br>百万ルピア | 定期預金の年利率<br>%                            |             |
| 国際復興開発銀行 (IBRD)              |             |             |                     |               |                                          |             |
| 米ドル                          |             |             |                     |               |                                          |             |
| IBRD - 4712及び7758 IND - 1165 | 38,906,916  | 563,411     | 138,170             | 425,241       | LIBOR基準金利 + LIBOR合計<br>スプレッド + 0.35% p.a | 2004 - 2023 |
| IBRD - 7905 IND - 1235       | 18,718,505  | 271,800     | 5,882               | 265,918       | LIBOR + 変動スプレッド +<br>0.45% p.a           | 2010 - 2034 |
| IBRD - 7940 IND - 1238       | 166,482,040 | 2,415,121   | 52,315              | 2,362,806     | LIBOR + 変動スプレッド+<br>0.45% p.a            | 2011 - 2034 |
| IBRD - 8057 IND - 1244       | 35,591,153  | 507,035     | -                   | 507,035       | IBRD + 変動スプレッド +<br>0.45% p.a            | 2012 - 2035 |
| IBRD 8280 ID - 1256          | 72,053,689  | 1,037,507   | -                   | 1,037,507     | LIBOR + 変動スプレッド +<br>0.45% p.a           | 2014 - 2034 |
| アジア開発銀行 (ADB)                |             |             |                     |               |                                          |             |
| ルピア                          |             |             |                     |               |                                          |             |
| ADB - 1032 INO - 540         |             |             |                     |               | 満期まで20年の年に関する<br>SUNベンチマーク               | 1991 - 2016 |
| ADB - 1092 INO - 580         |             |             |                     |               | 満期まで20年の年に関する<br>SUNベンチマーク               | 1991 - 2016 |
| 米ドル                          |             |             |                     |               |                                          |             |
| ADB - 1982 INO - 1170        | 109,873,094 | 1,591,072   | 115,867             | 1,475,205     | LIBOR + 0.35% p.a                        | 2004 - 2027 |
| ADB - 1983 INO - 1171        | 74,628,025  | 1,080,688   | 78,699              | 1,001,989     | LIBOR + 0.35% p.a                        | 2004 - 2027 |
| ADB - 2619 INO - 1236        | 36,489,489  | 528,404     | 13,530              | 514,875       | LIBOR + 0.6% - 0.4% +<br>0.45% p.a       | 2010 - 2035 |
| ADB 3015 INO - 1255          | 35,424,077  | 512,976     | 21,290              | 491,686       | LIBOR + 0.60% + 0.45%<br>p.a             | 2014 - 2033 |
| ADB 3083 INO - 1257          | 14,728,088  | 213,277     | 9,367               | 203,910       | LIBOR + 0.60% + 0.45%<br>p.a             | 2014 - 2033 |

|                            |                |           |         |           |                                               |             |
|----------------------------|----------------|-----------|---------|-----------|-----------------------------------------------|-------------|
| ADB 8276 INO - 1258        | 1,631,254      | 23,622    | 1,036   | 22,586    | LIBOR + 1.40% + 0.45%<br>p.a                  | 2014 - 2033 |
| ドイツ復興金融公庫(KfW)             |                |           |         |           |                                               |             |
| ユーロ                        |                |           |         |           |                                               |             |
| KfW - 95.65.136 - 934a     | 2,163,887      | 35,834    | 17,917  | 17,917    | 0.75% + 2%及び2% +<br>0.35%及びKfW + 0.35%<br>p.a | 1996 - 2020 |
| KfW - 9024 - 1157          |                |           |         |           | 0.35%及びKfW + 0.35%<br>p.a                     | 2002 - 2016 |
| KfW - 10599 IND - 1179     | -              | -         | -       | -         | KfW + 0.35%及びOECD+<br>0.35% p.a               | 2003 - 2018 |
| KfW - 26180 - 1262         | 12,378,655     | 204,988   | -       | 204,988   | 2% + 0.35%                                    | 2019 - 2029 |
| 米ドル                        |                |           |         |           |                                               |             |
| KfW - 10598 IND - 1183     | -              | -         | -       | -         | 4.75% + 0.35% p.a                             | 2004 - 2017 |
| 国際協力銀行<br>（旧日本輸出入銀行）(JBIC) |                |           |         |           |                                               |             |
| 国際協力機構（JICA）               |                |           |         |           |                                               |             |
| 日本円                        |                |           |         |           |                                               |             |
| JBIC IP 512 - 1163         | 39,622,320,000 | 5,195,084 | 346,339 | 4,848,745 | 1.8% + 0.35% p.a                              | 2004 - 2033 |
| JBIC IP 513 - 1164         | 12,092,610,000 | 1,585,524 | 105,702 | 1,479,822 | 1.8% + 0.35% p.a                              | 2004 - 2033 |
| JBIC IP 515 - 1177         | 42,792,586,000 | 5,610,754 | 361,984 | 5,248,770 | 1.3% + 0.35% p.a                              | 2004 - 2034 |
| JBIC IP 516 - 1196         | 466,803,000    | 61,205    | 2,400   | 58,805    | 0.75% + 0.35% p.a                             | 2004 - 2044 |
| JBIC IP 517 - 1178         | 4,041,801,000  | 529,941   | 20,782  | 509,159   | 0.75% + 0.35% p.a                             | 2004 - 2044 |
| JBIC 1187                  | 125,143,532    | 16,408    | 16,408  | -         | 2.01% + 1.99% + 0.35%<br>p.a                  | 2004 - 2019 |
| JBIC IP 525 - 1197         | 13,961,260,000 | 1,830,532 | 69,077  | 1,761,455 | 0.75% + 0.35% p.a                             | 2005 - 2045 |
| JBIC IP 526 - 1198         | 588,559,968    | 77,169    | 2,912   | 74,257    | 0.75% + 0.35% p.a                             | 2005 - 2045 |
| JBIC IP 527 - 1211         | 9,202,319,639  | 1,206,563 | 61,482  | 1,145,081 | 1.75% p.a                                     | 2007 - 2037 |
| JBIC IP 532 - 1214         | 111,191,486    | 14,579    | 175     | 14,404    | 1.2% p.a                                      | 2006 - 2048 |
| JBIC IP 537 - 1220         | 61,457,000     | 8,058     | 436     | 7,622     | 1.95% p.a                                     | 2009 - 2037 |
| JBIC IP 538 - 1221         | 18,128,726,201 | 2,376,950 | 111,839 | 2,265,111 | 1.2% p.a                                      | 2009 - 2047 |
| JBIC IP 539 - 1222         | 9,066,702,000  | 1,188,782 | 64,258  | 1,124,523 | 1.95% p.a                                     | 2009 - 2037 |
| JICA IP 555 - 1231         | 1,572,977,089  | 206,232   | 24,857  | 181,376   | 0.012% p.a                                    | 2013 - 2039 |
| JICA IP 556 - 1249         | 1,706,628,617  | 223,765   | -       | 223,765   | 1.4% + 0.45% p.a                              | 2013 - 2040 |
| JICA - IP 560- 1253        | 3,354,338,164  | 439,804   | -       | 439,804   | 0.3% + 0.45%及び0.01%<br>+ 0.45% p.a            | 2013 - 2053 |
| JBIC - 1243                | 1,353,197,998  | 177,425   | 50,698  | 126,727   | 1.82% + 1.04% + 0.45%<br>p.a                  | 2012 - 2022 |
| JBIC - 1188                |                |           |         |           | 4.02% + 0.35% p.a                             | 2005 - 2018 |
| JBIC - 1192                |                |           |         |           | 4.47% + 0.35% p.a                             | 2005 - 2018 |
| JBIC LA No 1 - 1216        | 1,364,159,524  | 178,862   | 138,382 | 40,480    | 4.41% p.a                                     | 2008 - 2020 |
| JBIC LA No 2 - 1219        |                |           |         |           | 3.9% p.a                                      | 2008 - 2018 |
| JBIC LA No 3 - 1233        | 165,579,547    | 21,710    | 21,366  | 344       | 3.91% p.a                                     | 2010 - 2020 |
| JBIC LA No 4 - 1234        | 473,215,100    | 67,294    | 62,046  | -         | 3.74% p.a                                     | 2010 - 2020 |
| JBIC LA No 5 - 1218        | 1,425,168,318  | 186,861   | 95,675  | 91,186    | 3.98% p.a                                     | 2008 - 2020 |
| JBIC - LA 043190-004 -1250 | 513,239,344    | 62,046    | 40,608  | 26,686    | 1.58% + 0.62% + 0.45%<br>p.a                  | 2013 - 2025 |
| JICA - IP 561- 1252        | 589,748,083    | 77,325    | -       | 77,325    | 0.01% + 0.45% p.a                             | 2013 - 2053 |

|                                               |             |            |           |            |                              |             |
|-----------------------------------------------|-------------|------------|-----------|------------|------------------------------|-------------|
| JICA - IP 572- 1256                           | 132,973,744 | 17,435     | -         | 17,435     | 0.01% + 0.01% p.a            | 2016 - 2055 |
| Midland Bank Public Limited Company           |             |            |           |            |                              |             |
| ルピア                                           |             |            |           |            | 満期まで20年の年に関する                |             |
| Midland Bank - 798                            | -           | 29,873     | 14,936    | 14,936     | SUNベンチマーク                    | 1995 - 2020 |
| Midland Bank - 818                            | -           | 2,058      | 1,372     | 686        | 満期まで20年の年に関する                | 1995 - 2020 |
|                                               |             |            |           |            | SUNベンチマーク                    |             |
| Banque Paribas                                |             |            |           |            |                              |             |
| Banque Paribas 1063- GBP                      | 4,048,465   | 74,380     | 18,595    | 55,786     | 3.343%+ 0.35% p.a            | 1998 - 2022 |
| ユーロ                                           |             |            |           |            |                              |             |
| Banque Paribas - 1158                         | 3,576,215   | 59,221     | 30,802    | 28,419     | 政府貸出金利 + 0.35% p.a           | 2002 - 2020 |
| Banque Paribas - 1176                         | -           | -          |           |            | 4.76% + 0.35% p.a            | 2004 - 2018 |
| Calyon及びBNP Paribas                           |             |            |           |            |                              |             |
| ユーロ                                           |             |            |           |            |                              |             |
| Calyon BNP Paribas - 1175                     |             |            |           |            | 5.32% + 0.35% p.a            | 2004 - 2018 |
| BNP Paribas及びCalyon 1206                      | 7,714,256   | 127,747    | 85,164    | 42,582     | 4.81% p.a                    | 2006 - 2020 |
| Kingdom of Belgium /<br>Kerajaan Belgia - ユーロ |             |            |           |            | 政府貸出金利 +                     |             |
| Kerajaan Belgia - ユーロ                         |             |            |           |            |                              |             |
| Kerajaan Belgia - 1185                        | 1,694,383   | 28,059     | 1,871     | 26,188     | + 0.35%                      | 2005 - 2033 |
| Fortis Bank Belgia -1186                      |             |            |           |            | 4.82% + 0,35% p.a            | 2005 - 2017 |
| ユーロ                                           |             |            |           |            |                              |             |
| Efic Australia - AUD 1071                     | 5,048,910   | 51,556     | 14,730    | 36,826     | 3% + 0.35% p.a               | 1997 - 2022 |
| China Exim Bank 1181 - 米ドル                    |             |            |           |            | 3% + 0,35% p.a               | 2003 - 2018 |
| China Exim Bank 1248 - 米ドル                    | 96,703,626  | 1,399,608  | 147,407   | 1,252,202  | 3% + 0.35% p.a               | 2013 - 2027 |
| China Exim Bank 1260 - 米ドル                    | 198,538,284 | 2,851,331  | -         | 2,851,330  | 3% + 0.35% p.a               | 2015 - 2029 |
| China Exim Bank 1261- 米ドル                     | 194,328,655 | 2,800,762  | -         | 2,800,762  | 3% + 0.35% p.a               | 2015 - 2029 |
| MKB Hungaria 1180 - 米ドル                       |             |            |           |            | 4.81% + 0.35% p.a            | 2005 - 2018 |
| AG Francaise 101901F - 1237 -<br>米ドル          | 14,121,875  | 204,499    | 72,405    | 132,094    | AFD + 0.47%+ 0.45% p.a       | 2010 - 2035 |
| AFD - 1254 - 米ドル                              | 36,283,055  | 525,415    | 71,681    | 453,734    | LIBOR + 0.89% + 0.45%<br>p.a | 2013 - 2028 |
| AFD CID 1039 01H - 1259 - 米ド<br>ル             | 9,427,154   | 135,000    | 19,811    | 115,189    | LIBOR + 2.05%+ 0.35%<br>p.a  | 2014 - 2026 |
| 合計                                            |             | 38,635,552 | 2,530,273 | 36,105,279 |                              |             |
| *) 総額                                         |             |            |           |            |                              |             |
| **) 支払猶予期間含む                                  |             |            |           |            |                              |             |

| 2017年度                          |                 |                         |                   |               |                             |             |
|---------------------------------|-----------------|-------------------------|-------------------|---------------|-----------------------------|-------------|
| 外貨<br>建て *)                     | 相当<br>百万<br>ルピア | 当期<br>満期部分<br>百万<br>ルピア | 長期部分<br>百万<br>ルピア | 定期預金の年利率<br>% | 期間 **)                      |             |
| 国際復興開発銀行（IBRD）<br>米ドル           |                 |                         |                   |               |                             |             |
| IBRD - 4712及び7758 IND -<br>1165 | 48,280,898      | 654,110                 | 126,999           | 527,111       | LIBOR合計スプレッド +<br>0.35% p.a | 2004 - 2023 |

## LIBOR + 変動スプレッド +

|                        |            |         |   |         |           |             |
|------------------------|------------|---------|---|---------|-----------|-------------|
| IBRD - 7905 IND - 1235 | 18,679,717 | 253,317 | - | 253,317 | 0.45% p.a | 2010 - 2034 |
|------------------------|------------|---------|---|---------|-----------|-------------|

## LIBOR + 変動スプレッド +

|                        |             |           |   |           |           |             |
|------------------------|-------------|-----------|---|-----------|-----------|-------------|
| IBRD - 7940 IND - 1238 | 129,504,864 | 1,754,532 | - | 1,754,532 | 0.45% p.a | 2011 - 2034 |
|------------------------|-------------|-----------|---|-----------|-----------|-------------|

## IBRD + 変動スプレッド +

|                        |            |         |   |         |           |             |
|------------------------|------------|---------|---|---------|-----------|-------------|
| IBRD - 8057 IND - 1244 | 32,093,145 | 434,798 | - | 434,798 | 0.45% p.a | 2012 - 2035 |
|------------------------|------------|---------|---|---------|-----------|-------------|

## LIBOR + 変動スプレッド +

|                     |            |         |   |         |           |             |
|---------------------|------------|---------|---|---------|-----------|-------------|
| IBRD 8280 ID - 1256 | 38,820,116 | 525,935 | - | 525,935 | 0.45% p.a | 2014 - 2034 |
|---------------------|------------|---------|---|---------|-----------|-------------|

## アジア開発銀行（ADB）

## 米ドル

|                       |             |           |        |           |                   |             |
|-----------------------|-------------|-----------|--------|-----------|-------------------|-------------|
| ADB - 1982 INO - 1170 | 117,148,496 | 1,587,128 | 98,567 | 1,488,561 | LIBOR + 0.35% p.a | 2004 - 2027 |
|-----------------------|-------------|-----------|--------|-----------|-------------------|-------------|

|                       |            |           |        |           |                   |             |
|-----------------------|------------|-----------|--------|-----------|-------------------|-------------|
| ADB - 1983 INO - 1171 | 79,569,625 | 1,078,009 | 66,949 | 1,011,060 | LIBOR + 0.35% p.a | 2004 - 2027 |
|-----------------------|------------|-----------|--------|-----------|-------------------|-------------|

## LIBOR + 0.6% - 0.4% +

|                       |            |         |        |         |           |             |
|-----------------------|------------|---------|--------|---------|-----------|-------------|
| ADB - 2619 INO - 1236 | 37,336,925 | 505,841 | 11,481 | 494,360 | 0.45% p.a | 2010 - 2035 |
|-----------------------|------------|---------|--------|---------|-----------|-------------|

|                     |            |         |        |         |                           |             |
|---------------------|------------|---------|--------|---------|---------------------------|-------------|
| ADB 3015 INO - 1255 | 30,079,899 | 407,523 | 20,117 | 387,406 | LIBOR + 0.60% + 0.45% p.a | 2014 - 2033 |
|---------------------|------------|---------|--------|---------|---------------------------|-------------|

|                     |            |         |   |         |                           |             |
|---------------------|------------|---------|---|---------|---------------------------|-------------|
| ADB 3083 INO - 1257 | 13,623,577 | 184,572 | - | 184,572 | LIBOR + 0.60% + 0.45% p.a | 2014 - 2033 |
|---------------------|------------|---------|---|---------|---------------------------|-------------|

|                     |           |        |   |        |                           |             |
|---------------------|-----------|--------|---|--------|---------------------------|-------------|
| ADB 8276 INO - 1258 | 1,507,721 | 20,427 | - | 20,427 | LIBOR + 1.40% + 0.45% p.a | 2014 - 2033 |
|---------------------|-----------|--------|---|--------|---------------------------|-------------|

## ドイツ復興金融公庫(KfW)

## ユーロ

## 0.75% + 2% 及び 2% +

|                        |           |        |        |        |                          |             |
|------------------------|-----------|--------|--------|--------|--------------------------|-------------|
| KfW - 95.65.136 - 934a | 3,245,830 | 52,497 | 17,499 | 34,998 | 0.35% 及び KfW + 0.35% p.a | 1996 - 2020 |
|------------------------|-----------|--------|--------|--------|--------------------------|-------------|

|                        |           |        |        |   |                   |             |
|------------------------|-----------|--------|--------|---|-------------------|-------------|
| KfW - 10599 IND - 1179 | 1,177,695 | 19,048 | 19,048 | - | 4.86% + 0.35% p.a | 2003 - 2018 |
|------------------------|-----------|--------|--------|---|-------------------|-------------|

## 国際協力銀行

## （旧日本輸出入銀行）(JBIC)

## 国際協力機構（JICA）

## 日本円

|                    |                |           |         |           |                  |             |
|--------------------|----------------|-----------|---------|-----------|------------------|-------------|
| JBIC IP 512 - 1163 | 42,263,808,000 | 5,080,887 | 317,555 | 4,763,332 | 1.8% + 0.35% p.a | 2004 - 2033 |
|--------------------|----------------|-----------|---------|-----------|------------------|-------------|

|                    |                |           |        |           |                  |             |
|--------------------|----------------|-----------|--------|-----------|------------------|-------------|
| JBIC IP 513 - 1164 | 12,898,784,000 | 1,550,671 | 96,917 | 1,453,754 | 1.8% + 0.35% p.a | 2004 - 2033 |
|--------------------|----------------|-----------|--------|-----------|------------------|-------------|

|                    |                |           |         |           |                  |             |
|--------------------|----------------|-----------|---------|-----------|------------------|-------------|
| JBIC IP 515 - 1177 | 45,553,398,000 | 5,476,356 | 331,900 | 5,144,456 | 1.3% + 0.35% p.a | 2004 - 2034 |
|--------------------|----------------|-----------|---------|-----------|------------------|-------------|

|                    |             |        |       |        |                   |             |
|--------------------|-------------|--------|-------|--------|-------------------|-------------|
| JBIC IP 516 - 1196 | 485,109,000 | 58,319 | 2,201 | 56,118 | 0.75% + 0.35% p.a | 2004 - 2044 |
|--------------------|-------------|--------|-------|--------|-------------------|-------------|

|                    |               |         |        |         |                   |             |
|--------------------|---------------|---------|--------|---------|-------------------|-------------|
| JBIC IP 517 - 1178 | 4,200,303,000 | 504,954 | 19,055 | 485,899 | 0.75% + 0.35% p.a | 2004 - 2044 |
|--------------------|---------------|---------|--------|---------|-------------------|-------------|

## 2.01% + 1.99% + 0.35%

|           |             |        |        |        |     |             |
|-----------|-------------|--------|--------|--------|-----|-------------|
| JBIC 1187 | 375,430,598 | 45,134 | 30,089 | 15,045 | p.a | 2004 - 2019 |
|-----------|-------------|--------|--------|--------|-----|-------------|

|                    |                |           |        |           |                   |             |
|--------------------|----------------|-----------|--------|-----------|-------------------|-------------|
| JBIC IP 525 - 1197 | 14,488,100,000 | 1,741,736 | 63,336 | 1,678,400 | 0.75% + 0.35% p.a | 2005 - 2045 |
|--------------------|----------------|-----------|--------|-----------|-------------------|-------------|

|                    |             |        |       |        |                   |             |
|--------------------|-------------|--------|-------|--------|-------------------|-------------|
| JBIC IP 526 - 1198 | 610,769,778 | 73,426 | 2,670 | 70,756 | 0.75% + 0.35% p.a | 2005 - 2045 |
|--------------------|-------------|--------|-------|--------|-------------------|-------------|

|                    |               |           |        |           |           |             |
|--------------------|---------------|-----------|--------|-----------|-----------|-------------|
| JBIC IP 527 - 1211 | 9,677,262,639 | 1,163,385 | 56,750 | 1,106,635 | 1.75% p.a | 2007 - 2037 |
|--------------------|---------------|-----------|--------|-----------|-----------|-------------|

|                    |               |         |         |        |          |             |
|--------------------|---------------|---------|---------|--------|----------|-------------|
| JBIC IP 532 - 1214 | 1,130,824,901 | 135,946 | 108,957 | 26,989 | 1.2% p.a | 2006 - 2048 |
|--------------------|---------------|---------|---------|--------|----------|-------------|

|                    |            |       |       |   |           |             |
|--------------------|------------|-------|-------|---|-----------|-------------|
| JBIC IP 537 - 1220 | 64,805,810 | 7,791 | 7,791 | - | 1.95% p.a | 2009 - 2037 |
|--------------------|------------|-------|-------|---|-----------|-------------|

|                    |                |           |         |           |          |             |
|--------------------|----------------|-----------|---------|-----------|----------|-------------|
| JBIC IP 538 - 1221 | 15,282,898,960 | 1,837,286 | 102,544 | 1,734,742 | 1.2% p.a | 2009 - 2047 |
|--------------------|----------------|-----------|---------|-----------|----------|-------------|

|                    |               |           |        |           |           |             |
|--------------------|---------------|-----------|--------|-----------|-----------|-------------|
| JBIC IP 539 - 1222 | 9,556,794,000 | 1,148,902 | 58,918 | 1,089,984 | 1.95% p.a | 2009 - 2037 |
|--------------------|---------------|-----------|--------|-----------|-----------|-------------|

|                    |               |         |   |         |            |             |
|--------------------|---------------|---------|---|---------|------------|-------------|
| JICA IP 555 - 1231 | 1,572,911,089 | 189,093 | - | 189,093 | 0.012% p.a | 2013 - 2039 |
|--------------------|---------------|---------|---|---------|------------|-------------|

|                    |               |         |   |         |                  |             |
|--------------------|---------------|---------|---|---------|------------------|-------------|
| JICA IP 556 - 1249 | 1,706,628,617 | 205,168 | - | 205,168 | 1.4% + 0.45% p.a | 2013 - 2040 |
|--------------------|---------------|---------|---|---------|------------------|-------------|

## 0.3% + 0.45% 及び 0.01% +

|                     |               |         |   |         |           |             |
|---------------------|---------------|---------|---|---------|-----------|-------------|
| JICA - IP 560- 1253 | 1,012,008,401 | 121,662 | - | 121,662 | 0.45% p.a | 2013 - 2053 |
|---------------------|---------------|---------|---|---------|-----------|-------------|

## 1.82% + 1.04% + 0.45%

|             |               |         |        |         |     |             |
|-------------|---------------|---------|--------|---------|-----|-------------|
| JBIC - 1243 | 1,739,865,998 | 209,164 | 46,485 | 162,679 | p.a | 2012 - 2022 |
|-------------|---------------|---------|--------|---------|-----|-------------|

|             |             |        |        |   |                   |             |
|-------------|-------------|--------|--------|---|-------------------|-------------|
| JBIC - 1188 | 124,351,289 | 14,949 | 14,949 | - | 4.02% + 0.35% p.a | 2005 - 2018 |
|-------------|-------------|--------|--------|---|-------------------|-------------|

|                                            |               |                   |                  |                   |                           |             |
|--------------------------------------------|---------------|-------------------|------------------|-------------------|---------------------------|-------------|
| JBIC - 1192                                | 926,209,575   | 111,347           | 111,347          | -                 | 4.47% + 0.35% p.a         | 2005 - 2018 |
| JBIC LA No 1 - 1216                        | 2,419,585,524 | 290,879           | 126,882          | 163,997           | 4.41% p.a                 | 2008 - 2020 |
| JBIC LA No 2 - 1219                        | 432,417,104   | 51,984            | 51,984           | -                 | 3.9% p.a                  | 2008 - 2018 |
| JBIC LA No 3 - 1233                        | 328,535,547   | 39,496            | 19,590           | 19,906            | 3.91% p.a                 | 2010 - 2020 |
| JBIC LA No 4 - 1234                        | 998,957,100   | 120,093           | 63,204           | 56,889            | 3.74% p.a                 | 2010 - 2020 |
| JBIC LA No 5 - 1218                        | 2,154,874,318 | 259,055           | 87,724           | 171,331           | 3.98% p.a                 | 2008 - 2020 |
|                                            |               |                   |                  |                   | 1.58% + 0.62% + 0.45%     |             |
| JBIC - LA 043190-004 -1250                 | 346,875,802   | 41,701            | 2,494            | 39,207            | p.a                       | 2013 - 2025 |
| JICA - IP 561- 1252                        | 297,898,894   | 35,813            | -                | 35,813            | 0.01% + 0.45% p.a         | 2013 - 2053 |
| JICA - IP 572- 1256                        | 46,145,060    | 5,547             | -                | 5,547             | 0.01% + 0.01% p.a         | 2016 - 2055 |
| Midland Bank Public Limited Company        |               |                   |                  |                   |                           |             |
| ルビア                                        |               |                   |                  |                   | 満期まで20年の年に関する             |             |
| Midland Bank - 798                         | -             | 44,809            | 14,936           | 29,873            | SUNベンチマーク                 | 1995 - 2020 |
|                                            |               |                   |                  |                   | 満期まで20年の年に関する             |             |
| Midland Bank - 818                         | -             | 3,430             | 1,372            | 2,058             | SUNベンチマーク                 | 1995 - 2020 |
| Banque Paribas                             |               |                   |                  |                   |                           |             |
| Banque Paribas 1063- GBP                   | 5,060,582     | 92,194            | 18,439           | 73,755            | 3.343%+ 0.35% p.a         | 1998 - 2022 |
| ユーロ                                        |               |                   |                  |                   |                           |             |
| Banque Paribas - 1158                      | 5,436,267     | 87,924            | 30,084           | 57,840            | 政府貸出金利 + 0.35% p.a        | 2002 - 2018 |
| Banque Paribas - 1176                      | 867,807       | 14,036            | 14,036           | -                 | 4.76% + 0.35% p.a         | 2004 - 2018 |
| Calyon及びBNP Paribas                        |               |                   |                  |                   |                           |             |
| ユーロ                                        |               |                   |                  |                   |                           |             |
| Calyon BNP Paribas - 1175                  | 671,010       | 10,853            | 10,853           | -                 | 5.32% + 0.35% p.a         | 2004 - 2018 |
| BNP Paribas及びCalyon 1206                   | 12,857,094    | 207,945           | 83,178           | 124,767           | 4.81% p.a                 | 2006 - 2020 |
| Kingdom of Belgium / Kerajaan Belgia - ユーロ |               |                   |                  |                   |                           |             |
| Kerajaan Belgia - 1185                     | 1,807,342     | 29,231            | 1,827            | 27,404            | 0.35% p.a                 | 2005 - 2033 |
| Efic Australia - AUD 1071                  | 6,491,456     | 68,531            | 15,229           | 53,302            | 3% + 0.35% p.a            | 1997 - 2022 |
| China Exim Bank 1181 - 米ドル                 | 18,574,939    | 251,653           | 251,653          | -                 | 3% + 0.35% p.a            | 2003 - 2018 |
| China Exim Bank 1248 - 米ドル                 | 90,368,570    | 1,224,313         | 104,130          | 1,120,183         | 3% + 0.35% p.a            | 2013 - 2027 |
| China Exim Bank 1260 - 米ドル                 | 154,388,984   | 2,091,662         | -                | 2,091,662         | 3% + 0.35% p.a            | 2015 - 2029 |
| China Exim Bank 1261-米ドル                   | 108,237,447   | 1,466,401         | -                | 1,466,401         | 3% + 0.35% p.a            | 2015 - 2029 |
| MKB Hungaria 1180 - 米ドル                    | 313,552       | 4,248             | 4,248            | -                 | 4.81% + 0.35% p.a         | 2005 - 2018 |
| AG Francaise 101901F - 1237 - 米ドル          | 19,121,875    | 259,063           | 67,740           | 191,323           | AFD + 0.47%+ 0.45% p.a    | 2010 - 2035 |
| AFD - 1254 - 米ドル                           | 26,071,951    | 353,222           | 33,531           | 319,691           | LIBOR + 0.89% + 0.45% p.a | 2013 - 2028 |
| AFD CID 1039 01H - 1259 - 米ドル              | 994,346       | 13,472            | 734              | 12,738            | LIBOR + 2.05%+ 0.35% p.a  | 2014 - 2026 |
| 合計                                         |               | <u>34,221,468</u> | <u>2,735,992</u> | <u>31,485,476</u> |                           |             |
| * ) 総額                                     |               |                   |                  |                   |                           |             |
| ** ) 支払猶予期間含む                              |               |                   |                  |                   |                           |             |

2016年度

|                              | 外貨<br>建て *)    | 相当<br>百万<br>ルピア | 当期満期部分<br>百万<br>ルピア | 長期部分<br>百万<br>ルピア | 定期預金の年利率<br>%                          | 期間 **)      |
|------------------------------|----------------|-----------------|---------------------|-------------------|----------------------------------------|-------------|
| 国際復興開発銀行（IBRD）               |                |                 |                     |                   |                                        |             |
| 米ドル                          |                |                 |                     |                   |                                        |             |
| IBRD - 4712及び7758 IND - 1165 | 57,492,186     | 772,465         | 123,763             | 648,702           | LIBOR基準金利 + LIBOR合計<br>スプレッド + 0.35%   | 2004 - 2023 |
| IBRD - 7905 IND - 1235       | 18,698,765     | 251,237         | -                   | 251,237           | LIBOR + 変動スプレッド +<br>0.45%             | 2010 - 2034 |
| IBRD - 7940 IND - 1238       | 107,620,142    | 1,445,984       | -                   | 1,445,984         | LIBOR + 変動スプレッド +<br>0.45%             | 2011 - 2034 |
| IBRD - 8057 IND - 1244       | 30,963,783     | 416,029         | -                   | 416,029           | IBRD +変動スプレッド+<br>0.45%                | 2012 - 2035 |
| IBRD 8280 ID - 1256          | 20,376,581     | 273,780         | -                   | 273,780           | LIBOR + 変動スプレッド +<br>0.45%             | 2014 - 2034 |
| アジア開発銀行（ADB）                 |                |                 |                     |                   |                                        |             |
| 米ドル                          |                |                 |                     |                   |                                        |             |
| ADB - 1982 INO - 1170        | 123,730,235    | 1,662,439       | 88,432              | 1,574,007         | LIBOR + 0.35%                          | 2004 - 2027 |
| ADB - 1983 INO - 1171        | 84,040,075     | 1,129,162       | 60,065              | 1,069,097         | LIBOR + 0.35%                          | 2004 - 2027 |
| ADB - 2619 INO - 1236        | 38,105,575     | 511,987         | 10,328              | 501,659           | LIBOR + 0.6% - 0.4% +<br>0.45%         | 2010 - 2035 |
| ADB 3015 INO - 1255          | 28,081,613     | 377,305         | 15,100              | 362,205           | LIBOR + 0.60% + 0.45%                  | 2014 - 2033 |
| ADB 3083 INO - 1257          | 1,916,913      | 25,756          | -                   | 25,756            | LIBOR + 0.60% + 0.45%                  | 2014 - 2033 |
| ADB 8276 INO - 1258          | 212,900        | 2,861           | -                   | 2,861             | LIBOR + 1.40% + 0.45%                  | 2014 - 2033 |
| ドイツ復興金融公庫(KfW)               |                |                 |                     |                   |                                        |             |
| ユーロ                          |                |                 |                     |                   |                                        |             |
| KfW - 95.65.136 - 934a       | 4,327,774      | 61,288          | 15,322              | 45,966            | 0.75% + 2%及び2% +<br>0.35%及びKfW + 0.35% | 1996 - 2020 |
| KfW - 10599 IND - 1179       | 3,533,086      | 50,034          | 33,356              | 16,678            | 4.86% + 0.35%                          | 2003 - 2018 |
| 米ドル                          |                |                 |                     |                   |                                        |             |
| KfW - 10598 IND - 1183       | 1,099,231      | 14,769          | 14,769              | -                 | 4.75% + 0.35%                          | 2004 - 2017 |
| 国際協力銀行<br>（旧日本輸出入銀行）(JBIC)   |                |                 |                     |                   |                                        |             |
| 国際協力機構（JICA）                 |                |                 |                     |                   |                                        |             |
| 日本円                          |                |                 |                     |                   |                                        |             |
| JBIC IP 512 - 1163           | 44,905,296,000 | 5,182,291       | 304,841             | 4,877,450         | 1.8% + 0.35%                           | 2004 - 2033 |
| JBIC IP 513 - 1164           | 13,704,958,000 | 1,581,619       | 93,036              | 1,488,583         | 1.8% + 0.35%                           | 2004 - 2033 |
| JBIC IP 515 - 1177           | 48,314,210,000 | 5,575,696       | 318,611             | 5,257,085         | 1.3% + 0.35%                           | 2004 - 2034 |
| JBIC IP 516 - 1196           | 503,415,000    | 58,097          | 2,113               | 55,984            | 0.75% + 0.35%                          | 2004 - 2044 |
| JBIC IP 517 - 1178           | 4,358,805,000  | 503,027         | 18,292              | 484,735           | 0.75% + 0.35%                          | 2004 - 2044 |
| JBIC - 1187                  | 625,717,662    | 72,211          | 28,884              | 43,327            | 2.01% + 1.99% + 0.35%                  | 2004 - 2019 |
| JBIC IP 525 - 1197           | 15,014,940,000 | 1,732,798       | 60,800              | 1,671,998         | 0.75% + 0.35%                          | 2005 - 2045 |
| JBIC IP 526 - 1198           | 632,979,588    | 73,049          | 2,563               | 70,486            | 0.75% + 0.35%                          | 2005 - 2045 |
| JBIC IP 527 - 1211           | 9,677,262,639  | 1,116,803       | 27,239              | 1,089,564         | 1.75%                                  | 2007 - 2037 |
| JBIC IP 532 - 1214           | 1,071,392,269  | 123,644         | -                   | 123,644           | 1.20%                                  | 2006 - 2048 |
| JBIC IP 537 - 1220           | 284,232,810    | 32,802          | 25,323              | 7,479             | 1.95%                                  | 2009 - 2037 |
| JBIC IP 538 - 1221           | 13,107,907,123 | 1,512,717       | 98,444              | 1,414,273         | 1.20%                                  | 2009 - 2047 |

|                                               |               |           |         |           |                             |             |
|-----------------------------------------------|---------------|-----------|---------|-----------|-----------------------------|-------------|
| JBIC IP 539 - 1222                            | 9,782,320,654 | 1,128,928 | 90,744  | 1,038,184 | 1.95%                       | 2009 - 2037 |
| JICA IP 555 - 1231                            | 1,412,791,775 | 163,043   | -       | 163,043   | 0.012%                      | 2013 - 2039 |
| JICA IP 556 - 1249                            | 1,706,628,617 | 196,953   | -       | 196,953   | 1.4% + 0.45%                | 2013 - 2040 |
| JICA - IP 560- 1253                           | 146,127,599   | 16,864    | -       | 16,864    | 0.3% + 0.45%及び0.01% + 0.45% | 2013 - 2053 |
| JBIC - 1243                                   | 2,126,533,998 | 245,412   | 44,623  | 200,789   | 1.82% + 1.04% + 0.45%       | 2012 - 2022 |
| JBIC - 1188                                   | 248,702,574   | 28,701    | 14,350  | 14,351    | 4.02% + 0.35%               | 2005 - 2018 |
| JBIC - 1192                                   | 2,778,628,705 | 320,667   | 213,778 | 106,889   | 4.47% + 0.35%               | 2005 - 2018 |
| JBIC LA No 1 - 1216                           | 3,475,011,524 | 401,033   | 121,801 | 279,232   | 4.41%                       | 2008 - 2020 |
| JBIC LA No 2 - 1219                           | 906,041,104   | 104,562   | 54,659  | 49,903    | 3.90%                       | 2008 - 2018 |
| JBIC LA No 3 - 1233                           | 491,491,547   | 56,721    | 18,806  | 37,915    | 3.91%                       | 2010 - 2020 |
| JBIC LA No 4 - 1234                           | 1,524,699,100 | 175,958   | 60,673  | 115,285   | 3.74%                       | 2010 - 2020 |
| JBIC LA No 5 - 1218                           | 2,884,580,318 | 332,895   | 84,212  | 248,683   | 3.98%                       | 2008 - 2020 |
| JBIC - LA 043190-004 -1250                    | 83,451,648    | 9,631     | -       | 9,631     | 1.58% + 0.62% + 0.45%       | 2013 - 2025 |
| JICA - IP 561- 1252                           | 126,748,996   | 14,627    | -       | 14,627    | 0.01% + 0.45%               | 2012 - 2053 |
| Midland Bank Public Limited<br>Company<br>ルピア |               |           |         |           |                             |             |
| Midland Bank - 798                            | -             | 59,745    | 14,936  | 44,809    | 満期まで20年の年に関する<br>SUNベンチマーク  | 1995 - 2020 |
| Midland Bank - 818                            | -             | 4,802     | 1,372   | 3,430     | 満期まで20年の年に関する<br>SUNベンチマーク  | 1995 - 2020 |
| Banque Paribas                                |               |           |         |           |                             |             |
| Banque Paribas 1063- GBP                      | 6,072,698     | 100,245   | 16,708  | 83,537    | 3.343%+ 0.35%               | 1998 - 2022 |
| ユーロ                                           |               |           |         |           |                             |             |
| Banque Paribas - 1158                         | 7,869,441     | 111,443   | 34,457  | 76,986    | 政府貸付金利<br>+ 0.35%           | 2002 - 2020 |
| Banque Paribas - 1176                         | 2,603,421     | 36,868    | 24,579  | 12,289    | 4.76% + 0.35%               | 2004 - 2018 |
| Calyon及びBNP Paribas                           |               |           |         |           |                             |             |
| ユーロ                                           |               |           |         |           |                             |             |
| Calyon BNP Paribas - 1175                     | 1,342,021     | 19,004    | 9,502   | 9,502     | 5.32% + 0.35%               | 2004 - 2018 |
| BNP Paribas及びCalyon 1206                      | 17,999,931    | 254,906   | 72,830  | 182,076   | 4.81%                       | 2006 - 2020 |
| Kerajaan Belgia/ Kingdom of<br>Belgium - ユーロ  |               |           |         |           |                             |             |
| Kerajaan Belgia - 1185                        | 1,920,300     | 27,194    | 1,600   | 25,594    | 0.35%                       | 2005 - 2033 |
| Fortis Bank Belgia -1186                      | 156,317       | 2,214     | 2,214   | -         | 4.82% + 0.35%               | 2005 - 2017 |
| ユーロ                                           |               |           |         |           |                             |             |
| Efic Australia - AUD 1071                     | 7,934,002     | 77,153    | 14,028  | 63,125    | 3% + 0.35%                  | 1997 - 2022 |
| China Exim Bank 1181 - 米ドル                    | 37,149,879    | 499,146   | 249,573 | 249,573   | 3% + 0.35%                  | 2003 - 2018 |
| China Exim Bank 1248 - 米ドル                    | 65,931,229    | 885,852   | -       | 885,852   | 3% + 0.35%                  | 2013 - 2029 |
| China Exim Bank 1260 -米ドル                     | 67,508,912    | 907,050   | -       | 907,050   | 3% + 0.35%                  | 2015 - 2030 |
| China Exim Bank 1261-米ドル                      | 18,926,646    | 254,298   | -       | 254,298   | 3% + 0.35%                  | 2015 - 2030 |
| MKB Hungaria 1180 - 米ドル                       | 940,656       | 12,639    | 8,426   | 4,213     | 4.81% + 0.35%               | 2005 - 2018 |
| AG Francaise 101901F - 1237 -<br>米ドル          | 24,121,875    | 324,102   | 67,180  | 256,922   | AFD + 0.47%+ 0.45%          | 2010 - 2025 |
| AFD - 1254 - 米ドル                              | 26,071,951    | 350,303   | -       | 350,303   | LIBOR + 0.7% + 0.45%        | 2013 - 2028 |

AFD CID 1039 01H - 1259 - 米ドル

|           |        |                   |                  |                       |             |
|-----------|--------|-------------------|------------------|-----------------------|-------------|
| 988,288   | 13,279 | -                 | 13,279           | LIBOR + 2.05% + 0.35% | 2014 - 2026 |
| <b>合計</b> |        | <b>31,696,088</b> | <b>2,562,332</b> | <b>29,133,756</b>     |             |

当社は、ツー・ステップ・ローンの元本及び利息を、支払スケジュール内にツー・ステップ・ローンの契約で定められた制限に従って支払った。

外貨建てツー・ステップ・ローンの内訳は下記のとおりである。

|           | 2018年度          |                   | 2017年度          |                   | 2016年度          |                   |
|-----------|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
|           | 外貨建て*)          | 相当<br>百万ルピア       | 外貨建て*)          | 相当<br>百万ルピア       | 外貨建て*)          | 相当<br>百万ルピア       |
| 米ドル       | 1,150,578,646   | 16,661,529        | 964,734,649     | 13,070,226        | 753,977,435     | 10,130,441        |
| 日本円       | 162,912,639,354 | 21,360,307        | 170,695,553,004 | 20,520,744        | 179,894,874,250 | 20,760,750        |
| ユーロ       | 27,527,396      | 455,848           | 26,063,045      | 421,534           | 39,752,290      | 562,954           |
| その他 **)   | 8,696,746       | 125,938           | 11,863,438      | 160,725           | 13,203,171      | 177,396           |
| <b>合計</b> |                 | <b>38,603,622</b> |                 | <b>34,173,229</b> |                 | <b>31,631,541</b> |

\*) 総額

\*\*) 他の外貨建てのツー・ステップ・ローンについては、報告日現在の為替レートを用いて米ドル相当額を表示している。

IBRD、ADB及びその他いくつかの債権者とのいくつかのツー・ステップ・ローン契約では、当社は一定の財務制限条項、すなわちデット・サービス・カバレッジ・レシオの最低額、負債資本比率の上限、自己資本比率の最低額を遵守することが義務付けられている。

## 25. 政府及びノンバンク政府系金融機関借入金

|                      | 2018年度<br>百万ルピア  | 2017年度<br>百万ルピア  | 2016年度<br>百万ルピア  |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|
| SMI                  | 5,827,238        | 6,535,386        | 7,239,876        |
| 2018年度補助金予算の返還（注記38） | 816,856          | -                | -                |
| 投資信託口座               |                  |                  |                  |
| No. RDI-393/DP3/2001 | 560,184          | 817,580          | 1,061,727        |
| <b>合計</b>            | <b>7,204,278</b> | <b>7,352,966</b> | <b>8,301,603</b> |
| 当期満期部分除く             | 1,860,649        | 1,043,793        | 1,043,793        |
| <b>長期部分</b>          | <b>5,343,629</b> | <b>6,309,173</b> | <b>7,257,810</b> |

### 2001年投資信託口座第RDI - 393/DP3号

|           | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア  |
|-----------|-----------------|-----------------|------------------|
| 元金        | 587,585         | 881,378         | 1,175,171        |
| 公正価値差額    | (27,401)        | (63,798)        | (113,444)        |
| <b>合計</b> | <b>560,184</b>  | <b>817,580</b>  | <b>1,061,727</b> |

2001年インドネシア共和国財務大臣書簡第S-352/MK.06号に述べられているとおり、2001年6月20日、当公社と政府は、5,288,268百万ルピアのツー・ステップ・ローンの延滞元本を2021年7月30日に満期を迎える20年間に再構築することに合意した。同融資は年利率4%、無担保、半年ごとの146,896百万ルピアの分割払いである。

## SMI

|         | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 元金      | 6,000,000       | 6,750,000       | 7,500,000       |
| 未償却取引費用 | (16,434)        | (20,461)        | (24,854)        |
| 公正価値差額  | (156,328)       | (194,153)       | (235,270)       |
| 合計      | 5,827,238       | 6,535,386       | 7,239,876       |

2011年12月13日、当社はインドネシア共和国財務省の政府投資センター（以下PIP）から7,500,000百万ルピア（年利率5.25%、期間15年）のソフトローンファシリティを取得した。

この融資は、変圧機の調達及び交換、送配電設備の設置、その他の設備投資に充てられた。

2015年12月23日、PIP及びSMIは、当公社の投資契約における利益及び責任を含め、PIPの現在及び将来の全ての権利及び義務をSMIに譲渡する更改契約に署名した。

この融資に関しては、EBITDAと支払利息の比率を1.5：1以上とすることが求められている。当公社は、借入契約の誓約を遵守している。

政府及びノンバンク政府系金融機関借入金の額面価額割賦スケジュール別内訳は下記のとおりである。

|       | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 支払予定： |                 |                 |                 |
| 1年以内  | 1,043,793       | 1,043,792       | 1,043,793       |
| 2年目   | 1,043,792       | 1,043,793       | 1,043,793       |
| 3年目   | 750,000         | 1,043,793       | 1,043,793       |
| 4年目   | 750,000         | 750,000         | 1,043,793       |
| 5年後   | 3,000,000       | 3,750,000       | 4,499,999       |
| 合計    | 6,587,585       | 7,631,378       | 8,675,171       |

## 26. リース負債

この勘定は、*Tanjung Jati B*ユニット A、B、C、Dの取得に関するFLA及び複数の場所におけるBOTメカニズムによるガス圧縮機及びガスパイプの建設に係るいくつかのリース契約に関連するPT Central Java Power（以下「CJP」という。）に対する当公社の債務を表している。

CJPのFLAに関しては、三井住友銀行シンガポール支店がエスクローエージェント、三井住友銀行東京支店が証券エージェントとなる。当公社は、FLAの要件を満たすために、運用、保守及び燃料調達の保証並びにリース料に関し、エスクローエージェントに対する準備金勘定を設定した（注記10）。

2018年、2017年及び2016年における当該リース負債の最低リース料支払額の現在価値は下記のとおりである。

## 期限まで

|            | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 最低支払リース料：  |                 |                 |                 |
| 1年以内       | 4,406,094       | 6,940,785       | 5,888,441       |
| 1年より長く5年以内 | 16,775,304      | 19,173,149      | 19,487,113      |

最低支払リース料：

|                  |                   |                   |                   |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 5 年より長い          | 2,607,402         | 2,693,858         | 5,432,835         |
| リース料の最低支払額合計     | 23,788,800        | 28,807,792        | 30,808,389        |
| 利息の減少            | 6,695,835         | 8,222,615         | 9,085,997         |
| 将来のリース料の支払額の現在価値 | 17,092,965        | 20,585,177        | 21,722,392        |
| 1 年以内満期到来部分除く    | 2,624,629         | 4,871,908         | 3,789,317         |
| <b>長期部分</b>      | <b>14,468,336</b> | <b>15,713,269</b> | <b>17,933,075</b> |

## 賃貸人による

|                                                 | 2018年度<br>百万ルピア   | 2017年度<br>百万ルピア   | 2016年度<br>百万ルピア   |
|-------------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 関係当事者                                           |                   |                   |                   |
| PT Wijaya Karya Industri Energi - ルピア           | 86,466            | 239,805           |                   |
| 第三者                                             |                   |                   |                   |
| PT Central Java Power - 日本円                     | 15,865,228        | 18,898,480        | 21,722,392        |
| PT Batam Trans Gasindo - 米ドル                    | 825,477           | 781,206           | -                 |
| PT Eramas Persada Energy - 米ドル                  | 123,942           | 360,189           | -                 |
| PT Muba Daya Pratama - ルピア                      | 105,348           | 202,451           | -                 |
| PT Enviromate Technology International<br>- ルピア | 86,504            | 103,046           | -                 |
| 合計                                              | 17,092,965        | 20,585,177        | 21,722,392        |
| 1 年以内満期到来部分除く                                   | 2,624,629         | 4,871,908         | 3,789,317         |
| <b>長期部分</b>                                     | <b>14,468,336</b> | <b>15,713,269</b> | <b>17,933,075</b> |

年利率：

|     |                 |                 |                |
|-----|-----------------|-----------------|----------------|
| ルピア | 8.18% - 22.43%  | 8.18% - 22.43%  | -              |
| 米ドル | 14.01% - 18.75% | 14.01% - 18.75% | -              |
| 日本円 | 7.60% - 11.00%  | 7.60% - 11.00%  | 7.60% - 11.00% |

外貨建てのリース負債の内訳は下記のとおりである。

|           | 2018年度          |                   | 2017年度          |                   | 2016年度          |                   |
|-----------|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
|           | 外貨建て*)          | 相当<br>百万ルピア       | 外貨建て*)          | 相当<br>百万ルピア       | 外貨建て*)          | 相当<br>百万ルピア       |
| 日本円       | 121,002,299,155 | 15,865,228        | 157,201,225,947 | 18,898,480        | 188,227,714,907 | 21,722,392        |
| 米ドル       | 65,563,142      | 949,419           | 84,248,160      | 1,141,395         | -               | -                 |
| <b>合計</b> |                 | <b>16,814,647</b> |                 | <b>20,039,875</b> |                 | <b>21,722,392</b> |

\*) 総額

2018年、2017年及び2016年のファイナンス・リースに係る支払利息及び金融費用は、それぞれ4,221,779百万ルピア、3,874,639百万ルピア及び4,273,840百万ルピアであった（注46）。

## 27. 銀行借入金

|                            | 2018年度<br>百万ルピア   | 2017年度<br>百万ルピア   | 2016年度<br>百万ルピア   |
|----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| <b>電源開発促進プログラムに関する融資</b>   |                   |                   |                   |
| <b>関係当事者</b>               |                   |                   |                   |
| バンクネガラインドネシア               | 2,766,949         | 3,372,337         | 4,128,291         |
| DKI銀行                      | 2,078,962         | 2,401,684         | 3,006,321         |
| バンク・ラヤット・インドネシア            | 686,744           | 1,541,166         | 2,395,588         |
| マンディリ銀行                    | 373,287           | 814,842           | 1,461,198         |
| <b>関係当事者合計</b>             | <b>5,905,942</b>  | <b>8,130,029</b>  | <b>10,991,398</b> |
| <b>第三者</b>                 |                   |                   |                   |
| 中国輸出入銀行                    | 11,139,687        | 12,185,469        | 13,833,659        |
| 中国銀行                       | 6,223,761         | 7,628,981         | 9,357,193         |
| パークレイズ・バンク・ピーエルシー及び中国開発銀行  | 6,691,520         | 7,552,115         | 8,770,729         |
| バンク・ブコビン                   | 917,523           | 672,187           | 1,536,029         |
| バンク・セントラル・アジア              | 146,535           | 1,226,776         | 666,234           |
| バンク・メガ                     | -                 | 368,613           | 1,448,325         |
| <b>第三者合計</b>               | <b>25,119,026</b> | <b>29,634,141</b> | <b>35,612,169</b> |
| <b>小計</b>                  | <b>31,024,968</b> | <b>37,764,170</b> | <b>46,603,567</b> |
| <b>電源開発促進プログラムに関係しない融資</b> |                   |                   |                   |
| <b>関係当事者</b>               |                   |                   |                   |
| マンディリ銀行                    | 24,525,000        | 15,500,000        | 10,773,072        |
| バンク・ラヤット・インドネシア            | 22,584,320        | 33,028,751        | 34,785,714        |
| バンクネガラインドネシア               | 17,571,429        | 18,500,000        | 18,500,000        |
| DKI銀行                      | 1,000,000         | -                 | -                 |
| <b>関係当事者合計</b>             | <b>65,680,749</b> | <b>67,028,751</b> | <b>64,058,786</b> |
| <b>第三者</b>                 |                   |                   |                   |
| 三井住友銀行                     | 23,813,161        | 139,868           | -                 |
| バンク・セントラル・アジア              | 17,000,000        | 18,000,000        | 7,000,000         |
| アジア開発銀行                    | 11,561,041        | 6,069,504         | 2,821,560         |
| CIMBニアガ銀行                  | 8,000,000         | -                 | -                 |
| カナダ輸出開発公社                  | 5,701,894         | 5,842,575         | 5,314,121         |
| 国際協力銀行                     | 5,489,422         | 967,128           | 63,828            |
| 国際復興開発銀行                   | 4,888,397         | 1,458,442         | -                 |
| バンク・メイバンク・インドネシア           | 4,300,000         | 4,300,000         | -                 |
| スタンダードチャータード銀行             | 1,932,432         | 2,097,072         | 2,019,798         |
| 韓国輸出入銀行                    | 916,845           | -                 | -                 |

|                                           |                    |                    |                    |
|-------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| イタリア外国貿易保険株式会社                            | 605,987            | -                  | -                  |
| フランス開発庁                                   | 375,849            | 64,713             | -                  |
| イスラム開発銀行                                  | 288,129            | -                  | -                  |
| チェコ共和国輸出保証・保険公社                           | 208,676            | -                  | -                  |
| クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・<br>インベストメント・バンク・パリ | 208,287            | -                  | -                  |
| ドイツ復興金融公庫                                 | 19,323             | 10,531             | -                  |
| <b>第三者合計</b>                              | <b>85,309,443</b>  | <b>38,949,833</b>  | <b>17,219,307</b>  |
| <b>小計</b>                                 | <b>150,990,192</b> | <b>105,978,584</b> | <b>81,278,093</b>  |
| <b>合計</b>                                 | <b>182,015,160</b> | <b>143,742,754</b> | <b>127,881,660</b> |
| 未償却取引費用                                   | (903,426)          | (1,176,643)        | (1,124,382)        |
| <b>純額合計</b>                               | <b>181,111,734</b> | <b>142,566,111</b> | <b>126,757,278</b> |

## 1年以内満期到来部分除く

電源開発促進プログラムに係る融資

## 関係当事者

|                 |                  |                  |                   |
|-----------------|------------------|------------------|-------------------|
| バンクネガラインドネシア    | 666,981          | 677,686          | 996,810           |
| バンク・ラヤット・インドネシア | 537,197          | 854,422          | 15,568,708        |
| マンディリ銀行         | 373,287          | 441,555          | 1,521,356         |
| DKI銀行           | 354,881          | 531,477          | 676,000           |
| <b>関係当事者合計</b>  | <b>1,932,346</b> | <b>2,505,140</b> | <b>18,762,874</b> |

## 第三者

|                               |                  |                  |                   |
|-------------------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 中国銀行                          | 1,930,599        | 1,806,212        | 1,791,280         |
| 中国輸出入銀行                       | 1,884,950        | 1,763,504        | 1,748,925         |
| パークレイズ・バンク・ピーエルシー及び中国開発<br>銀行 | 1,380,681        | 1,291,725        | 1,281,046         |
| バンク・ブコビン                      | 309,253          | 309,253          | 309,253           |
| バンク・セントラル・アジア                 | 146,535          | 222,078          | 1,297,621         |
| バンク・メガ                        | -                | 672,187          | 776,138           |
| <b>第三者合計</b>                  | <b>5,652,018</b> | <b>6,064,959</b> | <b>7,204,263</b>  |
| <b>小計</b>                     | <b>7,584,364</b> | <b>8,570,099</b> | <b>25,967,137</b> |

電源開発促進プログラムに関係しない融資

## 関係当事者

|                 |                   |                   |          |
|-----------------|-------------------|-------------------|----------|
| バンク・ラヤット・インドネシア | 7,227,178         | 14,457,320        | -        |
| バンクネガラインドネシア    | 1,357,143         | 928,571           | -        |
| DKI銀行           | 1,000,000         | -                 | -        |
| マンディリ銀行         | 875,000           | 875,000           | -        |
| <b>関係当事者合計</b>  | <b>10,459,321</b> | <b>16,260,891</b> | <b>-</b> |

## 第三者

|                |           |           |         |
|----------------|-----------|-----------|---------|
| 三井住友銀行         | 4,344,300 | -         | -       |
| CIMBニアガ銀行      | 4,000,000 | -         | -       |
| バンク・セントラル・アジア  | 1,000,000 | 1,000,000 | -       |
| カナダ輸出開発公社      | 543,037   | 508,050   | 244,025 |
| スタンダードチャータード銀行 | 214,715   | 209,707   | 183,618 |

|              |             |             |             |
|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 第三者合計        | 10,102,052  | 1,717,757   | 427,643     |
| 小計           | 20,561,373  | 17,978,648  | 427,643     |
| 1年以内満期到来部分合計 | 28,145,737  | 26,548,747  | 26,394,780  |
| 長期部分         | 152,965,997 | 116,017,364 | 100,362,498 |

2018年、2017年及び2016年12月31日現在の外貨建て銀行借入金の内訳は下記のとおりである。

|     | 2018年度         |             | 2017年度        |             | 2016年度        |             |
|-----|----------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
|     | 外貨建て*)         | 相当<br>百万ルピア | 外貨建て*)        | 相当<br>百万ルピア | 外貨建て*)        | 相当<br>百万ルピア |
| 米ドル | 5,043,916,293  | 73,040,952  | 3,035,228,648 | 41,121,278  | 2,989,065,968 | 40,161,092  |
| ユーロ | 177,151,348    | 2,933,591   | 134,312,461   | 2,172,318   | 142,625,503   | 2,019,798   |
| 日本円 | 31,192,959,687 | 4,089,868   | 6,012,420,140 | 722,804     | -             | -           |
| 合計  |                | 80,064,411  |               | 44,016,400  |               | 42,180,890  |

\*) 全額

### 電源開発促進プログラムに関する融資

当社は、電源開発促進プログラムのために、設計・調達・建設（EPC）契約の価値の85%につき融資を受けるために、複数の銀行から融資枠を取得した。これらの融資は、石炭火力発電所建設に係る政府保証の付与に関する2006年大統領規則第86号に代わる2007年大統領規則第91号に従い、政府により全額保証されている。これらの融資に関連して、当社は、借入契約に記載されている一般的な規則により制限されている。

2018年、2017年及び2016年12月31日現在の貸付枠の詳細は下記のとおりである。

| 番号 | 融資を受けた債権者及びプロジェクト                                                          | 最大設備      |           | 返済                  |                     |                     | 定期預金の<br>年利率          | 保険料<br>百万<br>米ドル | 満期日            |
|----|----------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|------------------|----------------|
|    |                                                                            | 百万<br>米ドル | 百万<br>ルピア | 2018年度<br>百万<br>ルピア | 2017年度<br>百万<br>ルピア | 2016年度<br>百万<br>ルピア |                       |                  |                |
| 1  | 中国銀行が取りまとめたシンジケート・ローン/PLTU 1 Indramayu, West Java                          | 592       | -         | 785,255             | 733,042             | 728,811             | 0.785% +<br>6 か月LIBOR | 55               | 2021年<br>5月27日 |
| 2  | 中国輸出入銀行/ PLTU 2 Paiton, East Java                                          | 331       | -         | 335,422             | 321,691             | 325,886             | 0.84% +<br>6 か月LIBOR  | 32               | 2023年<br>1月30日 |
| 3  | バンクネガラインドネシアが取りまとめたシンジケート・ローン/PLTU 2 Labuan, Banten                        | -         | 2,741,298 | 195,807             | 391,614             | 391,614             | 0.825% +<br>3 か月JIBOR | -                | 2018年<br>7月23日 |
| 4  | 中国輸出入銀行/PLTU 1 Suralaya, Banten                                            | 284       | -         | 327,272             | 313,875             | 317,969             | 0.84% +<br>6 か月LIBOR  | 27               | 2023年<br>1月30日 |
| 5  | パークレイズ・キャピタル、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門及び中国開発銀行/PLTU 1 Rembang, Central Java | 262       | -         | 374,767             | 347,762             | 345,511             | 3.25% +<br>6 か月LIBOR  | -                | 2021年<br>12月3日 |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |           |         |         |         |                      |   |                |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------|---------|---------|---------|----------------------|---|----------------|
| 6  | DKI銀行/PLTU Naganraya<br>PLTU 2 Nusa Tenggara Timur<br>PLTU 1 Nusa Tenggara Barat<br>PLTU Sumatera Barat<br>PLTU 2 Kalimantan Barat<br>PLTU 4 Bangka Belitung<br>PLTU Maluku Utara<br>PLTU Sulawesi Tengah<br>PLTU 1 Nusa Tenggara Timur<br>PLTU 2 Sulawesi Utara<br>PLTU Gorontalo<br>PLTU 2 Nusa Tenggara Timur<br>PLTU 1 Nusa Tenggara Barat<br>PLTU 4 Bangka Belitung<br>PLTU 2 Nusa Tenggara Barat<br>PLTU 1 Kalimantan Tengah<br>PLTU Maluku Utara | - | 4,732,000 | 295,737 | 676,000 | 676,000 | 1% +<br>3 か月JIBOR    | - | 2019年<br>4月24日 |
| 7  | バンク・ラヤット・インドネシアが取りまとめたシンジケート・ローン/<br>PLTU South Sulawesi<br>PLTU 3 Bangka Belitung<br>PLTU 2 Papua<br>PLTU South Kalimantan                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | - | 2,074,739 | 193,903 | 193,903 | 193,903 | 1% +<br>3 か月JIBOR    | - | 2019年<br>1月30日 |
| 8  | マンディリ銀行が取りまとめたシンジケート・ローン/PLTU 1 Rembang, Central Java                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | - | 1,911,480 | 68,267  | 273,069 | 273,069 | 1.11% +<br>3 か月JIBOR | - | 2018年<br>4月18日 |
| 9  | バンク・メガ/PLTU 2 Pelabuhan Ratu, West Java                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | - | 1,874,315 | 257,663 | 257,663 | 257,663 | 1.10% +<br>6 か月JIBOR | - | 2018年<br>7月29日 |
| 10 | バンク・ブコビン/PLTU 3 Teluk Naga, Banten                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | - | 1,606,612 | 178,512 | 178,512 | 178,512 | 0.71% +<br>6 か月JIBOR | - | 2021年<br>7月29日 |
| 11 | バンク・メガ/PLTU 2 Nusa Tenggara Barat<br>PLTU Gorontalo<br>PLTU 2 Sulawesi Utara, Manado<br>PLTU Kep Riau, Tanjung Balai Karimun<br>PLTU 1 Nusa Tenggara Timur, Ende<br>PLTU Sulawesi Tenggara 2<br>PLTU 1 Kalimantan Tengah                                                                                                                                                                                                                                | - | 1,498,513 | 195,418 | 195,418 | 195,418 | 1.10% +<br>6 か月JIBOR | - | 2018年<br>7月29日 |
| 12 | バンクネガラインドネシアが取りまとめたシンジケート・ローン/PLTU 1 Indramayu, West Java                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | - | 1,272,913 | 41,106  | 164,422 | 164,422 | 1.10% +<br>3 か月JIBOR | - | 2018年<br>2月23日 |

|    |                                                                                                                        |     |           |         |         |         |                      |    |                 |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------|---------|---------|---------|----------------------|----|-----------------|
| 13 | バンク・メガ/ <i>PLTU Lampung, Lampung PLTU 2 Sumatera Utara, Medan</i>                                                      | -   | 1,240,661 | 115,154 | 115,154 | 115,154 | 1.10% +<br>6 か月JIBOR | -  | 2018年<br>7月29日  |
| 14 | バンク・セントラル・アジアが取りまとめたシンジケート・ローン/ <i>PLTU 2 Labuan, Banten</i>                                                           | -   | 1,077,578 | 75,543  | 151,086 | 151,086 | 1.12% +<br>3 か月JIBOR | -  | 2018年<br>4月18日  |
| 15 | バンク・ラヤット・インドネシアが取りまとめたシンジケート・ローン/ <i>PLTU South Sulawesi PLTU 3 Bangka Belitung PLTU 2 Papua PLTU South Kalimantan</i> | -   | 1,151,005 | 164,429 | 164,429 | 164,429 | 1% +<br>3 か月JIBOR    | -  | 2019年<br>1月30日  |
| 16 | バンク・ブコビン/ <i>PLTU 1 Pacitan, East Java</i>                                                                             | -   | 1,045,924 | 130,741 | 130,741 | 130,741 | 0.71% +<br>6 か月JIBOR | -  | 2021年<br>7月29日  |
| 17 | バンク・メガ/ <i>PLTU 1 Suralaya Baru, BantenBank Mega/PLTU 2 Paiton, East Java</i>                                          | -   | 735,387   | 61,151  | 122,303 | 122,303 | 1.10% +<br>6 か月JIBOR | -  | 2018年<br>4月18日  |
|    | バンク・メガ/ <i>PLTU 2 Paiton, East Java</i>                                                                                | -   | 600,636   | 42,800  | 85,600  | 85,600  | 1.10% +<br>6 か月JIBOR | -  | 2018年<br>4月18日  |
| 18 | 中国輸出入銀行/ <i>PLTU Pelabuhan Ratu</i>                                                                                    | 482 | -         | 648,766 | 622,208 | 630,323 | 2.8% +<br>6 か月LIBOR  | 44 | 2025年<br>2月12日  |
|    | <i>PLTU NAD</i>                                                                                                        | 124 | -         | 149,464 | 143,346 | 145,215 | 2.8% +<br>6 か月LIBOR  | 12 | 2025年<br>1月14日  |
| 19 | 中国銀行/ <i>PLTU Teluk Naga</i>                                                                                           | 455 | -         | 628,421 | 580,756 | 567,013 | 2.30% +<br>6 か月LIBOR | 46 | 2022年<br>5月4日   |
| 20 | バンクネガラインドネシアが取りまとめたシンジケート・ローン/ <i>PLTU Tanjung Awar-awar</i>                                                           | -   | 1,155,352 | 165,050 | 165,050 | 165,050 | 1% +<br>3 か月JIBOR    | -  | 2019年<br>1月30日  |
| 21 | 中国輸出入銀行/ <i>PLTU Pacitan</i>                                                                                           | 293 | -         | 349,960 | 335,634 | 340,011 | 2.8% +<br>6 か月LIBOR  | 29 | 2025年<br>7月2日   |
| 22 | バンク・ラヤット・インドネシアが取りまとめたシンジケート・ローン/ <i>PLTU Lampung PLTU North Sumatera</i>                                              | -   | 3,941,772 | 346,543 | 346,543 | 346,543 | 1.5% +<br>3 か月JIBOR  | 34 | 2019年<br>10月14日 |
| 23 | マンディリ銀行が取りまとめたシンジケート・ローン/送電                                                                                            | -   | 2,613,012 | 373,287 | 373,287 | 373,287 | 1.5% +<br>3 か月JIBOR  | -  | 2019年<br>12月14日 |
| 24 | バンク・セントラル・アジアが取りまとめたシンジケート・ローン/送電                                                                                      | -   | 327,195   | 46,742  | 46,742  | 46,742  | 1.5% +<br>3 か月JIBOR  | -  | 2019年<br>12月14日 |
| 25 | 中国開発銀行/ <i>PLTU Adipala, Cilacap</i>                                                                                   | 625 | -         | 827,926 | 765,129 | 747,024 | 3.85% +<br>6 か月LIBOR | -  | 2022年<br>10月14日 |
| 26 | 中国開発銀行/ <i>PLTU Sumbar</i>                                                                                             | 138 | -         | 173,739 | 164,157 | 164,450 | 3.85% +<br>6 か月LIBOR | -  | 2022年<br>10月14日 |
| 27 | 中国銀行/ <i>PLTU Tanjung Awar-Awar</i>                                                                                    | 372 | -         | 504,516 | 476,689 | 476,333 | 2.30% +<br>6 か月LIBOR | -  | 2022年<br>12月14日 |

|    |                                                                   |   |           |            |           |           |                      |     |                 |
|----|-------------------------------------------------------------------|---|-----------|------------|-----------|-----------|----------------------|-----|-----------------|
| 28 | バンクネガラインドネシア<br>が取りまとめたシンジケー<br>ト・ローン/送電                          | - | 1,930,063 | 275,723    | 275,723   | 275,723   | 1.50% +<br>3 か月JIBOR | -   | 2019年<br>12月14日 |
| 29 | バンク・セントラル・アジ<br>アが取りまとめたシンジ<br>ケート・ローン/PLTU Riau<br>及びPLTU Kalbar | - | 1,080,598 | 99,793     | 99,793    | 99,793    | 1.50% +<br>3 か月JIBOR | -   | 2019年<br>12月14日 |
| 30 | バンク・ラヤット・インド<br>ネシアが取りまとめたシン<br>ジケート・ローン/送電                       | - | 1,067,684 | 149,547    | 149,547   | 149,547   | 1.05% +<br>3 か月JIBOR | -   | 2020年<br>12月27日 |
| 31 | DKI銀行が取りまとめたシ<br>ンジケート・ローン/PLTU<br>Riau Tenayan                   | - | 2,225,000 | 79,464     | -         | -         | 1.50% +<br>3 か月JIBOR | -   | 2025年<br>11月12日 |
| 32 | バンクネガラインドネシア<br>が取りまとめたシンジケー<br>ト・ローン/PLTU East<br>Kalimantan     | - | 2,449,963 | -          | -         | -         | 1.20% +<br>3 か月JIBOR | -   | 2025年<br>12月17日 |
| 合計 |                                                                   |   | 3,958     | 40,353,700 | 8,657,888 | 9,360,888 | 9,345,145            | 279 |                 |

## 電源開発促進プログラムに関係しない融資

### マンディリ銀行

#### 企業向け貸付2011

2011年12月27日、当社は、マンディリ銀行が取りまとめた7,000,000百万ルピアのシンジケート投資クレジット・ファシリティを取得した。年利率は、シンジケート債権者の3か月ルピア定期預金金利の加重平均+3.42%で、満期日は2021年10月23日である。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の残高は、それぞれ2,625,000百万ルピア、3,500,000百万ルピア及び4,375,000百万ルピアであった。2018年、2017年及び2016年の元本返済額は、それぞれ875,000百万ルピアであった。

#### 企業向け貸付2016

2016年12月19日、当社は、マンディリ銀行が取りまとめた12,000,000百万ルピアのシンジケート投資クレジット・ファシリティを取得した。年利率は、3か月JIBOR+1.92%である。このクレジット・ファシリティは2026年12月19日に満期を迎える。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ12,000,000百万ルピア、12,000,000百万ルピア及び6,398,072百万ルピアであった。2018年、2017年及び2016年の返済はない。

#### 企業向け貸付2018

2018年8月21日、当社は、マンディリ銀行が取りまとめた9,900,000百万ルピアのシンジケート投資クレジット・ファシリティを取得した。年利率は、3か月定期預金金利の平均+3.06%である。このクレジット・ファシリティは2023年8月21日に満期を迎える。2018年12月31日現在の同ファシリティの残高は、9,900,000百万ルピアであった。

## バンク・ラヤット・インドネシア（以下「BRI」という。）

#### 運転資金ローン2011

2011年6月、BRIが取りまとめた15,000,000百万ルピアのシンジケート運転資金クレジット・ファシリティを取得した。年利率は3か月JIBOR+1.65%で、満期日は2012年6月21日である。このローン・ファシリティは、数回にわたって変更されている。2015年7月8日、クレジット・ファシリティは9,000,000百万ルピアに変更された。年利率は、シンジケート債権者の3か月間のルピア定期預金金利の平均+2.02%で、満期日は2016年6月21日まで延長された。2016年の最初の変更は、2016年6月21日に行われ、クレジット・ファシリティの金額が15,000,000百万ルピアに変更された。年利率は、シンジケート債権者の3か月間のルピア定期預金金利の平均+2.45%で、満期日は2017年6月21日まで延長された。また、2016年9月9日にクレジット・ファシリティが20,000,000百万ルピアに変更された。最後の変更は2016年

11月17日に行われ、クレジット・ファシリティが28,000,000百万ルピアに変更された。2018年7月23日、クレジット・ファシリティの満期日が2019年6月21日まで延長され、年利率はATD 3か月+2.25%となった。2018年、2017年及び2016年の元本返済額は、それぞれ34,014,081百万ルピア、37,800,000百万ルピア及び21,000,000百万ルピアであった。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ4,012,891百万ルピア、12,957,323百万ルピア及び13,500,000百万ルピアであった。

2018年、2017年及び2016年におけるバンク・ラヤット・インドネシアのローンの引出及び返済のキャッシュ・フローは下記のとおりである。

|    | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 引出 | 25,069,650      | 37,257,322      | 34,500,000      |
| 返済 | (34,014,081)    | (37,800,000)    | (21,000,000)    |
| 純額 | (8,944,431)     | (542,678)       | 13,500,000      |

#### 企業向け貸付2012

2012年12月21日、当社は、BRIが取りまとめた8,500,000百万ルピアのシンジケート投資クレジット・ファシリティを取得した。年利率は、3か月定期預金金利の平均+3.2%で、3か月毎に支払う。元本の満期日は2022年11月23日である。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ4,857,143百万ルピア、6,071,429百万ルピア及び7,285,174百万ルピアであった。2018年、2017年及び2016年の元本返済額は、それぞれ1,214,286百万ルピアであった。

#### 企業向け貸付2014

2014年12月17日、当社は、BRIから2,000,000百万ルピアの投資クレジット・ファシリティを取得した。年利率は、BRIの3か月定期預金金利の平均+2.75%で、満期は2024年12月17日である。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の元本返済額は、それぞれ285,714百万ルピア及びゼロであった。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ1,714,286百万ルピア及び2,000,000百万ルピアであった。

#### 企業向け貸付2015

2015年12月17日、当社は、BRIが取りまとめた12,000,000百万ルピアのシンジケート投資クレジット・ファシリティを取得した。年利率は、利息計算期間3日前のインドネシア銀行の金利+2.3%である。元本の満期日は2025年12月17日である。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ12,000,000百万ルピアであった。2018年、2017年及び2016年の元本返済はない。

### バンクネガラインドネシア

#### 企業向け貸付2014

2014年12月18日、当社は、バンクネガラインドネシアが取りまとめた6,500,000百万ルピアのシンジケート投資クレジット・ファシリティを取得した。年利率は、3か月定期預金金利の加重平均+3%である。このクレジット・ファシリティは2024年12月18日に満期を迎える。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の元本返済額は、それぞれ928,571百万ルピア、ゼロ及びゼロであった。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ5,571.249百万ルピア、6,500,000百万ルピア及び6,500,000百万ルピアであった。

#### 企業向け貸付2016

2016年9月9日、当社は、バンクネガラインドネシアが取りまとめた12,000,000百万ルピアのシンジケート投資クレジット・ファシリティを取得した。年利率は、3か月定期預金金利の加重平均+2.6%である。このクレジット・ファシリティは2026年9月9日に満期を迎える。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ12,000,000百万ルピアであった。2018年、2017年及び2016年の元本返済はない。

### バンク・セントラル・アジア（以下「BCA」という。）

### 企業向け貸付2013

2013年12月23日、当社は、BCAが取りまとめた7,000,000百万ルピアのシンジケート投資クレジット・ファシリティを取得した。年利率は、3か月JIBOR+2.4%で、満期日は2023年12月23日である。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の元本返済額は、1,000,000百万ルピア、1,000,000百万ルピア及びゼロであった。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ5,000,000百万ルピア、6,000,000百万ルピア及び7,000,000百万ルピアであった。

### 企業向け貸付2017

2017年11月2日、当社は、BCAが取りまとめた12,000,000百万ルピアのシンジケート投資クレジット・ファシリティを取得した。年利率は、6か月JIBOR+2.6%で、満期日は2027年11月2日である。2018年及び2017年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ12,000,000百万ルピア及び12,000,000百万ルピアである。

### バンク・メイバンク・インドネシア

2017年11月2日、当社は、バンク・メイバンク・インドネシアが取りまとめた4,300,000百万ルピアのシンジケート投資クレジット・ファシリティを取得した。年利率は、6か月JIBOR+2.6%で、満期日は2027年11月2日である。2018年及び2017年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ4,300,000百万ルピア及び4,300,000百万ルピアであった。

### CIMBニアガ銀行

2018年6月6日、当社は、CIMBニアガ銀行から4,000,000百万ルピアのバイラテラル運転資金ローン・ファシリティを取得した。年利率は1か月JIBOR+0.6%で、満期日は2019年6月6日である。2018年12月31日現在の元本返済額は、2,000,000百万ルピアで、同ファシリティの残高は4,000,000百万ルピアであった。

2018年8月21日、当社は、CIMBニアガ銀行が取りまとめた4,000,000百万ルピアのシンジケート投資クレジット・ファシリティを取得した。年利率は、3か月定期預金金利の平均+3.06%である。元本の満期日は2023年8月21日である。2018年12月31日現在の同ファシリティの残高は、4,000,000百万ルピアである。

### DKI銀行

2018年6月8日、当社は、DKI銀行から1,000,000百万ルピアのバイラテラル運転資金ローン・ファシリティを取得した。年利率は、1か月JIBOR+0.6%で、満期日は2019年6月8日である。2018年12月31日現在、元本返済はない。2018年12月31日現在の同ファシリティの残高は1,000,000百万ルピアであった。

### バンクHSBCインドネシア

2018年6月26日、当社は、バンクHSBCインドネシアが取りまとめた1,400,000百万ルピアのバイラテラル一般目的クレジット・ファシリティを取得した。年利率は、3か月JIBOR+0.6%である。このクレジット・ファシリティは、2019年6月26日に満期を迎える。2018年12月31日現在、同ファシリティの残高は全額返済済みである。

### バンクDBSインドネシア

2018年7月17日、当社は、バンクHSBCインドネシアが取りまとめた2,000,000百万ルピアのバイラテラル一般目的クレジット・ファシリティを取得した。年利率は、6か月JIBOR+最大マージン1%である。このクレジット・ファシリティは、2019年7月17日に満期を迎える。2018年12月31日現在、同ファシリティの残高は全額返済済みである。

### スタンダードチャータード銀行（以下「SCB」という。）

#### アルン・ファシリティ

2013年12月11日、当社は、アルン太陽光及び蒸気発電所（以下「PLTMG」という。）の建設資金として、年利率2.1%の90,000,000ユーロの輸出クレジット・ファシリティを取得した。このクレジット・ファシリティは2027年9月30日に満期を迎える。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の元本返済額は7,061,853ユーロ（121,703百万ルピア相当）、7,061,853ユーロ（106,618百万ルピア相当）及び7,061,853ユーロ（107,830百万ルピア相当）であった。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ63,556,679ユーロ（1,052,486百万ルピア相当）、70,618,532ユーロ（1,142,156百万ルピア相当）及び77,680,385ユーロ（1,100,071百万ルピア相当）であった。

#### バンカナイファシリティ

2013年12月23日、当社は、バンカナイPLTMGの建設資金として、年利率2.1%の70,850,000ユーロの輸出クレジット・ファシリティを取得した。このクレジット・ファシリティは2027年9月30日に満期を迎える。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の元本返済額は、それぞれ5,904,166ユーロ（101,751百万ルピア相当）、5,904,166ユーロ（89,140百万ルピア相当）及び5,904,166ユーロ（87,292百万ルピア相当）であった。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の残高は、それぞれ53,137,500ユーロ（879,946百万ルピア相当）、59,041,667ユーロ（954,916百万ルピア相当）及び64,945,833ユーロ（919,727百万ルピア相当）であった。

#### フランス開発庁（以下「AFD」という。）

2015年5月7日、当社は、Trans GISについてAFDから100,000,000ユーロのクレジット・ファシリティを取得した。満期日は2030年5月7日で、利息は最大5.89%の変動/固定金利で半年ごとに支払う。2018年、2017年及び2016年12月31日現在、元本返済はない。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ22,637,636ユーロ（374,875百万ルピア相当）、4,001,121ユーロ（64,713百万ルピア相当）及びゼロであった。

2015年5月7日、当社は、Trans GISについてAFDから1,000,000ユーロのクレジット・ファシリティを取得した。満期日は2020年5月7日で、利息は0%で半年ごとに支払を行う。2018年、2017年及び2016年12月31日現在、元本返済はない。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ58,841ユーロ（974百万ルピア相当）、ゼロ及びゼロであった。

#### ドイツ復興金融公庫（以下「KfW」という。）

2015年5月8日、当社は、Kamolang PPIについてKfWから60,000,000ユーロのクレジット・ファシリティを取得した。満期日は2030年5月7日で、利息は1.70%で半年ごとに支払う。

2018年、2017年及び2016年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ840,564ユーロ（13,920百万ルピア相当）、651,141ユーロ（10,531百万ルピア相当）及びゼロであった。

2015年5月8日、当社は、1,000島への電力供給のための再生可能エネルギー・プログラム（1,000 Islands Renewable Energy for Electrification Program）（東ヌサ・トゥンガラ州において試験段階）について、KfWから65,000,000ユーロのクレジット・ファシリティを取得した。満期日は2030年5月8日で、利息は、2.20%で半年ごとに支払う。2018年、2017年及び2016年12月31日現在、元本返済はない。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ326,270ユーロ（5,403百万ルピア相当）、ゼロ及びゼロであった。

#### アジア開発銀行（以下「ADB」という。）

2015年12月4日、当社は、スマトラの送電網強化のため、ADBから575,000,000米ドル及び25,000,000米ドルのクレジット・ファシリティを取得した。満期日は2035年9月15日で、利息はそれぞれLIBOR + 0.6%からクレジット0.1%を控除した利率及びLIBOR + 1.4%で半年ごとに支払う。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ463,859,319米ドル（6,717,146百万ルピア相当）、298,000,000米ドル（4,037,304百万ルピア相当）及び210,000,000米ドル（2,821,560百万ルピア相当）であった。

2017年10月10日、当社は、東インドネシアの持続可能なエネルギーの供給のため、ADBから600,000,000米ドルのクレジット・ファシリティを取得した。満期日は2037年10月10日で、利息はLIBOR + 0.6%からクレジット0.1%を控除した利率で半年ごとに支払う。2018年及び2017年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ334,500,000米ドル（4,843,895百万ルピア相当）及び150,000,000米ドル（2,032,200百万ルピア相当）である。

### カナダ輸出開発公社（以下「EDC」という。）及びハンガリー輸出入銀行（以下「HEXIM」という。）

2017年5月1日、当公社は、バタム・モバイル発電所のため、14,111,753米ドルのクレジット・ファシリティを取得した。利息は3.30%で半年ごとに支払い、満期日は2029年1月27日である。2018年及び2017年12月31日現在の元本返済額は、それぞれ1,175,979米ドル（16,293百万ルピア相当）及び587,989米ドル（7,871百万ルピア相当）であった。2018年及び2017年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ12,347,784米ドル（178,809百万ルピア相当）及び13,523,763米ドル（183,220百万ルピア相当）であった。

2016年12月2日、当公社は、バタム・モバイル発電所のため、435,888,247米ドルのクレジット・ファシリティを取得した。利息は2.56%で半年ごとに支払い、満期日は2029年1月27日であった。2018年及び2017年12月31日現在の返済額は、それぞれ36,324,021米ドル（503,269百万ルピア相当）及び18,162,010米ドル（243,135百万ルピア相当）であった。2018年及び2017年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ381,402,216米ドル（5,523,085百万ルピア相当）及び417,726,237米ドル（5,659,355百万ルピア相当）であった。

### 国際協力銀行（以下「JBIC」という。）

2016年3月14日、当公社は、ロンタール蒸気発電所の建設資金として、107,595,235米ドル、71,730,158米ドル及び16,429,527,239円のクレジット・ファシリティを取得した。利息は2.85% + 1.06%、6か月LIBOR + 1.1%（年率）及び1.03% + 0.55%である。このクレジット・ファシリティは2031年10月1日に満期を迎える。2018年、2017年及び2016年12月31日現在、元本返済はない。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ59,324,011米ドル（859,071百万ルピア相当）、8,459,647,869円（1,109,188百万ルピア相当）、10,493,257米ドル（142,163百万ルピア相当）、1,210,686,890円（145,547百万ルピア相当）及び4,750,638米ドル（63,828百万ルピア相当）であった。

2016年10月20日、当公社は、Jawa 2 Priok PLTUの建設資金として、27,224,192米ドル、18,149,462米ドル及び31,762,594,907円のクレジット・ファシリティを取得した。利息は3.52%、6か月LIBOR + 0.7%（年率）及び1.58%である。このクレジット・ファシリティは2031年4月30日に満期を迎える。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ37,219,158米ドル（538,970百万ルピア相当）、22,669,821,318円（2,972,356百万ルピア相当）、7,540,697米ドル（102,161百万ルピア相当）、4,801,733,250円（577,264百万ルピア）及びゼロである。

2017年3月10日、当公社は、ムアラカラン施設の建設資金として、22,338,000米ドル、14,892,000米ドル及び15,449,450,242円のクレジット・ファシリティを取得した。利息は4.41%、6か月LIBOR + 0.7%（年率）及び1.74%である。2018年度の元本返済はない。このクレジット・ファシリティは2032年3月10日に満期を迎える。2018年及び2017年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ104,400米ドル（1,512百万ルピア相当）、63,490,500円（8,325百万ルピア相当）、ゼロ及びゼロである。

### 国際復興開発銀行（以下「IBRD」という。）

2016年5月20日、当公社は、配電開発プログラムのため、金利がレファレンスレート + Varスプレッドの500,000,000米ドルのクレジット・ファシリティを取得した。このクレジット・ファシリティは2036年3月15日に満期を迎える。2018年、2017年及び2016年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ337,573,154米ドル（4,888,397百万ルピア相当）、107,650,000米ドル（1,458,442百万ルピア相当）及びゼロである。

### 韓国輸出入銀行（以下「KEXIM」という。）、チェコ共和国輸出保証・保険公社（以下「EGAP」という。）及びイタリア外国貿易保険株式会社（以下「SACE」という。）

2016年6月24日、当公社は、PLTGU Gratiの資金調達のため、36,000,000米ドル、35,000,000米ドル、17,013,000米ドル及び40,376,160ユーロのクレジット・ファシリティを取得した。年利率は、6か月LIBOR + 2.35%、6か月LIBOR + 0.98%、6か月LIBOR + 0.98%及び1.09%である。このクレジット・ファシリティは2031年1月24日に満期を迎える。2018年、2017年及び2016年12月31日現在、元本返済はない。2018年、2017年及び2016年12月31日現在のKEXIM、EGAP及びSACEからの同ファシリティの残高は、それぞれ、32,145,544米ドル（465,500百万ルピアに相当）及び31,168,137米ドル（451,345百万ルピア相当）、14,410,354米ドル（208,676百万ルピア相当）、36,593,855ユーロ（605,987百万ルピア相当）、ゼロ及びゼロであった。

## イスラム開発銀行

2017年1月10日、当社は、送電網増強プロジェクト（Power Grid Enhancement Project）の資金調達のため、利息が6か月LIBOR+1.3%の330,000,000米ドルのクレジット・ファシリティを取得した。このクレジット・ファシリティは2033年8月6日に満期を迎える。2018年12月31日及び2017年12月31日現在、元本返済はない。2018年及び2017年12月31日現在で、同ファシリティの残高はそれぞれ、19,987,032米ドル（288,129百万ルピア相当）及びゼロであった。

## 三井住友銀行

2017年3月30日、当社は、PLTA Jatigedeの資金調達のため、利息が6か月LIBOR+1.43%の73,324,250米ドルのに対するクレジット・ファシリティを取得した。このクレジット・ファシリティは2031年3月30日に満期を迎える。2018年及び2017年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ、24,441,729米ドル（353,940百万ルピア相当）及び10,323,880米ドル（139,868百万ルピア相当）であった。

2018年8月1日、当社は、938,285,680米ドルのタームローン・オフショア・ファシリティ及び261,714,320米ドルのタームローン・オンショア・ファシリティを取得した。利息は、それぞれLIBOR+0.92%及びLIBOR+1.02%である。これらのクレジット・ファシリティは、2023年8月1日に満期を迎える。2018年11月9日、同ファシリティのオフショア部分が1,022,071,430米ドルに、オンショア部分が297,928,570米ドルに変更された。2018年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ1,012,071,430米ドル（14,655,806百万ルピア相当）及び307,928,570米ドル（4,459,114百万ルピア相当）であった。

2018年8月1日、当社は、209,571,420米ドルのリボルビング・ローン・オフショア・ファシリティ及び90,428,580米ドルのリボルビング・ローン・オンショア・ファシリティを取得した。利息は、それぞれLIBOR+0.75%及びLIBOR+0.85%である。これらのクレジット・ファシリティは、2021年8月1日に満期を迎える。2018年11月9日、同ファシリティのオフショア部分が205,500,000米ドルに、オンショア部分が94,500,000米ドルに変更された。2018年12月31日現在の同ファシリティの残高は、それぞれ205,500,000米ドル（2,975,846百万ルピア相当）及び94,500,000米ドル（1,368,455百万ルピア相当）であった。

## クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク・パリ（Credit Agricole CIB PARIS）

2017年11月8日、当社は、PLTGU Muara Tawarの資金調達のため、年利率LIBOR+0.98%の280,000,000米ドルのクレジット・ファシリティを取得した。このクレジット・ファシリティは2032年5月8日に満期を迎える。2018年及び2017年12月31日現在の同ファシリティの残高はそれぞれ、14,383,463米ドル（208,287百万ルピア相当）及びゼロである。

ADB、SCB、EDC、HEXIM、KfW、EGAP、SACE、みずほ銀行及びKEXIMとのいくつかのローン契約は、当社が誓約条項、特に自己資本比率、デット・サービス・カバレッジ・レシオ、負債資本比率及び連結インタレスト・カバレッジ・レシオに従うべきであることを規定している。

ADB、IBRD及びBRIから受け取ったいくつかの直接融資は、2015年PMK第189号に従って政府が提供する外国保証である。

当社は、銀行借入金の元本及び利息を、支払スケジュールに従って、銀行ローン契約で定められた制限を遵守して支払った。

[次へ](#)

## 28. 債券、スクーク・イジャラ及びKIK-EBA ( *Kredit Investasi Kolektif - Efek Beragun Aset* ) 借入金

### a. 債券及びスクーク・イジャラ

|                                                        | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|--------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ルピア債及びスクーク・イジャラ                                        |                 |                 |                 |
| Shelf Registration Bonds III PLN<br>II Year 2018       | 832,000         | -               | -               |
| Shelf Registration Sukuk Ijara<br>III PLN II Year 2018 | 224,000         | -               | -               |
| ルピア債及びSukuk Ijara                                      |                 |                 |                 |
| Shelf Registration Bonds III PLN<br>I Year 2018        | 1,278,500       | -               | -               |
| Shelf Registration Sukuk Ijara<br>III PLN I Year 2018  | 750,000         | -               | -               |
| Shelf Registration Bonds II PLN<br>III Year 2018       | 2,535,000       | -               | -               |
| Shelf Registration Sukuk Ijara II<br>PLN III Year 2018 | 698,500         | -               | -               |
| ルピア債及びスクーク・イジャラ                                        |                 |                 |                 |
| Sustainable Bonds II PLN II Year<br>2017               | 2,545,500       | 2,545,500       | -               |
| Sustainable Sukuk Ijara II PLN II<br>Year 2017         | 694,500         | 694,500         | -               |
| Sustainable Bonds II PLN I Year<br>2017                | 1,600,000       | 1,600,000       | -               |
| Sustainable Sukuk Ijara II PLN I<br>Year 2017          | 400,000         | 400,000         | -               |
| Sustainable Bonds I PLN II Year<br>2013                | 651,000         | 1,244,000       | 1,244,000       |
| Sustainable Sukuk Ijara I PLN II<br>Year 2013          | 108,000         | 429,000         | 429,000         |
| Sustainable Bonds I PLN I Year<br>2013                 | 879,000         | 879,000         | 879,000         |
| Sustainable Sukuk Ijara I PLN I<br>Year 2013           | 121,000         | 121,000         | 121,000         |
| PLN XII Bonds Year 2010                                | 1,855,000       | 1,855,000       | 1,855,000       |
| Sukuk Ijara PLN V Year 2010                            | 340,000         | 340,000         | 340,000         |
| PLN XI Bonds Year 2010                                 | 1,783,000       | 1,783,000       | 2,703,000       |
| Sukuk Ijara PLN IV Year 2010                           | 167,000         | 167,000         | 297,000         |
| PLN IX Bonds Year 2007                                 | 1,200,000       | 1,200,000       | 2,700,000       |
| Sukuk Ijara PLN II Year 2007                           | -               | -               | 300,000         |
| PLN VIII Bonds Year 2006                               | 865,000         | 865,000         | 865,000         |
| グローバル・ミディアム・ターム<br>ノート - 米ドル                           |                 |                 |                 |
| 2018年発行                                                | 43,443,000      | -               | -               |

|         |            |            |            |
|---------|------------|------------|------------|
| 2017年発行 | 28,962,000 | 27,096,000 | -          |
| 2012年発行 | 14,481,000 | 13,548,000 | 13,436,000 |
| 2011年発行 | 14,481,000 | 13,548,000 | 13,436,000 |

## グローバル・メディアム・ターム

## ノート - ユーロ

|         |           |   |   |
|---------|-----------|---|---|
| 2018年発行 | 8,279,900 | - | - |
|---------|-----------|---|---|

## 保証付ノート - 米ドル

|         |           |            |            |
|---------|-----------|------------|------------|
| 2009年発行 | 7,009,919 | 27,096,000 | 26,872,000 |
| 2007年発行 | 4,175,046 | 6,774,000  | 13,436,000 |

|           |                    |                    |                   |
|-----------|--------------------|--------------------|-------------------|
| <b>小計</b> | <b>140,358,865</b> | <b>102,185,000</b> | <b>78,913,000</b> |
|-----------|--------------------|--------------------|-------------------|

|          |             |           |           |
|----------|-------------|-----------|-----------|
| 未償却負債発行費 | (6,556,432) | (830,640) | (520,317) |
|----------|-------------|-----------|-----------|

|           |                    |                    |                   |
|-----------|--------------------|--------------------|-------------------|
| <b>合計</b> | <b>133,802,433</b> | <b>101,354,360</b> | <b>78,392,683</b> |
|-----------|--------------------|--------------------|-------------------|

## 連結財政状態計算書に表示

|           |                    |                    |                   |
|-----------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 流動負債      | 2,120,612          | 914,000            | 9,568,000         |
| 固定負債      | 131,681,821        | 100,440,360        | 68,824,683        |
| <b>合計</b> | <b>133,802,433</b> | <b>101,354,360</b> | <b>78,392,683</b> |

債券は額面価額で発行され、ルピア建てである。その詳細は下記のとおりである。

|                                               | 元本（百万ルピア） | 満期日         | 年間利率 ＊） |
|-----------------------------------------------|-----------|-------------|---------|
| Shelf Registration Bonds III PLN II Year 2018 |           |             |         |
| シリーズA                                         | 210,000   | 2023年10月10日 | 8.65%   |
| シリーズB                                         | 483,000   | 2025年10月10日 | 9.00%   |
| シリーズC                                         | 78,000    | 2028年10月10日 | 9.10%   |
| シリーズD                                         | 15,000    | 2033年10月10日 | 9.30%   |
| シリーズE                                         | 46,000    | 2038年10月10日 | 9.65%   |

## Shelf Registration Sukuk Ijarah III PLN II Year 2018

|       |         |             |            |
|-------|---------|-------------|------------|
| シリーズA | 114,000 | 2023年10月10日 | 9,861百万ルピア |
| シリーズB | 45,000  | 2025年10月10日 | 4,050百万ルピア |
| シリーズC | 15,000  | 2028年10月10日 | 1,365百万ルピア |
| シリーズD | 50,000  | 2038年10月10日 | 4,825百万ルピア |

## Shelf Registration Bonds III PLN I Year 2018

|       |         |              |       |
|-------|---------|--------------|-------|
| シリーズA | 78,500  | 2023年 7 月10日 | 7.80% |
| シリーズB | 442,000 | 2025年 7 月10日 | 8.35% |
| シリーズC | 138,000 | 2028年 7 月10日 | 8.40% |
| シリーズD | 281,000 | 2033年 7 月10日 | 8.90% |
| シリーズE | 339,000 | 2038年 7 月10日 | 9.00% |

Shelf Registration Sukuk Ijarah III PLN I  
Year 2018

|       |         |              |             |
|-------|---------|--------------|-------------|
| シリーズA | 127,000 | 2023年 7 月10日 | 9,906百万ルピア  |
| シリーズB | 150,000 | 2025年 7 月10日 | 12,525百万ルピア |
| シリーズC | 258,000 | 2028年 7 月10日 | 21,672百万ルピア |
| シリーズD | 105,000 | 2033年 7 月10日 | 9,345百万ルピア  |
| シリーズE | 110,000 | 2038年 7 月10日 | 9,900百万ルピア  |

Shelf Registration Bonds II PLN III Year  
2018

|       |           |              |       |
|-------|-----------|--------------|-------|
| シリーズA | 457,000   | 2023年 2 月22日 | 6,50% |
| シリーズB | 10,000    | 2025年 2 月22日 | 6,80% |
| シリーズC | 341,000   | 2028年 2 月22日 | 7,25% |
| シリーズD | 362,000   | 2033年 2 月22日 | 8,20% |
| シリーズE | 1,365,000 | 2038年 2 月22日 | 8,75% |

Shelf Registration Sukuk Ijarah II PLN III  
Year 2018

|       |         |              |             |
|-------|---------|--------------|-------------|
| シリーズA | 104,000 | 2023年 2 月22日 | 6,760百万ルピア  |
| シリーズB | 88,000  | 2028年 2 月22日 | 6,380百万ルピア  |
| シリーズC | 57,500  | 2033年 2 月22日 | 4,715百万ルピア  |
| シリーズD | 449,000 | 2038年 2 月22日 | 39,287百万ルピア |

Shelf Registration Bonds II PLN II Year  
2017

|       |           |              |       |
|-------|-----------|--------------|-------|
| シリーズA | 451,500   | 2022年11月 3 日 | 7.20% |
| シリーズB | 201,000   | 2024年11月 3 日 | 7.50% |
| シリーズC | 800,000   | 2027年11月 3 日 | 8.20% |
| シリーズD | 1,093,000 | 2032年11月 3 日 | 8.70% |

Shelf Registration Sukuk Ijara II PLN II  
Year 2017

|       |         |              |             |
|-------|---------|--------------|-------------|
| シリーズA | 83,500  | 2022年11月 3 日 | 6,012百万ルピア  |
| シリーズB | 121,000 | 2027年11月 3 日 | 9,922百万ルピア  |
| シリーズC | 490,000 | 2032年11月 3 日 | 42,630百万ルピア |

Shelf Registration Bonds II PLN I Year  
2017

|       |           |              |       |
|-------|-----------|--------------|-------|
| シリーズA | 214,000   | 2022年 7 月11日 | 7.70% |
| シリーズB | 169,000   | 2024年 7 月11日 | 8.10% |
| シリーズC | 1,217,000 | 2027年 7 月11日 | 8.50% |

Shelf Registration Sukuk Ijara II PLN I  
Year 2017

|       |         |              |             |
|-------|---------|--------------|-------------|
| シリーズA | 186,000 | 2022年 7 月11日 | 14,322百万ルピア |
| シリーズB | 214,000 | 2027年 7 月11日 | 18,190百万ルピア |

Shelf Registration Bonds I PLN II Year  
2013

|                                                      |                   |               |             |
|------------------------------------------------------|-------------------|---------------|-------------|
| シリーズB                                                | 651,000           | 2023年12月10日   | 9.60%       |
| Shelf Registration Sukuk Ijara I PLN II<br>Year 2013 |                   |               |             |
| シリーズB                                                | 108,000           | 2023年12月10日   | 10,368百万ルピア |
| Shelf Registration Bonds I PLN I Year 2013           |                   |               |             |
| シリーズA                                                | 182,000           | 2020年 7 月 5 日 | 8.00%       |
| シリーズB                                                | 697,000           | 2023年 7 月 5 日 | 8.25%       |
| Shelf Registration Sukuk Ijara I PLN I<br>Year 2013  |                   |               |             |
|                                                      | 121,000           | 2020年 7 月 5 日 | 9,680百万ルピア  |
| PLN XII Bonds Year 2010                              |                   |               |             |
| シリーズB                                                | 1,855,000         | 2022年 7 月 8 日 | 10.40%      |
| Sukuk Ijara PLN V Year 2010                          |                   |               |             |
| シリーズB                                                | 340,000           | 2022年 7 月 8 日 | 35,360百万ルピア |
| PLN XI Bonds Year 2010                               |                   |               |             |
| シリーズB                                                | 1,783,000         | 2020年 1 月12日  | 12.55%      |
| Sukuk Ijara PLN IV Year 2010                         |                   |               |             |
| シリーズB                                                | 167,000           | 2020年 1 月12日  | 20,958百万ルピア |
| PLN IX Bonds Year 2007                               |                   |               |             |
| シリーズB                                                | 1,200,000         | 2022年 7 月10日  | 10.90%      |
| PLN VIII Bonds Year 2006                             |                   |               |             |
| シリーズB                                                | 865,000           | 2021年 6 月21日  | 13.75%      |
| <b>合計</b>                                            | <b>19,527,000</b> |               |             |

\* ) 年間イジャラ費用の総額をルピアで表示する

#### Shelf Registration Bonds III PLN II Year 2018

2018年10月10日、当社は、総額面価格832,000百万ルピアでShelf Registration Bonds III PLN phase II Year 2018を発行した。これは、シリーズA、シリーズB、シリーズC、シリーズD及びシリーズE債券で構成されており、バンク・タブンガン・ネガラ（PT Bank Tabungan Negara (Persero) Tbk）を受託者としている。利息は、2019年 1 月10日から債券の満期日までの期間を四半期ベースとする。

#### Shelf Registration Sukuk Ijara III PLN II Year 2018

Shelf Registration Bonds III PLN phase II Year 2018の発行と同時に、当社は、総額面価格224,000百万ルピアでShelf Registration Sukuk Ijara III PLN phase II Year 2018を発行した。これは、シリーズA、シリーズB、シリーズC及びシリーズD債券で構成されており、バンク・タブンガン・ネガラを受託者としている。シリーズAの年間イジャラ費用の総額は9,861百万ルピア、シリーズBは4,050百万ルピア、シリーズCは1,365百万ルピア、シリーズDは4,825百万ルピアである。2019年 1 月10日からスクーク・イジャラの満期日までに四半期ごとに支払われる。

#### Shelf Registration Bonds III PLN I Year 2018

2018年7月10日、当社は、総額面価格1,278,500百万ルピアでShelf Registration Bonds III PLN phase I Year 2018を発行した。これは、シリーズA、シリーズB、シリーズC、シリーズD及びシリーズE債券で構成されており、バンク・タブンガン・ネガラを受託者としている。利息は、2018年10月10日から債券の満期日までの期間を四半期ごとに支払われる。

#### Shelf Registration Sukuk Ijara III PLN I Year 2018

Shelf Registration Bonds III PLN phase I Year 2018の発行と同時に、当社は、総額面価格750,000百万ルピアでShelf Registration Sukuk Ijara III PLN phase I year 2018を発行した。これは、シリーズA、シリーズB、シリーズC、シリーズD及びシリーズE債券で構成されており、バンク・タブンガン・ネガラを受託者としている。

シリーズAの年間イジャラ費用の総額は9,906百万ルピア、シリーズBは12,525百万ルピア、シリーズCは21,672百万ルピア、シリーズDは9,345百万ルピア、シリーズEは9,900百万ルピアである。2018年10月10日からスクーク・イジャラの満期日までに四半期ごとに支払われる。

#### Shelf Registration Bonds II PLN III Year 2018

2018年2月23日、当社は、総額面価格2,535,500百万ルピアでShelf Registration Bonds II PLN phase III Year 2018を発行した。これは、シリーズA、シリーズB、シリーズC、シリーズD及びシリーズE債券で構成されており、バンク・タブンガン・ネガラを受託者としている。利息は、2018年5月22日から債券の満期日まで四半期ごとに支払われる。

#### Shelf Registration Sukuk Ijara II PLN III Year 2018

Shelf Registration Bonds II PLN phase III Year 2018の発行と同時に、当社は、総額面価格698,500百万ルピアでShelf Registration Sukuk Ijara II PLN phase III Year 2018を発行した。これは、シリーズA、シリーズB、シリーズC及びシリーズD債券で構成されており、バンク・タブンガン・ネガラを受託者としている。シリーズAの年間イジャラ費用の総額は6,760百万ルピア、シリーズBは6,380百万ルピア、シリーズCは4,715百万ルピア、シリーズDは39,827百万ルピアである。2018年5月22日からスクーク・イジャラの満期日までに四半期ごとに支払われる。

#### Shelf Registration Bonds II PLN II Year 2017

2017年11月3日、当社は、総額面価格2,545,500百万ルピアでShelf Registration Bonds II PLN II year 2017を発行した。これは、シリーズA、シリーズB、シリーズC及びシリーズD債券で構成されており、バンク・タブンガン・ネガラを受託者としている。利息は、2018年2月3日から債券の満期日までの期間を四半期ベースとする。

#### Shelf Registration Sukuk Ijara II PLN II Year 2017

Shelf Registration Bonds II PLN II Year 2017の発行と同時に、当社は、総額面価格694,500百万ルピアでSustainable Sukuk Ijara II PLN II Year 2017を発行した。これは、シリーズA、シリーズB及びシリーズC債券で構成されており、バンク・タブンガン・ネガラを受託者としている。シリーズAの年間イジャラ費用の総額は6,012百万ルピア、シリーズBは9,922百万ルピア、シリーズCは42,630百万ルピアである。2018年2月3日からスクーク・イジャラの満期日までに四半期ごとに支払われる。

#### Shelf Registration II PLN I Year 2017

2017年7月12日、当社は、総額面価格1,600,000百万ルピアでShelf Registration Bonds II PLN I Year 2017を発行した。これは、シリーズA、シリーズB及びシリーズC債券で構成されており、バンク・タブンガン・ネガラを受託者としている。利息は、2017年10月11日から債券の満期日までの期間を四半期ごとに支払われる。

#### Shelf Registration Sukuk Ijara II PLN I Year 2017

Shelf Registration Bonds II PLN I Year 2017の発行と同時に、当社は、総額面価格400,000百万ルピアでSustainable Sukuk Ijara II PLN I Year 2017を発行した。これは、シリーズA及びシリーズB債券で構成されており、バンク・タブンガン・ネガラを受託者としている。シリーズAの年間イジャラ費用の総額は14,322百万ルピア、シリーズBは18,190百万ルピアである。2017年10月11日からスクーク・イジャラの満期日までに四半期ごとに支払われる。

#### Shelf Registration Bonds I PLN II Year 2013

2013年12月10日、当社は、総額面価格1,244,000百万ルピアでShelf Registration Bonds I PLN II Year 2013を発行した。これは、シリーズA及びシリーズB債券で構成されており、PT バンク・ペルマータ Tbk (PT Bank Permata Tbk) を受託者としている。利息は、2014年3月10日から債券の満期日までの期間を四半期ごとに支払われる。シリーズA債券593,000百万ルピアは2018年に全額返済済みである。

#### Shelf Registration Sukuk Ijara I PLN II Year 2013

Shelf Registration Bonds I PLN II Year 2013の発行と同時に、当社は、総額面価格429,000百万ルピアでSustainable Sukuk Ijara I PLN II Year 2013を発行した。これは、シリーズA及びシリーズB債券で構成されており、PT バンク・ペルマータ Tbkを受託者としている。シリーズAの年間イジャラ費用の総額は28,890百万ルピア、シリーズBは10,368百万ルピアである。2014年3月10日からSuk Ijaraの満期日までに四半期ごとに支払われる。シリーズA sukuk ijara 321,000百万ルピアは2018年に全額返済済みである。

#### Shelf Registration Bonds I PLN I Year 2013

2013年7月5日、当社は、総額面価格879,000百万ルピアでShelf Registration Bonds I PLN I Year 2013を発行した。これは、シリーズA及びシリーズB債券で構成されており、PT バンク・ペルマータ Tbkを受託者としている。利息は、2013年10月5日から債券の満期日までの期間を四半期ごとに支払われる。

#### Shelf Registration Sukuk Ijara I PLN I Year 2013

Sustainable Bonds I PLN I Year 2013の発行と同時に、当社は、総額面価格121,000百万ルピアでSustainable Sukuk Ijara I PLN I Year 2013を発行した。PT バンク・ペルマータ Tbkを受託者としている。年間イジャラ費用の総額は9,680百万ルピアであり、2013年10月5日からSuk Ijaraの満期日までに四半期ごとに支払われる。

#### PLN XII Bonds Year 2010

2010年7月8日、当社は、総額面価格2,500,000百万ルピアでPLN XII Bonds Year 2010を発行した。これは、シリーズA及びシリーズB債券で構成されており、CIMBニアガ銀行を受託者としている。利息は、2010年10月8日から債券の満期日までの期間を四半期ごとに支払われる。シリーズA債券645,000百万ルピアは2015年に全額返済済みである。

2018年3月27日、受託者代理はバンク・タブンガン・ネガラに変更された。ジャカルタの公証人Dr. Isyana Wisnuwardhani Sadjarwo, S.H., M.H.の公正証書第19号に記載されているとおり、2010年PLN XII 債券に係る債権者集会議事録に従う。

#### Sukuk Ijara PLN V Year 2010

PLN XII Bonds Year 2010の発行と同時に、当社は、総額面価格500,000百万ルピアでスクーク・イジャラ PLN V Year 2010を発行した。これは、シリーズA及びシリーズB債券で構成されており、CIMBニアガ銀行を受託者としている。シリーズAの年間イジャラ費用の総額は15,520百万ルピア、シリーズBは35,360百万ルピアである。2010年10月8日からSuk Ijaraの満期日までに四半期ごとに支払われる。シリーズA スクーク・イジャラ 160,000百万ルピアは2015年に全額返済済みである。

2018年3月28日、受託者代理はバンク・タブンガン・ネガラに変更された。ジャカルタの公証人Dr. Isyana Wisnuwardhani Sadjarwo, S.H., M.H.の公正証書第20号に記載されているとおり、スクーク・イジャラ PLN V Year 2010に係る債権者集会議事録に従う。

#### PLN XI Bonds Year 2010

2010年1月12日、当社は、総額面価格2,703,000百万ルピアでPLN XI Bonds Year 2010を発行した。これは、シリーズA及びシリーズB債券で構成されており、CIMBニアガ銀行を受託者としている。

利息は、2010年4月12日から債券の満期日までの期間を四半期ごとに支払われる。シリーズA債券920,000百万ルピアは2017年に全額返済済みである。

2018年4月17日、受託者代理はバンク・タブンガン・ネガラに変更された。ジャカルタの公証人Dr. Isyana Wisnuwardhani Sadjarwo, S.H., M.H.の公正証書第7号に記載されているとおり、2007年PLN XI債券に係る債権者集会議事録に従う。

#### Sukuk Ijara PLN IV Year 2010

PLN XI Bonds Year 2010の発行と同時に、当社は、総額面価格297,000百万ルピアでSukuk Ijara PLN IV Year 2010を発行した。これは、シリーズA及びシリーズB債券で構成されており、CIMBニアガ銀行を受託者としている。シリーズAの年間イジャラ費用の総額は15,535百万ルピア、シリーズBは20,958百万ルピアである。2010年4月12日からスクーク・イジャラの満期日までに四半期ごとに支払われる。シリーズA Sukuk Ijara 130,000百万ルピアは2017年に全額返済済みである。

2018年3月27日、受託者代理はバンク・タブンガン・ネガラに変更された。ジャカルタの公証人Dr. Isyana Wisnuwardhani Sadjarwo, S.H., M.H.の公正証書第18号に記載されているとおり、Sukuk Ijarah PLN IVに係る債権者集会議事録に従う。

#### PLN IX Bonds Year 2007

2007年7月10日、当社は、総額面価格2,700,000百万ルピアでPLN IX Bonds Year 2007を発行した。これは、シリーズA及びシリーズB債券で構成されており、CIMBニアガ銀行を受託者としている。利息は、2007年10月10日から債券の満期日までの期間を四半期ごとに支払われる。シリーズA債券1,500,000百万ルピアは2017年に全額返済済みである。

2018年3月27日、受託者代理はバンク・タブンガン・ネガラに変更された。ジャカルタの公証人Dr. Isyana Wisnuwardhani Sadjarwo, S.H., M.H.の公正証書第16号に記載されているとおり、2007年PLN IX債券に係る債権者集会議事録に従う。

#### PLN VIII Bonds Year 2006

2006年6月21日、当社は、バンク・メガを受託者として、総額面価格2,200,100でPLN VIII Bonds Year 2006を発行した。利息は、2006年9月21日から債券の満期日までの期間を四半期ごとに支払われる。シリーズA債券1,335,100百万ルピアは2016年に全額返済済みである。

2008年3月18日、PLN VIII Bonds Year 2006の債権者集会議事録に基づき、代理受託者がバンク・タブンガン・ネガラに変更された。これは、ジャカルタの公証人Mrs. Poerbaningsih Adi Warsito, S.H.の公正証書第34号に記載されている。

上記ルピア債券及びスクーク・イジャラ債券の全ての発行に関連して、各受託者契約書には特に下記の事項が規定されている。

- ・ 当社は、発行日から1年後以降、満期日前に一部又は全ての債券を買い戻すことができる。
- ・ 債券は特定の担保ではなく、当社の全ての資産によって担保されており、債券保有者の権利は他の債権者に優先することなく均等である。
- ・ 当社は、(a) 当社の資産を担保に供すること、(b) 保証人としての役割を果たすこと、(c) 当社を解散させるような合併、統合又は買収を行うこと、(e) 当社の有形固定資産を譲渡すること、又は当社の有形固定資産の他者への譲渡を許可すること、(f) より格付けの高い債

券を発行すること及び（g）事業活動を変更し、当公社の引受済かつ払込済の授權資本について、受託者の書面による承認を必要とする誓約により制限されている。

また、当公社は、（a）総資産に対する金融負債総額の比率が80%を超えないこと、（b）PLN XII Bonds Year 2010及びSukuk Ijara V Year 2010、PLN XI Bonds Year 2010及びSukuk Ijara IV Year 2010を除き、利払・税引・償還前利益（EBITDA）と支払利息の比率が2：1以上、PLN XII Bonds Year 2010及びSukuk Ijara V Year 2010、PLN XI Bonds Year 2010及びSukuk Ijara IV Year 2010については1.5：1以上、並びに（c）PLN XII Bonds Year 2010及びSukuk Ijara V Year 2010、PLN XI Bonds Year 2010及びSukuk Ijara PLN IV Year 2010、PLN IX Bonds Year 2007及びSukuk Ijara PLN II Year 2007について、特定の担保（ツー・ステップ・ローン並びに政府及びノンバンク政府系金融機関借入金除く）によって担保されていない有利子負債に対する発電所及び送配電施設の比率を150%以上に維持すること、並びにPLN XII Bonds Year 2010及びSukuk Ijara V Year 2010、PLN XI Bonds Year 2010及びSukuk Ijara PLN IV Year 2010及びPLN IX Bonds Year 2007及びSukuk Ijara PLN II Year 2007について、特定の担保（ツー・ステップ・ローン、直接融資、グローバル債並びに政府及びノンバンク政府系金融機関借入金を除く）によって担保されていない有利子負債に対する発電所及び送配電施設の比率を125%とすることが求められている。

- ・ 当公社は、当該債券に減債基金を設ける必要はない。

Sustainable Bonds II PLN II Year 2017及びSustainable Sukuk Ijara II PLN II Year 2017の発行による収益は、発電所、送電及び配電建設プロジェクトの資金に充てられた。Sustainable Bonds II PLN I Year 2017及びSustainable Sukuk Ijara II PLN I Year 2017、Sustainable Bonds I PLN II Year 2013及びSustainable Sukuk Ijara I PLN II Year 2013、Sustainable Bonds I PLN I Year 2013及びSustainable Sukuk Ijara I PLN I Year 2013、PLN XII Bonds Year 2010及びSukuk Ijara V Year 2010、PLN XI Bonds Year 2010及びSukuk Ijara IV Year 2010は、送配電建設プロジェクトの資金に使用された。

Bonds PLN IX、Bonds PLN VIII及びSukuk Ijara PLN IIが運転資本として使用された。

当公社は、当該債券及びスクーク・イジャラの代理受託者との契約に定める制限に従っている。

当公社が保有する全ての発行済債券及び一括登録債券の格付内容は下記のとおりである。

|                                                        | 2018年度    |                               |
|--------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------|
|                                                        | 格付        | 格付機関                          |
| <b>債券</b>                                              |           |                               |
| 2006年                                                  | idAAA     | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| 2007年                                                  | idAAA     | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| 2010年                                                  | idAAA     | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| 2010年                                                  | idAAA     | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| Shelf Registration Bonds I PLN Phase I Year 2013       | idAAA     | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| Shelf Registration Bonds I PLN Phase II Year 2013      | idAAA     | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| Shelf Registration Bonds II PLN Phase I Year 2017      | idAAA     | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| Shelf Registration Bonds II PLN Phase II Year 2017     | idAAA     | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| Shelf Registration Bonds II PLN Phase III Year 2018    | idAAA     | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| Shelf Registration Bonds III PLN Phase I Year 2018     | idAAA     | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| Shelf Registration Bonds III PLN Phase II Year 2018    | idAAA     | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| <b>スクーク・イジャラ</b>                                       |           |                               |
| 2010年                                                  | idAAA(sy) | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| 2010年                                                  | idAAA(sy) | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| Shelf Registration Sukuk Ijara I PLN Phase I Year 2013 | idAAA(sy) | PT Pemeringkat Efek Indonesia |

|                                                           |           |                               |
|-----------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------|
| Shelf Registration Sukuk Ijara I PLN Phase II Year 2013   | idAAA(sy) | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| Shelf Registration Sukuk Ijara II PLN Phase I Year 2017   | idAAA(sy) | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| Shelf Registration Sukuk Ijara II PLN Phase II Year 2017  | idAAA(sy) | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| Shelf Registration Sukuk Ijara II PLN Phase III Year 2018 | idAAA(sy) | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| Shelf Registration Sukuk Ijara III PLN Phase I Year 2018  | idAAA(sy) | PT Pemeringkat Efek Indonesia |
| Shelf Registration Sukuk Ijara III PLN Phase II Year 2018 | idAAA(sy) | PT Pemeringkat Efek Indonesia |

## グローバル・ミディアム・ターム・ノート及び保証付ノート

グローバル・ミディアム・ターム・ノート及び保証付ノートの詳細は下記のとおりである。

| 元本 * ) 米ドル              | 発行価格<br>%     | 満期日    | 利息<br>%       |       |
|-------------------------|---------------|--------|---------------|-------|
| グローバル・メディア<br>ム・ターム・ノート |               |        |               |       |
| 2018年発行                 |               |        |               |       |
| 2028年満期                 | 1,000,000,000 | 99.62% | 2028年 5 月21日  | 5.45% |
| 2029年満期                 | 500,000,000   | 99.00% | 2029年10月25日   | 5.38% |
| 2048年満期                 | 1,000,000,000 | 99.32% | 2048年 5 月21日  | 6.15% |
| 2049年満期                 | 500,000,000   | 99.29% | 2049年10月25日   | 6.25% |
| 小計                      | 3,000,000,000 |        |               |       |
| 2017年発行                 |               |        |               |       |
| 2027年満期                 | 1,500,000,000 | 98.99% | 2027年 5 月15日  | 4.13% |
| 2047年満期                 | 500,000,000   | 98.51% | 2047年 5 月15日  | 5.25% |
| 小計                      | 2,000,000,000 |        |               |       |
| 2012年発行                 |               |        |               |       |
| 2042年満期                 | 1,000,000,000 | 98.51% | 2042年10月24日   | 5.25% |
| 2011年発行                 |               |        |               |       |
| 2021年満期                 | 1,000,000,000 | 99.05% | 2021年11月22日   | 5.50% |
| 保証付ノート                  |               |        |               |       |
| 2009年発行                 |               |        |               |       |
| 2020年満期                 | 337,636,000   | 99.15% | 2020年 1 月20日  | 7.75% |
| 2019年満期                 | 146,441,000   | 99.15% | 2019年 8 月 7 日 | 8.00% |
| 小計                      | 484,077,000   |        |               |       |
| 2007年発行                 |               |        |               |       |
| 2037年満期                 | 288,312,000   | 98.59% | 2037年 6 月29日  | 7.87% |
| 合計                      | 7,772,389,000 |        |               |       |

|                     | 元本 *) ユーロ   | 発行価格<br>% | 満期日         | 利息<br>% |
|---------------------|-------------|-----------|-------------|---------|
| グローバル・メディアム・ターム・ノート |             |           |             |         |
| 2018年発行             |             |           |             |         |
| 2025年満期             | 500,000,000 | 99.22%    | 2025年10月25日 | 2.88%   |

\*) 総額

## グローバル・ミディアム・ターム・ノート

2018年10月25日、当社は、ドイツ銀行トラスト・カンパニー・アメリカズ（Deutsche Bank Trust Company Americas）を受託者とするグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、総額1,000,000,000米ドル及び500,000,000ユーロのグローバル・ミディアム・ターム・ノートを発行した。利息は、2019年4月25日からグローバル・ミディアム・ターム・ノートの満期日まで、半年ごとに支払われる。

## **2018年発行**

2018年5月21日、当社は、ドイツ銀行トラスト・カンパニー・アメリカズを受託者とするグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、総額2,000,000,000米ドルのグローバル・ミディアム・ターム・ノートを発行した。利息は、2018年11月21日からグローバル・ミディアム・ターム・ノートの満期日まで、半年ごとに支払われる。

当社は、2018年5月21日付ノートの発行に伴い、2009年及び2007年に発行した債券の「保証付ノート」の買戻部分について、繰上返済した。繰上返済額は1,727,611,000米ドルであり、2009年に発行され2020年及び2019年に満期を迎える保証付ノート、2007年に発行され2037年に満期を迎える保証付ノートで構成され、繰上返済額の元本額はそれぞれ912,364,000米ドル、603,559,000米ドル及び211,688,000米ドルであった。したがって、2018年12月31日現在で、2009年及び2007年に発行された保証付ノートの元本額は772,389,000米ドルであり、2009年に発行され、2020年及び2019年に満期を迎える予定の保証付ノートの残額が337,636,000米ドル及び146,441,000米ドルであり、2007年に発行された保証付ノートの残額は288,312,000米ドルで構成される。

経営陣は、2009年及び2007年に発行された保証付ノートの返済の繰上げは取引の大幅な変更であり、当社は、ノートの発行を新規債務として認識し、当期に194,087,599米ドルの新規ノート発行益を計上している。

## **2017年発行**

2017年5月15日、当社は、ドイツ銀行トラスト・カンパニー・アメリカズを受託者とするグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、総額2,000,000,000米ドルのグローバル・ミディアム・ターム・ノートを発行した。利息は、2017年11月15日からグローバル・ミディアム・ターム・ノートの満期日まで、半年ごとに支払われる。

## **2012年発行**

2012年10月24日、当社は、ドイツ銀行トラスト・カンパニー・アメリカズを受託者とするグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、総額1,000,000,000米ドルのグローバル・ミディアム・ターム・ノートを発行した。利息は、2013年4月24日からグローバル・ミディアム・ターム・ノートの満期日まで、半年ごとに支払われる。

## **2011年発行**

2011年11月22日、当社は、ドイツ銀行トラスト・カンパニー・アメリカズを受託者とするグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、総額1,000,000,000米ドルのグローバル・ミディアム・ターム・ノートを発行した。利息は、2012年5月22日からグローバル・ミディアム・ターム・ノートの満期日まで、半年ごとに支払われる。

## **保証付ノート**

### **2009年発行**

2009年11月6日、オランダに本社を置くMHIは、ドイツ銀行トラスト・カンパニー・アメリカズを受託者として、1,250,000,000米ドルの保証付ノートを発行した。利息は、2010年1月20日から保証付ノートの満期日まで、半年ごとに支払われる。2018年5月21日、当社は912,364,000米ドルの一部繰上返済を行った。この結果、保証付ノートの残高は337,636,000米ドルとなった。

2009年8月7日、MHIは、ドイツ銀行トラスト・カンパニー・アメリカズを受託者として、750,000,000米ドルの保証付ノートを発行した。利息は、2010年2月8日から保証付ノートの満期日まで、半年ごとに支払われる。2018年5月21日、当社は603,559,000米ドルの一部繰上返済を行った。この結果、保証付ノート残高は146,441,000米ドルとなった。

## 2007年発行

2007年6月28日、MHは、ドイツ銀行トラスト・カンパニー・アメリカズを受託者として、1,000,000,000米ドルの保証付ノートを発行した。利息は、2007年12月28日から2017年6月28日までの半年ごとに支払われる。2017年6月、保証付ノートトランシェAは完済された。2018年5月21日、当公社は211,688,000米ドルの一部繰上返済を行った。この結果、保証付ノートの残高は288,312,000米ドルとなった。

本権証書には、下記のように規定されている。

- ・ 政府が、直接的か間接的かを問わず、当公社の議決権株式又は（もし発行されている場合）Class A *Dwiwarna Share*の50%を超える保有を停止する事態及び格付けが下がる事態（支配権の変更トリガー事由）の発生後から30日以内に、MHは、再購入日まで元本額と未収利息（もしあれば）の101%に相当する購入額の全ての未払い保証付ノートを再購入するオファーを行う必要が生じる可能性がある。本保証付ノートは、オランダ又はインドネシアの税に影響を及ぼす一定の変更が生じた場合、MHの選択で元本の100%及び未収利息で全額返済される。
- ・ とくに、「比率例外」とともに許可された追加的な債務の発生は許可された債務に対して有効になった後、少なくとも2：1であること、抵当権、配当の支払い、合併、買収及び処分を含む一定の誓約。

当公社及びその子会社は、の代理受託者との契約に定める制限に従っている。

グローバル・ミディアム・ターム・ノート及び保証付ノートの発行益は、電源開発促進プログラム、定期建設及び一般的な事業目的に関連する資本支出の要件に充当された。

### 格付機関

|                            | ムーディーズ・インベスター・サービス・インク | スタンダード&プアーズ | フィッチ |
|----------------------------|------------------------|-------------|------|
| <b>グローバル・ミディアム・ターム・ノート</b> |                        |             |      |
| 2018年発行                    | Baa2                   | -           | BBB  |
| 2017年発行                    | Baa3                   | -           | BBB  |
| 2012年発行                    | Baa2                   | BBB-        | BBB  |
| 2011年発行                    | Baa2                   | BBB-        | BBB  |
| <b>保証付ノート</b>              |                        |             |      |
| 2009年発行                    | Baa2                   | BBB-        | -    |
| 2007年発行                    | Baa2                   | BBB-        | -    |

### b. 集合投資債権 - 資産担保証券（以下「KIK-EBA」という。）

|              | 2018年度<br>百万ルピア  | 2017年度<br>百万ルピア  | 2016年度<br>百万ルピア |
|--------------|------------------|------------------|-----------------|
| 最低支払リース料：    |                  |                  |                 |
| 1年以内         | 909,480          | 909,480          | -               |
| 1年以上         | 2,501,072        | 3,410,552        | -               |
| 最低支払額合計      | 3,410,552        | 4,320,032        | -               |
| 未償却金融費用      | (502,566)        | (781,446)        | -               |
| <b>合計</b>    | <b>2,907,986</b> | <b>3,538,586</b> | <b>-</b>        |
| 連結財政状態計算書に表示 |                  |                  |                 |
| 流動負債         | 686,819          | 630,600          | -               |
| 固定負債         | 2,221,167        | 2,907,986        | -               |
| <b>合計</b>    | <b>2,907,986</b> | <b>3,538,586</b> | <b>-</b>        |

2017年4月25日、PT Danareksa Investment Management（以下「DIM」という。）及びPT バンク・ラヤット・インドネシア（以下「BRI」という。）は、インドネシア電力PLN ダナレスカ集団投資契約資産

担保証券 - 売掛債権（Collective Investment Contract Asset Backed Securities Danareksa of Indonesia Power PLN I - Accounts Receivable）（以下「KIK-DIPP1」という。）の証書に署名した。2017年9月14日まで、数度にわたり契約が変更された。この合意に基づき、DIMが投資マネージャー、BRIが副受託銀行の役割を果たす。

当社は、2017年9月11日、電力購入契約に基づくコンポーネントAの債権譲渡承諾書（以下「PJBTL」という。）に基づき、2017年8月22日に変更され、2017年1月1日より遡及適用されたPJBTL SLAユニット1、2、3、4、5、6及び7のComponent A Suralaya蒸気発電所（以下「SLA」という。）のユニット1、2、3及び4の現金支払債務から生じる債権を子会社であるIPが譲渡することを承認した。KIK-DIPP1の債権は、最大5,000,000百万ルピア、第三者に譲渡された。

2017年9月14日、IPは、DIM及びBRIとの2017年インドネシア電力- PLN I第206.PJ/061/IP号の売掛債権証券化取引に関する契約を締結した。この契約に基づき、IPは、4,932,107百万ルピアの債権を4,000,000百万ルピアの価格で売却することに合意し、拘束されている。

証書（以下「Cessie」という。）契約の署名後も、会社からの売掛債権に対する全ての支払は債権決済を回収するIPによって管理されるが、IPはKIK-DIPP1の代理としての役割を果たす。

2017年9月15日、DIMは、BRIと共同で、KIK-DIPP1の公募を開始し、元本収益率は4,000,000百万ルピア、投資利益は投資価値と利回り8.25%を基準とした定額償却（以下「年金」という。）で決済される。投資の最終決済日は2022年9月19日である。KIK-DIPP1は、PT Pemeringkat Efek Indonesiaの格付けに基づいてidAAA格付けを取得した投資である。

当連結財務書類では、証券化取引による現金収入をKIK-EBA融資として計上された。

KIK-DIPP1に基づき、EBAは、下記の2つのクラスで受託銀行によって発行される。

1. 総額3,688,000百万ルピアのClass A EBAは、金融資産総額の92.20%を占める。Class A EBA保有者は、Class A EBAの主な段階的決済及び投資利益からなる3か月毎の固定キャッシュ・フローを受け取る権利を有する。
2. 金融資産総額の7.80%を名目上の上限とするClass B EBA保有者は、EBA Class Bの元本段階的決済及び投資利益からなる1日毎の変動キャッシュ・フローを受け取る権利を有する。

EBAの支払は全て、証券化されたIPの売掛金に対して当会社からのみ行われる。Class A EBA保有者は、Class B EBA保有者よりも優先して支払われる特権を有する。Class B EBA保有者は、支払ウォーターフォールに従い、Class A EBAを全額支払った後、元本段階的決済及び投資利益を受け取る。

## 29. 購入電力費未払金

この勘定は、IPPとの再交渉により再構築された購入電力費未払金を表している。

債権者別及び支払予定別の内訳は下記のとおりである。

### a. 債権者別

|                       | 2018年度<br>百万ルピア  | 2017年度<br>百万ルピア  | 2016年度<br>百万ルピア  |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|
| PT Paiton Energy      |                  |                  |                  |
| 2018年： 465,344,324米ドル |                  |                  |                  |
| 2017年： 490,296,755米ドル |                  |                  |                  |
| 2016年： 514,079,190米ドル | 6,738,651        | 6,642,540        | 6,907,168        |
| PT Jawa Power         |                  |                  |                  |
| 2018年： 53,288,271米ドル  |                  |                  |                  |
| 2017年： 54,167,514米ドル  |                  |                  |                  |
| 2016年： 54,847,946米ドル  | 771,668          | 733,862          | 736,937          |
| <b>合計</b>             | <b>7,510,319</b> | <b>7,376,402</b> | <b>7,644,105</b> |

|              |                  |                  |                  |
|--------------|------------------|------------------|------------------|
| 1年以内満期到来部分除く | (394,403)        | (349,968)        | (328,683)        |
| <b>長期部分</b>  | <b>7,115,916</b> | <b>7,026,434</b> | <b>7,315,422</b> |

b. 分割払いスケジュールごと、額面価額

|             | 2018年度<br>百万ルピア  | 2017年度<br>百万ルピア  | 2016年度<br>百万ルピア  |
|-------------|------------------|------------------|------------------|
| 未払金：        |                  |                  |                  |
| 1年以内        | 394,403          | 349,968          | 328,683          |
| 2年目         | 416,125          | 368,992          | 347,075          |
| 3年目         | 439,383          | 389,315          | 365,941          |
| 4年目         | 464,343          | 411,073          | 386,096          |
| 5年後         | 5,796,065        | 5,857,054        | 6,216,310        |
| <b>支払総額</b> | <b>7,510,319</b> | <b>7,376,402</b> | <b>7,644,105</b> |

PT Paiton Energy及びPT Jawa Powerに対する債務は、それぞれ4.81%及び18.45%の年利率を負い、2002年1月1日から2031年12月1日まで360回の分割払いで支払われる。

### 30. 関係当事者未払金

|                       | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| PT Mitra Energi Batam | 1,000           | -               | -               |
| PT Dalle Energy Batam | -               | 794             | 2,301           |
| <b>合計</b>             | <b>1,000</b>    | <b>794</b>      | <b>2,301</b>    |
| 短期部分除く                | -               | -               | -               |
| <b>長期部分</b>           | <b>1,000</b>    | <b>794</b>      | <b>2,301</b>    |

MEB及びDEBに対する債務は、PT PLN Batamが全額支払っていないスイッチヤードの購入及び過去の応募のそれぞれに対してPT PLN Batamが支払うもの。

### 31. 買掛金

この勘定は、電力、燃料、物品及びサービスの購入から生じる支払債務を表している。

買掛金の詳細は下記のとおりである。

|              | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| <b>関係当事者</b> |                 |                 |                 |
| 燃料及びサービスの購入  | 6,605,433       | 9,078,731       | 6,984,764       |
| 電力の購入        | 2,439,097       | 2,136,508       | 787,929         |
| 小計           | 9,044,530       | 11,215,239      | 7,772,693       |
| <b>第三者</b>   |                 |                 |                 |
| 燃料及びサービスの購入  | 25,736,924      | 20,982,828      | 17,119,615      |

|           |                   |                   |                   |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 電力の購入     | 13,826,220        | 11,513,358        | 5,299,776         |
| 小計        | 39,563,144        | 32,496,186        | 22,419,391        |
| <b>合計</b> | <b>48,607,674</b> | <b>43,711,425</b> | <b>30,192,084</b> |

外貨建て買掛金の内訳は下記のとおりである。

|           | 2018年度      |                  | 2017年度      |                  | 2016年度      |                  |
|-----------|-------------|------------------|-------------|------------------|-------------|------------------|
|           | 外貨建て＊)      | 相当<br>百万ルピア      | 外貨建て＊)      | 相当<br>百万ルピア      | 外貨建て＊)      | 相当<br>百万ルピア      |
| 米ドル       | 616,689,475 | 8,930,280        | 543,839,978 | 7,367,944        | 416,862,980 | 5,600,971        |
| 日本円       | -           | -                | -           | -                | 31,991,723  | 3,692            |
| ユーロ       | -           | -                | 648,299     | 10,485           | 10,972,386  | 155,386          |
| その他**)    | 10,058,203  | 145,653          | 759,254     | 10,286           | 5,081,646   | 68,277           |
| <b>合計</b> |             | <b>9,075,933</b> |             | <b>7,388,715</b> |             | <b>5,828,326</b> |

＊) 総額

\*\* ) その他の通貨建ての買掛金は、米ドル建てで表示しており、報告日の換算レートを適用している。

## 32. その他の支払債務

|                    | 2018年度<br>百万ルピア   | 2017年度<br>百万ルピア   | 2016<br>百万ルピア     |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 有形固定資産の取得及び建設仮勘定   |                   |                   |                   |
| ルピア                | 16,614,653        | 12,948,415        | 8,760,185         |
| 米ドル                | 9,351,489         | 4,890,162         | 5,628,507         |
| ユーロ                | 1,976,940         | 256,386           | 671,898           |
| 日本円                | 919,748           | -                 | -                 |
| スイスフラン             | 110,236           | 99,914            | 110,033           |
| 地方政府               | 2,109,136         | 1,973,537         | 1,692,528         |
| 従業員                | 145,162           | 86,547            | 41,485            |
| 電力売上の前受金           | 99,873            | 941,967           | 663,880           |
| その他                | 1,738,134         | 998,497           | 660,119           |
| <b>合計</b>          | <b>33,065,371</b> | <b>22,195,425</b> | <b>18,228,635</b> |
| 長期部分除く             | 94,427            | 940,153           | 155,781           |
| <b>1年以内に期限到来部分</b> | <b>32,970,944</b> | <b>21,255,272</b> | <b>18,072,854</b> |

### 地方政府

地方政府への債務は、当公社が需要家から徴収した街灯税支払のための金額である。その後、各地方政府に送金される。

### 電力売上の前受金

この勘定は、前払い電力の販売により受け取った現金を表している。

### 従業員

従業員への債務は、主に、住宅設備に関連する従業員からの前払金の受領を表している。

### 33. 未払税金

|                    | 2018年度<br>百万ルピア  | 2017年度<br>百万ルピア  | 2016<br>百万ルピア    |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|
| 当公社                |                  |                  |                  |
| 当期税金               | -                | -                | -                |
| 法人税                |                  |                  |                  |
| 21条                | 220,338          | 269,754          | 50,416           |
| 22条                | 479,337          | 115,596          | 65,721           |
| 23条                | 70,273           | 60,699           | 60,912           |
| 15条、25条及び26条       | 112,058          | 512,847          | 481,069          |
| 付加価値税              | 980,297          | 761,410          | 594,298          |
| 印紙税                | -                | 24,405           | 13,523           |
| 小計                 | 1,862,303        | 1,744,711        | 1,265,939        |
| 子会社                |                  |                  |                  |
| 当期税金               | 192,406          | 104,265          | 126,858          |
| 法人税                |                  |                  |                  |
| 21条                | 242,449          | 172,665          | 60,981           |
| 22条                | 7,270            | 26,165           | 16,723           |
| 23条                | 33,487           | 31,331           | 32,897           |
| 15条、25条及び26条       | 70,214           | 59,854           | 84,383           |
| 付加価値税              | 136,305          | 248,873          | 363,147          |
| 土地家屋税              | 17               | -                | 18               |
| 有形固定資産の再評価増額分に対する税 | 15,677           | -                | -                |
| 小計                 | 697,825          | 643,153          | 685,007          |
| <b>合計</b>          | <b>2,560,128</b> | <b>2,387,864</b> | <b>1,950,946</b> |

### 34. 未払費用

|                     | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 利息及び金融費用            |                 |                 |                 |
| 関係当事者               |                 |                 |                 |
| 銀行借入金               | 497,711         | 465,511         | 447,596         |
| ツー・ステップ・ローン         | 344,854         | 275,160         | 235,460         |
| 政府及びノンバンク政府系金融機関借入金 | 89,679          | 15,081          | 119,640         |
| 燃料の購入の買掛金           | -               | -               | 19,713          |
| 関係当事者合計             | 932,244         | 755,752         | 822,409         |
| 第三者                 |                 |                 |                 |
| 債券及びスクーク・イジャラ       | 2,139,946       | 1,500,296       | 1,338,615       |

|           |            |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|
| 銀行借入金     | 1,265,078  | 495,279    | 394,765    |
| リース負債     | 889,264    | 411,282    | 341,403    |
| 購入電力費未払金  | 50,731     | 48,713     | 39,027     |
| 第三者合計     | 4,345,019  | 2,455,570  | 2,113,810  |
| 小計        | 5,277,263  | 3,211,322  | 2,936,219  |
| 短期従業員給付債務 |            |            |            |
| 賞与及び出来高払い | 6,062,464  | 5,907,215  | 6,159,817  |
| 営業手数料     | 3,469,291  | 2,358,900  | 1,548,523  |
| 合計        | 14,809,018 | 11,477,437 | 10,644,559 |

外貨建て未払費用の内訳は下記のとおりである。

|         | 2018年度        |             | 2017年度        |             | 2016年度        |             |
|---------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
|         | 外貨建て*)        | 相当<br>百万ルピア | 外貨建て*)        | 相当<br>百万ルピア | 外貨建て*)        | 相当<br>百万ルピア |
| 米ドル     | 188,553,280   | 2,730,440   | 134,199,763   | 1,818,138   | 113,279,119   | 1,522,018   |
| 日本円     | 7,972,462,852 | 1,045,310   | 4,561,471,496 | 548,373     | 4,198,343,675 | 484,509     |
| ユーロ     | 1,142,063     | 18,912      | 1,058,278     | 17,116      | 1,136,639     | 16,097      |
| その他 **) | 89,447        | 1,295       | 123,095       | 1,668       | 138,506       | 1,861       |
| 合計      |               | 3,795,957   |               | 2,385,295   |               | 2,024,485   |

\*) 総額

\*\*) 他の外貨建ての未払費用については、報告日現在の為替レートを用いて米ドル相当額を表示している。

### 35. 需要家保証金

この勘定は、電力供給と電気料金に基づいて決定された需要家からの保証金を表している。需要家保証金は、需要家の契約解除に伴い、未払電気料金控除後に返金される。

### 36. プロジェクト費用未払金

この勘定は、建設費及び資材の購入から生じる請負業者への支払を表す。この勘定は、Withdrawal Authorization又は他の類似の文書の発行時に、ツー・ステップ・ローン勘定に振り替えられる。

### 37. 電力売上

需要家の電力売上は下記のとおりである。

|          | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 関係当事者    |                 |                 |                 |
| 国有企業     | 5,505,800       | 5,487,610       | 5,125,587       |
| 第三者      |                 |                 |                 |
| 一般       | 246,311,630     | 229,444,319     | 199,054,085     |
| 機関及び省庁   | 11,329,024      | 10,677,460      | 10,077,117      |
| インドネシア国軍 | 1,328,072       | 1,222,172       | 1,118,787       |
| 第三者合計    | 258,968,726     | 241,343,951     | 210,249,989     |

| 合計     | 264,474,526 | 246,831,561 | 215,375,576 |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 試運転テスト | (996,975)   | (244,705)   | (1,235,742) |
| 総売上、純額 | 263,477,551 | 246,586,856 | 214,139,834 |

試験及び試運転(試運転試験)は、完成済みの運転が予定されている電気設備のための一連の検査及び試験活動である。試運転中に発生した電力売上に係る費用及び収益は、電気設備が商業運転されていないため、建設仮勘定に資産計上される。

2018年、2017年及び2016年の電力売上は、下記のとおり、政府及び地方政府が決定した基本電力料金に基づいている。

- 最後にESDM大臣規則2017年第41号で改正されたESDM大臣規則2016年第28号
- PT PLN Batamが提供する電気料金に関する、リアウ島知事2015年第38号の規制及びリアウ島知事2017年第21号の規制

当会社には、電力売上の10%以上の収益を生み出す需要家が1社も存在しない。

### 38. 政府からの電力補助金

補助金収入は、インドネシア国営電力公社の電気料金に関するESDM大臣規則2014年第31号の変更に関するESDM大臣規則2015年第09号に基づく自動料金調整を受領した料金グループを除く、各料金グループの許容原価に7%のマージンを加えたものと実際の販売価格の差に関する、政府からの収益を表す。

政府は、当会社を通じて需要家に電力補助金を提供した。2018年12月31日の予算期間の電力補助金の計算及び支払手続は、2019年2月25日付2019年財務大臣規則第18/PMK.18号で最後に改正された2017年財務大臣規則第44/PMK.02号を使用している。電力補助金は、各料金グループの平均販売価格(百万ルピア/kWh)から、各料金グループの電圧に対する電力供給原価(百万ルピア/kWh)を差し引いた差額に、各料金グループの電力販売量(kWh)を乗じて算出される。電力供給原価は、ESDM省所管の電力総局が決定する送配電損失を含めた計算式に基づいて算出される。

2017年12月29日付2018年第SP.DIPA-999.07.1.979321号及び2016年12月30日付2017年第SP.DIPA-999.07.1.979321号で改訂された予算執行リストの承認書に基づき、2018年、2017年及び2016年の予算年度の電力補助金上限は、それぞれ52,960,000百万ルピア、44,983,700百万ルピア及び63,098,157百万ルピアとなった。それぞれの上限には、電力供給原価を7%上回るマージンが含まれる。

予算年度内の電力補助金の金額は、財務省の予算総局が任命した監査人が実施した電力補助金使用状況のコンプライアンス監査の結果に基づき決定される。

2019年4月16日、BPKは、2018年の電力補助金計算の監査結果を48,101,754百万ルピアと判断した2018年度の電力補助金に関する2019年監査報告書第01/PDIT-Subsidi/PJ/04号を発行した。

電力補助金収入の内訳は下記のとおりである。

|                | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 当年度予算からの補助金の実現 |                 |                 |                 |
| 受取現金           | 51,207,588      | 45,375,200      | 37,287,383      |
| 再評価税との相殺       | -               | -               | 13,529,920      |
| 補助金の返還         |                 |                 |                 |
| 2018年度予算(注記25) | (3,105,834)     | -               | -               |
| 受取補助金          |                 |                 |                 |

|    |            |            |            |
|----|------------|------------|------------|
| 予算 | -          | 363,015    | 7,225,962  |
| 合計 | 48,101,754 | 45,738,215 | 58,043,265 |

### 39. その他収益

|                    | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 通信ネットワーク及びサービス     | 1,231,198       | 942,049         | 816,278         |
| サービス及びその他          | 474,378         | 260,809         | 475,699         |
| 電力の高効率化及び<br>管理手数料 | 381,230         | 13,225          | 25,284          |
| 変圧機レンタル            | 24,213          | 378,850         | 312,725         |
| 合計                 | 2,111,019       | 1,594,933       | 1,629,986       |

### 40. 燃料・潤滑油費

|              | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 燃料           |                 |                 |                 |
| ソーラー高速ディーゼル  | 26,195,314      | 18,264,985      | 19,191,437      |
| 残留物          | 3,905,085       | 3,838,411       | 3,570,435       |
| ソーラー産業用ディーゼル | 239             | 3,270           | 4,315           |
| その他          | 1,637,653       | 1,209,498       | 1,291,002       |
| 小計           | 31,738,291      | 23,316,164      | 24,057,189      |
| 非燃料          |                 |                 |                 |
| 天然ガス         | 55,438,805      | 47,604,339      | 51,079,829      |
| 石炭           | 46,285,905      | 42,415,815      | 30,901,389      |
| 地熱           | 3,261,672       | 3,022,044       | 2,834,209       |
| 水            | 275,382         | 325,228         | 322,631         |
| 小計           | 105,261,764     | 93,367,426      | 85,138,058      |
| 潤滑油          | 266,623         | 264,234         | 297,136         |
| 合計           | 137,266,678     | 116,947,824     | 109,492,383     |

2018年、2017年及び2016年において、当会社の収益合計の10%を超える単一のサプライヤーからの購入は、それぞれ29,385,495百万ルピア、19,129,336百万ルピア及び22,581,839百万ルピアのプルタミナ社（関係当事者）の取引であった（注記52）。

### 41. 購入電力費

この勘定には、PPAとESCに関連する特定のIPPからの電力購入、試運転段階での電力購入、特定のIPPで発生した余剰電力の購入が含まれる。詳細は下記のとおりである。

| 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|-----------------|-----------------|-----------------|
|-----------------|-----------------|-----------------|

| 関係当事者                          |            |            |            |
|--------------------------------|------------|------------|------------|
| PT Sumber Segara Primadaya     | 7,585,240  | 6,547,601  | 3,281,618  |
| PT Pertamina Geothermal Energy | 2,611,244  | 2,076,654  | 916,737    |
| PT Bukit Pembangkit Innovative | 898,457    | 671,673    | 444,259    |
| PT Bajradaya Sentranusa        | 840,239    | 781,022    | 775,713    |
| PT Geo Dipa Energi             | 790,389    | 742,444    | 589,986    |
| PT Dalle Energy Batam          | 592,659    | 529,834    | 545,847    |
| 小計                             | 13,318,228 | 11,349,228 | 6,554,160  |
| 第三者                            |            |            |            |
| PT Paiton Energy               | 10,793,053 | 13,121,901 | 11,912,764 |
| PT Jawa Power                  | 8,544,357  | 8,082,414  | 6,925,687  |
| PT Cirebon Energi Power        | 4,275,665  | 3,892,763  | 3,555,402  |
| 小計                             | 23,613,075 | 25,097,078 | 22,393,853 |
| その他（いずれも全体の5%未満）               | 47,336,308 | 35,980,335 | 30,781,377 |
| 合計                             | 84,267,611 | 72,426,641 | 59,729,390 |

## 42. リース料

この勘定は主に、オペレーティング・リースとして決定されたディーゼルエンジン及び発電機セットのレンタルを表している。

## 43. 維持管理費

この勘定は、保守のために使用される予備部品及び請負業者の料金を表す。詳細は下記のとおりである。

|         | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 請負業者手数料 | 15,003,198      | 13,392,384      | 14,439,884      |
| 使用する予備品 | 5,734,403       | 6,123,222       | 6,786,852       |
| 合計      | 20,737,601      | 19,515,606      | 21,226,736      |

## 44. 人件費

|            | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 賞与及び出来高払い  | 6,379,632       | 6,502,303       | 7,001,682       |
| 福利厚生（注記50） | 5,325,595       | 5,242,042       | 4,968,131       |
| 給料         | 4,512,217       | 4,463,052       | 4,262,154       |
| 諸手当        | 2,958,662       | 2,811,243       | 2,708,988       |
| その他        | 3,773,981       | 4,105,871       | 3,719,010       |
| 合計         | 22,950,087      | 23,124,511      | 22,659,965      |

## 45. その他営業費用

|                  | 2018年度<br>百万ルピア  | 2017年度<br>百万ルピア  | 2016年度<br>百万ルピア  |
|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 検針               | 1,205,846        | 1,132,563        | 1,084,739        |
| 謝礼金              | 1,204,284        | 765,285          | 751,655          |
| 需要家維持費           | 847,668          | 810,243          | 666,112          |
| 技術情報             | 846,688          | 641,408          | 536,176          |
| 旅費               | 668,286          | 781,490          | 725,198          |
| 使用する電気の料金回収及び整理  | 643,541          | 766,563          | 686,023          |
| その他（いずれも構成比5%未満） | 2,533,805        | 2,809,202        | 2,834,161        |
| <b>合計</b>        | <b>7,950,118</b> | <b>7,706,754</b> | <b>7,284,064</b> |

#### 46. 金融費用

|             | 2018年度<br>百万ルピア   | 2017年度<br>百万ルピア   | 2016年度<br>百万ルピア   |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 関係当事者       |                   |                   |                   |
| 銀行借入金       | 4,288,070         | 5,545,937         | 3,774,489         |
| ツー・ステップ・ローン | 611,107           | 547,187           | 633,599           |
| 政府借入金       | 445,348           | 514,091           | 558,962           |
| 金融派生商品      | 199,545           | 62,552            | 105,215           |
| 関係当事者合計     | 5,544,070         | 6,669,767         | 5,072,265         |
| 第三者         |                   |                   |                   |
| 銀行借入金       | 5,974,801         | 2,929,784         | 2,289,708         |
| 債券          | 5,301,020         | 4,504,284         | 6,487,714         |
| リース負債       | 4,221,779         | 3,874,639         | 4,273,840         |
| 購入電力費未払金    | 470,745           | 457,281           | 471,406           |
| その他         | 111,761           | 121,176           | 108,343           |
| 第三者合計       | 16,080,106        | 11,887,164        | 13,631,011        |
| <b>合計</b>   | <b>21,624,176</b> | <b>18,556,931</b> | <b>18,703,276</b> |

#### 47. その他利益、純額

|                             | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 政府からの収入（注記17）               | 7,456,452       | -               | -               |
| 燃料・潤滑油価格の調整                 | 4,042,614       | 688,331         | -               |
| 遅延損害金収入                     | 2,039,146       | 2,038,007       | 1,848,808       |
| 投資不動産の公正価値の増加（注記7）          | 421,760         | 1,051,363       | 878,619         |
| 関連会社及び共同支配企業の純利益における持分（注記8） | 1,172,345       | 811,191         | 490,705         |
| 請求及びサービス収入                  | 47,101          | 47,755          | 44,988          |

|                          |                   |                  |                  |
|--------------------------|-------------------|------------------|------------------|
| 営業活動に使用されていない資産の売却益（注記6） | 88,550            | 45,983           | 27,705           |
| 研究費                      | (28,338)          | (33,707)         | (27,417)         |
| コミュニティ開発プログラム            | (250,147)         | (204,338)        | (81,079)         |
| 営業活動に使用されていない資産の減損損失     | (301,965)         | (327,986)        | (167,941)        |
| その他                      | 975,845           | (706,658)        | (1,922,022)      |
| <b>合計</b>                | <b>15,663,363</b> | <b>3,409,941</b> | <b>1,092,366</b> |

#### 48. 法人税

当公社及びその子会社の税金費用は、下記のとおりである。

|               | 2018年度<br>百万ルピア    | 2017年度<br>百万ルピア    | 2016年度<br>百万ルピア    |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 当期税金          | (507,987)          | (385,032)          | (263,510)          |
| 繰延税金費用        | (7,817,095)        | (3,730,923)        | (5,164,333)        |
| <b>税金費用合計</b> | <b>(8,325,082)</b> | <b>(4,115,955)</b> | <b>(5,427,843)</b> |

##### a. 当期税金

当公社の連結損益及びその他の包括利益計算書に基づく税引前利益（損失）と課税所得（欠損金）間の調整は、下記のとおりである。

|                            | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 連結損益及びその他の包括利益計算書に基づく税引前利益 | 19,900,838      | 8,544,072       | 13,578,226      |
| 子会社に起因する税引前利益（損失）          | (15,272,113)    | (11,397,167)    | (9,698,078)     |
| 税引前利益（損失）-当公社              | 4,628,725       | (2,853,095)     | 3,880,148       |
| 一時差異：                      |                 |                 |                 |
| リース費用                      | (2,162,873)     | (1,953,523)     | (1,875,414)     |
| 需要家接続手数料                   | (323,256)       | 63,448          | (331,315)       |
| 有形固定資産の減価償却費               | (19,780,252)    | (19,541,433)    | (49,697,132)    |
| 福利厚生                       | 1,508,367       | 1,682,116       | 1,337,285       |

|                         | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 課税所得控除の対象とならない経費（非課税所得） |                 |                 |                 |
| 貸倒引当金及び棚卸資産の評価減         | 208,411         | 208,581         | 210,544         |
| 福利厚生                    | 998,979         | 925,900         | 809,141         |
| ゲストハウスの減価償却費            | 10,304          | 5,267           | 5,267           |
| 確定申告対象となる受取利息           | (463,591)       | (780,608)       | (307,309)       |
| 資産再評価                   | -               | (3,445,081)     | -               |
| その他の課税所得控除の対象とならない経費    | 8,008,833       | 12,250,998      | 2,883,839       |
| 当公社の当期課税所得（欠損金）         | (7,366,353)     | (13,437,430)    | (43,084,946)    |

欠損金年度：

|      |              |              |   |
|------|--------------|--------------|---|
| 2017 | (8,244,060)  | -            | - |
| 2016 | (40,686,691) | (40,686,691) | - |

| 当社の累計欠損金 | (56,297,104) | (54,124,121) | (43,084,946) |
|----------|--------------|--------------|--------------|
|----------|--------------|--------------|--------------|

当期の法人税は、見積課税所得に基づいて計算される。税務署に提出された確定申告書の基礎となる金額。

2018年7月18日、当社は、2017年の確定申告書「ATR」の訂正を行った。当社は、マジヤパヒト・ホールディング B.V. 及びマジヤパヒト・ファイナンス B.V. に対する当社の所有権のみなし配当金の認識に関して2017年財務大臣令第107/PMK.03号に従い、2017年度のATRについて当社の当期税金の計算におけるのみなし配当所得の認識に関して5,193,370百万ルピアの修正を行ったため、2017年度の欠損金は、従来の13,437,430百万ルピアから8,244,060百万ルピアに修正された。

欠損金は、欠損金が発生した年度から5年間の課税所得に対して控除できる。経営陣は、将来の課税所得が累積欠損金の控除に利用できる可能性が高いと考えている。そのため、2018年及び2017年12月31日現在で、当公社及びその子会社の累積欠損金から認識された繰延税金資産は、それぞれ19,880,394百万ルピア、19,966,029百万ルピア及び16,027,248百万ルピアである。

当期の税金費用及び未払金（法人税等の過払い）は下記のとおりである。

|            | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 当期税金費用     |                 |                 |                 |
| 当公社        | -               | -               | -               |
| 子会社        | 507,987         | 385,032         | 263,510         |
| 合計         | 507,987         | 385,032         | 263,510         |
| 税金の前払      |                 |                 |                 |
| 当公社        |                 |                 |                 |
| 法人税        |                 |                 |                 |
| 22条        | 128,950         | 78,632          | 82,817          |
| 23条        | 45,752          | 13,356          | 22,731          |
| 合計         | 174,702         | 91,988          | 105,548         |
| 子会社        | 1,308,533       | 802,458         | 853,478         |
| 合計         | 1,483,235       | 894,446         | 959,026         |
| 当期税金の前払、純額 | (975,248)       | (509,414)       | (695,516)       |
| 構成         |                 |                 |                 |
| 当期末払税金     |                 |                 |                 |
| 当公社        | -               | -               | -               |
| 子会社        | 192,406         | 104,265         | 126,858         |
| 未払法人税合計    | 192,406         | 104,265         | 126,858         |
| 法人税の過払     |                 |                 |                 |
| 当公社        | (174,702)       | (91,988)        | (105,548)       |
| 子会社        | (992,952)       | (521,690)       | (716,827)       |
| 法人税の過払総額   | (1,167,654)     | (613,678)       | (822,375)       |

#### b. 繰延税金

当公社及びその子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は下記のとおりである。

| 2018年1月1日<br>百万ルピア | 所得に貸方計上<br>百万ルピア | その他の包括利<br>益に貸方計上<br>百万ルピア | 組替<br>百万ルピア | 2018年<br>12月31日<br>百万ルピア |
|--------------------|------------------|----------------------------|-------------|--------------------------|
|--------------------|------------------|----------------------------|-------------|--------------------------|

**繰延税金資産**

|                  |                  |                    |                     |                   |                  |
|------------------|------------------|--------------------|---------------------|-------------------|------------------|
| 欠損金累積額           | 13,531,030       | 543,246            | -                   | (8,268,158)       | 5,806,118        |
| 従業員給付債務          | 11,618,700       | 409,032            | (1,019,964)         | (9,578,826)       | 1,428,942        |
| 繰延収益             | 303,126          | (80,814)           | -                   | (222,312)         | -                |
| リース              | (2,283,580)      | (514,013)          | -                   | 2,797,593         | -                |
| 有形固定資産           | (13,611,905)     | (4,802,644)        | (16,372,340)        | 34,923,971        | 137,082          |
| 賞与               | -                | -                  | -                   | 200,097           | 200,097          |
| 引当金棚卸資産          | 147              | (147)              | -                   | 9,563             | 9,563            |
| 引当金売掛金           | 8,955            | 4,557              | -                   | 3,599             | 17,111           |
| 関連会社からの収入        | -                | 1,097              | -                   | (21,624)          | (20,527)         |
| <b>期末の繰延税金資産</b> | <b>9,566,473</b> | <b>(4,439,686)</b> | <b>(17,392,304)</b> | <b>19,843,903</b> | <b>7,578,386</b> |

**繰延税金負債**

|                  |                    |                    |                    |                     |                     |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|
| 欠損金累積額           | 6,434,999          | (628,881)          | -                  | 8,268,158           | 14,074,276          |
| 従業員給付債務          | 1,392,134          | 52,930             | (59,959)           | 9,578,826           | 10,963,931          |
| 繰延収益             | 12,620             | (12,620)           | -                  | 222,312             | 222,312             |
| リース              | (3,390)            | (62)               | -                  | (2,797,593)         | (2,801,045)         |
| 賞与               | 167,260            | 32,837             | -                  | (200,097)           | -                   |
| 有形固定資産           | (10,040,338)       | (2,831,964)        | 11,942,718         | (34,923,971)        | (35,853,555)        |
| 引当金棚卸資産          | 8,213              | 1,372              | -                  | (9,563)             | 22                  |
| 引当金売掛金           | 3,155              | 2,587              | -                  | (3,599)             | 2,143               |
| 関連会社からの収入        | (40,724)           | 6,412              | (15,219)           | 21,624              | (27,907)            |
| その他              | (293)              | (20)               | -                  | -                   | (313)               |
| <b>期末の繰延税金負債</b> | <b>(2,066,364)</b> | <b>(3,377,409)</b> | <b>11,867,540</b>  | <b>(19,843,903)</b> | <b>(13,420,136)</b> |
|                  |                    | <b>(7,817,095)</b> | <b>(5,524,764)</b> |                     |                     |

|                     | 2017年 1月 1日<br>百万ルピア | 所得に貸方計上<br>百万ルピア   | その他の包括利<br>益に貸方計上<br>百万ルピア | 組替<br>百万ルピア      | 2017年<br>12月31日<br>百万ルピア |
|---------------------|----------------------|--------------------|----------------------------|------------------|--------------------------|
| <b>繰延税金資産</b>       |                      |                    |                            |                  |                          |
| 欠損金累積額              | 16,007,239           | 3,958,790          | -                          | (6,434,999)      | 13,531,030               |
| 従業員給付債務             | 11,139,625           | 459,614            | 1,394,191                  | (1,374,730)      | 11,618,700               |
| 繰延収益                | 287,264              | 15,862             | -                          | -                | 303,126                  |
| リース                 | (1,535,196)          | (748,384)          | -                          | -                | (2,283,580)              |
| 有形固定資産              | (16,451,314)         | (7,008,930)        | -                          | 9,848,339        | (13,611,905)             |
| DGTレター改訂に伴う一時差<br>異 | 242,298              | (242,298)          | -                          | -                | -                        |
| 賞与                  | 203,458              | (36,198)           | -                          | (167,260)        | -                        |
| 引当金棚卸資産             | 8,543                | (206)              | -                          | (8,190)          | 147                      |
| 引当金売掛金              | 4,159                | 4,796              | -                          | -                | 8,955                    |
| 関連会社からの収入           | (23,592)             | 10,006             | 3,377                      | 10,209           | -                        |
| 繰延資産                | (481)                | 481                | -                          | -                | -                        |
| <b>期末の繰延税金資産</b>    | <b>9,882,003</b>     | <b>(3,586,467)</b> | <b>1,397,568</b>           | <b>1,873,369</b> | <b>9,566,473</b>         |

**繰延税金負債**

|                  |                 |                    |                  |                    |                    |
|------------------|-----------------|--------------------|------------------|--------------------|--------------------|
| 欠損金累積額           | 20,009          | (20,009)           | -                | 6,434,999          | 6,434,999          |
| 従業員給付債務          | 11,525          | (5,298)            | 11,177           | 1,374,730          | 1,392,134          |
| 繰延収益             | 10,689          | 1,931              | -                | -                  | 12,620             |
| リース              | (2,070)         | (1,320)            | -                | -                  | (3,390)            |
| 賞与               | -               | -                  | -                | 167,260            | 167,260            |
| 有形固定資産           | (85,766)        | (106,233)          | -                | (9,848,339)        | (10,040,338)       |
| 引当金棚卸資産          | -               | 23                 | -                | 8,190              | 8,213              |
| 引当金売掛金           | 6,932           | (3,777)            | -                | -                  | 3,155              |
| 関連会社からの収入        | (20,753)        | (9,771)            | 9                | (10,209)           | (40,724)           |
| その他              | (291)           | (2)                | -                | -                  | (293)              |
| <b>期末の繰延税金負債</b> | <b>(59,725)</b> | <b>(144,456)</b>   | <b>11,186</b>    | <b>(1,873,369)</b> | <b>(2,066,364)</b> |
|                  |                 | <b>(3,730,923)</b> | <b>1,408,754</b> |                    |                    |

|                  | 2016年<br>1月1日<br>百万ルピア | 適用調整POJK<br>第6号<br>百万ルピア | 2016年<br>1月1日<br>調整後<br>百万ルピア | 当期所得に<br>貸方計上<br>百万ルピア | その他の包括<br>利益に<br>貸方計上<br>百万ルピア | 2016年<br>12月31日<br>百万ルピア |
|------------------|------------------------|--------------------------|-------------------------------|------------------------|--------------------------------|--------------------------|
| <b>繰延税金資産</b>    |                        |                          |                               |                        |                                |                          |
| 欠損金累積額           | -                      | -                        | -                             | 16,007,239             | -                              | 16,007,239               |
| 従業員給付債務          | 10,032,919             | -                        | 10,032,919                    | 416,974                | 689,733                        | 11,139,626               |
| 繰延収益             | 382,635                | -                        | 382,635                       | (95,371)               | -                              | 287,264                  |
| リース              | 13,721,427             | (14,787,770)             | (1,066,343)                   | (468,854)              | -                              | (1,535,197)              |
| 有形固定資産           | 4,815,402              | -                        | 4,815,402                     | (21,266,717)           | -                              | (16,451,315)             |
| DGT改訂に伴う一時差異     | -                      | -                        | -                             | 242,298                | -                              | 242,298                  |
| 賞与               | 130,298                | -                        | 130,298                       | 73,160                 | -                              | 203,458                  |
| 引当金棚卸資産          | 1,560                  | -                        | 1,560                         | 6,983                  | -                              | 8,543                    |
| 引当金売掛金           | 10,684                 | -                        | 10,684                        | (6,525)                | -                              | 4,159                    |
| 関連会社からの収入        | (8,836)                | -                        | (8,836)                       | (14,755)               | -                              | (23,591)                 |
| 繰延資産             | 2,182                  | -                        | 2,182                         | (2,663)                | -                              | (481)                    |
| <b>期末の繰延税金資産</b> | <b>29,088,271</b>      | <b>(14,787,770)</b>      | <b>14,300,501</b>             | <b>(5,108,231)</b>     | <b>689,733</b>                 | <b>9,882,003</b>         |

**繰延税金負債**

|                  |                |          |                |                    |                |                 |
|------------------|----------------|----------|----------------|--------------------|----------------|-----------------|
| 欠損金累積額           | 703            | -        | 703            | 19,306             | -              | 20,009          |
| 従業員給付債務          | 791            | -        | 791            | 8,882              | 1,852          | 11,525          |
| 繰延収益             | -              | -        | -              | 10,689             | -              | 10,689          |
| リース              | -              | -        | -              | (2,070)            | -              | (2,070)         |
| 有形固定資産           | (6,670)        | -        | (6,670)        | (79,096)           | -              | (85,766)        |
| 引当金売掛金           | -              | -        | -              | 6,932              | -              | 6,932           |
| 関連会社からの収入        | -              | -        | -              | (20,753)           | -              | (20,753)        |
| 債券発行費の償却         | (299)          | -        | (299)          | 8                  | -              | (291)           |
| <b>期末の繰延税金負債</b> | <b>(5,475)</b> | <b>-</b> | <b>(5,475)</b> | <b>(56,102)</b>    | <b>1,852</b>   | <b>(59,725)</b> |
|                  |                |          |                | <b>(5,164,333)</b> | <b>691,585</b> |                 |

繰延税金資産及び繰延税金負債の分析は下記のとおりである。

|                      | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 繰延税金資産               |                 |                 |                 |
| 12か月後より後に回収される繰延税金資産 | 7,351,615       | 11,081,862      | 13,216,944      |
| 12か月以内に回収される繰延税金資産   | 226,771         | (1,515,389)     | (3,334,941)     |
| 繰延税金負債               |                 |                 |                 |
| 12か月後より後に回収される繰延税金負債 | (13,644,300)    | -               | -               |
| 12か月以内に回収される繰延税金負債   | 224,164         | (2,066,364)     | (59,725)        |

税金（利益）費用と税引前利益（損失）に有効税率を適用して算出した額の調整は、下記のとおりである。

|                             | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 包括利益計算書に基づく税引前利益            | 19,900,838      | 8,544,072       | 13,578,226      |
| 税金費用                        |                 |                 |                 |
| 実勢レートで                      | 4,975,210       | 2,136,018       | 3,394,557       |
| 税効果：                        |                 |                 |                 |
| 課税所得控除の対象とならない経費<br>（非課税所得） |                 |                 |                 |
| 福利厚生                        | 477,203         | 316,303         | 309,115         |
| 持分法による投資損益                  | (193,103)       | 52,636          | (191,555)       |
| ゲストハウスの減価償却費                | 2,576           | 1,317           | -               |
| 確定申告対象となる受取利息               | (147,566)       | (229,254)       | (179,275)       |
| 国際債券債務                      | 458,263         | -               | -               |
| その他の課税所得控除の対象とならない経費        | 2,752,499       | 1,838,935       | 2,095,001       |
| 合計                          | 8,325,082       | 4,115,955       | 5,427,843       |

### c. 課税査定書 当公社

当公社は、2017年2月、インドネシア共和国最高裁判所より、当公社が提出した法律上の審査が認められた旨の2007年、2008年及び2009年所得税法第26条に関する紛争についての判決を受け取った。また、当公社は、DGTに対し、関連税金の返還請求を行い、643,379百万ルピアの返還請求の一部を受領した。残額の925,743百万ルピアは、2016年不足納税額査定通知書（SKPKB）の支払に対して補償され、前払税金として計上された（注記19）。

2017年12月、当公社は、77,262百万ルピアの2016年法人所得税過払金、所得税法第21条に係る17,273百万ルピア、第22条に係る1,752,392百万ルピア、第23条に係る29,479百万ルピア、第26条に係る140,431百万ルピア、第4条第（2）項に係る1,207,112百万ルピア等の2016年度の各種法人税の不足納税額、2,547,560百万ルピアの2016年の各期間の付加価値税（以下「VAT」という。）の不足納税額、5,605,040百万ルピアの2016年のSTP国内VAT及び20,761百万ルピアのSTP VAT回収などのDGTからの各種税額査定通知書を受領した。上記の各種税額査定通知書等について、当公社は、1,504,992百万ルピアを支払、2017年に税金前払として計上した。

2016年度法人所得税の税金過払、所得税法第21条、第22条、第23条、第26条及び第4条第（2）項に係る2016年度の過少支払、2016年の各期間の税金過少支払VAT、2016年のSTP回収VATなどのさまざまな税務上の決定について、当公社はすでに意義を申し立てた。

2018年2月23日、当公社は、2016年の国内VATのSTPに対する当公社の異議申し立てに関するDGT決定書を取得した。それによって、5,605,040百万ルピアから564,041百万ルピアに金額が変更された。また、2018年11月に

は、不足納税法人税第21条、国内VAT及び2016年のVAT回収の裁定を取得した。同裁定について、当公社は租税裁判所に異議申し立てを行った。

2018年4月、当公社は、DGTが発行した税金過払補償に関する保証書（SPMKP）に基づき、さまざまなVAT課税期間における国内VAT支払額444,367百万ルピアの還付を受けた。

2018年12月、当公社は、90,693百万ルピアの2017年法人所得税過払金、所得税法第21条に係る325,382百万ルピア、第22条に係る912,336百万ルピア、第23条に係る189,067百万ルピア、第26条に係る148,456百万ルピア、第4条第（2）項に係る1,466,396百万ルピア等の2017年度の各種法人税の不足納税額、2,308,136百万ルピアの2017年の各期間のVATの不足納税額、219,486百万ルピアの2017年のSTP国内VAT及び29,358百万ルピアのSTB VAT回収などのDGTからの各種税額査定通知書を受領した。上記の各種税務査定書等について、当公社は、443,641百万ルピアを支払、2018年に税金前払として計上した。

これらの税額査定通知書について、当公社は、DGTに異議を申し立てる。

#### d. 租税特赦

当公社及びその子会社は、2016年財務大臣規則第141/PMK.03号及び租税特赦の補償に関する過払の返金に関する2016年租税規制総局第PER-18/PJ号で改正された、租税特赦に関する2016年法第11号法律の施行に係る2016年財務大臣規則第118/PMK.03号の施行に伴い、租税特赦に参加した。

2017年4月5日付2017年インドネシア共和国財務省発行第KET-295/PP/WPJ.19号の税務特赦承認書（*Surat Keterangan Pengampunan Pajak*（SKPP））に基づき、当公社は税金資産の総額を46,987百万ルピアと宣言した。2017年12月31日において、払込剰余金として計上されている。

## 49. 基本的及び希薄化後1株当たり利益

### 純利益

2018年、2017年及び2016年の基本的1株当たり利益の算定のための純利益は、それぞれ11,568,286百万ルピア、4,410,210百万ルピア及び8,113,656百万ルピアである。

### 株式数

2018年、2017年及び2016年の基本的1株当たり利益の算定のための加重平均株式数は、それぞれ109,826,527株、87,259,643株及び54,087,903株である。

当公社には潜在希薄化普通株がないため、基本的1株当たり利益は希薄化後1株当たり利益と同じである。

## 50. 従業員給付債務

|                  | 2018年度<br>百万ルピア   | 2017年度<br>百万ルピア   | 2016年度<br>百万ルピア   |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 貸借対照表で認識されている負債： |                   |                   |                   |
| 退職給付             |                   |                   |                   |
| 年金制度             | 1,067,071         | 463,745           | 118,035           |
| その他の退職給付         | 10,550,746        | 13,334,566        | 13,371,371        |
| 健康保険手当           | 37,056,587        | 37,415,582        | 30,152,741        |
| その他の長期給付         | 959,380           | 908,056           | 962,452           |
| <b>合計</b>        | <b>49,633,784</b> | <b>52,121,949</b> | <b>44,604,599</b> |
| 連結財政状態計算書に表示     |                   |                   |                   |
| 流動負債             | 5,873,558         | 8,562,927         | 3,494,487         |

|           |                   |                   |                   |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 固定負債      | 43,760,226        | 43,559,022        | 41,110,112        |
| <b>合計</b> | <b>49,633,784</b> | <b>52,121,949</b> | <b>44,604,599</b> |

## 費用認識

純損益：（注記44）

## 退職給付

|           |                  |                  |                  |
|-----------|------------------|------------------|------------------|
| 年金制度      | 82,798           | 136,032          | 19,940           |
| その他の退職給付  | 1,610,504        | 1,883,208        | 1,896,211        |
| 健康保険手当    | 3,245,462        | 2,850,567        | 2,708,183        |
| その他の長期給付  | 386,831          | 372,235          | 343,797          |
| <b>合計</b> | <b>5,325,595</b> | <b>5,242,042</b> | <b>4,968,131</b> |

その他の包括利益で認識された確定給付型年金制度  
の再測定

|           |                    |                  |                  |
|-----------|--------------------|------------------|------------------|
| 年金制度      | 768,526            | 599,757          | 506,991          |
| その他の退職給付  | (2,534,451)        | (296,195)        | (56,053)         |
| 健康保険手当    | (2,553,765)        | 5,331,453        | 2,315,404        |
| <b>合計</b> | <b>(4,319,690)</b> | <b>5,635,015</b> | <b>2,766,342</b> |

**確定給付型企業年金**

当公社及びその子会社は、全ての適格正社員を対象とする確定給付型年金制度を設けている。この年金制度は、基礎年金収入と勤続年数に基づく給付金を支給する。

この年金制度は、関係当事者であるDP PLNが管理しており、その設立証書は1997年5月15日付の1997年決定書第KEP-284/KM.17号においてインドネシア共和国財務省に承認された。

DP PLNは、当公社及びその子会社の年金制度が提供する年金給付の増額に関して、2016年2月11日付の2016年決定書第KEP-8/NB.1号でインドネシア共和国財務省から承認を受けた。

DP PLNは、主に従業員と雇用主からの積立金によって賄われており、基礎年金収入はそれぞれ6.00%及び13.41%である。

**健康保険手当**

DP PLNが管理する年金制度に加え、当公社及びその子会社は、年金受給者及び被扶養者に対して、非積立型医療給付制度を設けている。

**その他の退職給付**

当公社及びその子会社は、年金制度及び医療給付に加え、適格従業員に対して非積立型退職金及び退職祝金を支給している。

**その他の長期給付**

当公社及びその子会社は、長期休業手当、障害給付、ロイヤルティ給付等のその他の長期従業員給付を提供している。

**退職給付債務等の計算の基礎に関する仮定**

**2018年、2017年及び2016年**

死亡率統計表 CS0-58

**退職率**

|         |       |
|---------|-------|
| 18歳～49歳 | 0.27% |
| 50歳～55歳 | 0.01% |
| 通常退職年齢  | 56歳   |

将来の死亡率に関する仮定は、当公社及びその子会社が公表した統計及び実績に基づき、保険数理上の助言に基づいて設定されている。死亡率の仮定は、連結財政状態計算書で認識される長期給付債務の計算に適用されるCS0-58死亡率統計表に基づいている。

2018年、2017年及び2016年12月31日終了年度の年金制度、その他の退職給付、医療給付及びその他の長期給付の保険数理計算は、登録保険数理コンサルティング会社であるPT Binaputera Jaga Hikmahによって作成されている。

2015年、当公社及びその子会社は、当公社及びその子会社の従業員及び年金受給者の死亡率プロファイルに最も適した死亡率統計表を決定するための調査を実施した。この調査では、当公社及びその子会社はCS0-58、CS0-58修正版、TMI 1 1993、TMI 2 1999、TMI 3 2011及びTaspen死亡率統計表2012を検討した。この調査に基づき、当公社及びその子会社は、当公社並びに子会社の従業員及び年金受給者の死亡率プロファイルに最も適合する死亡率統計表はCS0-58であると判断した。当公社及びその子会社は、CS0-58を適及的に適用する。

**（１） 年金制度**

連結財政状態計算書で認識されている金額は下記のとおりである。

|                    | 2018年度<br>百万ルピア  | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|--------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 積立債務の現在価値          | 9,178,377        | 8,633,567       | 7,842,473       |
| 年金資産の公正価値          | (8,111,306)      | (8,169,822)     | (7,724,438)     |
| 積立方式における不足         | 1,067,071        | 463,745         | 118,035         |
| 未積立債務の現在価値         | -                | -               | -               |
| <b>財政状態計算書上の負債</b> | <b>1,067,071</b> | <b>463,745</b>  | <b>118,035</b>  |

当期における確定給付制度債務の現在価値の変動は下記のとおりである。

|               | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 期首            | 8,633,567       | 7,842,473       | 6,346,704       |
| 損益に計上：        |                 |                 |                 |
| 当期勤務費用        | 114,494         | 142,568         | 146,379         |
| 支払利息          | 597,860         | 636,079         | 552,168         |
|               | 712,354         | 778,647         | 698,547         |
| その他の包括利益に計上：  |                 |                 |                 |
| 数理計算上の差異（利益）： |                 |                 |                 |
| 人口統計上の仮定      | -               | -               | 194,593         |
| 財務上の仮定        | (206,962)       | 190,654         | (381,867)       |

|             |                  |                  |                  |
|-------------|------------------|------------------|------------------|
| 仮定の変更の組み合わせ | -                | -                | (70,367)         |
| 実績調整        | 845,842          | 509,544          | 1,697,607        |
|             | 9,984,801        | 9,321,318        | 8,485,217        |
| 給付支払        | (806,424)        | (687,751)        | (642,744)        |
| 期末          | <b>9,178,377</b> | <b>8,633,567</b> | <b>7,842,473</b> |

当年度における年金資産の公正価値の変動は下記のとおりである。

|               | 2018年度<br>百万ルピア  | 2017年度<br>百万ルピア  | 2016年度<br>百万ルピア  |
|---------------|------------------|------------------|------------------|
| 期首            | 8,169,822        | 7,724,438        | 7,030,467        |
| 年金資産の運用収益     | 575,162          | 642,615          | 607,871          |
| 雇用主の拠出金       | 247,996          | 333,468          | 408,895          |
| 従業員の拠出金       | 54,394           | 56,611           | 70,737           |
| 給付支払          | (806,424)        | (687,751)        | (642,744)        |
| 年金資産の数理計算上の差異 | (129,644)        | 100,441          | 249,212          |
| 年度末現在         | <b>8,111,306</b> | <b>8,169,822</b> | <b>7,724,438</b> |

年金資産の内訳は下記のとおりである。

|                         | 2018年度           |                  |                  |                | 2017年度           |                  |                  |             | 2016年度           |                  |                  |             |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|------------------|------------------|------------------|-------------|------------------|------------------|------------------|-------------|
|                         | 非公表              |                  | 合計               | %              | 非公表              |                  | 合計               | %           | 非公表              |                  | 合計               | %           |
|                         | 公表価格<br>百万ルピア    | 価格<br>百万ルピア      |                  |                | 公表価格<br>百万ルピア    | 価格<br>百万ルピア      |                  |             | 公表価格<br>百万ルピア    | 価格<br>百万ルピア      |                  |             |
| 国債                      | 1,170,438        | -                | 1,170,438        | 14.43%         | 1,288,072        | -                | 1,288,072        | 15.77%      | 1,283,965        | -                | 1,283,965        | 16.62%      |
| 預金口座                    | -                | 79,406           | 79,406           | 0.98%          | -                | 75,935           | 75,935           | 0.93%       | -                | 10,550           | 10,550           | 0.14%       |
| 要求払預金                   | -                | 19,325           | 19,325           | 0.24%          | -                | 23,635           | 23,635           | 0.29%       | -                | 12,185           | 12,185           | 0.16%       |
| 定期預金                    | -                | 339,250          | 339,250          | 4.18%          | -                | 388,155          | 388,155          | 4.75%       | -                | 611,225          | 611,225          | 7.91%       |
| 株式                      | 952,624          | -                | 952,624          | 11.74%         | 979,347          | -                | 979,347          | 11.99%      | 789,298          | -                | 789,298          | 10.22%      |
| 債券                      | 2,727,574        | -                | 2,727,574        | 33.63%         | 2,750,032        | -                | 2,750,032        | 33.66%      | 2,653,659        | -                | 2,653,659        | 34.35%      |
| スクーク                    | 9,392            | -                | 9,392            | 0.12%          | 9,984            | -                | 9,984            | 0.12%       | 9,986            | -                | 9,986            | 0.13%       |
| ミューチュ<br>アルファン<br>ドユニット | 940,800          | -                | 940,800          | 11.60%         | 1,059,385        | -                | 1,059,385        | 12.97%      | 1,041,514        | -                | 1,041,514        | 13.48%      |
| 資産担保証<br>券              | 38,451           | -                | 38,451           | 0.47%          | 48,369           | -                | 48,369           | 0.59%       | -                | -                | -                | -           |
| 直接投資                    | -                | 691,865          | 691,865          | 8.53%          | -                | 617,725          | 617,725          | 7.56%       | -                | 401,001          | 401,001          | 5.19%       |
| 土地                      | -                | 78,274           | 78,274           | 0.96%          | -                | 78,274           | 78,274           | 0.96%       | -                | 78,274           | 78,274           | 1.01%       |
| 建物                      | -                | 418,488          | 418,488          | 5.16%          | -                | 418,488          | 418,488          | 5.12%       | -                | 418,488          | 418,488          | 5.42%       |
| 土地及び建<br>物              | -                | 369,889          | 369,889          | 4.56%          | -                | 369,344          | 369,344          | 4.52%       | -                | 356,940          | 356,940          | 4.62%       |
| その他                     | -                | 275,530          | 275,530          | 3.40%          | -                | 63,077           | 63,077           | 0.77%       | -                | 57,353           | 57,353           | 0.75%       |
| 合計                      | <b>5,839,279</b> | <b>2,272,027</b> | <b>8,111,306</b> | <b>100.00%</b> | <b>6,135,189</b> | <b>2,034,633</b> | <b>8,169,822</b> | <b>100%</b> | <b>5,778,422</b> | <b>1,946,016</b> | <b>7,724,438</b> | <b>100%</b> |

使用された主な保険数理上の仮定は下記のとおりである。

|       | 2018年度<br>% | 2017年度<br>% | 2016年度<br>% |
|-------|-------------|-------------|-------------|
| 割引率   | 8.77%       | 7.26%       | 8.50%       |
| 年間昇給率 | 5.00%       | 5.00%       | 5.00%       |

2019年12月31日に終了した年度の退職後給付制度への予想拠出額は、260,397百万ルピアである。

重要な仮定の変化に対する確定給付債務の感応度は下記のとおりである。

|     | 確定給付債務への影響 |        |        |
|-----|------------|--------|--------|
|     | 仮定の変更      | 仮定の増加  | 仮定の減少  |
| 割引率 | 1%         | 1.42%減 | 1.60%増 |
| 給与率 | 1%         | 1.65%増 | 1.48%減 |
| 死亡率 | 1%         | 0.01%減 | 0%増    |

感応度分析は、他の全ての仮定を一定に保ち、単一の仮定の変化に基づいている。実際には、これは起こりそうになく、いくつかの仮定の変化は相関している可能性がある。重要な保険数理上の仮定に対する長期給付債務の感応度を算出する場合、連結財政状態計算書に計上されている長期給付債務の算出と同様の方法（報告期間末の予測単位積立方式により算出された長期給付債務の現在価値）を適用している。

## （２） その他の退職給付

退職後給付債務の当期変動は下記のとおりである。

|               | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 期首            | 13,334,566      | 13,371,371      | 13,256,657      |
| 損益に計上         |                 |                 |                 |
| 当期勤務費用        | 710,369         | 822,522         | 770,969         |
| 支払利息          | 903,789         | 1,063,478       | 1,125,242       |
| 投資収益に関する期待    | (3,654)         | (2,792)         | -               |
|               | 1,610,504       | 1,883,208       | 1,896,211       |
| その他の包括利益に計上：  |                 |                 |                 |
| 数理計算上の差異（利益）： |                 |                 |                 |
| 人口統計上の仮定      | 734             | -               | 81,563          |
| 財務上の仮定        | (1,291,963)     | 303,549         | 579,633         |
| 仮定の変更の組み合わせ   | (204)           | (200,788)       | 5,110           |
| 実績調整          | (1,243,018)     | (398,955)       | (722,359)       |
|               | 12,410,619      | 14,958,385      | 15,096,815      |
| 給付支払          | (1,859,873)     | (1,623,819)     | (1,725,444)     |
| 期末            | 10,550,746      | 13,334,566      | 13,371,371      |

使用された主な保険数理上の仮定は下記のとおりである。

|       | 2018年度<br>% | 2017年度<br>% | 2016年度<br>% |
|-------|-------------|-------------|-------------|
| 割引率   | 8.52%       | 7.24%       | 8.45%       |
| 年間昇給率 | 6.76%       | 8.30%       | 7.87%       |

重要な仮定の変化に対する確定給付債務の感応度は下記のとおりである。

|         | 確定給付債務への影響 |        |        |
|---------|------------|--------|--------|
|         | 仮定の変更      | 仮定の増加  | 仮定の減少  |
| 割引率     | 1%         | 7.42%減 | 8.57%増 |
| 医療インフレ率 | 1%         | 8.54%増 | 7.52%減 |
| 死亡率     | 1%         | 0.1%減  | 0.1%減  |

### （３）健康保険手当

当公司及びその子会社は、多くの退職後医療給付制度を運営している。会計方法、前提条件及び評価の頻度は、確定給付型年金制度に用いられているものと同様である。

退職給付に係る負債の当期変動は下記のとおりである。

|               | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 期首            | 37,415,582      | 30,152,741      | 25,969,297      |
| 損益に変更：        |                 |                 |                 |
| 当期勤務費用        | 566,858         | 411,499         | 367,427         |
| 支払利息          | 2,678,604       | 2,439,068       | 2,340,756       |
|               | 3,245,462       | 2,850,567       | 2,708,183       |
| その他の包括利益に計上：  |                 |                 |                 |
| 数理計算上の差異（利益）： |                 |                 |                 |
| 人口統計上の仮定      | -               | -               | 543,568         |
| 財務上の仮定        | (1,587,336)     | 5,473,627       | 2,290,814       |
| 仮定の変更の組み合わせ   | (1,245,819)     | -               | 69,696          |
| 実績調整          | 279,390         | (142,174)       | (588,674)       |
|               | 38,107,279      | 38,334,761      | 30,992,884      |
| 給付支払          | (1,050,692)     | (919,179)       | (840,143)       |
| 期末            | 37,056,587      | 37,415,582      | 30,152,741      |

使用された主な保険数理上の仮定は下記のとおりである。

|          | 2018年度<br>% | 2017年度<br>% | 2016年度<br>% |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 割引率      | 9.19%       | 7.26%       | 8.50%       |
| 年間昇給率    | 7.00%       | 6.00%       | 7.50%       |
| 長期医療費増加率 | 7.00%       | 6.00%       | 6.00%       |

重要な仮定の変化に対する確定給付債務の感応度は下記のとおりである。

|        | 確定給付債務への影響 |         |         |
|--------|------------|---------|---------|
|        | 仮定の変更      | 仮定の増加   | 仮定の減少   |
| 割引率    | 1%         | 11.66%減 | 14.40%増 |
| 医療費増加率 | 1%         | 11.34%増 | 9.40%減  |

死亡率 1% 0.50%減 0.62%増

#### （４） その他の長期従業員給付

退職給付に係る負債の当期変動は下記のとおりである。

|                      | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 期首                   | 908,056         | 962,452         | 1,001,182       |
| 損益に計上                |                 |                 |                 |
| 当期勤務費用               | 333,180         | 308,911         | 299,056         |
| 支払利息                 | 53,651          | 63,324          | 74,581          |
|                      | 386,831         | 372,235         | 373,637         |
| 損益に計上される確定給付型年金の再測定： |                 |                 |                 |
| 数理計算上の差異（利益）：        |                 |                 |                 |
| 人口統計上の仮定             | 30              | -               | 67              |
| 財務上の仮定               | (21,285)        | 28,347          | 14,237          |
| 仮定の変更の組み合わせ          | 7               | (19)            | (1)             |
| 実績調整                 | 21,249          | (29,695)        | (58,245)        |
|                      | 1,294,888       | 1,333,320       | 1,330,877       |
| 給付支払                 | (335,508)       | (425,264)       | (368,425)       |
| 期末                   | 959,380         | 908,056         | 962,452         |

使用された主な保険数理上の仮定は下記のとおりである。

|       | 2018年度<br>% | 2017年度<br>% | 2016年度<br>% |
|-------|-------------|-------------|-------------|
| 割引率   | 8.62%       | 7.24%       | 8.44%       |
| 年間昇給率 | 7.20%       | 7.20%       | 7.66%       |

重要な仮定の変化に対する確定給付債務の感応度は下記のとおりである。

|         | 確定給付債務への影響 |        |        |
|---------|------------|--------|--------|
|         | 仮定の変更      | 仮定の増加  | 仮定の減少  |
| 割引率     | 1%         | 2.59%減 | 2.75%増 |
| 医療インフレ率 | 1%         | 2.63%増 | 2.51%減 |
| 死亡率     | 1%         | 0%減    | 0%増加   |

当公社及びその子会社は、確定給付型年金制度及び退職後医療制度を通じて多くのリスクにさらされている。最も重要なリスクは下記のとおりである。

#### 資産の変動性

制度債務は、国債利回りを参考に設定した割引率を用いて算出している。制度資産の利回りが低い場合、赤字プログラムを生み出す。

#### 平均余命

制度の債務の大部分は生涯給付を提供するため、平均余命の延長により制度の負債が増加する。

投資は十分に分散されており、単一の投資が失敗しても、資産クラス全体に重大な影響を及ぼすことはない。資産の大部分は債務証券に投資されているが、当公社及びその子会社は不動産、債券、投資信託及び現金にも投資している。当公社及びその子会社は、株式が許容可能なリスク水準で長期的に最良のリターンを提供すると考えている。

平均残存勤務年数は21.19年である。

割引前退職給付及びその他の長期給付の満期予測分析は下記のとおりである。

|              | 1年未満<br>百万ルピア    | 2年から<br>5年の間<br>百万ルピア | 5年以上<br>百万ルピア      | 合計<br>百万ルピア        |
|--------------|------------------|-----------------------|--------------------|--------------------|
| 退職給付<br>年金制度 | 747,140          | 1,527,594             | 8,945,730          | 11,220,464         |
| 健康保険手当       | 1,251,334        | 3,298,948             | 104,501,865        | 109,052,147        |
| その他の退職給付     | 1,728,435        | 4,182,745             | 130,086,635        | 135,997,815        |
| その他の長期従業員給付  | 264,014          | 1,411,025             | 1,299,182          | 2,974,221          |
| <b>合計</b>    | <b>3,990,923</b> | <b>10,420,312</b>     | <b>244,833,412</b> | <b>259,244,647</b> |

## 51. 非現金取引

下記の表は、現金及び非現金の変動両方を含む、財務活動から生じる当公社及びその子会社の負債の増減を示している。財務活動による負債とは、財務活動によるキャッシュ・フロー（又は将来のキャッシュ・フロー）が連結キャッシュ・フロー計算書において財務活動によるキャッシュ・フローとして分類される負債である。

|                  | 財務活動によるキャッシュ・フロー   |                    |                     |                | 非現金変動            |                   |                    |
|------------------|--------------------|--------------------|---------------------|----------------|------------------|-------------------|--------------------|
|                  | 2017年度             | 追加                 | 支払                  | 償却             | 固定資産の追加          | 未実現外国為替等          | 2018年度             |
|                  | 百万ルピア              | 百万ルピア              | 百万ルピア               | 百万ルピア          | 百万ルピア            | 百万ルピア             | 百万ルピア              |
| ター・ステップ・ローン      | 34,221,468         | -                  | (2,950,612)         | 5,032          | 4,547,751        | 2,811,913         | 38,635,552         |
| 政府及びノンバンク政府系金融機関 |                    |                    |                     |                |                  |                   |                    |
| 借入金              | 7,352,966          | -                  | (1,043,793)         | 78,249         | -                | 816,856           | 7,204,278          |
| リース負債            | 20,585,177         | -                  | (5,186,938)         | -              | -                | 1,694,726         | 17,092,965         |
| 銀行借入金            | 142,566,111        | 93,391,854         | (57,585,860)        | -              | -                | 2,739,629         | 181,111,734        |
| 債券及びスケー          |                    |                    |                     |                |                  |                   |                    |
| ク・イジャラ           | 101,354,360        | 31,236,379         | (914,000)           | 40,591         | -                | 2,085,103         | 133,802,433        |
| 購入電力費未払金         | 7,376,402          | -                  | (368,142)           | -              | -                | 502,059           | 7,510,319          |
| KIK-EBA借入金       | 3,538,586          | -                  | (630,600)           | -              | -                | -                 | 2,907,986          |
| <b>合計</b>        | <b>316,995,070</b> | <b>124,628,233</b> | <b>(68,679,945)</b> | <b>123,872</b> | <b>4,547,751</b> | <b>10,650,286</b> | <b>388,265,267</b> |

### キャッシュ・フローを伴わない投資活動及び財務活動に関する補足開示：

|                   | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 非現金投資及び財務活動：      |                 |                 |                 |
| リース負債を通じたリース物件の増加 | -               | 3,632,755       | -               |

建設仮勘定の増加：

|                               |            |           |             |
|-------------------------------|------------|-----------|-------------|
| 借入金の引き出し及びプロジェクト費用未払金         | 4,547,751  | 3,933,998 | 1,855,825   |
| 政府資本参加                        | -          | 308,300   | 2,596,132   |
| 借入費用の資本化                      | 164,008    | 317,728   | 242,936     |
| 減価償却費の資本化                     | -          | -         | 16,512      |
| その他の支払債務                      | 10,778,189 | 2,954,335 | (1,281,216) |
| その他の債権                        | 113        | 1,671     | -           |
| 租税特赦による有形固定資産の取得              | -          | 46,987    | 94,504      |
| その他の固定資産                      | -          | -         | 217,363     |
| 政府からの電力補助金による資産再評価に係る税金の支払    | -          | -         | 13,529,921  |
| 投資不動産の公正価値の再評価及び増加による資産の価値の増加 | 48,433,803 | 1,051,363 | 878,619     |
| 有形固定資産の減損                     | 301,965    | 327,986   | -           |
| 投資不動産の組替による有形固定資産の取得          | 19,382     | -         | -           |
| 有形固定資産の組替及び修正等による投資不動産の取得     | -          | 2,346,410 | -           |
| 土地払い下げの認識                     | -          | -         | 82,906      |

## 52. 関係当事者との関係及び取引の性質

### 関係当事者の性質

- 政府は、当公社及びBUMNの株主である共和国の財務大臣である。
  - 当公社は、財務省が所有する他のBUMNに関連する。
  - 当公社及びその子会社は、関連会社及び共同支配企業に対する投資に重要な影響を及ぼしている（注記8）。
  - コミサリス会及び取締役会は、当公社及びその子会社の重要な経営陣の一員である。
- 下記に示すのは、当公社が取引を行っている関係当事者の一覧である。

| 関係当事者                          | 関係の性質   | 取引の内容                                     |
|--------------------------------|---------|-------------------------------------------|
| 政府                             | 最終親会社   | 電力補助金、ツー・ステップ・ローン及び政府融資の受取                |
| バンク・ラヤット・インドネシア                | 政府による支配 | 現金及び現金同等物の預託、制限付現金及び定期預金の預託、短期投資、銀行借入金の受取 |
| マンディリ銀行                        | 政府による支配 | 制限付現金及び定期預金の預託、現金及び現金同等物の預託、短期投資、銀行借入金の受取 |
| バンクネガラインドネシア                   | 政府による支配 | 制限付現金及び定期預金の預託、現金及び現金同等物の預託、銀行借入金の受取      |
| DKI銀行                          | 政府による支配 | 現金及び現金同等物の預託並びに銀行借入金の受取                   |
| バンク・タブンガン・ネガラ                  | 政府による支配 | 現金及び現金同等物の預託                              |
| PT Pertamina Geothermal Energy | 政府による支配 | 電力の購入                                     |

|                                              |         |                                  |
|----------------------------------------------|---------|----------------------------------|
| PT Pertamina (Persero)                       | 政府による支配 | 燃料・潤滑油の購入                        |
| PT Tambang Batubara Bukit Asam (Persero) Tbk | 政府による支配 | 燃料購入                             |
| PT Perusahaan Gas Negara (Persero) Tbk       | 政府による支配 | 燃料購入                             |
| PT Wijaya Karya (Persero) Tbk                | 政府による支配 | 建設サービス取引                         |
| PT Nusantara Regas                           | 政府による支配 | 燃料購入                             |
| PT Surveyor Indonesia (Persero)              | 政府による支配 | エンジニアリング・サービス、調査及び石炭測定           |
| PT Sucofindo (Persero)                       | 政府による支配 | エンジニアリング・サービス、調査及び石炭測定           |
| PT Djakarta Lloyd (Persero)                  | 政府による支配 | 燃料及び石炭輸送サービス取引                   |
| PT Asuransi Jasa Indonesia (Persero)         | 政府による支配 | 当公社の建物、設備、発電所、送電設備及び船舶に対する保険サービス |
| Perum Jasa Tirta                             | 政府による支配 | 電力の購入                            |
| SMI                                          | 政府による支配 | ノンバンク政府系金融機関の受取                  |
| PT Geo Dipa Energi (Persero)                 | 関連会社    | 電力の購入                            |
| PT Tanjung Kasam Power                       | 関連会社    | 電力の購入                            |
| PT Dalle Energy Batam                        | 関連会社    | 電力の購入                            |
| PT Mitra Energi Batam                        | 関連会社    | 電力の購入                            |
| PT Sumber Segara Primadaya                   | 関連会社    | 電力の購入                            |
| PT Bajradaya Sentranusa                      | 共同支配企業  | 電力の購入                            |
| PT Komipo Pembangkitan Jawa Bali             | 共同支配企業  | 電力の購入及び長期借入金の発行                  |
| PT Bukit Pembangkit Innovative               | 共同支配企業  | 電力の購入                            |
| PT Shenhua Guohua Pembangkitan Jawa Bali     | 共同支配企業  | 電力の購入                            |
| PT Perta Daya Gas                            | 共同支配企業  | 長期貸付金の発行                         |

|                                 |         |                  |
|---------------------------------|---------|------------------|
| Dana pensiun PLN                | 退職給付制度  | 確定給付型企业年金の拠出金の支払 |
| PT Transportasi Gas Indonesia   | 政府による支配 | ガス供給サービス業        |
| PT Wijaya Karya Industri Energi | 政府による支配 | リース発電所機械         |
| PT Waskita Karya (Persero) Tbk  | 政府による支配 | 建設サービス           |

## 残高及び関係当事者との取引：

|                                  | 注記 | 2018年度     |       | 2017年度     |       | 2016年度     |       |
|----------------------------------|----|------------|-------|------------|-------|------------|-------|
|                                  |    | 百万ルピア      | %＊)   | 百万ルピア      | %＊)   | 百万ルピア      | %＊)   |
| 関係当事者に対する債権                      | 9  |            |       |            |       |            |       |
| PT Shenhua Gouhua                |    |            |       |            |       |            |       |
| Pembangkitan Jawa Bali           |    | 830,188    | 0.06% | -          | 0.00% | -          | 0.00% |
| PT Perta Daya Gas                |    | 199,576    | 0.01% | 224,742    | 0.02% | 260,085    | 0.02% |
| PT Komipo Pembangkitan Jawa Bali |    | 5,582      | 0.00% | 11,447     | 0.00% | 16,747     | 0.00% |
| PT Dalle Energy Batam            |    | -          | 0.00% | 5,603      | 0.00% | 9,632      | 0.00% |
| PT Mitra Energi Batam            |    | 1,845      | 0.00% | 683        | 0.00% | 683        | 0.00% |
| PT Tanjung Kasam Power           |    | -          | 0.00% | -          | 0.00% | 12,465     | 0.00% |
| 小計                               |    | 1,037,191  | 0.07% | 242,475    | 0.02% | 299,612    | 0.02% |
| 制限付現金及び定期預金                      | 10 |            |       |            |       |            |       |
| マンディリ銀行                          |    | 82,412     | 0.01% | 57,909     | 0.00% | 12,159     | 0.00% |
| バンクネガラインドネシア                     |    | 1,348      | 0.00% | 71,313     | 0.01% | 1,269      | 0.00% |
| バンク・ラヤット・インドネシア                  |    | -          | 0.00% | 75,200     | 0.01% | -          | 0.00% |
| 小計                               |    | 83,760     | 0.01% | 204,422    | 0.02% | 13,428     | 0.00% |
| 現金及び現金同等物                        | 12 |            |       |            |       |            |       |
| バンク・ラヤット・インドネシア                  |    | 10,464,753 | 0.70% | 14,043,255 | 1.05% | 13,864,019 | 1.09% |
| バンクネガラインドネシア                     |    | 8,635,043  | 0.58% | 10,071,808 | 0.75% | 10,669,987 | 0.84% |
| マンディリ銀行                          |    | 5,651,840  | 0.38% | 8,516,490  | 0.64% | 10,892,432 | 0.85% |
| バンク・タブンガン・ネガラ                    |    | 1,001,303  | 0.07% | 1,505,072  | 0.11% | 1,003,076  | 0.08% |
| DKI銀行                            |    | 364,828    | 0.02% | 836,833    | 0.06% | 761,487    | 0.06% |
| 小計                               |    | 26,117,767 | 1.75% | 34,973,458 | 2.61% | 37,191,001 | 2.92% |
| 短期投資                             | 13 |            |       |            |       |            |       |
| バンク・ラヤット・インドネシア                  |    | 1,184,511  | 0.08% | 260,000    | 0.02% | 367,200    | 0.03% |
| マンディリ銀行                          |    | 20,000     | 0.00% | 20,000     | 0.00% | -          | 0.00% |
| 小計                               |    | 1,204,511  | 0.08% | 280,000    | 0.02% | 367,200    | 0.03% |

| 売掛金                                          | 14 |            |        |            |        |            |
|----------------------------------------------|----|------------|--------|------------|--------|------------|
| 国有企業                                         |    | 596,016    | 0.04%  | 583,539    | 0.04%  | 568,123    |
| 電力補助金に係る債権                                   | 15 | -          | 0.00%  | 7,588,977  | 0.57%  | 12,446,110 |
| 合計                                           |    | 29,039,245 | 1.95%  | 43,872,871 | 3.28%  | 50,885,474 |
| ツーク・ステップ・ローン                                 | 24 | 38,635,552 | 6.84%  | 34,221,468 | 7.35%  | 31,696,088 |
| 政府及びノンバンク政府系金融機関借入金                          | 25 | 7,204,278  | 1.27%  | 7,352,966  | 1.58%  | 8,301,603  |
| リース負債                                        | 26 |            |        |            |        |            |
| PT Wijaya Karya Industri Energi              |    | 86,466     | 0.02%  | 239,805    | 0.05%  | -          |
| 銀行借入金                                        | 27 |            |        |            |        |            |
| マンディリ銀行                                      |    | 24,898,287 | 4.41%  | 16,314,842 | 3.50%  | 12,234,270 |
| バンク・ラヤット・インドネシア                              |    | 23,271,064 | 4.12%  | 34,569,917 | 7.43%  | 37,181,302 |
| バンクネガラインドネシア                                 |    | 20,338,378 | 3.60%  | 21,872,337 | 4.70%  | 22,628,291 |
| DKI銀行                                        |    | 3,078,962  | 0.54%  | 2,401,684  | 0.52%  | 3,006,321  |
| 小計                                           |    | 71,586,691 | 12.67% | 75,158,780 | 16.14% | 75,050,184 |
| 関係当事者未払金                                     | 29 |            |        |            |        |            |
| PT Mitra Energi Batam                        |    | 1,000      | 0.00%  | -          | 0.00%  | -          |
| PT Dalle Energy Batam                        |    | -          | 0.00%  | 794        | 0.00%  | 2,301      |
| 小計                                           |    | 1,000      | 0.00%  | 794        | 0.00%  | 2,301      |
| 仕入債務                                         | 30 |            |        |            |        |            |
| PT Nusantara Regas                           |    | 727,834    | 0.13%  | 505,071    | 0.11%  | 678,945    |
| PT Pertamina (Persero)                       |    | 572,110    | 0.10%  | 4,590,958  | 0.99%  | 4,109,919  |
| PT Sumber Segara Primadaya                   |    | 538,466    | 0.10%  | 1,134,634  | 0.24%  | 624,837    |
| PT Pertamina Geothermal Energy               |    | 319,336    | 0.06%  | 286,137    | 0.06%  | 31,002     |
| PT Perusahaan Gas Negara (Persero) Tbk       |    | 247,512    | 0.04%  | 690,978    | 0.15%  | 451,037    |
| PT Geo Dipa Energi                           |    | 134,620    | 0.02%  | 133,939    | 0.03%  | 58,165     |
| PT Bajradaya Sentranusa                      |    | 133,633    | 0.02%  | 120,694    | 0.03%  | 61,743     |
| PT Dalle Energy Batam                        |    | 43,005     | 0.01%  | -          | 0.00%  | 49,830     |
| PT Transportasi Gas Indonesia                |    | 7,192      | 0.00%  | 11,732     | 0.00%  | -          |
| PT Waskita Karya (Persero) Tbk               |    | -          | 0.00%  | 1,512,870  | 0.32%  | -          |
| PT Tambang Batubara Bukit Asam (Persero) Tbk |    | -          | 0.00%  | 1,041,368  | 0.22%  | 651,321    |
| PT Djakarta Lloyd (Persero)                  |    | -          | 0.00%  | 11,836     | 0.00%  | 3,646      |
| Perum Jasa Tirta                             |    | -          | 0.00%  | 11,638     | 0.00%  | 202,558    |
| PT Sucofindo (Persero)                       |    | -          | 0.00%  | 11,515     | 0.00%  | 5,832      |
| PT Surveyor Indonesia (Persero)              |    | -          | 0.00%  | 2,755      | 0.00%  | 2,130      |
| PT Tanjung Kasam Power                       |    | -          | 0.00%  | -          | 0.00%  | 72,484     |

|                                              |             |        |             |        |             |        |
|----------------------------------------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|
| PT Komipo Pembangkitan Jawa Bali             | -           | 0.00%  | -           | 0.00%  | 19,712      | 0.01%  |
| PT Mitra Energi Batam                        | -           | 0.00%  | -           | 0.00%  | 16,641      | 0.00%  |
| PT Wijaya Karya (Persero) Tbk                | -           | 0.00%  | -           | 0.00%  | 11,393      | 0.00%  |
| その他（それぞれ仕入債務総額の5%未満）                         | 6,320,822   | 1.12%  | 1,149,114   | 0.25%  | 721,498     | 0.18%  |
| 小計                                           | 9,044,530   | 1.60%  | 11,215,239  | 2.40%  | 7,772,693   | 1.96%  |
| 未払費用                                         | 33          |        |             |        |             |        |
| ツー・ステップ・ローン                                  | 344,854     | 0.06%  | 275,160     | 0.06%  | 235,460     | 0.06%  |
| 銀行借入金                                        |             |        |             |        |             |        |
| マンディリ銀行                                      | 256,703     | 0.05%  | 170,595     | 0.04%  | 109,126     | 0.03%  |
| バンク・ラヤット・インドネシア                              | 109,888     | 0.02%  | 158,100     | 0.03%  | 193,422     | 0.05%  |
| バンクネガラインドネシア                                 | 126,645     | 0.02%  | 134,069     | 0.03%  | 140,797     | 0.04%  |
| DKI銀行                                        | 4,475       | 0.00%  | 2,747       | 0.00%  | 4,251       | 0.00%  |
| 政府及びノンバンク政府系金融機関借入金                          | 89,679      | 0.02%  | 15,081      | 0.00%  | 119,640     | 0.03%  |
| 燃料購入の仕入債務                                    | -           | 0.00%  | -           | 0.00%  | 19,713      | 0.01%  |
| 小計                                           | 932,244     | 0.16%  | 755,752     | 0.16%  | 822,409     | 0.22%  |
| 合計                                           | 127,490,761 | 22.56% | 128,944,804 | 27.69% | 123,645,278 | 31.40% |
| 電力売上                                         | 36          |        |             |        |             |        |
| 国有企業                                         | 5,505,800   | 2.23%  | 5,487,610   | 2.23%  | 5,125,587   | 2.39%  |
| 政府からの電力補助金                                   | 37          |        |             |        |             |        |
| 燃料・潤滑油費                                      | 39          |        |             |        |             |        |
| PT Pertamina (Persero)                       | 29,385,495  | 21.41% | 19,129,336  | 16.36% | 22,581,839  | 20.62% |
| PT Nusantara Regas                           | 10,193,687  | 7.43%  | 8,151,615   | 6.97%  | 8,299,203   | 7.58%  |
| PT Perusahaan Gas Negara (Persero) Tbk       | 10,132,171  | 7.38%  | 6,976,710   | 5.97%  | 7,347,673   | 6.71%  |
| PT Tambang Batubara Bukit Asam (Persero) Tbk | 7,682,414   | 5.60%  | 5,044,782   | 4.31%  | 4,373,538   | 3.99%  |
| 合計                                           | 57,393,767  | 41.81% | 39,302,443  | 33.61% | 42,602,253  | 38.90% |
| 購入電力費                                        | 40          |        |             |        |             |        |
| PT Sumber Segara Primadaya                   | 7,585,240   | 9.00%  | 6,547,601   | 9.04%  | 3,281,618   | 5.49%  |
| PT Pertamina Geothermal Energy               | 2,611,244   | 3.10%  | 2,076,654   | 2.87%  | 916,737     | 1.53%  |
| PT Bajradaya Sentranusa                      | 840,239     | 1.00%  | 781,022     | 1.08%  | 775,713     | 1.30%  |
| PT Geo Dipa Energi                           | 790,389     | 0.94%  | 742,444     | 1.03%  | 589,986     | 0.99%  |
| PT Bukit Pembangkit Innovative               | 898,457     | 1.07%  | 671,673     | 0.93%  | 444,259     | 0.74%  |
| PT Dalle Energy Batam                        | 592,659     | 0.70%  | 529,834     | 0.73%  | 545,847     | 0.91%  |
| 合計                                           | 13,318,228  | 15.80% | 11,349,228  | 15.68% | 6,554,160   | 10.96% |
| 維持管理費                                        | 42          |        |             |        |             |        |
| PT Komipo Pembangkitan Jawa Bali             | 225,224     | 1.09%  | 235,028     | 1.20%  | 216,560     | 1.02%  |
| その他営業費用                                      | 44          |        |             |        |             |        |

## 保険

|                                         |         |       |         |       |         |       |
|-----------------------------------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| PT Asuransi Jasa Indonesia<br>(Persero) | 283,607 | 3.57% | 327,456 | 4.25% | 270,828 | 3.72% |
| その他                                     |         |       |         |       |         |       |
| PT Sucofindo (Persero)                  | -       | 0.00% | 19,943  | 0.26% | 37,587  | 0.52% |
| PT Surveyor Indonesia<br>(Persero)      | -       | 0.00% | 12,131  | 0.16% | 6,195   | 0.09% |
| 合計                                      | 283,607 | 3.57% | 359,530 | 4.67% | 314,610 | 4.33% |

## 金融費用

45

|                         |           |        |           |        |           |        |
|-------------------------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| 銀行借入金                   | 4,288,070 | 19.83% | 5,545,937 | 29.89% | 3,774,489 | 20.18% |
| ツー・ステップ・ローン             | 611,107   | 2.83%  | 547,187   | 2.95%  | 633,599   | 3.39%  |
| 政府及びノンバンク政府系金融<br>機関借入金 | 445,348   | 2.06%  | 514,091   | 2.77%  | 558,962   | 2.99%  |
| 金融派生商品                  | 199,545   | 0.92%  | 62,552    | 0.34%  | 105,215   | 0.56%  |
| 合計                      | 5,544,070 | 25.64% | 6,669,767 | 35.95% | 5,072,265 | 27.12% |

\*) 関連する総資産/負債/収益/費用に対する割合

2018年、2017年及び2016年の当社のコミサリス会の報酬総額は、それぞれ74,856百万ルピア、72,125百万ルピア及び48,654百万ルピアであった。

2018年、2017年及び2016年の当社の取締役の報酬総額は、それぞれ224,594百万ルピア、217,026百万ルピア及び116,170百万ルピアであった。

当社のコミサリス会及び取締役への報酬は全て、短期従業員給付である。

当公司及びその子会社のDP PLNへの拠出については、注記50に記載される。

## 53. 外貨建て金銭資産及び債務

2018年、2017年及び2016年12月31日現在で、当公司及びその子会社の外貨建て金銭資産及び負債は下記のとおりである。

|              | 2018年度          |               |             |            |
|--------------|-----------------|---------------|-------------|------------|
|              | 日本円 *)          | 米ドル *)        | ユーロ *)      | その他 **)    |
| <b>金融資産</b>  |                 |               |             |            |
| 関係当事者に対する債権  | -               | 71,111,379    | -           | -          |
| 制限付現金及び定期預金  | 36,946,110,237  | 47,702,501    | -           | -          |
| 現金及び現金同等物    | 4,790,819,800   | 512,384,448   | 89,538,915  | -          |
| 金銭資産合計       | 41,736,930,037  | 631,198,328   | 89,538,915  | -          |
| <b>金銭負債</b>  |                 |               |             |            |
| ツー・ステップ・ローン  | 162,912,639,354 | 1,150,578,646 | 27,527,396  | 8,696,746  |
| リース負債        | 121,002,299,155 | 65,563,142    | -           | -          |
| 銀行借入金        | 31,192,959,687  | 5,043,916,293 | 177,151,348 | -          |
| 債券及びスーク・イジャラ | -               | 7,772,389,000 | 500,000,000 | -          |
| 購入電力費未払金     | -               | 518,632,595   | -           | -          |
| その他の支払債務     | 7,014,816,839   | 645,776,451   | 119,382,223 | 7,612,447  |
| プロジェクト費用未払金  | 246,561,105     | 345,310       | 269,257     | -          |
| 買掛金          | -               | 616,689,475   | -           | 10,058,203 |

|                               |                      |                  |               |              |
|-------------------------------|----------------------|------------------|---------------|--------------|
| 未払費用                          | 7,972,462,852        | 188,553,280      | 1,142,063     | 89,447       |
| 金銭負債合計                        | 330,341,738,992      | 16,002,444,192   | 825,472,287   | 26,456,843   |
| 正味金銭負債                        | (288,604,808,955)    | (15,371,245,864) | (735,933,372) | (26,456,843) |
| ルピア換算（単位：百万）                  | (37,840,448)         | (222,591,011)    | (12,186,873)  | (383,122)    |
| <b>合計（ルピア）、純額<br/>（単位:百万）</b> | <b>(273,001,454)</b> |                  |               |              |

## 2017年度

|                               | 日本円 ＊)               | 米ドル ＊)           | ユーロ ＊)        | その他 **)      |
|-------------------------------|----------------------|------------------|---------------|--------------|
| <b>金融資産</b>                   |                      |                  |               |              |
| 関係当事者に対する債権                   | -                    | 16,197,815       | -             | -            |
| 制限付現金及び定期預金                   | 54,793,251,283       | 46,055,654       | -             | -            |
| 現金及び現金同等物                     | 989,283,918          | 612,474,922      | 8,321,241     | -            |
| 金銭資産合計                        | 55,782,535,201       | 674,728,391      | 8,321,241     | -            |
| <b>金銭負債</b>                   |                      |                  |               |              |
| ツー・ステップ・ローン                   | 170,695,553,004      | 964,734,649      | 26,063,045    | 11,863,438   |
| リース負債                         | 157,201,225,947      | 84,248,160       | -             | -            |
| 銀行借入金                         | 6,012,420,140        | 3,035,228,648    | 134,312,461   | -            |
| 債券及びスーク・イジャラ                  | -                    | 6,500,000,000    | -             | -            |
| 購入電力費未払金                      | -                    | 544,464,269      | -             | -            |
| その他の支払債務                      | -                    | 360,950,854      | 15,852,132    | 7,374,791    |
| プロジェクト費用未払金                   | 49,795,559           | 32,935,748       | 2,135,535     | -            |
| 買掛金                           | -                    | 543,839,978      | 648,299       | 759,254      |
| 未払費用                          | 4,561,471,496        | 134,199,763      | 1,058,278     | 123,095      |
| 金銭負債合計                        | 338,520,466,146      | 12,200,602,069   | 180,069,750   | 20,120,578   |
| 正味金銭負債                        | (282,737,930,945)    | (11,525,873,678) | (171,748,509) | (20,120,578) |
| ルピア換算（単位：百万）                  | (33,990,302)         | (156,152,537)    | (2,777,794)   | (272,594)    |
| <b>合計（ルピア）、純額<br/>（単位:百万）</b> | <b>(193,193,227)</b> |                  |               |              |

## 2016年度

|              | 日本円 ＊)          | 米ドル ＊)        | ユーロ ＊)      | その他 **)    |
|--------------|-----------------|---------------|-------------|------------|
| <b>金融資産</b>  |                 |               |             |            |
| 関係当事者に対する債権  | -               | 18,897,451    | -           | -          |
| 制限付現金及び定期預金  | 58,900,167,541  | 44,922,075    | -           | -          |
| 現金及び現金同等物    | 1,222,842,324   | 178,504,121   | 7,299,106   | 457,750    |
| 金銭資産合計       | 60,123,009,865  | 242,323,647   | 7,299,106   | 457,750    |
| <b>金銭負債</b>  |                 |               |             |            |
| ツー・ステップ・ローン  | 179,894,874,250 | 753,977,435   | 39,752,290  | 13,203,171 |
| リース負債        | 188,227,714,907 | -             | -           | -          |
| 銀行借入金        | -               | 2,989,065,968 | 142,625,503 | -          |
| 債券及びスーク・イジャラ | -               | 5,000,000,000 | -           | -          |
| 購入電力費未払金     | -               | 568,927,136   | -           | -          |
| その他の支払債務     | -               | 418,912,416   | 47,445,212  | 8,189,434  |
| プロジェクト費用未払金  | 59,509,492      | 19,387,543    | 3,362,440   | -          |

|                               |                      |                  |               |              |
|-------------------------------|----------------------|------------------|---------------|--------------|
| 買掛金                           | 31,991,723           | 416,862,980      | 10,972,386    | 5,081,646    |
| 未払費用                          | 4,198,343,675        | 113,279,119      | 1,136,639     | 138,506      |
| 金銭負債合計                        | 372,412,434,047      | 10,280,412,597   | 245,294,470   | 26,612,757   |
| 正味金銭負債                        | (312,289,424,182)    | (10,038,088,950) | (237,995,364) | (26,155,007) |
| ルピア換算（単位：百万）                  | (36,039,714)         | (134,871,763)    | (3,370,383)   | (351,419)    |
| <b>合計（ルピア）、純額<br/>（単位：百万）</b> | <b>(174,633,279)</b> |                  |               |              |

\*) 総額

\*\*) 他の外貨建ての資産及び負債については、報告日現在の為替レートを用いて米ドル相当額を表示している。

外貨に対するルピアの変動に関して、当公社及びその子会社は、2018年12月31日に10,926,741百万ルピア、2017年12月31日に2,935,144百万ルピア、2016年12月31日に4,195,210百万ルピアの外国為替純損失を計上した。

2018年12月31日現在の外貨建て資産及び負債が2019年6月14日の発行日の終値で換算された場合、当公社及びその子会社の純外貨建て負債総額は270,770,711百万ルピア増加する。

## 54. 営業セグメント

### 地理情報

営業セグメント情報は、連結財務書類の作成及び表示のために採用した会計方針を適用して作成される。

2018年、2017年及び2016年12月31日現在で、当公社及びその子会社はスマトラ、ジャワ・バリ及びヌサ・トゥンガラ、カリマンタン、スラウェシ、マルク及びパプアに分割されていた。これらの地理オペレーションは、当公社及びその子会社がセグメント情報を報告する基礎である。詳細は、下記のとおりである。

|            | 2018年度        |                              |                 |                |                  |               |
|------------|---------------|------------------------------|-----------------|----------------|------------------|---------------|
|            | スマトラ<br>百万ルピア | ジャワ・バリ&ヌ<br>サ・トゥンガラ<br>百万ルピア | カリマンタン<br>百万ルピア | スラウェシ<br>百万ルピア | マルク&パプア<br>百万ルピア | 合計<br>百万ルピア   |
| 収益         |               |                              |                 |                |                  |               |
| 外部収益       | 25,062,219    | 233,606,498                  | 7,726,914       | 5,425,117      | 1,076,994        | 272,897,742   |
| セグメント別実績   | (15,008,395)  | (26,978,705)                 | (1,953,277)     | (3,605,740)    | (2,875,809)      | (50,421,926)  |
| 未割当利益、純額   |               |                              |                 |                |                  | 15,130,779    |
| 補助金計上前営業損失 |               |                              |                 |                |                  | (35,291,147)  |
| 未割当営業外収益   |               |                              |                 |                |                  | 55,191,985    |
| 税務便益       |               |                              |                 |                |                  | (8,325,082)   |
| 当期利益       |               |                              |                 |                |                  | 11,575,756    |
| セグメント資産    | 255,232,470   | 890,896,603                  | 75,786,393      | 61,484,483     | 22,979,675       | 1,306,379,624 |
| 未割当資産      |               |                              |                 |                |                  | 186,108,121   |
| 連結資産合計     |               |                              |                 |                |                  | 1,492,487,745 |
| セグメント負債    | 244,790,849   | 157,323,297                  | 67,251,613      | 59,126,448     | 23,745,787       | 552,237,994   |
| 未割当負債      |               |                              |                 |                |                  | 12,835,894    |
| 連結負債合計     |               |                              |                 |                |                  | 565,073,888   |

## 2017年度

|                 | ジャワ・バリ & ヌサ・  |                |                 |                |                    |                      |
|-----------------|---------------|----------------|-----------------|----------------|--------------------|----------------------|
|                 | スマトラ<br>百万ルピア | トゥンガラ<br>百万ルピア | カリマンタン<br>百万ルピア | スラウェシ<br>百万ルピア | マルク & パプア<br>百万ルピア | 合計<br>百万ルピア          |
| <b>収益</b>       |               |                |                 |                |                    |                      |
| 外部収益            | 27,604,617    | 218,159,043    | 4,216,594       | 4,191,350      | 1,123,639          | 255,295,243          |
| <b>セグメント別実績</b> | (7,870,096)   | (3,353,886)    | (3,136,306)     | (2,899,086)    | (2,021,163)        | (19,280,537)         |
| 未割当利益、純額        |               |                |                 |                |                    | (898,314)            |
| 補助金計上前営業損失      |               |                |                 |                |                    | (20,178,851)         |
| 未割当営業外収益        |               |                |                 |                |                    | 28,722,923           |
| 税務便益            |               |                |                 |                |                    | (4,115,955)          |
| 当期利益            |               |                |                 |                |                    | <b>4,428,117</b>     |
| <b>セグメント資産</b>  | 214,732,514   | 812,660,377    | 58,642,941      | 49,255,838     | 14,885,512         | 1,150,177,182        |
| 未割当資産           |               |                |                 |                |                    | 184,780,475          |
| 連結資産合計          |               |                |                 |                |                    | <b>1,334,957,657</b> |
| <b>セグメント負債</b>  | 203,390,278   | 104,331,499    | 57,936,833      | 48,561,391     | 16,076,395         | 430,296,396          |
| 未割当負債           |               |                |                 |                |                    | 35,244,657           |
| 連結負債合計          |               |                |                 |                |                    | <b>465,541,053</b>   |

## 2016年度

|                 | ジャワ・バリ & ヌサ・  |                |                 |                |                    |                      |
|-----------------|---------------|----------------|-----------------|----------------|--------------------|----------------------|
|                 | スマトラ<br>百万ルピア | トゥンガラ<br>百万ルピア | カリマンタン<br>百万ルピア | スラウェシ<br>百万ルピア | マルク & パプア<br>百万ルピア | 合計<br>百万ルピア          |
| <b>収益</b>       |               |                |                 |                |                    |                      |
| 外部収益            | 24,506,500    | 189,870,983    | 3,342,408       | 4,193,676      | 908,389            | 222,821,956          |
| <b>セグメント別実績</b> | (13,034,063)  | (6,544,656)    | (5,222,943)     | (7,453,136)    | (2,537,240)        | (34,792,038)         |
| 未割当利益、純額        |               |                |                 |                |                    | 3,164,192            |
| 補助金計上前営業損失      |               |                |                 |                |                    | (31,627,846)         |
| 未割当営業外収益        |               |                |                 |                |                    | 45,206,072           |
| 税務便益            |               |                |                 |                |                    | (5,427,843)          |
| 当期利益            |               |                |                 |                |                    | <b>8,150,383</b>     |
| <b>セグメント資産</b>  | 189,480,713   | 759,353,266    | 54,801,915      | 55,405,116     | 11,578,530         | 1,070,365,052        |
| 未割当資産           |               |                |                 |                |                    | 201,812,923          |
| 連結資産合計          |               |                |                 |                |                    | <b>1,272,177,975</b> |
| <b>セグメント負債</b>  | 17,077,350    | 325,469,206    | 4,467,088       | 3,860,302      | 1,282,227          | 352,156,173          |
| 未割当負債           |               |                |                 |                |                    | 41,622,345           |
| 連結負債合計          |               |                |                 |                |                    | <b>393,778,518</b>   |

## 55. 義務及び偶発事象

2018年12月31日現在で、当公社及びその子会社には、下記の重要な義務及び偶発事象がある。

## a. 燃料供給契約

1. ガス

| 部門                                              | サプライヤー                                                           | 期間                      | 単位       | 数量 <sup>d)</sup> |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------|------------------|
| <i>Cilegon</i>                                  | a)                                                               | 2006-2018               | bbtu     | 356,300          |
| <i>Cilegon</i>                                  | PT Perusahaan Gas Negara (Persero) Tbk                           | 2009-2019               | bbtu     | 101,400          |
| <i>Muara Karang - Priok</i>                     | a)                                                               | 2004-2018 <sup>h)</sup> | bbtu     | 679,954          |
| <i>Muara Karang</i>                             | PT Perusahaan Gas Negara (Persero) Tbk                           | 2018-2019               | bbtu     | 1,095            |
| <i>Muara Tawar</i>                              | PT Perusahaan Gas Negara (Persero) Tbk                           | 2008-2019               | bbtu     | 294,146          |
| <i>Muara Tawar, Payo Selincah, Rengat, Duri</i> | b)                                                               | 2011-2019               | bbtu     | 182,585          |
| <i>Keramasan, Inderalaya, Borang</i>            | Medco E&P Lematang                                               | 2017-2027               | bbtu     | 50,933           |
| <i>Gresik</i>                                   | Kangean Energy Indonesia Ltd <sup>g)</sup>                       | 2012-2028               | bbtu     | 368,700          |
| <i>Gresik</i>                                   | PT Pertamina Hulu Energy West Madura Offshore                    | 2002-2018 <sup>f)</sup> | bbtu     | 478,990          |
| <i>Gresik</i>                                   | PGN SAKA eks Hess Ltd                                            | 2006-2026               | bbtu     | 440,000          |
| <i>Pekanbaru</i>                                | EMP Bentu Ltd. <sup>f)</sup>                                     | 2007-2021               | bbtu     | 128,619          |
| <i>Keramasan</i>                                | PT Pertamina EP                                                  | 2010-2020               | bbtu     | 27,375           |
| <i>Payo Selincah</i>                            | PT Energasindo Heksa Karya                                       | 2009-2019 <sup>f)</sup> | bbtu     | 104,002          |
| <i>Tanjung Batu</i>                             | PT Pertamina (Persero)、Semco (TAC)                               | 2005-2019               | bbtu     | 81,636           |
| <i>Tarakan</i>                                  | PT Pertamina EP                                                  | 2012-2017 <sup>f)</sup> | bbtu     | 3,359            |
| <i>Bontang</i>                                  | Pertamina Hulu Mahakan                                           | 2018 <sup>f)</sup>      | bbtu     | 852              |
| <i>Bontang</i>                                  | Mubadala Petroleum                                               | 2017-2021               | bbtu     | 8,760            |
| <i>Batam</i>                                    | PT Perusahaan Gas Negara (Persero) Tbk                           | 2004-2019               | bbtu     | 72,270           |
| <i>Tanjung Priok</i>                            | PT Perusahaan Gas Negara (Persero) Tbk                           | 2012-2019               | bbtu     | 76,615           |
| <i>Grati</i>                                    | Lapangan Oyong <sup>c)</sup>                                     | 2009-2020               | bbtu     | 116,070          |
| <i>Talang Duku</i>                              | PT Perusahaan Gas Negara (Persero) Tbk                           | 2009-2019               | bbtu     | 21,000           |
| <i>Bangkanai</i>                                | Ophir Indonesia (Bangkanai) Ltd <sup>e)</sup>                    | 2013-2033               | bbtu     | 130,000          |
| <i>Sengkang</i>                                 | Energy Equity Epic (Sengkang) Pty Ltd                            | 2012-2022               | bbtu     | 51,945           |
| <i>Muara Tawar</i>                              | PT Pertamina EP                                                  | 2008-2018 <sup>f)</sup> | bbtu     | 53,430           |
| <i>Tambak Lorok</i>                             | PT Sumber Petrindo Perkasa                                       | 2011-2022               | bbtu     | 219,000          |
| <i>Grati</i>                                    | Lapangan Wortel <sup>c)</sup>                                    | 2012-2020               | bbtu     | 55,827           |
|                                                 | Premier Oil Natuna Sea B.V. ;<br>Natuna 1 B.V. ; Natuna 2 B.V. ; |                         |          |                  |
| <i>Batam</i>                                    | Kufpec Indonesia (Natuna) B.V.                                   | 2011-2022               | bbtu     | 280,100          |
| <i>Jakabaring (CNG)</i>                         | PDPDE Prov Sumatera Selatan                                      | 2013-2020               | bbtu     | 8,340            |
| <i>Tambak Lorok</i>                             | PC Muriah Ltd                                                    | 2014-2026               | bbtu     | 354,780          |
| <i>Melibur</i>                                  | Kondur Petroleum SA                                              | 2012-2020               | bbtu     | 831              |
| <i>Nunukan</i>                                  | Pertamina EP                                                     | 2012-2029               | bbtu     | 4,200            |
| <i>Sanga Sanga (CBM)</i>                        | Virginia Indonesia Co. CBM Limited                               | 2012-2019               | bbtu     | 366              |
| <i>Muara KarangPriok (LNG)</i>                  | PT Nusantara Regas                                               | 2012-2022               | Juta Ton | 11               |
| <i>Tanjung Selor</i>                            | Perusda Nusa Serambi Persada                                     | 2013-2024               | bbtu     | 11,550           |

|                               |                                                                     |                         |       |        |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------|--------|
| <i>Bunyu Kaltim</i>           | Pertamina EP                                                        | 2012-2017 <sup>h)</sup> | bbtu  | 609    |
| <i>Gresik</i>                 | Santos (Madura Offshore) Peluang                                    | 2013-2019               | bbtu  | 49,400 |
| <i>Gresik</i>                 | PT Surya Cipta Internusa                                            | 2015-2020               | bbtu  | 3,580  |
| <i>Purwodadi</i>              | PDPDE Prov Sumatera Selatan                                         | 2013-2019               | bbtu  | 9,250  |
| <i>Batam</i>                  | Inti Daya Latu Prima                                                | 2012-2019               | bbtu  | 11,685 |
| <i>Gresik</i>                 | Petrogas Jatim Utama                                                | 2013-2019               | bbtu  | 39,898 |
| <i>Belawan, Muara Karang,</i> |                                                                     |                         |       |        |
| <i>Priok (LNG)</i>            | Tangguh PSC Contract Parties                                        | 2016-2034               | kargo | 696    |
| <i>Tana Tidung</i>            | PT Pertamina Hulu Energi Simenggaris 及び<br>PT Medco E&P Simenggaris | 2015-2020               | bbtu  | 805    |
| <i>New Tarahan</i>            | PT Perusahaan Gas Negara (Persero) Tbk                              | 2015-2019               | bbtu  | 3,759  |
| <i>Multidestinas</i>          | Pertamina (hilir) <sup>i)</sup>                                     | 2018-2022               | -     | -      |
| <i>Multidestinas</i>          | Pertamina (hulu) <sup>i)</sup>                                      | 2018-2023               | -     | -      |
| <i>Sutami</i>                 | PT Perusahaan Gas Negara (Persero) Tbk                              | 2016-2019               | bbtu  | 3,365  |
| <i>Sumatera</i>               | ConocoPhillips (Grissik) Ltd.                                       | 2016-2023               | bbtu  | 6,600  |
| <i>MPP 100 MW Lampung</i>     | PT Perusahaan Gas Negara (Persero) Tbk                              | 2016-2021               | bbtu  | 32,193 |
| <i>Mahakam</i>                | Pertagas Niaga                                                      | 2017-2023               | bbtu  | 14,256 |
| <i>Jawa Barat</i>             | Donggi Senoro LNG                                                   | 2018 <sup>f)</sup>      | kargo | 1      |
| <i>Batam</i>                  | Petrochina                                                          | 2016-2023               | bbtu  | 41,556 |

- a) PT Pertamina Hulu Energy ONWJ、Itochu Oil Exploration Co.Ltd.、Orchard Energy Java BV; Inpex Jawa Ltd.、CNOOC ONWJ Ltd. 及びTalisman Resources (North West Java) Ltd.
- b) Pt Pertamina Hulu Energi Jambi Merang、Talisman (Jambi Merang) Ltd. 及びPacific Oil & Gas (Jambi Merang) Ltd.
- c) Santos (Sampang) Pty Ltd.、Singapore Petroleum Sampang Ltd. (旧Coastal Indonesia Sampang Ltd.) 及びCue Sampang Pty Ltd.
- d) 総量
- e) Salamander Energy (Bangkanai) Ltd.から社名変更
- f) 修正中
- g) PT EMP Kangean Ltd.より社名変更
- h) プロセス修正中
- i) 要件に基づき、LNG量の判定を定期的に設定している

上記契約に関連して、当社は、下記の詳細が記載された設備スタンドバイ信用状を保有している。

| 発行銀行 | 受益者                                    | 通貨  | 合計*)           |
|------|----------------------------------------|-----|----------------|
| BRI  | PT Perusahaan Gas Negara (Persero) Tbk | ルピア | 61,681,003,559 |
|      |                                        | 米ドル | 21,999,600     |
|      | Santos (Sampang) Pty.Ltd               | 米ドル | 25,016,426     |
|      | Kangean Energy Ind                     | 米ドル | 13,947,032     |
|      | Petrochina Int.Jabung                  | 米ドル | 8,755,966      |

|              |                                        |       |                 |
|--------------|----------------------------------------|-------|-----------------|
|              | PT Surya Cipta Internusa               | ルピア   | 39,775,556,250  |
|              | SESCO                                  | 米ドル   | 10,000,000      |
|              |                                        | リングット | 79,000,000      |
| マンディリ銀行      | PT Pertamina (Persero)                 | ルピア   | 775,217,636,597 |
|              |                                        | 米ドル   | 13,447,712      |
|              | PT Perusahaan Gas Negara (Persero) Tbk | ルピア   | 1,529,310,098   |
|              |                                        | 米ドル   | 4,815,864       |
|              | BP Berau LTD. (Tangguhの代理)             | 米ドル   | 50,017,534      |
|              |                                        |       |                 |
| バンクネガラインドネシア | SESCO                                  | 米ドル   | 44,461,534      |
|              | Conoco Philips                         | 米ドル   | 9,300,000       |
|              | PT Petrogas Jatim Utama                | ルピア   | 205,952,138,577 |
|              | PT Inti Daya Latu Prima                | 米ドル   | 2,790,000       |

\*) 全額

引渡時点のガスパイプ購入価格は、Million British Thermal Units（以下「MMBTU」という。）当たり3.28米ドルから10.85米ドルの範囲であり、液体天然ガス（以下「LNG」という。）の価格は、MMBTU当たり8.41米ドルから11.85米ドルの範囲である。

## 2. 石炭

| サプライヤー                         | メトリックトン単位の<br>年間数量 *) | 期間        |
|--------------------------------|-----------------------|-----------|
| 定期                             |                       |           |
| PT Bukit Asam (Persero) Tbk    | 53,500,000            | 2004-2031 |
| PT Adaro Indonesia             | 16,000,000            | 2014-2023 |
| PT Kideco Jaya Agung           | 15,300,000            | 2009-2019 |
| PT Berau Coal                  | 30,500,000            | 2009-2023 |
| PT Indominco Mandiri           | 500,000               | 2017-2022 |
| PT Oktasan Baruna Persada      | 4,080,000             | 2015-2019 |
| CV Tahiti Coal                 | 120,000               | 2017-2020 |
| CV Air Mata Emas               | 36,000                | 2018-2021 |
| PT Artha Daya Coalindo         | 3,900,000             | 2019-2022 |
| PT Kaltim Prima Coal           | 7,460,000             | 2016-2022 |
| PT Allied Indo Coal            | 120,000               | 2017-2020 |
| PT Arutmin Indonesia           | 2,400,000             | 2019-2021 |
| PT Jembayan Muara Bara         | 500,000               | 2017-2022 |
| CV Bara Mitra Kencana          | 90,000                | 2019-2022 |
| PT Cahaya Bumi Perdana         | 48,000                | 2019-2022 |
| CV Putri Surya Pratama Natural | 48,000                | 2019-2022 |
| PT Dasrat Sarana Arang Sejati  | 48,000                | 2019-2022 |
| PT Miyor Pratama Coal          | 30,000                | 2019-2022 |

## コンソーシアム

|                                        |           |           |
|----------------------------------------|-----------|-----------|
| PT Arutmin Indonesia 及び PT Darma Henwa | 2,005,000 | 2007-2027 |
|----------------------------------------|-----------|-----------|

## 電源開発促進プログラム

|                                     |           |           |
|-------------------------------------|-----------|-----------|
| PT Bukit Asam (Persero) Tbk         | 9,800,000 | 2012-2030 |
| PT Indexim Coalindo                 | 300,000   | 2018-2023 |
| PT Titan Infra Energy <sup>1)</sup> | 2,920,000 | 2007-2027 |
| PT Hanson Energy                    | 2,128,000 | 2011-2034 |
| PT Lanna Harita Indonesia           | 300,000   | 2015-2020 |
| PT Rizki Anugrah Pertama            | 1,186,000 | 2015-2021 |
| PT Tunas Inti Abadi                 | 600,000   | 2016-2021 |
| PT Dizamatra Powerindo              | 500,000   | 2016-2021 |
| PT Samantaka Batubara               | 500,000   | 2016-2021 |
| PT Bara Energi Lestari              | 500,000   | 2017-2018 |

## コンソーシアム

|                                                                                 |           |           |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|
| PT Arutmin Indonesia 及び PT Darma Henwa                                          | 6,099,000 | 2007-2027 |
| PT Dwi Guna Laksana 及び PT Borneo Indo Bara                                      | 1,890,000 | 2009-2023 |
| PT Kasih Industri Indonesia CV Akbar 及び PT Sarolangun Prima Coa                 | 1,865,000 | 2009-2029 |
| PT Golden Great Borneo、PT Oktasan Baruna Persada 及び<br>PT Buana Eltra           | 576,000   | 2011-2031 |
| PT Eksploitasi Energi Indonesia、CV Multi Bara Persada 及び<br>PT Borneo Indo Bara | 1,179,104 | 2011-2031 |
| PT Oktasan Baruna Persada 及び PT Buana Rizky Armia                               | 1,241,000 | 2009-2032 |
| PT Energi Batubara Lestari 及び PT Batara Batari Sinergy Nusantara                | 221,000   | 2014-2034 |

\*) 総量

1) PT Titan Mining Energyから社名変更

2018年3月9日、エネルギー・鉱物資源省は、2018年1月1日から遡及して有効であった2018年公共の利益のための電力供給のための石炭販売価格に関する省令第1395 K/30/MEM号を公布した。同法令によって、石炭価格は6,322 kcal/kgの石炭カロリーを基準にして1メートルトン当たり70米ドルで規制された。

また、同省令は、同省令に列挙されているとおり、異なる仕様で価格を算定する方式を規制している。2018年3月12日付2018年省令第1410 K/30/MEM号により、2018年省令第1395 K/30/MEM号の有効期間は2018年3月12日から施行されるように改正された。

石炭購入価格は、1トン当たり295,469百万ルピアから1,088,501百万ルピアである。これは、発熱量、灰分、硫黄、水、灰溶融温度（AFT）及びハードグロブ粉砕性指数（HGI）に対して調整される。

子会社であるPLN バツバラは、下記のとおり、仕入先と石炭鉱業業務提携契約を締結した。

| サプライヤー                     | 所在地             | メトリックトン単位の数量 *) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|
| PT Tansri Madjid Energi    | ムアラ・エニム、南スマトラ   | 43,396,322      |
| PT Megapura Prima Industri | ソロン、西パプア州       | 14,800,000      |
| PT Awang Sejahtera         | カリマンタン、中央カリマンタン | 693,680         |

\*) 総量

### 3. 燃料

当公社及びプルタミナ社は、2001年10月8日付2001年燃料売買契約第071.PJ/060/DIR号を締結した。本契約は、2007年5月16日に修正され、当公社とプルタミナ社の間で、特に（1）2007年1月1日から2007年4月30日までの期間に使用される月次燃料価格は、プルタミナ社が決定し、2007年5月1日から2007年12月31日までの期間の燃料価格は、Mean Oil Platts Singapore（以下「MOPS」という。）から109.5%と付加価値税を加えたものであること、（2）2007年12月31日以降の燃料価格は、毎年両当事者が決定すること、（3）支払と支払遅延に対する罰金の条件は、インドネシア銀行証書の月次レートに1.3%を加えたものとする、（4）2007年5月1日を効力発生日として、2007年4月30日までの燃料の購入の買掛金の未払残高には、遅くとも2007年8月31日までに発行されるPLN債券によって決済されるまで、インドネシア銀行証書の年間レートに1.3%を加えた利息を適用すること、（5）プルタミナ社に対する最大債権額には18兆ルピアの発行予定債券が含まれること、（6）本契約は2007年1月1日から2011年12月31日までの5年間有効であることに同意した。

2007年5月16日付のJoint Deal Letterに基づき、PT Sucofindo (Persero)は独立鑑定人として任命される。

PLN及びプルタミナ社は、2017年5月16日付燃料売買契約の変更契約IVに基づき、供給期間を2020年まで延長することに合意した。

2017年10月17日付の当公社とプルタミナ社の間の燃料（HSD（High Speed Diesel（高速ディーゼル））及びMFO（Marine Fuel Oil（船用燃料油）））の販売価格及び購入価格契約の変更契約Vに基づき、下記の結果となった。

- a. 2017年のHSD取引価格：
  - 2017年1月から6月まではMOPSから107%である。
  - 2017年7月から12月まではMOPSから104.58%である。
- b. 2017年のMFO取引価格：
  - 2017年1月から6月まではMOPSから109.5%である。
  - 2017年7月から12月まではMOPSから109.1%である。

2018年5月20日付の当公社とプルタミナ社の間の2018年から2020年までの燃料（HSD及びMFO）の販売価格及び購入価格契約のAmendment VIに基づき、下記の結果となった。

- a. 2018年Semester Iの平均HSD取引価格はMOPSから104.77%である。
- b. 2018年Semester Iの平均MFO取引価格はMOPSから106.34%である。

当公社は、これらの価格に基づき、2018年のHSD及びMFOの購入を計上した。

2018年及び2017年12月31日現在で、プルタミナ社からの燃料購入に対する支払利息及び違約金の見積負債は、それぞれゼロであり、これらは未払費用として計上されている（注記34）。

2014年9月3日、当公社は、Belawan発電所についてPT Kutilang Paksi Masと、3年間で750,000 kl又は総量の充足のいずれか早い方を基準にHSDの売買契約を締結した。

2016年2月23日、当公社は、Sei Raya, Siantan, Sanggau (Menyurai及びSemboja) 及びKetapang (Sukaharja) のPT AKR Corporindo Tbk発電所口ケーションと、450,000 kl又は総量の充足のいずれか早い方を基準にHSDの売買契約を締結した。

2016年7月14日、当公社は、Belawan発電所についてPT Kutilang Paksi Masと、3年間で750,000 kl又は総量の充足のいずれか早い方を基準にHSDの売買契約を締結した。

2017年5月26日、当公社は、Tanjung Batu発電所についてPT Kutilang Paksi Masと、3年間で450,000 kl又は総量の充足のいずれか早い方を基準にHSDの売買契約を締結した。

2017年8月18日、当公社は、Bangka Belitung発電所についてPT Kutilang Paksi Masと、3年間で120,000 kl又は総量の充足のいずれか早い方を基準にHSDの売買契約を締結した。

2017年12月29日、当公社は、Belawan及びSouth & Central Kalimantan発電所についてPT Kutilang Paksi Masと、3年間で750,000 kl又は総量の充足のいずれか早い方を基準にHSDの売買契約を締結した。

#### 4. 地熱蒸気

2018年、当社は、複数のサプライヤーと下記のような地熱蒸気契約を結んだ。

| 部門                              | サプライヤー                                                                                                              | 期間                 |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| <i>Kamojang Unit 1、2及び3</i>     | PT Pertamina Geothermal Energy                                                                                      | 2012-2040          |
| <i>Lahendong Unit 1</i>         | PT Pertamina Geothermal Energy                                                                                      | 2002-2032          |
| <i>Lahendong Unit 2 &amp; 3</i> | PT Pertamina Geothermal Energy                                                                                      | 2007-2039          |
| <i>Lahendong Unit 4</i>         | PT Pertamina Geothermal Energy                                                                                      | 2011-2041          |
| <i>Ulubelu Unit 1及び2</i>        | PT Pertamina Geothermal Energy                                                                                      | 2012-2042          |
| <i>Hululais Unit 1及び2</i>       | PT. Pertamina Geothermal Energy                                                                                     | 30年 <sup>*</sup> ) |
| <i>Sungai Penuh Unit 1及び2</i>   | PT Pertamina Geothermal Energy                                                                                      | 30年 <sup>*</sup> ) |
| <i>Kotamobagu Unit 1、2、3及び4</i> | PT Pertamina Geothermal Energy                                                                                      | 30年 <sup>*</sup> ) |
| <i>Darajat Unit 1</i>           | PT Pertamina、Star Energy Geothermal Darajat I Ltd.<br>Texaco Darajat Ltd. PT Star Energy Geothermal Darajat II Ltd. | 1994-2030          |
| <i>Gunung Salak Unit 1、2及び3</i> | PT Pertamina、Unocal Geothermal of Indonesia Ltd. Star Energy Geothermal Salak Pratama Ltd.                          | 1993-2040          |

<sup>\*</sup>) 商業日以降

#### b. 電力購入契約及びエネルギー販売契約

当社は、1997年以前に大型IPPとPPA及びESCを締結した。1999年、当社は、政府の指示の下、PT PLN (Persero) Special Contract Renegotiationに関する作業グループを通じて、PPA及びESCの再交渉を開始した。その再交渉には、特に、契約条件の均等化、価格の妥当性、IPPと当会社間の販売価格の不均衡などが含まれる。

当社は、特定のIPPとの契約に基づき、契約期間中いつでも同プロジェクトにおけるIPPの権利、権原及び株式を全て購入できる。

2018年12月31日現在での当会社及びその子会社とIPP間の重要なIPP契約は下記のとおりである。

#### 1. 運転中

| 番号 | 会社                             | プロジェクト                    | 燃料 | 容量<br>(MW) | AF <sup>b)</sup><br>(%) | 期間 <sup>a)</sup> | 営業運転日      |
|----|--------------------------------|---------------------------|----|------------|-------------------------|------------------|------------|
| 1  | PT Energi Sengkang             | <i>Sengkang</i> 、南スラウェシ   | ガス | 315        | 85                      | 1998-2022        | 1998年9月12日 |
| 2  | PT Cikarang<br>Listrindo       | <i>Cikarang</i> 、西ジャワ     | ガス | 300        | 72                      | 1998-2031        | 1998年12月1日 |
| 3  | Pertamina、Cevron<br>Drajat Ltd | <i>Drajat</i> 、西ジャワ       | 石炭 | 220        | 95                      | 2000-2030        | 2000年2月1日  |
|    |                                |                           | 石炭 |            |                         |                  | 2007年8月1日  |
| 4  | Star Energy<br>Geothermal Ltd  | <i>Wayang Windu</i> 、西ジャワ | 石炭 | 220        | 95                      | 2000-2030        | 2000年6月1日  |
| 5  | PT Paiton Energy               | <i>Paiton 1</i> 、東ジャワ     | 石炭 | 1230       | 85                      | 2000-2040        | 2000年7月1日  |

|    |                                    |                                            |    |       |                  |           |                  |
|----|------------------------------------|--------------------------------------------|----|-------|------------------|-----------|------------------|
| 6  | PT Jawa Power                      | <i>Paiton II</i> 、東ジャワ                     | 地熱 | 1220  | 83               | 2000-2030 | 2000年11月 1<br>日  |
| 7  | Dayabumi Salak<br>Pratama Ltd.     | <i>Salak</i> 、西ジャワ                         | ガス | 196.8 | 90               | 2000-2040 | 2000年12月 1<br>日  |
| 8  | PT Geo Dipa Energy<br>(Persero)    | <i>Dieng</i> 、中部ジャワ                        | 石炭 | 55    | 95               | 2002-2044 | 2002年10月 1<br>日  |
| 9  | PT Asrigita<br>Prasarana           | <i>Palembang</i> 、南スマトラ                    | 石炭 | 150   | 85               | 2004-2024 | 2004年 9 月 1<br>日 |
| 10 | Perum Jasa Tirta                   | <i>Purwakarta</i> 、西ジャワ                    | 水力 | 180   | -                | 2017-2022 | 2006年 8 月 1<br>日 |
| 11 | PT Sumber Segara<br>Primadaya      | <i>Cilacap</i> 、中部ジャワ                      |    | 562   | 80               | 2007-2037 | 2007年 2 月 1<br>日 |
| 12 | PT Cipta Daya<br>Nusantara         | <i>Mobuya</i> 、北スラウェシ                      | 地熱 | 3     | 80               | 2007-2027 | 2007年 7 月31<br>日 |
| 13 | PT Pusaka Jaya Palu<br>Power       | <i>Palu</i> 、中央スラウェシ                       | 石炭 | 27    | 80               | 2007-2032 | 2007年11月 1<br>日  |
| 14 | PT Meppo Gen                       | <i>Gunung Megang</i> 、南スマトラ                | 石炭 | 110   | 80               | 2007-2027 | 2007年11月10<br>日  |
| 15 | PT Pertamina<br>Geothermal Energy  | <i>Kamojang Unit 4</i> 、西ジャワ州              | 水力 | 60    | 90               | 2008-2038 | 2008年 1 月26<br>日 |
| 16 | PT Dizamatra<br>Powerindo          | <i>Sebayak</i> 、北スマトラ                      | 石炭 | 11.3  | 90               | 2008-2038 | 2008年 8 月 1<br>日 |
| 17 | PT Cahaya Fajar<br>Kaltim          | <i>Embalut 1&amp;2</i> 、東ボルネオ              | 地熱 | 45    | 83               | 2008-2040 | 2008年12月20<br>日  |
| 18 | PT Fajar Futura<br>Energi Luwu     | <i>Ranteballa</i> 、Luwu、南スラウェシ             | 石炭 | 2.4   | -                | 2010-2035 | 2010年 5 月 1<br>日 |
| 19 | PT Bajradaya<br>Sentranusa         | <i>Asahan</i> 、バタム島                        | 地熱 | 180   | 1.175<br>GWh/th  | 2010-2040 | 2011年 1 月18<br>日 |
| 20 | PT Sulawesi Mini<br>Hydro Power    | <i>Tangka, Sinjai</i> 、南スラウェシ              | 地熱 | 10    | -                | 2011-2036 | 2011年 2 月 1<br>日 |
| 21 | PT Eksploitasi<br>Energi Indonesia | <i>Pangkalan Bun</i> 、南ボルネオ                |    | 11    | 80               |           | 2011年10月14<br>日  |
| 22 | PT Paiton Energy                   | <i>Paiton III</i> 、東ジャワ                    | 石炭 | 815   | 85               | 2012-2042 | 2012年 3 月18<br>日 |
| 23 | PT Cirebon Electric<br>Power       | <i>Cirebon</i> 、西ジャワ                       | 地熱 | 660   | 80               |           | 2012年 7 月27<br>日 |
| 24 | PT Bosowa Energi                   | <i>Jeneponto</i> 、南スラウェシ                   | 地熱 | 200   | 80               | 2012-2042 | 2012年11月 1<br>日  |
|    |                                    |                                            | 石炭 | 250   | 80               | 2018-2048 | 2018年 4 月 1<br>日 |
| 25 | PT Poso Energy                     | <i>Poso</i> 、中央スラウェシ                       | ガス | 195   | 845,52<br>GWh/th | 2012-2042 | 2012年12月30<br>日  |
| 26 | PT Bekasi Power                    | <i>Bekasi</i> 、西ジャワ                        | 石炭 | 119   | 80               | 2013-2033 | 2013年 1 月 5<br>日 |
| 27 | PT GH EMM Indonesia                | <i>Simpang Belimbing Muara Enim</i> 、南スマトラ | 石炭 | 227   | 80               | 2011-2041 | 2013年 2 月27<br>日 |
| 28 | PT Sepoetih Daya<br>Prima          | <i>Lampung Tengah</i> 、中部スマトラ              | 石炭 | 12    | 80               | 2014-2034 | 2014年 5 月 2<br>日 |
| 29 | PT Cahaya Fajar<br>Kaltim          | <i>Embalut Unit 3</i> 、東ボルネオ               | 石炭 | 50    | 87               | 2014-2037 | 2014年 8 月14<br>日 |

|    |                                   |                                                  |    |     |                  |           |                                                    |
|----|-----------------------------------|--------------------------------------------------|----|-----|------------------|-----------|----------------------------------------------------|
| 30 | PT Tenaga Listrik<br>Gorontalo    | <i>Molotabu</i> 、ゴロンタロ                           | 地熱 | 21  | 80               | 2014-2039 | 2014年9月13<br>日                                     |
| 31 | PT Geo Dipa Energy<br>(Persero)   | <i>Patuha</i> 、西ジャワ                              | 地熱 | 55  | 95               | 2014-2056 | 2014年9月27<br>日                                     |
| 32 | PT Kerta Negara<br>Energi Perkasa | <i>Senipah</i> 、東ボルネオ                            | ガス | 82  | 85               | 2015-2040 | 2015年12月17<br>日                                    |
| 33 | PT Bukit Pembangkit<br>Innovative | <i>Banjar Sari</i> 、 <i>Lahat</i> 、南スマトラ         | 石炭 | 220 | 80               | 2015-2045 | 2015年5月29<br>日                                     |
| 34 | PT General Energy<br>Bali         | <i>Celukan Bawang</i> 、バリ                        | 石炭 | 380 | 85               | 2015-2045 | 2015年6月18<br>日<br>2015年6月27<br>日<br>2015年7月31<br>日 |
| 35 | PT Pertamina<br>Geothermal Energy | <i>Kamojang Unit 5</i> 、西ジャワ                     | 地熱 | 30  | 90               | 2015-2045 | 2015年6月29<br>日                                     |
| 36 | PT Harmoni Energy<br>Indonesia    | <i>Buton</i> 、東スラウェシ                             | 石炭 | 14  | 80               | 2015-2040 | 2015年10月29<br>日                                    |
| 37 | PT Priamanaya Energi              | <i>Keban Agung</i> 、 <i>Lahat</i> 、南スマトラ         | 石炭 | 240 | 80               | 2016-2046 | 2016年5月1<br>日                                      |
| 38 | PT Wampu Electric<br>Power        | <i>Wampu</i> 、北スマトラ                              | 水力 | 45  | 315,36<br>GWh/Th | 2016-2046 | 2016年5月1<br>日                                      |
| 39 | PT Sumber Segara<br>Primadaya     | <i>Cilacap Ekspansi</i> 、中部ジャワ                   | 石炭 | 614 | 80               | 2016-2046 | 2016年6月9<br>日                                      |
| 40 | PT Pertamina<br>Geothermal Energy | <i>Ulubelu Unit 3</i> 、スマトラ                      | 地熱 | 55  | 90               | 2016-2046 | 2016年7月26<br>日                                     |
| 41 | PT Pusaka Jaya Palu<br>Power      | <i>Tawaeli Ekspansi (Unit 4 &amp; 5)</i> 、パル     | 石炭 | 30  | 80               | 2016-2041 | 2016年9月7<br>日                                      |
| 42 | PT Pertamina<br>Geothermal Energy | <i>Lahendong Unit 5</i> 、北スラウェシ                  | 地熱 | 20  | 90               | 2016-2046 | 2016年9月15<br>日                                     |
| 43 | PT Pertamina<br>Geothermal Energy | <i>Lahendong Unit 6</i> 、北スラウェシ                  | 地熱 | 20  | 90               | 2016-2046 | 2016年12月9<br>日                                     |
| 44 | PT DSSP Power Sumsel              | <i>Sumsel 5</i> 、 <i>Banyuasin</i> 、南スマトラ        | 石炭 | 300 | 80               | 2016-2041 | 2016年12月20<br>日                                    |
| 45 | Sarulla Operation<br>Ltd          | <i>Sibual Buali</i> 、北スマトラ                       | 地熱 | 110 | 90               | 2017-2047 | 2017年3月18<br>日                                     |
| 46 | PT Pertamina<br>Geothermal Energy | <i>Ulubelu Unit 4</i> 、スマトラ                      | 地熱 | 55  | 90               | 2016-2046 | 2017年3月25<br>日                                     |
| 47 | PT Lestari Banten<br>Energi       | <i>Banten</i> 、西ジャワ                              | 石炭 | 625 | 80               | 2017-2042 | 2017年3月28<br>日                                     |
| 48 | PT Lombok Energy<br>Dinamics      | <i>Sambelia</i> 、 <i>Lombok Timur</i> 、西ヌサ・トゥンガラ | 石炭 | 50  | 80               | 2017-2042 | 2017年4月10<br>日                                     |
| 49 | Sarulla Operation<br>Ltd          | <i>Sibual Buali Unit 2</i> 、北スマトラ                | 地熱 | 110 | 90               | 2017-2047 | 2017年10月2<br>日                                     |
| 50 | PT Pertamina<br>Geothermal Energy | <i>Garut</i> 、西ジャワ                               | 地熱 | 30  | 90               | 2018-2048 | 2018年4月6<br>日                                      |
| 51 | PT UPC Sidrap Bayu<br>Energi      | 南スラウェシ                                           | 風力 | 70  | 100              | 2018-2048 | 2018年4月5<br>日                                      |
| 52 | PT Rekind Daya<br>Mamuju          | <i>Mamuju</i> 、西スラウェシ                            | 石炭 | 50  | 80               | 2018-2043 | 2018年9月18<br>日                                     |

|    |                                                                                                                  |                                 |    |          |    |           |                                   |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|----|----------|----|-----------|-----------------------------------|
| 53 | PT Indo Ridlatana Power                                                                                          | Kutai Kartanegara、東ボ<br>ルネオ     | 石炭 | 55       | 80 | 2017-2047 | 建設段階                              |
| 54 | PT Indo Matra Power                                                                                              | Kawasan Industri Kabil、<br>バタム島 | ガス | 17       | 80 | 2006-2019 | 2005年9月11<br>日<br>2006年4月1<br>日   |
| 55 | PT Dalle Energy<br>Batam                                                                                         | Panaran、バタム島                    | ガス | 86       | 90 | 2005-2025 | 2005年12月1<br>日                    |
| 56 | PT Mitra Energi<br>Batam                                                                                         | Panaran、バタム島                    | ガス | 55       | 84 | 2005-2034 | 2004年10月29<br>日                   |
| 57 | PT Mitra Energi<br>Batam                                                                                         | Panaran、バタム島                    | ガス | 22       | -  | 2014-2034 | 2014年9月1<br>日                     |
| 58 | Tanjung Kasam Power                                                                                              | Tanjung Kasam、バタム島              | 石炭 | 99       | 85 | 2012-2042 | 2012年10月25<br>日<br>2012年11月1<br>日 |
| 59 | PT Energi Listrik<br>Batam                                                                                       | Tanjung Uncang、バタム島             | ガス | 70       | 85 | 2016-2038 | 2016年5月1<br>日                     |
| 60 | PT Humbahas Bumi<br>Energi                                                                                       | Hutraja、北スマトラ                   | 水力 | 5        | 65 | 2012-2037 | 2012年5月10<br>日                    |
| 61 | PT Bakti Nugroho<br>Yuda Energy                                                                                  | Baturaja、南スマトラ                  | 石炭 | 20       | 80 | 2014-2039 | 2014年1月18<br>日                    |
| 62 | コンソーシアム<br>PT Wijaya Karya<br>PT Navigat Energy                                                                  | Borang、南スマトラ                    | ガス | 60       | 80 | 2012-2019 | 2012年6月29<br>日                    |
| 63 | コンソーシアム<br>PT Modaco Enrgy<br>PT Elektrindo<br>Perkasa Utama<br>Pratt & Whitney<br>Ps. INC<br>再生可能エネルギー国<br>際    | Payo Selincah、ジャンビ              | ガス | 94       | 60 | 2012-2019 | 2012年6月8<br>日                     |
| 64 | コンソーシアム<br>PT PP<br>PT Bangun Energy<br>Resources<br>PT Navigat Energy<br>PT SNC Lavalin TPS<br>ゼネラル・エレクト<br>リック | Talang Duku、ジャンビ                | ガス | 57       | 60 | 2013-2019 | 2007年1月11<br>日                    |
| 合計 |                                                                                                                  |                                 |    | 11,502.5 |    |           |                                   |

上記の電力購入契約に加えて、当公社及び子会社は、オペレーティング・リースのカテゴリーに分類される賃貸契約を締結した。

## 2. まだ運用されていない（開発段階）

| 番<br>号 | 会社 | プロジェクト | 燃料 | 容量<br>(MW) | AF <sup>b)</sup><br>(%) | 期間 <sup>a)</sup> | ステータス |
|--------|----|--------|----|------------|-------------------------|------------------|-------|
|--------|----|--------|----|------------|-------------------------|------------------|-------|

| 1  | PT Shenhua Guohua<br>Pembangkitan Jawa Bali                                                                             | <i>Serang</i> 、バンテン                 | 石炭 | 2,000 | 86                                       | 2021-2046      | 建設段階   |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|----|-------|------------------------------------------|----------------|--------|
| 2  | PT Bhumi Jati Power                                                                                                     | <i>Japara</i> 、中部ジャワ                | 石炭 | 2,000 | 86                                       | 2019-2044      | 建設段階   |
| 3  | PT Indo Raya Tenaga                                                                                                     | <i>Suralaya</i> 、バンテン               | 石炭 | 2,000 | 80                                       | 2022-2047      | 資金調達段階 |
| 4  | PT Bimasena Power<br>Indonesia                                                                                          | <i>Batang</i> 、中部ジャワ                | 石炭 | 1,900 | 86                                       | 2020-2050      | 建設段階   |
| 5  | PT Jawa Satu Power                                                                                                      | <i>Karawang</i> 、西ジャワ               | ガス | 1,760 | 60                                       | 2022-2047<br>年 | 資金調達段階 |
| 6  | PT Tanjung Jati Power<br>Company                                                                                        | <i>Cirebon</i> 、西ジャワ                | 石炭 | 1,320 | 80                                       | 2019-2049      | 資金調達段階 |
| 7  | PT Huadian Bukit Asam<br>Power                                                                                          | 南スマトラ                               | 石炭 | 1,200 | 80                                       | 2019-2044      | 資金調達段階 |
| 8  | PT Sumber Segara<br>Primadaya                                                                                           | <i>Cilacap</i> 、中部ジャワ               | 石炭 | 1,000 | 86                                       | 2018-2048      | 建設段階   |
| 9  | PT Cirebon Energi<br>Prasarana                                                                                          | <i>Cirebon</i> 、西ジャワ                | 石炭 | 1,000 | 86                                       | 2019-2044      | 資金調達段階 |
| 10 | PT Shenhua Guohua Lion<br>Power Indonesia                                                                               | 南スマトラ                               | 石炭 | 600   | 80                                       | 2020-2050      | 資金調達段階 |
| 11 | Kons PT Gama Energi<br>Negeri - PT PJB<br>Investasi<br><br>Konsorsium PT<br>Pembangkitan Jawa Bali<br>Investasi - China | 北スマトラ                               | 石炭 | 600   | Th 1-20<br>( 85% )、その<br>後、テイク・オ<br>ア・ペイ | 2022-2047      | 資金調達段階 |
| 12 | Huadian Engineering<br>Co.Ltd - Blackgold<br>Natural Resources Ltd                                                      | リアウ                                 | 石炭 | 600   | 80                                       | 2023-2048      | 資金調達段階 |
| 13 | Kons.PT Putra Indotenaga<br>- PLNバツバラ                                                                                   | ジャンビ                                | 石炭 | 600   | 80                                       | 2022-2047      | 資金調達段階 |
| 14 | PT Poso Energy                                                                                                          | <i>PLTA Poso</i>                    | 水力 | 515   | 37                                       | 2021-2051      | PPA    |
| 15 | PT North Sumatra Hydro<br>Energy                                                                                        | <i>PLTA Batang Toru</i>             | 水力 | 510   | -                                        | 2016-2046      | 資金調達段階 |
| 16 | PT Meulaboh Power<br>Generation                                                                                         | アチェ                                 | 石炭 | 400   | 80                                       | 2021-2046      | 資金調達段階 |
| 17 | Konsorsium PT<br>Pembangkitan Jawa Bali<br>Investasi - PLNバツバラ                                                          | 南スマトラ                               | 石炭 | 300   | 80                                       | 2021-2046      | 資金調達段階 |
| 18 | PT Bosowa Energi                                                                                                        | <i>Jeneponto</i> 、南スラウェ<br>シ        | 石炭 | 250   | 80                                       | 2018-2048      | 建設段階   |
| 19 | PT Banyuasin Power<br>Energi                                                                                            | 南スマトラ                               | 石炭 | 250   | 80                                       | 2020-2050      | 資金調達段階 |
| 20 | PT Medco Ratch Power<br>Riau                                                                                            | <i>Pekanbaru</i> 、リアウ               | ガス | 250   | 60                                       | 2021-2041      | 資金調達段階 |
| 21 | PT Sorik Marapi<br>Geothermal Power                                                                                     | <i>PLTP Sorik Marapi</i> 、北<br>スマトラ | 地熱 | 240   | 90                                       | 2020-2050      | PPA    |
| 22 | PT Pertamina Geothermal<br>Energy                                                                                       | <i>PLTP Lumut Balai</i> 、南<br>スマトラ  | 地熱 | 220   | 90                                       | 2017-2047      | 建設段階   |
| 23 | PT Supreme Energy<br>Rajabasa                                                                                           | <i>PLTP Rajabasa</i> 、ランブ<br>ン      | 地熱 | 220   | 90                                       | 2023-2053      | 探査     |

|    |                                                          |                                 |    |     |    |              |        |
|----|----------------------------------------------------------|---------------------------------|----|-----|----|--------------|--------|
| 24 | PT Supreme Energy Muaralaboh                             | <i>PLTP Muaralaboh</i> 、西スマトラ   | 地熱 | 220 | 90 | 2017-2047    | 探査     |
| 25 | PT Supreme Energy Rantau Dedap                           | <i>PLTP Rantau Dadap</i> 、南スマトラ | 地熱 | 220 | 90 | 2019-2049    | 探査     |
| 26 | Star Energy Geothermal（Wayang Windu）                     | <i>Wayang Windu #3,4</i> 、西ジャワ  | 地熱 | 220 | 85 | 2020-2050    | 開発     |
| 27 | PT Sejahtera Alam Energi                                 | <i>PLTP Baturaden</i> 、中部ジャワ    | 地熱 | 220 | 90 | 2024-2054    | PPA    |
| 28 | PT SKS Listrik Kalimantan                                | <i>Gunung Mas</i> 、中部ボルネオ       | 石炭 | 200 | 80 | 2019-2044    | 建設段階   |
| 29 | PT Tanjung Power Indonesia                               | 南ボルネオ                           | 石炭 | 200 | 80 | 2019-2044    | 建設段階   |
| 30 | PT Graha Power Kaltim                                    | 東ボルネオ                           | 石炭 | 200 | 80 | 2019-2044    | 建設段階   |
| 31 | PT Indonesia Energi Dinamika（INDOEKA）                    | 東ボルネオ                           | 石炭 | 200 | 80 | 2020-2045    | 建設段階   |
| 32 | PT Tenaga Listrik Bengkulu                               | ベンクル                            | 石炭 | 200 | 80 | 2019-2044    | 建設段階   |
| 33 | PT GCL Indo Tenaga                                       | 西ボルネオ                           | 石炭 | 200 | 80 | 2019-2044    | 建設段階   |
| 34 | Konsorsium PT Putra Indotenaga - PLNバツバラ                 | 東ボルネオ                           | 石炭 | 200 | 80 | 2022-2047    | 資金調達段階 |
| 35 | Konsorsium PT Putra Indotenaga - PLNバツバラ                 | 東ボルネオ                           | 石炭 | 200 | 80 | 2022-2047    | 資金調達段階 |
| 36 | Konsorsium PT Putra Indotenaga - PLNバツバラ                 | 東ボルネオ                           | 石炭 | 200 | 80 | 2022-2047    | 資金調達段階 |
| 37 | Konsorsium PT Putra Indotenaga - PLNバツバラ                 | 西ボルネオ                           | 石炭 | 200 | 80 | 2021-2046    | 資金調達段階 |
| 38 | Konsorsium PT Pembangkitan Jawa Bali Investasi - PLNバツバラ | 南中部ボルネオ                         | 石炭 | 200 | 80 | 2022-2047    | 資金調達段階 |
| 39 | Konsorsium PT Pembangkitan Jawa Bali Investasi - PLNバツバラ | 南中部ボルネオ                         | 石炭 | 200 | 80 | 2022-2047    | 資金調達段階 |
| 40 | Konsorsium PT Pembangkitan Jawa Bali Investasi - PLNバツバラ | 南中部ボルネオ                         | 石炭 | 200 | 80 | 2022-2047    | 資金調達段階 |
| 41 | PT Bakrie Darmakarya Energi                              | <i>PLTP Telaga Ngebel</i> 、東ジャワ | 地熱 | 165 | 90 | 2023-2053    | PPA    |
| 42 | PT Geo Dipa Energi（Persero）                              | <i>Dieng #2, 3</i> 中部ジャワ        | 地熱 | 115 | 85 | 2021-2051    | 資金調達段階 |
| 43 | PT Medco Cahaya Geothermal                               | <i>PLTP Ijen</i> 、東ジャワ          | 地熱 | 110 | 85 | 2021-2051    | 探査     |
| 44 | PT Sintesa Banten Geothermal                             | <i>PLTP Rawa Dano</i> 、バンテン     | 地熱 | 110 | 90 | 2022-2052    | PPA    |
| 45 | PT Pertamina Geothermal Energy                           | <i>PLTP Hululais</i>            | 地熱 | 110 | 85 | 30年<br>（運用後） | 探査     |
| 46 | PT Pertamina Geothermal Energy                           | <i>PLTP Sungai Penuh</i>        | 地熱 | 110 | 85 | 30年<br>（運用後） | 探査     |

|             |                                |                                  |    |        |                        |                   |        |
|-------------|--------------------------------|----------------------------------|----|--------|------------------------|-------------------|--------|
| 47          | PT DSS Power Kendari           | Konawe Selatan、南スラウェシ            | 石炭 | 100    | 80                     | 2019-2044         | 建設段階   |
| 48          | PT Gorontalo Listrik Perdana   | ゴロンタロ                            | 石炭 | 100    | 80                     | 2020-2045         | 建設段階   |
| 49          | PT Muntok Listrik Utama        | パンカ・ピリトゥン                        | ガス | 100    | 85%（Y:1）<br>60%（Y:2終了） | 2019-2039         | 資金調達段階 |
| 50          | PT Minahasa Cahaya Lestari     | 北スラウェシ                           | 石炭 | 100    | 80                     | 2021-2046         | 資金調達段階 |
| 51          | PT PJB                         | アチェ                              | ガス | 100    | 80                     | 2019-2039<br>30年後 | 資金調達段階 |
| 52          | PT Malea Energy                | PLTA Malea                       | 水力 | 90     | 60                     | 運用                | 建設段階   |
| 53          | PT Pertamina Geothermal Energy | PLTP Kotamobagu                  | 地熱 | 80     | 90                     | 30年<br>（運用後）      | 探査     |
| 54          | PT UPC Sidrap Bayu Energi      | PLTBayu Sidrap、南スラウェシ            | 風力 | 70     | -                      | 2019-2049         | 資金調達段階 |
| 55          | PT Energy Bayu Jeneponto       | PLTBayu Tolo<br>Jeneponto、南スラウェシ | 風力 | 60     | -                      | 20年<br>（運用後）      | 資金調達段階 |
| 56          | PT PJB                         | 中部スラウェシ                          | ガス | 60     | 80                     | 2018-2038         | 資金調達段階 |
| 57          | PT Tanggamus Electric Power    | PLTA Semangka                    | 水力 | 56     | 57                     | 2019-2049         | 建設段階   |
| 58          | PT Spring Energy Sentosa       | PLTP Guci、中部ジャワ                  | 地熱 | 55     | 90                     | 2024-2054         | PPA    |
| 59          | PT Jabar Rekind Geothermal     | PLTP Cisolok<br>Cisukarame、西ジャワ  | 地熱 | 50     | 90                     | 2025-2055         | PPA    |
| 61          | PT PJB<br>Lainnya / その他c)      | アチェ                              | ガス | 50     | 80                     | 2018-2038         | 資金調達段階 |
|             |                                |                                  |    | 1,150  |                        |                   |        |
| Jumlah / 合計 |                                |                                  |    | 26,156 |                        |                   |        |

- a) 契約は署名の日から効力を生じ、電力の売買は商業運転開始日から20年から30年の間有効である。
- b) AF = 会社が吸収すべき電力供給係数。
- c) インドネシアのいくつかの地域にあり、それぞれの発電所の発電能力が50MW未満の石炭、地熱及びミニ水力を利用して生み出されている、建設中の37件のIPPと資金調達段階の43件のIPP、72件の電力購入契約から構成される152件のIPPを含む契約を表す。

ガス、MFO及び石炭火力発電所のkWhあたりの電力価格は、協定に定められた一定の算定式によって決定され、そのなかには、資本コストの回収、固定運転維持費の支払、燃料費、変動運転維持費の支払などが含まれる。地熱発電所の電力価格は、協定に定められた一定の算定式によって決定され、特に従量料金と容量料金が含まれる。

### c. 設備投資

2018年12月31日現在、発電所の調達、送電及び配電に関する契約に基づく設備投資の融資総額は次のとおりである。

|             | 通貨         | 外貨での金額*)    | 百万ルピア相当額  |
|-------------|------------|-------------|-----------|
| 電源開発促進プログラム |            |             |           |
| 発電所の契約      | 米ドル        | 271,274,987 | 3,928,333 |
|             | ユーロ        | 128,649,279 | 2,130,400 |
|             | ニュージーランドドル | 542,100     | 5,268     |

|        |       |                 |            |
|--------|-------|-----------------|------------|
|        | 日本円   | 531,478,180     | 69,685     |
|        | ルピア   |                 | 7,854,936  |
|        |       |                 | 13,988,622 |
| 送電契約   | ルピア   |                 | 1,531,679  |
| 定期建設契約 | 米ドル   | 598,210,546     | 8,662,687  |
|        | ユーロ   | 278,611,681     | 4,613,740  |
|        | 日本円   | 29,605,586,815  | 3,881,739  |
|        | ルピア   |                 | 40,247,415 |
|        | 韓国ウォン | 106,613,124,170 | 1,389,169  |
|        |       |                 | 58,794,750 |

\*) 総額

上記金額は、当公社及び子会社がそれぞれの契約に基づいて行った残りの前払金を含んでいないため、当公社及び子会社の将来の支払額は減額される。

## 電源開発促進プログラム

2009年12月23日付インドネシア共和国大統領規則第59号により改正された、2006年7月5日付インドネシア共和国大統領規則2006年第71号に基づき、政府は当公社に対し、インドネシア国内の42箇所に石炭火力PLTUを建設することを命じた。これには、ジャワ・バリ州の10箇所の発電所（総容量7,490MW）とジャワ・バリ州以外の32箇所の発電所（総容量2,769MW）が含まれる。

### 発電所の契約

2018年12月31日までに、当公社は37件のEPC契約を締結した。この契約には、ジャワ・バリ州の10件の発電所（総容量7,490MW）とジャワ・バリ州以外の27件の発電所（総容量2,489MW）が含まれる。当該契約に基づき、当公社は契約者に対して契約金額の約15%に相当する頭金を支払う義務を負い、残りの85%は銀行からのクレジット・ファシリティにより調達される予定である。

2018年12月31日までに、当公社は35件のEPC契約に対して、総額876,217,780米ドル及び4,790,016百万ルピアの頭金を支払、建設仮勘定として計上した（注6）。このような頭金は、電源開発促進プログラムのために発行された保証付ノートの手取金及びクレジット・ファシリティの引き出しによって賄われる。

### 送電契約

送電契約は、ジャバ及びジャバ外部の送電・変電所を整備・新設する契約である。これらのプロジェクトの資金は、当公社の自己資金と、銀行からのクレジット・ファシリティの引き出しによって賄われる。

### 定期建設契約

通常の建設のための設備投資契約は、追加の発電所並びに送配電網の開発のために締結されたプロジェクト契約を表す。これらのプロジェクトは、オフショア融資、補助金及び州予算からの投資プロジェクトを通じて、当公社の自己資金及びその他の外部資金によって資金調達される。

d. 未使用の融資枠

### ツー・ステップ・ローン

| 通貨  | 外貨での金額*)    | 百万ルピア相当額  |
|-----|-------------|-----------|
| 米ドル | 610,534,170 | 8,841,145 |
| ユーロ | 5,058,632   | 83,770    |

|           |                |                   |
|-----------|----------------|-------------------|
| 日本円       | 73,650,070,162 | 9,656,636         |
| <b>合計</b> |                | <b>18,581,551</b> |

\*) 総額

2018年12月31日現在、12,186,972百万ルピアに相当する未使用の融資枠は年率0.10%から0.40%の手数料を負担しているのに対し、6,394,579百万ルピアの残りの融資枠は手数料を負担していない。これらの融資枠は2018年から2055年の間に支払期限が到来する予定である。

### 電源開発促進プログラムのための融資契約

この融資制度の目的は、EPCの契約価格の85%を電源開発促進プログラムのために融資することである。融資期間には、36か月間の信用供与の準備が含まれている。政府は、石炭火力発電所建設のための政府保証の供与に関する大統領規則2006年第86号に代わり、2007年第91号に従って、完全に保証している。これらの融資に関して、当社は一般的な制限に従う義務がある。

連結財務書類の発行日現在における、電源開発促進プログラムの資金調達のための融資枠の詳細は以下のとおりである。

| 番号              | 融資を受けた債権者及びプロジェクト                               | 最大融資枠*)   | 未使用の融資枠*) | 年利率                 | 契約日             | 期間**) / 年 |
|-----------------|-------------------------------------------------|-----------|-----------|---------------------|-----------------|-----------|
| <u>ルピア建て融資枠</u> |                                                 |           |           |                     |                 |           |
| 1               | DKI銀行が管理するシンジケート・ローン / <i>PLTU Riau Tenayan</i> | 2,225,000 | 103,597   | 1.50% +<br>3か月JIBOR | 2015年11月12<br>日 | 10        |

\*) (単位:百万)

\*\*) 猶予期間を含める

### 電源開発促進以外のプログラムのための融資契約

連結財務書類の発行日現在における、電源開発促進プログラムに関連しない融資枠の詳細は以下のとおりである。

| 番号              | 融資を受けた債権者及びプロジェクト                                        | 最大融資枠*) | 未使用の融資枠*) | 年利率                       | 保険料*) | 契約日            | 期間**) / 年 |
|-----------------|----------------------------------------------------------|---------|-----------|---------------------------|-------|----------------|-----------|
| <u>米ドル建て融資枠</u> |                                                          |         |           |                           |       |                |           |
| 1               | アジア開発銀行<br>配電網                                           | 575     | 289       | 0.6% - 0.1%<br>+ 6か月LIBOR | -     | 2015年12月4<br>日 | 20        |
| 2               | アジア開発銀行<br>配電網                                           | 25      | 13        | 1.4% + 6か月<br>LIBOR       | -     | 2015年12月4<br>日 | 20        |
| 3               | 国際協力銀行<br><i>PLTU Lontar Extension<br/>Facility Tr.A</i> | 107     | 101       | 2.85% +<br>1.06%          | -     | 2016年3月14<br>日 | 15.5      |
| 4               | 国際協力銀行<br><i>PLTU Lontar Extension<br/>Facility Tr.B</i> | 72      | 68        | 1.1% + 6か月<br>LIBOR       | 4.8   | 2016年3月14<br>日 | 15.5      |

|    |                                                          |     |     |                             |     |             |      |
|----|----------------------------------------------------------|-----|-----|-----------------------------|-----|-------------|------|
| 5  | 国際復興開発銀行                                                 | 500 | 392 | 融資通貨の参照レート+変動スプレッド          | -   | 2016年5月20日  | 20   |
| 6  | 韓国輸出入銀行及びING銀行<br>(ING-DIBa AGの支店)<br><i>PLTGU Grati</i> | 36  | 36  | 2.35% +<br>6か月LIBOR         | -   | 2016年6月24日  | 14.5 |
| 7  | 韓国輸出入銀行及びING銀行<br>(ING-DIBa AGの支店)<br><i>PLTGU Grati</i> | 35  | 35  | 0.98% +<br>6か月LIBOR         | 2.3 | 2016年6月24日  | 14.5 |
| 8  | ING銀行(ING-DIBa AGの支店)<br><i>PLTGU Grati</i>              | 17  | 17  | 0.98% +<br>6か月LIBOR         | 1.1 | 2016年6月24日  | 14.5 |
| 9  | 国際協力銀行<br><i>PLTU jawa 2 Priok Facility Tr.A</i>         | 27  | 23  | 3.52%                       | 0.2 | 2016年10月20日 | 15   |
| 10 | 国際協力銀行<br><i>PLTU jawa 2 Priok Facility Tr.B</i>         | 18  | 15  | 0.7% +<br>6か月LIBOR          | 0.1 | 2016年10月20日 | 15   |
| 11 | イスラム開発銀行<br>配電網改良プロジェクト                                  | 330 | 330 | 1.30% + スワップレート<br>6か月LIBOR | -   | 2017年1月10日  | 15   |
| 12 | 国際協力銀行<br><i>Muara Karang</i>                            | 22  | 22  | 4.41%                       | -   | 2017年3月10日  | 15   |
| 13 | 国際協力銀行<br><i>Muara Karang</i>                            | 15  | 15  | 0.70% +<br>6か月LIBOR         | -   | 2017年3月10日  | 15   |
| 14 | 三井住友銀行<br><i>PLTA Jatigede</i>                           | 73  | 63  | 1.43% +<br>6か月LIBOR         | -   | 2017年3月30日  | 14   |
| 15 | 国際協力銀行<br><i>PLTU Kalselteng 2 Facility Tr. A</i>        | 53  | 53  | 4.28%                       | -   | 2017年6月20日  | 15   |
| 16 | 国際協力銀行<br><i>PLTU Kalselteng 2 Facility Tr. B</i>        | 36  | 36  | 0.8% +<br>6か月LIBOR          | -   | 2017年6月20日  | 15   |
| 17 | アジア開発銀行<br>配電網                                           | 600 | 450 | 0.6% - 0.1%<br>+ 6か月LIBOR   |     | 2017年10月10日 | 20   |

|                 |                                                                           |              |              |                              |             |                  |       |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|------------------------------|-------------|------------------|-------|
| 18              | クレディ・アグリコル・コー<br>ポレート・アンド・インベス<br>トメント・バンク・パリ<br><i>PLTGU Muara Tawar</i> | 280          | 280          | 0.98% + 6 か<br>月LIBOR        | 6.2         | 2017年11月 8<br>日  | 15    |
|                 | 合計（米ドル）                                                                   | <u>2,821</u> | <u>2,238</u> |                              | <u>14.7</u> |                  |       |
| <u>ユーロ建て融資枠</u> |                                                                           |              |              |                              |             |                  |       |
| 1               | フランス開発庁<br><i>Trans GIS</i>                                               | 100          | 96           | 変動 / 固定<br>最大5.89%           | -           | 2015年 5 月 7<br>日 | 15    |
| 2               | フランス開発庁<br><i>Trans Grid</i>                                              | 1            | 1            | 0%                           | -           | 2015年 5 月 7<br>日 | 5     |
| 3               | ドイツ復興金融公庫<br><i>Suralaya</i> 再建                                           | 175          | 175          | 2.20%                        | -           | 2015年 5 月 8<br>日 | 12    |
| 4               | ドイツ復興金融公庫<br><i>Kamojang</i> 再建                                           | 65           | 65           | 2.20%                        | -           | 2015年 5 月 8<br>日 | 15    |
| 5               | ドイツ復興金融公庫<br><i>Kamojang</i> 再建                                           | 60           | 59           | 1.70%                        | -           | 2015年 5 月 8<br>日 | 15    |
| 6               | ドイツ復興金融公庫<br>送電                                                           | 45           | 45           | 1.65%                        | -           | 2016年 5 月23<br>日 | 13    |
| 7               | ING銀行、ING-DiBaの支店及<br>びソシエテ・ジェネラル<br><i>PLTGU Grati</i>                   | 40           | 40           | 1.09% + 必須<br>費用             | 3.0         | 2016年 6 月24<br>日 | 14.5  |
| 8               | みずほ銀行<br><i>Lombok Peaker</i>                                             | 74           | 74           | 0.84%                        | -           | 2017年 5 月24<br>日 | 12    |
| 9               | ドイツ復興金融公庫<br><i>Bangkanai Peaker</i>                                      | 83           | 83           | 0.97%又は<br>ユーロIBOR +<br>マージン | 5.6         | 2017年 9 月15<br>日 | 11.25 |
| 10              | ドイツ復興金融公庫<br>発電所 <i>Kumbih</i>                                            | 85           | 85           | 1.55%                        | -           | 2017年12月15<br>日  | 15    |
|                 | 合計（ユーロ）                                                                   | <u>728</u>   | <u>723</u>   |                              | <u>8.6</u>  |                  |       |
| <u>円建て融資枠</u>   |                                                                           |              |              |                              |             |                  |       |
| 1               | 国際協力銀行<br><i>PLTU Lontar</i>                                              | 16,430       | 15,219       | 1.03% + 0.55%                | 441         | 2016年 6 月24<br>日 | 15.5  |
| 2               | 国際協力銀行<br><i>PLTU Jawa 2</i>                                              | 31,763       | 26,961       | 1.58%                        | 416         | 2016年10月20<br>日  | 15    |

|                 |                                                         |               |               |                              |            |             |       |
|-----------------|---------------------------------------------------------|---------------|---------------|------------------------------|------------|-------------|-------|
| 3               | 三井住友銀行<br><i>Muara Karang</i>                           | 15,449        | 15,449        | 1.74%                        | -          | 2017年3月10日  | 15    |
| 4               | 国際協力銀行<br><i>PLTU Kalselteng 2</i>                      | 16,939        | 16,939        | 1.73%                        | -          | 2017年6月20日  | 15    |
| 合計（円）           |                                                         | <u>80,581</u> | <u>74,568</u> |                              | <u>857</u> |             |       |
| <u>ユーロ建て融資枠</u> |                                                         |               |               |                              |            |             |       |
| 1               | フランス開発庁<br><i>Trans GIS</i>                             | 100           | 96            | 変動 / 固定最大<br>5.89%           | -          | 2015年5月7日   | 15    |
| 2               | フランス開発庁<br><i>Trans Grid</i>                            | 1             | 1             | 0%                           | -          | 2015年5月7日   | 5     |
| 3               | ドイツ復興金融公庫<br><i>Suralaya</i> 再建                         | 175           | 175           | 2.20%                        | -          | 2015年5月8日   | 12    |
| 4               | ドイツ復興金融公庫<br><i>Kamojang</i> 再建                         | 65            | 65            | 2.20%                        | -          | 2015年5月8日   | 15    |
| 5               | ドイツ復興金融公庫<br><i>Kamojang</i> 再建                         | 60            | 59            | 1.70%                        | -          | 2015年5月8日   | 15    |
| 6               | ドイツ復興金融公庫<br>送電                                         | 45            | 45            | 1.65%                        | -          | 2016年5月23日  | 13    |
| 7               | ING銀行、ING-DiBaの支店及<br>びソシエテ・ジェネラル<br><i>PLTGU Grati</i> | 40            | 40            | 1.09% + 追加費<br>用             | 3.0        | 2016年6月24日  | 14.5  |
| 8               | みずほ銀行<br><i>Lombok Peaker</i>                           | 74            | 74            | 0.84%                        | -          | 2017年5月24日  | 12    |
| 9               | ドイツ復興金融公庫<br><i>Bangkalanai Peaker</i>                  | 83            | 83            | 0.97%又は<br>ユーロIBOR +<br>マージン | 5.6        | 2017年9月15日  | 11.25 |
| 10              | ドイツ復興金融公庫<br>発電所 <i>Kumbih</i>                          | 85            | 85            | 1.55%                        | -          | 2017年12月15日 | 15    |
| 合計（ユーロ）         |                                                         | <u>728</u>    | <u>723</u>    |                              | <u>8.6</u> |             |       |

円建て融資枠

|   |                               |        |        |               |     |             |      |
|---|-------------------------------|--------|--------|---------------|-----|-------------|------|
| 1 | 国際協力銀行<br><i>PLTU Lontar</i>  | 16,430 | 15,219 | 1.03% + 0.55% | 441 | 2016年6月24日  | 15.5 |
| 2 | 国際協力銀行<br><i>PLTU Jawa 2</i>  | 31,763 | 26,961 | 1.58%         | 416 | 2016年10月20日 | 15   |
| 3 | 三井住友銀行<br><i>Muara Karang</i> | 15,449 | 15,449 | 1.74%         | -   | 2017年3月10日  | 15   |

|       |                                    |               |               |       |            |                |    |
|-------|------------------------------------|---------------|---------------|-------|------------|----------------|----|
| 4     | 国際協力銀行<br><i>PLTU Kalselteng 2</i> | 16,939        | 16,939        | 1.73% | -          | 2017年6月20<br>日 | 15 |
| 合計（円） |                                    | <u>80,581</u> | <u>74,568</u> |       | <u>857</u> |                |    |

## ルピア建て融資枠

|         |                            |                   |                   |                       |          |                 |    |
|---------|----------------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|----------|-----------------|----|
| 1       | ビー・ティー・バンク・ラ<br>ヤット・インドネシア | 28,000,000        | 23,987,108        | 2.45% + Rata-<br>rata | -        | 2016年11月17<br>日 | 1  |
| 2       | ビー・ティー・バンク・ラ<br>ヤット・インドネシア | 4,506,787         | 4,506,787         | 平均定期預金 3<br>か月        | -        | 2018年11月14<br>日 | 10 |
| 3       | 三菱UFJ銀行、ジャカル<br>タ支店        | 1,500,000         | 1,500,000         | JIBOR + 0.65%         | -        | 2018年12月13<br>日 | 1  |
| 4       | ユナイテッド・オーバー<br>シーズ銀行インドネシア | 1,000,000         | 1,000,000         | 1 ~ 3 か月              | -        | 2018年12月14<br>日 | 1  |
| 合計（ルピア） |                            | <u>35,006,787</u> | <u>30,993,895</u> |                       | <u>-</u> |                 |    |

## 米ドル建て融資枠

|   |                     |            |            |               |   |                |   |
|---|---------------------|------------|------------|---------------|---|----------------|---|
| 1 | 三菱UFJ銀行、ジャカル<br>タ支店 | <u>100</u> | <u>100</u> | LIBOR + 1.00% | - | 2018年6月23<br>日 | 5 |
|---|---------------------|------------|------------|---------------|---|----------------|---|

\*）（単位：百万）

\*\*）猶予期間を含める

## e. 運用及び保守プログラム

発電機の性能を一定レベルまで向上・回復させるため、当社は請負業者と運転・保守契約を締結している。契約の支払は固定部分と変動部分から成る。請負業者は一定の目標を達成しなければならず、これらの目標が達成されない場合はペナルティが課せられる。固定部分に関する請負業者との契約は以下のとおりである。

| 発電所                        | 請負業者                                | ルピアに相当する<br>契約額（百万ルピア） | 期間           |
|----------------------------|-------------------------------------|------------------------|--------------|
| <i>PLTU Tanjung Jati B</i> | PT Komipo Pembangkitan Jawa Bali    | 2,178,514              | 2010 ~ 2032年 |
| <i>PLTU Tanjung Jati B</i> | Konsorsium / コンソーシアム                |                        |              |
|                            | Fortum Service OY & PT Medco Energy | 621,866                | 2005 ~ 2030年 |
| 合計                         |                                     | <u>2,800,380</u>       |              |

## f. 訴訟

- （１） 2001年、*Pangemanan Nelwan*及び*Hendrik Meinder Nelwan*の相続人としての共同請求人たちは、マナド地方裁判所に、当会社が水力発電所*PLTA Tonsealama*として利用してきた土地所有権に対する補償金、合計54,000百万ルピアを請求した。地方裁判所から最高裁判所での審理に至る過程で、当会社は敗訴した。

マナド地方裁判所による執行の準備において、当会社は50年以上にわたり*PLTA Tonsealama*を効果的に管理及び運営してきた優れた先駆者であると考えて、土地所有権に関する第三者による履行の抗議（*Derden Verzet*）を提出した。この*Derden Verzet*は、未だインドネシア共和国最高裁判所で審理中であり、当会社の不利益である。

当社は、民事訴訟の証拠資料として使用された*Hendrik Meinder Nelwan*の名義による文書偽造について、刑事訴訟を提起した。インドネシア共和国最高裁判所は、*Hendrik Meinder Nelwan*が*PLTA Tonsealama*の民事訴訟において虚偽の文書を使用して刑事訴訟を行ったことが立証され、事実であるとの判決を下した。

マナド地方裁判所長は、有罪判決に基づき、*PLTA Tonsealama*の履行は刑事裁判所の判決を待たなければならないとする判決を発表した。また、*PLTA Tonsealama*の刑事裁判の最終判決に基づき、当社は最高裁判所での2回目の審査の準備を進めている。

- (2) 2014年8月21日、当社は、*PLTGU Muara Tawar*の土地所有権に関する紛争に関連して、*Ny.Nesah binti Sadih*から不法行為を受けた。請求額は59,264百万ルピアであった。当社は南ジャカルタ地方裁判所で勝訴し、原告は控訴した。現在、本件は最高裁判所で審理中であり、当社は2017年6月6日付で*Contra Cassation*を提起した。当期監査報告書日現在、会社は未だ「*Contra Cassation*」分野の結果を待っている。
- (3) 2016年1月11日、当社は、*PLTA Asahan III*の建設に使用される6.2 Haの土地所有権取得に関して、*Netti Pardosi*及び*Pandapotan Kasmin Simanjuntak*から訴えられた。原告は、土地所有権取得の中止を求めた。訴訟額は54,458百万ルピアにのぼった。バリゲ地方裁判所は2016年9月6日に原告らの訴訟を受理し、PLNIは2016年9月15日に上訴を行った。
- 北スマトラ高等裁判所は控訴を棄却し、2017年2月7日、地方裁判所の判決を支持した。この判決に関連する上訴として、当社は2017年4月17日に最高裁判所に*Cassation*を提出したが、現在も最高裁判所による審査が続いている。
- (4) 当社は、2017年9月20日、南ジャカルタ地方裁判所において、*Kemis Market*に所在する変電所150 KVのPLN資産を対象とする訴訟をPT プテラ・ダヤ・ペルカサに提起された。原告は81,298百万ルピアの補償金を要求した。この訴訟は現在、南ジャカルタ地方裁判所で係争中である。
- (5) 2017年11月17日、当社は、Mega Eltra Jakarta、Sakti Mas Mulia及びZibo Sangte Power Equipment Co.Ltd Consortiumに対し、*PLTU Bau-Bau 2×10 MW*の建設に係る債務不履行によりコンソーシアムに支払われた頭金の返還を求める件につき、BANIジャカルタに仲裁申し立てを提出した（請求額51,970百万ルピア）。この訴訟は現在BANIジャカルタで進行中である。
- (6) 2018年1月15日、当社は、HYYPEC及びPT Bagus Karya Consortiumから、*PLTU Sulsel Baru 2×50 MW*の未払負荷遮断100%及びDenitrolisシステムに関する仲裁の申し立てを123,438百万ルピアの賠償請求とともに受けた。この訴訟は現在BANIジャカルタで進行中である。
- (7) 2018年2月7日、TJKは、売り手であるTJKと買い手である当会社との間の電力購入計画に関する紛争について、2018年BANI第41013/II/ARB - BANI号に仲裁申し立てを提出した。提出した意見書には、燃料供給、正味出力可能容量、発熱率の計算、消費者物価指数の決定という4つの主な請求がある。原告は229,920百万ルピアの補償金を要求した。
- これまでに2回の仲裁裁判手続があり、2018年8月7日に、回答の明確化及び当事者の再答弁を議題として再開された。
- (8) 2018年3月29日、当社は、*PLTA Tonsealama*の土地補償を巡り*Ronny Rotinsulu Tumengkol*から南ジャカルタ地方裁判所に提訴された。原告は119,796百万ルピアの補償金を要求した。この訴訟は現在、南ジャカルタ地方裁判所で審理中である。
- (9) 2018年5月8日、当社は*PLTGU Muara Tawar*にある4,096 Haの土地を所有する資産に対して、*Tjotjong bin Runah*の相続人（*Halimah binti Sairih*）により南ジャカルタ地方裁判所に提訴された。原告は54,196百万ルピアの賠償金を要求した。この訴訟は現在、南ジャカルタ地方裁判所で審理中である。
- (10) また、当公司及び子会社は、当会社の送配電設備のいくつかの分野において、当会社の従業員との紛争、需要家及び取引先との間で発生した訴訟において、金額的には重要性がない損失の補償を求められている。

経営陣は、かかる請求は重要ではなく、当会社の経営に重大な影響を及ぼさないと考えている。

これらの連結財務書類の作成時点においては、上記訴訟の結果は依然として不確定であり、現時点では確実な見積りができないが、又は最近の判決が当公司及び子会社に有利なものであったことから当会社には有力な根拠があるため、これらの連結財務書類には引当金が計上されていない。

## 56. 金融商品、金融リスク及び資本リスク管理

### a. 金融商品のカテゴリー及びクラス

当公司及び子会社の金融資産分類の詳細は次の表のとおりである。

|               | 2018年度             |                   |                       |
|---------------|--------------------|-------------------|-----------------------|
|               | 金融商品の分類            |                   |                       |
|               | 貸出金及び債権<br>(百万ルピア) | 売却可能債券<br>(百万ルピア) | 金融資産と負債の合計<br>(百万ルピア) |
| <b>金融資産</b>   |                    |                   |                       |
| <b>固定資産</b>   |                    |                   |                       |
| 関係当事者に対する債権   | 1,031,237          | -                 | 1,031,237             |
| 制限付現金及び定期預金   | 5,688,712          | -                 | 5,688,712             |
| その他の債権        | 961,377            | -                 | 961,377               |
| その他の固定資産      | -                  | 4,751             | 4,751                 |
| 固定資産合計        | 7,681,326          | 4,751             | 7,686,077             |
| <b>流動資産</b>   |                    |                   |                       |
| 現金及び現金同等物     | 33,294,560         | -                 | 33,294,560            |
| 短期投資          | 1,216,886          | -                 | 1,216,886             |
| 売掛債権          | 23,803,574         | -                 | 23,803,574            |
| 電力補助金に係る債権    | -                  | -                 | -                     |
| その他の債権        | 32,681,232         | -                 | 32,681,232            |
| 関係当事者に対する債権   | 5,954              | -                 | 5,954                 |
| 流動資産合計        | 91,002,206         | -                 | 91,002,206            |
| <b>金融資産合計</b> | <b>98,683,532</b>  | <b>4,751</b>      | <b>98,688,283</b>     |

|             | 2017年度             |                   |                       |
|-------------|--------------------|-------------------|-----------------------|
|             | 金融商品の分類            |                   |                       |
|             | 貸出金及び債権<br>(百万ルピア) | 売却可能債券<br>(百万ルピア) | 金融資産と負債の合計<br>(百万ルピア) |
| <b>金融資産</b> |                    |                   |                       |
| <b>固定資産</b> |                    |                   |                       |
| 関係当事者に対する債権 | 237,181            | -                 | 237,181               |
| 制限付現金及び定期預金 | 7,487,709          | -                 | 7,487,709             |
| その他の債権      | 634,949            | -                 | 634,949               |
| その他の固定資産    | -                  | 3,964             | 3,964                 |
| 固定資産合計      | 8,359,839          | 3,964             | 8,363,803             |
| <b>流動資産</b> |                    |                   |                       |
| 現金及び現金同等物   | 42,291,959         | -                 | 42,291,959            |
| 短期投資        | 286,697            | -                 | 286,697               |
| 売掛債権        | 22,466,843         | -                 | 22,466,843            |
| 電力補助金に係る債権  | 7,588,977          | -                 | 7,588,977             |
| その他の債権      | 1,672,237          | -                 | 1,672,237             |
| 関係当事者に対する債権 | 5,294              | -                 | 5,294                 |
| 流動資産合計      | 74,312,007         | -                 | 74,312,007            |

| 金融資産合計      | 82,671,846         | 3,964             | 82,675,810            |
|-------------|--------------------|-------------------|-----------------------|
| 2016年度      |                    |                   |                       |
| 金融商品の分類     |                    |                   |                       |
|             | 貸出金及び債権<br>（百万ルピア） | 売却可能債券<br>（百万ルピア） | 金融資産と負債の合計<br>（百万ルピア） |
| <b>金融資産</b> |                    |                   |                       |
| <b>固定資産</b> |                    |                   |                       |
| 関係当事者に対する債権 | 263,064            | -                 | 263,064               |
| 制限付現金及び定期預金 | 7,464,260          | -                 | 7,464,260             |
| その他の債権      | 350,465            | -                 | 350,465               |
| その他の固定資産    | -                  | 967               | 967                   |
| 固定資産合計      | 8,077,789          | 967               | 8,078,756             |
| <b>流動資産</b> |                    |                   |                       |
| 現金及び現金同等物   | 41,909,223         | -                 | 41,909,223            |
| 短期投資        | 374,771            | -                 | 374,771               |
| 売掛債権        | 21,710,961         | -                 | 21,710,961            |
| 電力補助金に係る債権  | 12,446,110         | -                 | 12,446,110            |
| その他の債権      | 356,155            | -                 | 356,155               |
| 関係当事者に対する債権 | 36,548             | -                 | 36,548                |
| その他流動資産     | 5,915              | -                 | 5,915                 |
| 流動資産合計      | 76,839,683         | -                 | 76,839,683            |
| 金融資産合計      | 84,917,472         | 967               | 84,918,439            |

当公司及び子会社の全ての金融負債は、償却原価で金融負債に分類されており、以下がその内訳である。

|                       | 2018年度<br>百万ルピア | 2017年度<br>百万ルピア | 2016年度<br>百万ルピア |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| <b>金融負債で測定される償却原価</b> |                 |                 |                 |
| <b>固定負債</b>           |                 |                 |                 |
| 長期負債（１年以内返済ものを除く）     |                 |                 |                 |
| ツー・ステップ・ローン           | 36,105,279      | 31,485,476      | 29,133,756      |
| 政府及びノンバンク             |                 |                 |                 |
| 政府系金融機関               |                 |                 |                 |
| 借入金                   | 5,343,629       | 6,309,173       | 7,257,810       |
| リース負債                 | 14,468,336      | 15,713,269      | 17,933,075      |
| 銀行借入金                 | 152,965,997     | 116,017,364     | 100,362,498     |
| 債券及びスクーク・イジャラ         | 131,681,821     | 100,440,360     | 68,824,683      |
| 購入電力費未払金              | 7,115,916       | 7,026,434       | 7,315,422       |
| KIK-EBA借入金            | 2,221,167       | 2,907,986       | -               |
| 関係当事者未払金              | 1,000           | 794             | 2,301           |
| その他の支払債務              | 94,427          | 940,154         | 155,781         |
| 固定負債合計                | 349,997,572     | 280,841,010     | 230,985,326     |
| <b>流動負債</b>           |                 |                 |                 |

|              |                    |                    |                    |
|--------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 買掛金          | 48,607,674         | 43,711,425         | 30,192,084         |
| 需要家保証金       | 13,465,735         | 12,642,333         | 12,049,554         |
| プロジェクト費用未払金  | 315,828            | 723,992            | 384,739            |
| 未払費用         | 8,746,554          | 5,570,222          | 4,484,742          |
| 1年以内返済の長期債務  |                    |                    |                    |
| ツー・ステップ・ローン  | 2,530,273          | 2,735,992          | 2,562,332          |
| 政府及びノンバンク    |                    |                    |                    |
| 政府系金融機関      |                    |                    |                    |
| 借入金          | 1,860,649          | 1,043,793          | 1,043,793          |
| リース負債        | 2,624,629          | 4,871,908          | 3,789,317          |
| 銀行借入金        | 28,145,737         | 26,548,747         | 26,394,780         |
| 債券及びスクー・イジャラ | 2,120,612          | 914,000            | 9,568,000          |
| 購入電力費未払金     | 394,403            | 349,968            | 328,683            |
| KIK-EBA借入金   | 686,819            | 630,600            | -                  |
| その他の支払債務     | 30,761,934         | 18,339,768         | 15,716,446         |
| 総金融負債        | 140,260,847        | 118,082,748        | 106,514,470        |
| <b>総金融負債</b> | <b>490,258,419</b> | <b>398,923,758</b> | <b>337,499,796</b> |

#### b. 自己資本リスク管理

当公社及び子会社は、継続企業として事業を続け、自己資本比率の条項を必ず遵守できるように、自己資本リスクを管理している。当公社及び子会社の資本構成は、負債（注記24、25、26、27、28及び29）並びに持ち株の株主であり、資本金、利益剰余金（注記21）及び払込剰余金（注記22）から構成されている。

当公社及び子会社の取締役会は、当公社及び子会社の資本構成を定期的に見直す。この見直しの一環として、取締役会は資本コスト及び関連リスクを検討する。

当公社の貸付契約は、とりわけ、自己資本比率及び自己資本規制比率に対する一定の債務の履行を要求している。経営陣は定期的にそのような要件を監視して、当公社の貸付金に債務不履行がないことを確認している。

当公社及び子会社は、その価値を最大化するために、負債コストを最小限に抑えることを目指している。したがって、当公社及び子会社は、その資金調達方針において、将来発生する可能性のある財務上のリスクを常に考慮に入れている。

#### c. 財務リスク管理の目的及び方針

当公社及び子会社の財務リスク管理の目的及び方針は、市場リスク（為替リスクと金利リスクを含む）、信用リスク及び流動性リスクへのエクスポージャーを管理しつつ、事業の運営及び発展のために十分な財務資源を確保することである。当公社及び子会社は、取締役会で承認された方針の範囲内で業務を行っている。

当公社は、これらのリスクを管理するために、リスク管理・コンプライアンス部（以下「DIVMRK」という。）を設置し、リスク管理の方針、枠組み、実施ガイドライン及び必要なリスク管理体制を整備し、当公社環境におけるリスク管理の実施を保証している。また、当部門は、当公社及び子会社の経営陣に対する早期の警告として、戦略的リスク特性を促進するために設立された。DIVMRKは、コーポレートプランニングディレクター（DIRREN）に説明責任を負う。

当公社では、リスクを戦略リスク、財務リスク、業務リスク、プロジェクトリスク、コンプライアンスリスクの5つに分類することで、リスク分類を定めている。財務リスクには、市場リスク（為替リスクと金利リスクを含む）、信用リスク及び流動性リスクが含まれる。

リスク管理にあたっては、リスクレベルに応じた優先順位付けを行っている。リスクレベルは、発生の可能性レベル及び潜在的な影響の規模によって決定される。

財務リスクに関連して、当公社は、ヘッジ取引に関する経営者の方針を定めている。BUMNとして、そのようなヘッジプログラムの実施中に生じる可能性のある問題を回避するために、承認された管理方針が非常に重要である。全てのデリバティブは、公正価額で連結財務書類に計上されている。公正価額は、報告日のブルームバークのレートを用いて市場価値に基づいて決定されている。デリバティブ契約に係る資産及び負債は、未実現損益の金額で計上される。当公社及び子会社のデリバティブ契約は、FVTPLで測定される金融資産に分類される。これらの取引は、トレーディングを目的としたものではなく、為替リスクの軽減を目的としたものであり、当公社及び子会社の報告期間の1～3か月以内に支払うべき元本及び利息の支払のための外貨流動性の確保を目的としている。金融資産及び負債の会計方針については注記3を、金融商品の分類区分については注記55を参照のこと。当公社及び子会社はこれらの取引にヘッジ会計を適用していない。

## 1. 為替リスク管理

当公社及び子会社は、外貨建のさまざまな取引及び資金調達を行っている。したがって、為替レートの変動に対するエクスポージャーが存在する。

当公社及び子会社は、市場の見通しを総合的に把握するために、インドネシア銀行と定期的に協議を行っている。当公社及び子会社は、この見通しを内部の財務予測に織り込み、必要な外貨建商品を適時に購入することにより、為替エクスポージャーを軽減するための協調戦略を策定した。

当公社及び子会社の報告日現在の外貨エクスポージャーは注記53に記載されている。

## 為替感応度

以下の表は、関連する為替に対するルピアの10%増減に対する当公社及び子会社の感応度の詳細について説明している。この10%の増減は、経営者が、現在の経済状況を考慮して、為替レートの合理的に可能な変化を評価したものである。感応度分析には、税引後の未払外貨建貨幣項目が含まれ、為替レートの10%の変動に対して年末にその換算が調整される。

この感応度分析では、SFAS第26号：借入コストに従って建設仮勘定資産として資産化できる為替差額の金額に対する潜在的な変動は考慮されていない。

| 税引後利益への影響*）（単位：百万）  |           |             |           |             |
|---------------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 2018年度              |           |             |           |             |
|                     | 米ドル       |             | 日本円       |             |
|                     | 10%       | -10%        | 10%       | -10%        |
| <b>金融資産</b>         |           |             |           |             |
| 関係当事者に対する債権         | (77,232)  | 77,232      | -         | -           |
| 制限付現金及び定期預金         | (51,809)  | 51,809      | (363,301) | 363,301     |
| 現金及び現金同等物           | (726,156) | 726,156     | (47,153)  | 47,153      |
| 金融資産合計              | (855,197) | 855,197     | (410,453) | 410,453     |
| <b>金融負債</b>         |           |             |           |             |
| ツー・ステップ・ローン         | 1,249,615 | (1,249,615) | 1,602,023 | (1,602,023) |
| リース負債               | 71,206    | (71,206)    | 1,189,892 | (1,189,892) |
| 銀行借入及びミディアム・ターム・ノート | 5,478,071 | (5,478,071) | 306,740   | (306,740)   |
| 債券                  | 8,441,397 | (8,441,397) | -         | -           |
| 購入電力費未払金            | 563,274   | (563,274)   | -         | -           |
| その他の支払債務            | 701,362   | (701,362)   | 68,981    | (68,981)    |
| プロジェクト費用未払金         | 375       | (375)       | 2,425     | (2,425)     |
| 買掛金                 | 669,771   | (669,771)   | -         | -           |
| 未払費用                | 204,783   | (204,783)   | 78,398    | (78,398)    |

|                |                   |                     |                  |                    |
|----------------|-------------------|---------------------|------------------|--------------------|
| 総金融負債          | 17,379,855        | (17,379,855)        | 3,248,460        | (3,248,460)        |
| <b>合計 - 正味</b> | <b>16,524,658</b> | <b>(16,524,658)</b> | <b>2,838,007</b> | <b>(2,838,007)</b> |

## 税引後利益への影響\*）（単位：百万）

## 2018年度

|                     | ユーロ            |                  | その他**）        |                 |
|---------------------|----------------|------------------|---------------|-----------------|
|                     | 10%            | -10%             | 10%           | -10%            |
| <b>金融資産</b>         |                |                  |               |                 |
| 現金及び現金同等物           | (111,206)      | 111,206          | -             | -               |
| 金融資産合計              | (111,206)      | 111,206          | -             | -               |
| <b>金融負債</b>         |                |                  |               |                 |
| ター・ステップ・ローン         | 34,189         | (34,189)         | 9,445         | (9,445)         |
| 銀行借入及びミディアム・ターム・ノート | 220,019        | (220,019)        | -             | -               |
| 債券                  | 620,991        | (620,991)        | -             | -               |
| その他の支払債務            | 148,270        | (148,270)        | 8,268         | (8,268)         |
| プロジェクト費用未払金         | 334            | (334)            | -             | -               |
| 買掛金                 | -              | -                | 10,924        | (10,924)        |
| 未払費用                | 1,418          | (1,418)          | 97            | (97)            |
| 総金融負債               | 1,025,220      | (1,025,220)      | 28,734        | (28,735)        |
| <b>合計 - 正味</b>      | <b>914,014</b> | <b>(914,014)</b> | <b>28,734</b> | <b>(28,735)</b> |

## 税引後利益への影響\*）（単位：百万）

## 2017年度

|                     | 米ドル        |              | 日本円       |             |
|---------------------|------------|--------------|-----------|-------------|
|                     | 10%        | -10%         | 10%       | -10%        |
| <b>金融資産</b>         |            |              |           |             |
| 関係当事者に対する債権         | (16,716)   | 16,716       | -         | -           |
| 制限付現金及び定期預金         | (46,410)   | 46,410       | (474,256) | 474,256     |
| 現金及び現金同等物           | (548,582)  | 548,582      | (8,563)   | 8,563       |
| 金融資産合計              | (611,708)  | 611,708      | (482,818) | 482,818     |
| <b>金融負債</b>         |            |              |           |             |
| ター・ステップ・ローン         | 975,384    | (975,384)    | 1,477,432 | (1,477,432) |
| リース負債               | 84,948     | (84,948)     | 1,360,634 | (1,360,634) |
| 銀行借入及びミディアム・ターム・ノート | 3,076,034  | (3,076,034)  | 52,040    | (52,040)    |
| 債券                  | 6,550,050  | (6,550,050)  | -         | -           |
| 購入電力費未払金            | 548,657    | (548,657)    | -         | -           |
| その他の支払債務            | 363,730    | (363,730)    | 137       | (137)       |
| プロジェクト費用未払金         | 33,189     | (33,189)     | 431       | (431)       |
| 買掛金                 | 548,028    | (548,028)    | -         | -           |
| 未払費用                | 135,233    | (135,233)    | 39,481    | (39,481)    |
| 総金融負債               | 12,315,253 | (12,315,253) | 2,930,155 | (2,930,155) |

## 合計 - 正味

11,703,544

(11,703,544)

2,447,337

(2,447,337)

## 税引後利益への影響\*）（単位：百万）

## 2017年度

|                     | ユーロ            |                  | その他**）        |                 |
|---------------------|----------------|------------------|---------------|-----------------|
|                     | 10%            | -10%             | 10%           | -10%            |
| <b>金融資産</b>         |                |                  |               |                 |
| 現金及び現金同等物           | (8,838)        | 8,838            | -             | -               |
| 金融資産合計              | (8,838)        | 8,838            | -             | -               |
| <b>金融負債</b>         |                |                  |               |                 |
| ター・ステップ・ローン         | 27,682         | (27,682)         | 11,955        | (11,955)        |
| 銀行借入及びミディアム・ターム・ノート | 142,655        | (142,655)        | -             | -               |
| その他の支払債務            | 7,667          | (7,667)          | -             | -               |
| プロジェクト費用未払金         | 2,268          | (2,268)          | -             | -               |
| 買掛金                 | 689            | (689)            | 765           | (765)           |
| 未払費用                | 1,124          | (1,124)          | 124           | (124)           |
| 総金融負債               | 182,085        | (182,085)        | 12,844        | (12,844)        |
| <b>合計 - 正味</b>      | <b>173,246</b> | <b>(173,246)</b> | <b>12,844</b> | <b>(12,844)</b> |

## 税引後利益への影響\*）（単位：百万）

## 2016年度

|                | 米ドル                 |                   | 日本円                |                  |
|----------------|---------------------|-------------------|--------------------|------------------|
|                | 10%                 | -10%              | 10%                | -10%             |
| <b>金融資産</b>    |                     |                   |                    |                  |
| 関係当事者に対する債権    | 19,043              | (19,043)          | -                  | -                |
| 制限付現金及び定期預金    | 45,268              | (45,268)          | 509,802            | (509,802)        |
| 現金及び現金同等物      | 179,879             | (179,879)         | 10,584             | (10,584)         |
| 金融資産合計         | 244,190             | (244,190)         | 520,386            | (520,386)        |
| <b>金融負債</b>    |                     |                   |                    |                  |
| ター・ステップ・ローン    | (759,783)           | 759,783           | (1,557,056)        | 1,557,056        |
| リース負債          | -                   | -                 | (1,629,179)        | 1,629,179        |
| 銀行借入金          | (3,012,082)         | 3,012,082         | -                  | -                |
| 債券及びスーク・イジャラ   | (5,038,500)         | 5,038,500         | -                  | -                |
| 購入電力費未払金       | (573,308)           | 573,308           | -                  | -                |
| その他の支払債務       | (422,138)           | 422,138           | -                  | -                |
| プロジェクト費用未払金    | (19,537)            | 19,537            | (515)              | 515              |
| 買掛金            | (420,073)           | 420,073           | (277)              | 277              |
| 未払費用           | (114,151)           | 114,151           | (36,338)           | 36,338           |
| 総金融負債          | (10,359,572)        | 10,359,572        | (3,223,365)        | 3,223,365        |
| <b>合計 - 正味</b> | <b>(10,115,382)</b> | <b>10,115,382</b> | <b>(2,702,979)</b> | <b>2,702,979</b> |

税引後利益への影響\*）（単位：百万）  
 2016年度

|                | ユーロ              |                | その他**）          |               |
|----------------|------------------|----------------|-----------------|---------------|
|                | 10%              | -10%           | 10%             | -10%          |
| <b>金融資産</b>    |                  |                |                 |               |
| 現金及び現金同等物      | 7,752            | (7,752)        | 461             | (461)         |
| 金融資産合計         | 7,752            | (7,752)        | 461             | (461)         |
| <b>金融負債</b>    |                  |                |                 |               |
| ツー・ステップ・ローン    | (42,222)         | 42,222         | (13,305)        | 13,305        |
| 銀行借入金          | (151,485)        | 151,485        | -               | -             |
| その他の支払債務       | (50,392)         | 50,392         | (8,252)         | 8,252         |
| プロジェクト費用未払金    | (3,571)          | 3,571          | -               | -             |
| 買掛金            | (11,654)         | 11,654         | (5,121)         | 5,121         |
| 未払費用           | (1,207)          | 1,207          | (140)           | 140           |
| 総金融負債          | (260,531)        | 260,531        | (26,818)        | 26,818        |
| <b>合計 - 正味</b> | <b>(252,779)</b> | <b>252,779</b> | <b>(26,357)</b> | <b>26,357</b> |

\*） 借入原価の資産計上の影響を考慮しない。

\*\*） その他の外貨は、報告日現在の為替レートで米ドル相当額で表示されている。

## 2. 金利リスク管理

当公社及び子会社は、固定金利及び変動金利で取引を実施している。変動金利での取引はキャッシュ・フロー金利リスクにさらされている。当公社及び子会社は、固定金利で借入を行うことにより、公正価額の金利リスクにさらされている。当公社及び子会社は、固定金利借入と変動金利借入を適切に組み合わせてリスクを管理している。

## 金利感応度

以下の感応度分析は、当公社及び子会社の報告日現在の税引後の未払金融商品の金利に対するエクスポージャーに基づいて決定されている。この分析は、報告期間末日現在の資産及び負債の残高が通年で未払であると仮定して作成されている。感応度分析では、他の全ての変数を一定に保ちながら、関連する金利が50ベースポイント（以下「bp」という。）増減すると仮定している。50bpの増減は、現在の経済状況を考慮した後、合理的に考えられる金利の変動に関する経営者の評価を表す。

税引後利益への影響  
 2018年度\*）

|             | +50 bp  | -50 bp    |
|-------------|---------|-----------|
|             | 百万ルピア   | 百万ルピア     |
| <b>金融資産</b> |         |           |
| 現金及び現金同等物   | 124,855 | (124,855) |
| 短期投資        | 4,563   | (4,563)   |
| 制限付現金及び定期預金 |         |           |
|             | 21,333  | (21,333)  |
| 収益（損失）小計    | 150,751 | (150,751) |

税引後利益への影響  
 2018年度\*）

**金融負債**

ツ－・ステップ・ローン

銀行借入金

収益（損失）小計

**総収益（損失）**

+50 bp

百万ルピア

-50 bp

百万ルピア

(144,883)

144,883

(679,169)

679,169

(824,052)

824,052

**(673,301)****673,301****税引後利益への影響****2017年度**

+50 bp

百万ルピア

-50 bp

百万ルピア

**金融資産**

現金及び現金同等物

短期投資

制限付現金及び定期預金

158,650

(158,650)

995

(995)

28,079

(28,079)

187,724

(187,724)

**金融負債**

ツ－・ステップ・ローン

銀行借入金

収益（損失）小計

**総収益（損失）**

(128,331)

128,331

(534,623)

534,623

(662,954)

662,954

**(475,230)****475,230****税引後利益への影響****2016年度**

+50 bp

百万ルピア

-50 bp

百万ルピア

**金融資産**

現金及び現金同等物

短期投資

制限付現金及び定期預金

157,160

(157,160)

1,377

(1,377)

27,991

(27,991)

186,528

(186,528)

**金融負債**

ツ－・ステップ・ローン

銀行借入金

収益（損失）小計

**総収益（損失）**

(29,087)

29,087

(447,838)

447,838

(476,925)

476,925

**(290,397)****290,397**

\*) 借入原価の資産計上の影響を考慮しない

**３．信用リスク管理**

信用リスクとは、取引相手が契約上の債務不履行に陥り、当公社及び子会社が損失が生じるリスクである。当公社及び子会社は、政府に代わってPSOを履行する会社として、支払能力の有無にかかわらず、全ての需要家にサービスを提供する義務を負っている。当公社及び子会社は、債権が回収不能となるリスクを最小限に抑えるため、需要家から保証金を預かり、需要家が3か月を経過しても期日までに支払を実施しない場合には、当該需要家への電力供給を停止し、信用リスクを最小限に抑える。現金及び現金同等物については、1行に多額の資金が集中することを避けるため、複数の銀行に分散して保有している。

連結財務書類に計上されている金融資産の簿価から損失引当金を控除した金額は、当公社及び子会社の信用リスクに対するエクスポージャーを表している。詳細については、注記56.aを参照すること。

#### 売掛債権の信用力

当公社及び子会社は、その売掛債権がさまざまな業種・地域にわたって多数の需要家に分散しているため、信用力が低下するリスクはないと考えている。また、当公社及び子会社は売掛債権の財務状況について継続的に信用評価を実施している。売掛債権の回収期間及び減損の詳細については、注記14を参照のこと。

#### 電力補助金の信用力

当公社及び子会社は、電力補助金に係る債権は政府から回収されるため、期限内に全額回収できると考えている。当公社及び子会社は、政府による債務不履行のリスクはないと考えている。

#### 現金、定期預金、制限付現金の信用力

当公社及び連結子会社は、現金及び現金同等物、定期預金、制限付現金は、信用格付の高い、又は銀行の信用状態が良好な取引先に預託している。したがって、当公社及び子会社は、これらの金融資産の信用リスクは小さいと考えている。これらの取引相手には、大手金融機関及びその他のBUMNが含まれる。

#### その他の債権の信用力

その他の債権は、当公社及び子会社の関係当事者並びに従業員から回収される。したがって、当公社及びその子会社は、これらの債権の回収可能性を綿密に監視できる。当公社及び子会社の、これらの金融資産の過去の回収率は良好である。

以下の表は、貸倒引当金計上前の当公社及び子会社の金融資産の状況を表している。

|             | 2018年度               |                      |             |             |
|-------------|----------------------|----------------------|-------------|-------------|
|             | 延滞も減損もしていない<br>百万ルピア | 延滞だが減損していない<br>百万ルピア | 減損<br>百万ルピア | 合計<br>百万ルピア |
| <b>金融資産</b> |                      |                      |             |             |
| <b>固定資産</b> |                      |                      |             |             |
| 関係当事者に対する債権 | 1,031,237            | -                    | -           | 1,031,237   |
| 制限付現金及び定期預金 | 5,688,712            | -                    | -           | 5,688,712   |
| その他の債権      | 961,377              | -                    | -           | 961,377     |
| その他の固定資産    | 4,751                | -                    | -           | 4,751       |
| 固定資産合計      | 7,686,077            | -                    | -           | 7,686,077   |
| <b>流動資産</b> |                      |                      |             |             |
| 現金及び現金同等物   | 33,294,560           | -                    | -           | 33,294,560  |
| 短期投資        | 1,216,886            | -                    | -           | 1,216,886   |
| 売掛債権        | 21,629,192           | 3,463,450            | (1,289,068) | 23,803,574  |

|               |                   |                  |                    |                   |
|---------------|-------------------|------------------|--------------------|-------------------|
| 電力補助金に係る債権    | -                 | -                | -                  | -                 |
| その他の債権        | 32,681,232        | -                | -                  | 32,681,232        |
| 関係当事者に対する債権   | 5,954             | -                | -                  | 5,954             |
| その他の流動資産      | 5,697             | -                | -                  | 5,697             |
| 流動資産合計        | 88,833,521        | 3,463,450        | (1,289,068)        | 91,007,903        |
| <b>金融資産合計</b> | <b>96,519,598</b> | <b>3,463,450</b> | <b>(1,289,068)</b> | <b>98,693,980</b> |

## 2017年度

|               | 延滞も減損もしてい<br>ない<br>百万ルピア | 延滞だが減損してい<br>ない<br>百万ルピア | 減損<br>百万ルピア      | 合計<br>百万ルピア       |
|---------------|--------------------------|--------------------------|------------------|-------------------|
| <b>金融資産</b>   |                          |                          |                  |                   |
| <b>固定資産</b>   |                          |                          |                  |                   |
| 関係当事者に対する債権   | 237,181                  | -                        | -                | 237,181           |
| 制限付現金及び定期預金   | 7,487,709                | -                        | -                | 7,487,709         |
| その他の債権        | 634,949                  | -                        | -                | 634,949           |
| その他の固定資産      | 3,964                    | -                        | -                | 3,964             |
| 固定資産合計        | 8,363,803                | -                        | -                | 8,363,803         |
| <b>流動資産</b>   |                          |                          |                  |                   |
| 現金及び現金同等物     | 42,291,959               | -                        | -                | 42,291,959        |
| 短期投資          | 286,697                  | -                        | -                | 286,697           |
| 売掛債権          | 18,252,338               | 3,036,855                | 1,177,650        | 22,466,843        |
| 電力補助金に係る債権    | 7,588,977                | -                        | -                | 7,588,977         |
| その他の債権        | 1,672,237                | -                        | -                | 1,672,237         |
| 関係当事者に対する債権   | 5,294                    | -                        | -                | 5,294             |
| その他の流動資産      | 30,124                   | -                        | -                | 30,124            |
| 流動資産合計        | 70,127,626               | 3,036,855                | 1,177,650        | 74,342,131        |
| <b>金融資産合計</b> | <b>78,491,429</b>        | <b>3,036,855</b>         | <b>1,177,650</b> | <b>82,705,934</b> |

## 2016年度

|             | 延滞も減損もしてい<br>ない<br>百万ルピア | 延滞だが減損してい<br>ない<br>百万ルピア | 減損<br>百万ルピア | 合計<br>百万ルピア |
|-------------|--------------------------|--------------------------|-------------|-------------|
| <b>金融資産</b> |                          |                          |             |             |
| <b>固定資産</b> |                          |                          |             |             |
| 関係当事者に対する債権 | 263,064                  | -                        | -           | 263,064     |
| 制限付現金及び定期預金 | 7,464,260                | -                        | -           | 7,464,260   |
| その他の債権      | 350,465                  | -                        | -           | 350,465     |
| その他の固定資産    | 967                      | -                        | -           | 967         |
| 固定資産合計      | 8,078,756                | -                        | -           | 8,078,756   |

## 流動資産

|             |            |           |           |            |
|-------------|------------|-----------|-----------|------------|
| 現金及び現金同等物   | 41,909,223 | -         | -         | 41,909,223 |
| 短期投資        | 374,771    | -         | -         | 374,771    |
| 売掛債権        | 19,806,412 | 2,930,391 | 1,025,842 | 23,762,645 |
| 電力補助金に係る債権  | 12,446,110 | -         | -         | 12,446,110 |
| その他の債権      | 2,411,384  | -         | -         | 2,411,384  |
| 関係当事者に対する債権 | 36,548     | -         | -         | 36,548     |
| その他の流動資産    | 5,915      | -         | -         | 5,915      |
| 流動資産合計      | 76,990,363 | 2,930,391 | 1,025,842 | 80,946,596 |
| 金融資産合計      | 85,069,119 | 2,930,391 | 1,025,842 | 89,025,352 |

#### ４．流動性リスク管理

流動性リスクとは、当公社及び子会社が、現金その他の金融資産の受渡しにより決済される金融負債に係る債務の履行が困難となるリスクを指す。流動性リスク管理の最終的な責任は、当公社及び子会社の経営、短期、中期及び長期の資金調達並びに流動性管理に関する適切な流動性リスク管理体制を構築している取締役会にある。当公社及び子会社は、予測キャッシュ・フローや実際のキャッシュ・フローを継続的に監視するとともに、金融負債の満期構成に応じて十分なキャッシュ・フロー、準備金、金融機関及び予備借入枠を維持することにより、流動性リスクを管理している。

また、当公社及び子会社は、十分な現金、現金同等物及び短期投資を保有しており、これらは、予期せぬ現金回収の中断が生じた場合には、容易に換金することができる。

2018年12月31日現在、合意した返済期間のある契約上の金融負債の残存契約期間は以下のとおりである。以下の表は、当公社及び子会社が支払を要求される最も早い日に基づく金融負債の割引前キャッシュ・フローに基づき作成されている。金利フローが変動金利である限り、割引前キャッシュ・フローは報告期間末日の金利曲線から算出される。外貨建金融負債については、割引前償却額は、報告期間末日現在の関連先物為替曲線を用いて換算されている。

|              | 2018年度        |                   |                   |               |             |
|--------------|---------------|-------------------|-------------------|---------------|-------------|
|              | 1年未満<br>百万ルピア | 1年以上3年以下<br>百万ルピア | 3年以上5年以下<br>百万ルピア | 5年以上<br>百万ルピア | 合計<br>百万ルピア |
| <b>金融負債</b>  |               |                   |                   |               |             |
| ツーク・ステップ・ローン | 2,530,273     | 5,156,171         | 5,510,200         | 25,438,908    | 38,635,552  |
| 政府及びノンバンク    |               |                   |                   |               |             |
| 政府金融機関借入金    | 1,860,649     | 1,793,793         | 1,500,000         | 2,049,836     | 7,204,278   |
| リース負債        | 2,624,629     | 5,513,648         | 1,354,210         | 7,600,478     | 17,092,965  |
| 銀行借入金        | 28,145,737    | 42,498,456        | 64,785,461        | 45,682,080    | 181,111,734 |
| 債券及びスクーク・イ   |               |                   |                   |               |             |
| ジャラ          | 2,120,612     | 20,367,695        | 6,876,500         | 104,437,626   | 133,802,433 |
| 購入電力費未払金     | 394,403       | 855,508           | 955,548           | 5,304,860     | 7,510,319   |
| KIK-EBA借入金   | 686,819       | 1,562,790         | 658,377           | -             | 2,907,986   |
| 関係当事者支払債務    | -             | 1,000             | -                 | -             | 1,000       |
| 買掛金          | 48,607,674    | -                 | -                 | -             | 48,607,674  |
| 需要家保証金       | 13,465,735    | -                 | -                 | -             | 13,465,735  |
| プロジェクト費用未払金  | 315,828       | -                 | -                 | -             | 315,828     |
| 未払費用         | 14,809,018    | -                 | -                 | -             | 14,809,018  |
| その他の支払債務     | 33,065,371    | 94,427            | -                 | -             | 33,159,798  |

| 合計 | 148,626,748 | 77,843,488 | 81,640,296 | 190,513,788 | 498,624,320 |
|----|-------------|------------|------------|-------------|-------------|
|----|-------------|------------|------------|-------------|-------------|

## 2017年度

|              | 1年未満<br>百万ルピア | 1年以上3年以下<br>百万ルピア | 3年以上5年以下<br>百万ルピア | 5年以上<br>百万ルピア | 合計<br>百万ルピア |
|--------------|---------------|-------------------|-------------------|---------------|-------------|
| <b>金融負債</b>  |               |                   |                   |               |             |
| ツーク・ステップ・ローン | 2,735,992     | 4,367,399         | 4,297,084         | 22,820,993    | 34,221,468  |
| 政府及びノンバンク    |               |                   |                   |               |             |
| 政府金融機関借入金    | 1,043,793     | 2,087,585         | 1,500,000         | 2,721,588     | 7,352,966   |
| リース負債        | 4,871,908     | 7,560,028         | 6,219,869         | 1,933,372     | 20,585,177  |
| 銀行借入金        | 26,548,747    | 30,627,494        | 34,436,611        | 50,953,259    | 142,566,111 |
| 債券及びスクーク・イ   |               |                   |                   |               |             |
| ジャラ          | 914,000       | 29,349,000        | 18,743,000        | 52,348,360    | 101,354,360 |
| 購入電力費未払金     | 349,968       | 761,221           | 848,708           | 5,416,506     | 7,376,403   |
| KIK-EBA借入金   | 630,600       | 1,556,257         | 1,351,729         | -             | 3,538,586   |
| 関係当事者支払債務    | -             | 794               | -                 | -             | 794         |
| 買掛金          | 43,711,425    | -                 | -                 | -             | 43,711,425  |
| 需要家保証金       | 12,642,333    | -                 | -                 | -             | 12,642,333  |
| プロジェクト費用未払金  | 723,992       | -                 | -                 | -             | 723,992     |
| 未払費用         | 11,477,437    | -                 | -                 | -             | 11,477,437  |
| その他の支払債務     | 21,255,272    | 940,154           | -                 | -             | 22,195,426  |
| 合計           | 126,905,467   | 77,249,932        | 67,397,001        | 136,194,078   | 407,746,478 |

## 2016年度

|              | 1年未満<br>百万ルピア | 1年以上3年以下<br>百万ルピア | 3年以上5年以下<br>百万ルピア | 5年以上<br>百万ルピア | 合計<br>百万ルピア |
|--------------|---------------|-------------------|-------------------|---------------|-------------|
| <b>金融負債</b>  |               |                   |                   |               |             |
| ツーク・ステップ・ローン | 3,225,020     | 5,647,585         | 4,788,322         | 23,224,184    | 36,885,111  |
| 政府及びノンバンク    |               |                   |                   |               |             |
| 政府金融機関借入金    | 1,477,709     | 2,792,908         | 2,294,957         | 3,917,838     | 10,483,412  |
| リース負債        | 6,015,204     | 13,055,210        | 7,174,345         | 6,143,690     | 32,388,449  |
| 銀行借入金        | 37,685,205    | 42,043,558        | 39,585,060        | 51,306,781    | 170,620,604 |
| 債券及びスクーク・イ   |               |                   |                   |               |             |
| ジャラ          | 16,506,604    | 23,893,851        | 39,747,215        | 48,967,000    | 129,114,670 |
| 購入電力費未払金     | 787,756       | 1,579,268         | 1,578,912         | 7,931,753     | 11,877,689  |
| 関係当事者支払債務    | -             | 2,301             | -                 | -             | 2,301       |
| 買掛金          | 30,192,084    | -                 | -                 | -             | 30,192,084  |
| 需要家保証金       | 12,049,554    | -                 | -                 | -             | 12,049,554  |
| プロジェクト費用未払金  | 384,739       | -                 | -                 | -             | 384,739     |
| 未払費用         | 10,644,559    | -                 | -                 | -             | 10,644,559  |
| その他の支払債務     | 18,081,035    | 155,781           | -                 | -             | 18,236,816  |

| 合計 | 137,049,469 | 89,170,462 | 95,168,811 | 141,491,246 | 462,879,988 |
|----|-------------|------------|------------|-------------|-------------|
|----|-------------|------------|------------|-------------|-------------|

## d. 金融商品の公正価額

経営者は、連結財務書類の償却原価で計上されている金融資産及び金融負債の帳簿価額は、以下の表に記載されている場合を除き、満期が短期間であること、担保が十分に設定されていること、又は市場金利が設定されていることから、公正価額に近似していると判断している。

|                   | 2018年度        |               | 2017年度        |               | 2016年度        |               |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                   | 帳簿価額<br>百万ルピア | 公正価額<br>百万ルピア | 帳簿価額<br>百万ルピア | 公正価額<br>百万ルピア | 帳簿価額<br>百万ルピア | 公正価額<br>百万ルピア |
| <b>貸出金及び債権</b>    | 1,037,191     | 1,037,191     | 242,475       | 242,475       | 299,612       | 299,191       |
| 関係当事者に対する債権       |               |               |               |               |               |               |
| 制限付現金及び定期預金       | 5,688,712     | 5,688,712     | 7,487,709     | 7,487,709     | 7,464,260     | 7,867,441     |
| <b>償却原価での負債</b>   |               |               |               |               |               |               |
| ソー・ステップ・ローン       |               |               |               |               |               |               |
| 政府及びノンバンク         | 38,635,552    | 41,794,757    | 34,221,468    | 34,221,468    | 31,696,088    | 34,287,857    |
| 政府金融機関借入金         | 7,204,278     | 5,280,327     | 7,352,966     | 7,352,966     | 8,301,603     | 6,862,736     |
| リース負債             | 17,092,965    | 16,822,994    | 20,585,177    | 20,892,122    | 21,722,392    | 22,164,687    |
| 債券及びスクーク・イ<br>ジャラ | 133,802,433   | 141,499,687   | 101,354,360   | 108,501,996   | 78,392,683    | 82,902,380    |
| 購入電力費未払金          | 7,510,319     | 8,531,622     | 7,376,402     | 8,295,015     | 7,644,105     | 8,683,601     |
| 関係当事者未払金          | 1,000         | 1,000         | 1,794         | 1,794         | 2,301         | 2,301         |
| 銀行借入金             | 181,111,734   | 182,117,875   | 142,566,111   | 143,512,677   | 126,757,278   | 126,834,204   |

上記の金融商品の公正価額は、未払債券を除き、将来の予想キャッシュ・フローを報告日現在の市場金利に調整して割り引いて算定している。上記の金融商品の公正価額は、公正価額の階層のレベル2の範囲内にある。

未払債券の公正価額は、報告日の売値終値に基づいて決定される。上記の金融商品の公正価額は、公正価額の階層のレベル1内にある。

## e. デリバティブ資産

当社は、為替変動リスクを軽減するため、特定の取引について限定ヘッジを実施している。ヘッジ取引の種類は通貨スワップ取引であり、2018年12月31日現在の詳細は以下のとおりである。

| 取引先       | ヘッジ期間  | 名目元本<br>百万ルピア | デリバティブ<br>資産（負債）<br>百万ルピア |
|-----------|--------|---------------|---------------------------|
| BRI       | 1 か月未満 | 325           | (3,790)                   |
| マンディリ銀行   | 1 か月未満 | 75            | 1,813                     |
| <b>合計</b> |        | <b>400</b>    | <b>(1,977)</b>            |

## 57. POJK第6号の実施に関する追加情報

当社は、2016年1月1日より、IPPとの電力購入契約に基づく取引について、POJK第6号を将来に向けて実施している。POJK第6号の実施による影響は、2016年1月1日現在の利益剰余金の調整により会計処理されている（注記2.a）。

P0JK第6号に基づき、電力購入契約に基づく全ての取引は売買取引として取り扱われるが、売買以外の実体（注記3.1及び3.w）を含む。以下の表は、ある電力購入契約にリースが含まれているとみなされる場合の追加情報として示されている。

|                          | ISFAS 第8号に基づく        |                      |                      |
|--------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|                          | 2018年12月31日<br>百万ルピア | 2017年12月31日<br>百万ルピア | 2016年12月31日<br>百万ルピア |
| <u>連結財政状態計算書</u>         |                      |                      |                      |
| 固定資産                     |                      |                      |                      |
| 有形固定資産                   | 1,437,128,830        | 1,308,373,397        | 1,239,554,567        |
| 繰延税金資産                   | 25,376,110           | 24,590,272           | 24,116,230           |
| 資本                       |                      |                      |                      |
| 利益剰余金                    |                      |                      |                      |
| 未処分                      | 25,460,243           | 26,924,938           | 35,393,221           |
| 固定負債                     |                      |                      |                      |
| リース負債                    | 182,580,812          | 175,276,384          | 165,361,010          |
| 購入電力費未払金                 | 6,474,612            | 6,304,485            | 6,587,627            |
| 流動負債                     |                      |                      |                      |
| 買掛金                      |                      |                      |                      |
| 関係当事者                    | 8,743,335            | 10,950,823           | 7,209,473            |
| 第三者                      | 37,726,650           | 31,185,078           | 20,911,486           |
| 未払費用                     | 16,726,497           | 13,029,534           | 12,566,549           |
| 購入電力費未払金                 | 379,112              | 338,056              | 318,846              |
| リース負債                    | 6,758,279            | 9,063,151            | 7,323,327            |
| その他の支払債務                 | 32,970,941           | 21,255,272           | 18,058,664           |
| <u>連結損益及びその他の包括利益計算書</u> |                      |                      |                      |
| 営業費用：                    |                      |                      |                      |
| 燃料・潤滑油                   | 163,913,402          | 142,102,203          | 127,408,734          |
| 購入電力費                    | 10,636,627           | 4,099,806            | 4,524,394            |
| リース                      | 7,077,750            | 9,589,066            | 8,082,353            |
| 維持管理費                    | 26,296,539           | 25,052,507           | 26,087,691           |
| 減価償却費                    | 35,679,954           | 33,905,138           | 31,484,447           |
| 補助金計上後営業利益               | (1,606,735)          | 55,453,473           | 53,333,573           |
| その他収益（経費）                |                      |                      |                      |
| 金融費用                     | (55,856,045)         | (49,833,656)         | (46,385,695)         |
| 為替差損益、純額                 | (21,905,908)         | (4,365,296)          | 7,133,260            |
| その他利益（経費） - 純額           | 38,836,829           | 3,369,553            | (40,945)             |
| 税引前利益                    | 8,374,216            | 5,690,916            | 15,758,501           |
| 税金費用                     | (5,421,231)          | (3,492,016)          | (5,981,386)          |
| 当期利益                     | 2,952,985            | 2,198,900            | 9,777,115            |
| 基本的1株当たり利益<br>（全額ルピア）    | 26,820               | 24,994               | 180,084              |
| <u>連結キャッシュ・フロー計算書</u>    |                      |                      |                      |
| 営業活動からのキャッシュ・フロー         |                      |                      |                      |
| サプライヤーへの支払額              | (216,803,330)        | (171,596,023)        | (164,210,241)        |
| 営業活動から生じた資金              | 37,219,439           | 64,533,828           | 36,388,636           |

|                  |              |              |              |
|------------------|--------------|--------------|--------------|
| 支払利息             | (53,962,154) | (49,170,854) | (45,968,259) |
| 営業活動から生じた正味資金    | 39,335,367   | 61,529,254   | 38,637,580   |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー |              |              |              |
| 購入電力費未払金の支払      | (355,410)    | (318,250)    | (312,695)    |
| リース負債に係る支払       | (9,493,013)  | (9,124,879)  | (12,764,446) |
| 財務活動から生じた正味資金    | 51,345,128   | 25,924,090   | 34,545,533   |

当会社がISFAS第8号を適用した場合の2018年、2017年及び2016年12月31日現在のリース負債に対する最低リース支払額の現在価値は以下のとおりである。

|                    | 2018年度<br>百万ルピア    | 2017年度<br>百万ルピア    | 2016年度<br>百万ルピア    |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| リース料の最低支払額         |                    |                    |                    |
| 1年以内               | 37,760,924         | 38,591,929         | 35,584,552         |
| 1年を超え5年以内          | 147,209,652        | 141,399,663        | 133,734,824        |
| 5年以上               | 421,833,591        | 417,988,237        | 407,203,529        |
| リース料の最低支払額合計       | 606,804,167        | 597,979,829        | 576,522,905        |
| 利息の減少              | 417,465,076        | 413,640,294        | 403,838,568        |
| 将来のリース料の最低支払額の現在価値 | 189,339,091        | 184,339,535        | 172,684,337        |
| 1年以内の満期部分除く        | 6,758,279          | 9,063,151          | 7,323,327          |
| <b>長期部分</b>        | <b>182,580,812</b> | <b>175,276,384</b> | <b>165,361,010</b> |

## 58. 報告期間後のイベント

- 2019年2月28日付2019年インドネシア共和国BUMN大臣決定書第SK-55/MBU/02号に基づき、デデン・ジュハラが独立コミサリスに、リダ・ムルヤナがコミサリスに任命され、エグロセノが独立コミサリスから、アンディ・ヌルサマン・ソンメンがコミサリスから解任された。
- 2019年2月19日、当社は、以下の詳細のように、Shelf Regristration Bonds III PLN phase III Year 2019及びShelf Registration スクーク・イジャラ III PLN phase III Year 2019を発行した。

|                                                      | 元本<br>百万ルピア | 満期日        | 年間クーポン<br>レート |
|------------------------------------------------------|-------------|------------|---------------|
| Shelf Registration Bonds III PLN III Year 2019       |             |            |               |
| シリーズA                                                | 369,000     | 2022年2月19日 | 8.50%         |
| シリーズB                                                | 1,212,000   | 2024年2月19日 | 9.10%         |
| シリーズC                                                | 183,000     | 2026年2月19日 | 9.35%         |
| シリーズD                                                | 211,000     | 2029年2月19日 | 9.60%         |
| シリーズE                                                | 263,000     | 2034年2月19日 | 9.80%         |
| シリーズF                                                | 155,000     | 2039年2月19日 | 9.95%         |
| Shelf Registration Sukuk Ijara III PLN III Year 2019 |             |            |               |
| シリーズA                                                | 263,000     | 2022年2月19日 | 22.355百万ルピア   |
| シリーズB                                                | 263,000     | 2024年2月19日 | 23.933百万ルピア   |
| シリーズC                                                | 204,000     | 2026年2月19日 | 19.074百万ルピア   |
| シリーズD                                                | 45,000      | 2029年2月19日 | 4.320百万ルピア    |
| シリーズE                                                | 60,000      | 2034年2月19日 | 5.880百万ルピア    |
| シリーズF                                                | 28,000      | 2039年2月19日 | 2.876百万ルピア    |

|    |           |
|----|-----------|
| 合計 | 3,256,000 |
|----|-----------|

3. 2019年3月20日に、当社はシティバンクから500,000百万ルピアの用途に制約がない借入金を取得した。
4. 2019年4月12日付2019年BUMN大臣決定書第S-220/MBU/04号に基づき、臨時株主総会としてのBUMN大臣の決定は以下の事項を承認した。
  - ・ 政府の資本参加5,354,475株（5,354,475百万ルピア）の追加により、引受済かつ払込済の資本は115,181,002百万ルピアに増加する。詳細は下記のとおりである。
- 132,967百万ルピアは、2018年5月8日付2018年政府規則第15号に基づく政府の出資によるものである。
- 5,221,508百万ルピアは、2018年12月31日付2018年政府規則第58号に基づく政府の出資によるものである。
5. 2019年1月8日、子会社PLN BBであるBBIは、2019年1月8日付公正証書第18号に基づき、ジャカルタの公証人Jose Dima Satria SH MKnによってPT Banyan Koalindo Lestari (BKL) の株式の51%を332,462百万ルピアで取得し、法務人権大臣の2019年第AHU-0001039.AH.01.02号の承認を受けた。
6. 2019年1月8日、子会社PLN BBであるBBIは、2019年1月8日付公正証書第16号に基づき、ジャカルタの公証人Jose Dima Satria SH MKnによってPT Musi Mitra Jaya (MMJ) の株式の25.5%を257,841百万ルピアで取得し、法務人権大臣のNo. AHU-0001038.AH.01.02 Year 2019の承認を受けた。
7. 2019年1月8日、子会社PLN BBであるBBIは、2019年1月8日付公正証書No.15に基づき、ジャカルタの公証人Jose Dima Satria SH MKnによってPT Sriwijaya Bara Logistic (SBL) の株式の25.5%を332,698百万ルピアで取得し、法務人権大臣の2019年第AHU-0001036.AH.01.02の承認を受けた。
8. 2019年5月29日開催の定期株主総会（臨時株主総会）の決議に基づき、当社の経営陣は次のようになった。

#### コミサリス会

タスク執行者コミサリス会会長

コミサリス

独立コミサリス

イリヤ・アヴァンティ

ブディマン

ダルマワン・ブラソジョ

アロイシウス・キイク・ロー

リオナルド・シラバン

リダ・ムルヤナ

イリヤ・アヴァンティ

デデン・ジュハラ

ダルモノ

#### 職務と権限

取締役社長

ジョコ・ラハルジョ・アブマナン

財務担当

サルウォノ・スダルト

経営企画担当

ショフビ・フェリエンティエー・ロークマン

#### 職務と権限

人事担当

モハメド・アリ

第一戦略的調達担当取締役代理

スリベニ・インテン・チャヤニ

第二戦略的調達担当

ジョコ・ラハルジョ・アブマナン

ジャワ西部地域事業担当

ハルヤント・W.S

ジャワ中部地域事業担当

アミール・ロシディン

ジャワ東部、バリ及びヌサ南東部地域事業担当

スバングカト・イワン・サントソ

#### 職務と権限

スマトラ地域事業担当

ウィルヨ・クスドゥウィハルト

カリマンタン地域事業担当

マクニゾン

スラウェシ地域事業担当

シャムスル・フダ

マルク及びパプア地域事業担当

アーマド・ロフィク

#### **監査委員会**

委員長

ダルモノ

メンバー

アクマド・ワヒュディ  
リオナルド・シラバン  
イリヤ・アヴァンティ  
クリスナ・シムバプトラ

#### **会社秘書役**

会社秘書役

アディ・セティアワン（*Adi Setiawan*）

### **59. 連結財務書類の再発行**

当公社の負債証券の公募増資計画について、当公社は、2018年、2017年及び2016年の12月31日に終了した会計年度の連結財務書類を、募集書類に含めるために再発行した。

当公社の連結財務書類におけるその他の表示及び開示内容は以下のとおりである。

- 注記53：外貨建金銭資産及び債務
- 注記58：報告期間後のイベント

### **60. 連結財務書類に対する経営陣の責任及び承認**

連結財務書類の作成及び公正な表示は経営者の責任であり、2019年6月14日に取締役の承認を受けて発行された。

（６）【その他】

後発事象

2016年、2017年及び2018年12月31日に終了した各年度に係る連結財務書類の注記58「報告期間後のイベント」を参照のこと。

- ・ 2019年4月24日付2019年当公社コミサリス会決定書第7 / SK / DK-PLN号に基づき、ソフィアン・バシルが取締役社長及び第一戦略的調達担当取締役代理を一時解任され、モハメド・アリが取締役社長代理及び第一戦略的調達担当取締役に任命された。

i i . 2019年7月11日、当公社は、以下の利率で支払われる元本総額2,953.65十億ルピアの債券

- a. 8.00%（5年満期）
- b. 8.50%（7年満期）
- c. 8.70%（10年満期）
- d. 9.50%（15年満期）
- e. 9.975%（20年満期）

及び、以下の利益率の元本総額1,250.00十億ルピアのスクーク・イジャラ

- a. 8.00%（5年満期）
- b. 8.50%（7年満期）
- c. 8.70%（10年満期）
- d. 9.50%（15年満期）
- e. 9.975%（20年満期）

を発行することに合意する契約を締結した。

当該取引は2019年8月1日に終了した。

i i i . 2019年7月18日、当公社は、GMTNプログラムの3回目のドロダウンにより、以下の利率で支払われる元本総額1.4十億米ドル建ての国外債券を発行した。

- a. 3.875%（10年満期）
- b. 4.875%（30年満期）

（７）【発行者の属する国の概況】

(A) 概要

地域

インドネシアは、北をマレーシア、シンガポール及びフィリピン、南をオーストラリアと接する地域に位置し、陸地の総面積が約1,913,579平方キロメートルとなる約17,504の島々（このうち957の島々に住民がいると推定されている。）からなる、世界最大の群島国家である。

インドネシアの主要な島は、スマトラ島、ジャワ島、バリ島、カリマンタン島（ボルネオ島としても知られており、同島の北部はマレーシア及びブルネイに属している。）、スラウェシ島及びパプア（同島の東部はパプア・ニューギニアに属している。）である。インドネシアの国土は、西はナングロ・アチェ・ダルサラームから赤道を越えて東はパプアまで、5,120キロメートルに広がっている。ジャカルタはインドネシアの首都かつ最大の都市で、ジャワ島西部の北部沿岸に位置している。

人口

インドネシアの人口は、2018年に約264百万人に達し、中国、インド及び米国に次いで世界第4位の地位を占める。人口が最も密集しているのはジャワ島（2018年の統計で推定約149百万人）で、首都ジャカルタの人口は2018年の統計で約10百万人と推定されている。

インドネシアの人口は若年層が多く、また増加している。政府の推定によれば、2018年には、人口の約25.1%が15歳未満、約41.8%が25歳未満であり、2010年から2018年までの人口増加率は年率1.3%であった。

2010年の国勢調査によれば、インドネシアの人口の約87.2%がイスラム教徒、9.9%がキリスト教徒であり、その他はヒンズー教徒、仏教徒及びその他宗教の信徒である。インドネシアの人口の大多数はマレー系であるが、スマトラ島のアチェ族、バタク族及びミナンカバウ族、ジャワ島のジャワ族及びスンダ族、マドゥラ島のマドゥラ族、バリ島のバリ族、ロンボク島のササク族、スラウェシ島のミナハサ族、マカッサル族、トラジャ族及びブギス族、カリマンタン島のダヤク族、パプアのダニ族及びアスマット族を含む300以上の民族が存在する。インドネシアの人口には中国系、アラブ系、ユーラシア系、インド系及びパキスタン系も含まれる。

インドネシアの公用語はマレー語を由来とするバハサ・インドネシア（インドネシア語）である。英語が広く用いられており、多くの中学校で教えられている。インドネシア全体で約500の言語・方言が話されている。

## 政治史及び政党の歩み

インドネシアは、1605年から1945年の独立までの期間は、ほぼ継続的にオランダによる植民地支配下にあった。オランダによる統治は19世紀のイギリスによる短期間の植民地支配により中断され、インドネシアが1945年8月17日に独立を宣言する3年前から始まった日本の占領により終了した。同年、インドネシアは憲法を採択した。1966年に、政権はスカルノ大統領からスハルト将軍に委譲された。スハルト将軍は、1998年まで大統領を務めたが、1997年に発生したアジア金融危機により社会不安が広がり、それを受けて大統領を辞職した。

スハルト政権後は、インドネシアにおいて「*Reformasi*（改革）」と称される時代に入り、様々な政府機関の変更、司法、立法及び行政機関の構造改革が断行された。1999年から2002年にかけて憲法が改正され、チェック・アンド・バランス（抑制と均衡）及び権力分立が強化され、より直接的な民主制が定められた。インドネシアは、新たな民主主義国家として、1999年に初めてとなる議会及び大統領の自由選挙を滞りなく実施したが、一方で様々な社会政治的問題に直面し続けており、これまでも時折政情不安や社会・秩序不安に見舞われてきた。2000年以降、元大統領であるワヒド、元大統領であるメガワティ、前大統領であるユドヨノ及び現大統領であるジョコ・ウィドに賛成又は反対して、数千ものインドネシア国民がデモに参加している。デモは、燃料補助金の削減、国有財産の民営化、汚職防止措置、地方分権及び地方自治及びイスラム諸国における軍事行動を含む、特定の問題についても行われている。これらのデモは通常平和的であったが、暴力的になる場合もあった。

2014年4月9日に議会選挙が滞りなく行われた後、総選挙管理委員会（*Komisi Pemilihan Umum*）（以下「KPU」という。）は、2014年5月9日付2014年KPU命令第412 / kpts / KPU号に基づいて、2014年5月14日付2014年KPU命令第416 / kpts / KPU号と併せて、10の参加政党（12政党のうち）が国民議会（*Dewan Perwakilan Rakyat*）（以下「DPR」という。）に議席を持つことを認めた。

2014年5月14日付2014年KPU命令書簡第417 / kpts / KPU号に基づき、KPUの決定により、及び地方代表議会（*Dewan Perwakilan Daerah*）（以下「DPD」という。）では、議会選挙によって新たに132名の議員が選出された。

DPR及びDPDの新しい議員は2014年10月1日に宣誓就任し、2019年まで任期を務める。

2014年7月に実施された大統領選挙で、ジャカルタ特別州知事のジョコ・ウィド及び共和国の前副大統領のモハマッド・ユスフ・カラは、それぞれ大統領及び副大統領（各任期は2014年から2019年まで。）に当選した。得票総数は70,997,833票（全国投票総数の53.2%に相当）であった。大統領候補は（それぞれの副大統領候補と合わせて）個人が指名されるが、政党との関係及び政党からの支持が選挙の結果に大きく影響する。したがって議会選挙の結果は、大統領選挙の行方を示す重要な指標である。

2014年7月26日、プラボウォ・スビアントとハッタ・ラジャサは、KPUが発表した大統領選の結果に対して憲法裁判所に異議を申し立てた。しかし、憲法裁判所は、この申立てを2014年8月21日付2014年決定第1 / PHPU.PRES- 号により却下したため、ジョコ・ウィド及びモハマッド・ユスフ・カラはそれぞれ共和国の大統領及び副大統領として承認されることとなった。

2015年12月9日には、インドネシアで初の統一地方首长選挙（*Pilkada Serentak*）が行われ、9の州、224の県、36の市から首長が選出された。統一地方首长選挙が行われた州は、ブンクル、中央カリマンタン、中央スラウェシ、ジャンビ、北カリマンタン、北スラウェシ、リアウ諸島、南カリマンタン及び西スマトラであった。

また、インドネシアの最も人口の多い4つの州（西ジャワ州、東ジャワ州、中部ジャワ州及び北スマトラ州）の知事選挙を含む地方選挙が2018年6月に滞りなく実施された。

## 最近の選挙

2019年4月17日、2019年総選挙が円滑かつ平和的に行われた。今回の総選挙では、有権者は、大統領及び副大統領選挙、インドネシア共和国国民議会議員、地方代表議会議員、州議会議員、市・県議会議員選挙の5つのカテゴリー（ジャカルタ首都特別州の有権者を除く。）について同時に投票した。ただし、特にジャカルタ首都特別州に関しては、市・県議会議員の投票は行われていない。

KPUの定めるところにより、総選挙の票の集計は、2019年4月18日から2019年5月21日まで行われた。正式な投票結果の公表は、KPUが2019年5月21日に行った。結果は、ジョコ・ウィドド氏及びマアルフ・アミン氏の総得票数が84,499,863票（全国民投票の55.30%）に達し、プラボウォ・スビアント氏及びサンディアガ・サラフディン・ウノ氏の総得票数は68,293,463票（全国民投票の44.70%）に達した。また、当選した大統領及び副大統領は2019年10月に正式に任命される。

大統領及び副大統領の選出に関して申し立てが行われ又は紛争が起きた場合、当該紛争について憲法裁判所に異議を申し立てることが可能であった。憲法裁判所は、異議の申し立てを2019年5月22日から2019年5月24日まで受け付けていた。2019年5月24日、プラボウォ・スビアント氏及びサンディアガ・サラフディン・ウノ氏は、KPUが発表した大統領選挙の結果について、憲法裁判所に異議を申し立てた。当該申し立て手続の審理は2019年6月14日から2019年6月24日まで行われた。この申し立ては、2019年6月27日に憲法裁判所によって棄却され、これにより、ジョコ・ウィドド氏及びマアルフ・アミン氏をそれぞれ共和国の大統領及び副大統領とすることが認められた。

## 中央政府

政府は、憲法に基づいて成立し、憲法の下で共和国が単一の共和制国家として成立している。憲法は、唯一神への信仰、人道主義、インドネシアの統一、代表制と協議における英知により指導される民主主義及び国民全員の社会的公正を標榜する、5原則（*Pancasila*）として知られる一連の基本原則を定めている。

憲法は主権在民を宣言しており、大統領職、DPR及びDPDからなる国民協議会（*Majelis Permusyawaratan Rakyat*）（以下「MPR」という。）、最高監査機関（*Badan Pemeriksa Keuangan*）、最高裁判所（*Mahkamah Agung*）、憲法裁判所（*Mahkamah Konstitusi*）並びに司法委員会（*Komisi Yudisial*）が設置されている。

MPRは、憲法改正並びに大統領を任命及び罷免する権限を有する。MPRは二院制をとっており、主たる立法機関であるDPRと、DPDから構成される。DPRの議員数は560人である。DPDの議員数は現在132名であり、インドネシアの最も新しい州で2019年に選挙が実施された北カリマンタン州を除く各州から4名ずつの議員で構成されている。

DPRの議員は比例代表制により選出される。DPDの議員は、関連する選挙区における得票数に基づき、政党に関係なく選出される。

DPRと大統領には法案提出権がある。国家予算を含めて全ての法案はDPRと大統領双方の承認を要する。DPDは、地方に関する事項について法案を提出することができるが、これにはDPRと大統領双方の承認を要する。

大統領は、共和国の行政を行う権限と責任を有する。これには、他国に対する宣戦布告、講和、条約締結及び法案の提出に係る権限も含まれるが、大統領によるこれらの行為はDPRの承認を得なければ発効しない。1999年の憲法改正により、大統領及び副大統領の任期は1期5年最長2期に制限されることになった。

大統領の職務は大臣が補佐する。大臣は大統領が任命及び罷免し、各大臣は大統領に対してのみ責任を負う。

## 司法制度

憲法は、インドネシアの司法制度は独立のものでなければならないこと、また、司法権は司法権以外の権力の影響を受けることなく裁判所により行使されることを定めている。共和国の司法権は最高裁判所、各下級裁判所及び憲法裁判所がこれを行行使する。最高裁判所の下位に位置する裁判所は事物管轄により組織されている。かかる裁判所には、一般裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所及び行政裁判所が含まれる。一般地方裁判所は、特別裁判所の制限的管轄に属さない全ての刑事及び民事訴訟についての管轄権を有する。宗教裁判所は、イスラム教徒間の家族法などの訴訟の管轄権を有する。軍事裁判所は軍人にかかわる訴訟についての管轄権を有する。行政裁判所は一定の政府決定に関する訴訟についての管轄権を有する。

## 地方政府及び地方自治体

インドネシアには、ジャカルタ首都特別州を含め34の州が存在する。州の長は知事であり、州は複数の下位行政単位で構成される。下位行政単位には、カブパテン（*kabupaten*、県）及びコタ（*kota*、市）の2種類がある。県及び市における政治及び行政制度は一般的には類似しているが、市の方が都市的な傾向がある。県及び市はクチャマタン（*kecamatan*、郡）、そしてさらに村又はケルラハン（*kelurahan*、区）（群の下部区域）に区分される。インドネシアは、34の州における416の郡・市で構成されている。2017年に、政府は7の州、18の市及び76の郡において、平和的な地方選挙を同時に滞りなく行った。地方選挙は、17の州、39の市及び115の県において、2018年6月に滞りなく実施された。

## 外交関係並びに国際機関及び地域機関

インドネシアは、近隣諸国と緊密な外交関係を維持しており、全てのパートナーとの経済的関係を引き続き強化することを目指している。

共和国は、東南アジア諸国連合（ASEAN）創設5か国の一つである。ASEANは、地域の安定を確保するために1967年に設立され、現在は、加盟国（ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナム）間の発展格差の縮小に取り組んでいる。ASEAN加盟国は、いくつかの分野において相互援助及び協力に関する様々な協定を締結している。

その他にも共和国は下記をはじめ数々の国際機関及び地域の機関に加盟している。

- ・ 国際連合
- ・ 国際通貨基金（IMF）
- ・ 世界銀行及び世界銀行関連機関
- ・ ADB
- ・ ASEAN
- ・ ASEAN+ 3（ASEAN諸国の他、中国、日本及び韓国）
- ・ チェンマイ・イニシアチブ
- ・ ASEAN+3マクロ経済調査事務局
- ・ 信用保証・投資ファシリティ
- ・ 20か国首脳会議（以下「G20」という。）。ASEAN加盟国の中で、インドネシアは唯一の参加国である。
- ・ イスラム開発銀行
- ・ 世界貿易機関
- ・ アジア太平洋経済協力（以下「APEC」という。）。インドネシアはその12か国の創設国の1つであり、引き続き重要な役割を担っている。
- ・ アジアインフラ投資銀行。アジア及びその先の地域における持続可能なインフラ及びその他の生産的な部門に投資することで、社会的及び経済的効果を改善することを目的としている。
- ・ 環インド洋連合（以下「IORA」という。）

またインドネシアは、非同盟運動、イスラム会議機構、77か国グループ及び中国、イスラム途上国8か国（Developing-8）及び15か国グループ（G-15）といった開発途上国で構成された国際機関の加盟国として、並びに24か国グループ（G-24）フォーラムのオブザーバーとして、他の開発途上国に対する主導的役割を果たすよう努めている。

主要な戦略パートナーとの二国間協力において、インドネシアは、一帯一路構想を通じて、政府によるインフラの繋がりを発展させるプログラムを支援する機会を追求している。本構想は、中華人民共和国が先導し、2つの区分、すなわち（ ）中央アジアから中東まで続く中国本土西部の陸路であるシルクロード経済ベルト及び（ ）東南アジア、ペルシャ湾及びアフリカの角までを取り囲む戦略的かつ重要な海路である21世紀海上シルクロードで構成される。本構想により、アジア、ヨーロッパ、アフリカ及び南アメリカの国々の繋がりがより促進され、また、貿易の均衡、電子商取引、デジタル経済及び金融包摂が促進される。2017年、インドネシアは、一帯一路構想発展のための融資についての指針の策定に積極的に関与した。政府は、バンク・ラヤット・インドネシアから融資を受ける、北スマトラ州、北カリマンタン州、北スラウェシ州及びバリ島に位置する4つの経済回廊を提供しており、プロジェクトの価値は91.1十億米ドルに上る。

インドネシアは、1997年にIORA（環インド洋地域の国々を繋ぐ連合）の加盟国となった。IORAに加盟して以降、インドネシアは積極的に活動し、数々の構想に直接従事しており、また、インド洋地域の経済及び海上外

交の促進を継続している。最近では、インドネシアは2017年3月にジャカルタにおいてIORA首脳会議を開催し、その結果、インド洋地域においてますます複雑化する問題を乗り越えるため、今後のIORA内での協力のための基盤及び方向性を定めることを目的としたIORA協定（ジャカルタ協定とも称される。）が制定された。

下表は、インドネシアの2018年12月31日現在の特定の主要な国際金融機関への拠出額を示したものである。

| 機関                           | 加盟年                 | 2018年12月31日現在<br>拠出額   |                        |
|------------------------------|---------------------|------------------------|------------------------|
|                              |                     | 引受額                    | 払込済                    |
|                              |                     | (単位：百万米ドル)             |                        |
| ADB                          | 1966                | 8,040.2 <sup>(1)</sup> | 402.1 <sup>(1)</sup>   |
| IMF                          | 1966 <sup>(2)</sup> | 6,464.9 <sup>(1)</sup> | 6,464.9 <sup>(1)</sup> |
| 世界銀行グループ                     |                     |                        |                        |
| 国際復興開発銀行                     | 1966 <sup>(2)</sup> | 2,778.3                | 167.2                  |
| 国際開発協会                       | 1968                | 114.9                  | 34.4                   |
| 国際金融公社                       | 1968 <sup>(3)</sup> | 31.6                   | 31.6                   |
| 多数国間投資保証機関                   | 1986                | 20.0                   | 3.8                    |
| イスラム開発銀行 <sup>(4)</sup>      | 1975                | 1,582.7                | 189.3                  |
| 国際イスラム貿易金融公社                 | 1992                | 2.1                    | 2.1                    |
| イスラム投資・輸出保険機関 <sup>(4)</sup> | 1992                | 0.7                    | 0.2                    |
| イスラム民間開発公社                   | 1992                | 21.8                   | 16.3                   |
| 国際農業開発基金                     | 1977                | 72.0                   | 72.0                   |
| 一次産品共通基金                     | 1980                | 1.3                    | 1.3                    |
| 信用保証・投資ファシリティ                | 2012                | 21.6 <sup>(5)</sup>    | 12.6                   |
| アジアインフラ投資銀行                  | 2015                | 3,360.7                | 537.7                  |
| ASEANインフラ基金                  | 2012                | 120.0                  | 120.0                  |
| 国際ゴム公社                       | 2002                | 4.0                    | 4.0                    |

出所：財務省

(1) IMFの特別引出権（以下「SDR」という。）建て。2018年12月31日の為替レート（1.39米ドル＝1SDR）を使用して換算されている。

(2) もともと1954年にIMF及びIBRDに加盟していたが、1965年に脱退。その後1966年に再加盟している。

(3) もともと1956年に国際金融公社に加盟していたが、1961年に脱退し、その後1968年に再加盟している。

(4) ID建て（1ID＝1SDR）。上記の注記（1）を参照のこと。

(5) 2018年12月31日現在、インドネシアは、信用保証・投資ファシリティの授權資本9百万米ドルの増加に取り組んでいたが、それは、引受済資本を12.6百万米ドルから21.6百万米ドルに増加するものであった。

## 外交関係

インドネシアは、自由で積極的な外交政策を採用し、一方で世界の平和と安全において重要な役割を担うことに引き続き尽力している。この政策は、インドネシアの憲法に組み込まれており、国連憲章に記される国際社会の願いとインドネシアの足並みが揃っていることを示すさらなる証拠である。この点において、インドネシアは、国際関係において規範となるように、考えを同じくする特定の地域の国々の利益を増進することにおいてのみ指導的な役割を担うのではなく、全ての国々の共通の利益のために、全ての国々の関心事項を包含した基盤を構築する架け橋となる交渉役を継続的かつ一貫して担っている。

インドネシアは、今後何十年にもわたり、何十億もの人々の生活に影響を与える重要性があると考えられる会議に引き続き積極的に参加していく。これに関連して、インドネシアは2015年7月13日から16日にエチオピアのアディスアベバで開催された第3回開発資金国際会議、同年9月25日から27日に米国ニューヨークで開催された国連持続可能な開発サミット、同年11月15日から16日にトルコのアンタルヤで開催されたG20サミット及び同年11月30日から12月11日にフランスのパリで開催された国連の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）、さらには2016年9月4日から5日に中国の杭州で開催されたG20サミット、同年11月19日から20日にペルーのリマで開催されたAPEC首脳会議、2017年7月7日から8日にドイツのハンブルグで開催されたG20サミット及び同年11月10日から11日にベトナムのダナンで開催されたAPECサミットへ積極的に参加した。

2018年、インドネシアは、バリ島で開催されたIMF及び世界銀行グループの2018年年次総会、バリ島で開催された第5回アワオーション会合（以下「OOC」という。）、バリ島で開催されたインドネシア・アフリカフォーラム（以下「IAF」という。）、2018年アジア競技大会及び2018年アジアパラ競技大会を含む、一連の国際イベントのホスト国を務めた。IMF及び世界銀行グループの2018年年次総会は、バリ島で2018年10月12日から14日に開催され、G20加盟国である中国、日本、アメリカ合衆国及びフランスを含む、189の参加国から3,500人の代表者が出席した。

OOCは、バリ島で2018年10月29日から30日に開催された。2018年OOCには、海事部門から305名が参加し、見積もり価値は10.7十億米ドルとなり、結果として14百万平方キロメートルの新たな海上保護区域が創設された。

インドネシアとアフリカ間の協力を強化するため、インドネシアは、史上初のIAFをバリ島で2018年4月10日から11日に開催した。当該フォーラムには、47のアフリカの国々が出席した。当該フォーラムを通じて、インドネシア及びそのアフリカの相手方は、とりわけ課税障壁を引き下げるための二国間特惠貿易協定の制定に係る最初の協議により、様々な経済機会を開拓し、技術的な協力を強化し、既存のパートナーシップを高める手段を見出した。このフォーラムにより、インフラ、戦略産業、金融及び貿易を含む様々な部門で総額586百万米ドルの取引が成立した。

さらに、IAFのフォローアップとして、また、協業の勢いを維持するため、インドネシアは、インドネシア・アフリカインフラ協議を2019年8月に開催する。当該協議は、投資及びアフリカとのインフラ開発協力を強化するためのプラットフォームとしての役割を果たす。

150,000人以上の出席者と共に、G20加盟国である中国、インド、日本及び韓国を含む44か国から、11,000人以上の選手が2018年アジア競技大会に参加した。2018年アジアパラ競技大会には、450,000人以上が出席し、G20加盟国である中国、インド、日本及び韓国を含む43か国から、約3,000人以上の選手が参加した。

インドネシアは、ミレニアム開発目標（以下「MDGs」という。）に掲げられた飢餓と栄養失調の減少という目標におけるその積極的な役割を認められ、2015年6月7日に開催された「MDGsラウンドの最終回：飢餓との闘いにおける成果の認識」をテーマとした特別イベントにおいて、国際連合食糧農業機関より表彰を受けた。

インドネシア及び中国は、ネピドーにおける第17回中国ASEAN首脳会議の共同声明に盛り込まれた、中国ASEAN海洋協力年2015の実施を推進している。

## (B) 経済

### 最近の経済の動向

インドネシアの経済は、バランスの取れた多様な経済を特色とする。インドネシア経済が現在直面している大きな問題の一つは、共和国の輸出実績を決定する重要な要因である世界経済の回復と物価に関して、先行きが不透明なことである。

国内においては、経済に影響を及ぼす要因として、人口増加、雇用創出、インフラ整備プログラムの進捗、比較的安定した低インフレ率の維持、対外債務の返済負担の国内予算に及ぼす圧力の解消が挙げられる。

下表は、表示期間における共和国の主要経済指標をそれぞれ示したものである。

### 主要経済指標

|                                         | 12月31日終了年度 |        |        |        |        |        |                     |
|-----------------------------------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------------|
|                                         | 2013年L     | 2014年L | 2015年L | 2016年L | 2017年U | 2018年P | 2019年B              |
| 国民経済計算及び物価：                             |            |        |        |        |        |        |                     |
| 実質GDP成長率（前期比）                           | 5.6%       | 5.0%   | 4.9%   | 5.0%   | 5.1%   | 5.2%   | 5.3%                |
| 1人当たりGDP（千ルピア）                          | 38,366     | 41,916 | 45,120 | 47,957 | 51,890 | 55,987 | N/A                 |
| 1人当たりGDP（米ドル） <sup>(1)</sup>            | 3,667      | 3,532  | 3,373  | 3,605  | 3,877  | 3,927  | N/A                 |
| 平均為替レート<br>（1米ドルあたりのルピア） <sup>(2)</sup> | 10,445     | 11,876 | 13,392 | 13,305 | 13,385 | 14,246 | 15,000              |
| インフレ率の変化（CPIの前年比）                       | 8.4%       | 8.4%   | 3.4%   | 3.0%   | 3.6%   | 3.1%   | 3.5% <sup>(5)</sup> |
| 対外部門：                                   |            |        |        |        |        |        |                     |
| 経常黒字/（赤字）（対GDP比%） <sup>(3)</sup>        | (3.2)%     | (3.1)% | (2.0)% | (1.8)% | (1.7)% | (3.0)% | N/A                 |
| 金融収支：                                   |            |        |        |        |        |        |                     |
| 財政黒字/（赤字）（対GDP比%）                       | (2.2)%     | (2.2)% | (2.6)% | (2.5)% | (2.5)% | (1.8)% | (1.8)%              |

|                              |         |         |         |         |         |         |         |
|------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 中央政府の対外債務（兆ルピア）              | 1,111.6 | 1,131.0 | 1,410.0 | 1,496.3 | 1,648.8 | 1,011.1 | 1,052.7 |
| 債務返済比率                       |         |         |         |         |         |         |         |
| （政府歳入に対する割合％） <sup>(4)</sup> | 19.0%   | 23.9%   | 25.4%   | 32.5%   | 34.0%   | 39.0%   | N/A     |

出所：BPS、インドネシア銀行及び財務省

L：Laporan Keuangan Pemerintah Pusat（中央政府財務報告書／監査済み）

U：未監査

P：暫定値。2018年12月31日現在の債務残高及び2018年12月31日現在の債務返済並びに2019年2月28日現在の債務残高及び2019年2月28日現在の債務返済を含む。

B：予算

N/A：入手不可

- (1) 一人当たりGDP（米ドル）はルピアから米ドルに換算されたものであり、米ドルで示される中央政府の対外債務をルピアに換算した際の換算レートは以下のとおりである。2013年：1米ドル＝12,189ルピア、2014年：1米ドル＝12,440ルピア、2015年：1米ドル＝13,795ルピア、2016年：1米ドル＝13,436ルピア、2017年：1米ドル＝13,384ルピア、2018年：1米ドル＝14,257ルピア及び2019年：1米ドル＝15,000ルピア。当該換算レートは、該当期間における各月の輸出入取引に適用される月次の加重平均換算レートを参照してBPSが算定したものである。
- (2) インドネシア銀行が年次報告において発表する該当期間の公式な平均為替レート。ただし、2018年の数値のみインドネシア銀行の計算に基づく。
- (3) インドネシア銀行がインドネシアの国際収支報告において公表したデータによる。
- (4) 2018年12月11日に共和国により発行された合計3十億米ドルの債券を除く。
- (5) ±1％の範囲に及ぶ。

## GDP

以下では、GDPを、名目ベースと実質ベースの両方で示している。名目ベースのGDPでは、各年の実際の価格を用いて国内の生産額が算定され、一方の実質ベースのGDP（「実質」GDPとも称される。）は、基準年（以下に定義する。）の価格を用いるため、インフレやデフレなどの物価変動の影響を除いた国内の生産額が算定される。2015年、BPSは、2010暦年を実質ベースのインドネシアのGDPを計算するための基準年（以下「基準年」という。）として採用した。別段の記載のない限り、以下における全ての（合計又は部門別の）GDP成長率は、基準年を用いた実質ベースに基づく前期比で表される。種々の部門毎に示されたインドネシアのGDPの内訳は、（別段の記載のない限り）名目ベースを用いている。

下表は、表示期間における名目ベース及び実質ベースのそれぞれについて、支出別のインドネシア経済におけるGDPの分布を示したものである。

[次へ](#)

支出別GDP  
 （名目ベース）

12月31日終了年度

|                         | 2013年             | %            | 2014年             | %            | 2015年             | %            | 2016年             | %            | 2017年 <sup>P</sup> | %            | 2018年 <sup>P</sup> | %            |
|-------------------------|-------------------|--------------|-------------------|--------------|-------------------|--------------|-------------------|--------------|--------------------|--------------|--------------------|--------------|
|                         | （単位：十億ルピア及び対GDP比） |              |                   |              |                   |              |                   |              |                    |              |                    |              |
| GDP                     | 9,546,134         | 100.0        | 10,569,705        | 100.0        | 11,526,333        | 100.0        | 12,401,729        | 100.0        | 13,587,213         | 100.0        | 14,837,358         | 100.0        |
| 加算：物品・サービスの輸入           | 2,359,212         | 24.7         | 2,580,508         | 24.4         | 2,394,879         | 20.8         | 2,273,528         | 18.3         | 2,605,237          | 19.2         | 3,272,523          | 22.1         |
| <b>物品・サービスの総供給量</b>     | <b>11,905,346</b> | <b>124.7</b> | <b>13,150,213</b> | <b>124.4</b> | <b>13,921,212</b> | <b>120.8</b> | <b>14,675,257</b> | <b>118.3</b> | <b>16,192,450</b>  | <b>119.2</b> | <b>18,109,881</b>  | <b>122.1</b> |
| 減算：物品・サービスの輸出           | 2,283,777         | 23.9         | 2,501,425         | 23.7         | 2,438,993         | 21.2         | 2,367,365         | 19.1         | 2,743,062          | 20.2         | 3,110,755          | 21.0         |
| <b>国内総支出</b>            | <b>9,621,569</b>  | <b>100.8</b> | <b>10,648,788</b> | <b>100.7</b> | <b>11,482,219</b> | <b>99.6</b>  | <b>12,307,891</b> | <b>99.2</b>  | <b>13,449,388</b>  | <b>99.0</b>  | <b>14,999,126</b>  | <b>101.1</b> |
| 国内総支出の割当：               |                   |              |                   |              |                   |              |                   |              |                    |              |                    |              |
| 家計消費支出                  | 5,321,088         | 55.7         | 5,915,194         | 56.0         | 6,490,930         | 56.3         | 7,027,023         | 56.7         | 7,627,574          | 56.1         | 8,269,754          | 55.7         |
| NPISH消費支出               | 103,929           | 1.1          | 124,242           | 1.2          | 130,951           | 1.1          | 144,499           | 1.2          | 160,594            | 1.2          | 180,782            | 1.2          |
| 政府消費支出                  | 908,574           | 9.5          | 996,197           | 9.4          | 1,123,750         | 9.7          | 1,181,613         | 9.5          | 1,234,554          | 9.1          | 1,332,534          | 9.0          |
| <b>総消費</b>              | <b>6,333,591</b>  | <b>66.3</b>  | <b>7,035,634</b>  | <b>66.6</b>  | <b>7,745,630</b>  | <b>67.2</b>  | <b>8,353,136</b>  | <b>67.4</b>  | <b>9,022,723</b>   | <b>66.4</b>  | <b>9,783,070</b>   | <b>65.9</b>  |
| 国内総固定資本形成               | 3,051,496         | 32.0         | 3,436,924         | 32.5         | 3,782,012         | 32.8         | 4,040,202         | 32.6         | 4,370,575          | 32.2         | 4,790,607          | 32.3         |
| 在庫変動（残高） <sup>(1)</sup> | 236,482           | 2.5          | 176,231           | 1.7          | (45,423)          | (0.4)        | (85,446)          | (0.7)        | 56,090             | 0.4          | 425,449            | 2.9          |
| <b>国内総支出</b>            | <b>9,621,569</b>  | <b>100.8</b> | <b>10,648,789</b> | <b>100.7</b> | <b>11,482,219</b> | <b>99.6</b>  | <b>12,307,891</b> | <b>99.2</b>  | <b>13,449,388</b>  | <b>99.0</b>  | <b>14,999,126</b>  | <b>101.1</b> |

出所：BPS

P：暫定値

(1) 統計上の不一致を含む。

支出別GDP  
(2010年実質ベース)

12月31日終了年度<sup>(1)</sup>

|                         | 2013年             | %            | 2014年             | %            | 2015年             | %            | 2016年             | %            | 2017年 <sup>P</sup> | %            | 2018年 <sup>P</sup> | %            |
|-------------------------|-------------------|--------------|-------------------|--------------|-------------------|--------------|-------------------|--------------|--------------------|--------------|--------------------|--------------|
|                         | (単位：十億ルピア及び対GDP比) |              |                   |              |                   |              |                   |              |                    |              |                    |              |
| GDP                     | 8,156,498         | 100.0        | 8,564,867         | 100.0        | 8,982,517         | 100.0        | 9,434,613         | 100.0        | 9,912,704          | 100.0        | 10,425,316         | 100.0        |
| 加算:物品・サービスの輸入           | 1,945,867         | 23.9         | 1,987,114         | 23.2         | 1,862,939         | 20.7         | 1,818,133         | 19.3         | 1,964,602          | 19.8         | 2,201,127          | 21.1         |
| <b>物品・サービスの総供給量</b>     | <b>10,102,365</b> | <b>123.9</b> | <b>10,551,981</b> | <b>123.2</b> | <b>10,845,456</b> | <b>120.7</b> | <b>11,252,747</b> | <b>119.3</b> | <b>11,877,306</b>  | <b>119.8</b> | <b>12,626,444</b>  | <b>121.1</b> |
| 減算：物品・サービスの輸出           | 2,026,114         | 24.8         | 2,047,887         | 23.9         | 2,004,467         | 22.3         | 1,971,183         | 20.9         | 2,146,803          | 21.7         | 2,285,872          | 21.9         |
| <b>国内総支出</b>            | <b>8,076,251</b>  | <b>99.0</b>  | <b>8,504,093</b>  | <b>99.3</b>  | <b>8,840,989</b>  | <b>98.4</b>  | <b>9,281,564</b>  | <b>98.4</b>  | <b>9,730,503</b>   | <b>98.2</b>  | <b>10,340,572</b>  | <b>99.2</b>  |
| 国内総支出の割当：               |                   |              |                   |              |                   |              |                   |              |                    |              |                    |              |
| 家計消費支出                  | 4,423,417         | 54.2         | 4,651,018         | 54.3         | 4,881,631         | 54.3         | 5,126,308         | 54.3         | 5,379,753          | 54.3         | 5,651,230          | 54.2         |
| NPISH消費支出               | 88,618            | 1.1          | 99,420            | 1.2          | 98,800            | 1.1          | 105,362           | 1.1          | 112,664            | 1.1          | 122,894            | 1.2          |
| 政府消費支出                  | 727,812           | 8.9          | 736,283           | 8.6          | 775,398           | 8.6          | 774,305           | 8.2          | 790,789            | 8.0          | 828,714            | 7.9          |
| <b>総消費</b>              | <b>5,239,847</b>  | <b>64.2</b>  | <b>5,486,722</b>  | <b>64.1</b>  | <b>5,755,829</b>  | <b>64.1</b>  | <b>6,005,975</b>  | <b>63.7</b>  | <b>6,283,206</b>   | <b>63.4</b>  | <b>6,602,839</b>   | <b>63.3</b>  |
| 国内総固定資本形成               | 2,654,375         | 32.5         | 2,772,471         | 32.4         | 2,911,356         | 32.4         | 3,041,585         | 32.2         | 3,228,763          | 32.6         | 3,444,118          | 33.0         |
| 在庫変動（残高） <sup>(2)</sup> | 182,029           | 2.2          | 244,901           | 2.9          | 173,804           | 1.9          | 234,004           | 2.5          | 218,534            | 2.2          | 293,615            | 2.8          |
| <b>国内総支出</b>            | <b>8,076,251</b>  | <b>99.0</b>  | <b>8,504,093</b>  | <b>99.3</b>  | <b>8,840,989</b>  | <b>98.4</b>  | <b>9,281,564</b>  | <b>98.4</b>  | <b>9,730,503</b>   | <b>98.2</b>  | <b>10,340,572</b>  | <b>99.2</b>  |

出所：BPS

P：暫定値

(1) 2010暦年を基準年として計算。

(2) 統計上の不一致を含む。

[次へ](#)

## 経済の主要部門

インドネシアの主要経済部門は、製造業（石炭及び石油・ガスを含む。）、農業・林業及び漁業、卸売業・小売業及び自動車・オートバイの修理、建設並びに鉱業及び採石業である。

下表は、表示期間における、インドネシアの名目ベース及び実質ベースでの部門別GDPの内訳をそれぞれ示したものである。

### 産業分野別GDP （名目ベース）

| 12月31日終了年度                    |           |       |            |       |            |       |            |       |                    |       |                    |       |
|-------------------------------|-----------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|--------------------|-------|--------------------|-------|
|                               | 2013年     | %     | 2014年      | %     | 2015年      | %     | 2016年      | %     | 2017年 <sup>P</sup> | %     | 2018年 <sup>P</sup> | %     |
| (単位：十億ルピア及び対GDP比)             |           |       |            |       |            |       |            |       |                    |       |                    |       |
| 製造業                           |           |       |            |       |            |       |            |       |                    |       |                    |       |
| 石炭及び石油<br>・ガス精製               | 314,216   | 3.3   | 337,201    | 3.2   | 320,845    | 2.8   | 286,400    | 2.3   | 309,373            | 2.3   | 332,147            | 2.2   |
| 石炭及び石油<br>・ガス以外               | 1,693,211 | 17.7  | 1,890,383  | 17.9  | 2,098,047  | 18.2  | 2,258,804  | 18.2  | 2,430,339          | 17.9  | 2,615,152          | 17.6  |
| 製造業合計                         | 2,007,427 | 21.0  | 2,227,584  | 21.1  | 2,418,892  | 21.0  | 2,545,204  | 20.5  | 2,739,712          | 20.2  | 2,947,299          | 19.9  |
| 卸売業・小売業及<br>び自動車・オー<br>トバイの修理 | 1,261,146 | 13.2  | 1,419,239  | 13.4  | 1,532,877  | 13.3  | 1,635,410  | 13.2  | 1,768,896          | 13.0  | 1,931,911          | 13.0  |
| 農業・林業及び<br>漁業                 |           |       |            |       |            |       |            |       |                    |       |                    |       |
| 農業・畜産・<br>狩猟及び農<br>業サービス      | 994,778   | 10.4  | 1,089,550  | 10.3  | 1,183,969  | 10.3  | 1,266,865  | 10.2  | 1,346,867          | 9.9   | 1,417,075          | 9.6   |
| 林業及び伐採                        | 69,599    | 0.7   | 74,618     | 0.7   | 82,322     | 0.7   | 87,542     | 0.7   | 91,564             | 0.7   | 97,338             | 0.7   |
| 漁業                            | 210,671   | 2.2   | 245,488    | 2.3   | 288,917    | 2.5   | 317,190    | 2.6   | 348,854            | 2.6   | 385,936            | 2.6   |
| 農業・林業及び漁<br>業の合計              | 1,275,048 | 13.4  | 1,409,656  | 13.3  | 1,555,207  | 13.5  | 1,671,598  | 13.5  | 1,787,285          | 13.2  | 1,900,349          | 12.8  |
| 鉱業及び採石業                       |           |       |            |       |            |       |            |       |                    |       |                    |       |
| 石油・ガス<br>・地熱<br>鉱業            | 520,088   | 5.4   | 509,783    | 4.8   | 384,516    | 3.3   | 364,986    | 2.9   | 391,450            | 2.9   | 460,170            | 3.1   |
| 石炭・褐炭<br>鉱業                   | 282,193   | 2.9   | 259,767    | 2.5   | 229,974    | 2.0   | 231,698    | 1.9   | 323,365            | 2.4   | 401,277            | 2.7   |
| 金属鉱物                          | 98,468    | 1.0   | 93,615     | 0.9   | 74,264     | 0.6   | 73,301     | 0.6   | 94,322             | 0.7   | 111,321            | 0.8   |
| その他の鉱業<br>及び採石業               | 149,996   | 1.6   | 176,258    | 1.7   | 192,940    | 1.7   | 220,884    | 1.8   | 220,418            | 1.6   | 226,219            | 1.5   |
| 鉱業及び採石業<br>合計                 | 1,050,746 | 11.0  | 1,039,423  | 9.8   | 881,694    | 7.6   | 890,868    | 7.2   | 1,029,555          | 7.6   | 1,198,987          | 8.1   |
| 建設                            | 905,991   | 9.5   | 1,041,950  | 9.9   | 1,177,084  | 10.2  | 1,287,601  | 10.4  | 1,410,514          | 10.4  | 1,562,297          | 10.5  |
| 公共行政及び<br>防衛                  |           |       |            |       |            |       |            |       |                    |       |                    |       |
| 強制加入社会<br>保障                  | 372,195   | 3.9   | 404,630    | 3.8   | 449,382    | 3.9   | 476,491    | 3.8   | 498,233            | 3.7   | 541,741            | 3.7   |
| 情報・通信                         | 341,009   | 3.6   | 369,457    | 3.5   | 406,017    | 3.5   | 449,189    | 3.6   | 513,716            | 3.8   | 559,055            | 3.8   |
| 輸送及び倉庫                        | 375,306   | 3.9   | 466,969    | 4.4   | 578,464    | 5.0   | 644,994    | 5.2   | 735,230            | 5.4   | 797,281            | 5.4   |
| 金融及び保険業                       | 370,132   | 3.9   | 408,439    | 3.9   | 464,400    | 4.0   | 520,207    | 4.2   | 571,186            | 4.2   | 616,253            | 4.2   |
| 教育                            | 307,862   | 3.2   | 341,818    | 3.2   | 387,611    | 3.4   | 417,345    | 3.4   | 446,255            | 3.3   | 482,134            | 3.2   |
| その他 <sup>(1)</sup>            | 1,041,470 | 10.9  | 1,177,068  | 11.1  | 1,311,578  | 11.4  | 1,419,950  | 11.4  | 1,563,289          | 11.5  | 1,699,170          | 11.5  |
| 基準価格の<br>粗付加<br>価値            | 9,308,332 | 97.5  | 10,306,232 | 97.5  | 11,163,206 | 96.8  | 11,958,856 | 96.4  | 13,063,869         | 96.1  | 14,236,477         | 96.0  |
| 製品の補助金<br>を除いた<br>税金          | 237,802   | 2.5   | 263,473    | 2.5   | 363,127    | 3.2   | 442,873    | 3.6   | 523,344            | 3.9   | 600,881            | 4.0   |
| GDP合計                         | 9,546,134 | 100.0 | 10,569,705 | 100.0 | 11,526,333 | 100.0 | 12,401,729 | 100.0 | 13,587,213         | 100.0 | 14,837,358         | 100.0 |

出所：BPS

P：暫定値

(1) 電気及びガスの調達、水の調達、ごみ処理、廃棄及びリサイクル、宿泊及び食料飲料品供給、不動産、法人サービス、保健・医療サービス及び社会活動、その他のサービス部門を含む。

産業分野別GDP  
(2010年実質ベース)

| 12月31日終了年度                    |           |       |           |       |           |       |           |       |                    |       |                    |       |
|-------------------------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|--------------------|-------|--------------------|-------|
|                               | 2013年     | %     | 2014年     | %     | 2015年     | %     | 2016年     | %     | 2017年 <sup>P</sup> | %     | 2018年 <sup>P</sup> | %     |
| (単位：十億ルピア及び対GDP比)             |           |       |           |       |           |       |           |       |                    |       |                    |       |
| 製造業                           |           |       |           |       |           |       |           |       |                    |       |                    |       |
| 石炭及び石油<br>・ガス精製               | 221,450   | 2.7   | 216,751   | 2.5   | 214,312   | 2.4   | 220,392   | 2.3   | 219,849            | 2.2   | 219,730            | 2.1   |
| 石炭及び石油<br>・ガス以外               | 1,550,512 | 19.0  | 1,637,506 | 19.1  | 1,720,221 | 19.2  | 1,796,485 | 19.0  | 1,883,617          | 19.0  | 1,973,537          | 18.9  |
| 製造業合計                         | 1,771,962 | 21.7  | 1,854,257 | 21.6  | 1,934,533 | 21.5  | 2,016,877 | 21.4  | 2,103,466          | 21.2  | 2,193,266          | 21.0  |
| 卸売業・小売業及<br>び自動車・オート<br>バイの修理 | 1,119,272 | 13.7  | 1,177,298 | 13.7  | 1,207,165 | 13.4  | 1,255,761 | 13.3  | 1,311,763          | 13.2  | 1,376,937          | 13.2  |
| 農業・林業及び<br>漁業                 |           |       |           |       |           |       |           |       |                    |       |                    |       |
| 農業・畜産・<br>狩猟及び農<br>業サービス      | 847,764   | 10.4  | 880,390   | 10.3  | 906,806   | 10.1  | 936,357   | 9.9   | 969,774            | 9.8   | 1,005,441          | 9.6   |
| 林業及び伐採                        | 59,229    | 0.7   | 59,574    | 0.7   | 60,624    | 0.7   | 60,002    | 0.6   | 61,251             | 0.6   | 62,944             | 0.6   |
| 漁業                            | 176,149   | 2.2   | 189,090   | 2.2   | 204,017   | 2.3   | 214,597   | 2.3   | 226,851            | 2.3   | 238,641            | 2.3   |
| 農業・林業及び漁<br>業合計               | 1,083,142 | 13.3  | 1,129,053 | 13.2  | 1,171,446 | 13.0  | 1,210,956 | 12.8  | 1,257,876          | 12.7  | 1,307,026          | 12.5  |
| 鉱業及び採石業                       |           |       |           |       |           |       |           |       |                    |       |                    |       |
| 石油・ガス<br>・地熱<br>鉱業            | 313,328   | 3.8   | 307,162   | 3.6   | 307,326   | 3.4   | 313,744   | 3.3   | 302,653            | 3.1   | 298,420            | 2.9   |
| 石炭・褐炭<br>鉱業                   | 247,595   | 3.0   | 251,074   | 2.9   | 232,725   | 2.6   | 223,099   | 2.4   | 226,479            | 2.3   | 235,561            | 2.3   |
| 金属鉱物                          | 98,609    | 1.2   | 98,258    | 1.1   | 87,703    | 1.0   | 89,303    | 0.9   | 95,150             | 1.0   | 103,719            | 1.0   |
| その他の鉱業<br>及び採石業               | 131,523   | 1.6   | 137,996   | 1.6   | 139,573   | 1.6   | 148,447   | 1.6   | 155,396            | 1.6   | 158,804            | 1.5   |
| 鉱業及び採石業<br>合計                 | 791,054   | 9.7   | 794,490   | 9.3   | 767,327   | 8.5   | 774,593   | 8.2   | 779,678            | 7.9   | 796,505            | 7.6   |
| 建設                            | 772,720   | 9.5   | 826,616   | 9.7   | 879,164   | 9.8   | 925,040   | 9.8   | 987,925            | 10.0  | 1,048,083          | 10.1  |
| 公共行政及び<br>防衛                  |           |       |           |       |           |       |           |       |                    |       |                    |       |
| 強制加入社会<br>保障                  | 289,449   | 3.5   | 296,330   | 3.5   | 310,055   | 3.5   | 319,965   | 3.4   | 326,571            | 3.3   | 349,507            | 3.4   |
| 情報・通信                         | 349,150   | 4.3   | 384,476   | 4.5   | 421,770   | 4.7   | 459,208   | 4.9   | 503,421            | 5.1   | 538,875            | 5.2   |
| 輸送及び倉庫                        | 304,506   | 3.7   | 326,933   | 3.8   | 348,856   | 3.9   | 374,843   | 4.0   | 406,679            | 4.1   | 435,185            | 4.2   |
| 金融及び保険業                       | 305,515   | 3.7   | 319,826   | 3.7   | 347,269   | 3.9   | 378,279   | 4.0   | 398,959            | 4.0   | 415,579            | 4.0   |
| 教育                            | 250,016   | 3.1   | 263,685   | 3.1   | 283,020   | 3.2   | 293,888   | 3.1   | 304,762            | 3.1   | 321,084            | 3.1   |
| その他 <sup>(1)</sup>            | 916,526   | 11.2  | 978,408   | 11.4  | 1,028,931 | 11.5  | 1,088,288 | 11.5  | 1,149,792          | 11.6  | 1,221,067          | 11.7  |
| 基準価格の<br>粗付加<br>価値            | 7,953,312 | 97.5  | 8,351,369 | 97.5  | 8,699,535 | 96.8  | 9,097,698 | 96.4  | 9,530,892          | 96.1  | 10,003,114         | 96.0  |
| 製品の補助金<br>を除いた<br>税金          | 203,186   | 2.5   | 213,498   | 2.5   | 282,982   | 3.2   | 336,916   | 3.6   | 381,812            | 3.9   | 422,203            | 4.0   |
| GDP合計                         | 8,156,498 | 100.0 | 8,564,867 | 100.0 | 8,982,517 | 100.0 | 9,434,613 | 100.0 | 9,912,704          | 100.0 | 10,425,316         | 100.0 |

出所：BPS

P：暫定値

- (1) 電気及びガスの調達、水の調達、ごみ処理、廃棄及びリサイクル、宿泊及び食料飲料品供給、不動産、法人サービス、保健・医療サービス及び社会活動、その他のサービス部門を含む。

## 製造業

インドネシアの主要な製造業には、食品及び飲料品、石炭及び精製石油製品、組立金属製品、コンピュータ、電子工学及び光学製品並びに電気機器が含まれ、その他の主要な製造業には、輸送機器並びに化学品、医薬品及び植物製品が含まれる。1980年代以降、製造業は経済成長に最も大きく貢献してきた。製造業部門は、( )石炭及び石油・ガス精製業並びに( )石炭及び石油・ガス以外の製造業のサブセクターで構成される。

2018年において、インドネシアの製造業は、2017年と同率の伸びである4.3%増となった。2018年の石炭及び石油・ガス以外の製造業は、サブセクターである機械及び設備の9.5%増が主な要因となり、4.8%増となった。かかる増加は、石炭及び石油・ガス精製業の0.1%減により一部相殺された。

## 卸売業・小売業及び自動車・オートバイの修理

卸売業・小売業及び自動車・オートバイの修理部門には、卸売業・小売業だけでなく、オートバイを含む自動車関連の修理も含まれる。近年この部門は、製造業、農業・林業及び漁業に続く、3番目に大きな経済部門に成長している。

2018年において、卸売業・小売業及び自動車・オートバイの修理部門は、2017年の4.5%増に対し5.0%増となった。かかる増加は、サブセクターである自動車・オートバイを除く卸売業・小売業が5.0%増となったことが主な要因である。2018年に、サブセクターである自動車・オートバイの卸売業・小売業及び修理部門は4.9%増となった。

## 農業・林業及び漁業

農業・林業及び漁業部門は、サブセクターの( )農業・畜産・狩猟及び農業サービス、( )林業及び伐採、並びに( )漁業で構成される。

2018年において、農業・林業及び漁業部門は、2017年と同率の伸びである3.9%増となった。かかる増加は、サブセクターである漁業が2017年に対し5.2%増となったことが主な要因である。2018年に、サブセクターである農業・畜産・狩猟及び農業サービス並びに林業及び伐採は、それぞれ3.7%増及び2.8%増となった。

## 鉱業及び採石業

インドネシアは、天然ガス、石炭、原油、錫、ニッケル、ボーキサイト及び銅の大量の生産により、世界的な鉱業及び採石業産業において重要な役割を担っている。

2018年において、鉱業及び採石業部門は、2017年の0.7%増に対し2.2%増となった。かかる増加は、サブセクターである金属鉱物部門、石炭・褐炭鉱業部門並びにその他の鉱業及び採石業部門が、それぞれ9.0%増、4.0%増及び2.2%増となったことが主な要因である。かかる増加は、2018年に、サブセクターである石油・ガス・地熱鉱業部門が1.4%減となったことにより一部相殺された。

## 石油及び天然ガス

インドネシアの石油及びガス市場は、石油探査、生産、精製、輸送及びマーケティングを通じた、高度に垂直統合された事業を行う大規模で多角的な企業が存在することを特徴とする。2015年、2016年及び2017年において、インドネシアの石油及びガス産業がインドネシアのGDPに占める割合は、国際原油価格の低下により、減少した。石油及びガスは、インドネシア最大の輸出品で、2017年の輸出金額合計の約9.3%（2016年は8.9%）、政府の国内歳入（サブセクターである石油及びガス部門からの所得税収を含む。）の約8.0%（2016年は5.2%）を占める。国有企業であるプルタミナは、インドネシアにおける石油及びガスの生産において重要な役割を果たしている。

下表は、表示期間における生産形態別の原油生産を示したものである。

### 生産形態別原油生産<sup>(1)</sup>

| 12月31日終了年度 |       |       |       |       |       |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2013年      | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 |
| (単位：百万バレル) |       |       |       |       |       |

|                       |            |            |            |            |            |            |
|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| プルタミナ                 | 44         | 42         | 32         | 30         | 28         | 29         |
| 生産分与契約 <sup>(2)</sup> | 257        | 247        | 243        | 274        | 264        | 253        |
| <b>合計</b>             | <b>300</b> | <b>289</b> | <b>275</b> | <b>304</b> | <b>292</b> | <b>282</b> |

出所：エネルギー・鉱物資源省

(1) 原油コンデンセートの生産を含む。

(2) 生産分与契約に定められる生産の大半はプルタミナに提供される。生産分与契約は、インドネシアの石油及びガス上流部門において使用される一般的な共同協力契約であり、この契約の下で、政府及び業者は、合意された割合に基づいた収益で測定した生産を分割することに同意する。

下表は、表示期間における生産形態別の原油輸出を示したものである。

### 生産形態別原油輸出<sup>(1)</sup>

|                         | 12月31日終了年度 |            |            |            |            |           |
|-------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
|                         | 2013年      | 2014年      | 2015年      | 2016年      | 2017年      | 2018年     |
|                         | (単位：百万バレル) |            |            |            |            |           |
| 生産分与契約 <sup>(2)</sup>   | 96         | 96         | 123        | 127        | 102        | 73        |
| 政府及び政府指定 <sup>(3)</sup> | 21         | 14         | 5          | 0          | 1          | 1         |
| <b>合計</b>               | <b>117</b> | <b>110</b> | <b>128</b> | <b>127</b> | <b>103</b> | <b>74</b> |

出所：エネルギー・鉱物資源省

(1) 原油コンデンセートの生産を含む。

(2) 生産分与契約に定められる生産の大半はプルタミナに提供される。生産分与契約は、インドネシアの石油及びガス上流部門において使用される一般的な共同協力契約であり、この契約の下で、政府及び業者は、合意された割合に基づいた収益で測定した生産を分割することに同意する。

(3) プルタミナ及びSKKミガス指定の事業体による輸出は一体で報告されている。

## 建設

過去5年間にわたり、基礎的な公共サービスインフラの発達他に、通信及び物流のインフラ、輸送並びに電化の分野における改良事業が、建設部門の主要な推進力となった。

2018年において、建設部門は、2017年の6.8%増と比べ6.1%増となった。これは主に、軽量軌道交通及び高速道路などのインフラ整備プロジェクトに係る建設活動の増加が要因である。

## 輸送及び倉庫

輸送及び倉庫部門は、サブセクターの( )鉄道輸送、( )陸上輸送、( )海上輸送、( )川、湖及びフェリー輸送、( )航空輸送並びに( )輸送のための倉庫保管及び支援活動、すなわち、郵送及び配達で構成される。

2018年において、輸送及び倉庫部門は、2017年の8.5%増と比べ7.0%増となった。過去最高の増加に貢献したサブセクターは、鉄道輸送の10.7%増、それに続く輸送のための倉庫保管及び支援活動、すなわち、郵送及び配達の7.9%増並びに海上輸送及び陸上輸送の7.2%増であった。

## その他の部門

2018年において、情報・通信部門は、2017年の9.6%増と比べ7.0%増となった。かかる増加は、BTS及び光ファイバーの建設並びに4G LTEネットワークの拡大により、インターネット利用者が増加したことが主な要因である。

## 経済計画

### 2005年 - 2025年国家長期開発計画

2005年からの20年間にわたる開発計画である国家長期開発計画（以下「国家長期開発計画」という。）は、憲法に規定された国家の開発目標の達成を目的としている。国家長期開発計画は、インドネシアにおける開発

計画の初期段階を継続及び更新するものとして策定されており、制度改革を伴う。国家長期開発計画は、国家中期開発計画（以下「国家中期開発計画」という。）と称する4つの中期計画（2005—2009年、2010—2014年、2015—2019年及び2020—2024年）に分けられる。

## 国家長期開発計画の開発段階

2005—2009年国家中期開発計画：インドネシアをより安全、平和、公平かつ民主的な国にし、国民の福祉を向上させることを目的としてあらゆる面において再編及び開発を行う。

2010—2014年国家中期開発計画：経済競争力を改善するとともに、科学及びテクノロジーの分野における能力を含めた人的資源の質を向上させる取り組みに重点を置くことにより、あらゆる側面においてインドネシアの再編を安定化する。

2015—2019年国家中期開発計画：科学力及び技術力を絶えず向上させるとともに、天然資源及び質の高い人的資源を活用した経済競争力の達成に重点を置くことにより、数々の側面において全体的な開発を安定化する。

2020—2024年国家中期開発計画：数々の側面において、質及び競争力の高い人的資源に支えられた競争有利性に基づく堅固な経済構造の発展に重点を置くことにより、開発の促進を通じてインドネシアの人々を独立かつ発展した、公正で豊かな国民とする。

## (C) 貿易及び国際収支

### 輸出及び輸入

下表は、インドネシア銀行が公表した、表示期間におけるインドネシアの輸出及び輸入を示したものである。

### 輸出及び輸入

|                    | 12月31日終了年度 |           |           |           |           |                    |
|--------------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------------|
|                    | 2013年      | 2014年     | 2015年     | 2016年     | 2017年     | 2018年 <sup>P</sup> |
|                    | (単位：百万米ドル) |           |           |           |           |                    |
| 輸出：                |            |           |           |           |           |                    |
| 石油・ガス輸出(f.o.b.)    | 33,588     | 28,752    | 17,184    | 12,916    | 15,573    | 17,642             |
| 石油・ガス以外の輸出(f.o.b.) | 148,501    | 146,541   | 131,941   | 131,554   | 153,310   | 163,104            |
| 輸出合計(f.o.b.)       | 182,089    | 175,293   | 149,124   | 144,470   | 168,883   | 180,747            |
| 輸入合計(c.i.f.)       | (186,186)  | (177,813) | (142,379) | (135,867) | (157,683) | (190,554)          |
| 貿易収支               | (4,097)    | (2,520)   | 6,746     | 8,603     | 11,199    | (9,807)            |

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

## 国際収支

下表は、表示期間における共和国の国際収支を示している。

### 国際収支<sup>(1)</sup>

|              | 12月31日終了年度 |          |          |          |          |                    |
|--------------|------------|----------|----------|----------|----------|--------------------|
|              | 2013年      | 2014年    | 2015年    | 2016年    | 2017年    | 2018年 <sup>P</sup> |
|              | (単位：百万米ドル) |          |          |          |          |                    |
| 経常収支         | (29,109)   | (27,510) | (17,519) | (16,952) | (16,196) | (31,060)           |
| 貿易収支(2)      | 5,833      | 6,983    | 14,049   | 15,318   | 18,814   | (431)              |
| 輸出合計(f.o.b.) | 182,089    | 175,293  | 149,124  | 144,470  | 168,883  | 180,747            |

|                         |                |                 |                |                 |                 |                |
|-------------------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 石油・ガス以外                 | 148,501        | 146,541         | 131,941        | 131,554         | 153,310         | 163,104        |
| 石油・ガス                   | 33,588         | 28,752          | 17,184         | 12,916          | 15,573          | 17,642         |
| 輸入合計（f.o.b.）            | (176,256)      | (168,310)       | (135,076)      | (129,152)       | (150,069)       | (181,178)      |
| 石油・ガス以外                 | (132,959)      | (127,729)       | (112,189)      | (111,464)       | (127,146)       | (151,948)      |
| 石油・ガス                   | (43,297)       | (40,582)        | (22,887)       | (17,688)        | (22,922)        | (29,229)       |
| サービス収支                  | (12,070)       | (10,010)        | (8,697)        | (7,084)         | (7,379)         | (7,101)        |
| 第1次所得収支                 | (27,050)       | (29,703)        | (28,379)       | (29,647)        | (32,131)        | (30,420)       |
| 第2次所得収支                 | 4,178          | 5,220           | 5,508          | 4,460           | 4,500           | 6,892          |
| 資本移転等収支                 | 45             | 27              | 17             | 41              | 46              | 93             |
| 金融収支                    | 21,926         | 44,916          | 16,843         | 29,306          | 28,686          | 25,108         |
| （ ）公的部門                 | 9,730          | 14,136          | 17,588         | 15,992          | 20,515          | 8,748          |
| ポートフォリオ投資               | 11,105         | 18,345          | 17,778         | 18,629          | 21,868          | 9,732          |
| 資産                      | 848            | 2,965           | 392            | 1,795           | (9)             | 228            |
| 負債                      | 10,257         | 15,380          | 17,386         | 16,835          | 21,877          | 9,504          |
| その他投資                   | (1,376)        | (4,209)         | (190)          | (2,637)         | (1,353)         | (983)          |
| 資産                      | 0              | 0               | 0              | (269)           | 0               | 0              |
| 負債                      | (1,376)        | (4,209)         | (190)          | (2,369)         | (1,353)         | (983)          |
| 借入                      | (527)          | (1,243)         | 202            | (574)           | (1,362)         | (755)          |
| 実行                      | 4,947          | 4,035           | 5,139          | 4,619           | 3,645           | 4,589          |
| 返済                      | (5,474)        | (5,278)         | (4,937)        | (5,193)         | (5,007)         | (5,344)        |
| その他負債                   | (848)          | (2,965)         | (392)          | (1,795)         | 9               | (228)          |
| （ ）民間部門                 | 12,196         | 30,780          | (745)          | 13,314          | 8,171           | 16,359         |
| 直接投資                    | 12,170         | 14,733          | 10,704         | 16,136          | 18,502          | 13,841         |
| 資産                      | (11,112)       | (10,388)        | (9,075)        | 11,594          | (2,008)         | (6,330)        |
| 負債                      | 23,282         | 25,121          | 19,779         | 4,542           | 20,510          | 20,171         |
| ポートフォリオ投資               | (233)          | 7,722           | (1,595)        | 366             | (809)           | (390)          |
| 資産                      | (2,121)        | (379)           | (1,660)        | 423             | (3,346)         | (5,401)        |
| 負債                      | 1,888          | 8,100           | 65             | (57)            | 2,537           | 5,011          |
| 金融デリバティブ                | (334)          | (156)           | 20             | (9)             | (128)           | (74)           |
| その他投資                   | 593            | 8,480           | (9,874)        | (3,179)         | (9,395)         | 2,982          |
| 資産                      | (3,427)        | (3,427)         | (11,812)       | 1,768           | (13,487)        | (9,228)        |
| 負債                      | 4,020          | 11,907          | 1,938          | (4,947)         | 4,093           | 12,210         |
| 誤差脱漏                    | (186)          | (2,184)         | (439)          | (305)           | (950)           | (1,272)        |
| <b>全体の残高</b>            | <b>(7,325)</b> | <b>15,249</b>   | <b>(1,098)</b> | <b>12,089</b>   | <b>11,586</b>   | <b>(7,131)</b> |
| <b>準備金及び関連項目</b>        | <b>7,325</b>   | <b>(15,249)</b> | <b>1,098</b>   | <b>(12,089)</b> | <b>(11,586)</b> | <b>7,131</b>   |
| <b>覚書<sup>(3)</sup></b> |                |                 |                |                 |                 |                |
| <b>外貨準備高</b>            | <b>99,387</b>  | <b>111,862</b>  | <b>105,931</b> | <b>116,362</b>  | <b>130,196</b>  | <b>120,654</b> |

出所：インドネシア銀行

P：暫定値

- (1) インドネシア銀行は、BPMSに従って、同銀行が公表するデータにおいてプラス記号及びマイナス記号を使用している。なお、プラス記号は流入、マイナス記号は流出を意味する。金融収支においてプラス記号は負債の増加又は資産の減少、マイナス記号は資産の増加又は負債の減少を示す。上表は、本書の形式に一致するよう調整されている。
- (2) 国際収支に含まれる輸出及び輸入の数値はインドネシア銀行により作成されており、BPSにより作成された輸入/輸出・貿易に関するデータとは範囲及び時期において異なっている。
- (3) 期末現在の外貨準備高を示している。報告期間中の全体の国際収支の黒字/赤字は、当該期間末現在の外貨準備高を増減させる。

### 第三部【特別情報】

#### 【債券及び利札の様式】

該当事項なし

#### 【振替外債の場合】

本債券には振替法が適用される。

振替法第127条において準用する同法第69条第1項第7号に規定する通知事項

#### イ 振替外債の総額

「第一部 証券情報 - 第1 募集債券に関する基本事項 - 2 募集要項」に記載する総額。

ロ 振替外債の外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者の名称  
株式会社三井住友銀行（財務代理人）

#### ハ 各振替外債の金額

1 億円

#### ニ 当該振替外債の利率

「第一部 証券情報 - 第1 募集債券に関する基本事項 - 2 募集要項」に記載する利率。

#### ホ 当該振替外債償還の方法及び期限

「第一部 証券情報 - 第1 募集債券に関する基本事項 - 4 償還の方法」に記載する方法及び期限。

#### ヘ 利息支払の方法及び期限

「第一部 証券情報 - 第1 募集債券に関する基本事項 - 3 利息支払の方法」に記載する方法及び期限。

ト 発行者が合同して当該振替外債を発行するときは、その旨及び各発行者の負担部分  
該当なし。

チ イからトまでに掲げるもののほか、当該振替外債に担保が付されている場合にあっては、当該担保に係る  
信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示  
該当なし。